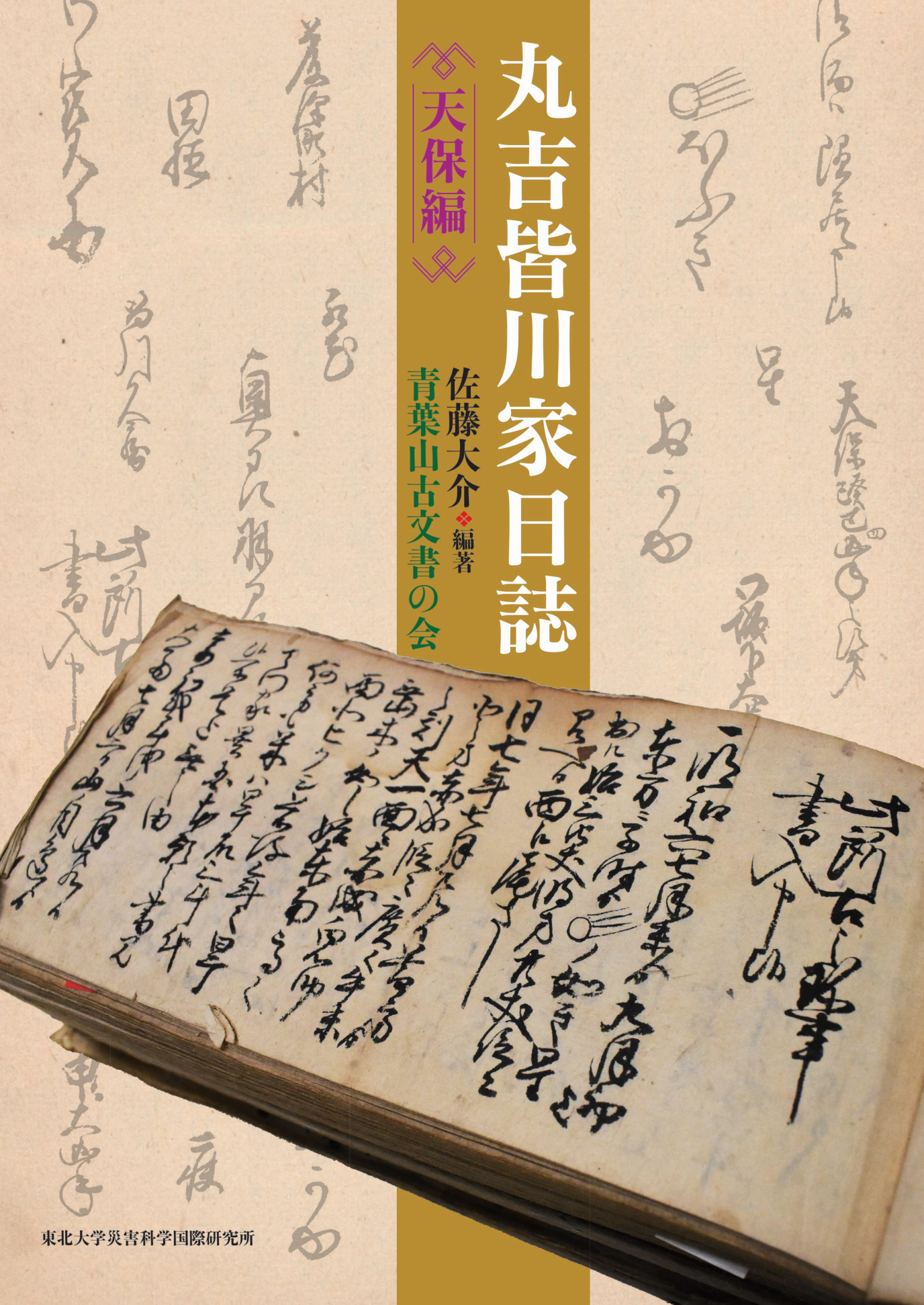


丸吉皆川家日誌

天保編

佐藤大介 編著
青葉山古文書の会



法皇御記

早

御中書

文

事

おる

御記

御中書

天保改元

丸吉皆川家日誌

天保編

佐藤大介 編著
青葉山古文書の会

丸吉皆川

日記

自筆

夜

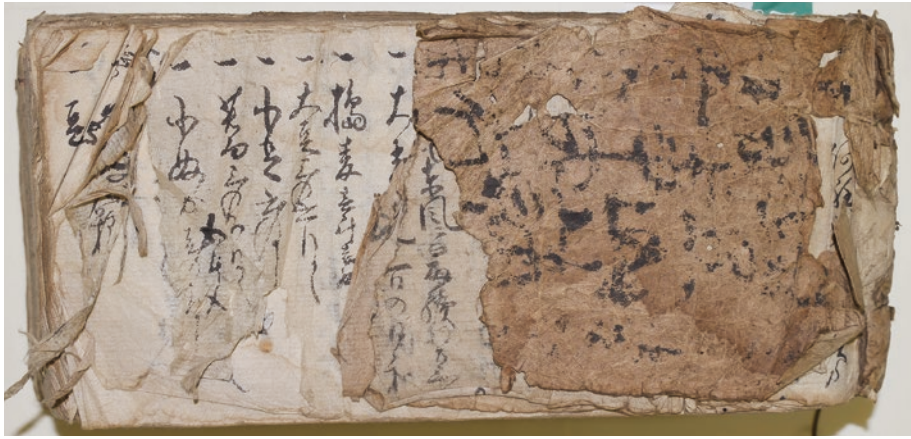
因

為

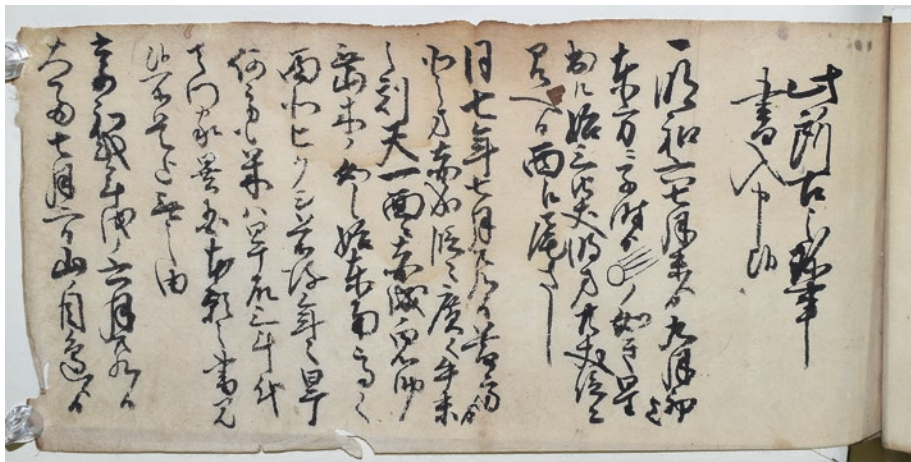
東

書

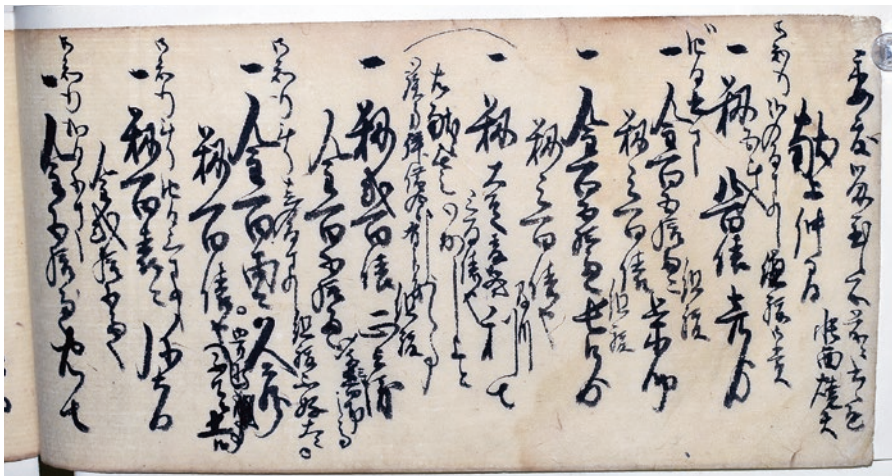
丸吉皆川



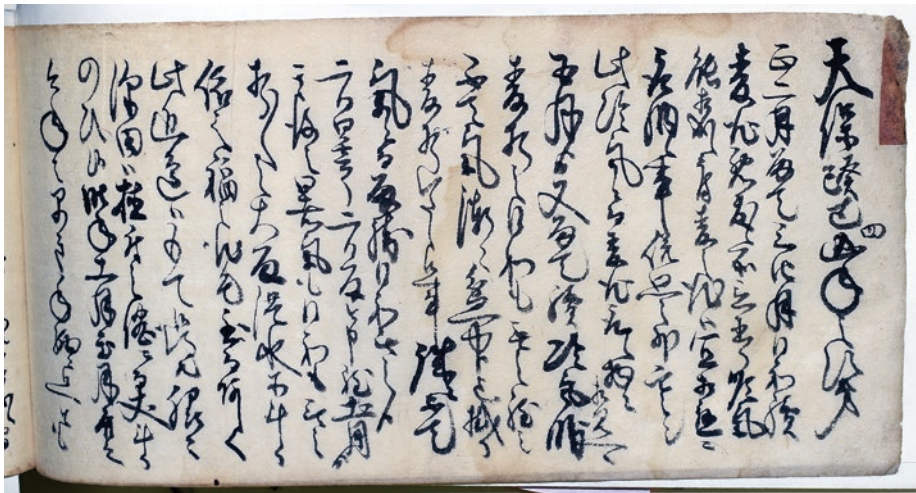
「丸吉皆川家日誌」(天明3年～天保15年)表紙



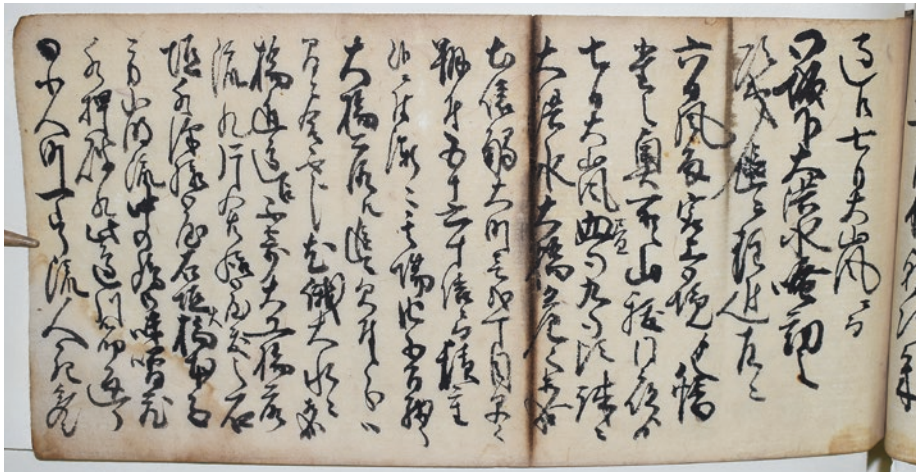
此所古之珍事書入申候(過去の珍事を書き入れる)とある部分



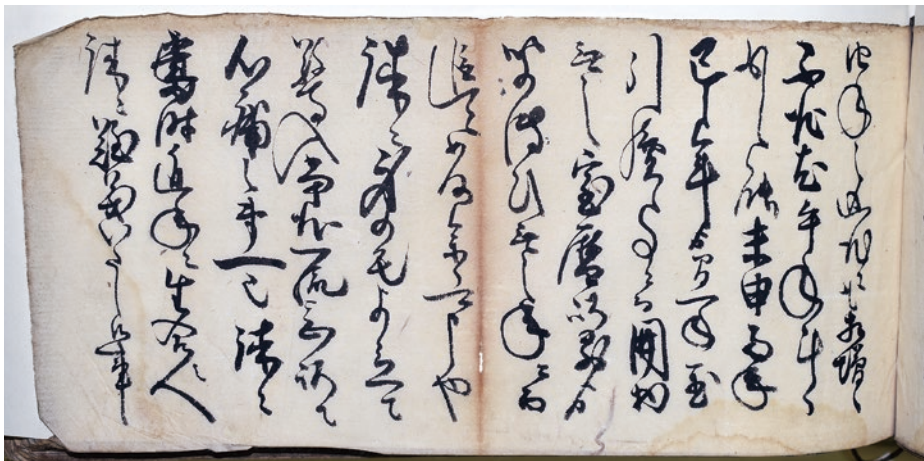
天保4年(1833)「献金仲間」の記事 左から3人目に「(皆川)久蔵」の名前が見られる



天保4年（1833）記事の冒頭「凶年之次第」とある



天保6年（1835）閏7月7日仙台下町洪水の記事



天保7年（1836）夏の大凶作に関する記事

『丸吉皆川家日誌・天保編』の刊行に当たって

皆川 龍 一

岩手県の最南端・宮城県境に接する所に一関市藤沢町があります。

この地は、古代の蝦夷、奥州藤原三代、その後の葛西時代を経て江戸時代には仙台藩領となり、明治維新後は岩手県となった地域であります。町内には、「陸奥話記」に記されている江戸貞任軍と源氏軍の戦いで、源氏軍が大惨敗を喫したといわれる「きのみ黄海」の古戦場があります。

その藤沢で江戸時代後期に丸吉（まるきち）という屋号の商家があり、今では屋号も存在も殆ど忘れられています。私の実家であり、私が一二代目に当たります。

丸吉の四代久蔵、五代久蔵（惣吉改め）、六代喜平治の三代約一〇〇年間にわたって書き継いできたものが丸吉皆川家日誌であり、その後の子孫が大事に保管してきたものであります。

今まで丸吉日誌については、一部の人には知られており、部分的には解読されて、関係資料等には引用されてきました。

数年前から、東北大学災害国際研究所の佐藤大介先生がその資料的価値に着目されて、青葉山古文書の会の皆様と全文解読に取り組みられました。私も門外漢であり

ますが、途中から子孫としてオブザーバーの立場で参加させて頂き、皆様の熱心な解説作業を敬服しながら見聞していました。

解説内容によると、丸吉は生糸、煙草、紅花等を主として、仙台、江戸、大阪、京都の商人と取引をし、又地元では薬種や書画・骨董、及び日用品等の商売をしていたようです。

又、日誌には地元の気象や祭日、市日の様子など日常の出来事を記していますが、特筆すべきは地元のみならず、片田舎にいなから仙台（藩内含む）、江戸、大阪、京都等の政治・経済の動向や出来事を把握し、時には外国の情報も手に入れていたことです。

これらは、商人同士の情報ネットワークが機能していて国内・外にも広く眼を向けていたことが窺われます。

丸吉皆川家日誌は、役人の書いた公文書とは違い、庶民側の記録であり、庶民の考えも時には入っていて、見るべきものがあると思われれます。

『丸吉皆川家日誌・天保編』の刊行に当たり、当日誌が仙台藩等の歴史研究の少しでもお役にたてば幸いと考えております。

最後に、長年にわたり当日誌の解説に御尽力頂いた東北大学の佐藤大介先生を始め、鶴飼幸子、熊谷新一、後藤三天、志田清一、竹内幸恵の諸先生方にあつく感謝と御礼を申し上げます。

刊行に当たって 皆川龍一 i

論説編

丸吉皆川家の歩みと「丸吉皆川家日誌」	佐藤 大介	3
皆川久蔵が見つめた天保期の仙台藩―「丸吉皆川家日誌・天保編」を読む	佐藤 大介	19

史料編

1 丸吉皆川家日誌	天明三年（一七八三）～天保三年（一八三二）	47
2 丸吉皆川家日誌	天保四年（一八三三）	82
3 丸吉皆川家日誌	天保五年（一八三四）	106
4 丸吉皆川家日誌	天保六年（一八三五）	124
5 丸吉皆川家日誌	天保七年（一八三六）	155
6 丸吉皆川家日誌	天保八年（一八三七）	246
7 丸吉皆川家日誌	天保九年（一八三八）	338
8 丸吉皆川家日誌	天保一〇年（一八三九）	391
9 丸吉皆川家日誌	天保一一年（一八四〇）	428
10 丸吉皆川家日誌	天保一二年（一八四一）	442
11 丸吉皆川家日誌	天保一三年（一八四二）	454
12 丸吉皆川家日誌	天保一四年（一八四三）	469

13 丸吉皆川家日誌……………天保一五年（一八四四）

479

青葉山古文書の会 会員ひとこと

481

論
說
編

丸吉皆川家の歩みと「丸吉皆川家日誌」

佐藤 大介

はじめに

「丸吉皆川家日誌」（以下「日誌」）は、江戸時代の仙台藩領、磐井郡藤沢本郷（岩手県一関市）の商家・丸吉皆川家（以下「丸吉家」）の当主が書き継いだ、約二〇〇〇丁（ページ）の記録である。現在は、丸吉皆川家の二代目当主・皆川龍一氏が所蔵している。

本書には、このうち天明四年頃（一七八四）から天保一五年（一八四四）まで、約一二〇〇丁分の全文翻刻を収めた。あわせて、本書を利用するための手がかりとして、編者の佐藤による論考二編を掲載している。まず本稿では、丸吉皆川家の来歴を確認し、日誌の成立および史料としての性格を考えた上で、これまでの利用状況と調査の経緯を述べることに

した。

なお、日誌本文からの引用については、関係記事の掲載部分について「〇〇頁・上・下」のように、ページ数およびその上段、下段のいずれの部分に掲載されているかを示すこととする。

一 磐井郡「藤沢町」について

（一） 仙台藩領の中の磐井郡と藤沢本郷

磐井郡は、現在の岩手県一関市、平泉町および奥州市の一部を範囲とする¹。江戸時代はそのすべてが、仙台藩領に位置していた。仙台藩は磐井郡を、おおむね「西磐井」（北上川東岸から奥羽山脈まで）、「流」、（旧花泉町から旧一関市の南東部）、「東山」に分けて支配していた。「東山」の地名は、

古代から見られるもので、北上川東岸、北上山地に位置する
一帯を指す呼び名でもあった。仙台藩は東山を「北方」と
「南方」に分け、それぞれに代官所を設置して統治している。
藤沢町は「南方」に所在していた。

東山は、北と東に連なる標高七〇〇〜八〇〇メートルの
山々、南の三〇〇〜四〇〇メートルの山々に囲まれた、いわ
ゆる中山間地帯に位置している。その南端に位置しているの
が、藤沢本郷である。「藤沢」の名称は、江戸時代の地誌
「封内風土記」によれば、嘉慶元年（一三八七）に相州藤沢
（神奈川県藤沢市）清浄光寺の遊行上人が当地で没し、藤勢
寺が建立されたことを期に、それまでの八沢（やさわ）郷か
ら「藤沢郷」に改められたという。その中心にあたる集落と
して「藤沢本郷」の名が付いたとされる。

江戸時代に入り、仙台藩が実施した寛永総検地で、藤沢本
郷は、年貢を徴収する単位としての「村」として把握されて
いる。天保五年（一八三三）の「陸奥国郷帳」^②では、石高
約一〇九〇石の「藤沢本郷」として記録されている。人口
は、天保二年（一八三一）時点で戸数三一九、人口一七九七
人であった。^③

（二）「藤沢本郷」と「藤沢町」

丸吉皆川家の代々が生活の拠点としていたのは、この藤沢
本郷の中にある町場集落である。戦国時代、当地を支配して
いた葛西氏の家臣・岩淵家の居館だった藤沢城の、いわゆる
城下町として形成されていた。藤沢城は、江戸時代の仙台藩
による領地支配においては「所」（ところ）として把握され、
ここを拝領した伊達家家臣の、事実上の城郭として機能して
いた。城主は、大町家、新田家（中村家）を経て、元禄八年
（一六九五）年からは伊達家で二番座の家格であった奥山家
一八二三石の居館^④となり、明治維新に至る。江戸時代中期に
は奥山家当主の館とともに、家臣たちが暮らす「侍屋敷」お
よび「足軽屋敷」が八四軒あり^⑤、武家地を形成していた。

一方、「百姓」身分の人々が暮らす町場は、江戸時代の検
地帳では「三日町」と「八日町」で、三日町は「仲町（中
町）」と「新町」、八日町は「下町」と「町屋敷」に分かれて
いた。藤沢本郷の肝入、組頭のほか、町ごとに検断^⑥が置かれ
ていた。交通の面では、仙台と、藩領の沿岸北部に当たる気
仙郡方面とを結ぶ宿駅としても機能していた。

ところで、「日誌」の中では、丸吉家が自らの暮らす町を

「藤沢町」と記している例が複数見られる。天明四年閏正月一四日条には、「藤沢町村」に対して飢饉救済のための御用金が課された、とある「五〇頁・下」。下って、天保四年（二八三三）九月上旬の記事として、凶作に際する御用金の相談が「藤沢町有徳の者ども」になされた、とある「九〇頁・上」。また、天保九年（一八三八）四月、丸吉家当主の皆川久蔵から大肝入に提出された、貧民救済のため金子を差し上げる願書を提出しているが、その肩書きには「藤沢町御百姓組頭」と記されていた「三四八頁・上」。そこで生活している住民自らの意識はもちろん、仙台藩の地方行政で取り交わされる公式の文書において「藤沢町」という呼び表されていた、ということになるのだろう。

江戸幕府に「村」と把握される地域が、商業や交通の拠点となるなど都市としての実態をもつことや、歴史的な経緯（由緒）を踏まえて自ら「町」を名乗り、公的な呼び名とするよう求める動きが見られることが明らかにされている⁷。藤沢「町」についても、そのような事例の一つとして位置づけられるのかも知れない。自他ともに「藤沢『町』」であることを共通認識とし、また公的文書への使用が認められていく

過程については別途明らかにする必要があるが、本稿では以後、丸吉家が日々の生活を営み、その様子を記録し続けた集落のことを「藤沢町」と表すこととする。

二 丸吉皆川家について

（一）丸吉皆川家の生い立ち

丸吉家に伝わる系図書⁸によれば、丸吉家は天正四年（一五七六）生まれ、元和九年（一六二三）八月に没した皆川靱負を祖とする。靱負の子・六郎右衛門は慶長七年（一六〇二）生まれ、延宝元年（一六七三）没。万治二年（一六五九）の新田開発に携わった結果、その土地の耕作にあたる「百姓」として登録された（「新田竿答百姓」とある。同年の新田検地帳には、当時の藤沢領主だった新田内膳の家中・皆河六郎右衛門の名が見えるともしている。詳細は不明ながら、この時期に仙台藩全体で活発に行われていた、武士を主体とする新田開発に参加し、成功によって新田家の陪臣として取り立てられた、ということになるのだろう。

丸吉家は、この六郎右衛門の三男・五郎兵衛の系統を本家

としている。五郎兵衛は寛永一六年（一六三九）に生まれ、宝永元年（一七〇四）に没している。

ところで、藤沢領主としての新田家は、元禄七年（二六九四）一月に栗原郡岩ヶ崎に所替えとなっている。

この際、五郎兵衛は新田家を離れ、藤沢町に土着することを選んだのかも知れない。五郎兵衛の子孫からは、皆川弥右衛門家（「皆弥」、舎家）、皆川助右衛門（喜右衛門）家（「舎」家）、丸吉家の三つの家に分かれていくが、いずれも江戸時代後期の藤沢町で屈指の商家となっていた。

丸吉家は、上記の五郎兵衛の三男・与三郎を「元祖」としている。⁹ここから利右衛門（宝暦一〇年一月七八歳で没）、惣吉（天明四年八月没、年齢不詳）と代が続く。惣吉には男子がなく、娘婿として、皆川助右衛門の三男で、宝暦五年（二七五五）二月生まれの久蔵利宣を迎えている。

（二）「中興の祖」皆川久蔵利宣

—— 商圏を広げ、資産を貯える

この久蔵を、丸吉家では「中興」として位置づけている。久蔵利宣は「大いに有徳、福のあることで名高く、智仁の

人」という人物であり、その商売は「三ヶ津」、すなわち江戸、大坂、京都と通じ、財産を拡大したとある。また神社仏閣への寄付を行った、とある。¹⁰仙台藩領東山では、江戸時代中期以降に紅花、生糸、煙草、紙などの商品作物の生産が広がっていった。久蔵が成年してからの天明年間（一七八一～八九）以降、すなわち一八世紀後半から一九世紀初頭にかけて、それらの取引によって、商家として経営を拡大していったと考えられる。

現在残されている皆川家の史料からは、例えば総資産の推移を示すといった、数値としてその様子を示すことは難しい。一方で、七代目の久蔵の時代になるが、天保六年（一八三五）七月に、以前から取引があったという各地の商人の名前を記している（表1）。これによれば、京都へは西陣織の原料となる紅花と生糸、大坂へは煙草、江戸へは煙草に加えて、仙台領沿岸の海産物、さらに気仙郡の山間部の特産品だったという気仙籠（竹かこ）¹¹の取引を行っていたことがうかがえる。

さらに、東回り海運の拠点港であった浦賀（神奈川県横須賀市）や銚子（千葉県銚子市）、利根川水運の要衝だった関

表1 丸吉皆川家の各地取引先

① 先年より京都通用の店

業種	名前	所在地・付記など
紅花問屋	近江屋佐助	至って懇意
紅花問屋	伊勢屋源助	
紅花問屋	伊勢屋理右衛門	
紅花問屋	綿屋勇藏	糸紅花問屋
紅花問屋	越後屋新七	
紅花問屋	若山屋喜右衛門	
紅花問屋	吉文屋彦市	
紅花問屋	岐阜屋八郎兵衛	本来糸問屋／至って懇意

このほかは、その時々により取引、とあり

② 大坂

所在地	名前	所在地・付記など
たばこ問屋	佐野屋弥三郎	四ツ橋
たばこ問屋	柳屋治兵衛	
たばこ問屋	小堀屋吉郎兵衛	

③ 江戸

業種	名前	所在地・付記など
たばこ問屋	和泉屋治兵衛	南新堀
武器・馬具店	高嶋佐兵衛	室町二丁目／気仙籠を登せる
五十集問屋	榎坂屋卯兵衛	小網町

④ その他 浦賀、銚子、関宿へ通用

(典拠) 本書史料編 129 頁

宿（千葉県野田市）とも交易していたという。東山に加え、隣接する地域の、東山では得られない特産品を買い、三都や関東方面での工芸品、食品、日用品及び嗜好品の需要に对应していたのであった。なお、丸吉家では薬種を取り扱っていることがわかるが、近江日野の商人で、仙台城下町・国分町に拠点を置いていた薬種商・小谷新右衛門家との関係によるものだと考えられる。

このうち、藤沢町や仙台藩の商人たちによる紅花の取引の経緯については、日誌の天保六年七月頃に次のような趣旨のことが記されている「一二八頁・下〜一二九頁・上」。

紅花ほど、値段が高下し、損得の激しい商売はない。領国中でも先年から紅花の出荷を行っているものはなく、家まで失った人々も多い。当地では『紅花方』の名を取り、上方は『皆川家の株』として、まずは弥右衛門、次に④忠七の親方が上方との取引をうまく行ったので、藤沢の仲間ばかりは銭を残して取引を続け、当地繁昌の時節となった。忠七親方で差配した最盛期には、紅花衆は一五〇から二〇〇駄、生糸も三から四〇駄を輸出。そのころは奥仙と南部で七、八〇〇駄、南仙で二、三〇〇

駄、あわせて一〇〇〇駄を出荷していた年もあったという。しかし紅花は「土地にあき」る（連作障害を指すか）もので、このころはようやく奥も南仙も一〇〇駄ぐらいになっている。五代目久蔵のころは、岩谷堂六日町（岩手県奥州市）の及川屋吉郎治方と取引して江刺や南部の紅花を買い付けていたが、現在は一関大町（岩手県一関市）の千葉新助殿に買い入れを頼んで、荷送りをしている。

文中の「④忠七親方」とは、四代目久蔵の娘婿で、文化年間に別家している。奉公人として丸吉家に入り、商才にたけ、三都での商いに当たったという^②。詳細な検討は必要であろうが、文化年間頃、丸吉家、皆川弥右衛門家、忠七家の同族三家で、仙台藩領から出荷される紅花の二割を取り扱っていた、という認識が示されているのである。そのことが、三家のみならず、藤沢町に繁栄をもたらしていたのであった。三家の連携は、関東方面との取引にも及んだとみられる。久蔵が行ったという神社仏閣への寄進と関連して、それを垣間見ることのできる史跡が、一関市藤沢町に現存している。「藤沢」の由来となった藤勢寺に隣接する薬師堂の前にある



皆川屋久蔵らが寄進した常夜灯

二基の石灯籠である。文化一四年（一八一七）四月に奉納されたもので、寄進主は皆川屋久蔵、皆川屋弥右衛門、皆川屋忠七である。忠七は丸吉家の別家である。奉公人として丸吉家で働いたが商才があり、江戸や京都、大坂に数年登って「繁昌」させたとして、久蔵利宣の娘を配したとある。さらに「世話人」として、相州浦賀（神奈川県横須賀市）の気仙屋長七の名前が刻まれている。気仙屋については、西浦賀田中町に所在し、岩城平藩や水戸藩、中村藩など現在の福島県および茨城県に所在した諸藩の年貢米を取り扱う穀宿、およ

び小型廻船の経営を行う商家で、気仙沼（宮城県気仙沼市）や石巻など仙台藩領の廻船商人との取引関係がうかがえるという¹³。丸吉家は同族の商人たちとともに、浦賀の廻船商人を経由して、前述した江戸の商人たちに荷物を送り出していたということだと考えられる。

丸吉家の資金力を示す事例としては文化六年（一八〇九）年、仙台藩が蔵元商人としていた大坂商人・升屋平右衛門の信用力を担保にして発行された「升屋札」と通称される藩札とのかかりである「三八六頁・上」。天保九年（一八三八）一月に、新たな藩札の発行と関わって五代目の久蔵が回顧した内容となるが、文化一二年（一八一五）八月、先代の久蔵ら藤沢町の富商たちは千厩の代官所に呼び出され、「御蔵元御宝札手形」を升屋平右衛門の名前で「奥筋取り開きのため」に発行するので、正貨との引替所を引き請けるよう命じられた。丸吉家では金一〇〇両を拝借し、役割を請け負ったというものである「三八六頁・上」。升屋札の元手は仙台藩産の米の運用であることは知られているが、特産品で取引で潤う東山の有力商人に融資し、運用させる形で、東山商人の資金力を藩財政に組み込もうとしていたのだということであ

ろう。

丸吉家の地位を築いた久蔵利宣は、文政一〇年（一八二七）八月九日に没している。

（三） 苦難の時代を生きる——五代目・皆川久蔵利宣

久蔵利宣の嫡子は、はじめ想吉といったが、後に「久蔵」の通称を襲名した。丸吉家の五代目・皆川久蔵利宣である。「日誌」の記事の年代は、先代の久蔵利宣の時代も含まれるが、大半はこの久蔵利宣が生きた天保年間、特に天保四年（一八三三）凶作からの、藤沢町の出来事や、そこで得られた様々な情報、風聞である。なお以下の叙述は、断りのない限り、「久蔵」と記すときは、この四代目久蔵のことをしめす。弘化四年（一八四七）八月六日に数え六六歳で死去した、ということから、生年は天明元年（一七八一）頃ということになる。

久蔵の代の資産がどの程度の資産を引き継いでいたのか。言い換えれば、丸吉家も含めた藤沢町の商家が、天保初年の視点でどの程度の資産を形成していたのか。目安となるのが、天保四年（一八三三）九月、この年の凶作に際し、仙台

藩が求めた救済のための金石の献上に応じた人々を「献上仲間」として記した「日誌」の記事である（表2）。丸吉家のほかには、文化年間から仙台藩への献金を行っていたという及川利七、大阪との取引で富を得て「大皆川」と称された皆川喜右衛門、前述した丸吉家の分家で、天保の頃に古川以北の紅花・煙草・生糸を京都、大坂に商った皆川忠七、皆川喜右衛門らと協力した取引の一方、石巻や萩の浜（いずれも宮城県石巻市）から「カネ十」の商旗を押し立てた大船を送り込んだという橋本栄助の事跡が判明する。献金額が経営規模を反映しているとすれば、丸吉家はこれら三家に次ぐ程度の資産を有していたということになる。他の人々も含め、藤沢町や仙台藩の非常時に、米穀や金銭を提供して救済活動に当たったのが、ここに登場する藤沢町の「有徳衆」であった。

忠七、喜右衛門、栄助は、献金に金によって仙台藩における最下級の武士身分相当の「組拔」身分を獲得している。仙台藩の献金制度は、藩側が献金額に応じて、士分や苗字・帯刀などの身分、酒屋や味噌醤油醸造、質屋など経営に関わるもの、知行地の獲得などの特権を示し、献金する側が内々に

表2 天保4年(1833)献上仲間

名前	献上高	褒賞
(皆川) 喜右衛門	粃 800 俵 (1 俵 5 斗入)	御知行 2 貫 110 文、「組拔」
(橋本) 栄助	金 150 両・粃 300 俵	御知行 460 文、「組拔」
(皆川) 長左衛門	金 150 両・粃 300 俵	「組拔」
及川利七	粃・大豆・麦 300 俵	(記載なし)
正兵衛	金 150 両・粃 200 俵 (\times 金 1,500 切 (375 両))	「組拔」
(皆川) 久藏	金 100 両	知行 1 貫 115 文
(皆川) 弥右衛門	粃 100 俵・金 25 両	知行 430 文
(皆川) 忠七	金 50 両	知行 250 文
清助	金 30 両	(知行、高の記載なし)

(備考)

・仙台藩の金 1 切は金 1 歩に相当 (4 切 = 1 両 / 約 10 ~ 15 万円換算)

交渉した上で希望するものを選ぶという形を取っていた。¹⁴ 一方で丸吉家の当主・久藏は、「組拔は好まず、大いに骨折した」「九一頁・下」と、「百姓」身分であることにこだわっている。一方で、天保八年(一八三七)四月二八日、藩への献金五〇両に対して、別家の久藏と共に永々(子孫にいたるまで)の苗字御免となったことを喜んでいる[「二九二頁・下」。士分や帯刀には一線を画しつつも、町の中で「皆川」姓を公式に名乗るということに意識があったということだろう。なお天保九年(一八三八)四月に献金五〇両を行った際、久藏の肩書きは「藤沢町御百姓組頭」であった。就任した時期は不明だが、藤沢町の村役人ともなっていたのである。

三 「丸吉皆川家日誌」について

ここでは、日誌の成り立ちについて考察したのち、本書の刊行に至るまでの利用の状況について述べる。

(二) 成り立ち——「日誌」の構成

「丸吉皆川家日誌」の原本は、縦一三センチ、横二八センチ、厚さ一三センチの、短辺・右綴じ・横長の帳簿である（口絵1）。

帳簿には、厚手の和紙で表紙が付されているが、大半が欠けている。また、文字が書かれている痕跡があり、丸吉家でこの「日誌」に対して付けた本来の表題があったと考えられるが、表面の摩耗が激しく、読み取ることは出来ない。後述するように、「日誌」とは、あくまで後年に付された便宜的な名称である。

表紙に続く記事の部分についても、冒頭からしばらく原本が破損している。年代が明記されている最初の記事は、天明四年（一七八四）四月、仙台藩が前年の凶作へ応として銀札を発行した件である「五五頁・下段」。そこから判断すると、判読出来る最初の記事は、天明三年（一七八三）四月から五月の長雨と、この地方特有のやませと呼ばれる風を示す「東風」がふき続いたことに関するものである「四七頁・上段」。記録をはじめた時期は、もっと早まる可能性もある。一方で、冷害からの飢饉という大きな出来事をきっかけに、

記事の内容がより細かくなっていった、ということになるのだろう。

天明の飢饉に関する記事の後には、「此所古之珍事書入申候」と題した記事に移っていく「七一〜八一頁」。冒頭は、明和六年の異星出現に関する記事だが、大半は寛政（一七八九〜一八〇一）以降の仙台藩領内の出来事、さらに、江戸や大坂、京都および西国、蝦夷地での天変地異や事件に関する情報である。これらは、同時代の日本列島各地で記された日記や記録類でも確認出来る内容ではあるが、藤沢町にもこれらの情報が伝わっていたことが改めて確認出来る。あるいは丸吉皆川家が三都との結びつきを通じて経営を拡大する中で、各地の動きへの関心を高めていったことを示しているのだろう。

このあと、「日誌」は天保四年（一八三三）へと至る。前年に仙台城下町や藤沢町など領内で行われた、天明飢饉から五十回忌の供養や、この年以前も度重なる洪水等で連年の不作が続いていたことなどを述べた後、「天保癸巳凶年之次第」として、この年の飢饉に関する様子が綴られていくのである。

(二) 記録を残し、受け継ぐ

—— 大火での「帳面」焼失と再生

ところで天保四年の記事中に、日誌の成立に関わる次のような記述がある。

天保四年の成り行きをくわしく記録していた帳面が、翌年九月三日の類焼で焼失した。大略を記した「小さな珍事留帳」は残り、これにも天保四年の成り行きを記していたので、今度改めてまた「記録帳」を取り立てて、記し置く。「八三頁・下〓八四頁・上」。

ここから、久蔵（丸吉家）では、時事を記した記録を複数記していたこと、主な記録と見られる「帳面」が大火で一度失われ、焼け残った記録をもとに作り直した「記録帳」が、現存する丸吉家の日誌だということがわかる。焼け残った「珍事留帳」は、前述した「此所古之珍事書入申候」の部分のことかとも考えられるが、それ以前の時代についても、同種の記録から改めてまとめたのかも知れない。このようにして復元された「記録帳」すなわち「丸吉皆川家日誌」への記事の書き込みは、天保五年（一八三四）以後も続いていたのである。久蔵の記録を残すことに対する強い意識がうかが

える。

その理由は、久蔵自身の「記録すること」への意識はもちろん、丸吉家の経営にとって、記録が重要な位置を占める行為だったからとも考えられる。日誌の多くを占めるのは、藤沢町で開催されていた三日と七日の市での物価変動、米や商品作物の作柄、蚕の成育具合など、丸吉家の経営に直接関係する経済の動きに関するものである。それらのことは、天候の移り変わりに加え、三都での諸相場、仙台藩や江戸幕府などの政治的な動きなど、日本列島全体の動きで左右される。「日誌」を作り始めた理由について直接に記した記事はないが、多様な情報を、丸吉家が今置かれている状況を判断する根拠とするとともに、次代以降の当主が家を存続させていくための記録を残そうという、丸吉家の当主としての責任意識に基づいて書き継がれたのであろう。

なお丸吉家の当主が、自家で保存されている天保期の記録を参照していた事例がある。文久二年（一八六二）夏から秋にかけて、仙台藩領ではしかが流行した際、久蔵の跡を継いでいた皆川喜平治は、「留帳」を見て、天保七年の江戸からの書状に、「この節、はしかが流行している」と送ってきた

こと、当地（藤沢町）の流行の様子については「書留」に見られないと、久蔵に引き継いで記していた日誌に見られる。ただし、ここには天保九年（一八三八）に麻疹が流行していたことが記される一方、江戸の書状の写しは見られないので、あるいはさらに別の記録があったのかも知れない。

再び久蔵に戻って、天保五年九月の大火による記録の消失もあって、天保五年までの記事はどちらかといえば事件が中心である。天保六年（一八三五）以後は、まさに「日誌」と呼べるような、毎日の天気を数日分まとめて記載した後、おむね上旬・中旬・下旬で出来事をまとめて記載する形となる。特に天保六年から九年（一八三八）は、この間の地震や水害、さらに大冷害と、それらへの社会的な対応に関する記事が豊富に記される。天保一三年（一八三九）以後は記述の量が減っていき、現存しているなかでは、天保一五年（一八四四）夏の記述が最後となっている。久蔵は少なくともその死の三年前まで、記録を付け続けていたのである。

四 「丸吉皆川家日誌」のこれまでの利用

ここで、「丸吉皆川家日誌」の、これまでの利用状況について、確認出来た範囲でまとめておく。

（一）戦前～二〇世紀の自治体史などでの言及

日誌は、戦前の藤沢町における郷土史研究、郷土史教育において利用されている。

昭和十一年（一九三六）には、保呂羽小学校の校長だった及川孝一氏により「郷土叢書第一輯」として、『幕末の記録をたづねて』が公刊されている。¹⁵ 日誌の主要項目を摘記して項目ごとにまとめて解説を加えたもので、磐井郡を中心に流布したとみられる。¹⁶ 刊行されたものとしては、一九四一年の藤沢町郷土研究会『岩手藤澤誌』があり、同書の人物編には「救恤徳行者」として、皆川久蔵と喜平治が仙台藩に多額の献金を行ったこと、また喜平治について「多年の日記を今に存し、事の細大を漏らさないで旧事旧慣を調査する好資料となつてゐる」と、日誌の存在を記している。¹⁷ また「産業」

や「飢饉」の項目に、出典は明記されていないが、日誌の原文を引用する形での叙述が見られる。¹⁸⁾

戦後については、一九七九年刊行の『藤沢町史』上巻に、所蔵者を明示しない形で、天保飢饉および天保五年大火の記事が、原文のまま本文に引用されている。

かつての仙台藩東山に残された古文書は、終戦後の近世庶民生活資料調査事業で、所蔵者方に残されていたものが確認され、旧仙台藩領だった地域の自治体史編さんや、地域史の研究に多数活用されてきた。例えば、戦災で多数の史料を失った『仙台市史』（旧版 一九五〇～五八）の史料編には、東山南方の大肝入文書が多数収録されている。また宮城県史でも、東山南北の古文書が多数調査されている。¹⁹⁾しかし、日誌も含めた丸吉家の文書は、所在が把握されていないかつとみられる。

一方で、日本列島で起こった歴史地震に関する記録を集成している宇佐美龍夫編『新修日本地震資料』五巻（一九八五年）には、安政三年（一八五六）七月二六日に起こった地震および気仙沼での津波被害に関する記事が収録されている。ここでは出典を「皆川家日記」、所蔵は岩手県立図書館とし

て掲載されている。

岩手県盛岡市にある県立図書館には、「皆川家日誌」として、天明から天保末年の紙焼きでの複製が貴重書として所蔵されている。このうち、天保七年記事については原本の一部が欠損していることがメモ書きされている。前述の地震記事を含む幕末維新期の日誌（複製）については、現時点では所蔵が確認できない。なお県立図書館による調査の経緯は不明である。

（二） 原本の所在確認から解読へ——二〇一〇年代の活動

本書所収の「丸吉皆川家日誌」については、まず岩手県立図書館所蔵の複製本をもとに、二〇一五年一月から翌年一二月まで、青葉山古文書の会による解読作業を実施した。この会は、一九七六年から活動を続けている宮城県古文書の会と、東日本大震災で被災した古文書のレスキューをきっかけに古文書学習を始めたボランティアの、それぞれの有志に、丸吉皆川家日誌への解読作業の参加を呼びかけて結成されたものである。

その後、二〇一五年六月に一関市博物館の依頼で実施し

た、一関市千厩町での古文書デジタル撮影に参加した郷土史関係者へ、原本の捜索について協力を依頼した。また前述の解読成果も踏まえ、二〇一六年五月の仙台市環境局主催の「たまきさんサロン」(仙台市)で、天保六年(一八三五)閏七月の仙台北下町での大洪水「一三三頁・下」一三四頁・「下」を題材とした市民向けの講演を行った。その結果、二〇一六年五月に丸吉家の一三代目で、現所蔵者の皆川龍一氏と連絡が取れ、原本が残されていることを確認出来た。同年九月二三日、二四日に、日誌の原本も含む現存史料の撮影調査を実施。二〇一七年九月から現在まで、嘉永六年(一八五三)から明治六年(一八七二)までの作業を進めており、戊辰戦争前後の部分については全文を電子公開している。²⁰⁾

原本調査とその後の解読作業の中では、天保七年分の一八丁分と、天保一五年分の一丁が、それぞれ別の綴りとして保存されていることが確認されたため、追加で解読している。すなわち、本書に所収されているのは、丸吉家で記され、現在まで伝わった、天明の飢饉から天保末年までの間の、すべての記事ということになる。

なお名称については、岩手県立図書館で付したものに、「藤沢町の商家・丸吉皆川家の記録」として公表したいという現当主・皆川龍一氏の意向を踏まえて、その屋号である「丸吉」を付して、「丸吉皆川家日誌」としたものである。

おわりに

以上、丸吉皆川家とその日誌に関する基本的な情報についてまとめた。

前述したように、過去にも部分的には利用されてきた「丸吉皆川家日誌」であるが、その全文を翻刻して公刊するのは、もちろん今回が初めてである。

仙台藩領で庶民が記した、比較的長期間におよぶ日記・記録類が公刊された例としては、各村の契約講が年単位での出来事を記した記録²¹⁾や、暦の余白などにその年の出来事を記した「暦面裡書」がある。²²⁾ また地域有力者によるものとしては、気仙郡今泉村の検断が文化年間から天保末年の出来事を記した記録がある。²³⁾ これらの記録と比べても、丸吉皆川家日誌の記事は、その情報の質量で群を抜いている。

続刊を予定している嘉永六年（一八五三）から明治六年（二八七三）までの記録とあわせて、仙台藩にかかわる地域史、郷土史の研究はもちろん、地域の視座から日本列島の歴史を考えるための手がかりを与えてくれると確信している。

注

- (1) 以下、磐井郡及び東磐井郡、藤沢町についての記述は、注記のない限り『日本歴史地名大系 岩手県の地名』（平凡社一九八二年）による。なお東北大学契約のジャパンナレッジにて閲覧した。
- (2) ここでは、国立公文書館デジタルアーカイブで公開されているものを利用した。
- (3) 『岩手藤沢誌』（藤沢町郷土研究会、一九四一年）。なお典拠が「皆川喜平治の記録」とあるが、日誌も含めて現存する丸吉皆川家の史料中に、該当する記録を確認出来ない。
- (4) 奥山家当主の居館は、地元の人々からは「ごいかん」と呼ばれていたという（皆川龍一氏談）。
- (5) 『藤沢町史』上巻、一〇六頁。
- (6) 仙台藩の「検断」は、宿駅業務をつかさどる役人であり、他藩における宿駅の間屋運に相当する役職だとされる（『仙台市史』通史編3近世1 仙台市 二〇〇一年）。ただし、日

誌の記事からは、藤沢本郷全体の行政にかかわる業務を行っていることもうかがえる。

- (7) 渡辺浩一「近世在方町の町・宿呼称の変化について」『史料館研究紀要』二三、一九九三年（同著『近世日本の都市と民衆―住民結合と序列意識』吉川弘文館 一九九九年所収）。
<http://doi.org/10.24619/00001232>
- (8) 「皆川氏嫡子門葉一統之系図」（丸吉皆川家文書 整理番号3―2／整理番号は筆者による）
- (9) 「（万留帳）」（丸吉皆川家文書 整理番号1―6―1）。
- (10) 注(9)史料。
- (11) 気仙郡の山間部に当たる世田米、上有住（いずれも岩手県住田町）で生産されていた。（『住田町史 第3巻』岩手県住田町 二〇〇一年、八六四―八七一頁など。なお
https://crd.ndl.go.jp/reference/modules/d3ndlcrdentry/index.php?page=ref_view&id=1000102038 も参照。
- (12) 前掲注(9)史料。
- (13) 加藤晴美・千鳥絵里「浦賀湊の景観及び機能とその変容過程―西浦賀を中心として―」（筑波大学『歴史地理学調査報告』一一、二〇〇六年）。
<http://hdl.handle.net/2241/105154>
- (14) 拙稿「仙台藩の献金百姓と地域社会」『東北アジア研究』九

二〇〇九年。

<http://hdl.handle.net/10097/44072>

- (15) 私家版。皆川龍一氏から、原本を電子入力したものの提供を受けた。記して感謝したい。
- (16) 現在の公共図書館では、岩手県一関市の一関図書館および藤沢図書館での所蔵を確認出来た。
- (17) 『岩手藤沢誌』、一二七頁。
- (18) 前掲注(15)書、四一〜四二頁(「産業」、五一頁(「飢饉」)。
これらも含め、編さん事業で筆写された古文書の複製本約一二〇冊が、『宮城県史筆写資料』として、宮城県公文書館に収蔵されている。
- (20) 『鉄虎堂電子拾遺 丸吉皆川家日誌』一〜五。二〇二〇年六月。慶応三年(一八六七)九月から明治五年(一八七二)まで。
<http://hdl.handle.net/10097/00127878>
- (21) 伊具郡角田(宮城県角田市)で江戸時代から昭和年間まで書き継がれた「本町契約帳」(『角田市史』3 角田市 一九八六年)、柴田郡村田町(宮城県村田町)の本町契約講帳(『村田町歴史資料集』一〇、二〇一四年および同書一三、二〇一八年 いずれも村田町刊行に所収)。
- (22) 『宮城町誌』資料編(宮城町 一九六五年)、『南方町史』(宮城県南方町 一九七五年)など。

(23) 渡辺兼男編『角屋敷久助覚牒 検断久助文化・文政・天保の記録』(共和印刷企画センター 一九九四年)。

皆川久蔵が見つめた天保期の仙台藩——「丸吉皆川家日誌・天保編」を読む

佐藤 大介

はじめに

ここでは、本書に収めた丸吉皆川家日誌のうち、天保四年

(一八三三) から天保二五年(一八四四)ごろまでの記事に基づき、丸吉皆川家当主だった久蔵利官の視点から、藤沢町を中心とする仙台藩の政治・社会の状況について叙述していく。

この時代は、いわゆる天保の飢饉に当たっている。天保四年から九年まで冷夏が続き、凶作をきつかけとする社会の動揺が続いた^①。その中でも、天保八年(一八三七)の大凶作は、直後の被害にとどまらず、正貨の流失による経済の混乱、多数の死者を出したことにともなう田地の荒廢など、その後の仙台藩の動向に強く影響を残すことになった^②。

その時代に丸吉皆川家の当主だったのが、五代目の久蔵利官である。丸吉家にとつての天保時代がどんな時代だったのか、丸吉家に伝わる記録^③の中に、それを端的に示す、次のような趣旨の叙述がある。

「天保四年の巳年より凶作が続き、御上へ献金する。また類焼が二度。御手形(藩札)下落などの損金で大痛みになり、難義に及び、相続持ち伝え、(喜平治)へ譲りとなる」。まさに、仙台藩における天保の飢饉とその後の混乱、さらには天保五年と八年に起こった藤沢町での大火といった、揺れ動く社会の中で、丸吉家を保っていたのである。その様子がつぶさに記されているのが日誌ということになる。ここでは、丸吉家自らの評価に従い、天保の飢饉への対応、その中で起こった大火、さらに飢饉後の通貨の混乱に関する記事を中心に触れることとしたい。

なお本稿でも、日誌本文からの引用については、関係記事の掲載部分について「〇〇頁・上／下」のように、ページ数およびその上段、下段のいずれの部分に掲載されているかを示す。また、日にちはすべて原表記通りで、旧暦となる。

一 苦難の始まり——天保四年

(一) 天候不順と冷害

天保四年（一八三三）は、一月、二月と雨天が続く、三月、四月は晴天が続いて、麦作も相応であった。ところが、その収穫を控えた五月から再び雨天が続く、「二日曇り、二日雨」のような状況となった。七月一九日、台風が多いとされる二十十日を過ぎたあたりから天候が回復し、稲の花も順調につき始めた。ところが、八月一日の夜に大嵐が襲う。これを期に、人々の間で「今年はいよいよ凶作である」という観測が広がり、備えを始める者が増えたという。盆の頃からは、藤沢町近辺の村々では、近隣の山で非常食になる植物の採取が盛んになっていったという。

八月二日からは冷気が強くなり、九月に入ると霜により、

稲やほかの作物への被害が広がったという。藤沢や津谷川、大籠、保呂羽、釘子の各村では一円というほどに実らず。原因の一つは、「ぶんご（豊後）」と称された晩稲の作付けが広がっていたことにもあったと見られる。

前年、仙台藩では天明三年（一七八三）の凶作、すなわち天明飢饉から五〇年にあたって犠牲者の供養を命じていた。仙台城下町や、東山南方では千厩の道光寺で供養が行われ、丸吉家など藤沢町の「暮らし柄のよろしき衆」からも寸志が提供されていた。一方で藤沢町の人々は、初め「あの時よりはよい」と話し合っていたが、この間の状況を経て「天明よりも悪い五十一年目の飢饉」だとして、食糧不足を懸念して世上が騒がしくなったという。

久蔵は、奥羽諸国の凶作の状況にともなう米の流通の状況と、これに対する領主層の対応についての情報を記している。大坂からは江戸表、さらには羽州に向けて米の移出が進み、秋田様（秋田藩）ではそれを確保できたため騒ぎが収まったこと。一方で仙台藩では手配が間に合わず、十月に大坂が津留で米の移出が出来なくなったため、確保に難儀することになった。各地の情勢については、書状に加えて、例え

ば八月下旬には京都に登っていた④皆川忠七から直接聞くといった、藤沢町の商人衆が各所と取り結んでいた交流関係を通じて得ていたのである。

(二) 仙台藩の対応と藤沢町の人々

藩領内では「郡留」として、郡を超えた米の流通の差し止め、抜石（米の密売）の取り締まり、酒造の制限・禁止といった対応がなされた。しかし、このことで逆に米の流通が止まる一方、濁酒を「おかゆ」、清酒を「隠居」と称して密造・密売する人々も現れていたという。

その中で、丸吉家や藤沢町の有力な商家は、藩から御用金を求められることになる。九月七日、飢饉対策を担当するため設置されたとみられる「御別段御役人様」ら七名が、予告なく急に藤沢町に来訪した「以下、八九頁・下〇九〇頁・下」。目的は、藤沢町の富裕者の財産調査と、御用金の確保であった。役人たちは、次のような趣旨のことを申し渡したという。藤沢町の「有徳の者ども」は穀物や金銭をおびただしく貯えている。東山は「御宝国」ともいえる、かねてからの貯えがある土地柄である。自分たちは、余分を、貯えのな

い場所に送って御領内を「一統平均」する役柄で、このたびは別段に密かな御用のために来訪した。

その後役人たちは、村役人の案内で、最初にもっとも貯えがあるという（皆川）喜右衛門方の調べに入った。不安を抱く久蔵らに、役人衆はさらに、隠し持つのはよろしくないが、貯えることは誠に結構なことである。今回は、領内にどれだけの貯えがあるのかという「分慮」を調べるだけであるとしている。この取り組みは出入司の小松新治の発案であり、小松が小身の役人から出世した人物だということが記されている。富裕者の調査も含めた対応や、困米の不足で諸士から下々まで難儀していることを「御上様」（藩主・伊達斉邦）が救済したいと考えている、といった役人からの説諭に応じて、久蔵もふくめ藤沢町の有徳人から米穀や金子が差し出されていた（論説1の表2を参照）。東山からの献上は米二万石分にも及んだとする。これらは一月七日に（黄海）七日町（岩手県一関市）から川下げされ、三分の一は石巻、三分の二が仙台城下町へ運ばれた。輸送が始まったのをきっかけに、領内の雰囲気は落ち着き、領内の他郡に比して圧倒的な額を献上したとして、東山や藤沢の有徳者の大評判を呼

んだと記している(九一頁・下〜九二頁・上)。

(三) 食糧を求める人々

一方で、食糧が不安定な状況は続いていた。久蔵は、一月頃の状況として、様々な山野草から作る飢饉食(かて)の製法を詳細に記録し、それらが流行していたことも記す[九三頁・上〜九四頁・上]。人々の毎日の会話も、「凶年の難義」や、食事の割合(米と雑穀の比率、のような話か)、かて(非常食)の製法のことばかりで「面白くない」という感想を洩らしていた[九六頁・下]。

また仙台城下町の大商人方や、藤沢の領主・奥山家では、かねてから貯えていた碎け米が助けになったという[一〇三頁・下〜一〇四頁・上]。年末には、藤沢町では米の値段も下がったという。藩がある程度の圃米を確保していたこと、心がけのある者には貯えがあつたこと、山野での飢饉食の確保を早めに始めたことが奏功したと評している[一〇二頁・上〜下]。一方で、石巻では九月から疫病が流行し、食糧の不足によるものとする[一〇三頁・下]。胆沢郡では圃米が無い、人々が松の木の根の間皮や、草の根まで掘って

いたという。領内の状況も同様ではなかったのである。

二 飢饉と、打ち続く天変地異―天保五年・六年

(一) 仙台藩への献金

丸吉家ほか藤沢町の有徳者からの金と米穀の献上は、天保四年の凶作に対する救済の元手となった。天保五年(一八三四)二月二八日、久蔵ら「献上の仲間」へ、藩の評定方から仙台城への呼び出しがあつた。藤沢町からは久蔵と橋本栄助、東山全体からは六、七人ほどが仙台城下町に向かった。三月五日、久蔵らは仙台城内の百軒蔵にて、奉行や出入司、郡奉行が列席する中でお誉めの言葉を受けた。久蔵は献金の見返りに知行地一貫一五文を与える旨の書付を受け取っている[一一〇頁・下〜一一六頁・上]。

その一方で、城下町や東山の藩役人、さらに大肝入や村役人らへの土産に金七両以上もかかり、大きな費えだったと不満を延べ、「組拔」などになるのは無用のこと、としている。子孫へ伝えよう、という意図も感じられる。本書所収の別稿で述べたとおり、久蔵やその跡継ぎとなった喜平治も含め

て、百姓身分であることを貫いたのであった。

前年の凶作に対応した仙台藩での救済策については、仙台城下町および下街道（藩領の街道か）での道路普請が行われ、さらに仙台城下町の亀岡山に藩祖を「伊達大明神」として祭るための新宮建設も御救い普請として行われたが、完成目前で取り壊しとなって三万両を失ったとする。

しかし、仙台領の状況は奥羽の他地域に比べれば安定していたらしい。正月から二月にかけて盛岡藩から流人があり、それが落ち着いた後、三月末からは秋田や津軽、さらに村山郡から、仙台で助かるとして多くの人が流れてきたという。道々には行き倒れた人も多かつたという。これら「北国」に比べ、仙台は誠にゆるゆると暮らせて安心だということが、他国にも伝わって評判がよかつた、と記している「一一二頁・上〜下」。仙台藩主・伊達斉邦から各藩に「御進物米」として五〇〇〜一〇〇〇俵もの米が提供されているが、そのこともまた他国からの評判を高めたと評している「一一三頁・下」。近年の研究で、仙台藩が奥羽全体の旗手としての自意識を持っていたことが明らかにされつつある⁴⁾。仙台領の住民の一人である久蔵は、仙台藩の名声が救済によって高ま

ることを積極的にとらえていたのである。

（二） 藤沢町の大火

天保五年九月三日夜五つ時（午後八時頃）、藤沢町で大火が発生した。おりからの風にあおられて燃え広がり、上町と下町にて、街道に面した八六軒が焼失。奥山家の家中屋敷や、土蔵などもあわせて大小四〇〇軒あまりが焼失した。丸吉家も、土蔵一棟を残して焼失した。生糸などの商品、家具、金をかけて作ったという脇差一〇本や、京都で求めたという屏風など一〇〇〇両を失った「一一五頁・上〜一一六頁・下」。この状況の中、仙台城下町・国分町の小谷新右衛門家で奉公していた久蔵の子・竹次郎が急死し、五日に遺体が戻ってきたという「一一六頁・下〜一一七頁・上」。丸吉家は重ねて災難に見舞われたのである。

久蔵によれば、藤沢町の大火は、近年の仙台藩領各地での大火の中でも第一の痛みで、二万両の被害が出たとする。丸吉家ら有徳人の家々も焼失したため、被災した人々への手当金が出せなかったという。

丸吉家では、焼け残った土蔵に仮住まいし、分家の④皆

川久藏家の店舗に仮の店舗を置いて、十一月五日から「売り初め」として営業を再開している。マル久家も母屋を火災で失っていたが、被害が比較的軽く、丸吉家の再建を支援していた。久藏は「兄弟の中」^(中)であると謝意を示している。丸吉家の店舗が再建されたのは、翌年の四月三日のことであった。

町全体の再建にあたっては、藤沢町から藩に対して、御林(藩の御用林)の払い下げが願出されている。これに対して藩側は、杉を無料、松は一本八〇文という安価で許可している。大火の後、材木は値上がりしていたともある。丸吉家のような同族の協力とともに、藩からの支援もなされていたのである。とはいえ、再建には時間を要したと見られ、天保六年正月には、「当地は普請中で、万事が普通と違い、さみしい」という状況が記されている。

(三) 天保六年の地震と風水害

前年の大火の余韻がまだ残る藤沢町を、六月二五日に大きな揺れが襲った「一二七頁・上〜下」。所々の家で庭の地面が割れ、石垣が崩落。土蔵の壁が崩れたという。四二年前

(寛政七年)の一月七日「七種(七草)の地震」以来だと記す。余震が続く一方、石巻や涌谷、佐沼では土蔵が大いに傷んだとの風聞も入ってきていた。いわゆる「江戸時代の宮城県沖地震」であった。久藏や藤沢町の人々は、不気候が続いているので地震が起こった、今年も凶作が予想され油断できない、などという不安を語り合っている。

その約四〇日後の閏七月六日夜から七日にかけて、藤沢町に大嵐が襲来した「一三二頁・上」。人々の間に、この年が凶作になるといふ懸念がさらに深まったという。久藏が近隣を見聞すると、稲や雑穀、さらに煙草が風邪で吹倒されていたという。煙草は近年にない上作が見込まれたが、嵐で痛んでしまったとなげいている。

一方で久藏のもとへは、領内各地の被害の様子が伝わってきていた「一三一頁・下〜一三二頁・上」。気仙沼や石巻では高潮とみられる被害があり、柳津(宮城県登米市)では北上川の「大土手」が決壊するも、町場の集落までは至らず。狼河原や升淵(同前)でも土手が決壊したという。もつとも被害が大きかったのは、仙台城下町であった。城と城下町を結ぶ大橋など、橋々が落橋。川沿いの武家屋敷や町場に加え

て、国分町や南町といった城下町の中心部が進水したとの情報もたらされている。「一三三頁・下〜一三四頁・上」⁽⁵⁾。藩主・伊達斉邦が幕府の許しを得て、急遽江戸から国許に下向し、御蔵御用米を給付されたが、対象は町人のみであったという。給人たちは各自の知行所から確保するよう指示されたという。城下町の生活は、一昨年の凶作より難儀している由、とも記している「一三八頁・下」。

この年も天候不順となり、閏七月下旬には、そこに嵐が続いて、藤沢町の周辺では稲の収穫は例年の二割五分から三割、という見通しを記していた。一方で、麦と大根は相応の作柄だったとしている。冷涼に強く、冬に植えて端境期に収穫のある麦や、保存食になる大根の作付けによって、米の不作を補う工夫がなされていたのである。

(四) 好調な商い、忍び寄る不安

天変地異の一方で、この年は紅花と繭の取引が好調だったという。紅花は前年の出来が悪く商いがふるわなかったが、この年は関東の産地で不作、最上（山形県村山地方）の品質が悪くとして、仙台藩領の産地に上方や最上の商人が買付に

来るようになっていた。七月一日には藤沢町にも来訪し、一貫目あたり三〇両から三五両ほどだったものが、五五両まで上昇、最終的には六〇両にまで至り、珍しき高値だと記すほどであった「一二八頁・上〜下」。繭については、この年の秋に將軍が京都に上洛するという風聞が流れ、それをきっかけとして、二倍もの値段となったという。丸吉家でも「相応の利潤」となったとしている「一三二頁・下〜一三三頁・上」。

また、久蔵はこの年の暮れから翌年正月三日までの売立金が五〇七両二歩にのぼり、これまでにない売り上げを得たと記している。理由は、大工や金物道具が売れたためで、それらは一昨年の冬から売り始めたという。丸吉家では上景気の年でも四五〇両、凶年なら三八〇両と売り上げを見積もっている「一五三頁・下〜一五四頁・上」。大工や金物道具が好調だった背景は、天保五年九月に起こった藤沢町の大火にもなう再建のための作事があるだろう。土蔵一棟を残して焼失した丸吉家だったが、その商売によって、痛手から立ち直っていたのであった。

しかし久蔵は、これに続けて凶作への備えについて綴って

いる「一五四頁・上」。巳年（天保四年）の凶作ぐらいであれば人も死なず、むしろ「小銭が回る」ぐらいの景気になるが、油断はならない。豊年にこそ食糧を貯えるべき事。三月の空が赤くなる、土用中の冷氣はその年の飢饉の兆しであるとする。さらに、凶作は連年起こるもので、最初の年が軽ければ、後年の飢饉は強くなると「古語」にあり、巳年は凶作、午年（天保五年）はよく、未年（天保六年）は再び悪くなり、申年（天保七年）の大凶作で多くの死者が出たと「古語」の通りであったとしている。

この部分については、天保七年を経験した後で、当該の年に回想を追記したということなのだろう。言い換えれば、久蔵にも油断があったということになる。天保七年の経験は、様々な典拠に基づく凶作の予兆や備えに関する知識をまとめ、自らの戒めと共に、子孫に伝えようとするきつかけになったのである。

三 大凶作が襲う―天保七年

(一) 凶年の予感が現実に

天保七年（一八三六）、この年も五月初めから低温が続いていた。同月の下旬には人々に不穏な空気が広がる一方、早くも米の売り惜しみが始まっていた「二六四頁・上」。六月初旬には、再びの凶年到来を予感する空気が広がった。土用に入っても、みな「冬の装束」をするほどであったという「二六五頁・上」。

七月に入り、久蔵ら藤沢町の人々は「甲子の日」と「丙寅の日」の両日が晴天となれば心仕えはない、という伝承にすがるようになっていた。しかしその丙寅の日、一四日は無情にも雨となり、大いに落胆していた。麦の作柄はよいが、ほかが心許ないとして、四、五日前から大根の種まきを早めに行う人々が現れたという。七月末にはそばの蒔き付けも始まっていたという「一七二頁・上」。人々は冷涼でも育つ作物を育て始め、食い延ばしの態勢を取り始めていたのである。

一方で、大火とその後の普請で、久蔵ら藤沢町の「物持衆」は備蓄米の持ち合わせを無くしていたという。普請に当たっていた職人を（国許へ）帰したとあるのは、大工衆たちが他所から来ており、その者たちの食い扶持を減らして、自家や藤沢町の人々に優先して食糧を回そうということであろう。以前に御上から命じられて「社倉備」を設置していたが、その残り穀を村の組頭衆に分配している。米不足への対策かとも思われるが、久蔵はこの社倉備について、銭のあるものばかりが負担させられる上に、管理する村役人の使い込みもあってさらに負担が増えて迷惑だと、率直な心情を述べていた「二六八頁・下」。打ち続く災害への献金や救済はもちろん、その備えも、久蔵ら地域の有力者の財力に依存して行われており、負担感を感じていたのである。

六月一九日、藤沢町および近村で雷様精進が行われ、二〇日は日和になって人々は安堵していたが、気温は上がらなかつた。仙台城下町では米価が高騰して騒ぎになっていたという。そんな中で、紅花は、京都近辺や最上での不作もあって値上がりが続いたというが、京都市中で洪水があったとの情報をきっかけに商人たちが引き上げ、値段は一気に下がっ

たという「一七四頁・上」一七五頁・上」。

このような状況の中、七月一六日夜から風が吹き始め、翌一七日夜に欠けて吹き荒れた。久蔵は、天保四年八月一日、六年閏七月七日に劣らぬ嵐だと評している「一七六頁・上」。稲などの作物、さらには家屋や街道の並木、さらには薬師堂（陸奥国分寺・仙台市）や塩釜神社（宮城県塩竈市）ではスギの太木が多数折れるなど、領内各地の被害を記す。それでも久蔵や藤沢町の人々は、ここから天気がよくなれば、稲の痛みは半分程度で済むと話し合っていたのである。

一方で久蔵は、七月二八日の藤沢町の市に米が全く売り出されなかつたのを見て、「今年の凶作は、巳年（天保四年）よりも難義である。古米の貯えはなく、今年の新米は毎日の雨天ですぐに腐る」と評していた。八月に入ると、状況はさらに深刻になっていた。人々は山野でかて（非常食）のとるとともに、作物の盗人も多く現れたという。巳年の凶作では酒造の禁止されるにもかかわらず売り出された「おかゆ」（濁酒）も、ことしは米の貯えがなく、一切なかつたという「二八八頁・上」。

八月三日、久蔵は、今年の作柄は天明四年の凶作以上であ

ること。連年の凶作で囲石が尽きていること、宝暦以前に聞き伝えがなく、今後どうなるのか、身の毛のよだつようなことだと不安がっている。宝暦五年や天明三年の凶作が、人々の共通の記憶として残っていたことがうかがえるが、それらと比べても深刻だと受け止めていたのである。さらに、凶作に加えて、大火や地震、台風を経験しつづけている「近年に生き合う人々」の難義を嘆いていた。断続して続く災害に心労を持つ人々も多かったであろう「一八三頁・上・下」。

八月半ば、久蔵ら藤沢町の人々は「青だへ（青絶）」について話し合っていた「一八九頁・下」。話には聞いていたが誰も知らなかった、しかし今の目の前にはまさに青々とした田畑が広がり、「秋がれ」の気配はない。粟なども実る気配がない。巳年を上回る大凶作が、現実となったのである。

久蔵はこれに続けて、人々の油断を指摘する。このような状況にもかかわらず、人々は今年は凶作にならないと思いついで、用心も覚悟もなかった。土用に綿入れを着ているようなら凶作になるのだが、いろいろと理屈を述べて「豊年になる」という。根拠もなく、米穀がなければだれかが持つてくるといって、買ったためにおかかなかった。高値になるまえに米

を買い付けておかねばならなかった、と。さらに、麦作がよければ秋の稲作もよい、といった天候と作柄の関係に関する伝承が「うそ」であること、暦の日付と天気の様子から判断することなどを、「後世のため」として記述する「一八九頁・上・一九〇頁・上」。しかし、いままさに起こり始めた飢饉状況に対する藤沢町の米穀の備蓄は十分ではない、という現実があった。久蔵は、御上（仙台藩）からは他国米の買い付け指示しか対策がとられておらず、米を安値段で供給できなければ食料が買えずに、来春には餓死者が多数に及ぶとしていた。藤沢町では米を他所からの供給に頼っていたことがうかがえるが、久蔵は先行きに強い懸念を抱いていたのであった。

（二） 深まる飢饉と救済策

久蔵は救済の負担に不満をもちつつも、しかし藤沢町の他の有力商人とともに、救済に必要な金穀を負担することとなった。

八月下旬、分家のマル久忠七は、一関の菅原家（市郎兵衛／磐根屋）を主立とする酒田での米買付に関わっていた。酒

田から北廻りの船二艘分の米を石巻まで運ぶ、という形で確保できたという「一九二頁・上」。さらに、最上川の河岸場である清水（山形県大蔵村）の紅花積荷宿の皆川孫兵衛なるものから、新庄藩の蔵米買付の相場情報を入力し、「貧家」を救うために購入を検討している「一九二頁・下」一九三頁・上」。紅花取引を通じて築いた他領との関係を通じて、米の確保が試みられたのであった。

ところが、酒田で確保したはずの米は、そのすべてが藤沢町まで運ばれたわけではなかった。久蔵は忠七に金三〇〇両を貸し付けており、忠七は総額六〇〇〇両で三〇〇〇石を確保した。そのうちの三〇〇石が藤沢町の分となったらしい。冬中に箱館（北海道函館市）、追波（宮城県石巻市）を経由して一関に届き、黄海七日町でまず最初の三〇〇俵を受け取ったという。ところがその後は冬期を理由に運ばれず、さらに途中の浦々で船掛かりを理由に米が差し引かれ、結局届かなかったのだという。各地で米の不足に苦しむ中、約束と異なる形で米が放出されてしまったのである「二〇九頁・下」。なんとか確保された三〇〇俵が、藤沢町で安直段で販売されたのである。

仙台藩に加えて、大身給人たちもそれぞれの領地で救済に取り組んでいた。他国米の救済に加えて、例えば一〇月三日頃の記事には、藩主・伊達斉邦が代官を呼び出し、百姓を救済するためとして、御納戸金五〇〇両ずつを下賜したとある「二二二頁・上」。同月四日、藤沢町も含めた東山南方の肝入衆が千厩の会所に呼び出され、町や村の人々を「貧民」および「上・中・下」としてその状況を把握するよう指示されている「二二二頁・上」。これは救済の基準となる暮らし方の調査とみられ、一〇月八日には村役人を通じて、「極貧」や「下々民」と把握された人々への手当が行われていた「二一五頁・下」。藩主が「かて飯」を日用の食事として、家中に七年間の儉約を指示して「小倉の袴」を着用したという情報もある「二一九頁・上」。久蔵はこのような振る舞いを、好意的にとらえていたのである。

一方、他国米の購入代金として、仙台藩領内の正貨がおびただしく流出、久蔵は一〇月下旬、翌年になれば「国中金なし」になると憂慮していた「二一九頁・下」二二〇頁・上」。在方の「小俵持」は、古い金貨でないと米を売らなくなっていたという「同前」。米が万金の価値を持つ状況の中、少な

い米で利益を得ようとするしたたかな人々もいたのである。

(三) 御用金の献金、万人講への加入

一〇月二七日、久蔵は弥右衛門とともに、仙台城下町への呼び出しを受けた。仕入れて滞在していた喜平治に対して、藤沢町の組拔三人（前出）および藤沢の一統へ、大金の御用金が御仰せ付けられた。組拔三人で一〇〇両ずつとの返答は聞き入れられず、城下町に登ったものは長期の滞在を強いられた。藤沢町は紅花と糸の「売道」が、御国中第一の場所であるとして、「五千、三千（両）」の拠出が求められたのである。大肝入や代官衆も仙台に上って協議。藤沢に戻ってきたのは十一月二日のことであった。組拔衆からは金一五〇両ずつ、丸吉家からは一〇〇両など、この時は東山南北の有力者で七五〇両を差し出すこととなった〔二二三頁・下く二二四頁・上〕。領内各地でも、同様の取り立てがおこなわれている〔二二三頁・下く二二四頁・上〕。藤沢町のうち、弥右衛門は類焼や商売の不振を理由に免除を訴えたが、藩による生系取引の主立人として、上方との取引を弥右衛門の入用にて行うよう命じられている。仙台城下町商人に対するも

のも含め、御用金の確保が徹底されたのであった。

久蔵ら藤沢町の有力者には、さらなる金子の供出が求められた。仙台城下町商人で、士分を獲得し、この時勘定奉行を務めていた佐藤助右衛門が考案したという「万人講」への出資である。領内から一口一〇両で二五〇〇口（二五〇〇〇両）を募り、五千両を当たりくじに、二万両を「貧民御救」名目で藩の献金と、外れくじへの割り戻しとするというものである。実際には、加入に応じる人が少なく、総額は縮小していたとされる⁶⁾。藤沢町へは、上記の仙台での御用金の交渉中に、万人講の間屋中が来訪して加入を勧めていた〔二二四頁・下〕。久蔵ら藤沢町の有力商人は、大肝入の名代衆や検断と協議の上で、一三名で九口分（九〇両）を掛けることとした〔二三一頁・下〕。二月一日、万人講のくじ引きが仙台城下の榴ヶ岡で賑やかに開催されたが、藤沢町分はすべて外れとなったとの情報を得た〔二三六頁・上〕、同月二二日には、藤沢町の関係者で配当の分配や、仙台までの路用金など諸経費の決済が行われている〔二三七頁・下く二三八頁・下〕。

なりふり構わない仙台藩による御用金調達は、深刻な状況

の裏返しでもあった。久蔵は金銭のある「富家」には繰り返し負担が求められ「難義迷惑」ではあるが、それは御上（仙台藩主・伊達斉邦）が、すべての家中と領内の人々を救済するためであり、特に「貧民」が救われありがたいことだ、として受け入れていた〔二三〇頁・下〜二三二頁・上〕。その一方、救済を受ける「貧家」に対しては、以後行いを改め、よく働き、儉約しなければ「天罪」を蒙るとしている〔二四一頁・下〕。個々の家の努力に貧富の差の要因を見いだし、大災害をきっかけに村人たちの生活意識を転換すべきだと考えていたことがわかる。

また、久蔵ら「富家」が御用金や村人たちの救済と「上」から出資を求められて経営が衰えていく一方、わずかな米や金を持つ「小家」のものたちが、それを元手に「成金」となって田畑や諸道具を集めていると記している〔同前〕。久蔵には、天保七年の大凶作が、それまでの地域社会における秩序が変化していく「世の切り替わり」が訪れていると認識されていたのである。

（四）凶作下の食糧

天保七年凶作に際しては、前述した仙台城下町商人の佐藤助右衛門が、松の内皮を原料とする「松皮糰餅」の製法を領内に普及していた^⑦。久蔵は、一二月初旬に松皮餅が領内一統に下されたと記している〔二二七頁・下〕。これによれば、藩は製法に加えて松皮餅そのものを用意していたということになる。久蔵は、実際にこれを食べた感想も記す。きなこ砂糖がなければ、少しやにの味もする、というものであった。

これも含めて、天保七年から八年にかけての記事には凶作下の非常食に関する情報も多いが、その需要と並行して、仙台藩領内では砂糖が値上がりしていたという。松皮餅に加えて、沿岸の気仙沼および気仙郡では一〇月半ば、わらび餅に混ぜるために黒砂糖が値上がりしていたという〔二〇一頁・下〕。久蔵は、仙台藩領全体でも、このような凶作の年ゆえに砂糖の入手が多いともしている〔二二五頁・上〕。丸吉家は薬種として砂糖も取り扱っており、一定の収入を得ていた可能性もある。薬種として、さらには非常食に甘味を付けることで、なんとか食いつなごうとする人々の様子をうかがうことも出来るのだろう。

一方で、松皮餅が配られた二月初旬の記事として、他国酒の移入が許可され、仙台城下町には最上（村山郡）からの入荷が始まったとする「二二七頁・下」。仙台城下町から最上に出かけて作ったのもある。天保四年の凶作時には「おかゆ」や「隠居」として密造酒が流通していたが、それを上回る今回の飢饉時でも、旺盛な酒の需要があったとみられる。天保八年四月一八日の藤沢町の市では、「おかゆや（屋）」が多数出て、もっとも売り上げがあったとも記す「二八六頁・下」。

藤沢町では久蔵ら有力者と村役人による対応により、住民が死に赴くような状況には陥らなかったという「二三二頁・上」。一方で、仙台城下町や気仙沼など領内各地での悲惨な状況についても情報もたらされていた。久蔵は、所々で死人が多く出ていると聞くが、東山では少ないのは「鹿喰の所」であるからだとしている「二四二頁・上」。普段から質素な食事をしているため、非常食にも馴れやすいのだとする。一方で仙台城下町などでは、もっと豊かな食生活をしてきた、というような意味も含まれるだろうか。天保八年四月には、米を大食するものは飢饉で困るので、儉約を心がける

べし、とも記している「二九九頁・下」。久蔵は、人々の日常の暮らし方が、凶作にあった際の被害を左右すると考えていたのである。

四 大凶作の余波―天保八年・九年

（一） 年始めの惨状

藤沢町では天保八年に入っても飢饉が続いていた。一月中旬には、「流民」が多く行き交ったという「二五〇頁・上」。前年に酒田で購入した米が徐々に藤沢町に届き始め、安米の販売が行われている。一方で、飢饉は町や村の人々だけではなく、藤沢の領主・奥山家の家中にも及んでいた。生き続けているものは全体の三分一ほど、一五・六軒のほかには見えないとしている「二五三頁・下」。前年に一関商人とともに買い付けた米三〇〇俵の施しも始まっていた「二五四頁・下」。藤沢本郷（藤沢町も含む村の全体）では、手当の対象となる「下民」と「下々民」が、当時の人口の約半数におよぶ七〇〇人程であり、手当てだけでは生存が難しく餓死に及ぶと久蔵は憂慮している「二五九頁・上」。

二月一二日、久蔵ら藤沢町の有力商人は、藤沢本郷（村）の役人衆とともに玄米の施しを行っているが、これは「小人」（子供の意か）に対するものであったとみられる。「二五九頁・下」二六〇頁・上」。そこにやってきた人々は、顔が青く腫れて痩せ、声まで細くなっていたという。「二六〇頁・上」。

栄養失調を呈する人々を見て、久蔵は生き続けるのが難しいのではないかと憂慮していた。一方で、町場と在方での状況に大きな違いがあったともする。町場の大体は風もよく、難澁者は三〜四〇件で、商売で通用している。在村は田畑の収穫が皆無で、困い米もなければどうしようもなく、炉端の周りに集まるか、寝て過ごすしかないという。働ける者は非常食の一つである「ところ」（野老／イモ科）を掘って売り出していたという。藤沢町周辺では、金銭を得られる生業を営んでいるかどうかで、生存が大きく左右される状況だった。⁸⁾

二月の記事では、仙台城下町や気仙沼、高田（陸前高田）など領内各地で餓死者が続出していることが記されている。藤沢町の周辺でも「貧民」を中心に多く、目も当てられないとして「前代未聞の大凶年」だと評していた。「二六六頁・

下」。その一方、藤沢町の市は賑わいを見せていたともある。とはいえ、村方では死人が多く、水田の三分の一ほどは田植に至らないだろうと懸念している。多数の死者は労働力の不足を引き起こし、その後も影響を及ぼしていくことになる。

（二）各地の情勢——南部一揆、大塩平八郎の乱の情報

天保七年の大凶作と、それにとまなう影響は、奥羽諸国はもとより、全国に及んでいた。各地との取引のあった丸吉家には、各地の様子についての情報がもたらされていた。

天保八年一月二〇日頃、南部領の百姓たち四〇〇〇人が、南部では自分たちの願いが聞き入れられないので、仙台藩の百姓にしてほしいとして、胆沢六原（岩手県金ヶ崎町）に越境するという騒動があった。岩谷堂（伊達家）、水沢（伊達家）、大町（金ヶ崎領主）や藩の郡方役人が交渉に当たり「二五二頁・上」下」、南部方と交渉することを約して、国許に引き取らせている。「二五三頁・下」。不足している米を騒動勢へ下されて大痛みになった、という久蔵の見解は、他領の困難への対応よりも、自らが生き延びていけるのかという不安の現れであっただろう。

三月一三日、久蔵のもとに届いた書状は、大坂での大火事と騒動にともなう「珍事」を伝えるものであった。窮民救済を掲げて蜂起した大塩平八郎の乱の第一報である「二七三頁・上」。これ以後、断続的に、複数の情報が久蔵に届いていたが、取引のため上方に向向っていた皆川忠七と皆川弥右衛門が大坂に滞在していたのではないかと、その安否を気遣っていた「二七五頁・下」。上方からの書状が途絶したが「二七九頁・上」、四月四日に京都の皆川忠七から書状が届いている「二八二頁・下」。四月一三日にも忠七からの手紙が届いたが、京都の相場、町人たちの施しにもかかわらず餓死者が出ていることとともに、大坂での乱について触れていた。大塩平八郎が大坂の「金持ち」への施しを求めたが聞き入れられず、町奉行も同じだったので、みずから七〇〇両を施行した上で、近在に触れ出して「乱妨」に及んだ。民を救おうとする「本意」はよろしいとしても、町奉行や大坂城代に石火矢を打ったので「悪事」となった、と評していた「二八四頁・下」「二八五頁・上」。忠七や久蔵も、この間藤沢町で救済に携わっており、領主への不満も含めて共感を示しつつも、大坂の町の大半を焼失させるに至った実力行使は否

定するような認識を示していたのである。

(三) かすかな希望と、続く影響

四月一日ごろ、藤沢町では米穀がなくなり、「中民」の人々ですら食に事欠くありさまだったという。「下民」の者たちは次々と餓死した。他領米の入荷もまだない「二七九頁・下」。このような飢饉状況は、四月末になってようやく落ち着き始めた。三月二日頃、暖気で早麦が多く実り、そのため米価が下がったとある「二八七頁・上」。四月に入ると、山々では非常食になる植物も多く芽吹いたという「二八七頁・下」。

この間、酒田で買い付けた米も入荷が続いていた。仙台藩全体でも他国米の移入にともない、困り込まれていたとみられる米が市場に出回ったという「二九一頁・下」。また藤沢町に隣接する藩の沿岸部でしび（マグロ）が大漁、その他の魚も豊漁で、食事や「菓子同様」に食べられる状況になったという「二九一頁・下」。五月半ば、仙台城下町と近隣に羽州各地や越後からの他国米が入り「大助り」となった「二九九頁・下」。

その一方で、東山の山沿いの集落では人が死に絶え、苗不足もあってこの年の作付けが憂慮される状況でもあった
〔三〇二頁・上〕。夏にかけては疫病、はしかも所々で起こったらしく、気仙沼では一〇〇〇人の死者が出ていたと記す
〔三〇四頁・下〕。六月に入ると大暑になったが、そのことで「渴命の者」たちが多く死んだという〔三二二頁・上〕。

豊作が何より待ち望まれる状況であった。六月下旬、久蔵はこの年の麦が上々の実りになりそうであると期待を示していた〔三一〇頁・下〕。しかし、月末には思ったほどでもない〔三二二頁・上〕としている。天気の変化に応じた作物の性質に一喜一憂していたのである。米については、七月上旬に「今年のような見事な田作りを見たことはない」としていた〔三一五頁・上〕。後述する二度の嵐もあつたが、八月から九月まで日和続きとなつて、田畑は思いのほかに実つたとする。それでも五、六分通りの作であること、米の不足が続き、餓死した者も多いので、山沿いの田地を中心に作付け出来ない状況になっていたとしている〔三二二頁・下〕〔三二三頁・上〕。影響がさらに続くことになつたのである。

(四) 再びの大火

久しぶりの収穫を予感させる状況になつていた七月十四日、藤沢町を再び大火が襲つた。〔三一六頁・上〕〔三二七頁・上〕。奥山家の家中屋敷、中町や下町といった町人の居住地は一円焼失し、四年前の大火よりも焼失した範囲は広かつたという。一方で、丸吉家の店や新土蔵は、前回の大火後に入念に普請したため焼失を免れたとする。凶年の直後、藤沢町は再び大きな被害を受けたのであつた。この大火は、盗人による放火が原因だつたらしく、その後の顛末についても記される。

前回の大火後、藤沢町では一統に「しはや造り」(店蔵か)を結構に普請していたというが、今回は仮の普請すら出来ずに小屋を掛ける者が多かつたという。久蔵は、町内の衰えを嘆いていたのである〔三二二頁・上〕。

その藤沢町を、さらに嵐が襲つた。八月一四日の嵐では、土蔵の焼跡や仮の屋根などが吹き飛ばされ、仮屋もゆがむほどで、屋根を飛ばされた土蔵に雨が降りかかつて「上を下への大騒ぎ」になつた〔三二〇頁・上〕。九月一日にも嵐となり、焼跡の仮屋や土蔵が傷んだという〔三二三頁・下〕。

久蔵ら藤沢町の人々にとって、試練が続いていたのである。

(五) 再建に向けて——続く困難

翌天保九年（一八三八）九月、藤沢町の町方から、芝居興行の願が出された「三八一頁・上・下」。難色を示す給人領主や藩役人との交渉を経て、同月二五日から、赤坂の明閑院の焼跡を舞台として、晴天三日間の芝居及び相撲興行が実施されたのである。あいにくの雨天で予定より見物客が減ったようだが、三日間で棧敷二五〇〇枚を売り上げ、街中は大いに賑わったとたという。町方からの興行願の理由は、連年の大火で難渋した人々を救うためという事であったが、藩側でも凶年で衰えた人気を引き立てるためとして許可に転じ、警備の足軽も遣わしている。困難な状況が続く中、藤沢町の人々は、徐々に町の再建をすすめようとしていたのである。

なお天保九年以降の作柄についても確認しておく、天保九年（一八三八）は夏の不気候で稲の開花が遅れたが、よもや五、六分は取れるだろうと見通していた。しかし、稲の花は咲いても実にならないものが多く、藤沢町の近村では、申年（天保七年）よりも悪い、としている「三七五頁・下」

三七六頁・上」。藤沢町周辺の人々は、それまでとは違って諦めて観念したのか、騒ぎも起こさなくなったという。天保一〇年（一八三九）は、嵐もなく、久蔵の田では六月二八日頃に早くも稲が米になったとして、二〇年来という豊作だと喜んで「四一九頁・下」。一方で、この年の収穫は七分ぐらいで、米は高値のまま、さらに金銀の正貨が不足し、藩札ばかりとなつているため商売が難しく、「通用方の乱世」だと評していた「四二三頁・下」。天保七年の大凶作をきっかけとする米の流通量の不足と、他領米購入のための正貨流失による影響が続いていたのである。

五 その後の丸吉皆川家と藤沢町

—通貨不安をめぐって

(一) 「郷土」への誘い

仙台藩の藩札については、寛政一二年（一八〇〇）から蔵元をつとめた大坂商人・升屋平右衛門が、仙台藩の買米を抵当に準備した正貨にもとづく「升屋札」が、一定の信頼を得て流通していた⁹⁾。ところが、仙台藩は天保五年に、飢饉救済

のための資金調達が不十分だとして升屋を罷免^⑩したことで、藩札と正貨との交換を裏付ける関係が失われた。そこに、天保七年の大凶作となり、前述したように他国米を移入するために正貨が流失し、信用不安による金銭の不融通が領内を覆ったのである。^⑪

天保八年（一八三三）四月八日、若柳の「組抜」小野寺新之丞なるものが藤沢町に來訪した。同年二月に出入司に再任した小松新治の「出入」である彼は、藤沢町の「組抜」となった有力商人たちに、このほど仙台藩では公儀にもない「郷士」身分を取り立てることになったこと、四〇〇〜五〇〇両で身分を獲得できて、武家奉公は不要ながら百姓でも、家業をするのも自由な「楽なる士」であるとしている〔二八四頁・上〕。有力者からの献金をさらに促すため、全く新しい身分を創出するにいたっていたのである。^⑫

久蔵は、仙台藩による大坂方面での銀主確保が難航しているため、升屋平右衛門と懇意であった小松が再任した、との風聞を記している〔二七二頁・上〕。大坂、さらには領内の富裕者とも関係が深かったと見られる小松の再任で、正貨の確保を目指したのだといえるだろう。「郷士」身分について

は、小野寺のような地域有力者の側から発案された可能性もあるのだろう。

小松新治は、同年四月に大坂で升屋平右衛門との交渉に出かけたとあり〔二八〇頁・上〕、九月半ばには江戸表で三万両を才覚したとの風聞が、藤沢町に伝わっている〔三二四頁・上〕。翌天保九年（一八三八）五月下旬、小松は翌年からの升屋の蔵元再任と三五万両の借用を取り付けたというが、その帰路で発病して、仙台到着直後に死去したという〔三五六頁・下〕。当事者の死去で交渉は頓挫したらしく、久蔵らは今後強い不安を持ったのである。

（二）藩札をめぐる動向

天保九年一月下旬、久蔵は藩内で新札が大量に発行され、これまでの古札（升屋札）と入り交じって用いられるようになったと記す〔三八六頁・上〕。丸吉家と藩札とのかかわりについては、本書の【論説1】で記した通り、文化二二年（一八一五）八月に藩の命で交換所を務めていたことを述べた。三都商人との取引などで栄えていた当時、丸吉家や藤沢町は十分な正貨があった。しかしそれから二三年後、新た

な札が発行された仙台藩は、連年の凶作への対応で「金なしの国」になっていると、久蔵は評していたのである。

仙台藩による正貨の確保は、その後は領内の特産品の専売に依存することになったらしい。一二月末、久蔵は仙台城下町商人が正貨の貸上を命じられたことを、国産品の買い上げのためだと記している「三八九頁・下」。また、正貨の不足による領外との取引の困難に対し、城下町の六仲間商人に一五〇〇〇石分の江戸買米が許可され、正貨の移入が図られたという「三九〇頁・上」。

翌一〇年（一八三九）一月、久蔵は仙台藩の藩札が隣接する盛岡藩領でも流通しているとして、「大国」ならではのありと評していた「三九二頁・上」。混乱が続く仙台藩ではあったが、二年前に仙台藩の領民になりたいた多数の越境者を出していた盛岡藩から見れば、まだ信用が失われていなかった、ということになるだろうか。ところが同月末から、仙台城下町では前述の江戸買米による正貨確保が不調におわったとして、にわかには札の正貨引き換え額が下がっていったという。藤沢町でも日用品の物価が上昇していった。正貨を手に入れられる品として、仙台城下町から生糸の引き合いも増え

たという「三九三頁・下」。二月下旬、久蔵はいまが「商人の乱世」であるとして、手形の下落や、密かに高額の引換料で札の換金を行う人々が藩役人に摘発されたことを記している「三九五頁・上」。そのことは、銭の不足も引き起こし、四月初めには「前代未聞」の高値になったとする「四〇〇頁・下」四〇一頁・上」。

四月上旬、久蔵は他の商人とともに、石巻で鑄造されていた鉄銭を六〇両分購入している「四〇二頁・上」。石巻での鑄銭は、天保八年に幕府の許可を得て始まっていたが、領内の鉄不足のため盛岡藩領から原料を購入するほどで、仙台城下町でしか流通していなかったという。久蔵は大凶作下の食糧確保に続き、銭貨の確保にも自家の資金を投じていたのであった。

通貨の混乱はさらに続いた。仙台藩では領内の富裕者に御用金を課す一方、一月中旬頃には仙台城下町、さらには東山でも銭改を行っている。しかし、混乱は収まらなかった。久蔵は同年の大晦日、凶年が続いて世の中が悪くなり、薄氷を踏む思いであること、さらには「御政事」が至ってよろしくらずと、藩への批判を書き残していたのである「四二七頁・

下」。

(三) 仙台藩の金策、久蔵の矜持

仙台藩では藩札の下落と錢不足、それにともなう経済の混乱は、天保十一年（一八四〇）以後、久蔵が記録を終える天保十五年（一八四四）まで続いていた。

天保十一年正月の記事として、久蔵は藩の台所金主（蔵元商人）確保のため大坂で交渉を続けているが、仕法立てが悪く応じる者がいないとしている「四三八頁・下」。正貨の不足は商品の仕入れ不足につながり、四月中旬の藤沢町は、店々から品物がなくなり、戸を閉ざすものも多く、菓種も切れているという状況を記している「四三三頁・上」。この年の七月から八月にかけては、東山の有力な商品である生糸や紅花の価格が高値となっていたが、八月二〇日頃に仙台城下町の商人が藤沢町で生糸の競り買いを行ったところ、国産方による買付に障るとして取引が出来なくなっていた。藩の正貨獲得が優先される中で、商人たちが迷惑していたという「四三七頁・上・下」。登米町では、国産方に連なる商人への打ちこわしも起こっていた「四三七頁・下」。生糸の国産取

引については、同年一〇月に入り「吟味代わり」として、それまで請け負っていた仙台城下町の田中屋勝之助から、伊達大石（福島県伊達市）の大橋儀左衛門が金三〇〇〇両を調達したとして一手での請負となったことと、いずれ安値での取引になるとの風聞を記している「四三八頁・上」。正貨不足に対する藩の対応は、久蔵ら領内の商人、生産者に制約を強いるものだと受け止められていたのである。

天保十二年（一八四〇）四月、大坂の炭屋彦五郎が銀主となったとの風聞で、札の正貨への打貸（引き換え手数料）が下落したという「四四五頁・上」。六月には炭屋と見られる大坂銀主が仙台に下向し、塩釜や石巻、中尊寺などを回っており、領内を見分させて取り組むのだという風聞が広がったという「四四七頁・下」。

大坂商人の蔵元就任については、これ以後も炭屋の就任や升屋が再役するといったことについて取り沙汰されていたが、天保十五年（一八四四）に至っても金主が定まらなかつたという「四七九頁・上」。このとき、金一步の藩札は、五枚で金一步、すなわち額面の五分の一にまで下落していたのである。この年の秋、升屋と炭屋彦兵衛が仙台に来たが、蔵

元は引き請けなかったという。仙台藩では、藩領米の江戸廻米を認めて少しづつ引き入れようとしたといい、領内には九月から一〇月までの一か月間に六万石を調達するよう命じられている。東山でもその徴集があり、北上川沿いの薄衣御蔵（岩手県一関市）で現物の調達が行われたが、割り当てされた量の六割しか確保できず、百姓衆が迷惑したという「四八〇頁・上・下」。このような状況が、記録が途切れる以降の時代に持ち越されたということになるのだろう。

その一方、久蔵ら領内の富裕者からの献金の募集も続いていた。天保一二年（一八四四）五月一日の調達金をめぐっては、久蔵が「望み次第、金次第、志願御免」と記すような、なりふり構わぬものになっていた「四四五頁・下」。久蔵はこの時、藩役人から「組抜」身分になるよう進められたが、それは望まないとして、金二〇〇両を「無志願」、すなわち見返りを求めない形で提供している「四四六頁・上」。

この間の志願献金で、組抜に上昇した人々も多かったとする久蔵だが、自らはそのような動きと一線を画し、百姓身分の商人として、藤沢町から世の中を見つめ続けたのである。

おわりに

「丸吉皆川家日誌」の記事から、丸吉家自らが困難な時代だとしていた天保期の状況を確認してきた。もちろん、飢饉や大火、通貨不安に関する記事は、本稿で述べた部分のほかにも、多数の記事が見られる。また、関連する史料とのつきあわせによって、修正すべき部分も出てくるかも知れない。今後、さらに検討したい。

また、本稿での叙述は、膨大な日誌のごく一部に触れたものでしかない。今回の公刊により、日誌が多くの人目に触れることで、仙台藩内外の史実の意味づけ、さらに天保の飢饉という「長い災害」の中を生きていた人々の心情を、より明らかにすることが出来ると考える。この叙述が、「丸吉皆川家日誌の世界」への誘いとなれば幸いである。

注

- (1) 江戸時代の飢饉は、「凶作による食糧不足」ではなく、江戸時代の政治体制や市場経済など、政治・社会・文化の問題に根ざしていることを明らかにしたのが、菊池勇夫氏による一連の研究成果である。近業として『非常非命の歴史学——東

- 北大飢饉再考』校倉書房 二〇一七年、『飢えと食の日本史』吉川弘文館 二〇一九年(二〇〇一年『飢饉』集英社新書を改稿)。本稿でもこれらの分析視角に多くを学んでいる。
- (2) 仙台藩領での天保飢饉の状況を叙述したものととしては、『仙台市史』通史編五 近世三(仙台市 二〇〇四年)、一一〇～一二二頁。拙編著『一八〇一九世紀仙台藩の災害と社会別所方右衛門記録』(東北アジア研究センター叢書三八 東北大学東北アジア研究センター 二〇一〇年)では、仙台城下町の大番士の経験についてまとめている。
<http://hdl.handle.net/10097/00128125>
- (3) 「(万留帳)」(丸吉皆川家文書、皆川龍一氏所蔵)。
- (4) 栗原伸一郎『戊辰戦争と「奥羽越」列藩同盟』(清文堂出版 二〇一七年)、第二章では、天保四年凶作にみまわれた各藩に対して支援を行うことは「奥羽の旗頭」の役割だとする風聞があったことを述べている。
- (5) 天保六年の風水害にともなう仙台城下町の状況については、拙稿「中井家文書に見る仙台の災害」『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』五〇、二〇一七年 <http://hdl.handle.net/10441/15065> も参照の事。
- (6) 万人講については前掲注(2)『仙台市史』一一八頁参照。
- (7) 前掲注(2)『仙台市史』一一八頁を参照。
- (8) 村落の経済力が天保飢饉下での食糧確保に有利に働いた可能性については、高橋陽一「天保飢饉下における村の負担―仙台藩領村落を事例に―」(平川新編『江戸時代の政治と地域社会』第一巻所収、清文堂出版、二〇一五年)が西磐井郡(岩手県一関市)の村落を事例に指摘している。一方で、漁業や海運業などで経済的に富裕だったとみられる牡鹿郡、桃生郡、本吉郡で大量死が起こっていたとの指摘があり(菊池勇夫『近世の飢饉』吉川弘文館 一九九六年)、さらなる検討が必要だろう。
- (9) 前掲注(2)書、六一頁。
- (10) 拙著『少年藩主と天保の飢饉』(大崎八幡宮仙台・江戸学叢書 二〇一七年)。
- (11) 前掲注(2)書、一二〇～一二二頁。
- (12) 仙台藩の「郷土」身分については、同年五月に藩役人の間で、「郷土」身分を希望するので献金額の明示を求める願いが続出しているとして、五百両という献金額と、戦時(「御軍用」)に際しての武家奉公が義務づけられていた(拙稿「仙台藩の献金百姓と領主・地域社会」『東北アジア研究』一三、二〇〇九年 <http://hdl.handle.net/10097/44072>)。日誌によれば、「郷土」身分を獲得した者たちへは、当初は軍役を求められなかったことが明らかになった。

史料編

史料編「丸吉皆川家日記・天保編」 凡例

一、史料編「丸吉皆川家日記・天明〜天保期」は、磐井郡藤沢本郷の商家・丸吉皆川家三代目当主・久蔵が記した、天明三年頃（一七八四）より天保一五年（一八四四）までの日誌である。

一、全文を解説・翻刻した上で、現当主の皆川龍一氏から公開の了承が得られた、当該期の藤沢町や仙台藩、日本各地の政治・社会・文化および環境などに関する調査・研究する上で参考となる記事を収録した。

一、漢字は原則として常用漢字を用いた。ただし、人名や地名など、原史料の標記通りとした部分もある。

一、原史料中、「たばこ」を表す漢字は、すべて国字の「莨」が用いられているが、本書ではすべて「莨」に置き換えた。

一、助詞として用いられている「与（と）」、「者（は）」、「江（え・へ）」、「而（て）」、「二而（にて）」、「而已（のみ）」、「茂（も）」および「并（ならび）」は、原史料の表記のまま、文字の級数を小さくした。

一、「ハ、（はば）」、「ツ、（ずつ）」については原表記通りとした。

一、「メ」については、銭の単位や重さを示す場合には「貫」に改めた。

一、「ち（より）」、「と（こと）」などの合字については現行の仮名に改めた。

一、本文には適宜読点「、」および並列点「・」を付した。

一、原史料中の欠字は一文字あけ、平出・台頭は原則として原史料の表記に従った。

一、史料の文中、当て字で記している部分には、適宜その右側に（ ）内で正しい標記を記した。

一、文意の通じない部分には、その右側に「(ママ)」を付した。また難読や疑問が残る文字・表現については右側に「(カ)」とした。

一、原史料の破損により判読出来ない文字は、字数に応じて□□で示した。字数の不
明な部分については「 」で示した。

一、原本での文字の抹消については、字数に応じて■で示した。抹消部分が読み取れる場合は、抹消線の下に文字を示した。また、追記については原史料での表記にあわせて、本文より文字を級下げして行間に記したが、短いものは本文に挿入した場合もある。また掲載記事中の一部に、伏せ字（○、◆）を用いている。

一、史料中、現在の人権意識から見て不適当な語句が使用されている場合があるが、事実に基づく客観的な研究を進める史料として、そのまま掲載した。利用者にはその趣旨を理解されたい。

一、今回の「丸吉皆川家日誌」の翻刻は、青葉山古文書の会により行った。

佐藤大介 鵜飼幸子 熊谷新一 志田清一 後藤三夫 (順不同)

一、全体の構成・編集は、佐藤大介による。

天明三年（一七八三）

一

天保三年（一八三二）

……（これ以前の部分、原史料破損）……

（天明三年）

同年四・五月霖雨打続、兩年ニ而、毎日東風吹、氣候至而悪敷、春中より夏迄疫病時行病人「」

……（この間、原史料破損）……

一日々穀物計り引上候事、外商事一切不景氣、諸職人惣体石物計り商ニ相成候、何程引上候而も、買方致候へハ利潤ニ相成候事、ケ様之年柄、已来万事相上、食事方へ犇と取

「」 「」 「」

……（この間、原史料破損）……

一八月廿七日「」被仰付、肝入・組頭立合之上、村穀

改ニ相成候事、

一 九月中、御徒目付様、奥筋藏々改御廻村之事、

一 八月中よりとふふ、濁酒、糶、一切停止被仰渡候事、

清酒九月廿八日壳留被仰渡、廿九日酒道具室江御印符相成候事、残酒薄酒之盃三拾六文

濁酒もろミ三拾八文

おかゆと名付隠売

「」中も東風ニ而雨続、同廿三日「」

「」一日の日和「」

……（この間、原史料破損）……

「」不申、■場「」尤出米有之候而者、縦稠敷致候而も、自然ニ所々不盛ニ相成候故、兼而之通他村拔石無構致候故、米も相出、市日も賑ひ、直段も達而引上不申候、拔石等巖吟味致候へハ、市も立不申、米も不足、至而行当り申候、ケ様之節ハ、壳商ニ而市日盛候間、万事通用宜敷致候方專一之吟味と相見へ候事、御代官様より度々拔石被相留候様被仰渡候へとも、其後ハ町場不盛、尤不通用

二而、却而米不足、諸人相痛候段願申上、兼而之通り抜石
構不申通用宜敷相成候事、

一 九月三日米壹斗五升五合

「く麦壹貫八百文

……(この間、原史料破損)……

「近在之者とも数千人徒党いたし、御侍衆式三人先立、九月十九日之夜、壹番丁屋敷へ押寄、微塵ニ打つぶし、相殺し可申と手段致候所、手むかひ不仕、逃候よし、其後松山江御預ケ、夫より穀物売散被仰渡候、御郡留、村留も被相免、直段壹斗式升、万事通用よし、騒動相鎮り候事、

一 御城下分限次第町内江金錢数拾人施候事、

一 他郡飯料買方之義、願之上、御郡司様御書附御通帳を以、勝手次第買方致候様、在所住居之御給人様方御百姓中へ被相免候旨御触之事、

「沢本次石願」

……(この間、原史料破損)……

「壹貫式百文

「引上候事

十月十三日 新壹斗六升

古壹斗三升 代壹貫式百廿文

十八日 新壹斗六升

古 壹斗式升 代同断

大麦 式貫式百余

一 蕨根餅江そは粉□合せ喰候者ハ死候由、心得之ため御触之事、

一 野粮郡中入合ニ取方可仕候由被仰渡候事、

……(この間、原史料破損)……

当時一才心当連「如願之被成下候、面々当時

借金等ニ而も、如何様ニか指出、金子才覚相出候者ハ、其
時々寄合、壺ヶ月ノ内幾度にも買方「」

……(この間、原史料破損)……

一大豆 貳貫三百文

一小豆 四貫文

一小麦 貳貫七百文

一銭壺 貫貳百三拾文

……(この間、原史料破損)……

一新 壺斗四升五合

一古 壺斗二升五合

一大豆 壺貫五百文

十三日

「」三斗五合

……(この間、原史料破損)……

一□□わと糧

一ところ糧

色々相出候へとも、干葉計り、望人多し、かわと糧相用候
へハ、はれか参候由、

……(この間、原史料破損)……

壺盃六拾文ニ相成候へ者、買人無之候、濁酒どふハ弥繁昌、
御地頭様よりも借用等相立候得共、中々相止不申候、町半
分濁酒とふふニ相成候事□「」

……(この間、原史料破損)……

一十一月廿四日初而大雪

一蕎麦ハ賄に相成申ものニ相見へ候得とも、売人無之、直段

五斗ニ付三貫文ニ而も

……(この間、原史料破損)……

かまにて煮候而、一字桶へくみ、にかりをさし、から共ニよせ、是も飯ヲ焚おかませもよし、又ハ弥買人無之、尚下

……(この間、原史料破損)……

(天明四年一月)
同十三日

一 壹斗貳升

一 古 九升五合

一 錢 壹貫三百文

ノ

同十八日市、右同断

同廿三日

一九升

一 壹斗貳升

一 大麦 三貫五百文

一 搗麦 壹斗壹升

一 大豆 三貫六百文

一 小豆 六貫文

一 蕎麦 三貫五百文

五斗入

一 小ぬか 壹貫百文

一 干葉 壹連五拾文

野老糧 五升 八升

一 錢 壹貫三百文

ノ

同廿八日右同断

又諸品氣配強ク相成候事、

錢壹貫三百廿文と成

閏正月十四日、東山南方分限柄之者、千厩御会所江被召寄、

郡中御惠金御貸上七千切程被仰付、志願御貸上ニ而、十七

日迄ニ何茂御受申上候、

藤沢町村より式千三百切也、御受申上候、被仰候通り、壹

金も懸引なし、御受錢へ、右金子南方へ月割ニ而御貸上被

仰付候故、人氣格別ゆるみ、

御代官守屋四郎太夫様

藤沢村へ壺月割

一金六百切也 二月

三月

四月

二月三日

一米 壺斗壺升

一古 九升 当分 春わり

一大麦 三貫五百文

一大豆 三貫六百文

一小豆 六貫文

一ぬか 五斗入壺貫貳百文

一野老 五升八拾文

一ほしは(干菜) 五十五文

一中大根 壺本五文位

一代 壺貫三百拾文

一白麦 壺斗壺升五合

二月七日、松川御蔵より大麦貳拾貳俵、藤沢村御貸付、壺

人三六合六勺ニ当ル、

二月九日、千厩御蔵より種粳四拾俵藤沢村へ御貸付相成候事、

同十八日

一米 壺斗五合

一古 八升五合

一大麦 三貫八百文

一ぬか 壺貫五百文

一粟 三貫五百文

一ひへ 貳貫貳百文

一そは 三貫五百文

一錢 壺貫貳百七十文

ノ

同廿三日

一米 壺斗五合

一古 八升五合

一大麦 四貫六百文

一大豆 三貫六百文

一粟 三貫五百文

一錢 壹貫貳百八十文

ノ

廿八日

一米 右同断

一大豆 四貫文ニ上ル

一錢 壹貫三百文

一千葉 五・六拾文

ノ

三月二日

一米 右同断

一大麦 四貫三百文

一大豆 四貫貳百文

ノ

同八日

一米 壹斗

一古 八升

一麦 四貫五百文

一豆 四貫貳百文

同十三日

一米 八升五合 大上り

一古 七升五合

一麦 四貫八百文

一豆 四貫貳百文

一白麦 九升

一生もろみ 壹盃三十貳文

並廿四文

一錢 壹貫貳百九十文

同十八日

一米 八升 七升八合迄上

一古 七升

一麦 五貫五百文

一豆 五貫文

一ぬか 壹貫三百文

一壹貫貳百八十文

廿三日

一米 七升七合

一古 七升

一麥 五貫八百文

一大ツ 五貫三百文

一ふすま 貳貫五百文

一小ぬか 壹貫五百文

一錢 壹貫貳百五十文

一清酒 八拾文 壹盃ニ付

一同並 六拾文 水計り

一もろみ 三拾六文

並廿四文

一蕨の粉 壹分ニ八升

一ところ糧 五升七十文

一切わらひ 五升四十文

山かて色々、あさみ等相出候ニ付、引下し候、

廿八日

一米 七升五合

一古 六升五合

一麥 五貫八百文

一豆 五貫三四百文

一ぬかはしか類夥敷 市毎ニ相出申候、

一壹貫貳百五十文

一米日々引上、至而出不足、右直段ニ而者、漸飯米計り買付兼候程也、中奥より御城下へ相登候故、弥不足ニ相成、御城下ハ飯米も無之程、

一(羽書)は書之唱、上ニ相出候由、錢引上候事、

一四月二日、御惠金貳百切、三月分御貸方相成候事、

当村ハ是迄急渴之者稀ニ候所、もはや麦之保相出候(德)、五月ハ青麦相出可申、四月甚六ヶ敷相見へ候、

四月三日

一米 七升五合

一古 六升五合

一大麦 五貫五十文

五貫文迄、是ハ下りめ

一小麦 七貫文引上

一大豆 五貫弐百文

一小豆 八貫文上ル

一稗 四貫文 同

一白麦 七升五合

一もろこし 五斗入四貫文

一切蕨 五升廿五文

一ふき粮 廿文

一錢 壹貫弐百四十文

右市米ハ出不足、上りめニ候得とも、雜石類下直ニ相成候、

四月九日

一米 七升五合

一古 六升五合上りめ

一麦 四貫五百文 大下ケ

一大豆 五貫文位

一白麦 八升五合

一壹貫弐百五六十文

一雜石類弥々引下ル

四月十三日

一古 七升

一新 七升七八合

一つき麦 分ニ八升

一大麦 四貫八百文

一稗 三貫弐百文

一小ぬか 壹貫文

一大豆 五貫弐百文

一小麦 五貫弐百文

一錢 壹貫弐百八十文

四月十二日、村町御家中へ、染屋七兵衛殿味噌五盃ツ、引

候事、

同十五日、喜右衛門も村町御家中へ米壹升ツ、引候事、

四月十八日

一米 七升八合

一古 七升

一大麦 四貫八百文

一大豆 四貫文七百文

一錢 壹貫式百文

一とふふ 拾式文

一同から 十八文壹升

一生もろミ 四十文

四月十五日、弥右衛門殿、村方御家中へせうゆ引申候、

同日、源藏殿^{染や}味噌壹升、村町御家中へ引申候、

及川勘介殿方、去冬よりは迄、米粃、錢金、味噌五ヶ度引候事、当町相場金直三百廿切程と相見得申候、

四月廿三日

一古 六升五合

一新 七升五合

一大豆 五貫文

一大麦 五貫文

一粟 五貫五百文

一白麦 八升五合

一錢 壹貫式百文

は書^(羽書)銀札相出候ニ付、錢大ニくるい候事、

同廿四日より、銀札御遣方被仰付候ニ付、錢甚不同、

卯十二月、皆川屋喜右衛門殿、村町御家中錢百三拾貫文引方仕候、此度五百文ツ、引候事、

天明四年辰四月廿五日より銀札御通用被仰付、東山南北へ三千式百枚、御百姓御扱金被下置、藤沢村へ急渴之者式百六拾三人之書上、

銀札拾五枚札百四拾壹枚被下置、壹人前八匁四りニ当り候

事、代相場十五匁ニ付八百五十文、御代官様相場被相立候へとも、錢売人無之候、御城下ハ四月十四日より御遣方被仰付候、御引替所被相立候得共、銀札正金ニ御引替無之、諸商甚難義相成候事、正金御引替者、百兩へ銀札百廿五兩被相渡候御定ニ有之候所、正金指上候者無之、大肝入所ニ而御引替被仰付、札三段、拾五匁、七匁五分、三匁七分五りと被仰付候へ共、十五匁札計り被相渡候、銀札長三十六分、幅一寸式分五り

銀札御触之事

去年御領内、類茂無之凶作ニ付而ハ、士民甚及艱難、御上下難被為立程之節場ニ候故、銀札并鑄錢之義、士民為御惠之、御願被遊候処、兩条共ニ至極重き御大行之義、不容易事ニ候得とも、公義ニ而も格別之御訳合を以、此度如御願之被相免、
上ニ被為立候而も、難有御大慶被思召候、依之当月十四日より銀札御遣出被遊候、扱又士民兼而相痛居由、不承難洪も招募候上、去年凶作ニ付而ハ、犇と窮迫、艱難可仕義、誠ニ御心痛被思召候、此度御家中江も、夫々割合を以銀

札被貸下、追年不相痛様可被召上候、尤是迄之諸上納物、諸拜借者、一円上納被延下、自分借才(借財)元延之義者被仰出候間、何も新ニ相続仕、此節より別而質素儉約ヲ相用、相続をも取直し、御奉公可仕旨
御意之事、

一此度重き被仰立之上、銀札無用被相免御行出罷成候所、御家中士凡ともニ連々犇ト艱難之上、去年大凶作ニ付而ハ、誠ニ

御上下難被為立義故御吟味被相尽銀札之義被遊、御願候所、公義ニ而も格別之御吟味ヲ以、如御願之相濟候ニ付、早速より御遣出被仰付候、然所、一統諸上納掛り并自分借財、五年之相募(マカ)、一統御奉公相続可仕様も無之事ニ相聞得候、仍而此度別段之御吟味ヲ以、諸拜借物并是迄之諸上納懸り、一円ニ被延下御家中、取続候様被成下候間、幾重ニも質素儉約ニ用、取続、御奉公可仕事、

但、自分借財も一切元延ニ可仕候事、此段ハ於上御撮当被成下候ニハ不及事ニ候得共、全躰御家中累年ニ艱難相募、取続兼候事故、従 上も諸上納一円ニ被延下候間、幾重ニも金主々々ニ而勘弁、為取続候様可仕候、

右之通被仰出候間、面々はよりハ格別に覚悟をも仕、相続取直し、末々御奉公仕上候様可仕事、

一御家中士凡共、知行高壹貫文ニ金貳両ツ、之積り以銀札借被下候、

但、持来進退共計り拝借被成下候、御役料被相除候、

一同玄米御切米、御扶持方へ直高壹貫文ニ金六切宛積を以、銀札拝借被成下候、

右之通拝借被成下候分、知行并玄米御扶持方を以、当年より向拾ヶ年御割合可被召上候、右銀札受取之義者、勘定所承合、右御遣出候ニ付、不相分儀者出入司衆承合可申事、

一御下向之節ヲ始、為伺御機嫌、上府仕候義共、当冬中迄御家中一統御免被成下候、歳暮之節より上府之義者、追而可被仰出候事、

一御一門衆始、隱居家督之御礼申上候義、御家中一統当老ヶ年被延下候事、

右之外、借人頼申儀ヲ始、御用捨被成下候義ハ、安永七年并去年中被仰出候通御用捨被成下候間、其心得可仕事、

一此度銀札御遣出被仰出候ニ付、右遣方通用等之義ハ、左之通可相心得候、

一銀札御出方之義、銀十五匁札七匁五分、三匁七分、五リ札と三段被相遣候、

御城下来ル十四日より御遣出被相行候、尤御城下ハ同日より正金遣一切被相留候間、正金ハ早速右銀札ニ引合通用可仕候、在々ハ来ル廿五日より御領内一統正金遣一切被相留候、錢ハ是迄之通通用可仕候、

一引替所ハ兩替所へ被相附、

右兩替所ハ、柳町へ被相移候間、於同所引替可申候、正金百兩ト銀札百貳十五兩分之割を以、金壹歩与引替、拾五匁札壹枚え三匁七分五リ札を相添候事、

但銀札ヲ正金え引替候節も、右わりを以引替料相出、引替可申事、

一正金遣被相留義ニ候得共、他所仕入金等類、是非正金ヲ以通用不致不叶分ハ、是又御引替被成下候間、前条同様、御城下・在々共ニ、右兩替所へ可申出候、乍勿論、右正金ト引替不申候不叶分ハ、詰所以下之面々ハ其身書付、詰所已上之輩ハ家来書付、凡下・御扶持人・輕者ハ、頭々末書之書付、百姓・町人ハ其所之肝入・檢断書付、右金子入用之品々為書記、兩替所江可被指出、無余義分御吟味之上、引

替可被渡下候、

一他領仕入商売物之内、呉服・木綿・古手物・糸・綿・薬種、右五品之外、他領入替一切被相留置候、

一右銀札通用之上、紛敷札等相出候ハ、早速御引替所へ指出、本当札江引合候様可仕候、尤贋札拵置候もの之候ハ、訴可申出候、為御褒美金壹歩札百枚可被下置「」
隠置、後日頭候「」曲事ニ「」一両□「」
「」

……(この間、原史料破損)……

申出候「」若違乱「」相渡候手配「」
「」候ハ、肝入検断等迄、急度御仕置可被仰付候、

……(この間、原史料破損)……

一銀札紙色違、或ハ御印形片寄候而、御印薄クか、又ハ■も
の損、移墨等有之候共、御印之内へ方「」無
之義ハ「」損候共相□

……(この間、原史料破損)……

ニて一「」無之、諸□□「」
市も立不申「」取替五百文「」
少々取替相成候、正金ハ、石物代相場共ニ、高下無之様相
見へ申候、

……(この間、原史料破損)……

五月二日、千厩町御蔵より粉四石、稗三石、大麦九石五
斗、御貸方被仰付候、借人頭式百廿五人也、四月分御借金
五十兩、五月朔日御かし方相成候、右御銀札御定前之分ゆ
へ、正金ニ而御借方、

五月朔日「」

……(この間、原史料破損)……

一田植「 」「初、田植水不足、半分植付之所、五月三日雷雨ニ而不□□付相成、苗をきあしく、苗不足の年柄ニ候所、田植延候故、苗置候て、当村抔間ニ合候見詰、全躰去年不作之粗故、苗置不同、後世ヶ様之年柄ハ、種糊吟味可仕候事、

十八日

- 一古米 六升五合
- 一 売人不足
- 一新 七升五合
- 一新麦 貳貫文
- 一古麦 三貫文
- 一大豆 四貫三百文
- 一小豆 七貫文
- 正金
- 一錢壹貫貳百三十文
- 一札弥々下直、一切「 「なし
- 「 「月三日五十位
- 「 「類ハ追て下落

「 「米者下り不申候
 「 「並三日五十文より
 「 「下「 「合四百文
 「 「
 ……(この間、原史料破損)……

- 「 「被仰付候ニ付「 「無之よりまゆ者
- 「 「日頃より相出候得共「 「無之、入谷よりも
- 兩度「 「当所へ参候銀札ニ而も「 「候所、
- 一切望人無「 「帰り候条、糸取人一切無之候事、
- 五月廿一日
- 一古 六升貳三合
- 一新 七升五合
- 一新大麦 貳貫貳百文
- 一小麦 三貫文
- 一大豆 四貫文
- 一小豆 七貫文

一 銀札紙色違、或ハ御印形片寄候而、御印薄クか、又ハもの

損、移墨に有之候共、御印之内候方「」少々之

義ハ「」様候等相「」差

「」

……(この間、原史料破損)……

正金壹貫貳百五十文 三百文迄

一 銀三百文位 取引なし

於石之卷二

一 鑄錢近々御吹方在之由にて、錢相場日々引下候事、石之卷

壹貫五百文、札者日々下落、

一 古清酒 壹盃百文

一 もろみ 同四十六文

右直段二而も時々売切

一 とふふ 十式文

一 おから 拾八文

「」為「」式文

「」下り酒

……(この間、原史料破損)……

「」由申上候上ハ「」

残、廿七日「」寄「」取人共不痛様御買上成置候

事二御座候間、出情糸高取候様被仰合候得共、銀札二而ハ

まゆ仕入も無心元、殊二御上御直段も相知不申候上ハ、何

様二も取方可仕様無之候間、御直段被立下度御願申上候所、

まゆ直段も相立不申上ハ、無見当二而、糸御直段可被相立

様無之候所、御買上之義ハ万事甚兵衛様二被相任候義、六

月十五日伊達天玉(天玉)之相場等へ、当作之まゆ直段引合、何分

も割合宜御直段被相立、尤御前金等望次第被借下、此度

御受申上候而も、まゆ買方不罷成候か、又ハ何か指支等相

出取方不相成者ハ、早速御前金返納可仕由、御受合被成候

ニ付、何も得心請合、目形(目方)壹人分三十五人三貫め、貳貫め、

壹貫め、五百匁迄「」合高三拾三貫百匁御受「」御

前金札八百八切「」渡候御前金取不申「」大図

壹歩札「」拾匁積り被仰渡候、「」様兼而蚕方

「」御功者ニ而被仰含、宜齎取共疑心も無之御受申候事、御前金

一真綿御買上被仰付、小買人皆川徳之助・林右衛門兩人被仰付、御買金札貳百枚被相渡候、買方之義ハ御印符ニて被相渡候事、

五月廿八日

一古 六升五合

一新 七升五合

一新大麥 貳貫八百文

三貫文迄

大上り

一大豆 四貫文

一正金 壹貫三百文

一銀札 壹分三百文位

直段不同

六月三日

一米 同断

大麥相出候ニ付不捌小売計り、不足ものニ而、米ハ直段すわり

一新大麥 三貫五百文

一大豆 四貫貳百文

一新小麥 三貫五百文

雜石類引下ル

一当三日頃より時疫流行候所、夏中夥敷病人在之、御国□統

大流行、春中より飢喰「」而病付候者ハ難除「」

いたし候者ハ稀ニ有之候様「」石之巻・氣仙沼

「」大時行病人無之「」稀成様ニ相見得、毎日

「」人ツ、相果申候、親類□家も出入無之程ニ候、■

諸見舞等も無之候、当所ハ脇々より格別薄く、去年中より

不氣候之所ニ、飢喰ニ而、病氣受安く相見へ申候、ケ様之

年ハ、随分、養生いたし可申事、依之、凶年之備、豊年ニ

ありとかや、

六月八日

一古 六升三合

一新 七升より五合迄

一麥大豆 不相替候

一正金 壹貫三百八十文
銀札 貳百八十文位

一まゆ 壹斗貳升 壹斗四升より
上々 壹斗迄
下 壹斗五升 八升迄

十三日

一古 六升五合

一新 七升五合

一新麦 貳貫八百文 下め

一大豆 三貫五六百文

一正金 壹貫四百五十文 下りめ

鑄錢之御吹立ニ而、日々引下候事

十八日

「六升貳三合金引

「引七「迄

「合

「文迄

「文

「百文

「壹貫「文

□ゆ者何年ニも無之下直、

一銀札 貳百五十より

同百四十文迄

一紅花 壹貫目より

壹貫三百匁

一まゆ八日增高直ニ相成候事、

六月廿八日

一古米 七升五、六合より八升迄

一去年米 九升五合

一大麦 貳貫五、六百文

一大ツ 三貫四百文

一小ツ 三貫六、七百元

一錢 壹貫五、六百文

一紅花も産物方御買上被仰渡候へ共、内々正錢売商ニ而密々
 ニ売申候、最上辺より入込、追々引上、七百匁より八・九
 百匁迄、買入候ものハ相応之利潤、真綿御買入被相立候と
 も、銀札御買上と被仰渡候間、売人無之、是等内々買人有
 之、下直成物故、跡上かりいたし候事、

七月三日

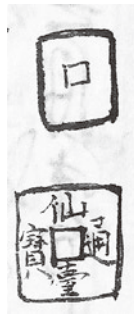
- 一古米 八升五合
- 一新 壺斗貳升
- 一大ツ 三貫五百文
- 一大麦 三貫六百
- 一小麦 三貫六五匁文
- 一札 百三十文迄
- 一錢 壺貫五百五十文
- 一真綿 一匁出来不申候事

七月八日より

一古 壺斗三升

- 一去米 壺斗五升
- 一大豆 三貫七、八百文
- 一大麦 三貫貳、三百文
- 一小麦 三貫四、五百文
- 一新 壺升ニ付八拾文

鑄錢、六月廿八日より石之卷御吹立、江戸表より尾州米
 度々相下り、氣仙沼へも相廻り候所、当新米最早相出候ニ
 付、日増下落、上方米石卷ニ而壺斗貳升、所々相廻候事、



近年
 此頃諸国一統鑄錢之義被相留候所、はかき錢と申御願ニ而
 相濟候よし、炯屋出鉄不足ニ而、折々休候事、当地石之卷
 拾六ほとニ而御吹方、

七月十三日

一古 壺斗壺升五合

一(マ)去 壺斗四升

一餅 百拾文より貳百文

一新大麦 貳貫五百文

三貫文

一(大豆)大ツ 三貫五百文

一燒米 壺盃三十貳文

一新(小豆)小ツ 七拾五文

当日米出不足ニ而景氣

一真綿 代ニ而目替より八・九割

一札不通用

七月十八日

一古 壺斗貳、三升

一去 壺斗四、五升

一燒米 壺盃廿五文

一新大麦 三貫文

一古大豆 三貫貳百文

一新米少々相出候事
上米壺升百十五文

七月十九日苧初粟切、当夏日照ニ而、諸作物上々作相成候事、六月中旬より雨降不申候、引続干はつ、苧・大こん干かれ、外作物上之出来、七月中旬迄雨一切無之候、苧不足相成候事、

七月廿三日

一古 七升

一去米 壺升ニテ九十文

一新 百拾文

一新大麦 三貫文

一大豆 三貫五百文

一正金 壺貫五百五十文

廿八日

一新上々 壺斗六七升

一大麦 三貫百文

夏喰込ニ而種麦不足故、作不申候

一大豆 三貫弍百文

一正金 壹貫五百五十、六十文

一銀札 壹歩百文位

質物受金諸上納方へ相廻シ、右ニて少□潤□□「」

御塩問屋等下り金ハ札買入、札上納ニ而、大ニ凌候事、

一七月廿六日大雨、田畑諸作物取なをし、大ニよろしく、又

中旬より日てり、大根・苺・藍等干かれ候所、此雨ニて蒔

付候事、

八月三日

一新上々 壹斗七升

一大麦 三貫弍百文

八日

一新三斗弍升 下落

一古壹斗八升

一もろみ 廿四文

一大豆 三貫弍百文

一小豆ツ 八拾文上りめ

八月十日 千廐市

一米三斗弍升

薄衣町三斗五升

一金津三斗三升

一若柳三斗六升

麦者何方「」

麦之「」

……(この間、原史料破損)……

一新米「」

一新大豆 弍「」

一札者通用なし、質草計り通用致、質屋者大ニ損金相成候事、

一もろミ 弍拾文

並酒八文

八月十九日円入寺御当住御入院、入谷村万福院より、先住
祐榮法印、六月九日御病死、

八月廿三日

一新 式斗三升

至而不足

一 壹貫五百六、七十文

すわり

一 銀札通用なし

一新 大豆壹貫貳百文

一米 式斗四升五合

一大豆 三貫貳百文

一大麦 三貫文

九月三日

一米 「 」

……(この間、原史料破損)……+

同十八日 「 」

一米 式斗貳貫文

一大麦 貳貫四百文

一大麦 貳貫四百文

一大豆 貳貫より壹貫八百文

一新 貳 三貫七八百文

一古上 三貫五百文

一 真綿引上買溜

五割徳

十月二日、銀札不通用ニ付、正金通用ニ被仰付候、銀札ハ
御引替所・兩替所へ不相構、市中惣場(相場)にて通用可仕由被仰
付候所、正金通用ニ罷成候上ハ、尚更銀札ハ一切之不通用
相成候事、

一 生糸貳百廿 「 」

少々売申 「 」

相払 「 」

十月「」

……(この間、原史料破損)……

十三日

一米「」

一大ツ「」

一麦 貳貫貳「」

一金壹貫五百文

十八日

一米 貳斗六升五合

一大豆 壹貫八、九百文

一麦 貳貫貳百文

米不足、引上候事、

一新酒 壹盃四十六文

一濁酒 拾文

一もろみ 廿文

廿三日

一米 貳斗六升

一大ツ 壹斗八百文

一麦 貳貫貳百文 不足

一蕨 出不足、苗毎引上候、

廿八日

一米 貳斗五升

一大豆 壹貫九百文

一ちうね 壹歩と貳斗

十一月三日

一米 貳斗四升

一大豆「」

……(この間、原史料破損)……

貳「」

同十三日

一米 貳斗三升

一錢 壹貫五百五六十文

一萁 市每引上

一こま 壹升百六十文

十一月五日

一生糸 貳百拾匁

中新田衆江売

追々景氣

……(この間、原史料破損)……

同十八日

一米 貳斗四升五合

一大豆 貳貫貳百文

一大麦 貳貫八百文

一ちうね 壹歩ニ貳斗

一胡麻 壹升百六十文

一ちうね油 壹盃百六十文

一木綿古手類 高直

一糸わた 百文ニ

一餅米 「 」

一 「 」

……(この間、原史料破損)……

問屋 「 」

上金ニ相 「 」

十一月廿三日

一米 貳斗四升

一大むき 三貫文

一錢 壹貫六百拾文

一萁 少しゆるみ

若柳町

一米 貳斗九升 不足

一金沢町 式斗七升 不足

✕

石之卷

一米 式斗七升

一壺貫六百五十文

十一月廿五日

当年御国塩御蔵払、小壳塩御壳渡無之一切、塩不足ニ付、当年ニ限り御他領塩買方被相免、売ちらし被仰渡候、他領仕入

御上へ願申上候様被仰付候、当年秋渡「 「 「 「無之候「 「 「 「

……(この間、原史料破損)……

一米「 「 「

一大豆「 「 「

一御飯料式十五石

素米ニ而四斗五升納

一御困粉三拾石

但六合五勺ニ而納

右之通被仰付、納得罷成候、度々願申上候処、御聞濟無之、惣村中度々町へ押寄セ、御屋敷迄も御願ニ罷出候覚悟ニ相決願候故、右御直段ニ相濟候事、十一月廿八日被仰付候、是迄壺金も相濟不申候事、

十一月廿八日

一米 式斗三升五合

一大豆 式貫式百文

一小豆 四貫八百文 不足

一大麦 三貫文

一小麦 四貫文

一蕎 二貫文

一錢 壺「 「 「

……(この間、原史料破損)……

出不足「

」相成候、上々式貫「

廿三日

「 中三貫匁、下々五貫匁ハまれニ御座候、

一米「

一錢壹貫六百七十文より段々引上、昼頃より壹貫六百三十文、

……(この間、原史料破損)……

一粮類至而不足、干葉金壹歩ニ三十文連、

朝夕かゆ計被相用候、

一萁

在々とふふすり多く、壹丁八文から取ニすり候事、

米も少し「 諸品高直「 事、

十二月八日

夏^(マ)年夥敷人死在之候事

一米 式斗三升

一大豆 式貫四百文

天明五巳年正月元日

一糯 壹斗八升

初相庭

一萁 少し引下ル

一米三斗五升

十八日

一米 式斗三升式、三合 少しゆるみ

一大豆壹貫三百文

一地米 式斗式升

一錢壹貫八百文

一大豆 式貫三百文

正月三日相庭

一壹貫六百七〇文

一米四斗也
四斗五合也

一大豆壹貫文

一大麦壹「」


一小「」

……(この間、原史料破損)……

文政十亥八月「」

東海道大洪水、三州・遠州・摺州^(駿州)大痛之事、岡崎之橋三拾間計り落、所々家流、人死多し、府中辺町中船ニ而通用、橋々流落、小田原迄夥敷痛候事、又信州・上州・木曾道、是も洪水、山等崩レ、所々大痛之事、

此所古之珍事書入申候

一明和六七月末より九月初迄、東方ニ子時より、ノ如き星出ル、始三・四丈、明方廿丈位ニ見ヘ候、西江尾さし、同七年七月廿八日暮方より北之方赤成、段々広く、午・未之刻、天一面ニ赤成、白筋垂木ノ如し、始東南高く、西北ヒクシ、前後年々旱、何方も米ハ旱故、三斗計、代天門家^(天文)異国本朝之書見候所、是迄無之由、

享和貳年戌ノ六月廿九日大雨、七月二日山ノ目辺より大洪水、薄衣より下通り石巻迄ニて、佐沼・若柳・石森通り水くち村、屋敷共ニ流失多し、日形・米谷・柳津、其外所々土手切、西郡ハ土手能防き切不申候、水旱之所多し、当国八万五千石之亡失之由、右ニ付当国清酒造り方三ヶ壺、濁酒禁制、今年日本国中水旱之所甘ヶ国已上、其内河内国第一也、上方ハ清酒作り方半高、諸国一統御触通り、右ニ付候而者、十一月中旬江戸米相庭下ル、

仙台米 九斗七升より石式升迄、

京都・^(加賀)か、米 五十四匁

上米六十式三匁

銀相場六十四匁、此辺十一月式斗九升、十二月廿八日下落、三斗六升、年貢米拾五切、外大豆十四切半也、

寛政十年京大仏雷焼失ニ付再建、日本国中諸宗寺江出錢被仰付、当西ノ五月より向十七ヶ年之間、壺ヶ寺より壺月三文ツ、本寺々々江取集差上候様、右ニ付寺数諸宗改之事、天台宗 式千六百式十ヶ寺
臨濟宗 壺万百ヶ寺

黄檗宗 九千百ヶ寺

真言宗 壹万百ヶ寺

曹洞宗 九千六百廿寺

遊行宗 六百七十六ヶ寺

浄土宗 拾四万廿ヶ寺

念仏派 千五百廿ヶ寺

西本願寺 四万五十七ヶ寺

東本願寺 八万五千百廿六寺

高田流 七千五百廿寺

日蓮宗 八万三千廿ヶ寺

仏弘寺 八千五百廿寺

ノ四拾万七千九百九十九

右卷ケ月三文ツ、出せん、壹ケ年ニ三拾六文ツ、壹万四

千六百八十七貫七百四十八文、直し金貳千四拾壹両 九五

八 拾七ケ年合而四万千六百拾五両余也、

享和元年五月上方書付風唱在之候、

明和五年子二月十九日子ノ初、下町小太郎屋敷火元にて、

町内不残焼候事、其先ニ延享末か寛延かニ、町中通上ハ札

場迄、下ハ新町・元町界にて焼失、其前ハ百年より類焼無

之候申伝候、

享和三年亥三月、西国よりはしか時行、当国ハ追々、翌年

夏甚ツよし、上方妊婦小産之恐色々法取行候へとも、死亡

多し、当地辺在々不構分ハ却而無事、其後廿一年、文政申

七年流行ハ至而輕し、

薬も思之外不引、

享和四年子ノ六月廿四日、仙台御城式の御丸、雷火ニ而不

残焼失、

文化二年丑正月廿二日夜気仙沼大火、八日町須藤屋火元、

大田入口迄不残焼ル、

文化元年子六月四日より六日迄、度々羽州酒田大地震、御

城代御長屋并御家中十九軒ゆり禿、大手橋三ツ折、御米蔵

廿五禿、鵜渡川原町廿間余禿、本間四郎三郎家、其外三社

堂禿、内々善光寺小路下、米屋町、八間町、并ちく後丁、

京人町、大町、肴町、舟場丁南側不残禿、船場丁之内地中

江埋家壹間と続候所無之、われ地之底より悪水出、掘ぬき
井多し、片町禿家より出火、廿九軒焼、神社寺々不残禿、
禿家七百軒余、土蔵八町中不残、宮ノ浦百五拾軒禿、其外
福浦御番所近在禿家、田地損所かそへかたし、人馬死亡数
不知、又八日震出し、酒田ニ而拾三軒禿、青塚と申村百間
四方程沈む、

寛政十一年、紀州熊野奥山より十三里奥山、榎の木大木有
之、御用材木ニ見出し事、

一榎の廻り百式拾抱より末迄三百廿間、南方枝太サ十八抱三
ツ五之此内宿り来、

一杉 七間物五本 一椎 三間七本

一柀 七間半六本 栢 五間十本

一松 三間七本 柿 式間半式本

一南天 式間半
九本 壹抱程之木

一楓 五間七本 竹 三間程
十壹本

一山桃 四間半八本 一宿木

ノ七拾七本

右、是迄数百年來其里へ山と計り見、近付事無之故不知、
此度殿様御用にて大勢罷登り候故、近寄見候由、御役人江
申上候事、依而
公方様へ御書上、

文化三年三月廿日昼四ツ時より、江戸芝大木戸牛町木屋平
助火元、本町・伝馬町通り筋不残、浅草田の辺り迄焼失、
大名屋敷上・中・下屋敷、合七十五頭、旗元以上之衆四百
八十式軒、旗元三百拾頭以下之衆式千九百九十軒、町数五
百軒程と申来候、跡改八百六十表、店数十三万四千九百九
軒、裏店百拾壹万壹軒、寺数八百ヶ寺余、堂宮是迄八百
余、わらんし四日より六日迄六十四文、七十式文、段々下
り、十一日十六文、松板五分壹間両ニ四十五匁、大工家根
吹壹日壹歩ツ、手伝人足壹朱ツ、並人足四百文、白米
両ニ八斗、錢六貫文、
公義より御小家相立られ、
御台様より握めし御廻し被下候事、
勘三郎・羽左衛門、芝居残りニ付、焚出し所々被仰付、御

陣か原と申所ニ壹面ニ小家御立、焼死御書上千三百人御番所へ、牛三疋・馬七百疋、川流数不知、芝谷田と云分限大家、主人・番頭共二十五人焼死、鎌倉川岸ニ廿五才之女、三才計り之子共を背負焼死、通り三丁目ニ子を半分産かけ死、無首死骸、才布切取候様子、
仙台御屋敷不焼、

増上寺寺内焼本堂御霊屋ハ残り、

上野浅草残ル、其外焼夥敷、

大伝馬丁柏屋孫左衛門店、四方より火掛り候へとも、屋敷之内老人も外へ不出、防ぎ候間、不焼、尤怪我壹人も無之候、全体屋敷之備、火の用心立廻り、火事道具大金を入手意いたし、堀抜井戸在之、江戸第一無双之備也、此時屋敷之内式百人計りニて、龍の口之仕掛ニ而、四方之屋根へ水卷上候方如何成大雨も不及大水ニ而、首尾能防ぎ候事、誠ニ珍敷備也、其外文政十式丑近年之大火三度凌候事、江戸第一之普請なり、

安永元年目黒行人坂火事より大火事かと申候、

天明三年卯凶作ニハ、御城下九月十八日より米無之、騒動、

当地ハ同廿八日より騒動、

高直之時、壹歩ニ五升五合迄、

宝暦五年^{（※）}年凶作ニハ、翌三月四日より騒動、壹歩ニ九升迄、天明三昨年ハ信州浅間山大焼、関東六・七分ニ成故、江戸高直ニ付、御郡備粉迄御引方被相登せ候上、凶作故、秋より騒動、

寛政三亥十月十六日夜、大雷、大雨、其内此近村大雨、大洪水、大平新地大地損、二日町流失、流死十人計り、其後二日町割替ニ相成候、同三年正月七日大地震、文化十四年十七年忌ニ成、御城下も大雨、洪水、其外大川ハ何事も無之候、

文化四年五月廿五日、京都大洪水、宇治迄之間、所々土手切り、淀・伏見大ニ流痛、橋々落ル、二条之新地へ切込、三条・五条之橋計残ル、河内大水、八幡村大切、東河内一面大海ニ成、依而大坂より助ヶ船夥敷出ル、

文化三年九月、松前西^{（西蝦夷）}そ之そうやと云所、御陳屋被破、

同四年松前騒動相及、江戸より大勢被相下、尤道中五・六・七月追々早打相通り、南部津軽より加勢、四月エトロウ(エトロフ)と言所之御陣屋も破ル、是ハ公義之御陳屋也、ヲロシヤト言国之仕業也と、色々申唱候、松前様伊達梁川江所替、壹万石也、誠ニ目も当られぬ事と申候、

御城代江戸下ル、又々翌年辰正月末より騒動、所々より軍勢相下り、会津軍勢千五百人、秋田大勢、仙台勢二月鷹野(高野)雅楽様大勢、柴田(芝多)兵庫様、日野英馬様、矢野秀助様、其ハ

大番組より以下の式千余人、箱館・クナ尻と両陳ニ成よし、公義之惣大将、仙台様之御伯父様ニ而堀田摂津守様御下向也、道中共ニ毎日騒ぎ、右何レも革具足ニ而見事なり、合戦ニも不相成、九月目出度御帰陳相成候、

此年之前年か、ほふき星西の方へ出ル、先年大坂落城前ニ此星出候事

同八月中旬、長崎江エキ(イギリス)レス船来ル、紅毛夕江仇在之由、二・三日滞船ニ而出帆、依之、長崎奉行切腹、

鍋島様閉門、

文化六年已秋折々雨、十月廿七日初大雪ニ而、寒中迄不消、寒気甚敷、北上川水不足、船通用無之、薄衣七日町船無しニ而渡り通用、

宝暦八年ニも川水無之、二月ニ相成川通用、冬中寒気強く、竹木大ニ枯候、

文政(テシママ)十二月五日より昼夜三日大雪五尺位、南の方、殊ニ余慶ふる、

文政十一子八月、西国長崎方大変、海津波并山津波、大風、大雨、川々洪水、山崩、田畑潰レ、人死多く、夥敷痛之由、追々大坂表取引御方より申来候事、

人有而、日本絵図唐船江相渡、内通之者在之、唐船数拾艘滞船之所、右之嵐ニ而陸江相上ケられ、船々解け候、右御役人御見分処、黒塗之箱見出し、則日本之絵図在之、直々御始末ニ相成候事、内通之事露頭致、御仕置ニ相成候事、

文政丑十三年三月廿四日

千厩本町より出火、検断勇五郎隣より焼、勇五郎方屋敷中
不残焼、土蔵式ツ共々落、大痛候事、夫より所々江飛火、
新町江三十軒程焼込、本町不残焼る、

当正月より喜平次事上方へ上り、六月初下る、

当年米高直、式斗八升位、

同月廿一日江戸大火、昼四ツ時神田佐久間丁より出火、通
り丁ハ芝口迄不残焼、仙台様御屋敷ニ而溜る、鉄炮洲、八
丁堀、築田島迄不残、船々共ニ焼、海川迄之火事ニ相成候
事、日本橋川通永代橋元迄、田安様御屋敷残り、両国橋元
迄、三芝居并町家既ニあらまし焼ル、浅草前残る、大名小
路残ル、御丸近迄橋々不残、丁々町々里数ニ直し候へハ、
凡大道ニ而七拾余里之焼、江戸始已来無之大火、將軍様よ
り御助小屋五拾間之小屋、拾式ヶ所被相立、粥并鳥目式百
文ツ、被下置候事、頂戴之者ハ家内式・三人之借家之小物
計り、御帳面江被相印候所、九万五千何人とか申事ニ候、
其外

御三家様より被下物有之、其節壹尺板壹枚三匁、

米 両ニ六斗より五斗五升位迄、

大工壹日式朱ツ、内々ニ而ハ拾匁位之日用、

出火之節、死人夥敷候事、併大橋通り落不申故、古之大火
之節よりハ死人ハ不足ニ相咄申候、此度御屋敷に夥敷焼、

京大坂共ニ米高直、

兩年之不作、

壹石ニ付、上物銀百三十匁迄申来候、

同年十一月十三日より十八日迄之雨天ニ而、当国大洪水、
中道、中下海道共ニ、三日四日通用留、古河・三本木辺一
面ニ而如海、若柳・涌津道海同様、船ニ而通用、佐沼辺大
水、家流多し、所々稲夥敷流候事、稻流れ候故、村々御争
談ニ付、御郡御役人様御調ニ相成、高割ニ配当いたし候事、
右ニ付出石無之、三斗七・八升ニ相成候、所追々引、式
斗五升ニ而も不足、大豆拾式切取引、

文政十三寅春操綿大引揚

御城下ニ而金七両也、当作紙類大高直、沓歩は七日五十匁位、

薄衣与五右衛門より紙九十帖七百匁、

当年諸作六・七分^②之取納、近年引続不作都、而高直、

米新三斗より式斗七・八升、

御國中酒屋被相留、追々御吟味、沓ヶ所ニ大小場共と清酒

屋沓軒、御一門様御下御酒屋共ニ式軒、濁酒ハ働酒之由ニ

而、御免ニ相成候事、

為御登石冬中被相詰候、市中御買方御休、三月成、少々御

積立、

当町 二月より式斗五升

麦 干糧 式斗五升

大豆 沓切二、三分

小麦 同 沓切三分

羽州者凶年同様ニ相聞候事、仙台より折々御払相成候事、

同寅初三月拾五日 米谷町火出

西南町家七十軒余、御家中百軒余焼失いたし候、

又四月朔日同所昼出火、両度ニ既ニ不残焼失いたし候、

同閏三月廿日 若柳向町八拾三軒焼失、又廿六日昼同町出火、片町・本町迄百五拾軒余、両度ニ是又大焼也、

同月十九日三本木町出火、川より北町あらまし大焼、

何方も年柄あしく、甚難義、

天保四巳十月十五日、三本木川向南町出火、少々残り、一

宇焼、藏々余程落シ、同所北町焼より四年め、同所之富家

大病、当年飢饉之上、如此焼失、

此所、前後ニ相成候へとも、左ニ写

文政十三寅三月、伊勢之おかけ参り流行之由、京都より注

進有之候所、追々伊勢の松坂通用先より委敷申来、写、

誠ニ珍敷候故ニ、為後世如此相留ル、

一伊勢御両宮之儀、二月下旬より、四国阿州徳島より、御影

参りと申相始り候処、三月ニ入、四国一円ニ流行、日増夥

敷相成、当十五日頃より京大坂ヲ始、五畿内一円仰山ニ出

かけ、夫より播州、伊賀、伊勢、江州、右九ヶ国より参

り、一兩日ハ又若狭、越前、東は尾州、濃州ちらく^①と出

かけ、三州より東は未夕見へ不申候由候へとも、此節道中

難儀、大群集、四国、五畿内、隣国未半分ニも至り不申候へとも、夥敷候、関東衆参候とて、当国へ人参り可申由、此節大凡拾六万人余と一日之改、是ハ御両宮ニて御被、壹人江壹本ツ、被下置候調、

依之

一御神領は不及申、紀州様、藤堂様、其外当国之御大名様方、厚御手当有之、嚴重之御趣意ニ而、諸人難有通用之事、

一宿屋之義并商内物ニ而も、勝手次第宿いたし、泊り兼、夜

通し又ハ野宿杯之道は多し、家毎ニ宿致候へとも、大群集

ニ而、宿成兼候者多し、馴候者ハ昼の宿ヲ取、八丈敷^間壹間

ニ初拾式人より、此節ハ廿四・五人見詰ニ相成候事、

一旅行ハ有徳之衆中思ひくニ施行いたし候よし、此節ハ届

兼商物等、品物施行相受候者ハ、廿分壹無之由、

外宮広小路ニ而壹人江切飯壹つツ、施行有之候処、一日

ニ白米ニ而八拾七俵也、

右此節之事ニ而ハ、右石高ニ而間ニ合兼候よし、

一松坂之粥之施行、一日ニ白米貳拾俵見詰致候、

一銭壹文施行、一日ニ四拾貫位之積り、

一芝居役者共より米千俵也、施行願之上相出候事、

一道者ハ組々目印ニ而、幟吹流はれん、笠鉾、万度講印、太神宮様之御印物、笠柄杓、風車、大恵宝、右品等の外思ひ々々の大はた印ニ而、立場々々ニて人数を揃ひ、百人組貳・壹百人組也、

一衣服組 半てん杯 しゅばん等、模様思ひ々々、花やかに

出立、道中踊杯多く、はやし方三味せん^カ鞆つ、み・笛・拍木いろく、前代み聞之事也、

一施行馬駕車事、

一髮結施行、

一紀州様・藤堂様より八・九ヶ所会所被相立、日々人数御

調、はくれ人尋被下候事、

右之通、誠ニ美々敷、夥敷事、前代未聞無之事ニ候、京・

大坂共ニ大群衆ニ而、金銀廻り夥敷事、

先年明和八卯年御影参り有之由、其以前宝永貳年御かけ参

り有之、其以来此度迄ニ三度目と申来候、六拾年先卯年よ

り、此度ハ大変之事ニ候、

右之外神変不思議之事在之よし申来候、

同三月十九日夜丑之下一刻、伊勢山田町内より出火、卯之上

刻鎮火、

一宇治畑町と申所より出火、夫より段々焼落、南之方鳥居焼落、宇治橋迄焼、御祓町不残、宮中江火移り、八拾末社不残焼失、

御古殿 御宮殿

東方殿 西方殿

御門 御神果殿

已上五ヶ所御残り

右出火ニ付、色々不思義成事噂有之候、其後宇治山江火移り、今山中焼最中と申書状、

右之通、内宮御下町大火、八拾末社迄焼候へとも、御宮者焼不申候事、御かけ参り最中之折ニ而大噪ぎ之事、何不浄之事有之候事ニ相聞候事、

同年七月より京都大地震、町家土蔵夥敷痛ミ損シ、二條之御城築地崩候事、引続八月中大ニゆり、寺々夥敷痛、怪我人多し、

禁裏様御立拔之事、清水寺崩、大仏前耳塚大石垣崩ゆり成、塔堂大ニ痛候事、冬中迄ゆり、大坂ハ至而薄く、丹波之方江ゆり、

文政十四卯正月御触出し、

改元在而

天保貳年と相成候事、

同三月十九日、大霜五寸程、

近年米高直

一江戸米相庭 両二七斗

当作者式斗四■升

当地之都合ニ而ハ、江戸表不高相庭ニ候へとも、米高直ニ付、従 將軍様江戸町中一統江、白米ニ而被下置候事、

男江五升 女江三升

京二條之御城御普請方、仙台様外三ヶ国へ御手伝被蒙仰、此時仙台より三万両余、

一当年ハ三四年めニ而、諸作物相庭ニ取調候、春より秋迄式斗四升位、新米相出、

十一月初三斗七升迄、夫より又引上、三斗式、三升、大豆・小麦・ちうね・からし、此品々不作 大豆 小麦ハ拾

式切、

一生糸ハ並百九十五匁位、百八拾匁 近年無之高直、

一紅花ハ近年至而不足ニ相成候、高直、両ニ五百匁位、近年五畿内より多く相出候事、

同年七月、南仙大嵐、山津波等有之、所々山々崩れ、大洪水、田畑押たおれ、人死多し、諸作物ハ勿論、家等、川筋夥敷失之事、岩沼町水三尺位上り、誠ニ御城下南大變、相痛候事、依之

御上様より御手当之事、

同極月、登米伊達長門様より被為入候 当屋形様、此度中将ニ御昇進被 遊候事、

近年屋形様、御代々御短命ニて、御代替り度々、新屋形様御名君と噂いたし候事、

一近年不作折々ニ而、御諸士并下々一統困窮ニ付、当三月御儉約嚴重被仰渡、一統ニ奉畏入、勘服致候事、平士以下綿布着被仰渡、きぬつむき被相止候事、天明年中同様、下々

一円ニかや迄も絹相用不申事、

近年引続金銀御吹替ニて、通用六ヶ敷、難義之事、

新

小判 貳分判 壹歩判

壹朱金 壹朱銀 貳朱銀

貳朱金等也、紙札ハ当国之札ニ而通用致候事、

大坂舛屋平右衛門之御用達中相出候札、此節御用相除相成候而も、札ハ通用、

近年

此節角錢ハ至而無之候、

錢相庭、壹貫五百文位より六百文、

盆詰大詰ニ上り候而、壹貫四百五十文位、

天保三辰年、六・七分通り之作毛、米貳斗四・五升、

新式斗七、八升、三斗、

一凶作ハ、壹年ニ不限候事也、

一凶作之年ニ者、其時代ニより違有之候へとも、大体成行米穀之不足騒故、同し様ニ相見得候事、

豊年続、米穀沢山、下直ニ候へ者、一統油断、米穀之難在

事をしらす、呑喰吟味美を尽し候事、天道ニ背き候事也、
常ニ心掛可申事第一なり、豊年ニ氣を付、聊ツ、心掛備候
へハ、自然ニ十分之困ひ備ニ相成候、凶年ニ相成候而者、米
ハ日々之賄ひ、常年之六分通りニ而も間ニ合候へとも、雜
穀類ハ大ニ余慶入用相成候、困ひニ麦者第一、ひへ甚タよ
し、そば・干かて専らニ宜、小豆凶年ニハ大ニ宜、金ニ相
成候、大豆ハ格別之用も無之候へとも、大凶作ニ而ハ、是
も又めしへも入、草糲ニハ甚よし、とふふを取きらすを用
てよし、

一夏不氣候、土用中冷氣ニ而、裕綿入着候様ニ候ハ、早く
穀物手を廻シ買入、用心可致候事第一也、

正・二月雨天、三・四月日和続、麦作悪敷候所立直り、順気能相成候ニ付、麦之作ハ宜、相応ニ取納候事、併思之外寒也、此冷氣ニ而、麦作取し候物ニ相見ヘ候、

天保四癸巳凶年ニ相成候

天明三卯凶年より五拾壹年め、昨年五拾年めニ而、餓死之者共之供養被仰渡候ニ付、御城下寺々ニ而供養御修行相行れ候ニ付、此辺御郡方ニ而、千厩於大光寺ニ供養相行れ、当地よりも相応之暮し柄之衆中より、見舞志之錢少しツ、相出候事、

天保巳年二月七日

一千厩新町出火ニ而、不残と申程ニ、

一近年七・八ヶ年折々之不作続ニ而、米穀不安取引、川筋ハ洪水度々ニ而、水ニ取れ、相痛居候事、雑石・干糧等ニ至ル迄不足、高直之所ニ、巳年凶作ニ相成候次第、左ニ、

天保癸巳凶年之次第

五月より又雨天続、冷氣勝、麦打之日和も無之程之不天氣、漸々盆中迄掛り麦打いたし候事、誠ニ不天氣ニ而、雨勝、日和無之候、

二日曇り、二日雨と申程、土用より其後之暑氣も日和も無之、折々之大雨、洪水等計り、依之稲之作も至而あしく、此近辺ハもて候得共、脇々深田ハ植付之俣ニ而、丈計りのひ候、昨年十一月閏月中之、今年之早き年柄ニ候へとも、冷氣ニ而諸作後レニ相成候間、未夕節ハ若ひ杯と申居候所、六月廿八日九日和ニ而、大暑ニ相成候故、大ニ稲之作景氣見直り、引立候様子之所、又雨続、六月中ニ稲可出候所相出兼、七月十日頃より早き所ハ相出、併糶之様青花也はらみ居候而も、日和陽氣無之、脇腹より無利ニ相出候事、此辺も盆前より相出候、七月十九日式百十日ニ相当り候所、嵐無之、雨計りふり候事、是より日和ニ相成候ハ、せめて五分通り之

作ニハ可相成、人々案し煩ひ居候、余程出揃候所、廿日之夜大雷勢、引続雨天、廿二日大地震、廿二日より廿五日迄日和、暮方雷勢、又雨、龍杯と思敷物飛候事、盆前より稲之花掛候へとも、色あしく黄色也、如何と諸人氣を付候所、此間之日和ニ而、追々出揃ひ、大ニ能見^{花掛}へ候事、盆前ニ花掛候分ハ不実候、盆中乍去花掛候分、日和合能候ハ、実ニ相成、此姿ニ而ハ、五分通り之作ニも可相成と、安心之躰ニ候所、式百廿日七月廿九日晴、曇り、八月朔日朝より曇り、暮七ツ頃より東風、時化雨ニ相成、夜大風、雨、役嵐也、此嵐ニ而諸作物殊之外当り、三分通りニも無覚束相成、夫より今年弥々凶作ニ可相成候事と明らめ、人々心掛手配いたし候、江戸書状并所々之手紙申来候、関東より奥州殊之外風相当り候、此風ニ而落付候、併関東ハ奥州羽州よりハ宜く、上方ハ又能、七・八分通り之作ニ申来候、羽州ハ六月中大洪水ニ而、多く痛候事、古口と申所百廿軒流れ、清水筋家流、鶴ヶ岡多く流、人死多し、六月より米壺斗五升位、当国方八月二日より甚冷氣ニ相成、十三日之夜先田主田四田五日あられふり大雨、廿八日之夜大地震、八月中ニ五度之地震、九月三日之夜大霜、五日大ニ

寒シ、夜大霜、此日之大霜ニ而、稲の正躰あらわれ見へ候所、前田辺一円ニ実無之、誠ニしるなも稀ニ外無之、近村之内、就中不実、津谷川・大籠・保呂羽・釘子・藤沢、一円と申候、当村中嶋沖ハ少々実のり候、大平前ハ第一之宜、伏坊本家之田些よし、前田ハ丈ヶ計りのひ、一円無之、常々雨勝之年ハ辺不宜候場所、今年ハ稲草^(豊後)ふんごと申種、何方も不実候、ふじなと申ハ実のり、何レ今年ハ毛しねハ宜敷、糯稲も宜、此両品ハ何方も実ニ相成候事、右ニ準シ、八百屋物、生瓜ハ早く、水焼なすも至而不作、誠ニ不足、栗・柿等迄不足、誠ニ八百屋物不足、困り候事、凶年と相成候而ハ、都而不足ニ相成、困り候事、最初ハ天明卯年より宜敷相咄居候所、追々ニ相成候而ハ、天明よりあしき由ニ相咄候、五拾壹年めニて飢饉と事定相成、是より日々騒ぎ候事、

七月盆中より、在々衆中山々へ登り、午房葉・よもぎ・ふきの類取方いたし候事、追々諸人相出、あさみ之類、いろ／＼の草取方いたし候事、

右成行委敷記録相認置候帳面、翌年午九月三日之類焼ニ而
焼失いたし、大略を相印小サナ珍事留帳残り、右江も印置
候故ニ、此度改又記録帳取立、相印置候事、

同年之相庭、大略左ニ、

巳四月より米相場引上ル

五月 式斗五升

六月 式斗三升より式升

七月 式斗壹升

此所一向ニ市中相出不申候

八月 壹斗九升より壹斗八升

此節、御上下共ニ大ニさわき、高直ニ売不申様、色々もめ
合、

大麦ハ、近年ニ無之上作ニ取候へとも、壹切三分ニ而売人
なし、

九月初

米 壹斗六升より五升

大麦 壹歩式朱外ニ余り

大豆 壹歩式朱より三朱

小豆 右同断

粟 式斗四五升

小麦 壹歩式朱より壹切八分

粟・大小豆・そはハ、少々宜敷方、大根ハむし付相成、至
而不作也、作物盗人多ニ付、所々番屋を掛、守り候事、

江戸相庭、出羽・奥州之凶作ニ付、追々引上候事、上方ハ

宜候得共、十分ニ無之、七・八分通り作、諸方之ひ、きニ

而高直申来候、八月より高直ニ相成、九月五日出之状、

一米 両ニ白四斗式三升

京都八月廿日出

一白米 壹石ニ付

銀百三拾匁より四拾匁

壹升ニテ代百七文

右五年以前之丑の年ニも、百三拾匁位迄引上ル、

平年ハ上米七十五匁位より段々下、五十匁位迄、

一今年蚕ハ諸国一統半作、当作桑高直、然ル所ニ、昨年諸国

蚕豊作、糸多分ニ相登り候ニ付、京都糸下落之所ニ、当国
方ニ而ハ不作ニて、まゆ高直ニ買入、式百四十匁位之上り
候所、糸買人無之、京都不印ニ付、追々下落、八月末九月
初式百四十匁迄、取引、場ニより下式百五拾匁、何年ニも
覚無之下落、

此辺ハ式百三十五匁落ニて四拾匁位、凶年ニ付、上方より
江戸・仙台共ニ金不足ニ相成候事、

一 繰綿近年引続高直、今年弥々高直、

一 葉種・油草無之、高直ニ相成候事、

一 辛子、式十八切迄、

一 紙高直、七百匁位、

一新紅花ハ、雨上候出来、下直、上物三十五・六両より三十
両迄取引、

一 麻下落、六月頃より追々引下り

大坂ニ而拾貫め銀百匁位

小・中、両ニ拾式貫匁より拾五貫目

綱麻 八貫匁より拾貫目

中麻 六貫目位

仙北行 七貫式百目位

安物ハ、売前能ニ而も、掛リニおわれ候、

ノ

六月中余り下落不致内ニ、少々買入、紅花一同ニ大坂へ為
登候所、最上出ニ致候故、懸りましニて、徳用無之、式割
位之利、大坂も追々ハ下落ニ相成候事、何も安物之方宜、
仙台麻ハ水中相用候而よわしと申事ニ候、何様拾貫目より
下直ニ買入相成候へハ買入、気仙沼積、石之巻積致候へハ、
随分利潤ニ相成候事、石之巻ハ御穀御積立無之故、船通用
なし、尤積方六ヶ敷、気仙沼之方宜敷、

一 迫表呉座下落、千厩呉座も同様、南上々物拾枚より拾
式・三枚、中品拾五・六枚、式十枚、廿四枚位迄、小呉座
廿十位、

一 笠類大下直、

右之外、諸品下落いたし候、

若柳高市、都而下落、

一 当三月中、御儉約方殊之外嚴敷被仰出、大番組以下、綿
布・小倉之袴着用被仰渡、無異儀規式之節計り絹細相用可
申御触、

十月廿三日当作相庭^(マヤ)

一古米 壹斗壹升

当新 壹斗三・四升

一糯米 新 壹斗三升

古 壹斗

一大豆 壹分三朱位

一おかゆ 三十五文

一小豆 金三歩

隠居 百文 水計り

一大麦 壹切八分

とふ^(マヤ) 十文

一小麦 式分之余ニ相成

雑石類、都而日々追々引上候事、

十一月廿八日新石ニ相成候而も、所々買置、又ハ持合売ニ

相出し不申候故、弥々不足、高直ニ相成候事、

一古米 八升より八升五合

一新 壹斗より壹斗壹升

一糯 八升

当新米ハ性合誠ニあしく、飯ニいたし候而も、常年之事ニ而

ハ不喰候、依而諸人古米計り望取申候、餅米之方ハ、思之

外よろしく、

一麦 金式切三分

一大豆 式分式朱

大豆・麦ハ、相応ニ取納候品々候へとも、諸人望ミ、弥々

引上候含ニ而、売人不足故、高直ニ相成候、

一小豆 五斗入 壹両式朱

一小麦 式歩^(マヤ)三朱

此品ハ、何レ糯類ニいたし、小豆も望人多く、

一ちうね 式斗八升

一辛子 式切八分

一大根盜多候、一統ニ小屋掛ニ而番を付、仲間ニ守り候事、

江戸相庭^(マヤ)十一月十一日出

一玄米 四斗式升

一白米 三斗八升

一白麦 四斗四升

一小麦 八斗八升

一大豆 九斗五升

九斗

一小豆 七斗六・七升

一ひへ(種) 式石より壹石壹斗

一酒 甘樽ニテ廿七・八両

平年八十六・七両

ノ

六月より八月九日迄

一黒砂糖、当夏中大引上、御城下ニ而壹歩ニ九百匁、覺不申

候高直、白者格別上不申候、凶年之騒きニ付、上菓子一円

不売、御城下より江戸・上方共ニ追々引下り、併冬ニ相成、

御城下ハ安糯・麴糯壳候故、相応ニ黒砂糖(黒砂糖)壳候事、誠ニ世の

中ハ分らぬ物、

十一月、大坂黒砂糖下落之事、壹斤ニ付式匁八分位之所、

俄ニ八分式(匁)りと成下落、又極月壹割五分引上申来候、

右之諸国砂糖不引、然ルニ三河・摺河(駿河)之両国、当年余慶出

来、江戸え不積、大坂え為登ニ相成候故、諸方之新物登り

込候故、俄ニ大下落ニ相成候事、

一繰わた、近年不作続ニ而高直之所、弥々引上、江戸表拾把

ニ付百五拾兩迄引上候由申来ル、右直段ニ而行当り、又落、

百式・三拾兩、奥方不捌ニ付、追々下ル、併元不足、高直

余慶ハ不下候、

十月廿五日能登和嶋(輪島)大地震并津浪之事、京より申来ル、越

後新潟近辺夥敷 ゆり、大水ニ而人家流れ、つふれ、人死

多く、大痛之趣申来候、

一奥羽両国凶年ニ付、大坂表出米、江戸表并所々え積下候ニ

付、大坂并近国共ニ津出被相留候事、

北国方ハ、八月中ニ大坂より積入相下候ニ付、秋田様杯都

合能相聞へ、此節騒き不申由、

奥州方ハ、大坂買入吟味遅く相成候故、十月大坂表津出留

ニ而、積下し可申候無之、難儀候事、

当国方ハ、国中計り御手入厳敷、大ニ百姓前難義之事、

村々穀駄送留ニ相成、村切通用可仕由、九月初ニ被仰渡候

二付、抜石方嚴敷、市中相出不申候、弥々不足相成候事、併何商売も渡世不相成、第一先年之通穀物之商内、喰物之類計り甚売れ、錢取宜、酒者一切ニ被相留候事、酒道具并室師御見分之上、一字御印符ニ相成候事、残酒払之義ハ、九月中限り被仰渡候事、

御城下ハ、御酒屋式軒造り方、御諸士ニ不限、町家ニ而も是非ニ酒入用之義有之候節者、役付之書付ニて相求候様被仰渡候事、

一の関様ニも、御用酒屋計り、其外御一門様御下右同様、其外一統ニ被相留候、

此近年式年共ニ米不足ニ付、御領内一統壹ヶ所ニ壹軒ツ、御免之所、今年ハ一円ニ被相留候、醬油屋も造方被相留、室明桶御印符、

一濁酒者もろみニて通用、おかゆと名付候清酒ハ隠居と申候、

九月

一おかゆ者廿四文

一隠居 八拾文位

一辛子油 壹盃百四拾文

一ちうね 同百七十文

一セうゆ 同三十六文

一とふふ 拾文

一同から 壹升十五文

メ

胡麻者皆無之作、少し有之候而も油なし、

蠟るい高直、油高直、

葉あい不作、尤今年者藍ハ留ニ而、一向ニ色相出不申候、

染色出来不申候、依之古藍高直、

天明之凶年者、殊之外浜方漁事有之、米穀不足ニ而も魚類余慶、春ニ相成候而ハ赤魚等大漁ニ而、大ニ助ニ相成候由承候所、今年者一向ニ漁事無之、諸人浜方ニ錢無之、甚迷惑ニ相聞候所、九月末より十月之間、氣仙沼近浜より氣仙浜方夥敷鯛漁事有之、至而下直、此辺ニ而捨テ三十五文位売れ申候、上物両ニ式千枚、式千五百枚迄取引、鱈も一本相応ニ漁事有之、ふしも最早ハ買人なし、次ニ冬しひ夥敷漁有之、壹歩ニ大三本半、中四本、小五本位之取引、鯛もし

ひも追々買人相出、追々引ノ候事、ふしハ上物九十ふし、百ふし、百三拾ふし位迄、

右江戸為登、徳用少シ、鯛しひ等多く登り、地場不足ニ而、地売之方相応之利潤、

其後ハ赤魚漁事可有之、持居候所、極月ニ相成、一円ニ都而之漁無之、年始肴も至而不足、浜方ハ先之漁事ニ而助り候事、

一秋中都而下落之品々、極月ニ相成追々引上、買入之衆中ハ、相応之利潤ニ、夏中より秋中之所ニ而者、商カひ物休ニ而、誠ニ諸人薄氷を踏思ひ、嘆ケ敷候処、追々買物利潤などニ相成、安心いたし候、諸職人ハ難義いたし候事、十日沓歩之者、十五日、十八日位ニて、漸々、

一■下人之相庭、常々三両之者、式両ハ上七切位、至而人多く、沓両沓分位、飯計リニ而も遣人有之候、女五切、六切、南部者多し、是ハ■置人不足、尤南部者ハ不実之由、

一七月中より山糧諸人山々取つくし、蕨之根ほり方いたし、冬中誠ニ山々ほり多く相出候、初メ沓歩ニ三斗位致候処、

御城下より買人相下り、上物式斗位より買方いたし、大ニ高く相成候事、

御城下松屋茂兵衛殿、小西利右衛門殿、其外式・三人ハ、かてる、わらひ粉、くし柿抔、浜之免糧等迄買方被仰付、追而諸人え為売候御吟味ニて、如此、

一山根通り午房葉、大ニ金ニ相成候事、
〔沓吹式百文より式百五文〕

一御城下ハ、七月末より八月之所大ニ騒敷カ、市中問屋へ出石無之、御藏御備米御払相成、問屋ニ而表え高く竹かき仕り来、買人を内へ不入、入物■受取段々売候所、夥敷買人ニ而、沓人え沓益迄売候節有之由、誠以騒動いたし候、事御藏々々御備有之、度々之御払「」様御制道被成置候、

一九月七日、此度御別段御役人様と申御兩人、外ニ郡村御メり御役人様と申御沓人、是ハ御郡司様と御代官様之間役、御郡奉行御同様と承候、大内権弥様と申、右之外ニ下役御小人■御足輕上下、以上七人程ニ而、当町え急ニ御着、何御用と申事をしらす、

然ル所、藤沢町有徳之者とも、囲石・貯ひ夥敷有之よし与
為御聞及、当作を初として、近村々々御改相成候事、全躰
東山者御宝国ニ而、兼而貯へ在之土地ニ候間、東山余分之所
を、貯無之所へ送り、御領内一統平均被成置候御役柄、此
度御別段御蜜^{マツ}御用と申候、当町喜右衛門方之囲夥敷有之
ニ而、第一番之御改、肝入・検断・組頭先立、御案内ニ而、
大数之御改、夫より段々町中可有様成所御改、依之皆々大
ニ心支致候所、本気支ニハ不及、かくし不申様持合、貯之
者共ハ誠ニ結構成事ニ候間、只御調、御領内之分慮御考之
ため有之由、御叮嚀ニ御さとし有之候事、当所より近在え
御手分け在而、御改相成候事、

是此度之御別段方之義、出入司小松新次様^(新治)と申され候御
仁、初御小身小役人より追々御出世被成置、考へ役之節よ
り大ニ金持ニ相成、御領内諸事小松様之御工夫事多く、此
度之義も此人より相出候由相聞へ、御奉行柴田佐土様^(芝多佐渡)より
被仰出、此度御下りニ相聞へ候事、此時当御郡方御役人様
中一向ニ不知之所、右之一条大肝入衆へ御注進有之、依而
御代官様、御横目様、大肝入役白石東吉殿御出役ニ而御立
合、右御改之義及御欠合ニ、色々之訳在之候由、御郡方へ

御首尾無之ニ付、御郡奉行様より夜通し之早打等三度計り
当着いたし、御役人様中密々騒候事ニ相聞へ候、然ル所、
当地喜右衛門老人御呼出ニ相成、罷出候処、此度凶年ニ付、
御城下ヲ始ニ而、御領内一統難義ニ及候所、御上様ニ而も御
囲米不足ニ而、御諸士并下々迄御救之義難敷、及嘆敷被思
召候条、國中貯之所平均いたし、諸人助度被思召、村々穀
数御改ニ相成候所、就中東山ハ、備之有之、御宝国之事ニ
而、石数も可有之、然ル所其方貯へ穀夥敷有之、誠ニ珍敷
事ニ候、御上様ニ而も好敷可被思召候条、其方多少献上致

■此度之御用ニ相立候物ならば、随分御取立、御賞ニも可
相成、志願ニ而も有之候ハ、可申上候所、改如何と被仰
渡候、奉畏入候、手前相用候分取調、多少献上可仕与奉存
罷在候間、順々可奉申上候段御受申上候事、夫より外ニ志
願等御進め有之候事、乍併御郡方御役人様遠慮いたし、何
も事決し不申候、然ル所右御別段方御役人様方、千厩へ御
取移、御代官様ト御取合ニ相成、跡ニ御郡方にて御取扱ニ
相成、御別段御役人様方ハ、所々御改方御廻村被成置候
事、依而当町之衆中、千厩大肝入衆え御呼出ニ相成、色々
御取進ニ而、献上高御受相成候事、

此御受之節ハ、互ニ振合、献上金穀余慶ニ被仰付、仲間之内組拔好之衆も有之、甚迷惑難義いたし候、

此欠引ニ付、三度計り千厩へ罷出候事、

此先ニ、歳々御改之後、所持之穀数調書、大数申上候様被仰渡、書上いたし候事、名々上ル、

此間ニ色々之事有之候、町内助情之吟味、手当、村方其外、凶年ニ付、有徳之者ハ甚多用也、委敷留置候所、前ニ書候通、帳面焼失、

献上仲間

御知行式貫百十文組拔御賞

五斗入

一 糶 八百俵 喜右衛門

同四百六十文

組拔

一 金百五拾両也 栄助

糶三百俵

組拔

一 金百五拾両也 長左衛門

糶三百俵也

一 糶大豆麦受取 及川利七

三百俵也

右献上無之、御かし上と申上候事、御鉄方拝借金有之候ニ付

組拔

一 糶式百俵 正兵衛

金百五拾両也ノ千三百切之高

御知行計り老貫百十五文、組拔不好、大ニ骨折致候事、不足ニ上ル
一金百両也 久藏

糶百俵也

御知行計り四百三十文

一 糶百表也 弥右衛門

金式拾五両也

御知行式百五十文

一金五拾両也 忠七

一金三拾両也 清助

同御知行

ノ

右之通、町計り、村ニハ無之候事、

保呂羽村ハ小の茂殿初ノ四人

黄海村 升沢之俊治殿

右之通御受相成、並俵仕ニ而五所結、壹俵切ニ名前指札いたし、十一月七日町迄駄送、川下候、石之卷え御下ケ、同所ニ而御引方、東山より大石献上相下り、三ヶ壺石之卷、三ヶ式余御城下へ為御登相成、此穀石之卷え下り初り候而

より、諸方静ニ相成、御役々御安堵被成置候事、此節東山衆・藤沢衆大当り大評判、東山より金石ニ而式万石位ハ献上相成可申候事、余郡ニハ式人・三人と申程ニて、さのミ目立不申候、

千厩御会所ニ而御酒被下置候、

当座御賞之節ハ、東山南北ニて七拾人余、

右駄送、七日町迄賃代半高御上より被下置候由被仰渡候、

正月迄三度程ニ駄送相成、

七日町ニ而、御本石御役人様、御升取等出役、さしを通シ、御改御受取相成候、其節ハかん等打れ六ヶ敷事ニ有之、受払受合可申、相談仕候へ共、面倒ニ付、袖の下少し遣相済候事、

一当町ニ而も、米問屋へ毎日朝夕五・六拾人位ツ、買人詰候方、誠ニイヤな事也、

一十月十四日頃

町内え助情致候

此仲間

喜右衛門 久藏 忠七

栄助 弥右衛門 か、や

長左衛門 〆七人ニ而寄合

町内八拾四五人え

初五斗入壺俵ツ、

右検断衆え罷越、前以御取合致、同日御立合被下候事、

又御家中え

喜右衛門 長左衛門

か、や 栄助

久藏 〆五人

御家中四拾壹式軒え、式斗五升入初壺俵ツ、

村方え

喜右衛門 長左衛門 久藏

及川勘吉 栄助

〆五人ニ而

村方百人余

〆 右余慶ニ致候分ハ、御城御呼出、

御賞之上木綿拝領ス、

少々之分ハ千疋ニ而御賞申候、

右面付并委細之義、本家之留ニ可有之候事、後世見合之節

も候ハ、本家之方承可申候事、

右表向之外、出入又ハ手廻リハ名々、

十一月中、極月中旬迄米不足、高直、

一 氣仙郡ハ、蕨の粉沢山、わらひ餅市々え相出、夥敷売候

由、三拾兩位之物売候よし、

一 当郡山根通り、わらひ糯色々ニ拵、相用候事、

凶年糯之仕法、様々在、

一 大根つみ之節、小キ所植置、来春之糧大根ニ心掛候事、

一 稲も、能所ハ、鋏ニ而かり盗取られ候事、

一 蕨の粉と、そはのねり合ハ、必らず喰へからず、決而当り

死すと申候、

一 糧者、色々有、川と申、沼より相出候葉ニ而ハ、川骨かう

ほね之根也、此節相出売申候、併水氣強き物にて、喰へ候

へハ、追々はれ、病根ニ相成候事、

一 あさみ糧も、此節市え相出候、在方ハ相用候事、是もはれ候物ニ相聞候事、

一 ところ糧切て売ニ相出候、是ハ一統ニ少しツ、ハ相調、相用ひ候事、山之糧ニ而ハ、第一はん宜、秋より冬中专らに堀方いたし、在方ハ専ら相用候事、大升壺升八拾より五十文位、

一 ふき糧宜候へとも、冬ハ無之物ニ而、用不申候、春ニ相成用候もの、

一 ところ糧制道方いたし様

能切、能く煮出、水にて節角洗ひ、あく水ヲ出、煮而水え漬置、相用ひ、其節色々之仕法有之候事、何レにか味をぬき、仕法人の体え随分宜能の有之ものニ相聞へ候事、

何レ少しツ、折々相用候へハ、可成之事ニ候へとも、余慶ハ不叶候、

一 わらひ糯・小麦之粉ねり合し、とね湯ニ煮あけ、粉少々取候へハ、結構成にあげ糯ニ相成候事、

又積入ニいたし候而宜敷、

右両条ハ上之拵、

わらひ粉きらすえねり交、うすニ而能つき、あつきかゆえ

入、つみ入甚宜敷只々わらひ粉弥糯ニ致候而ハ、不喰候事

一小麦粉ハ糯ニ甚宜敷、午房葉・よもぎ等入、糯ニつき、甚

宜敷、凶年ニハ度々餅つき候事ニ候所、凶年餅之一第、此

小麦糯ハ、わり合も、喰而も宜、大ニ流行いたし候事、

一米之しるゐな糯ハ、第一はんの糯也、大麦もよし、節角草糯

有之もの也、

一柿の糯も在之、是ハ何レなくさみ之様成事也、

一賄等之義も、段々御上より被仰渡も在之、御城下并在々共

ニ、粥専ら一日ニ一度ハ相用候、不働常之者ハ、粥之程割

合能ハ無之候、

屋形様ニ而も、御粥被召上候よし相聞へ申候、

十一月、屋形様御事、御国方凶年ニ付、公義より御暇相出、

江戸より御下り被遊候事、御道中御同勢常之三ヶ壺ニ被仰

渡候由、至而之御小勢ニて御下着、

御下着之後、則米錢大高御夫助被下置候事、

御家中小身一統へ、人数ニ而御手当被下置候事、

町家共ニ

御城下能町人え、町家困窮者助情貸方被仰付、

町家御備米、御用達中より手当被仰付候事、

右之方ニて、大ニ御城下も静謐ニ納り候事、

御城下中通用道々普請之義被仰出、無渡世之者共相働候様

被仰渡、

右日用代、玄米壺升ニ錢四拾文ツ、被下候事、

最初ハ、他所者払被仰渡候所、長住居之者共甚難義ニ及

候ニ付、相願、三ヶ年被承、已下出除候様ニ被仰渡候所、

又追々御吟味被相尽、一統ニ御差留ニ相成、御構なしと

被仰渡、難有働き候事、追々御吟味、御領内御見詰相立

候故か、

此節之御上諸御役人様、上首尾、不首尾、誠ニ乱世同様ニ

御混雑と相聞へ、度々之御役替

御奉行

(芝多佐渡)
柴田佐土様

出入司

小松新治様

御町奉行 御代官

御郡奉行

御大勢御役替相成候

当郡御代官様

鳥山庄作様御代り

白石升様 御実家

千厩中沢

又御代りにて

佐藤斎兵衛様

白石升様者、郡村御入り江御進役替

学才之有人

当時大当り

評はんよろし

御城下表之高、御役柄より御下々、色々風聞有之候、

此節

真山慶治様 御在所折壁

出入司之御役

御奉行ニ

大條監物様ニ成

此節之御役人、何レ御吟味相尽され候事ニ相聞候事、

一江戸、京、大坂共ニ、町家ニ而麦粮之類・麴飯相用ひ、又ハかゆ等ニ而賄ニ可仕由、従公義厳重被仰渡、向之御役人相廻り、家々飯御改ニ相成候事、今年ハ先年より嚴敷御手入之事、

一②忠七親方、八月下旬ニ京都登り、道中江戸迄之所騒敷候、

江戸先東道海者思之外別段ニ宜、

仙台より江戸迄道中はたはたこ代、二百五十文、三百

文、

道中筋喰物都高直、殊ニ物騒ニ而、至而通用無之候、依

之宿屋渡世、甚難儀之由、

一無異義通用計りニ而、茶屋も糶計り売候事、

一八月中より諸法事、又婚礼等、無異義振舞も、親類・組合のミニ而、軽く一統いたし候事、

一八月廿九日、手前之先祖五拾年忌、又近年之靈父母七年忌

法事、

一 円入寺法印様、一の関慈眼寺之御隠居、法印御入院相成候事、

一 保呂羽ノ藤元寺之小僧、同寺之師小尚殺害し、立退、騒動いたし、公達ニ相成候所、所々御尋、無然取捕、又逃シ候所、又召捕為召登候事、七北田ニ而御仕置被相行候事、

一 南之不動堂ニ、座頭ハ同所之寺小尚をころし立退、無然召捕、是も御仕置相成候事、

一 吉岡町宿ニ而、南部之^(馬方)午方を留、宿之か、悪女ニ而、右午方ヲさし殺、金を取候所、露頭ニ及、御召捕、御仕置相成候事、

右之通之事共有之、誠ニさみしく、往来至而すくなし、夫より在々所々盗人多く、質屋引張り多く、かゝり合多ニ而、損金多く相聞へ候事

質屋之義ハ、今様之年ニハ必用心可仕候事、

一 此度之凶年ハ、当時御上様御内福と相咄居候へハ、都而下々宜、先年ハ御難洪之折ニ而、大ニ御困り被遊、右ニ付下々御恵之事無之候よし、此度ハ左ニ無之、御恵も有之候、

色々と毎日く凶年難儀之事のミ、又食事之割合、粮類之製方咄計りニ而、面白からぬ事と候、

一 壹歩札式朱札と在

^(羽書)

一 札之義、先年之は書と同じく替り可申候由風聞有之、質屋も色々六ヶ敷候ニ付、一頃一向ニ休候処、追々札等之代りも無之、春ニ相成、心能取申候、其頃より錢相庭引上、

一新金式朱多く下り、

右ニ付、にせ金夥敷相出、諸人相痛候事、にせ金拵候者、余慶遣候者共、御召捕ニ相成候、此節誠ニ科人多し、

一 今年莫大不作、何年ニも覚無之不足之由、例年之三・四ヶ

壺と相咄、新葉水かれ之上、霜焼也、売立相成候所、甚高

直、下形三兩位より追々四両、十七切位迄、古葉も近年不

作故、余慶無之不足也、依而古葉ハ五両迄上り取引、

^{十九切位より}

中形・上形之場共ニ違作ニ而不足ニ候へとも、下よりハ鈞合、不高取引、

正月ニ相成、御城下石之卷所々より買人參候ニ付、新下形五両より廿一切と相成取引、古式十五・六切売内然ル所、

持合候地方之人、何程引上候も難計様子ニ而、古葉ハ売不

申候、刻下式兩位、然ルニ当地之商人中者、持合不足候、

手前ニ而持合候分、古正改式百五十之少し余有之、新葉式

百四、五表有之、二月初

古葉 式十八切より三十切

新葉 式十切より式十式切まで

一字右直段ニ而売付候、誠ニ珍敷商内致候事、併新葉ハ誠ニ

あしく、何年ニも不覺惡葉、右之直段ニ而、一頃商内相成候

得共、余り高直ニ而買人無之、不足之物ハ余ル様ニ相成、追々

ハ先年之通り、拾両ニも可相成様子ニ見へ候へとも、左ニあ

らす、却而追々引緩ミ落申候、買入之衆中、却而損金ニ相成

候、手前ハ能都合ニ而売、百兩位之徳用相成候、併金ハ延金

ニ相成候、ケ様之事ハ、誠ニ無之もの也、

売候とも必以買ニハあらず、登れハ下ルもの也、

関東より上方ハ、相応之上作^カニ而、忝倭も不登候、却而江戸

より相下り候事、天明之凶年ニハ、信州浅間山焼ニ而、近国

者一円ニ捨り候故、江戸高直故ニ、国方も高直いたし候事、

此度ハ外へ不向か、国切之事也、

御城下之酒屋ハ苺切屋ニ相成、苺商人ハ金廻り吉、錢者無之、

切屋ハ相止候事、

一京都表之紅花相庭之義、諸国不足ニ付、不安取引、就中、

仙台花尤上出来ニ而、望人多く、上物六十兩位より五十四、

五兩ニ而売仕舞、利潤と相成候事、元より下直故、追々諸

方人氣あしく、下落いたし候事、

一酒屋被相留候へ共、おかゆハ町内半分程有之、大流行、理

売候ハ、常よりよろしく、

一盃四拾文

一とふふ 十式文

一同から 廿文位

一壺升

誠ニ買人多し、

とふふ屋も余慶おかゆ、とふふ屋ハ家毎ニ有之様ニ候得

とも、とふふよりきらす之方ハ多く売、割合能おかゆ

も、米高直ニ候へとも、現売ニて豊年より折よく、取都

よろしく相聞候事、

糯売等、都而喰物之類大ニ繁昌也、

一穀物商売ハ、よしと申事ニ候へとも、是も中より下之商売
ニ而、錢之有者ハ却而無用、罷違候へハ金遣いたし、無扱
事ニ候、此度も所々ニ而多く有之、もふけより余慶遣候事、

一皆川屋清助殿、当町之夫喰買方、南ニ而相調候様、御通被
相渡候事、東山ハ、藤沢町・千厩町・(薄衣)薄等五冊計り御通帳

御免、他郡買方被仰付候ニ付、川向近辺より古川在迄罷越、

買入候所、当時九升壹斗位之相庭、古川辺、壹斗三・四升

ニ候へ共、他郡買ニ付、市中相庭より高く被相渡、壹斗一・

式升位ニ引受候由、然ル所追々緩ミ、半高程ハ売候哉、極

月廿日頃より引下ニ相成、翌年六・七月迄かゝり漸々取都、

五十両も損金相成候由、大行違ニ相成候事、追々買人不足

ニ付、かし売等致候故、如此、古川辺へ参候義ハ、全体不

了間之事ニ候、川向ニ而買方致、直々駄送致候へハ随分、

壹式升取ニ而も上商内、為渡世之如此、

此先ニ此辺市中米出不足、壹升買之者難義ニ付、千厩御蔵

より麦・米御貸付相渡り、又御払相渡り、御直段壹歩ニ

米壹斗ニ御払相成候事、併壹斗之御直段ハ大ニ(邪魔)じやま、此

御払下直之故ニ、又市中出相出不申候、尚又市中御相庭、
上様被相立候もよしあし也、何レ所之成行ニ而、高二相成
候へハ持人相出候事、此節之穀問屋ハ誠ニ難儀、常之様錢
ニも成ぬ事也、買人ハ誠ニりくつ計り申様ニ而、此節ハ第
一之六ヶ敷渡世、追々見詰相立事定り候へハ、物ニも相出、
取扱もよし、錢ニも相成候へとも、騒ぎ最中ニハ甚難儀也、

最初米穀村留村切之義被仰渡候節ハ、石物不出ニ而、弥々

一統難義いたし、市も立盛不申候、町人甚以困窮也、其後

融通用勝手次第と被仰渡候而より、町市も立盛り、錢も落、

通用も甚宜、必窮屈ニ致候而ハ、一統難儀、売ニ出度候而

も相出可候様無之、其々有物共ニ困窮致候事、

御領内之中ニも、右之取扱能致候所ハ、岩谷堂町、南ニ而

ハ桶谷町(桶谷)其外ニ有之、町内之所通用心配致候所有之、都而

此節之成行之事、委敷承り留置候所、前書之通焼失いた

し、只今追而大凡相認置、為渡世如此、

一太物・木綿ハ高直、殊ニ一統凶作ニ而売内無之、第一番之

不景氣、古手商売は随分宜敷、木綿新敷物ハ不買、洗たく計リニ而、古手ハ売候事、在々小俵物は、穀物売通分之金ニ相成候故、至而福敷、詰より春ニ相成、諸道(道具)・夜着等流物之類、相心ニ買調候事、

一凶年ニ相成、普請無之故、木材・木板・かまち杯之類ハ、大ニ下直、普請之用意致候ニハ、誠ニ宜敷候事、

一御上様御台所御内福と世上相咄居候へとも、近年御吉凶事折々ニ而、莫大之御金遣ひ被遊候故、御金も甚々不足ニ被為成候由、乍併、御役所々々御蔵々々、夫ニ御備金ハ有之由ニ相聞候、依之、穀物之御備ハ、御蔵々々ニ在之候へとも、近年不作続ニて、兎角御備も六・七年先之程ハ無之、先 屋形様御為土産、御備被遊候御囲ひ米、若林之御蔵場焼失ニ相成、是ハ大名御損金ニ相成候所、近年之不作続ニ付、御備不相成候事、其外ハ御城下五ヶ所之御備御蔵有之、毎日御家中并町家御払相成候、

当春迄、山形・天童・鶴ヶ岡・南部様等々へ、御無心ニ而御払被成置候後、凶年ニ相成、冬中此御近国之御大名様よ

り、米穀之御無心度々ニ相聞候事、南部は大ニ難義之由相聞へ、仙台より御無心不叶、向々御役人切腹等相聞へ候、冬ニ相成、南部より地逃之百姓当国へ参候事、往還筋ハ引も不切、脇々共ニ在々迄、南部・津軽・秋田・仙北之者、老若男女共ニ夥敷事、無申計候、毎日々々通り候事、南部之困窮之者、助り兼、川江身を落し候者不少由、追々相聞候、

在々所古(乞食カ)つ喰至而多し、岩谷堂様ニ而、御助小屋被相掛、少々ツ、御手当有之候よし承り候事、

御城下ニ而、御上様御助小屋三ヶ所被相立、御手当之事、町家より三ヶ所江毎日々々施行いたし候事、御寺ニて水風呂之施行被相行候事、

一北山町之酒屋、北山御寺ニて、かゆ一同ニ両度ツ、施行之事、

一川原町(河原町)之錦織屋、八ツ塚寺中御助小屋にて、毎日かゆ壹度ツ、施行之事、

一荒畑并山等之能場所、畑を起し、又ハ田地ニ致、麦之蒔付夥し、当国より江戸近国迄一統也、麦之蒔付、例年より五割余、

一(涌谷)桶谷様ニ而、御助小屋相立、御手当直々、新百姓他国者ニ

而被相立候御吟味ニて、土地ヲ被下、小屋掛・家立被下候上、夫々米錢被下被差置候事、此節百軒程出来候由、

一石之卷、御積立無之候故、金錢出廻り無之、甚難義致候事、同所ハ專ニ船掛り候ニ而、諸人錢取いたし、小前相統之土地ニ而、此節船惣休、甚難儀之事、依之夫々御手当之事、

一御城下之大店々、諸商内無之、在々夏物之仕入一円不捌、全体ニ夏中暑氣無之、冷氣ニ而、単物着候者は余慶無之、甚人氣あしく、凶作ニも相成候故、商内なし、依而問屋払無之、問屋衆中大困り、其上町内手当、又ハ御取替御用金等被仰付、又ハ士・凡・下々御救助方ニ付、志願等被仰出、是悲御見分を以、献上調達等被仰付、旁以難義之事、献上金名々金高付写置候所、焼失、

一金貳百兩也 松屋茂兵衛殿

一金百五十兩也 小谷屋新右衛門殿

一金百五十兩 小西利右衛門殿

一金四百五十兩 中井新三郎殿

一金五百兩位 ならや

一金志願有而 源蔵

千兩余

一 源治

一 佐藤屋

一金三百兩 伊藤

一金三百匁位 菊池三九郎殿

右之通、此外在々有徳之者、并南仙ハ肝入衆之名前ニ而村寄之調達、老村百兩位ツ、献上相成、御国中ニ而ハ不少、依之、思之外御安堵ニ御救助被成置候事、

一今年之作ハ、天明之凶年よりあしく相咄候所、追々承候所、其節よりハ少々宜候訳ニ相聞候、東山より本吉・氣仙・江刺・伊沢、是ハ至而あしく、東山ニ而宜所ハ、松川、濁沼、千厩杯ハ少し宜、新沼宜、

南方ハ、第一名取郡宜、式はん牡鹿郡・涌谷、右は些宜、登米も少々よし、

今年^{九面引と申方}は新沼村^ニ而、一村之郡毛附式分三りと馴候事、何レ

御領内一統、此郡付位之事ニ相聞候事、乍併当地之御地頭

様ハ、畑多候而、南之割合とハ大ニ行違、半作以上之御取

都、第一はんニ宜、併誠ニ以御困窮也、全体ニ御仕法至而

あしく、只錢遣計り、明年之御相談方一円ニ御見詰無之、

御用達中ハ是迄^(借り倒し)かりたおし、御知行所村々一統より^(借り)かり、

一円ニ不返済、依之弥々六ヶ敷、依之極月押詰ニ相成、御

用達中御呼出、御馳走等被下置、若殿公御直仰ニ而、今年

凶作ニ付、明年相続見詰無之、依之台所米続相出呉候様御

頼被仰渡候事、依而御家老様中段々被相談候ニ付、無扱御

受申上、玄米壹ヶ月ニ六俵ツ、九月迄七人ニ而御用立候、

此内金円半分ツ、ニ而壹表ニいたし候、其外御小遣方ハ、

御知行御売御見詰被相立候事、翌年一向ニ御返済無之候、

為渡世之如此、

一 御郡方御相庭

一米 三十三切
薄衣四十八切

一大豆

右之通、御相庭も高、薄衣買納方四十七・八切ニ而相頼候
事、諸上納方翌年迄掛り候御取都ニ相成候事、

一越年米・粃・麦等、千厩ノ御蔵より御貸付被相渡候事、又

残りハ来春仕付・夫喰被相渡候事、

極月廿二日、市日より少し引下ル、

一玄米 九升より新壹斗五合位

一大豆 式歩三分位

一小麦 式歩三朱より
式歩半新式分

新ハ至而あしく

一大麦 式歩式朱位

白ニテ九升五合

九升

一そは^(蕎麦)

干かて 壹歩ニ壹斗三升より壹斗壹升 壹斗迄

一小豆 五切位

一千葉 壹卷五拾文位

一粟 壹斗式、三升

一ふすま 壹升三拾文

一ひへ^(釋) 式歩位

一とふふ^(豆腐) 十式文

一きらす 廿文

一おかゆ 四十文

一清酒 上百四・五十文

同百文 八拾文

一醤油 壹盃四十文

一同かす 壹升四十文迄

今年ハ塩不天氣ニ而至而不足、渡り塩も渡り不足、

一大根ハ、思之外余之作よりハ能とれ申し候、併不足、

一押詰ニ相成、追々買人無之、米引下候事、全体今年ハ天明之凶作よりハ作も少々宜、殊ニ御上御内福ニ而、御囲ひも有之、御郡ノ御藏ニも多少有之、其節よりハ在方少々ハ穀も有之、近年之不作ニ而、過半売払ニハ相成候得とも、格語^(覺悟)之有之者ハ持居也、殊ニ七月中より山かけて多く取、早より夫喰用方心を付、色々と吟味致、無心掛ハ多分穀物買氣ニ相成、買人計り多候故、殊之外騒ケ敷、日々々々高直ニ相成候事、

御上様ニ而も、過分持合之者共、玄米壹斗之直段ニ而御買上被仰出候、見詰金段々被相渡候故、兎や角高直ニ致候所、極月中旬より引緩ミ、人氣も静ニ相成、緩々取引通用相成候事、何時も右様之年ハ、村留之御買上之と相成候而ハ至而不通用、人氣あしく、売ちらし・買ちらし之方ハ、甚以宜敷物、先年より相伝候事、

一此節諸役人、誠ニ御用多、錢ニは不成、大難儀之事、

薄衣町ハ買納所ニ而、例年ハ町内錢ニ相成候所、今年ハ誠ニ錢ニ不成、難儀候事也、

一押詰ニ相成、諸品不足ニ而高直ニ相成候事、年始物も売申間敷と存候所、追々米穀引下候故、人氣直り、夫々心掛候物と相見へ、市江も立、売内も有之、秋中下落物も大分利潤ニ相成候、

極月廿八日市日

一古米 九升位

一新 壹斗五合

一もち 八升

一辛子 十匁迄 誠に高直

一ちうね油 壺盃貳百文

一辛子 百八十文

一蠟 高直

一十月中うるし大下落、両ニ貳貫四・五百匁、春ニ相成引

上候事、

一種初新吟味可致事、

昨年の古種も用候事、

ノ

一先年之凶作之節と違、此度ハ思ひ之外家具之投売候杯ハ無

之、却而古物流物売候事、

一鳴子、鬼頭(鬼首)、湯元より塗物参り、当所ニ長ク滞留いたし、

夥敷道具売申候事、

十一月廿九日、久平婚姻致候事、兼而使致候所へハ大体ニ
いたし候而、振舞は当日計り、右相用候餅米白ニ而、南方
より参り候ニ付、段々買入、九升之直ニ而拾兩分程買入候
事、誠ニ常年之料理振舞同様之事ニ候、

一九月中より疫病所々流行いたし、石之巻大ニ行れ、御城下

夥敷、殊ニ病死多く、毎日所々野辺送り相出候よし、一の

関余慶、気仙沼ニも相応、此辺も在々有、町ニも一昨冬中

有之候処、格別余慶ニも不相成、十二月ニ相成、一円無之

候事、其後ハ一統ニ薄く相成候事、ヶ様之年柄ニハ、喰事

悪敷候而ハ、急度煩ひ候物ニ相聞へ候間、食物は随分ニ悪

敷、粮等喰不申様ニ心掛可申事、冬物ハ尤第一と申、冬中

ニ悪喰致候へハ、春ニ相成病氣ニ相成、疫病も受候事也、

凶年之備ひハ豊年ニ有之、年来之内ニは急度凶年参候物ニ

相見へ候間、是悲ニ備へ致置候事也、平年ニ自然と心掛候

へは、随分心安ク相見へ申候事、必以別ニ備置可申事第一

也、凶年相過候而も、翌年迄も跡を引、穀物不作、高直成

事ニ候間、用心可致候事、

一御城下之大家ハ、年々飯米之くたけにて干飯といたし、右

を囲ひ置、是を入れて粟杯を入候様ニいたし、用候所多し、

大御屋敷方ニも有之、当所之御地頭様ニも 御先代様之御

備被置候干飯有之、矢張りくたけ也、右を此度御用、大ニ

助ニ相成候よし、御役人様方之御咄、

南通りニハ、種初年々余慶ニいたし、余りをふかし干而備

置候所、此度之用ニ立候所ハ稀ニ有之候事、

一凶年ニ粮ニ相用候草之能を相記、御城下并江戸所々より施本相出候事、

一喰物之製方割合品々有之候事、何ニ致、上喰物ニ而ハ、かゆ之程割合共ニ宜ハ有之、右かゆ之煮様大ニ有之候事、

一米類喰不申者ハ、余程相見ヘ候事、面之色青くはれ相知候事、併今年ハ当分先年之様ニ餓死人ハ少シ稀々ニ有之候、渴命之者所々書出御手当有之候事、尤役前得江御用粉麦等備置被下置候、并御貸被下候方、近郡ニ而ハ伊沢郡至而あしく、困ひ物等無之、極難義ニ而相聞ヘ、御代官様并役々相廻り、夫々御手当候事、殊ニ松の木之根ノ間皮等ほり、草の根をほりいたし候之者多く相聞ヘ候事、依之、御郡村御御締り考ヘ御役人、御郡司様等御下り、御制道被成置、御越年被成置候事、夫より御郡々々御廻村御制道被成置候事、御領内中、御郡奉行様并御代官様、御役々、今年ハ御郡ニテ御越年之事、

一寺院方も、今年ハ大ニ難義、御寺江は有壇頭中より廻リニ白米ニテ送り上候事、

一第一 火の用心可致候事、

一凶年之備常々可致事、

一疫病受不申様可心掛致事、

一凶年之節、米穀買入申問敷事、

但右品之外、下直物ハ買入候而も宜敷候事、

一大詰ニ相成、市掛、小間物ハ思之外ニ売、古手物も第一相應、太物類大ニ不可申候、市も思之外立、盛申候、廿八日手前之店相應ニ売候、

大晦日勘定払ニ參候人無之、稀ニ候、店かり金かり共ニ返濟之人至而稀也、誠申無計候事、併去年よりハよしと申事、

七月中より頼母子寄合は相休、一円無之候、貸付金・店貸頼母子方、算田地方、此損金誠ニ不少候事、追々頼母子取立不申候而ハ、大損金相成申候事、

一手前所持之内、徳田村内木城前ハ今年第一宜敷、右ハ見詰
六ヶ敷候ニ付、かり分、三ヶ壺作子へ渡、三ヶ式(期)かり、手
前へ(期)かり取候、種籾余程取候事、其外ハ舂(期)ニ而五升、三升
上物ニ而壺斗位外参り不申候、却而種籾等呉候事、舂ハ春
ニ相成、苗を呉候事、

一当町抔ハ、九・十月、市中江米穀相出不申候、町内難儀候
節ハ、在者江問屋并検断衆より御頼ニ而、式・三俵ツ、為
相出、度々ニ売候事、何レケ様之節ハ、所持致し候ハ、売
不申候事、尤金は早く御無心ニ而売、

当町ニ中位之人、米・粟等相応ニ困置候人有之候所、八升
之直段之節売候而可然、節用被進候へとも、先年天明之凶
年ニ五升致候事覚居、右五升ニ相成候ても売可申と持居候
所、追々下落ニ相成、春ニ相成候ハ、壺斗三升、四升位
ニ相成、漸々売延、金ニ而片付候事、ケ様之事ハ、必心得
可申候、

天保五年正月、年始之礼廻り、如常之候へとも不足、ちら／＼酒も糯も御馳走なしにて、早々、尤遠方ハ無異儀所計り先ニいたし、跡ハ追々参り、便次第ニ致候事、

一年越之夕、常之通り、

元日、例之通り糯、二日・三日者飯、四日より麦めし相用候事、

糯つき方不足、くたけ糯、小麦、糯、草糯品々、

年始廻候糯、御互ニ通用無之候事、

一旧冬銚子よりさつまいも参り候所、大高直、気仙沼ニ而壹

俵三朱より拾式匁位、

江戸下り酒も少々参り候、

壹盃百五拾文

追々積下り可申よし、

正月八日初相庭

一古米 壹斗九升

一新米 壹斗 壹升五合

高下有

一大麦 式步式朱

一小麦 式步三朱

一大豆 式步式朱

式百文位

一小ツ 一両式朱

三朱

一 (ナシヤイ)

右之通取引、此節ハ相庭替り不申候、尤越年用意ニ而、買人も余慶無之候、

一肴類至而不足、不漁、高直之事也、

浜方大難儀之よし、

江戸表、米穀都而高直、奥州より不登、却而相下候故、大

坂共ニ江戸并諸国へひかれ候ニ付、旧冬大引上ケ、依之米穀之義ハ、大坂も江戸も積出被相留候事、

江戸千住町ニ而米問屋五軒、江戸より参り、相破候事、依之従

御公義御助米被下置候事、百文ニ四合ニ売候所、六合ニ被仰渡、相庭御引下ニ相成、夫よりしつまり候事、

去冬国方ニも、忒・三ヶ所、蔵相こわし相成候所有之候事、ケ様之節ハ、米穀余慶有者ハ折々相出、相庭より壺升も安く売候か、又ハ早く施シ致候へハ宜、無左ハ、大事ニ相成候事、

去年十月

一 播州姫路御城下近在之騷家、不仁之義在之、打こわされニ及候ニ付、家人大勢ニ而出向、手合致候ニ付、追々大勢ニ而押寄候ニ付、右騷家兼而姫路様御用達ニ有之候故、御城下へ飛脚相立相達、御相手相願候ニ付、急ニ御向々御首尾ニ相成、五・六拾人馬上ニ而相向ひ、打たおし候ニ付、一先御引取候へとも、夫より近在徒堂(徒党)を催し、夥敷勢揃、四方より押、五・六千人も寄せ候ニ付、追々姫路へ御注進ニ相成、依之相手之御人数忒千人程ニ而、近辺之御大名様方よ

り御加勢等有之、老万人程之大軍被相成、誠ニ大騒動ニ相成候事、然ル所、(文字) 姫路様より才徳之在人被相出、百姓共御さとし、和を御求被成置候ニ付、勤服いたし、大平ニ相成候、誠ニ近年無之珍事也、

全驛、富家之主人不宜候故也、

所々小騒動有之、誠ニ不安事也、

一 正月中旬迄ハ、相庭高下無之、すわり、米持ハ追々売氣、

一 正月廿三日

去冬雪不足、正月ニ相成、雪相応ニふり申候、

一 春大根蒔付相用候事、

一 去冬より大根種壺歩ニ壺升致候事、

同廿八日相庭

一 古壺斗

上九升五合・忒合之要、(カ) 高下有

一新 壺斗忒升五合

三升迄

一種粉新古相用候事

去冬種ハしゐな余慶、よくよなけ候事、

正月三日出

江戸綿直段

一阪上 百三十匁

一三通 百廿八匁

一京丹 百廿四匁

一坂丹 百廿式匁

一焼印 百十五匁

一篠卷 壹貫七百匁

拾両引

二月十三日

一古 壹斗五升位^合

一新 壹斗三升位

一

買人なし

一かうす^楮不作、弥々紙類高直

一千厩・松川御蔵より農事仕付穀ニ御貸渡被下候事、

一せうか五升ニ而壹歩、御城下ニ而、

一木のゆ 壹ツ廿四文

二月七日夜、千厩新町大火、新町計りあら増焼失、少シ残り候事、白石屋杯蔵共ニ一字焼落、誠痛入候事、困窮、町ニ而凶年之翌年ニ而、誠渴命躰之者多し、依之御上様より夫々御手当有之候事、手前ニ而ハ、一統江悔致候事、

二月四日江戸大火申来候、

四日昼、外神田より出火、南へ芝口迄、仙台様御長屋少々焼、此所ニ而留ル、仙台様ニ而誠大金御出被遊候由、又永代橋迄、又両国橋、本南新堀、鉄砲洲辺不残、三芝居不残、通り町一円、但尾張町越後屋辺残り、室町片側残り、

又九日・十日両日、御丸之内ニ而御屋敷多く焼、大名小路
焼失、浅草辺無難、近年両度之大火ニ、浅草辺計り無難、
文政十式丑年之大火事同様、此度ハ家数未タ丑年之焼出来
不申由ニ而、其節よりハ数無之候得共、御丸之内大名小路
之焼旁ニ而、地面者誠ニ夥敷大焼也、近年之大焼続、凶年
後ニ而難義、大痛無申計候、御公義様より御手当、諸御大
名様方より御手当等有之候事、

依之諸国より財木等^(材木)都而之品物登り、買人不足、不景氣ニ
而、万物下直、

当地蕨繩、歩ニ四十四・五把いたし居候所、石之卷・涌谷
衆セリ立、三十把より廿式・三把位迄買入、大損ニ相成候
事、買人無之候、焼之急成普請ニ而ハ、筋繩等ハ不用候、
却而下直、地払之方ニ利分相応ニ有之候、為後之相印候事、

一当地国方、一統ニ去冬中買人計り多く、高直之所、春ニ相
成、買人ハ少々、ニ而、石数不引、持人売氣、買人無之、
追々市中江相出、日々下落ニ相成候事、

一先ツ高直

一あさハ追々引緩ミ

米
三月弥々緩ミ、買人不足、相庭計りニ而すわり、買置物何
レ損金物也、

一古 壺斗壺升

一新 壺斗五、六升迄

都而喰物類下落

一麦者不下候

一大豆者追々下ル

四月

一古 壺斗式升

一新 壺斗六升

一糶 壺斗式升

寒引米、むし付ニ而大ニ損し、下落ニ候へ共、買人なし、

米買置者、五割・六割損金、

当町清助殿、古川辺ニ而買置、貸売いたし候所、取都難洪
に有之、大ニ難義、七月迄掛り、御代官様に願上、漸々取
都いたし、大豆買置もの、損金メ六・七拾兩之損金相成候
事、

一 当苗不宜、田植延、苗留いたし候事、

二月若柳高市大盛り、在々小手俵持、珍敷穀物高売金ニ成、
道具買多し、

一 麦之作、草生ニ相応ニ相見へ申事、

一新壺朱銀式朱金にセ相出、通用大困り、
春より夏中当所へ塗物参り、夥敷売候事、古物・流物売候
事、

五月十日より田植初り、一統ニ南も、奥も、一同ニ相成候
事、能雨有之、一統ニ植付候事、
百かりニ付、苗三百より四百把位ニ植、

一 照統、菘植付甚六ヶ敷

一 菘直段 古 式拾六、七切

新 廿式、三切

当分買人無之

尤例年休之時節

一 大豆買置ものハ、おむれ損し、大損物、買人なし、

一 寒引米右同様、虫付、白粉ニ相成候事、
一 なす苗高直 壺本四・五文位、一の関辺より参候事、

日和統、相応之暑氣ニ相成候事、

過ル二月廿八日、去冬献上之仲間江、御評定より御呼出御
指紙申来候事、但シ御郡宿江着次第可申上候由被仰渡候事、
当所仲間之内ハ、手前并橋本氏、外ハ北方并川通り、都合
六・七人、廿八日御流、

三月五日 御城於百軒蔵ニ、奉行様壺人、御出入様、御郡
奉行様御列座ニ而、御賞シ被仰渡候事、依之御知行壺貫百
十五文被下置候御書付頂戴致候事、

御城中御引廻シ之義ハ、前以御郡宿菊地ニ而致、尤御郡宿
先立ニ而登城致候事、夫より直々御役屋敷へ御礼廻り致候
事、登城之節ハ羽織袴ニ而罷上ル、又御賞之御座敷江罷出
候節ハ、袴計リニ而、紙入并持道具無用、段々壺人ツ、罷
出、

一 組拔之分ハ、御入方別御座敷也、

一 御役人様方進物之義ハ、御奉行様御物書初、其外御高役様方ハ、皆御物書江遣候事、其外ハ御直江遣、御役掛り一統之事ニ而、御礼進物致候所、三十八ヶ所程有之候事、

御賞之仲間ニ而、遣御知行計り頂戴之仲間ニ而ハ、高割ニ致候、手前杯ハ三両、三兩位から、夫より御郡宿之方礼金、宿払并道中上下之掛りニ而メ五両貳分位、夫より下着之後、御郡方御役人様、大肝入衆并肝入・檢断衆迄土産等いたし、七両貳分位之掛り、誠ニ思之外之掛り錢遣、世話多成事ニ候、最初ハ錢を掛ケ不申様也御取進メニ候所、其節之掛り之人為遣候様ニ不致、如此、常ニ組拔等好ミ候而ハ、大金か掛り、無用の事ニ候、必以好ミ申間敷事也、外ハ追々御呼出、六・七月、八月迄、本家杯ハ十五兩位掛り候由、一道中はたこ式百文位迄ニ相成候事、上式百廿三十文、

一 当年蚕、米穀不足ニ而、例年より余程不足、尤上取ニハ無之、桑余慶、下直、蚕不作、

六月三日市

一 古米 壹斗貳升

一 去年ハ壹斗五、六升

むし付式斗位
買人なし

一 春 古金貳歩

一 小麦 古式歩貳朱

一 小豆 金壹両也

一

一 濁酒 廿四文位

一 おかゆ 三十式文

江戸より下り酒参り、二・三月より入着

壹盃百式・三十文

当所ニ而も相下し可申吟味致候へとも、船中ニ而いたつらに被致候而者利潤無覚、相止候事、右ハ正月頃之吟味也、

氣仙沼衆、去冬ニ注文致酒之外、穀物并安味噌等迄買入、積付相下候へ共、船之下り延引、四・五月着船致故、万物下直之所へ相下り、時節延引ニ而大ニ不捌、損金致候事、尤先ニ他国船参り、上万米并酒杯積参り、売候事、莫も持参致、売事、是ニ而浜方莫も引下申候事、

一 千厩町江願之上、濁酒造り方一軒御免、非冊二月より仰渡

売候事、是ハ三階出産残之晒方ニ濁酒相用候故、先年も御免之例有之、如此、

一 檢断勇五郎方ニ而則御三階役也、

一 清酒ハ、古酒ニ而大ニもふけ候事、粕も大ニ金ニ相成候事、

一 醬油屋ハ、セうゆハ不売、かす計り、誠ニ々々冬中より望

人多く、売候事、壺升三十七・八文より四拾文、

此節ニ相成候而ハ、不売ニ相成候事、

一 当年之麦ハ、蒔付も沢山、尤上作与相成居候所、風ニ而大

ニ相痛、半作と申事ニ候、誠ニ相違致候事、新麦相出候

ハ、下直ニ可相成、諸人咄居候所、古麦引下不申候、誠

ニ小麦ハあしく、しゐな計り多し、

一 京・大坂共ニ米穀引下候、

肥後上米 壺石ニ付百式拾匁位、段々九十六七匁迄、

江戸表も、六斗位より七斗位迄、

麦、小麦之作合ハ、関東・上方共ニ同様之不作ニ而、古も

の不下候よし申来候、

天明之凶年ニハ、上方も此度よりあしく相聞候事、

米壺石ニ而、銀式百匁迄引上候由相聞へ申候、

一 春より夏ニ相成候而ハ、町家ハ大体上糧計り相用、ところ等用不申候、

一 蚕之作弥々不作、六分通り之作ニ相聞へ申候、依之まゆ買

方セリ込高直、六升より五升五合位、五升位迄、諸国一統

不作、

右之通不作之含ニ而高直ニ買入候間、仕揚式百式三十匁位

ニ相成候なれ共、上方ニハ諸国一統奥方之凶年ニ而、三ヶ

之津迄騒動、米穀高直ニ而、諸商大不景氣故、糸・紅花一

円ニ引不申候、昨年物沢山残り、壺年位不作ニ而も、景氣

引立兼候由申来、此地最初ハ少しツ、御城下掛屋物商内相

成候へとも、追々一向買人無之、下落候事、

一 御城下、町内之外小路々々道御普請被仰出、日用代又ハ米

等被下置候事、無渡世之者、大ニ助り候事、

下海道御普請夥敷相成候事、所々施行ニ致候所も有之候事、

一一 昨年より、亀岡山江御新宮被相健^④候御普請御取立候事、

是ハ御先祖様伊達大明神と奉祭上候御吟味ニ而行、大成御

普請、四・五已前より地行被成置候事、前通り御屋敷替地等被成下、式百間四面位之場ニ相成候事、昨年御宮相立、凶年ニ相成候而より、諸人御助ニ人足御遣被成置候故、難有相働、御宮・拜殿・御神楽殿・御宝蔵等、九棟立并、秋迄ニ惣出来ニ相成候御都合ニ而、六月迄ニあら々々出来候所、如何之訳ニ候哉、俄ニ御吟味替ニ相成、五、七日之間ニ御取解ニ相成、誠ニ年来之大御普請、諸人嘆敷、色々と噂いたし候事、不首尾之御役人も多く相出候よし、三万両以上之御捨りと相聞へ申候、

一 明年五月廿四日、

御先祖様政宗尊靈之式百年忌之由相聞候事、

一去冬より正・二月迄ハ、南部之者多く国方へ入込候所、追々不足ニ相成候所、夫より四月・三月末より秋田・津軽・仙北・最上・庄内之者共、老女子共引連々々、国方へ参り候事夥敷、仙台ニ而助り候由ニ而参候ニ付、海道筋引不切也、道々ニ而たをれ人多し、病人多し、大暑ニ相成、海道江小屋掛、死人多し、誠ニ無申計候、春ニ相成、北国ハ喰物一円と申程つまり候よし、如此、秋田之国、貧百姓

夥敷、他国へ地逃致候ニ付、三ヶ屯無仕付ニ相成候よし、南部より北国ハ多く人損ニ相成候事、

仙台ハ、此節誠ニ緩々と暮、安心之事、他国へ之聞へ宜候、

一 屋形様より、御憐国八ヶ所之御大名様方へ、御進物米五月下旬より被相送候事、

南部様へ式千俵 小南部様へ五百俵

秋田様へ千俵 なし

山形様 千俵

鶴ヶ岡様 千俵

新庄様、其外小大名様最上ニ四・五方様へ 五百俵ツ、

米沢様 千俵

会津様迄と申事ニ候、

外

一 の関様江千俵ニ五百両也

右之通、六月迄ニ一字被相送、道々江先様より受取役人参り候事、

天明之節与違、此度ハ御上様之御備宜、右之通りニて、他国之聞へ大ニ宜候事、

仙舎之

御家中一統江御求助(救助)被成下候ニ付、一統安堵ニ相聞候事、

尤追々下落、

右之通ニ而も 於御前も此節矢張り御かゆ、日一度ツ、被召上候由、此辺ニ不限、国方一統、先年天明凶作ニ五升壹歩ニ相成候間、此度ハ皆々心掛嚴敷、去秋より糧之用迄并穀物買ニ計り相成候間、高直ニも相成候へハ、喰ひのび等ニて、翌年大ニ心氣能、米類下直ニ相成候事、

一新紅花、国方不足、六拾駄漸々相出候事、照勝故、四・五分通り之雨不足之含ニ而、地場高直、四拾兩位より四十五・六兩、併上方衆買人無之、少しツ、損金、最上ハ相応ニ相出、七百駄位三十七・八兩より四拾貳・三兩、早場不足、上方も不足、併京都不景氣ニ而下直、当新花あしく、昨年物上々出来故、残り荷相応之直ニ而望取候事、新花者買人なし、
一生糸も、貳百四拾匁、三十匁位迄、下直ニ買入候へとも、上方不印ニ而、徳用無之事、
一麦之作取納、外通りニ而あしく、半作也、

併、日和統照勝故、麦之外ハ作物甚宜、人氣直り、常之様ニ相成候事、

六月廿八日市

一古米 壹斗三升位

一去年米 上壹斗五・六升より貳斗位

一古麦 貳歩

一新同 壹歩五・六分

一小麦 貳歩貳朱

一新 貳歩位

至而あしく

七月大暑難凌と申候、日和在之候事、

同三日市、

去年米買人なし

悪ものハふけ、むし(虫)付、粉ニ相成候事、

七月廿八日

残暑甚敷、諸作物大ニ宜、米穀追々下落、

去年米ハ盆前より取引なし、虫付計リニ而買人無之、尤一
体無之、取引なし、古計り、

一 壹斗九升^五

一 大麥 古式歩より壹切八分・九分

一 新物 壹切四五分

一 大豆 売切半

大に損し買人なし、

一 清助殿も御免買米

古川辺買入ニて、所々江貸付候所、此節取都之所難洪多ニ
而、達之上、御代官様御附合、御吟味ニ而、漸々ニあらま
し取都ニ相成候へとも、不輕損金致候事、此隣村^(隣村)・隣郡^(隣郡)ニ
候ハ、手安之事ニ候処、違方ニ而難義致候、

一 八月

当町大焼之事

九月三日之夜、正五ツ時、中町^{下角より五軒め}〇〇〇屋敷、当時貸屋ニ而、

裏小屋より出火、折節風あしく、表江忽ち焼拔、両町江わ
かれ、俄ニ大火ニ相成、上町赤坂迄両方不残焼、下町両側
ニ見屋之所迄焼失致し候、蔵々三十四・五落ち、七十程残
ル、表土蔵落候分、か、や、利右衛門、橋本氏元店、舎、
手前、本店、畑源、夜之明候迄ニ焼落候、横丁皆正三軒残
り、新土蔵被成、橋本氏新店、何レも新敷候へとも、大ニ
焼込、既ニ危き事也、漸々残ル、㊦ハ風宜く相成残ル、長
七殿、忠右衛門殿、是も土蔵ニ而残ル、舎、手前店ハ、随
分丈夫ニ而心支無之心得、立去候処、東風、南風、北風、
三方之吹付、表土戸打破レ、是より大焼込、両角共ニ落ル、
店之諸品物并生糸買合四箇近、并質^{シテ}預り候品物、高金之書
物、陳刀等ハ西郡大内様より之預り品共ニ焼失、たんす等
品々、誠ニ金を掛候手所持之脇差共拾腰程、内之たんす
迄入焼失、周文十三世と申古筆之屏風、京都ニ而堀出し候
買之品六尺三寸之高、右壺双、外ニ壺双半、手前之店分、
店品物、生糸、何レ大凡六・七百両程之品物、上とも内ニ
ハ無之、調之外数々、衣類共ニハ右之金高より上也、一字
焼失、裏之土蔵相残り、誠ニ無申計大損金、家も居宅八十
一年先之普請、店ハ度々之手入ニ候へとも、四十年位ニ相

成候事、何レ家共ニ千両焼損と申候、舎も右同様、本家ハ店至而古く、七十年余之普請、六拾七年先之焼ニ残り候土蔵也、此度焼ル、三階蔵焼、小蔵落、其外ハ不落、本家ハ結構成屏風共店へ置候故、焼、何レ善悪共双近も焼失いたし候、是も大損金也、併蔵共残り、か、やハ表より裏蔵々一字不残ら焼落、第一番之焼損之高也、併蔵より内迄品物相応ニ相出候事、

此節御代官様千厩御滞留中ニ而、焼最中江御役人様中、大肝入白石東吉殿、御一統様御出、人足御制道、御足輕衆共ニ近村一統ニ欠付候事、

焼跡御見分御延引、御見分相濟候後、貧家江金子式歩ツ、被下置、御貸穀被仰渡候事、焼数表口西八拾六軒ニ、御家中家式軒、家数大小四百棟之余、

御地頭様より小屋掛之細木被下置候事、外ニ用之木式・三本ツ、被下候事、大御難渋也、去年之凶作ニ御台所米壹粒も無之、節角御用達中御呼出し、助ケ上呉候様被仰渡、無抛壹軒より玄米七俵ツ、、壹月ニ壹俵ツ、差上、御用立候事、長左衛門 勘助 栄助 久蔵 弥右衛門・忠七

兩人ニ而七俵也、

右五人ハ

右ハ先ニ相印置也、

然ルニ、翌年一向ニ御返済無之候事、為後世如此相印置候間、右ニ而受払可仕候、凶年ニ助られ、右不返済と申ハ、誠ニ無類之不法也、此節御手当無之候、

当所之焼失之痛ハ、御国之内、所々近年一統焼失致し候へとも、第一番之心痛、大凡金高式万両位と相咄候事、馬ニハ怪我無之候得共、下横丁皆長殿店之小供式人、店江入置おむれ死ス、誠ニ痛入候事、兩人氣仙沼者此節大ニ風唱あしく、尤大ニ金遣ひ相濟候事、無頼之事也、必以人を入置候事ハ無用之事也、罪を残し候事也、其外ハ庭鳥、猫等ハ多く焼死ス、早道迄焼込候事、赤坂ハ普請出来、則焼両度也、

誠ニ焼後之凶年、又焼ニ而、甚難義候事也、先之焼ニハ、物持中より手伝金等有之候処、此度ハ一統事ニ而、一向無之候、

此時久平弟竹次郎事、御城下小谷江身習奉公ニ遣置候所、病氣俄ニ變有之、大病注進有之候所、直ニ四日之明ニ病死

之由到来、五日(到着)ニ当着致、焼跡ニ而大混雜致候事、

向ひ畑中藏ニ仮住居致、直々普請中住居いたし候、(久)之前屋敷へ仮店相立、見世相開、十一月十五日より売初いたし候、(久)ニ而ハ、乍序之事故、本普請ニいたし、材木両方より相出候得とも、諸事(久)ニ而物入、普請致呉候事、此度之焼之内ニ而ハ、(久)ハ痛薄く、尤も兄弟、厚き中(仲)之事故、如此、本宅普請中自由ニいたし候事、為覚之相印候事、

(久)之居宅ハ、当分仮屋也、本普請延ル也、

昨年ハ凶年ニ而、去冬中板之類、材木職人等、却而下直、五分板十五間位迄売、春ニ相成買人も有之、売人も不足ニ、所々江売、十三・式間ニ相成候所、当町焼失ニ付、八間、七間迄引上候、追々下落、押詰より春ニ相成、当地受取十間迄、諸品下直ニ相成候事、

九月新米相出候ニ付、追々引下候、

一古米 壹斗七・八升

一新米 貳斗位

一大麦

一小麦

一大豆 貳歩位

一小豆

×

一古苩 下ノ上
廿五・六切

一新外干色物相出上直

一東山新林払相願候所、翌年二月御下知在而、三月末山林御

役人様木判ニ而被渡下、一統へ御払、右御直段

杉 なし 松 八十文

随分下直ニ御払相成候事、

併、普請者あらく相出候後ニ相成候、

御地頭様御裏林、御用達中へ御払被仰渡、無用ニ候得共、

無拗御受致候、御貸上候替り也、

当冬若旦那様之御婚姻、一向用ノ木相出不申、薪木計り相

出候事、

十月三日

一古米 式斗位也

一新米 式斗三四升

一麦

一小麦

一大ツ 壹切三朱位

一小ツ

一清酒 壹盃四拾文ニ成

一大こん 大不作、壹本五・六文、七文位、不足、

一石之卷ニ而十五・六文より大廿文位迄、

夏中より秋迄照込、しけ地、ならい杯之所計り大根ニ相

成、照かれ候事、かてハ尤漬大こんニ難義致候、

莫、秋ニ相成、折々雨有之、上々出来ニ相成候、元不足ニ

候へとも、上作故、大ニ取れ申候、北方下六貫め位、六貫

五・六百匁、

去冬莫種一向ニ無之所、在壹盃壹分ノ式朱位之と相咄候所、

追々古種等迄名々手寄之所ニ而もらい、間ニ合候事、買出

徳取ニかゝり候者有之候へとも、右のふり合ニ而売不申事、

一昨年より当年迄、為登莫一向ニ不為登候故、銚子より、此

節御積入候ハ、八十斤ニ売レ可申由申参候ニ付、皆々買

入、為登候所、百拾斤より百廿斤位ニ而、大ニ損金ニ相成

候事、刻ハ相応ニ売候事、何レ走り計り、

刻下 兩百八十玉 中百六十位、

追々式百本位、斤葉ハ翌年三月百三十斤、

一五十集物ハ高直、

粕 壹俵八分位

式俵位

ふし 壹箱壹兩位

兩二百五十ふし位

地元 壹歩ニ七十五ふし位之買、相応之利潤、

一冬中より正月迄之内、塩鯉并敷身等も上直、

其後、当国方一向ニ不漁、関東も不漁、

諸国今年ハ相応之上作、追々下落申来候、

十月十八日 当地諸相庭

一古米 式斗五升

一新米 五斗三・四升

一大麦 式歩

壹切三朱位

一小麦

一大ツ(大豆) 壹切半

一小ツ(小豆)

一濁酒

一清酒

一とふふ(豆腐)

一錢 壹貫五百文

追々米下落

廿三日

一米 古 式斗式升

新 式斗四・五升

一もち 式斗壹升

町方普請出来不申故、市も不立候事、

十一月三日 市

一米 古 式斗三升

新 式斗六・七升

一もち 式斗四升

一大麦

一小麦

一大ツ(大豆)

一小ツ(小豆)

一濱方漁事

十八日市

一米 式斗八・九升

廿八日市

一米

一

一錢 壹貫五百文

ノ

十一月三日

一米 三斗

一麦

一大大豆ツ

一小小豆ツ

御郡相庭

十五切半

一米 十五切

薄衣十七切半

十七切位十八切

一大大豆ツ

一御地頭様方 十六切半

御国産大豆為登方、今年上作ニ候へとも、御免不相成、御上御買上ニ可相成容子ニ而、少々御買入ニ相成候所在之候へとも、是又尺々敷御買上も無之、下直之事、

十一月、又御城下御呼出、於百軒御蔵ニ御賞之上、棧留木

綿老反頂戴、

右者昨年作年施米致候ニ付御賞也、代金ニ見五拾切已上、右之通りと申事候、

喜右衛門 栄助 久藏

利七 長左衛門也 翌年之御賞と被相成候事、

右之外ハ、千厩御会所ニ而御賞賞詞し被仰渡候計リ、併是ハ錢

も入らず宜、御城下御呼出ハ、拾切三両ツ、遣ひ候事、

御国中ニ而ハ大珍也、一統思之外金遣致候而、御見舞御礼

過分ニ相納候ニ付、御郡宿菊地屋才兵衛御郡宿被相除、甚

不首尾被成候、

京都

一紅花相庭、諸国上作、米追々下落ニ而、紅花も相応之氣配

ニ相成候へとも、仙台花照勝ニ而、一向ニ売レ不申候、古

花望人多く、六十兩位、尤国方之紅花荷数七・八十駄位相

出候事、

江戸表米相庭

両七斗式升より八斗位迄

五十集物高直也

京都大坂

八拾匁

壹石ニ付九十匁位より百匁位

十二月十三日市

一米 三斗壹・貳升

一大豆 壹分

一

一錢壹貫四百五六十文

十八日

一米

一麦

一大(大豆)ツ

廿三日市

一米 三斗貳升

一麦

一大(大豆)ツ

一小(小豆)ツ

一(楮)かうす高直

一料紙百帖位

上物 五百五十匁位 八拾帖より

与五右衛門紙

七十五帖 六百匁 なし

小判廿貳帖 安物百廿帖位

三十枚 八枚 百七八十帖

六十帖より 十四枚 拾壹把

五十八帖 中判 十五帖位

何レも誠ニ薄く、五十年已来之高直、

御城下高直、江戸・京・大坂、諸国一統高直、

杉原紙下料拾五分位

並中九拾五・六分 上七帖位

下寄土方拾帖より十壹・貳帖

並物十五帖八下也

小下判六百匁より五百八十八匁

み(美濃)の 小 十八帖より廿帖

大 十貳三帖

色紙三十五・六匁

都而紙類高直、

唐紙ハ、思之外割合安し

御城下安扇子不足、無之候、

一たばこハ此節買人なしニ而少々引下候、下七貫め、刻壺駄

式八貫六百文位、

御城下も大ニ下落、

一季奉公人上拾切位、並九切位

是迄ハ凶年後ニ而、上作ニ而も不景氣也、

一大根無之年故、米上作ニ而も、糧ニ困り候、麦計り相用候

ても、上作ニ無之、在方ニハ山かて相用候よし相聞へ候事、

凶年之前後ニハ、都而不同有之、凶年過候而も、聡と安心

ならぬ物ニ相見へ、先年も右之様子、前後共心掛無之候而

ハ不相成、当作杯ハ随分穀物心掛置候得共、不思も出火類

焼ニ而、秋中残り米備物相用候事、

当冬ハ、雪不足之年柄、かんはつ也、

川々(濁水)か水致候事、

十二月廿八日 市

米上作ニ而、追々下落候、

市町出米沢山、世上一統人氣宜、押詰ニ相成候而より、市

も相応ニ相立候事、商売も在之候事、

御年始物安、扇子至而不足物、

木綿ハ矢張り高直故、いつれ古手之方売れ申候、是も高直

ニ候へ共、古物故、元か安く、望人多し、せんだくニ而間

ニ合候事、

唐大黃 末不引下候、高直

三十四匁より三十八匁位

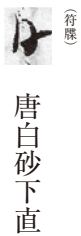
耳十 右同直

天明之凶年之頃ニ者、八拾匁、九十匁、百匁已上まで両

品共ニ高直、此節者思之外不上候事、



此節唐呉朱更



(符歴)



丁子

ヤシ 東京内然

ヤウ 同徳枚

右ハ無覚下落

蘭薬ハ式・三年已前より仕込、奥方ニ而ハ手前ニ計リ在、

蘭方療治方近年流行、

一 関東辺も一円雪無之、雨も無之、川々(濁水)か水致、銚子船通用
留申来り、

筋繩、江戸・銚子下直、十把ニ付六匁より六匁九分位、品
沢山ニ而不売、

天保六年（一八三五）

天保六年正月相場

一 真黄今 石越物

壹匁ニ壹貫五百匁

斤三匁位

近年追々高直

一 唐智丹 斤廿八匁

一 真同 同八匁より九匁

一 麦門冬 七、八匁

一 御種人參 下直

世上一統作り

斤六十匁位より三十匁位

一 唐黄金 中直

朝せん（朝鮮）ハ少シ高直

十五、六匁

一 麻黄 少々引上

兵郎子（檳榔子） 十式、三より十五匁位

一大風子 〆十五、六匁迄

無覚下直

天保六未年

国方大豆、上作ニ而も御免無之、為登不申候、内証積八大
 二利潤有之候事、

天保六未二月

銚子之諸相庭

一米 八斗四、五升

一大豆 石〇七、八升

一小豆 六斗

一錢 六貫七百文

一 鯛粕 壹俵八分

一 鰹ふし 七貫匁極月より
式割落

一 鯛 上々六百五十匁

七百匁迄

一片前 三十五、六貫目

一刻 上々 百五、六十出

百八十式斤

一葉たばこ 百廿斤より

廿五斤

刻ハ少々利潤有之

葉ハ損金ニ候事、

天保乙未六年

正月別而替義在之、

当地ハ普請中にて、万事常之様ニ無之、さみ敷事ニ候、

正月初相庭替義無之、当時すわり也、

十三日

一米 式斗九升より三斗迄

一餅

一麦

一大豆

一錢 壹貫五百文より三拾文迄

正月ニ相成候而も、雪折々ふり候へとも、至而不足、小雪

計り、

廿八日市

江戸

ノ

二月三日

少々緩ミ

一米 三斗位

三月二日

少しツ、

一米 式斗八、九升

一麦

一大豆

一大こん

追々相出
壹本 中 四、五文

ノ

廿八日

一米 式斗七、八升位

一麦

一大(大豆)ツ

一向ニ雨無之、麦ハ日焼之模様、

四月三日

一米 式斗七升位

一麦 此間雨有之、大ニ宜敷相成候事、

当日、手前之店相健(連)候、

内者八月ニ延る

同十八日

一米 式斗七升

今年ハ干粮無之候、米計り多く用候、

当地普請中、困り、

同廿八日

一米 右同断

在方ハ、山かて相用候事、

五月三日

一米 式斗六升位

田植十四、五日より初、今年ハ苗宜敷、沢山ニ相成候事、
春中ハ一向雨無之候所、四月ニ相成、折々雨ニ而、一統ニ
植付相成候事、此節大ニ暑し、此早く候、

五月十四日、十五日大雨、米も追々引メ、自然ニ上り候事、
去年物計りニ而、余慶相出不申候事、
莫ハ、誠ニ上々作ニ当分相見ヘ候事

十八日

一米 式斗五升

新麦出候ハ、五、六分位ニ、

廿三日可相成様子、

一同

節之早きハよし、後きハあしき事ニ候、用心可仕候事、

六月三日

一米 式斗五升

同月十八日 同

今年ハ蚕不足ニ而、桑沢山、大下直、

同廿八日

一同

まゆ上作、七升位、

式八より三〇位

五月中より折々雨天、六月中雨勝ニ而、度々冷氣、不氣候也、

南通り田植ハ、六月十日頃、十四日頃迄有之候事、其後冷氣勝ニ而、稻之引立尺取不申候、畑物随分宜敷相見へ候事、

六月廿五日昼七ツ時頃大地震、此辺庭之割れ候所、所々在之、石垣等崩れ、蔵々壁等余程痛、所々痛、四十式年以来

之大地震、先年之七種之地震へ、既ニ並可申由、

夫より同夜中迄ニ四度程ゆり、翌日もゆり、三日めもゆり、

其後ニ折々ゆり、併大地震ハ無之候、石之巻、涌谷、佐沼辺
土蔵等大痛也、

引続而不氣候ニ有之、如此ゆり候物と相見へ、今年之作も

難計候、凶年之後者、油断ならずと申事ニ相咄候事、

夏え地震ハ不宜候事と申候

七月三日、此間日和、大暑、

一米 式斗四、五升

一麦 白 式斗五升

新 八分位より七分五り

一新小麦 壹切式分位

此間ハ大暑ニ相成、日和続き、人々悦ひ、

十三日、昨夜より雨、

同日四ツより日和、大暑也、

相庭不相替候事、

同市日ハ大ニ盛り、常より商売有之候、店ハ五十三切位売、

若松高直、八文、紙高直故、如此、

紙類少々引緩ミ候

一今年者、伊達衆如何之訳ニ候哉、真綿買人多く、式ツ掛望人多し

近年無之まゆ上作、桑下直ニ而大ニ利潤ニ相成、珍敷事也、

式ツ、大まゆ伊達衆下り、追々引上候、式升七、八分より

五、六分迄売、

右相応之利潤也、

一紅花ハ、夏中雨勝故、雨花ニ相応之出来、昨年之花あしく、

当地為登京ニ而望人無之、今年迄ニ不売、依而今年地元下

直、七月八日頃より売立、壹貫匁位、上、中、右前後之取

引、三十兩より三十四・五兩迄売り候之所、京、近国、并

関東辺照花ニ出来、荷数も常より不足、最上ハ随分上作、

荷数も千駄近も相出候様子ニ而下直、三十兩位之取引ニ初

り候へとも、是も出来あしくと相聞へ、当国へ上方衆并最

上衆参り、七月十四・五日着、則諸方へ手廻し、三十五・

六兩より四十兩位買立、夫より一統騒き立候故、四十三

兩、五兩より段々四十七・八兩、五十兩、五十五兩迄ニセ

り上申候、誠案外之引上ニ相成申候、花方先買之者ハ、近

年ニ無之利潤、珍敷上ケニ相成候、十四、五年已来、何時

も追々京都ニ而ハ如何ニ相成候哉、難計候、先年より行ひ

見候処、何時も奥仙三十四、五兩之時計り徳用有之、最初

より四十兩以上之時ハ、決而京為登致候而も利潤無之、四

十五兩余、五十兩位之買入ニ而者、何時も損金ニ相成候、

為後世之、如此相印也、

商売之内ニ而ハ、紅花程高下・損徳之烈敷売内ハ無之物也、

御国之内ニも、先年より紅花為登致候者無之候得とも、皆

損金ニ而、家迄も失ひ候人々多し、当地ハ紅花方之名を取、

上方表皆川家之株と相成、先弥右衛門、次^①忠七親方、上

方取ひき在之、能く行ひ候故、当地之仲間計り、是迄錢を

残し、行ひ続候事、当地繁昌之時節かと存候、拾ヶ年已

前、忠七親方差配、盛之時ハ紅花衆百五拾駄、生糸三四十駄式百駄位之

年在之候、其頃ハ奥仙南部ニ而七八百駄位相出候、南仙ニ

而式、三百駄相出、都合千駄位相出候年在之候事、追々不

足、土地ニあき候物ニ而、此節漸々奥百駄位ニ在之、南仙

右同様、追年共ニ相替り可申事、其頃ハ岩谷堂六日町及川

屋吉郎次殿方、日頃懇意ニいたし、手前三家共ニ仲間ニ而、

右之吉郎次殿方江刺・南部之方買方相頼、三十駄位も買候事、

右吉郎次殿病死後ハ、難渋、無商売ニ相成候事、家督放(放持)らつニ而困窮ニ相成候、其頃より、一の関大町千葉新助殿方ニ而も買入頼、此近年ハ専ら千葉新殿方ニ而多く荷送り致候、

先年より

京都通用之店

紅花問屋

近江屋佐助殿

伊勢屋源助殿

伊勢屋理右衛門殿

綿屋勇藏殿

右ハ糸紅花問屋也

越後屋新七殿

若山屋喜右衛門殿

吉文屋彦市殿

岐阜屋八郎兵衛殿

右ハ本来糸問屋也、

紅花共ニ行

右之外、其時ニより取引致候事、

此内ニも、近佐、岐八江ハ、至而懇意ニいたし候事、

大坂萁問屋

四ッ橋

佐野屋弥三郎殿

柳屋治兵衛殿

小堀屋吉郎兵衛殿

江戸

萁問屋南新堀

和泉屋治兵衛殿

室町二丁目

高嶋佐兵衛殿

是ハ武具、馬具等売候店ニ而、気仙籠為登候故、通用い

たし候事、

小網丁

榎坂屋卯兵衛殿

是ハ五十集問屋也、

右之外、浦賀、銚子、関宿、通用致候事

右ハ風与心付書、序ニ為後世之一寸相印也、

一紙類も少し下落、

十四日・十五日日和、

十六日夕雨、

十七日大雨、十八日雨、十九日雨、甚冷氣、北東風、此節(早稲)わせ稲相出、是より第一之節ニ相成、人々一統心支いたし候事、

廿日、千厩市、不氣候ニ付米不出、

一式斗位

七月
廿三日市

一米 式斗壹・式升

至而不出、買人多ニ而、小買之者甚難義、在方へ翔行、無心致候而も、売人無之候事、

稲之景氣甚あしく、又凶年ニも可相成様子ニ而、諸人誠ニ心痛専ら也、依之麦売人無之候、

廿六日より十方暮、古十方暮弥々雨ふり、冷氣ニ有之候ハ、凶年ニも可相成候所ニ、同日より日和ニ相成、大ニ暑シ、人々安心之心地ニ相成候事、

此間人々手ヲ廻シ、穀物買方致候所、売人無之候、

米ハ式斗ニ而も無之、町中ニ無之、小売之者大ニ難義、在方ニ而御無心ニ而式・三升ツ、式斗直段ニ而買候由、麦ハ壹分壹分五り位、

廿八日市、此間日和続ニ相成、又緩ミ申候、

一米 式斗壹升位

メ 少々相出候事、

閏七月三日日和続、

一米 式斗式・三升

此節麦ハ一昨年之御備物上納ニ相成、市中江相出不申候、此市間ニも、米追々参り候事、

甚人氣直り、豊作之模様、此間日和ニ而、稲余程相出候事、最中相出候様子、

氣仙沼三日之市、諸方より米相出、夥敷相出候所、又買人無之候、

十方暮、六日迄、

同日迄日和、暑シ、同日八ツより曇り、東風、冷氣ニ相成、雨ふり出候所、夜ニ相成、弥々風雨騒ク相成候、

七日、引続大嵐ニ相成候、誠ニ烈敷事、近年ニ覚無之大嵐、此嵐ニ而ハ、諸作一統損シ可申、人々凶作之心ニ相成候事、

暮ニ晴、

追々見聞致候所、稲并粟・苺ハ大ニ相痛候由ニ相聞へ候事、
さ(茶圃)もん物等一字押(倒され)たをされ、大豆・小豆迄ももまれ、田畑

見苦く相成候事、依之又々売人無之、半作(覺束)ニも無覚速相咄申候、苺者誠ニ近年覚無之上作、当り年ニ而、夥敷相出可申之所、此嵐ニ而大ニ痛、

八日晴曇り、九日曇り、

米少々計り相出候、式斗壹升、

十日日和、漸々暑く相成候事、暮方又時雨少しふり、未本

日和ニ不相成模様、

昨日より今日稲江大ニ花掛相見得候、依而ハ、思之外能く相見得申候、五・六分通り之作ニも可相成様子、所ニより大ニ不同、大川ハ水余慶不出、小川ハ大水、所々痛、先日十七日之大雨ニハ、北上川大水、川筋通り大ニかぶり、大痛也、

十一日又雲り、雨、

十二日終日之雨、稲跡出花最中、雨ニ而あしく候、

過ル七日之嵐、氣仙沼八日町・三日町ハ家々江水揚り、騒動いたし候事、所々痛候事、

氣仙郡ハ雨少し、さのミさわり無之由、

一の関、是も是迄より少々薄き方、

石之巻辺ハ、是辺より嵐烈敷、大ニ騒動致候事、

柳津辺同様、横山より之大土手切れ、水おし、町江ハ不参候、

狼川原町、裏土手切、

舛測土手切、夥敷砂おし、大痛、

御城下、同嵐ニ而大橋を初め、橋々不残洪水ニ而落ル、大ニ騒動、五軒茶屋辺、長町迄四拾軒程流、人死三百人余と相聞へ申候、往還筋通用留り、此辺より大ニ烈敷相聞候事、御城下より先き、未夕注進無之、追々様子可申来候、

今夕之所雨未不晴、弥々長くふり候而ハ、稲損し可申、五分ニも不相成様ニ而ハ、又々さわき可申候事、誠ニ末不安心、過ル十日八十方く札式百十日也、前之嵐ニ而先ツ究り候へ共、十五日白露也、霜者心支也、

一紅花之義、南部花上花也、追々引上、此間商売、一の関ニ而五十八両迄売、追々入替々々、客人有之、誠ニ珍敷、大案外之景氣、高直、南仙三日計り之間ニ百五十駄程、五十両より六十両迄ニて売仕舞、京近国并江戸近国駄不足、品あしく、依而一同ニ買人参り如此、最上も例年より荷不足、七百駄位、漸々是又高直に相成候よし、併何時も可様ニ高直ニ而ハ、上方為登無覺速候事、

糸之儀、是も先達而より追々買人多く、御城下并伊達衆、此節中生式百匁位、津谷之町百八拾匁ニ売、氣仙沼、一の関も式百匁位ニ相成候、是も京都之書状ニハ、今年ハ買方御見合可被成候、何分含無之趣、買留申来候、大ニ行違、不分り、伊達衆之含也、今年ハ同所不作、尤柳川蚕（桑川）、既一宇焼種迄焼ル、信州・上州不作之由相聞へ申候、

又、当年秋江戸將軍様御上落有之候由之含専ら也、真綿五千貫めとか、七千貫目とか御入用在之由、

当地、先達而より追々式ツ、大まゆ并真綿買人多く、入替々々下り買方、追々景氣、六月地元之買出大三升五分位、三・四分迄之買、七月より大式升八分、七分より四・五分、三分迄、此間之取引大式升壹・式分迄、珍敷高直、口糸分ニ五百匁四八迄、真綿ハ上四百目より追々三八、三五位迄、中・下四百匁より四百五十匁、誠ニ珍敷利潤、右ニ準し揚り、まゆ口糸迄高直、糸も式八より三百匁上り、相応之利潤也、

当夏ハ大ニ物々引上、利潤有之候事、

先年も、凶年後商内一花在之候由ニ相聞へ、いつれ上り下り、可様之事、前後ニ在之候事、追年心見可申事、

上方ハ、春より夏中照勝と申参候、依而花も照花ニ出来候由、其後作合之事未不申参候、

十三日日和ニ相成候、

一米 貳斗

糯 壹斗八升位

一麦ハ壹分、三分位

一錢 壹貫五百六十文

夏閏月之在年ハ、早き稲種蒔候物ニ相聞へ申候、

至而出不足、小麦抔当分麦共ニ売人無之候、

先日之嵐ニ而、莫之痛不申所有之、不同、いつれ半作位之様子、北方ハ多く、不当之由、

十四日日和、朝甚冷、露、
十五日日和、朝冷氣、

過ル七日大嵐ニ而

御城下大洪水、騒動之次第追々注進、左ニ

六日風雨、最上御境より八幡堂之奥所之山抜、同夜より七日大嵐、四ツ昼九ツ頃誠ニ大洪水、大橋危く相成、土俵触、大町壺・式丁目早く翔付、五十・六十俵ニ而積重候ニ付、漸々其場四五間残り、大橋落ル、追々欠付候分ハ間ニ合不申、尤俄大水ニ相成、橋近辺江不寄、大工橋落流れ、片倉様御屋敷之石垣、水澤様御屋石垣(マ)、大橋本両方崩流、中の嶋御味噌蔵水押破れ、此辺川筋通り御小人町一字流、人死多シ、吹抜御門御酒屋辺一字水揚、此騒動、御城江之御役人様方、安房様前より遠矢文ニ而御双方御通用、流人御助ケ御制道早打候へ共、誠ニ大水ニ而、流人・死人多シ、此川下追廻シより御玉屋(御堂屋)下家々不残俄ニ流れ、家々より逃出流多し、長町川向ひ拾軒程流、五軒茶屋流れ、町内家之内へ一字砂押込、人死多し、此川筋此所迄家之六・七百軒流候由、■死人四百余人流死ス、八日之御調、右之外死

人・流家可有之候、且又御小人多く死ス候へとも、身上ニ抱り、申出遠慮相聞へ候事、追々睨と御調可相成候、誠ニ大変成事、其外町々川原町第一番、家も蔵も一宇流候所在之、又夫より大町辺、水店江上り、二階江一宇取仕舞揚、騒動、町小路大水、辻辺水腰切、店々水揚、大騒動、国分町是茂同様、北手より水押、一統店・家々江水揚、一統二階江上ル、八日引水、九日一統ニ水かい方、二日町・北鍛冶町ハ水薄く、大町五丁目是も少し薄く、南町大水かふり、前代未聞之大変水、誠ニ無申計事候也、依之御城下御役柄向御役付御上下騒動之事、町家大家より夫々施し相出候由、此雨最上江不降候由、御城下近在多シ、海道大崎大水三本木揚り迄大水、古川より中通り大ニ薄く相聞へ申候、今市之町中通り六・七軒流候事、大川原より向、少し薄く相聞へ、誠ニ咄より大変之事也、何年来暮候得者、世上変事参候物ニ相見得候事、

十六日朝冷、露、日和、

此節稲之花未相見へ候事、またく大事之時也、日和為続、霜無之様ニ祈居候事、

先達而中より、在方之者遠山江午房葉杯取ニ参候事、大根之作ハ、上作ニ相見へ候事、

昨日十五日、気仙沼船、銚子表当月三日出帆、無事昨日下着、相場書参候事、

一葉斤 百廿三十斤

刻 式百廿三拾玉より式百廿八十五

右直段ニ而少し損金物也、

一粕 此節近浜漁事有之、下落、式俵七・八分迄、

一米 八斗位

右之通申参候、過ル七日嵐ニ而ハ、如何ニ相成候哉、船ハ夏海沖通り故、無事ニ参り候、嵐前ニ出帆、嵐之様子不知候事、

此間気仙浜々鯉之漁在之候よし相聞へ候、

当地蓼、北方ハ思之外ニ嵐相当り不申候、去年物夏中より追々引下ケ、盆前下拾壹切より三兩位、夫より中三兩式分、買人不足、

一 氣仙沼米直段

壹斗八升

十七日日和 猿沢町三十軒余焼失致候

十八日日和

一米 式斗より式斗一升迄

一麦 壹切式分五り位

麦ハ、一昨・昨年之御拝借返納、昨年不納、今年之上納夏
中より被仰渡、追々納、依之直段下ケ不申候、尤当稲之
作、此迄ハ六分通りニも可參候へとも、川筋之大痛、所々
嵐痛ニ而、御国一統四分通り位ニ外相成間敷相咄候、当作
柄ハ、麦の納延納願相出候得共、御聞濟不相成候よしニ相
聞へ候、焼後ニ而甚以難義之事ニ候、

一 鯉漁、先達而より相応ニ在之候事、ふし七十・八十ふし位
之直段申来候事、

十八日之夜八ツ時頃、相応之大地震、壹度、

十九日日和、甚暖氣、同日暮より雨少々、同夜八ツ時頃過

又地震、廿日朝雲り、四ツ過快晴、此間七日より昨日迄日
和続き、昨・今日も稲追々花掛り候事、

廿日又曇り、北東風之氣在、

莫も余程之痛在之候故、十三切ニ而、古ハ不買候事、

生糸弥々買人強く、式百匁より百九十匁、

一米 式斗ニ成

閏七月十五日、十六日夜、如先七月盆之火をたき候事、十
五日計り休日、廿日之夜も火たく、塔所へも仏参いたし、
先七月七日出京都状參候、上方ハ一統上作ニ申參候、依而
諸商売追々可然由申来候事、

廿一日曇り、折々小雨、東北風、寒シ、

廿二日、昨夕より今日大嵐、先日之嵐より少々緩く、八ツ
よりはれ、西風ニ相成候、

廿三日日和、朝雨、式斗ニ而不足、

岩谷堂辺至而あしく、先達之両度嵐大ニ当り申候、いつれ
ニ三・四分之作ニ外相見へ不申候由相咄申候、諸品一花引
上、騒き可申様子、南部・秋田も追々不宜候由、当国方古
川辺も不宜候よし、追々諸品引立、又高下可仕候事、

廿四日日和、秋冷也、夜九ツ頃地震、廿五日晴曇り、廿四
日より廿六日迄室根山ニ而五穀成就之為御祈祷有之候事、
廿五日日和、八ツ雷勢、雨、則はれ上り、御祈祷之事甚延
引也、

一追々南之方承候所、諸作不宜容子、南方此間内惣毛書上相
成候所、式分五り之書上と申事ニ候、此辺も当分四・五分
ニも相見へ候得共、弥々不実、当分未夕青く、暁と不相成
候、段々見候所、嵐後ニ又嵐、両度之事故、其後ニ花掛候
分者実ニ不相成候事ニ相聞へ候、左候へハ、此辺も式分五
り、三分之作ニ外相成間敷か、追々取納ニ及ひ、取騒き可
申候、何レまよひ居候物ニ候間、追年必まよひ不申様、心
掛可申事、早き年ハよし、遅き年ハあしく、七月青田縦之
通也、今年も凶年同様ニ相成候事、併麦・大根者相応ニ相

成候間、一ツ安心、当年も此辺ニ而之上作者新沼村也、

一去年御賞シ被下置候御知行高名付帳、七月中被相渡候、手
前分升沢村畑計り多く、田ハ至而不足、惣金銘十三切也、
併豊凶なし、却而宜、本家之分ハ新沼村田代多く、新沼作
四郎地肝入ニ相頼、手前ハ升沢要害健蔵相頼候事、御知行
所受取方、手前ハ畑代故、不及其義ニ、本家ハ閏七月廿五
日受取ニ参り候、肝入衆并地主一統立合、昼めし・酒等、
外ニ土産物致候事、肝入衆へハ、先達而高名付帳戴き候節、
手前より金百疋、本家式百疋遣候事、誠ニ土地受取候迄、
不輕錢之入候事也、組拔之事ハ必ス無用之事ニ候へ共、ケ
様之年、献上穀ハ誠ニ結構成事ニ候間へとも、余慶之献上
金穀ハ致間敷、追年不作続ニ而、甚難義相成候、尤追々御
貸上并献上調達被仰渡、大ニ難義ニ相成、御知行も何ニも
不相成、追年御借上ニ而被召上候事也、随分施しも致可申
事、組拔ハ却而迷惑ニ相成候事、

一涌津・金沢、式斗也追々米高直相成候ニ付、当作へ引合不申候、
依而廿六日より御披露之上、相場引上候事、

一米 壹斗八升

一濁酒 諸味貳拾文
並 拾文

先達而より追々此節花掛り、稻ハ実入不申候、節後レニ而、

花計也、

ノ

同日日和

今年ハ、南ニも大肝入退役式人程有之、

一大肝入白石東吉殿、大金下り相出、凌見詰無之哉、五月中

病氣、大ニさわき候事、源内殿当分仮役、七月より北方大

肝入今野市郎太夫殿兼帶相成候事、七月廿一ケ村肝入檢

断衆中寄合、吟味ニ相成候事承候、

御用金大凡六・七百兩、御郡中肝入・檢断三ヶ壺之金高相

出かし、四貫文以上之持高引受、年賦割合、其外親類中

所々割合、右之外地借方四・五百兩程在之由、諸道具等迄

見詰相立候由承候事、

何レ大肝入役ハ、何方ニもケ様之事多し、此以前北方も、

鳥畑之後小山氏、右之通り也、

銚子閨七月二日出相庭

嵐之前

一斤目蓂 百三四十斤

一刻 並・上貳百貳、三十より
下貳百七、八十五迄

一鰯粕 貳丸三・四分

一頭粕 貳丸七・八分

一鮪ふし 八十本より

一魚油 拾壺兩

一大ツ(大豆) 石五・六升

一米 八斗

ノ

廿七日終日雨、夜大雨

廿八日和

南通り米追々高直、涌津・金沢町迄、壹斗八升ニ相成候由、

狼川原壹斗六升相成候由、

石之卷、壹斗五・六升ニ引上候よし、

御城下ハ、嵐後之痛、其上不作ニ而、米穀并諸品高直ニ而、

甚難義之趣申来候、此節所々一統ニ騒ケ敷、追々米高直、

人氣あしく、又凶年之成行ニ相成候事、

廿八日市

一米 壹斗八升

出不足ニ付、南方へ呼米註文、壹斗六升ニ而もよしと

註文致候事、

一麦 壹歩式朱

一大豆 壹歩式分位

錢 壹貫五百六十文、不足

ノ

一鰹漁事此間無之候、ふし大上七十壹・式より八九十迄、

同廿八日

一の関之相場

一御藏米 式切六・七分

一市中米 式斗ニ而不足

一大麦 壹切四・五分

一小麦 壹切七・八分

一せに(錢) 壹貫六百元

ノ

一屋形様御事、御国元不作、并御城下大變ニ付、御公義江御

願之上ニ而、今年も又御下り被遊候由申来候事、一昨年御

下り、当春御登り被遊候処ニ、又御下向ニ相成候、御城下

者嵐後物々高直、誠ニ騒ケ敷、依之御藏御用米御払ニ相成

候所、町家へ計り御払、御家中江御払なし、御家中ハ御知

行所より為登候様被仰渡候御下知有之由相聞へ候事、町内

之大家より夫々金錢施行在之候事、一昨年之凶年より甚難

儀之よし、

一廿九日日和

当町、今夕も少し町ニ而火たき、

八月朔日晴曇り、

二日日和

一 今日、最上より飛脚到来候事、

過ル廿二日之嵐ニ而、北国紅花積船式艘難船、右積高紅花三百八拾七丸也、生糸四拾箇也、式品ニ而此金高八千兩也、難船、秋田船川と申所へ揚り、酒田積問屋へ註進在之、今日当方へ註進申来候、手前両家之仲間荷物十九丸也、難事ニ相成候、此外ニ紅花百八丸程積候舟壹艘難事、右難船場遣候者、此間相戻り候ニ付、酒田より八月廿三日出書状到来、北国も両度之嵐相当り候ニ付、凶作ニ相成、一統難義之由、市中米無之、御上御払米ニ而当分間ニ合候由申参候、

三日 市 曇り、夜雨、

一米 壹斗七升

一餅 壹斗六升

一むき(麦) 壹切六分式り、五、

歩ニ三斗式升

一小麦 壹切八分

市中不足ニ付、在々ニ而壹斗六升迄無心買致候事、

涌津、金沢町

壹斗九升

胡麻不作在之候、

かうす(楮)矢張り不宜、又少々少々引上候事

四日日和、冷氣、五日日和、朝五ツ頃地震、六日昨夕半より当日雨、七日 晴、日和、八日晴曇り、

同七日、居宅普請相立候事、

九日日和、十日日和、昼四ツ時両度地震、夜三度地震、

一岩谷堂米相庭

式斗壹・式升 不足

一京都閏七月十二日出書状来着、

米相庭 壹石ニ付七十五匁位

右者常之相庭也

閏七月七日之嵐、江戸辺ハ別而嚴敷義無之、さのミあれ不
申物ニ相見へ申候、遠州者嵐相応之痛、海辺船等之難事多
く申来候、

江戸表、酒直段三割も引上候よし申参候事、

当地古糞引ノ候事、

下形十五切位迄、蔵元、

今朝ハ此辺も場ニより霜か下り候所在之様子、是迄ふり不
申、大ニ宜敷、此間ハ生系取引も少々緩ミ、

京状ニハ、三取合式百十四・五匁ニ候ハ、引合可申之由
申来り候、京都引合相成不申候事、

紅花ハ、諸国大荷不足ニ付、追々能合申来候、

十一日日和、十二日・十三日・十四日日和、夜雨、十五
日・十六日・十七日日和、十八日日和、十九日雨、

八月ニ相成、日和続、尤霜も少しハ在之候へとも、見得候
程無之故、諸作大ニ相直り、稲も此間之日和ニ而、しみな

も半分実ニ相成候様子有、水ニ而米ニ成兼候分も堅まり、
何レ余程足りニ相成候唱ニ而、米穀追々緩候含、先達而ハ
氣仙沼ニ而壹斗五升、御城下表御払米、御蔵前ハ壹俵金式
歩、町中之内証ニ而金三步一朱位取引、町中在方より出来
一円無之、相場取引なし、御払米計り、

南仙糞損し候ニ付、此節東山物古糞望多く、俄ニ氣配引立
候事、当時北ノ下十八切より、曾慶・折壁十九切・五両位
ニ相成候事、

江戸・銚子辺ハ、当分不相替下直、百廿・三十斤、
下刻式百四・五十五、

一此節鰯漁相応ニ在之候、鰹漁ハ無之、ふしも不安候、

十八日当時市

一米 壹斗七升

一麦ハ壹切半位

一錢 壹貫五百三十文

至而不足

ノ

壹益

一酒 四拾文ニ而至而あしく

一もろミ 廿文

ノ 諸相場緩し

廿三日市

一米 古 壹斗八升

一同 新米 貳斗

少しツ、相出候事

一むき(麦) 壹切四分位

小手物

一新あつき 壹升四十五文

五拾文位

一辛子 引上候事

五兩位

粟之取納不同、半作も在、七分通りも在、

ノ

一生糸・真綿、此間ニ相成、望人無之、下落致候事、

廿四日上々日和、廿五日曇り、夜雨、廿六日曇り、南氣、

夜雨、明六ツ頃地震、廿七日日和、夜雨、

一御地頭様方御惣毛、先達而御見分在之候所、当村三分位之上納御見詰ニ相聞へ候事、麦まさ最中、

八月
廿八日市

一米 壹斗八升

一新 貳斗壹升

一小ツ 四十五文位

一古大ツ(大豆) 壹分一朱位

一錢 壹貫五百廿文

ノ

閏七月七日之大嵐之義ハ、江戸近辺あれ不申候、上方もさのミ嵐無之哉、不申参候、

江戸相庭

一上方米 六斗八升より七斗位

一近国米 七斗四・五升

一 小ツ 七斗

メ

廿八日より十方暮、此間日和、はれ、曇り、折々雨、此間之不天氣ニ而、麦之まき付究り不申候事、一の関辺米式斗壹・貳升、追々下直之方、新三斗位之含之由、此辺も追々緩ミ可申哉、一の関辺ハ此辺より宜敷相聞へ候事、

九月朔日、御代官様・御役人様中、黄海より今日当所へ御廻村、此所御延引ニ相成候、六日御通り、新御代官様御老人也、大内与左衛門様伊澤郡兼帯、仮大肝入白石三津蔵殿也、是ハ東吉殿御子息、仮役被仰付候事、未夕十六・七之年、

九月三日

一米 壹斗七升

不足ニ而壹升方引上ル

元来去年物計りニ而、元不足、尤新米出盛迄ハ日数も在之、下ケ不申候事、却而引上候事、

昨年九月三日夜焼失一周忌ニ付、於明光院ニ町内無難之御祈祷、昨二日より四ヶ院寄合相行ひ候事、

九月八日

脇々共ニ少々ツ、引上候由

一米 壹斗七升

一 麦 壹歩四分位

下川物式分五リ

白壹斗八九升

一 大豆 新壹切式分位

古も有之追々下る

一 小麦 市中無之

下川桜場ニ而式切位ニ

漸々[㊦]ニ而買入候事

九日曇り、小雨、又風、昨夕大原一市町三十六軒焼失いたし候事、

同夜両度地震、十一日朝大霜、甚寒し、ちらく小雨、はれ、日和ニ相成候事、十三日出米不足、一統不足、追々引候様子、夜地震、

十八日市、此間日和続

一古米 壹斗六升

新米 出不申候、十月末ニも不相成内ハ、余慶引下ニ不相成様子、

一麦 白壹斗八・九升

壹歩三分位より四分位

一小麦 貳切位

一大豆 新壹切三分位

一小^(小豆)ツ 壹升五十文位

一大根ハ相応之作

一新萁 釘子辺

色物十八、九切

一此間浜不漁、

廿三日 相場同断

糯米 壹斗五升

江戸表九月五日出

一兩ニ米六斗八升位

御近国も作不宜、夏より追々引メ、如此、

仙台より江戸迄道中

大凡歩ニ壹斗六、七升

上方も追々引メ、中米ニ而壹石九拾匁ニ相成候よし申来候事、

紅花ハ相応之様子、奥仙花六十四・五兩位之見当、生糸ハ

大ニ不印、買留之事、秋中之取引余り高直故、京より問屋

中江戸へ相下り、伊達衆江註文金

相戻候様もめ合ニ相成候事、糸下落、

一氣仙沼も又々引メ、当地壹斗四升、新壹斗六升

廿八日市

一古 壹斗六升

一新 壹斗九升

一大豆 壹歩壹朱也

一白麦 壹斗八升

一から麦 壹歩貳三分より半迄

一大こん 壹本三文位

一餅米 壹斗五升

メ

十月朔日

苜上り餅、同廿九日夜計り相用候事、廻し餅不致候事、

此節大こんつみ一字相究候事、思之外上大根ニハ無之候事、大根ハ、昨年より沢山ニ取候へとも、売物不安候、米高直故、都而之物不安候事、

引続米高直ニ而一統難義、殊ニ困窮者甚難洪之事ニ而、世上騒敷可相成候へとも、凶年より事ニなれ候故か、騒き不申候、取続き候事、

当月末ニ相成候ハ、引下ケ可申様子、江戸表ハ追々冬中ハ引メ、高直ニ可相成様子、此節先達而より拔石役人引切らず翔行、右ニ而米参り不申候、引下兼候事、

十月八日

一 壹斗七升

一新 貳斗

一大豆 壹切壹朱

ノ

当分何方共ニ高直、引下ケ不申候、

同九日新宅江移り候事、

店者未夕出来兼、内計り、

十三日市

一米相庭同断、

拔石御役人七日町ニ而ひつしと滞留、嚴敷、米穀駄送り成兼、甚迷惑ニて、何分出米無之、高直、

一の関より前澤之方、此辺より作も宜、此節ニ相成、追々出米沢山、下直ニ相成候、

此節一の関相場

新米貳斗五・六升

御城下より石之卷下海道筋ハ高直、中海道も高直、

岩手山 貳斗七升

古川 貳斗八升

石之卷 貳斗より前後

北之方ハ下直

南之方ハ高直

当冬ハ早ク雪ふり可申と相咄居候所、未深雪ふり不申候、先達而ちらく雪有之候ま、其後無之候、

一 御城下表江御貸上金被仰付候由相聞候事、睨と印数未夕不申参候、気仙沼へも被仰付候よし、追々当所へも参り可申哉、

十月十五日夜四ツ頃地震、六月廿五日已来之大地震也、先達而中折々ゆり、

御城下表清酒屋、当十五日迄之売留被仰渡候事、当新酒より造り方之義、御用御酒屋之外、一切造り方被相留候段御触之事、酒屋ハ無渡世被相成、大ニ々々困り候事、同十六日、在々共ニ清酒造り方御停止之御触相廻り候事、濁酒壺町ニ壺軒造り方被仰渡候事、

九月廿五日京都出^(八)之書状相下り候、諸相庭

一米壺石ニ付 銀九拾匁位

一奥紅花 六拾四五両

一生糸下落 四十八両
二本松上物

当地残糸余程残り有之、当分買人休ミ候事、

江戸表十月五日出^(泉屋)書状

一米 五斗八升 追々引メ

一 蕨仙台葉望多し、一向ニ登り不申候故、

一百五斤より百十五斤位迄

一刻ハ望人少し

此節江戸近国麻不作、望人多く、高直申参候、

大坂佐野屋書状入

上方も麻不作之由、

西国之蕨も不作之由申参候事、併当国方も引続高直故、引合ニ相成不申候事、

当分

^(小梨)小なし・折壁・奥玉辺、新十式・三切、北ニ而七八貫匁之

取引ニ候、

一此度江戸表ニ而、百文錢御鑄方相成、過ル十月十八日江戸泉屋より壹文相下り申候、余慶相出不申候

〈天保□通宝〉



裏当百と有之候
唐金と相見へ候事

江戸表十月七日より遣出ス、結構成錢ニ相見得候事、鉄之小せんも御鑄出し相成候様子相聞候事、近年金銀御鑄替数々相出候ニ付、下々難義致候事、尤にセハ度々、通用ハ大ニ六ヶ敷、困り候事也、
一体ハ近年錢不足に候へ共、壹朱等有之、間ニ合居候事故、余慶高く相成不申候、

一御城下ハ、菓子屋迄上菓子被相留候事、

一江戸表ニ而並鉄せん御鑄方相成候由相聞へ候、

十月廿八日

一新 式斗壹升五合

一小豆 壹升

六拾文迄

一小麦 金式歩位

一大豆 壹分壹朱

百文位

一錢 壹貫五百文

此間緩氣、日和、

一御貸上金、当地へも去年之通貸上候様被仰渡、御受之事、昨年之通ニ而思之外軽く相成候事、

一莧、古物不足ニ而弥々高く、中廿四切位、下五兩壹分位、

新、薄葉ニて、出来不宜、併貫メニより不申候年柄ニ而、荷高も余程不足、不安候、併為登商人未夕買出も不申候、尤九貫め以上ニも無之候而ハ、引合不申候、見合居候事、

当地 中拾四・五切より

下ノ上拾式・三切、

是ハ色もの也

次拾切位売立候

此間之上方状、西国并江戸近国も、貫メ上り不申候、矢張不作之由ニ申參候九貫めニも上り候ハ、皆々買氣也、

当地も春ニ相成候ハ、引立可申哉、含も有之候事、

廿八日之夜、保呂羽壺軒焼失、馬等焼死いたし候、

一御城下相庭

一玄米式斗三升

石之卷ニ而式斗位

兩所高直、

十一月朔日、清酒屋者桶之たか三通り者切捨り被成置、御印符相成候様被仰渡候事、濁酒之義ハ、壺町壺軒ニ先日被仰渡候へとも、一昨年の様表向計リニ而、兼而より余慶所々造り方隠シ売候故、此度嚴重ニ被仰渡候、甚八方壺軒造り方、外ニ造り売方致候者在之候ハ、見咎メ、科料召上、造り方御免之者へ被下置候御下知、隠売致候者在之候而も、

咎め不申候、外役人より見咎め、吟味相成候ハ、御免酒屋共ニ御吟味之上、科料召上、御免酒屋共ニ被相留候訳ニ候間、嚴重造り方被相留候段被仰渡候事、

十一月二日夜大雪、近年ニ無之大雪也、式尺余、三日冬至ニ相成候事、

一米 式斗壺升五合

一大豆 壺切三分位

一からし 廿五切

ノ

三日夜、又相心之雪

先達而中錫漁有之、此節兩ニ千枚位取引、

米も、南ハ最早又上ケめニ相成候よし相咄申候、

大豆、一の関様御名ニ而下ケ不申候、弥々引ノ候事、

一御代官様御相場米

金式拾五切と申事ニ候

一の関様方廿五切九分

一 莫之義、本吉郡南方今年之莫不足ニ而、南方□□追々参り、望取申候、依之弥々不安取引ニ相成候事、尤荷方□□之年柄、追々引□□申候様子、此間甚嚴重ニ相成候事、

八日市先市之通

一向ニ緩ミ無之、折々雪ニ而、寒氣甚敷事、南之方共ニ式・三尺之雪、

十三日市

上式斗
一米 式斗式升より

式升五合

一大豆 此節一の関様御石ニ而弥々高直、壱切半ニ而不足、

一（楮）かうす 今年も不作ニ而高直、料紙類去年之通高直、

一小麦 式歩

一御城下

一米 古壺斗八升

新式斗式升

一大豆 古三斗五升

新三斗

右ハ、秋中殊之外高直、追々相出、此節下落、沢山ニ相出候事、

大橋仮御掛方相成候事、

当百文錢通用御触被相出候事、

一 増田菊之助様御事、持来御身代三拾四・五貫之由之所、御役御目附ニ而、当年御（小姓）小性より同頭江相出られ、追々御加

増、此間ニ御奉行御役ニ被為成候事、珍敷御立身之事、

当時 御若殿様被為在、定三郎様（藤三郎）と申上候事、当春より

江戸表御上符（上府）、当時六奉行、

氣仙沼鶴丸

十月八日時雨ニ而、平潟沖ニ而下り之節、難ニ逢、荷打柱切候よし、

十一月十四日夜大ニ暖氣、雪、（みぞれ）ミぞれニ相成、追々雨、

十五日快晴、暖氣、

十八日、当日寒ニ入

一米 式斗壺・式升

一大豆 壺切三分・四分

最早下落ニ相見へ申候

米も酒屋之買置物追々相出候、近々下落可仕様子、

薄衣受石廿四切位

此間又大ニ嚴寒、夜ニ雪道中筋大雪、四・五尺程ニ相成候

故、通用留多シ、

近年ニ覺無之大雪也、

十式・三年已來也、

廿八日市

一米 上式斗式・三升より四・五升迄

一（楮）かうす高直

紙六百匁、去冬之通、

一莫北方下蔵入物

上拾切上り

小葉入

下九貫匁

右ハ

中七貫匁

利口之買入也

釘子・小なし五兩位より、千厩・熊田倉辺廿五切位迄、昨年より三ツ壺之不足見詰、所々買人參り引上候事、此節ハあらく相片付、近村一円ニ無之候、北方も相片付申候、北ハ南方より下形之場ニ而、当分国方之遣ひ方望人不足故、買人不足、追々引メ可申様子、昨年ハ尤甲の年と申、先年之例シ在之、景氣相含申事、
小方之刻、式八入壺駄金五切半より六切迄、

京都十一月朔日出書状着、

米 上壺石ニ付百匁より九拾匁、追々緩ミ可申由、

江戸表 六斗四・五升

京都表綿高直

坂上三貫五百匁

京丹三貫式百匁

右ハ銀百匁ニ付之直段也

紅花ハ、此節下直追々糸共ニ 御上より御手入在之、下直

之売方、

紅花 上々六十九兩

六十五兩位より六十兩位

生糸細口望取候

当所之橋本手取上物

五十三兩 其外ハ五十壺兩式分位

五拾壺兩 五十兩位

ノ

江戸相庭

斤目百十五斤位

刻 式百廿三十五より

式百六七十迄

斤目より下直、不引合之事、

江戸表残下直ニ而、上方衆拾兩位之損金ニ申参候、

紅花も、最上衆跡買い損金と申来候事、

当地之残り糸

式百五・六匁位取引

最早残り相片付申候、

京・大坂、十月出火之次第申参候事、

大坂之焼失ハ、余程大也、

京者余慶ニ無之、尤^(落外)落外之焼也、

極月三日

当所追々米、相出候事、

先市之通

八日市

十三日市

一米 上式斗三升より五升迄

一大豆 追々下落

沢山相出、壺歩壺朱位迄

一小麦も壺切三朱位

一錢 壺貫五百文

ノ

一の関相庭式斗七・八升迄、

石之卷 式斗式升

南方ハ作もあしく、不安候、

十二月十八日

米穀追々相出候事、

石ノ巻より

江戸江為御登米、少し御積立在之よし、

一 酒方大ニ嚴敷御手入在之、手造り酒等迄嚴敷、所々御咎め在之候事、

一 御郡方御相場

米金拾八切五分

右者御郡方廻勤方御役人様、又御別段方御役人様等御廻村、不意ニ在々共ニ御翔行御改之事、

大豆十一切八分

右者御患ニ而、如此御取立ニ相成候よし相聞へ申候事、

醬油造り方も御差留相成候事、誠ニ是迄先年より無之嚴敷候事、

御地頭様方

米式拾五切

大豆十六切五分

右之通、御郡御相庭不相立候、所々御取立御首尾被仰渡、百姓方より御願申上候様相談有之候事、

莫も追々買人無之、当分引緩ミ、下落之姿ニ相成候、千厩より北方三千俵位之見詰ニ相聞へ申候所、小俵ニ而千俵位氣仙沼積出相成、当分式千四・五百俵も在之様子、刻も六切位之取引之所、此節五切半、五切三・四分ニ相成候事、

凶年より引続頼母子休ニ相成、大損金一字捨り候而ハ、手

廿三日市

前分手前杯ハ四百両も損ニ可相成候、追年心得可申事、

一米 上式斗三升

四升位

悪米ハ無之、能相出、沢山ニ候へとも、当分別而下落ニも

無之、夫々捌候事、

一大豆 買人なし

所々沢山相出候

一小麦同様

南方も大ニ下落ニ相成候事、

御城下も、此節沢山相出、下落之事、

御蔵米 古式歩式朱

市中米 式斗四・五升

錢 壹貫五百六十文

ノ 商内事不印

京都十一月廿二日出状着

紅花も少し引下ケめ

六十兩前後

糸 五拾兩位

紅花より気配少しよし

両品共ニ荷不足

一わたも高直 銀百匁ニ付三貫弍、三百匁

一米 白 九十四五匁より

玄 八拾匁

上方も、米穀追々下落申参候、

七十五匁

一百文錢、上方へも余慶登り不申候、通用錢ニ無之程と申参候、

御城下へも稀ニ候也、

余慶相出候事ニも無之事ニ相聞へ申候、

一古金銀為登切替候様、役々江御触相廻り候事、

此節、銀壹朱計り多く相下り候事、

一江戸表五十集物、思之外下直、

粕類ハ高直

一西国苧不作ニ而、大坂荷不足ニ付、大ニ高直之由申来候事、

依之、買入之分為相登候手配之事、

一百斤ニ付

夏仕切八十五匁位 九十匁位

申参候 百匁迄

当地之新葉、八貫目位、七貫目迄買入為登候所、四・五月
着目切ニ而、徳用無之候、下直之時八宜、

一 近年道閑者并村々悪者共、在々町々悪行ニ付、御郡方廻勤
方御役人様被相廻、外ニ所メり役別而被相立、御制道嚴敷
被相糺候事、

極月押詰ニ相成候而も、浜方不漁、生肴不足、塩物高直、
不足ニ候得共、追々相出候事、

廿八日市、相応ニ相立候事、

脇々ハ不盛り也、

米沢山ニ相出候得共、相捌ケ、残石無之候事、

上米 式斗式升より四・五升迄

手前店之売立、八両式歩位、

廿九日、米穀一向無之候、

過ル廿七日夜、皆川屋市兵衛殿急死致候ニ付、近親類中門
松并正月義式七日延ル

正月五日より

一 御家中御役人様方へ御年始物、御目附様方へハ遣ひ不申候
候事、

一 料紙壹速 扇子壹本ツ、

百七・八十文 卅文

式百文位

御役人様五軒分

仲間九人

百拾文ツ、

面附覚

はし本 舎 ① 手前

検断殿 地肝入殿 及川

皆長殿 本家 高惣

末保木^(マモ)丙申正月用丙元由[■]■[■]静也

店方売立相調候所、未の正月四日より申正月三日迄之惣調
金、五百七両壹歩也、売立相入候分ニ在之候事、先年より

無之金高売候事、右ハ大工道具金物売候故かと存候、金物類ハ一昨冬より売初、前々ハ上景氣ニ而四百五十兩位売金納ル、凶年ニハ三百八拾兩程ニ相成、外三十兩程捨り、

巳年之凶作位ニ而者、思之外心安し、人も不死候而、小錢之廻り追々在之物ニ候、是ニ而不濟物と見得候間、必油断ならず、何時も用心無之候而者不成物と知へし、凶年之心掛備之事、豊年之時分必々心掛置へし、（種）米、ひへ、かて之類、みそ、長くハ糶不入よし、

一凶年之例（説）し様々在之候、三月頃天日の赤色成者、必あしく心掛へし、土用中冷氣なる者、決し而あしく、早備ひ立へし、

一凶作者、壹年ニ而不濟、引続一兩年、弐、三年之内ニ又在へし、最初軽く候ハ、跡必強く参候よし古語ニ在之候、先巳年ハ久し而軽く、午年吉、未ニあしく、申年大ニ強く、大凶作ニ成、人多く死ス、

天保七丙申正月元日 静也

正月三日市

替義無之、肴類一円無之候事、

同六日夜雪、七日朝雪、昼はれ、又暮雨、去極月より雪・

雨一向無之、冬至中之大雪、夫より寒氣強ク、きへ不申候、残り居、此間暖氣、漸々雪・みぞれ、少々雨ニ相成候事、今日大ぬぬかり申候、

八日市、相場替義無之、米もちらく相出、売候事、

大ニ暖氣、雪とけ、大ぬかり、昨夕より九日雪、又折々雪

ニ而寒し、正月中相替候義無之候、

昨年・一昨年之御借物米麦、去秋より返納被仰渡、麦者七月・八月御取立相納候事、甚難義、高直ニ而買納致候者、迷惑致候事、又拝借致候米、去冬より正月迄掛り相納候事、

二月、北方凶年ニ昨年御借上相成候初、玄米ニ而返シ被下、薄

衣御蔵ニ而被相渡候先以半分、四合引之割ニ而返し被下候事、

右者献上人之外也、

一押詰より春ニ相成、追々米下直ニ相成、一統静ニ相成候事、

一石之卷ニ而、四・五艘之御積立、此節明川ニ相成、御下し

方相成候事、

大豆、去冬より追々下落、此節ニ相成、売歩、三分ニ而も

買人なし、御上様ニ而御買上被下候由風聞致候、未事定無之候、薄衣町石師中ハ大損金也、御買上無之、

石之卷

一京・大坂、極月ニ相成、追々諸国より米穀相出、下落、

白米 壺石ニ而

九拾匁位より八拾匁

江戸表も下落

七斗位

七斗五・六升

一京都糸之氣配宜、春景氣之含申參候、清水川口、尤出羽・

奥州糸之頭也、九貫百五拾匁造り、壺箇ニ而五十八・九兩、

上者六拾兩位ニ申參候、夫より並上五十式・三兩、五十兩、

五十五・六兩申參候、当地残り糸九貫匁造りニ而、四十六

兩式分、四十七兩式分迄ニて売申候事、近年ニ無之景氣、

紅花者下落之事、

六拾兩より五十兩前後

去冬出し状

一萁、西国物不足ニ付、大坂追々高直、

百斤ニ付銀百匁位申參候、

江戸表、一向品切ニ相成候間、当地高直ニ而も為登可申由

追々申參候、依而、手前買入、(久)之仲間買、

五々入千三百俵程 刻百拾箱程為登、二月二日迄俵之扱、

氣仙沼・石之卷兩所へ相出候事、

式八入刻五切三朱位

此買直段、中下押込ニ而、三兩位、十一切半、去冬買ハ拾

切ニ上り申候、

当地も、去冬之含ニ而ハ、正月頃より引立可申と存候所、

去冬商人中無油斷買入候故、一統ニ持合、御城下も一向ニ

不売、依而此節別ニ買人無之故、手前ニ而買入候計り、外

買人なし、至而靜之事ニ候、北、下形ハ余慶無之候へとも、

中形思之外余慶ニ相聞へ申候事、当春中・夏作之様子次第、

引上可申や、

二月ニ相成、米穀當時随分浜方へ引ケ申候、南よりも少し

ツ、參候事、直段すわり申候、

二月朔日より日(彼岸)ニ相成、同六日、当日杯ハ甚春暖、大

春ニ相成候事、此間ニ相成、少々引上、

同八日市

一米 式斗壺升より式・三升

一大豆 大下落

何分買人なし

十式切位之舍

薄衣町石師一統大損金

一小豆 五斗入

壹分三朱位

つりめ也

一南方、此間ニ相成、追々引上候様子、薄衣・黄海両口共ニ御役人嚴敷候事、

十三日市

一米 式斗壹、式升

少し引メ

一錢 壹貫五百四五十文

外者六・七十文迄下ル

石之巻も

式斗式、三升

錢 壹貫五百文、廿文迄

御積立追々被仰渡、七月迄ニ廿艘程御積立相成候よし、此

節最中、

一此間一向ニ雨無之、麦も少々赤く相成、六ヶ敷候所、一昨夕大ニ雨ふり、甚宜敷、

一濁酒嚴敷候処ニ、手造（酒力）御免、昨日御触廻り候事、

右ハ農事之節ニ相成、働き酒御免之趣被仰渡候事、遊興之酒不相成候由、

三（味噌）噌糍御免、

科人余慶ニ相成候ニ付、御免ニ相成候由相聞へ申事、

一（楮）かうす、二月ニ相成大ニ相出、下落致候、

料紙三割方引下ル

莫も、去冬之様子ニ而者、此節頃ハ引上可申、一統商人中買入候所、一向ニ引上不申候、不売、買人無之、当分引上候様子相見へ不申候、

二月十五日暖氣ニ而、昨夜より当日大雨、暮にはれ、夜大風ニ相成、十六日朝雪、大ニ寒し、はれ、風ニ相成、寒し、

十七日日和、暖氣、

十八日市、日和、暖氣、

一米式斗壺・式升

十九日四ツより風寒く相成、

廿日雪大しけ、廿一日風寒、あられ、

一 黄海みとの沢ニ而脱石、宿へ夜中ニ押込れ、宿之者式人并

家内繩かけられ、五拾駄已上御始末ニ相成、被相糺、日形

之者四人相出、七人之咎人相成、三・四人出本(出奔)いたし、大

騒動也、内濟ニ相成候由相聞候事、

二月十五日出江戸状相下り候、

米六斗五升位申参候

糞も、去冬之様子と者大ニ行違、下直之由申来候、

百廿斤位 刻式百五・六十

五十集物下直、

大坂も糞直段右同様、百斤ニ付八・九十匁ニ落候よし申来候、

糸ハ随分上景氣、

二月廿八日市

一米 式斗壺升位より式升迄

一生大根 式文位

一錢 壺貫五百六十文

至而余慶ニ相成候

当地糞、去冬之様子とハ行違、買人なし、商人一統持合不

捌、南方も百姓方困窮ニ相成、糞も至而儉約ニ而、格別用

ひ不足、

御城下・石之卷共ニ、不捌ニ而下落之事、

御城下も在々も、引続誠ニ不景氣事也、

正月中、御城下へ相応之御用金被仰付候事、

三月朔日

屋形様より此度

公方様江御献上罷成候、

石之卷居内石、(備註)長サ三間半、幅三尺、厚サ式尺角之大石、

此度船々江為御積登相成候事、

一石之卷之義、近年引続不作ニ付、為御登石并御国産雜穀物

并商荷莫等、出荷不相成、御国方第一之難儀、難渋ニ相成候事、依之

屋形様より 御公義様へ、先年天明年中之如く鑄錢御吹方

御願被成置候由、石之卷之咄也、

一近年引続不作并ニ相続き、御金支等被為在候ニ付、御上様

も御台所方御困窮ニ被為成候ニ付、段々御台所方金主御吟

味、此度大坂米屋とやら御取組相成候ニ付、外屋平右衛門是迄之御宝札、

近々御引替相成候由、薄々相咄候事、依皆々用心致候、天

明年中ニ八大ニ損金、捨リニ相成候、依而如此、

三月二日市

米 式斗一升位

脱石方御制道嚴敷、米も不出ニ相成候事、

一錢 壹貫五百六十文

下落沢山

三月三日

当御居館へ御礼之事、

御役人様方へ御進物之事、

上料紙(二束)壹速ツ、五軒也、

此割合百文ツ、

か、や 皆長 卅

舎 ⑨ 高橋

檢断殿 皆清 地肝入殿 ⑩

本家

メ拾人

一当時追々銭沢山売不申候、弥々下落可仕候、昨年并一昨年

凶年之頃、殊之外銭引上、不足、壹貫三百五十文位迄、此

節下落、誠ニ世ノ中ハわからぬ物ニ申候、弥々当年中鑄錢

御吹方相成候而ハ、下落可仕候、左候ハ、店商売六ヶ敷可相成候事、先年も角七ん御吹出ニ而、錢高直之所、大下落いたし、商人大ニ痛候由、

南部様御領内、札相出、数々在之候由、錢札也、壹貫文札并五百札、百文札、廿四文之札まで被相出候由相聞候事、

一此節料紙類下落ニ相成候、かうす^格在高より割合下落也、是ハ一昨年より高直ニ而、用ひ至而不足、売不申候故下落、昨年買入より正・二月之買にて、大ニ損金相成候事、

莫も一向売不申候、是も下落、買人なし、

三月四日雨より相応之雪、五日日和、山々雪不消、寒し、

種者三日ニ上ル

一醬油方、室御印符明被下候御首尾被仰渡、造り方御免相成候事、

三月八日

さし而替義無之候、一からしハ不足、高直、

此間折々地震、

同十三日

一米 式斗一升位

一壹貫五百三十文

一古金銀、切替所へ相出し切替候様、又々御触相廻候、

御城下并在々共ニ、当春ハ商ひ無之、至而不景氣之事也、

莫弥々下落、御城下・石之巻共ニ一向ニ不売候事也、

三月十六日、忠七親方下着、承り候所、仙台計り凶年之様ニ而、伊達より向、上方迄、道中筋常年之通り、替事無之候、他国ハ清酒も沢山、江戸表酒も安、一米 七斗前後

一酒ハ四斗入十駄十三兩位

二百文錢 江戸表并ニ上方共ニ通用ニハ一向ニ無之、

江戸室町二丁目

高嶋佐兵衛殿店より、五文手前へ相下り申候、

両替屋へ節角相頼、漸々五文取替候由申来候、

右錢之義者、金銀も同様ニ而、見世先取扱并取引之間、店々

ニ而も盗取候ニも至^(不脱カ)而宜敷事故、右考ひ、追々御吟味相成、

御取納相成候物之由相聞、町中稀ニ外無之候よし、当国方

在々ニ者誠ニ無之、御城下通用之所より、見世錢相廻り候

義無之候事、

一江戸銚子為登莫、一向不売候ニ付、一字大坂積替、為登ニ

相成候事、不足ニ候へとも、一円不売、

二月相場百三十斤位

右直段ニ而、漸々元々少々損金ニ可相成候事、

江戸行・大坂行共ニ、当国方ハ船延引ニ而、景気状参候而

も間ニ合不申候、売りはつし候事也、

一此間氣候あしく、至而寒シ、十五日雨、みぞれ、雪少々ふ

り、甚寒し、十六日、同十七日朝大霜ふり、苗代一字しか^(シガ)
はり、こふり^(張り)申候、種蒔仕舞、五・六日と相成候事、

去秋酒造り方大留候節、か、や酒残酒書上候所、此度御払
御免被仰渡候所、三石何斗と申所也、右御払方之義、一軒
ニ五升ツ、御払相成候間、望人調書ニ而申出候様被仰渡、
町内御触ニ相成候事、

三月廿八日昼七ツ頃大地震、昨年六月之地震よりゆるし、
一度也、暮六ツニ相成、雨風ニ相成候事、

四月二日之夜雨風也

同三日市

一米 上 式斗

一もち 壹斗七升

一千かて 小壹升四十式文

四十文

一むき^(麦) 壹歩三朱位

一錢 壹貫五百八十文より

壹貫六百文

金銀にせ物多く、至而通用あしく、

大豆 壹切

式分、三分

三月十三日夜、江戸出火相成候由申来候事、

銀座丁より尾張丁新橋迄

八丁程

当年之曆之表、巳年之曆ニ違無之由、正月中相咄候人在之候、尤節々之四季、壹日二日位之違也

四月十日、昨夜大雨、当日大風也、青だならいと申、先年も咄在之候事、節不相当之風也、此節麦出ほ最中^(出穂)也、甚不^(ママ)宜、丈のひ候麦ハ一字吹たおれ申候、痛ニ可相成候、今年も麦上作無^(ママ)覺速、

昨日より今朝甚寒く相成候事、十一日昼過より少し暖候

処、過ル四日も大風也、今年ハ二月ニ相成、折々大風、変

嵐參候年から也、

先日中鮪相応ニ參候所、十日大風ニ而、大網浪ニ取られ、

浜々網一円無之、しひ一向取れ不申候事、

山之木の葉大ニもまれ、かり敷不宜候由、

苗者最初生立不宜様子ニ相咄候所、此間大ニ生長いたし、

直り候事、

十八日市

一米 式斗

一むき 金壹歩壹朱

一小豆 壹升六拾文

一千かて 四十文位

一せに 壹貫五百八十文

壹貫六百文迄

一脱石方、三月中之沙太、内濟金片ニ相成候故、取都不宜候
哉、此間ニ相成、至而緩く、通用宜相成候事、

十七日夜、十八日夜、十九日朝大雨ニて水沢山、四月廿六
日、昨日より大雨、町方田植最中、廿七日日和、当月雨勝
也、卅日八ツ雷勢

五月

五月朔日晴曇り、

苗不足ニて、節句頃迄田植、南方朔日頃より初、一統苗不
足、五月廿日頃迄植付相成候事、同月も引続き曇り、雨風
至而不氣候、廿五日迄当月之内三日計り外日和無之候、一
統又人氣あしく、米穀相出し不申候、米相庭引、甚冷
氣、

御城下ハ 式斗位

石之卷 壺斗九升

糯壺斗四升位

飯の川 式斗

大豆 十三切位

米谷 同断

当地ハ不高候 式斗也

錢 壺貫五百四・五十文

当地ハ壺貫五百八十文

五月三日

屋形様御下り、御道勢例年より三ヶ壺位よりも御人数不
足、

同廿六日、日和能、暑さニ相成、諸人安心之様子、

一御城下并国方一統、此節莫不売、然ルニ当年之莢、苗床ニ
而朽等相出、誠ニ不足、当年之莢作見詰無之由相咄候事、
右之含ニ而、北方此節莢持人売氣無之候、
当春中ハ、下ニ而三兩位、十壺切位、
此節売人なし、追々引、可申事、

一当年之蚕作、近年無之当り之由、伊達辺却而不上、弥々当
り之相聞へ申候事、桑下直、壺枚六切位より五切位之上

り、

上方も冷氣勝、雨天多く、不氣候、道中川支等度々申参候事、江戸表も米穀少し引ノ申候

四月より五月之間、能日和稀也、人氣あしく、不安心、店々商売無之、

御城下・石之巻、一統ニ誠ニ不景氣、石之巻も凶年後者一統作人ニ相成、田畑作り方大ニ流行いたし候、

五月廿五日より暖氣、晴、曇り、廿六日晴れ、曇り、廿七日大ニ快晴ニ相成、暑氣相催候事、稲ハ植付之俣ニ在之、引立不申候所、此日和、暑氣ニ相成候ハ、引立可申と、漸々此日和ニ而、少し安心之咄いたし候事、

当年不作ニ而ハ、一統ニ囲米無之、巳凶年よりも難義、死人可有之事、

一石之巻ニ而、鑄錢之御行可有之風唱在之候事、石之巻一統

難凌様子之事、

御城下ニ而、御屋敷様方へ、御台所方御用立候衆中、凶年より不返金ニ付、大ニ相痛、其上御用金ニ而難渋いたし候事、

南部御領ハ、札ニ而物々高下、大難義之事、

一当年之麦ハ、上作ニ相成候事、思之外後レ、雨天ニ而不宜候、

五月廿八日晴、曇り、

まゆ、四・五日前より相出候事、大壺升五・六分ニ売候由相聞へ申候、当春迄糸高直ニ付、まゆも不安直段ニ取引相初り候事、当秋ハ糸少々下直ニ可相成候事、

一江戸表莫之仕切

斤百十三斤売付

一刻 下式百八九十本より

中式百四・五・六十迄

去冬より春迄、七貫匁買ニ而、一向徳用無之候、漸々元ニ可相成候、

五月廿九日曇り、冷氣、小雨、

晦日曇り、冷氣、夜小雨、

六月朔日雨、大ニ冷氣、北東風、九ツはれ、大曇り、夜雨、

二日大ニ冷氣、八專ニ成、尤雨ふり、

三日快晴、風直り、少し暖氣、此間中々不天氣ニ而、諸人

又々凶年ニも可相成と心支、町々米穀不出也、是迄之氣候

誠ニあしく、豊作ニハ相成間敷、此節来ル六日土用ニ相成

候所、冷氣強ク、一統ニ冬之將速^(裝束)ニて、今日日和ニ相成候

而も、単物着致候人無之候、裕・綿入ニて諸人往来、八專

之三日め也、着いたし候、

一蚕之作、大ニ不同在之、此節余程残り、桑市相立居候、町

方ニも余程在之候、氣候之不同ニ而、早き遲き在之候得共、

違作、不足当り年也、

一此間まゆ売候所、昨年より当春中糸高直ニ売候故、まゆ直段大ニ高直也、春中之移リニ而如此、追々緩ミ可申や、式百四十匁位之揚リニ相聞へ申候、利潤無^(就束)覺速候、

三日市

一米 壹斗九升 致而不足
壹斗九升也

一白麦 式斗式升位

壹切三分

一千かて 小壹升

五・六十文

一^(麥)新むき上作ニ候へとも、未タかり方不致候、そろく

かり初候、惣毛よりハ痛ミ、朽・しゐな等可有之候

事、

当町も、壹斗八升ニもいたし候ハ、相出可申候、追々引メ、

石之卷壹斗八升、同所より御城下騒き候由相聞へ申候、直

段ハ同様、

氣仙沼 壹斗八升

古川町 式斗五升

入谷より浜方、東風、北風強ク、冷氣にて、蚕余程相痛候由申參候、未夕最中と申程之後レニ相成候、

六月四日、日和ニ相成候へ共、未夕冷氣也、五日晴曇り、六日同様、土用、少々風も相直り候へとも曇り、冷氣、裕・綿入、四月頃之身持也、此間朔日より八専中天氣尤不同、十日過ニ相成候而も此通りニ而者、騒き可申候、

一去冬御かし上候金子、過ル五日一統へ御返金被成下候事、御領内一統へ御返済之由、未夕御台所方御金主御取組出来不申由、

当町御貸上金高百拾壹兩、村拾九兩、都合百三拾兩也、一人數後二
昨年より兩度也、

昨年御城下大水ニ而、

御玉屋(堂屋下)下川通り流失之分、御小人組一統屋敷替相成候由、

一当三月下旬之頃、江戸珍事

肥前佐賀三十五万七千石
西国方鍋島様、江戸表より御国方へ御下り、川崎御昼ニな

將軍家

られ、御宿割候并ニ町中御宿札等在之候所ニ、一橋大納言様、大師川原辺へ御しのび御出ニ而、川崎へ為入、一橋様御通りニ候間、鍋嶋へ宿取替片付候様、向々御役人御断之所、右御宿之亭主、鍋嶋様御事、前々御宿割ニ付不相成訳、尤鍋嶋よりも御欠合ニ及候所、一橋様之御威勢ニ而、鍋嶋之宿札并幕等迄けちらし、乱ほふいたし候ニ付、鍋嶋方より向々一統ニ相出、既ニ珍事と相見へ候所、御家老より被相割取、鍋嶋家直ニ御出立、御家老江戸表御戻り、御同席御大名様中へ御会合、三拾万石以上之御大名様方へ御吟味之上、一橋様方へ御欠合等

御公義江 御訴ニ相成、御上下大混雜、大沙太(沙汰)ニ相聞へ候

事、一橋様大しくしりと相聞へ候事、中々御大名様御一統聞入不申候、六ヶ敷相咄候、鍋様方ハ、江戸御交代御免之御達御含と、とりくくの噂さ也、

七日曇り、はれ、

八日曇り、夜雨、

一米 壹斗九升より
至而不出也
壹斗八升迄

相続き不天氣、冷氣、人々色々と豊凶之咄也、人氣追々悪く、

狼川原町

米 壹斗七・八升ニ相成候、

古川町 貳斗四升ニ相成候よし、

麦も上作之所、長しけニ而ハ不宜、未夕青麦在之、至而不
同也、

蚕も追々後レ、此節迄ニ上り切不申候桑之商売在之候事、
是迄土用中迄余慶残り候事無之候、四月より五月ニ至り、
六月迄ニ都而之物大ニ曆より後レ候年ニ而、今年も不作可仕
相見へ申候、去年より当春之糸高直ニ而、矢張り当まゆ之
直段高直向不見之事也、伊達ハ上々作相聞候間、追々糸下
落、此辺ハ損金ニ相可成候、

六月十一日夜より雨、十二日朝迄雨ふり、此間轟と曇り

一米至而不足、一向ニ無之、町内小売米無之、壹斗八升ニ而
脇方へ引合不申候、壹斗七升之相庭、吟味在之候事、

狼川原 壹斗七升

千厩町 壹斗七・八升

十二日甲子、当日日和ニ不相成候而ハ、凶年ニ押付候杯と、
諸人当日ヲ待、精進致候事、又八十四日虎の日也、依而十
四日ニ上り可申杯と申、とりく相咄候事、

一昨日、千厩町出米^貳太外無之、小売方壹人ニ三升ツ、
金壹歩ニ壹斗七升直段配分相成候事

十二日、四ツ上り南風ニ相成、はれ、大ニ暑ニ相成、はれ、
曇り、人々少し心能よし、今日第一之日也、日和ニ相成候、
是より続候ハ、弥々安心可相成候、

氣仙沼町

米壹斗五升ニ相成、

買人壹軒ニ貳升ツ、割付、

十三日市、昨夜西南之風強し、時雨少し、十三日朝曇り、日和、暑シ、

一米 壺斗六升ニ相成候、

矢張り買人壺人ニ付式升ツ、之売方、

一千粒 小壺升 五・六十文

新麦日和無之、打方相出不申候、

白にて式斗位

且又日和ニ相成、暑く、尤まゆ高直ニ売候ニ付、金も相出

候故、当日日在々より人相出、町ハ相応ニ立、商内も四月

此方無之盛候事、

一十四日、昨夜より雨、今日終日之雨、東風ニ而甚冷氣也、

且先達而中より申子・丙寅之兩日、日和相成候へハ心支無

之由、人々待居候所、甲子ハ日和ニ相成、一安心いたし候

所、当日丙寅雨天ニ相成、人々大ニ力落シ申候、当分此近

辺稲之勢宜敷相見へ候間、日和ニさへ相成候へハ安心之事

ニ候へとも、又冷氣、雨天ニ相成候間、弥々今年之作無

覚速^(覚束)、大ニ心支ニ相成候へとも、尤畑物も麦ハ安心ニ相成

候へとも、粟杯ハ大ニ痛相出候様子、大豆もあしく相成候、

依之大根ヲ早々蒔候吟味也、尤四・五日前より蒔候者稀ニ相聞へ候、雜穀共ニ一統無之年也、当所者焼失之後ニ而、引続普請ニ而、穀物多分ニ用へ、物持衆中一統持合無之候、巳ノ凶年より甚心支、今日色々相談いたし候、当分職人遣ひ居候所、段々相返し、用心心掛ニ相成候事、

一赤坂へ五・六年先ニ備へ町内備穀残り有之候所、先達而組頭方へ割合渡致候事、右備之義も、錢之在者計り余慶相出、其上藏普請ニも金相出し、困窮者へかし杯いたし、夫々施し、節角セ話致、人之為計りニ而、却而用多、迷惑のミ、五・六十年先ニも右之備致候所、かし付之難渋、又ハ支配之人遣ひ込之と、故障計り相出、無用之由聞伝居候、御上より、社倉備と被仰渡候事也、

一南部ハ多札相出、廿四文札迄、其上夥敷御貸上被仰付候、誠ニ下々難義之由、見世店戸をしめ候由、両替相庭式手ニ相成、正金壺兩ニ拾式貫文也、小売物錢百文之物ハ、札ニ而式百五十文位之直段、

一当国方、御上様ニ而も、御公義より拾万両之御貸上申参候
由風噂也、近年御金入ニ而、此節ハ御金なし、御台所方も
末無之、又々不作等ニ相成候ハ、如何相成可申候や難計、
新札被相出候、古札御引替之由相聞へ候事、

一まゆも、跡下りニ相成候(模様)もよふ也、

十五日、昨夜より大雨、昼方はれ曇り、夜又小雨、

十六日小雨、はれ、曇り、

十七日同断、

十八日同断、同様、

一米 壺斗五・六升、至而不足、

一千かて 壺升五・六拾文

一濁酒 もろみ三拾文

此間願之上

一統凶年之心掛ニ相成候事、在方ハ先達而より山かて取方
日々相出候由、登米町杯壺斗七升、

今日十八日午の日ニ候間、天気快晴可仕与、今日迄頼ニ致
居候所ニ、不相替、弥々不気候、快晴不仕候、依而諸人力
落候事、何時日和ニ成候も不分候、

五月廿五日江戸出之書状ニ、矢張四月中旬より五月廿二日
迄不天氣之由申来候、何レ同様ニ相見へ候、併米相庭ハ引
上ケ不申候、

米 両ニ 上七斗壺式升より、下八斗位迄、

釣り合不分、下直ニ候事、

六月ニ相成候ハ、引メ可申候事、

未夕当月書状入不申候、

此間相応之出水

明十九日、雷様精進、町一統壺組切寄合可仕候事、廻文相
出テ候事、

当村ニ不限、近村一統精進十九日ニいたし候、当日より日
和ニ相成候、廿日も日和相成候故、一統安心之いたし候、
乍併未夕冷しく、今日飛脚入、御城下大ニやかましく、

折々御蔵米御払、

市中米 壹斗五升

御蔵物 内證ニ取引、三分式・三朱より壹両位迄、

店々商ひ一切無之由申来候、

江戸五月廿五日出入、矢張同様、不氣候ニ候へ共、当地よりハ少しよし、乍併麦上々作ニ取候故、追々下落之由、米も引下ケ申候、

両ニ七斗壹・式升

右ハ上方米上々也、

次 七斗四五升

下 八斗也

大豆 壹石式斗位

当地与ハ大ニ行違い候直段ニ而、恐入申候、併不景氣之趣申来候、追々此節ハ俄引上ケ可申候、

一最上之方同様冷氣ニ者候得とも、仙台より暑シ、せみも啼候よし申来候、

一紅花ハ、当地此節漸々出来候由、未取引ニハ不相成、最中之拵方、誠ニ都而後レ候年也、咲出し至而あしく、

過ル十五日、佐沼町ニ而米不足ニ而、式斗位之取引、一向ニ不盛也、古川も同直、

最上之相庭 三斗五升入壹貫
金壹分式朱也

下直也

一江戸表も弥高直ニ相成候よし、上方も不作之方相聞へ申候、上方糸之様子不宜由申参候、

廿一日晴曇り、廿二日曇り、昼九ツ頃地震、少々暑シ、過ル十八日中ふし也、早稲ハ少し相出候ニ付、十五日ニ天王様へ上り候よし相咄候所、一向咄し計り也、中々相出候様子ニ無之候、未夕若し、廿一日より麦打相初り候、

廿三日市

一米 壹斗五升

一干かて 壺升五十五文
尚食安し

千厩町 壺斗四升

一の関 壺斗六・七升

ノ

此間日和三相成候間、人氣少し緩ミ申候、七日町・日形・薄衣、其外脱石役人居不申候へハ、二日引下ケ可申容子ニ御座候へとも、御役人嚴敷、駄送相成兼候間、弥々不足、高直、

廿四日、凶年之献上、御知行初午年分、此度御物成金渡被下候ニ付、千厩御会所御代官様より御直々御渡し被下候事、

同日日和よし、廿五日曇り、

廿六日曇り、

麦打最中大ニ後レ、最初ハ上作ニ相見得候所、雨天続ニ而かり後レ、打後レ、七・八分通り之取納也、小麦あしく、

糞も畑ニ而くち、又ハ花か咲、又々あしく、大根専ら蒔付候事、先達中より暑さも能相成候へ共、暑氣と申暑さ無之、はれ、曇り、甚以無覺速、一統用心いたし居候事、併大ニ稻之模様宜相成候、早稻相出候よし相聞へ候事、

廿七日上日和也、

廿八日朝曇り、四ツ晴、上日和、当夏第一之大暑也、

一米 壺斗五升

一餅米 壺斗三升

当時不足、一兩日之日和ニ而ハ、諸作直り可申候、

廿九日日和、暑し、

七月朔日大雨、東風、又寒し、二日同様、三日はれ、曇り、又雨、四日日和、暑シ、暮東風、五日日和、曇り、暑し、大暑ニハ無之候へ共、相応之暑ニ相成候、

当分作毛、岩谷堂第一宜敷相見へ申候、水沢辺ハ些劣り

候、日和十日も候ハ、(晩編)おく出も相出可申様子ニ相成候、
山手・沢田通りハ、(覺來)稲ニ無覺速候、早稲ハ少しツ、余程所々相出候
事、

粟も、わせハ相出候事、

当年粟ハ一統不宜候、専らニそは・大根、一統植付候事、

苧あしく、水焼にて、当地去年物、北方ニ而十三切半位売

候事、追々引メ可申事、

大豆作毛直り申候

一の関より、前沢・水沢・岩谷堂迄、米壺斗八升直段ニ而、

壺斗六升・七升、当地ハ壺斗四升、

一の関ニ而麦壺切半位

一紅花ハ、式百駄も相出可申作毛ニ候所、東風ニ而咲くあし
く故つみ手無之、去年

位の太数、百廿駄位之見詰、此間売立候所、八百匁位より

初メ、則一兩日之内ニ七百匁、六百匁とセリ立申候、咲後

レ至而不同、干上り不申候内より、生物ニ而買立候、めつ

た買かん、併今年ハ京都近国至而不足、漸々五・六十駄、

江戸近国百四・五十駄、三ヶ壺位之荷高、最上ハ先年より

本場ニ而六・七百駄より不足之年無之、今年も千駄位、併

花之出来当国より不宜候由相聞候事、依而客人註文等有之、
めつた買ニ相成候、

此節、五十兩余之上リニ相成候、三十年已來ハ、五十兩之

買入ニ而ハ、京為登ニ而、何時も徳用無之候、依而少しハ買

入候へとも、買留いたし候事也、

生糸も思之外買人在之、式百拾匁、拾五匁、式百五匁位

迄、

過ル三日より十方くれ、六日曇り、少し昨夕雨、七日はれ

曇り、八日日和、九日曇り、十日はれ、曇り、十一日曇

り、九ツ晴也、

一紅花ハ、

弥々買人多ニ而、五拾五兩位ニ而、此間中近所一

宇ニも売候、珍敷景氣、他国客人一統買留居候へ共、仲買

衆不止事、後買進、他国客人衆中何分荷物ハほしき様子

也、水戸早場之辺、誠ニ至而荷不足と相聞へ申候、京御近

国も一向と申程無之、最上計り余慶之荷物相出候事、今年

八百駄位も出可申哉、当年ハ近年無之諸国(駄)太不足、

岩谷堂より昨日書状参候所、南部上々、六十兩位より六十
四・五兩迄引上候由申参候、依之惣休と相成候、

新蕘故目へり二而無徳也
一 大坂表四ツ橋小詰蕘間屋佐野屋弥三郎殿より、蕘仕切并書
状到来致候、

一斤目百斤ニ付

八拾八匁之売付

損し下物七十五匁也

四・五月より下落与申参候、

押込五々入壺俵

拾四匁五分位ニ当手取

江戸表より少し宜

同表も、四月・五月より六月迄、未不氣候ニ而、冷氣勝、

雨多くふり、人氣あしきよし、依之追々米引上候由申来
候、

先日京より大洪水之義申来候、京町家二階江上り候よし申
来候、上方も同様、不氣候ニ而、雨しけく候、冷氣難去候
由、人あしく、(氣脱カ)米壺石ニ付百五・六匁、買人多く、大坂堂

島三日程つふれ候よし申来候事、

江戸六月廿一日出、矢張不氣候ニ而、米相庭俄ニ、

一 上方米 兩ニ四斗六・七升

一 地廻り米 五斗位

一 大豆 九斗より壺石

一 小ツ(小豆) 八斗七・八升より九斗迄

一 大麦 石四斗より五・六斗

一 〇 六貫八百五十文

一 江戸・大坂・京共ニ騒き候、

江戸并上方共ニ、麦ハ上作申参候、

京都状ニ

加茂之明神様

(比叡山)
比い山兩所ニ而

御祈祷在之、翌日より兩日日和ニ相成、大慶仕候段申参
候、

西国ハ相応之作と申参候事、

先達而、御城下辺并南方へ、龍の毛ニも候哉と申白毛ふり候事、壹尺位、壹尺余も在之候、当地へ不得見、江戸辺迄、古も在之候、

一中手稲、余程稀ニ相出候由相咄候事、此容子ニ而ハ、盆中ニハ稲あらく相出可申、左候ハ、五・六分之作ニも可相成哉、頼母敷候、畑物大ニ見直し候、大根一統ニ蒔候所、此節先者大ニ長生いたし候所ニ、又むし付相成候、夫々制道いたし候事、

七月十一日、本日和ニ相成候、

当時町中

一米 壹斗四升

一大豆 壹升五拾文ツ、

一小豆 八拾文

一小麦ハ 金貳歩

同粉 壹升八拾文

一

ノ

一貳ツ掛まゆ、先達而中、大貳升貳三分迄引ノ取引、此節貳升五・六分、揚りまゆ六百五十匁位、引ノ候、

十二日七ツ頃雷勢在、雨少し、

一十方くれ、昨日迄ニ而過ル、

十三日市、日和、

一米 壹斗四升

外、替義無之、同様、

紅花弥々無緩、一の関辺五十五兩より五拾八兩貳分位迄引上、覚無之引上之所、最上より早打ニ而註進、余り高直ニ而、最上も七・八百太之見詰ニ候へとも、三ヶ壺も不買、当国も殊之外引上ニ相成、殊ニ京都より差留申来候事、京并五畿内大洪水ニ而、京都も川筋二階迄水揚、売内所ニ無之、大変之事ニ候間、早々罷登り候様申来、依之最上・仙台へ下り之衆、一字取仕舞、出立之事ニ相成、紅花買人壺

人も無之、半途ニ而、跡壳内留、大混雜、大不印ニ相成候、先売之衆中ハ相応之利、残り分ハ損金ニ相成候事、余り引上候故、如此、

くり綿も、上方共ニ不気候故、綿作あしく引上候所、又々洪水ニ而大痛之由、弥々高直ニ相成候事、

十三日市、相応ニ立候へとも、昨年より売内ハ無之候、

十四日曇り、晴、何レ氣候不同ニ而、暮ニ相成候へハ冷氣、朝も同様、朝より夕迄之暑氣無之候、何レよしと申とも不安心也、

七月 朝冷氣ニ而
十五日大暑也

早き所ハ、此節稻の出花余程相出候由、此所大第^(ママ)之場ニ相成候、

十六日日和、暑氣、夜より朝之内ハ少し冷氣也、夜暑し、十七日朝より暑し、はれ、曇り、折々小雨、日和暑し、前田稻者難出し、兩年ハ前田ハあしき土地也、打続近年外土地より不宜、米相出不申候、七月ニ相成、此間之日和ニ而、大豆・粟等大ニ直り申候、此節之暑氣ハ至而善く、此後嵐等無之、日和続候ハ、七・八分通り之作ニ可相成様子、乍去七月中旬之事ニ而、未稻出^(出穂)ほ半高も無之、未夕不安心之事ニ候、

七月十八日、昨夜より辰巳風、又雨、当日弥々大嵐ニ相成候、依之諸作物一統大痛ニ相成候、稻之義ハ半分も不相出、日和ニ相成、是より嵐等無之候ハ、五分ニも可相成か候へとも、余り節之後レ候事ニ而、無覚^(覺束)速候、当日つふれ日也、

諸相場ハ

一米 壹斗四・五升

一麦 壹切半位

売人なし

壹分三朱也

一小豆ツ 八拾文位

一大豆ツ 三斗位之割

一錢 壹貫五百六十文

同夜弥々風騒ク、併甚以暖氣也、所々破損多し、夥敷嵐ニ而、巳ノ凶年八月朔日、昨年閏七月七日之嵐、此度之嵐、何レ劣らぬ大嵐也、諸作物おしたほされ、稲ハ未相出多く不申候故、痛ミ無少相見へ申候、此後之様子宜候ハ、五分・六分ニ者可相成哉相咄候事、
一綿高直、御城下ニ而金九両、山形ニて九両ト拾匁と申事ニ候、花之白木綿六匁式分と申事ニ候、

十九日晴、曇り、折々雨、暑し

廿日曇り、さらく雨、少し冷氣也、廿一日曇り、冷氣、稲至而難出候、甚六ヶ敷様子、弥々冷氣ニ候ハ、不作ニ可相成、

狼川原町

一米 壹斗三升ニ相成候、

此間之嵐ハ、南方殊之外之大嵐、家々押ころひ候所多く相聞候、海道筋並木大木、途中おれ、根返しく之大破也、

式百十日、靜也
廿二日、四ツより日和ニ相成候、

江戸表も、盆前之様子ニ而も、米高直ニ相成、大ニ騒ケ敷申参候、

紅花高直ニ相成、早場之品不足ニ而、八拾兩位、此辺も又々買人有之、五十五・六兩より七兩位迄、併盆前之ぬれ花買入候故、漸々元々之金ニ相成候事、
生糸ハ、盆前高直ニ而、此節取引休ミ相成候、

廿三日 昨日式百拾日

前嵐ニ而、当日靜也、昨夕・今朝も冷氣、

市日、日和ニ相成候、

一米 一向ニ相出不申、壹斗三升位、

一新麦 壹歩三朱位之所、金式歩位ニ相成候事、

一小麦 金式歩ニ而売人なし、
都而穀物引メ、売人無之候、弥引メ可申候、此間冷氣ニ而、
稲相出兼候、

南方末一向不出、

登米辺ハ余程相出候よし、

凶作ニ押付候所多シ、又三・四分通りニハ相成可申由相咄
候所も在之候、当月中ニ出ほ(出穂)不相成候、稲者迎も当ニ不相
成候、最早八月ニ相成候間、見切、凶年と覚語(覚悟)致候方多し、
誠近年打続之不作ニ而、困一円一統ニ無之、追々如何ニ相
騒き可申や、難計候、

廿四日、昨夜より当日雨、

廿五日、大雨引不切ふり、暮方はれ、又ふり、

弥々凶年ニ相成可申候、

御城下より、綿又々引上、金九両式歩申参候、

先日之嵐并全体之あしき、莫大ニ痛、高直ニ可相成様子、
尤買人有之候へとも、売人なし、

御城下行飛脚、今日着、承り候所、御城下御蔵米御払、壺
人ニ付壺盃ツ、市中米壺切無之、在々欠翔(マア)行買方、壺斗
式升位之直段之由、

十八日嵐、御城下も同様大嵐、薬師堂之杉大木百本程たお
れ候、夫より所々屋敷々々之杉木等おれ、大破等多し、塩
釜之御山杉等共百三・四十本根返し、又ハ途中おれ、

中海道ハ稲も余程相出候、下海道ハ米谷迄相出不申候、同
所より狼川原者相出候事、登米者余程相出候よし、

古河町 壺斗八升

直段計り、米無之候、

外ハ壺斗四・五升

狼川原 壺斗壺・式升

過ル十八日之嵐ニ而、金成より金ヶ崎迄、海道並木千本余
たおれ候、

道中はたこ代 式百五十文より三百文迄

道中之並木、無覺折れ候、

江戸七月七日出之状着

引続不気候、雨勝ニ而、米穀追々引上、白米百文ニ五合ニ相成候よし、

將軍様より御蔵御払米、九拾兩と申參候、依而一円ニ三斗八升、九合ニ相成り候よし申來候事、

江戸表も大ニ騒ケ敷様子、くり綿上方皆無同様ニ付、大高直ニ相成、売人なしと申來候、未凶年ニ不押付と、然ル所ニ、諸国所々より米船入津、夥敷船数入津ニ付、永代橋辺・

品川沖、賑ニも相成候よし、一先ツ引緩ミ可申「」
松平周「」江戸表「」之由申來

「」綿、当所ニ而歩ニ式百五「」相成候事、

龍之毛、江戸辺六月十九日之夜ふり、此奥筋もふり、当国ハ七月五寸位より一尺式・三寸、

廿七日雨、毎日ふり、

此節日和続候ハ、一統稲相出、安心可仕之所ニ、引続雨ふりニ而、何角と困り、弥々凶作ニ相成候物と相見へ申候、

然ル米一円相出不申、諸方高直ニ相成、依之当町も檢断衆

へ穀問屋中寄合、直上ケ吟味、願之上相立候事、然ル所へ、米式太程參候ニ付、買人大勢押詰候、則直段、

一 米 壹斗式升ニ而

壹人前小式升ツ、売捌候事、

廿八日 雨 黄色成花ハ
不米ニ成候

一 壹斗式升

一向ニ相出不申候、直段計り也、

弥々引上可申事、

雨天ニ而、市も一向ニ立不申候、

近日中、壹斗ニ相成可申候、

稲ニ不限、畑物。大・小豆共ニ雨くさり相成候様子、

今年之凶作者、巳の凶年より難義、古物一統無之、尤新稲

少しも相出候へとも、毎日之雨天ニ而、此間相出候分、く

さり米ニ無^(覺束)覺速見詰ニ候、

当日之市ニ、米相出不申候ニ付、又直上ケニ而、南方へ壹

斗迄之註文、問屋中より申遣候、依而明日より壹斗ニ可相成候、当町上段之物持衆中も、一統普請ニ而喰込、持合無之、家内夫喰、明年之新米迄之見詰一統無之、巳之年ニ者、献上も、ふり穀致、夫丈ニ持合候所、類焼後ニ而、此度ハ大ニ困り候事、依之色々手配、買入之事、手前ハ七・八分位之見詰持合在之、式・三分通り不足、米壹斗直段也、

廿九日、日和ニ相成候、昨夕四ツ頃地震在、今日ハ暖氣ニ而、稻之花相応ニ掛候事、

晦日晴、曇り、暑シ、黄色成花多し、

氣仙沼ハ九升

高田 八升位

千厩町 壹斗一升

壹人前壹升ツ、配分之由、

岩谷堂町 壹斗四升

奥方ニ而ハ当作毛壹(一番)はん之様子、

東山ニ而ハ、猿沢天神前、洪民辺、次沖田、

此辺ハ新沼一はん、薄衣、升沢、徳田沖通り

御城下より奥御郡ニ而、東山ハ第一之作と相咄候よし、
深谷ハ一円出(出穂)ほ無之候由、

当町壹斗直段之義、御地頭様御取合申上候所、高直之由御談候ニ付、夫迄ニて耽与之義無之候へとも、人々取引之直段、壹斗ニ而商売、何レニ此節出米無之、少し參候分も、配分矢張り壹斗位、

八月朔日、昨夜より大雨、昼九ツより晴、日和ニ相成候事、
八専之初也、

二日夕朝冷氣、式百廿日也、晴、曇り、冷氣、北風也、

三日雨、朝大雨、八ツはれ、

毎日の雨天に而、市不盛、

一米相場、不相替候、市中不出、在々江廻り買方、壹斗也、
市中江不出、

一麦 金式歩ニ而漸々、
最早不売候、

一大豆 壹分三朱位 不売

一小麦 金式歩余 不売

肴も不漁、参り不申候、先達而中鯛漁一花在之、此節三俵

七・八分之由相聞へ申候事

弥々不天氣ニ而、諸作不宜、稲も是切と相見へ、弥々凶年
ニ相成候事、

当分此節より、米を不喰人余程相聞へ候事、巳年より甚難
義也、凶年ニ馴候故か、未夕思之外ニ騒き無、少シ、

四日大雨、

稲并畑物共ニ、雨天ニ而相痛候由、

川筋出水ニ相成候、

気仙盛町 六升五合

高田町 七升

気仙沼 八升

気仙へ津輕船、六月末、七月初、少し荷打ニ而入津、兩ニ

三斗六升ニ而売候由、千式百石位有之候由、

気仙・気仙沼式つ分ケ

弥々当地も米穀引、高直ニ可相成候、

龍の毛、先年も両度ふり候よし、留在之所も在之候所、其
年不作と申事無之候、此度之考へハ、洪水、又乱杯と申
候、甚ひかり候毛也、妙成毛也、

南部花卷辺ハ、諸作当国より大ニ宜敷、

併当時之役人あしく、殊之外過分之御貸上被仰付、他国出
店ハ、こそく取仕舞、立退候よし、誠ニ法外、無類之
非道之事ニ而、身台一字差上候杯と申上候者も在之、色々
之事共、札之表ニ而百文之物ハ式百文ツ、取引、

秋田も、当国より諸作よし、最上よし、

昨日迄雨

八月五日、辰ノ日、上日和ニ相成候、

狼川原町市日

一米 八斗五合と相成候

一麦ハ式歩一朱位

一ふすま 壹俵当地三朱位

ノ

一か^一う^一す^一至^一而^一不^一宜^一候、又々引上可申事、

莫も至而弥々不^一宜^一候

六日曇り、朝より冷氣、

此節生糸も下落、買人なし、式百拾匁位、

米穀、此節在々江欠翔き、大勢入込、買方いたし候所、

人無之候、九升、八升位迄セリ立候、

麦式歩壹朱、式朱、小麦式歩二朱位、

小豆、金三分位ニ而売人無之候、

一前田辺之稻、先達より出^(出穂)ほ次第花掛ケ、毎日之花掛候様ニ

候へとも、一向ニ米ニ不相成候故、相考候所、む^(無駄)た花と相

見へ候事、

社日也

七日曇り、冷氣、暮方日和ニ成、此冷氣ニ而ハ、不遠霜者

ふり可申候、此上ニ霜ふり候而ハ、畑物共ニ相痛可申候、

此節穀買方ニ而、在々江町方より人大勢入込、無心、大混
さつ也、

依之、少々持合候而も、売可申様無之、大勢也、直段日々
の行違、高直也、

小豆も、三步一朱迄色々、

料紙類も少々引上候、

引続此節迄も脱石役人七日町・薄衣川筋ニ廻勤ニ付、川向

不通用ニ付、殊ニ為夫米不足、此節問屋へ一円ニ相出不申

候、問屋取引一向ニ無之候、脱石御役人ハ此節何之為ニ相

廻り候や、不分り之事、追落し之錢もふけ也、脱石之沙汰

たへ不申候間、一統より相願、引上可申様相咄居候也、

且又米穀殊之外引上、高直ニ相成候、縦令へ大不作ニ相成

候而も、南方稀々能き所在之候間、追而ハ又巳年之様ニ、

跡下落可仕哉とも存しられ候、是より引上、五升・六升ニ

相成候ハ、錢も金も続き申間敷、引下ケ可申ヤと考へ居

候事、

八日飛脚入着、

御城下表、御家中前へ

御上より、万石已上、玄米拾俵ツ、式歩式朱之御直段ニ
而御払被下候事、千石已上五俵ツ、と申事ニ候、

市中御蔵米之取引

金壹両壹歩位より

七月廿九日御蔵渡りニ付、町内より御渡米之内証買人大勢、
山之如クニ詰、壹両式分式朱位迄セリ立候ニ付、御差留ニ
相成候事、

一大町中井氏并佐助、ならや、川原町錦織

右四人江、御他領より米穀買方被仰付候事、其外段々御貸
上被仰付候事、

御城下はたこ代

上 四百文

中 三百五十文

下 三百三十文

御城下町内へ、壹人ニ付一日壹盃ツ、小人わりニ御払、
壹升四拾八文ツ、之事、

御城下市中相場 米八升

石之卷 米九升

一の関 米九升

ノ

八日、当町晴、曇り、

一壹斗より九升迄

一錢 壹貫五百六十文、不足、

一検断衆書付を以、壹人前ニ米五合ツ、壹斗直段ニ付売わ
たし候事、

出米至而不足、

在々ニも至而米穀不足也、

巳の凶年より三・四年め、引続不作ニ而、備ひ困ひ可申間
も無之、一統ニ不足、無之候、

一の関様方ハ、在々此間百姓前蔵御改最中、

御本家様方も、未何之御沙太も無之候得共、定而近々御改
ニも可相成存候、

一 京都より、生糸之義大不印申来候事、当地辺、此節買人一
向ニ無之、大下落相成候事、

一の関 式百廿四・五匁より式百三十匁迄と申参候、
此辺も持人売兼、買人なし、

七月廿二日出

江戸表相場

一米 両ニ三斗八升

百文ニ四合五尺^(ママ)

江戸道中、栗橋辺よし、夫より仙台迄之間、^(福島)福しま第一ニ

よし、其外一統あしく、米ニ相成候所不見と申事ニ候、往
還筋喰物米無之、甚あしく候様子、

石之卷辺、殊之外騒動いたし、川上之方へ米買方相出候よ
し、石之卷ニ而五升迄セリ立候様子、

今年之作ハ、天明四年之凶作ニも相増候不作、尤午年計り

少し能、未・申兩年、巳之年より間一年置、引続候事ニ而、

困物無之、宝曆以前より聞伝ひ無之年ニ而、追々如何参り
可申候や、誠ニ身の毛よ立て、驚人、当地一統甚訳て心痛
之第一也、誠ニ当時近年ニ生合之人、誠ニ難義いたし候事、

九日日和、甚冷氣

今日承候所、あめ粕南方ニ而買入持参、壹俵三朱引付、

ふすま 金壹歩
三朱位

一とふふ 八文

一きらす 拾文

御免濁酒屋も、米無之、高直ニ付、造り方不仕、酒も無く
成候、

先達而中、清酒内々ニ而、南方、登米、一の関辺売レ上候
所、追々相知、嚴重御始末ニ相成候、

米問屋、此節休、渡世なし、

日かんニ入

十日晴曇り、冷氣、

一麦 此辺之品ハ

金三歩ニ無之候而者売不申候、

一小豆 壹升百文位

金壹両ニ無之候而ハ不売と申候事、

一西郡辺ニ而、上麦式切半也、

稻も、此近在種ニ相成候所無之由、黄海并沖通り、薄衣、新沼計り、当村ニ而ハ、大平前、中島少シ、粟も実入不申由、

大根ハ、虫付ニ而多く捨り候へとも、六・七月之間夥敷、人々心掛、余慶ニまき候故、先ハ盆中より青な粮相用ニ而、大ニ宜敷、尤当年之作中ニ沢山古粟無之飯の塩梅あしく、人々困り、大かた大豆をいり、引割ニ而入相用候、粟も年々不作、一統不足物也、何分ニも不買候事、そはも沢山ニまき候へとも、十八日之嵐ニ而相痛候、

盆中より山々江人々登り、毎日々々かて取用ニ成候、草あふく取候事、

一御家中より、昨日在方藏御改相成候事、

畑物盗人多し

所々盗人沙太多し、其外沙汰多し

十一日晴曇り、

日形町・黄海共ニ、

米 九升

麦 三歩位迄

当町八升ニ相成候

石之巻辺より追々買人參候事、

当分買人多ニて、引緩ミ不申候、

当町も、壹斗より内々相成候而より、御内へ窺不申、面々

勝手買方、問屋へ相出不申候、

十二日、昨夜より今朝迄雨、四ツ頃はれ、暖気也、

米穀弥々引メ、

山ノ目江、店小売之分引、うんとん如常之註文致し候所、
喰物之分一切無之由申参候、

一此度御諸士江慮外并大肝入・村役付・組頭ニ至る迄、役頭

江対し慮外等仕間敷之段、嚴重被仰渡候事、品々、

一他国買米穀被仰付候間、取組出来候ハ、御城下并奥筋迄

一脱石メリ之者、名前判か、み出し置可申由、其役ニ無之者

見咎候ニ不及、夫喰買方、近村・憐村マヤ、同郡之内買方通用

融通、少し引緩ミ可申候事、

十三日夜大風雨、又夜七ツ頃大地震両度、

不苦候由、窮屈ニ無之様通用可仕由御触相廻り候事、

十四日朝晴、日和相成候、

十三日、昨夜より小雨、昼はれ、きのい子の日也、当年何

時もきのい子甲子之雨ふり、

昨夜之風、苺等へ大キニ相当り、其外之作物へ当り候由相
聞へ候事、誠ニ大変事計り度々参り、当年之日和、日至而
不足、七ヶ壺位、甚冷氣ニ相成候、

一米 八升位

市中江相出不申候

浜方漁事不足、

一小麦 金壺兩位

壺升百三十文位

一麦 弥々引メ、金三歩余

一大豆 式歩式朱位

蔵元

去年物

外干

苺、当時 色物廿五・六切

下形ノ 上 下十七・八切より

去年物 上十九 五兩位迄

常年より三・四分通り之作也、巳年より少しよしと申候、昨夜より嵐ニ而、如何参り可申也、難計、

一油草一体ニあしく、辛子ハ相応故、未タ安く、追々引上可申候、胡麻無之候、引続不作、

一の関より、秋田・酒田江米穀之取組参候よし、一の関山ノ目込へ、北国小商人共少しツ、持参致候よし、

御城下御買入、最上へ罷越、山形秋元様へ三万石之御払被相願候段、御添書ニ而申上候所、御払之義相成兼候間、右三万石御用立候様被仰遣候由、右者一昨年式千俵 秋元様へ御進物被遣候御請合ニ而、如此之由、一昨年七ヶ所へ御進物被成置候間、今年之御憐^{マヤ}国御買方、所々相弁シ、追々米穀沢山ニ相成、諸人助り可申やと存候、無左候而ハ、今年者誠ニ大凶作、聞伝無之不作、近村ニ而調^{しらべ}へ承り候所、来年夏迄之見詰在之候者、三・四ヶ壺、他国より入米無之候而ハ、多く渴命死シ可申事、嘆敷、大変之一第^{マヤ}事也、保呂羽村ニハ、持人少しツ、在之候、

一の関様よりも、先日御家老様・御役人大勢、御本家様へ御願ニ登候由、壺万位石位之大願之由相聞へ候事、

此節、御上様ニも御混雜、御郡方へ未御沙汰一向無之候、御代官様も未御下り無之候、巳之年之例ニ候ハ、村方御改之上、何か被仰付候や、難計、今年ハ併一統から蔵ニ而、一円米穀無之候、天明三年之如く候、御上も御困窮ニ相成、御台所銀主未タ不定候由、御難義可被遊候事、

江戸表も、百文ニ四合五勺と申参候、

十五日朝霜少々下り申候、式・三日前ニ、横沢辺所ニよりふり候由、当日日和、冷氣也、

徳田八幡様御祭も、至而不盛なり、

名月様へ上候新^(果物)くた物至^(栗)而あしく、新米・栗^(栗)杯ハ相出不申候、都而なり物共ニ不足、くりハ無之候、

一 諸作物盜取候者粗相聞へ候間、見咎吟味可仕候事、所々悪者入込候由、是又嚴ニ吟味可仕候事御触之事、

一米穀不足ニ付

御他領買御触写

此節、米穀不通用ニ付、御他領米買入候義被相免度、加美郡并刈田郡より申出、夫々吟味相達候所、石物并食料ニ相成候品、当分一統自分相對お以、勝手次第御他領より買入候義被相免、御境入等之節御取メり振等、御郡方へ被相任候段、出入司衆御下知相成候条、向寄を以買入度者、前書之趣を以取扱候様可有之、御郡方横目へ者、為心得之申渡候、以上、

八月五日

桑 四郎兵衛

御代官衆

御郡横目衆

氣仙・氣仙沼者、先達而之津輕米両所買方ニ、両大肝入衆打合相成候へ共、来春之備ニ相成、当分売不申候故、氣仙沼も高直、六升五合ニ而、人頭五合ツ、依之、此近所・当所も、七升五合位迄引上候事、

石之巻行買方ニ付、日形辺七升五合位迄、殊之外高直ニ相成候、併御他領買御免ニ相成候間、追々ハ引下ケ可申事、

錢も一統不足ニ相成候、

追々引上可申候

当時壹貫五百六十文

一新札之様子、少し在之候事、

当地之質屋、一統ニ休ニ相成候事、

生糸方、京都より不印、先達而申来り、弥々買人なし、尤

為替金留ニ而、一向ニ上、下り金無之候、

御城下も一向ニ金無之候、一統ニ金詰りニ相成候、御用金方ニ而一統、他へ相出し不申候、

一うとん粉引上、

引うとん、是迄四貫匁ニ候所、此間貳貫五百匁ニ申參候、

一 わらひ粉、春中四・五五貫匁位買入候所、一のセキニ而此
節三貫目ニ相成候、新粉少し相出、売候由、壺升八・九十
文百文位、高直也、

十六日 日かん明

御仏だち
御帰りと申候也

当日朝小雨ふり、曇り、又雨ニ相成候、北東風、

一 巳凶年ニハ、濁酒ともニ巖敷被相留候へとも、おかゆ・隠
居等専ら行ひ、家毎ニ在之候所、此度ハ御触も無之候へ共、
米不足、困無之故、一向ニおかゆ等無之候、表向壺町壺軒
之御免濁酒屋・甚八方ニ而も、一切出米も無之候故、造り
方相止候事、

一 先達而、御知行所熊田倉之者、秋田へ罷越、米之相談取組
候所、壺歩ニ三斗三四升之直段ニ而取引、道中掛り入壺斗
五升位ニ着、随分引合之直段ニ候へとも、表向相願候而者、
秋田之御郡方御役人御承知無之、買入不申候、其内仙台御

城下より追々買入参候へとも、矢張り出来不申候、帰り候
よし、

御上様より被仰遣候旁々ハ、未相届き不申訳ニ候哉、一向
ニ弁シ不申事も在之間敷候、未不知候、

追々承候へハ、一昨年秋田より御無心ニ候へ共、一向ニ
不被遣候故、当年相弁シ不申候由、

一 日形辺高直ニ相成、依桶津・若柳、是も追々引上、九升
位、

一 折壁村、一円米ニ不相成候よし、渴命之者多く在之由、釘
子・津谷川・大籠、此村ハ近村ニ而者あしく、一円米ニ不
相成候、次ニ保呂羽あしく候、

一 繰綿引上、金拾両ニ相成候、拾四・五年先ニハ四両位、五
十年以来ニ無之高直也、六年程引続き不作、高直之上、

一 巳年之通り、あら物類、表呉座等下落、

十七日、昨夜大雨、少々風も在之、大平前橋之上江水越候程之出水也、当日晴、日和、又九ツ頃より曇り、

黄海并薄衣、川々洪水、川通り水かふりニ而、畑もの大痛也、十九日迄かふり、

八月十八日日和

一米 七升 重疊之直段と相見得申候、

一麦 金三歩

一大豆 式歩三朱位

一小豆 金壹両

升百三十六文

一小ぬか 一升三十文

一ふすま 五拾文

一銭 壹貫五百廿 相場

一おかゆ 四拾文位

市日至而不盛也

ノ

右之相場ニ而、此節者米不捌ケ、尤先達而中大ニセリ立、

一統ニ買入、少しツ、備候故か、高直ニ而行当りかと相見へ候事、

南方之様子承り候所、此間ニ相成、余程稻之模様直り、米ニ成候よし相咄申候、近頃ニ霜さへ参り不申候へハ、大ニ宜敷相成候由、

一畑作之義ハ、此近辺矢張り不宜候、大豆ハ第一ニよしと申、其外ハ皆無と申事ニ候、

青たへと申事咄候、承り候へとも、誰も不知候、然ルニ今年之凶作こそハ、青たへと申候かと相咄候、田畑共ニ尔今誠ニ青々といたし、秋かれの模様無之候、粟も何もかり可申様無之候、

凶年ニなれ候故か、巳年より不作、米穀ハ高直ニ候へとも、思之外騒き薄き様ニ候、壹両年先ニ凶年在之候而、去年も不作、如何成れハ迎、当年ハ凶作ニ相成間敷と計り皆々相咄、人々思之外格語(覚悟)・用心無之候、土用中ニ凶作之印ニハ、綿入等ニ而暮候間、見切見へたる事ニ候へとも、利屈・了

簡ヲ付候而、無利ニ豊年ニ致居、盆中迄(迷い)まよへ居候、後世共ニ凶作ニ相成事、何時と申事無之、不格語(覺悟)、米穀無之折、參候物と相見得、尤五月より六月之間、大暑氣ニ而苦ミ候程ニ無之、裕・綿入等着冷氣ニ而ハ、決而見当を付、早ク高直ニならぬ内ニ穀物買入、備可申事専用也、必まよへ申間敷候、

一人々之縦令ニ、

春作ハ秋作ニにると申 麦之宜ニ而ハ 稻もよしと申事
是もうそなり、

冷氣なれハ、麦ハ宜候、節か若の、早のと申、田の水か暖か成るニ依而、今年ハよしと申、
是もうそなり、

近年引続十ヶ年以上之間、上作ハ一兩年、其間之様子、又ハ近年引続而之凶作兩年、昔の咄等ニ而、色々様々の事共承り、ためし見候へとも、何ニ五月・六月盆前暑氣、天氣日和無之、冷氣ニ而者、凶作と押付へし、先ハ土用中ニ在へし、盆前ニ稻出揃無之候而ハ、上作ニ不至、盆後ニハ、

式百十日嵐何時も参り候物ニ而、いつも此嵐ニ而、凶作ニ押付候様ニ相成候、為後世之、如此、

一当年ハ、大家ニ而も米穀之備ひ不揃、米ハ間ニ合候而も、麦不足、麦在而も粟なし、又ハ米なし、大根糧不作なし杯と申様不揃、依之巳年より一統之難義、

賄方、麦少し、春大根之糧米少し入、粟之代リニ大豆ヲ入、大豆之仕法ハ、いりてうすニ而つき、煮方最中へ入、丸煮ニして、跡より入而もよし、是を専らニ相用候事、

一かゆの方、とふふのよふニすり、煮上而、かゆにべたる時分ニ入而、かき交而もよし、米ハ一日老人ニ付三合位之見詰也、是ハ上也、式合五尺ハ並方也、甘人之家内、壹日ニ白米五升位也、又貧家ニハ、米を不用家多し、

今年ハ、巳年より凶作之事定早く候間、巳ノ凶年之例ニ致候而ハ、御上より御手入も可有之節ニ候へとも、先日他国米穀之買方より外ニ、何之御手入も無之候間、追々下直ニ

而、米穀も多く融用無之候而ハ、金錢不統来春ハ渴死之者多く相出可申候、

何も市中ニ無之

一 氣仙高田 六升

ひべ 六升 五升位

弥々生糸も下落、当分買人なし、

一 むき 金壹分ニ式斗

町市至而不盛也、近々(ナシマヤ)

一 わらひ粉 壹升百五十文位

ノ 無覚高直也、

一 三拾年以來ニテ、廿四年先之酉年不作ニ而、米式斗位、其此時忠七普請後文政之内十一年先之酉年不作、是も米式斗位之相庭、手前居宅普請酉年ハ不宜、依而明年之所案し候所、当年凶作ニ相成候、

此間、氣仙沼ニ而、贖セ金方ニ而三人程御囚人ニ相成候、

十九日 曇り、夜小雨

一 先日中、御城中ニ而色々御変事在之候、御溜池ニ而大急成生きたる鮪壹本取候よし、

一 一の関 八升

一 一の関秋田買米、御郡ニ而内々取組出来不申候、一の関様

一 登米ハ高直 八升位

(ママ) 八升迄

より江戸表へ御飛脚、秋田様御屋敷へ御直談申合置候様ニ相成、御下知之上御買方相成候也、未タ不分り、

一 石の巻 高直 白五升

一 御城下市中米 白五升

廿日 曇、昨夕より今朝さらく雨、

一 氣仙沼 六升五合
六升迄

御地頭様方より、今日町方穀物御改相成候、併御改金御手入無之候、御間取合一通り、

廿一日 晴、曇り、折々雨、

廿二日 右同断、

一石之卷

米六升位

右同所度々騒動、依之御上様より御払米、壹人ニ付壹日式合五勺之割を以、五月詰と御払相成、是にて相静り候由申来候、同所之上商人、登米衆抔囲ひ大豆、石之卷ニ在之、御城下廻シ之荷物、願之上払ニ相立、為惠之拾七切半直段、此大豆ニ而大ニ助かり候様子申来候、

借家之者共地迹多シ、(家財)家材道具夥敷売ニ相出し、誠ニ斯さん之様子、

他郡勝手買方之御通帳渡之外、登米郡迫辺へ、石之卷衆参り、米穀買方、

一涌谷、午年米之大場、近年引続き不作之上、水亡ニ而、今年別而米不足、

一米 六升五合位

一大麦 式歩式升

一小麦 三步

右之直段、乍併此度ニ相成、田稻之様子見直り候ニ付、米之直段少し緩ミ申候、

石之卷并涌谷辺、都而巳年凶作ニ他国より多く参り住居之者共、此節立退、本国へ参候事、巳年秋田之者多く当国へ入、助り候者共、本国へ参候所、巳年立退候故ニ、帰国之義成之、不成と、もめ候よし相聞へし事、

一南方、此間少々直り候ニ付、少し緩ミ申候人氣也、

一先達而一関菅原氏主頭ニ而、(父)忠七親方抔取組へ、酒田米此節取組出来相成、依之為本取組之、一の関より酒田へ引合ニ参候、尤最上川引為登シ、清水と申所迄川船、同所より仙台へ(丑)ニ而駄送之事、清水者当地之紅花、最上出し之時者、大石田清水迄相出候事、紅花荷物ハ、一の関より壹駄三位掛候事、

外ニ、酒田より北廻り船ニ而式艘出帆相成候由、是ハ石之

卷入津可相成候、来春着船之見詰、

最上

一 清水ニ而、新庄様御石買入候ニハ、此節金拾両ニ三斗八升

入式拾俵位、歩ニ壹斗九升位当ル、

丑ニ而三俵附、

壹駄金式歩と見詰、

一の関着、壹斗式・三升ニ相当り申候、

右之様子、清水紅花積荷宿皆川孫兵衛殿より申来候、依

之、右之石買入可申様と、吟味取掛り申候、貧家為助之

也、

一 京都七月廿一日出之状、先日着、

至而不氣候、雨天勝、冷氣之由、米穀高直、

一 白米 壹升ニ付百七十五文

最早式匁ニ可相成よし申来候、

一 紅花ハ、高直之様子申来候、

一 糸者下直之様子、併式百廿匁位ハ可然と申来候、

併、糸・紅花共ニ、当年之世上成行次第、

又為替留、不印申来候、

一 江戸八月朔日出し書状ニ、弥々米穀高直、百文ニ四合五勺

ニ而、甚難義之所ニ、七月十八日之嵐甚敷、家を吹返し、

木をたをす、(例す)

以之外大嵐、又十九日夜前日之通大嵐、依

之、米屋一向売不申候、騒敷相成ニ付、御公義様より御

払米被相出、町中米搗屋等嚴敷御手入ニ而、又々百文ニ五

合と相成候、誠ニ世上騒ケ敷方、所々変事多し、

江戸表、近年ニ無之大嵐、御城中所々破損相出候ニ付、此

節職人錢ニ相成候よし、

御城下ハ、御屋敷方并町家壱人分式合五勺、一日之積ニ而

御払相成候、御藏み者下直ニ御払、御屋敷方一統式朱ツ、

ニ限り御売方、夥敷売候由、米も廿式切御直段、

当地

一 此間ニ相成候而ハ、買人も薄く相成、錢もつまり、すわり

候様ニ相聞へ申候、

八月廿三日市 晴曇り

一米 八升 緩ミ候事

一 雜穀 不相替

一 せうゆ 壹盃四拾四文

樽壹貫百五十文

一同かす 壹升
三拾文

為惠之、直不上ヶ売候事、

買入夥敷、粕上候日前広承り、前日ニ入物遣し、当日ニ者
明七ツ、六ツ頃ニ詰買入持参致候事、

一 酢 三十六文

一 小豆 壹両貳朱位迄

一 ふき糧 大壹升四十文

一 わらひこ 一の関ニ而新壹升八・九十文、巳年より高直、

気仙沼八百七・八十文

米ハ少し緩ミ、諸方買安く相成候事、

ノ

廿四日 朝寒冷也、霜ニ可在之候所、明方之雨ニてきへ候、

折々夥敷、甚冬之模様、西ノ高山江雪相見へ候由、引続き

不天氣也、

近年木綿、綿高直ニ而、地織木綿不出、尤下り嶋之木綿計

り相用ひ、世上一統上ひんおごり之世の中、殊ニ綿高直、
右ニ順し木附子下直、壹歩ニ三貫匁、四貫匁、巳年も同様、

巳・午年ハ耳艸高直ニ候、当盆相庭大ニ下直、上廿式・三
匁より廿匁位、十九匁、

大黃ハ 三拾式・三匁

廿七・八匁迄高直物、

兵郎子(檳榔子) 廿四五匁

遠志 四十五匁

唐木香 廿五匁

大風子 三十四・五匁

唐蒼木 廿五・六匁

唐白木 三十式・三匁

龍黃今 三十式三匁

玉山帰来 百七十匁

八十匁

真黃今 壹分ニ壹貫五拾匁

丁子近年 下直 当春十九匁

是迄無覺下直、

又跡文久(ママ)二大下り

(サフラン) 兩十八匁

此品ハ廿年先ニハ兩テ銀三百匁位、致高代之葉ニ候所、追々渡り、余慶ニ相成、追々下直、拾ヶ年此方相用、此一兩年内ニ、当春兩十八匁ニ落申候、為後世之如此、

丁子も引上候へハ、金壹切 相成候物也、
五匁位ニ

一玉牛黄 下落、当夏兩テ三十匁位

伊勢真珠 高直

壹匁ニテ銀四百匁

此品、廿年先ニハ壹匁ニテ銀百廿匁位之仕入、

先日作物盜候者多く在之候ニ付、御触之事、

一其身田畑掛リニ而も、不時成ニ出入致不可候事、ふこ等

持參、よもきつみとなそらひ盜取候者在之、万一見当り

候ハ、吟味、急度可申出、科料五貫文被召上、見咎候者

へ可下候事、

此間式・三度見咎、くれ錢遣等いたし候者在之候、依而

少々よし、

一生糸、弥々買人無之候、

当年ハ不氣候ニ而も、病人不足、藥も不売、天明之風なれハ、来春病氣多可相出候也、

廿五日和

米之義、買人至而薄く相成、少し緩ミ、騒き鎮り、霜も案し候所、強き霜ふり不申候、延引に相成候間、米も少々実入能可相成候、

南方小麦ハ壹兩位、麦三步ニ相成候よし、

雜穀ハ引合申候、大豆式歩三朱、

南部郡山々相庭、矢張り諸作同様不宜、高直之事

一米 五升位

一麦

一

ノ

一先大肝入白石東吾殿、去年中病氣、休役、御子息三津藏殿
仮役ニ候所、凶作ニ相成、諸事御用多ニ而、間ニ合兼候御見
詰ニ而か、当月十一日、東吾殿へ御城下より御差紙被相登、
本役被仰付候、目出度出勤被致候事、尤御用之義ハ、大ニ
達人也、

廿六日日和、此間ニ無之上天氣也、

一賄方、此度之一統吟味、米・麦・大豆・大根糧也、米ハ一
日ニ式合五勺より式合積り位、夕飯ハかゆ専らニ相用候、
かゆも米并麦引わり、其外色々也、巳年より甚あしく候、
此節ふきかて割合入相用候事也、ところ糧ハ未一向ニ相出
不申、巳ノ天明より、凶年ハ至而心安く相過シ候故、此度
難義致候間、後年吟味心掛可申事專一也、

氣仙高田町ニ而

糯五升

ノ 一米 五升五合

一 小豆 歩八升

一 麦 三分一朱

一 大豆 壹斗壹升位

一 わらひこ 新壹斗

一 錢 壹貫五百文

ノ

若柳口、少々緩、

米 九升、又壹斗位

大豆 式歩式朱位

小麦 式歩三朱位

ノ

過ル十八日之洪水ニ而、佐沼ハ水未不引、依之同所ハ騒き
申候、

米 七升五合

麦 三步

大麦 同断

柳津米七升位、

廿七日日和、

当地之買置小豆、壹両壹朱貳朱ニ而、氣仙沼へ此節參候、

当春茂七殿

皆市殿、あんと殿、江戸江為登候引合ニ而、皆百殿取組ニ

候所、凶作ニ相成、当地ニ而売、

壹切八分位買、此節大引上、三拾俵余ニ而、大徳用、大当り相成候、

八月

廿八日市日、昼迄ハ上々日和、八ツ頃曇り、雷勢、時雨、

又はれ、

一此間之日和ニ而、霜も無之、作物甚よろしく、米も緩々敷、人氣ハ静ニ相成候へとも、南方共ニ不被買、引不下、石之卷之方へ行候雜穀も、専ら入用多々、不緩申候、

当市日

壹盃五十文ツ、小売

一米 七升五合

糯 七升位、六、五、

一錢 壹貫五百廿文、差引五百文不足、

一ふすま 壹匁貳朱

一大豆 不足、三步位之合、

一小麦粉 壹升百廿、百文位

一とふふ 拾文

一ふきかて 小升七、八文

此節、脱石役人構ひ無之候へとも、村々ニ而取押へ等致者在之、やかましく候、

一御城下書状着

御買米衆中より申来候事

壹歩壹斗五・六升ニ当

庄内米千五百俵、金拾両ニ五斗入拾三俵半かへ買入相成候

由、飛脚到来之事、

其外他国出張より申し不參候由、

越後・越中、七分通り之作と、最上・庄内同様、会津辺よ

り江戸道中、伊達辺、八月十八日之跡嵐ニ而相痛ミ、仙台

よりあしく候由、浜手之方同様と申參候、

御上御台所御用達、大坂米平と申銀主事定相成候よし、当

十月より御宝札新ニ切替可相成由申來候、

一他国御買方ニ付、御城下店々金子大逼迫相成候事、

大店之方、分ニ応シ御用金被仰付、右之御買米方へ被相廻候事、

一黒砂糖引上候事、壹貫三百匁、

わらひ粉大ニ売候由申來候、

一石之卷、御領内第一之騒動ニ而、五升壹歩ニ而も買入不相

成折節有之、依之地逃多し、凡千人程、他所・他国之借家

共、一字立退、

一一の関より酒田之取組米出来相成、菅原氏兩人ニ而參り候

事、

最上川

一方八川為登、清水上ケ、牛ニ而陸駄送、

一方ハ北海より、東南部沖通り船式艘ニ而、越波、(道波)清水川(志津川)

辺江冬中ニ着船之都合約定相成候事、

一の関様より、江戸表ニ而秋田様へ御無心米、是も相弁シ、

一の関より御向々御役人秋田へ被遣候事、

一山形辺ハ、仙台より追々買入入込、地方商人セリ立、引

込、三斗五升入三步壹朱迄、

一最上残紅花、此節買人なしニ而、十兩程下落之由申參候、

廿九日 折々時雨、晴、曇り

南部花辺、(花巻辺)盛岡迄、仙台分共ニ岩谷堂迄、此間大ニ田畑共

ニ直り候由、今日相咄申候、

盛岡ハ壹歩ニ九升ニ相成候、岩谷堂も九升、

七月十八日之嵐ニ而、美濃国大雨、大雷也、慈応寺と申寺、

雷火ニ而焼失、古池より龍天上いたし候、

一大坂御城中、清水御門之内、井戸のふた行山成くさりニて

つなき在之候所、屋根并ふたくさり等卷上られ、行方不知、

一海道筋、垂井・関ヶ原の間、野上村と申所、百五十軒程流、悉く川原ニ相成、死人廿四人、半死七十三人、往来之者卷上られ、遠山へ落死之由、伊吹村・下村両所、池ニ相成候由、

右之通申来候、^(チ)珍事多し、

九月朔日 大霜ふり、日和、昼又曇り、時雨、あられふり、大ニ寒し、

二日 大霜ふり、日和ニ成、

三日 大霜、同、

此間霜当り候へとも、只今ニ而ハ格別ニ痛も無之候事、そはも余程角立申候、莫もあら〜かき申候、

三日市、人氣直り候計り、

一米ハ七升五合、不出、不引ケ、

一麦も 三切

一わらひ粉 新物壺升百廿文位

至而高直也

此近辺、一統ニ同直段ニ而、不売、不出候事、新米出し候

ハ、引下ケ可申、容子とり〜也、

岩谷堂、当作毛甚宜、米壺斗位、

水沢町 壺斗一升

一諸方・此近辺、緩ミ候事ニ候へとも、引不下、又銭なしニ相成、一向不売候、

四日 朝霜、日和、此間ニ相成、甚寒冷、日中八日和故暖氣、

一先達而、折壁御備御藏被破候ニ付、御披露申上候所、御徒目附様御下り、御改御吟味之所、俵物被盜取候御取都ニ而、無難ニ而御登り、併御藏守ハ他出御差留、

一氣仙沼御藏も、此間被破、俵物被盜候よし相聞へ申候、可様之事、御徒目附様御取都と相見へ候事、

五日 朝霜、はれ、曇り、甚冷氣、折々時雨、

六日 霜無之候、曇り、折々時雨、

今日ハ甚寒冷也、雪もよふ、

一小麦之買置者大ニ利潤ニ相成候、

大豆も此節利潤ニ相見へ候へとも、買置不足、

此品ハ蕨糯之方氣仙へ向候事、高田町ニ而者壹分ニ壹斗位、
米ハ一統高直、此間ハ何方も不売、不向也、

当年ハ四国・九州計り上作之由、

江戸相庭

一玄米 兩ニ三斗八升位

百文ニ四合半

七日 雲り

此節、氣仙沼も小豆下落相成候、三歩弐朱位、買人不足、
大豆之方望人多し、壹兩弐朱位、

一生糸、上方格別之下落ニも無之、当時此元弐百拾匁、下弐

百廿五匁位ニ候へとも、糸方為替金相出し不申候、御城下

も御用金買米方ニ而、金不出、為夫、当地糸不売、延金ニ
而、弐百十五匁位、

清水川糸、百八・九十匁位、

当年大凶作ニ相成候得共、御上様ニ而、御家中より百姓一
統御助ヶ方御行届兼候御様子ニ而、一円御構無之、何之御
(沙汰)沙汰無之候事、

九月八日 市

昨夕四ツ地震、当日日和

一京都表

米 百三拾匁

七月中より少々下落

一紅花 随分氣配能申来候事、

七十五兩位

糸者不印也

当市

一米 七升八升

一白麦 壹斗

此品ハ大ニ利口もの也

一片つき 壹斗壹升五合

壹升百三十文ツ、

一新小豆 壹升百文

三分三分三

一ふき糧 小升壹升六文ツ、

一おかゆ 三拾文

四拾文

一錢 壹貫五百文

先日中之霜か当り候故、南方も米不出也、

一一の関様御知行所ハ、村々ニ而友々助ケ候様被仰渡、割合

相成穀物并金ニ而割合相成候事也、

御本家様方、一向ニ御沙太無之候、当分御構なしニ被成置

候事ニ相聞へ候事、

此節氣仙・氣仙沼者、蕨糰専ら売候故、此品高直、氣仙沼
黒砂糖高直、壹歩ニ九百匁位、

当地近辺ハ、蕨糰巳年ニも余慶不売、当年も不売、今日壹
斗七升ニ買入申候、干上り式貫四・五百匁、

依之

長崎奉行切腹、鍋島様閉門

前ニ在

文化木巳年秋折々雨、十月廿七日初大雪ニ而、寒中不消
寒氣甚敷、北上川水不足、船通用なし、薄衣・七田町船な
し、通用

宝曆八年キも川水なし、二月キ成川通用、寒氣強ク、茶
竹之類木キ枯候、

当年ハ、宝曆五年之凶作より八拾式三年めニ当ル、四度め
ニ而、第一番ニ当年ハ不作と相見へ候事、併、人氣早ク相
成候故か、早々騒ぎ候故、早く高下直ニ而、追々下落可仕
哉ニ候、

九月九日、此間ニ無之上日和、

同十日雨、南ニ而暖氣、

昨日大庄屋御廻村ニ而諸作御見分、貧家助ケ之義御談し、
濁酒手造り等も被相留候事也、

御城下共ニ同様御触相廻り候、糶共ニ御停止事、

一古のわら高直、拾把四拾文、繩わらし等引上可申事、

一去年莫下形五兩ニ売候事、当年ハ一統錢金無之、難義之年

ニ候間、巳年位ニハ引上申間敷様子ニ而、半分売候事、新

莫四分位之作ニ見話候事、

十一日時雨、南氣、

当時生糸式百廿匁位、式百十五・六匁迄、

氣仙口廿五匁位、清水川糸百八十五匁位、

真綿、上四百匁より五百匁位迄、さまく、

一浜方不漁事也、

一他国買米穀被相免候事ニ候へとも、御郡切等無之、御領内

一統通用融通御免之義も無之、脱石役人一向不構候由ニ者

候へとも、境々ニ居合、尤一統通用御免之義無之故ニ、川

向より心能通用不相成、未夕表向不通用也、尤地方之者共

やかましく、不融通也、是等之義、御吟味・御触不分り之

事也、御國中一統通用御免ニ御触相出候ハ、他国米不足

ニ相入候而も心能、問ニ合可申敷と相咄候事也、米ハ間ニ

合可申候へとも、雜石間ニ合、引下ケ申間敷、米ハ追々冬

中ニ一花下落可仕候、錢無之、買兼申候、

一今年ハ、是迄無之大作候へとも、早く騒動致候故か、此

節至而静也、尤御上よりも何事も無之、当分緩々く敷候

事、

十二日日和、風寒、時雨、

十三日日和也

一米 七升壹盃

一燒米 三升ニ付式百文

ノ

一 絹布類、嚴敷被相留候御触之事、

屋形様、綿布御着用被遊候事、

御膳ハ御かゆ、麦飯、白飯ハ壹度外不召上候由、嚴敷儉約被仰出候事、

十四日
一千厩御藏前ニ而、村々江種麦御かし渡相成候、夫喰方へハ

御かし方無之、来春御渡可被申候事、

東山、種粉間ニ合申間敷候、此近辺者新沼、(薄衣)薄、黄海計り、

徳田少し歩かり方所々、上所ニ而六・七合、

御代官様、近々御廻村之由、

此節、霜当りニ相成候故、漸々生躰顯れ申候、先達而之様子より至而あしく、未夕青く、ぶゆく〜と申、かたまり不申候、尤白水有之候事、

一 御政事方、宝曆年中之御仕法之由被仰渡候事、

一 水沢町へハ、秋田米參候故、第一下直也、

米 古壹斗一升

秋田ハ、
当国よりも木綿類高直、依而水沢辺へ参り、木綿古手類買

入之由、依而水沢ハ商内も有之、大ニ宜、秋田ハ手拭壹本百五十文より下直ハ無之候、当地ハ百拾文位、花の染ニ而金壹分位、

昨日飛脚下着

福しまハ、米壹斗五升、同所ハ道中筋一番宜、

十五日日和

一 浦賀相場

一 米 兩ニ斗弍・三升

一 小豆 六斗

一 大豆 七斗五升

一古菓 百斤位

✂

八月廿一日出

京都より

一米 百七十五文

一並酒 壹升 百六十四文

✂

同

大坂表

一玄米 百三十匁前後

少し安き方也

大坂二而

一古菓 百斤ニ付八拾八匁

当新菓、五畿内相応と申参候、

西国も相応と申候、追々引下ケ可申候、

当春之為登、当地七貫五百匁かへ位迄買入、為登候所、新

物故ニ、大目切五貫五百匁入壹俵四貫め位ニ外廻り不申候、依之一向ニ徳用無之候、浦賀之方ハ大ニ宜、

江戸売 百十式斤、

惣ならし、徳無之、少々損金也、古菓為登為、拾切、拾壹、式切位之時か、新ニ而拾貫目より下直之時ならてハ、利潤無之候、

京都

紅花之様子宜

糸之様子、中位之取合、式百拾匁位ならハよしと申参候、當時此辺式百十五匁、式百廿匁、十八匁位、そろりくと売、花々敷不売、尤金不足故、

庄内より米商人御城下へ参り、壹万俵取組売申度申参候、依而、川原町錦織屋取組ニ相成候様子申参候、

十六日朝大るニ曇り、もや、四ツはれ、日和、

十七日霜、日和、朝曇り、もや、

川渡之湯治場至而人不足、式・三十人、

米 白壹升貳百四十文、至而不足也、

若柳も八升位、五合迄、

同所ふすま 壹升三十八・九文

粃、稻も先月中ハ大ニ直リ宜様ニ相見ヘ候間、追々下直ニ可相成、皆々相含、咄合候所、道中筋此間諸方之様子承候所、追々実入候分ハ一向ニ堅ク不相成、米至而無之候、依而引下ケ不申候、弥々高直、

十八日市、雨、嵐、

一米 七升 糰六升位

市中一向相出不申候、

ちらくにて、

一大麦 三步直計り

粉壹升百貳十文位

一小麦 三步貳朱

是又売人なし

一大豆 三步壹朱位

一小豆 壹両貳朱

一錢 壹貫五百文

新小豆 壹升百拾文位

御領内一統、先達而中より追々此間ニ相成、稻作至而あし、所々米引上候様子、無類凶作と相見ヘ候、

御城下ハ、御他領米段々参り、入着之由、

市中出米ハ無之、御蔵米壹俵六切、

古川町、同村之助^カケ米壹斗貳升

市中壹斗 名代

八升位

石之卷 五升より四升五合

登米町 七升位

一脱石役人、此節も又余慶ニ参候由、不分り之事ニ候得とも、御郡切ニ而、他郡へ出し不申様之御仕法と相聞へ、至而不通用也、川向辺ニ而、麦・小麦・米等、先達而買入置候分一統ニ在之候所、御領内通用御免ニ不相成、持参可致様無之、困入申候、

此度之御仕法、脱石召捕候ハ、半分其者合力、半分ハ貧

民之助情被成置候事ニ相聞へ候、依之又困り入候事、今年ハ右之通ニ而者、貧家甚困り、御上よりも御手当も一向無之、渴死・餓死可仕候事、誠ニ思ひ之外之大凶作也、且又、他領米追々参候ハ、少し宜可有之候、

酒田米壹艘、先月廿五日積出し相成候由申来候、十月初二(追波)者おつ波へ着船可仕候よし、

右ハ、一の関の取組ニ而、当地内々取組候間、参候ハ、七日町揚ケ、当所へも引分候約定之事、壹歩ニ壹斗見詰引合候事、

最上も大ニ引上、高直、八升壹歩ニ相成候由申来候、

十九日日和 御代官様并諸御役人様、御廻村ニ而当地へ御通り、

御領内一統あしく、此近辺新沼第一之作ニ相見へ候得共、矢張りあしく、種相出候所者同村計り、外薄衣、徳田辺、少し思之外不宜、東山ハ種分間ニ合申間敷候、依而手前杯

ニ而ハ、岩谷堂へ式儀、及吉へ註文、日形へも少し註文参り不申候いたし候、摺沢・薄衣ニ而買致候分宜、日形者不宜候、

巳之凶作ニハ、徳田村惣上納高四拾俵程、此度ハ拾式・三俵上納之見詰、分かり上場五合位積り也、

中道中、はたこ三百文ツ、

御城下諸御役人様、御出入以下、一統御替相成候事、

廿日日和、

忠七親方、京登り出立致候事、

一の関より

米 七升より五合迄取引、上り候由申来候、何方共ニ不下、却而上ケめ、

西郡辺

麦 三分一朱

小麦 三歩三朱位相成候由申来候、

柳津 六升ニ相成候由、驚入申候、

過十八日夕餅之次第

小麦 式 麦引わり式

きらす三 もち草

メ 右ハ相応之餅也

又

麦引割蕨粉

きらすくさ

メ 下餅ニ候へとも、随分よし

何レも米の不入宜、少々も米の粉・糯米等入候而ハ上糯也、

無米ニ而ハ、小麦ハ第一之上糯也、

浜方、魚一向不漁、先日中鯛少々、

鯉ふし高直、四・五十ふし、

一室師、御印府相成候事、

一佐沼辺・登米

七月十八日之嵐後、花掛・実入相成候分ハ、冷氣又ハ雨天

ニ而、一統かたまり不申候、白水又ハ白粉計リニ而、米ニ相

成兼候、霜八月中又ハ九月初迄もふり不申候へハ、米ニ可

相成候所、霜早く参候故、見当よりあしく、米不足、当村

ニハ種相出不申候、薄衣・矢作前第一之由、是より種多く

相出候事、当分種粉壹歩ニ一斗位之咄相聞候事、種粉ハ北

之方より何方共ニ求候物也、

手前持高德田之内喜城前ハ、当年も赤志弥、朝てらし等之

分甚宜、両凶年ニ実入相成候所ニ而、高色ニハ候へとも、

上田地と相見へ候、文政年中前ノ林より五十五両ニ而、為

貸金之引受候田地也、八百かり、当年之毛付上納米壹俵割

合被仰付候事、常の年八百俵上納之所、当年者四俵半位ニ

上納分相成候、

廿一日日和、折々時雨、

御城下御払御助米ハ、

壹歩ニ壹斗五升

壹升ニ付九十五文

廿二日和

一 菘も新葉油無之、不宜候間、去年物景氣引上、高直ニも可相成候所、御城下石之卷一統無金錢、地逃等迄有之姿ニ而、菘杯之景氣相出可申様無之、不売なれとも、当地ハ下方五兩位より段々売申候、尤ちわりく、緩々敷取引、余慶売不申候、

生糸も、氣仙ハ貳百廿五匁、三十匁迄売申候、当地者兎角買入夫々有之候故、格別落不申候、貳百十五匁位ニ而、大體相片付申候、

真綿、思之外買人有之、上々三百八拾目位より四百四・五十匁、伊達衆買入、

一 千厩村ハ、当村杯より余程宜敷在之候へとも、田代高百五拾貫文之内ニ而四貫文程毛附相成候由、当時千厩肝入・檢断兩役勇五郎方より申來候、是迄之凶作、天明并巳年と者大行違、其頃之三ヶ壺も無之由、驚入候と申來候、廿分一ニも不相成、

廿三日市、雨天

米穀一円ニ相出不申候、若柳高市近々ニ付、近在大ニセリ立、高直ニ相成候由、六升位迄、

高市迄ニハ下ケ可申候、

一 氣仙沼方、千厩町迄之所、錢不足、引上候由、
壹貫四百五・六十文、壹貫四百文迄、

廿三日夜大雨

廿四日曇り

当町も六升五合、望人ニ而色々手配在之候事、
小豆 四切三朱売

白麦 壺升式百文

米之義者六升五合位之高直物、買喰之ため買入候ニ者無之、
大体おかゆ方へ売レ候事、困窮者は、迎も此節之直段ニ而
ハ、買喰ニ致候様無之、恐入候直段ニ相成候、問屋杯ニ而者
取引無之候、皆々無心買也、

今年者、是迄聞伝無之大凶作也、

廿五日天氣ニ相成候、

保呂羽山祭礼不盛也、香具、小見せもの、道果者、一切参
り不申候事、

……(この間、落丁あり)……

一先達而、一の関菅原并千葉新殿等、一の関様へ御披露之
上、庄内酒田ニ而御兩人直参ニ而、米三千石買入相弁シ、
過ル廿三日帰宅、元来久忠七、一の関ニ而例年紅花買方、
長く滞留中、右之米方へ取組候ニ付、当町江も式百俵程割

合買入引受候事、一昨日喜三郎殿当地へ御出金之才覚ニ付、

金三百両也相渡、かし遣候、三千石ニ而凡六千両程之見詰、
右之内金此度式千両相渡候事、八月廿五日箱館へ之積船有
之候ニ付、三百石ハ冬中ニ当おつ^(道波)波迄着相成候様相頼、積
入候事、川通り一の関へ揚ル、七日町ニ而三拾表も当所へ
渡呉候様引合申遣候、跡分ハ秋中出船成兼候、冬ハ北海道
用不相成候ニ付、来二月出帆、三月中ニ当入津之約定、先
分三百石も浦々ニ而掛り場へ之願候時ハ、少々ツ、こし遣
候物故ニ、三百石ハ当所へ参り不申候事也、三百表位ニ見
詰候事、一の関も壺斗着之見詰ニて、相場下りニ而、町内
江売方之吟味、当町も相応之衆中寄合□□、一の関同様、
相場下り、売

……(この間、落丁あり)……

一御代官様御仲間之内より、式・三人ニ而、御領内一統一円
之皆無被相願候御吟味ニ而、急ニ御一統御登り之事、
御城下芝居御免仰渡、北目町当春焼失之跡へ、常芝居相立

候様御下知相成、此節繩引普請之仕度相成候よし、座頭之
芸ハ夜中興行之由相聞へ候事、珍敷事也、

右者、近年引続一統苦ミ、御城下表も、芝居も御祭礼も無
之、茶屋・芸人共不景氣ニ而、立続兼候事ニ而、尤遊芸嚴
敷、依之殊ニ難義、錢廻り等無之故、別段之御吟味ニ而、
御免被仰出候事と相聞へ申候、追々遊女等も御免ニ可相成
様子、是ハ、当年杯ハ誠ニ莫大之金子他国へ相出、米等之
金ニ相成、他国より又入金無之候而ハ、弥々御国方困窮相
成候事之御吟味ニ而、斯相成候由相聞へ候事也、
併増田菊之助様御奉行、此度之佐藤助右衛門様御勘定奉行
之御役之義ハ、古参之御侍らい方不服之由ニ相聞へ、当り
前之事也、

一十月朔日和、今日 円入寺御法印、当時、昨年より七日
町享徳寺法印様院代御頼候事、檀せん無之、飯米被願、吟
味致候、徳田迄御支配、当町之方一日五合積り、壹ヶ月ニ
壹斗五升ツ、寺へ相出候事、右割合十月迄之吟味、
町方上檀頭十人より、壹ヶ月ニ白壹升ツ、
次ハ五合ツ、十人

此分より錢百文位

次ハ壹盃ツ、十式三人

此分五十文位

メ壹斗八升位ニ成

当時玄米六升位候へ共、過ニ見詰、小ノ所錢ニ而五合・百
文ツ、と見詰候、

巳凶年ニハ、右拾人之仲間ハ、一統米持ニて、右此度之様
割合不致、五升壹斗ツ、度々相出候、此度ハ一統ニ米無之、

如此候、

壹ヶ月右壹斗五升ツ、之外ハ、徳田江わり合、尤錢も相出可申、

如此ニいたし候、依而寺内人をけんじ候、上下式人也、

弥々北目町ニ而、芝居御免之御下知相成候よし相聞候事、

御代官様御下り之御請ニ、此度 屋形様御前へ被召出、御
代官様御一統江、郡村無難ニ相納、備候由御上意之由、御
納戸金少しツ、先以被下置候事、追々可被下置候事と被仰
渡候段承候事、難有御事ニ候、

何レ芝居等へも、佐助旦方、御存慮被申上候事と推察いたし候事也、

二日曇り、寒し、南方も少々米買人相止、緩く相成候よし、

南方へ米穀触通之義、狼川原迄御触相廻り候由、此辺迄余り引メ故ニ、当分気仙沼之方へハ参り不申候、

錢引上高直、不足、殊ニ売内無之候、近年者新金ニ而、贖七銀多し、尤銀壹朱計り、壹歩金、貳歩金一切無之、上方下り金ニも、江戸より一字銀壹朱計り、貳朱金參候而も、最初ニ贖相出候故に、今在方通用無之候、為登払又ハ上納方へ計り用ル、穀物売候在方之衆中、金かあしく候故、錢ニ而受取、相出不申候故、不足する物と相聞へ候事、此節古ノ歩金、古南鎌在之、俵物望ミ申候、通用金ニ者誠ニ不見、少々ツ、在方ニ仕舞置候事ニ相見へ、五・六年先より、壹歩ニ五十文位高し、追年本古金同様可相成候、本古金ハ常之家ニハ無之、高直物也、当時廿五匁位也、

一先達而中より、御城下并御領内他国米買方ニ出、凶作ニ付、金廻り無之、一統金詰り之年也、

一脱石役人引上ケ相成候事、

此役目、疾ニ可引上候事ニ候所、御上之御吟味と、向之役人トハ、大ニ行違、錢取役人なり、七・八ヶ年前ニハ、此役人至而不足、緩やか成事ニ候所、近年嚴敷、殊ニ大ニあしく、

一御領内一統融通御免之御触相廻り候事、

依之、人氣緩ミ可申事、

昨二日、初雪さらく、

十月三日

一米 五升五合

一麦 三分一朱也

此品又々望人多し

一小麦 望人多し

御代官様、先日御差紙ニ付、俄ニ御登、御同役御一統十九人、

屋形様御前へ御呼出、御奉行様より御郡奉行様迄御列座、御代官様御壺人ツ、罷出、御前より御直之御上意ニ而、百姓共何分相助候様、品々御叮嚀之御意、先以御郡奉行壺人前へ、御納戸金五百両ツ、被下置候段、

御意之御事、難有次第なり、

過ル二日御着、四日肝入・検断御会所へ罷出候事、

貧民・上・中・下、四・五段ニ相調、御助之御吟味ニ被仰渡候、

四日曇り

御領内一統、毛附相成候分ハ下米、青米ニ而も上納被仰渡候、一先つ御蔵へ御取納之上、貧民御助ケ之米ニ被成置候段、此節より渴命之者より并、当年中見詰、式ヶ月丈之見詰とかと申様、四段・五段、調書を以御吟味、大肝入衆御

廻村ニ而引合せ、御助ケ被仰付、無抛御セ話被致候由、金之義又申来候事、

此節、古之通、穀方ニ而金錢在之者、右之手配并貧家救助之ため、何角とセ話、甚以用多し、貧家ハ既ニ餓死之様子、渴命之者相出候ニ付、御上下共ニ難義、混雜之節時ニ相至り候事、

此五・六年之已来ハ、誠ニ古之乱世之時代之如也、追々御手段可有之候へとも、只今之所甚苦ミ、死を格悟致候者多し、

他国米、追々来春迄ニも參候ハ、死人も余慶無之哉と存候へとも、当時難凌候也、

後世豊年次候つし、人々栄花ニ而、油断可相成候間、兼而無用之つゝへ無之様、為後世之、近年之成行記録いたし置候事也、

必以備物・困ひ物等、虫付杯之義、手入悪ミ申間敷用心可仕候、凶作ハ壹年ニハ不限候、

……(この間、落丁あるか)……

御城下 御蔵拾切ニ可相成と申事ニ候、

岩手山 米六升

当地より雜穀高直之由申来候、

岩谷堂も七升ニ相成候、

一岩谷堂様并前沢様、出羽亀田・岩城伊予守様へ御縁家・御

重縁在之候所、此度御両所より、亀田へ米御買入御無心之

所、御縁家ニ付、尤岩谷堂ハ御本家筋也、三千石程御無心

相弁シ候所、右ニ付金子入用之所、引揃兼、御両所様ニ而

御手配為成兼候ニ付、昨日当所江御取組被成置度、御相談

向寄ニ而申来候事、依之家柄仲間被相頼、吟味致候所、此

節一統金方出払ニ而、取組不致候事、尤めつたニハ相出候

物ニ無之候、御城下より御国方ニ而、夫々取組多く候へ共、

倉忽致候者ハ、金計り遣、損金相聞へ候事、

又

一の関様、江戸表ニ而秋田様へ御直御取組之分、相弁シ、

是又金方ニ而、又々菅原氏御セ話被成置候、厚き御吟味之

事也、依之御助ヶ方積り方御調、御手納米不足之分、追々

御吟味、先以

屋形様より、此度別而被下置候金子ニ而御助ヶ之御事也、

右御条、難有御事也、此御吟味無之候而ハ、当分より餓死

之者多く可有之、八・九月より、米・麦等不喰者多く相聞

へ候事也、依而御上之方ハ、惣皆無之上、御助ヶ金被下置

候御事之由、

肥後熊本細川様へ御使者、米御無心被相立候由之事、

五日 晴、曇り

大根も不作ニ而、十日頃迄差置可申事ニ候へとも、盗人多

く、依而つみ方最中ニ相成候、

粟も至而不取、五ヶ壺、四ヶ壺位之取納、大豆ハ能所も在

之候へとも、三ヶ壺、四ヶ壺之所、納半作ニ取候者ハ、

上々之取納也、粟より取まし候、大根ハ早く用ひ初め故、

多分ニ入申候事

蔵の粉、干上り百文三百五十匁ツ、売、此間ニ相成、手前

之店よしと売申候、最早直上り不致候へハ、間ニ合不申事、

六日日和 南風、暮而小雨、

徳田内喜城前、三百九拾五速^(車)かり、少々能き所有之、かり分ニ相詰致候へ共、色々願ニ付、能所百かり三朱、悪所式朱、ノ式切半ニて、先へ呉かりせ候事、

一若柳高市、相応ニ立候由、巳年者都而下直ニ候間、此度もあら物、呉座、笠等迄下落可仕与伺候所、此度ハ最上衆、秋田仙北衆買入候ニ付、不安売、下落之物も無之候、おし而不足、高直成、貰杯ハ安く、望人不足之由、色々替る物ニて、一様ニ無之候、

銭 壹貫五百文
はたこ麦めし等三百文 壹朱

御城下商人かゝりたをれ、諸道具物ハ望人不足、

若柳、米ハ又緩ニ申候、七升位、新壹斗式升ハ上物ニ而、下ハ壹斗五升迄下ル、御飯ハ不相成候事也、

当地大根直段、今日之所ニ而、中大根壹本七・八文、壹駄式朱位、巳ノ年之一倍高し、

上品成肴・小物等一向不売、大漁無之、安肴なし、津谷川辺并山根々々ハ、此節より専ら蕨掘ニ相成候、能く掘候者ハ、一日壹人前三升位、

生糸之細式百拾匁位ニ相成候、

七日日和、寒シ、

御城下飛脚着、又御用金式万五千兩也、町家へ被仰付候、佐藤助右衛門様御宅ニ而被仰渡候処、右ニ而ハ立統兼候様申上候ニ付、半高も御郡方へ可被仰付、御吟味之上、追而被仰渡候様相成候事、御郡方へも可被仰付候由申參候、当十月渡り御蔵米、壹俵ニ付、金壹兩三分式朱より式兩迄引上ケ申来候、

御他領米買之義、

新庄米 壹万式千俵

酒田米 壹万俵也

其外所々買入候間、追々下直可仕候由申来候事、

江州平米

両ニ五斗四・五升

新相出候ハ、引下ケ可申由、

京都表 壹石ニ付

百八拾匁迄引上候由、

是も新相出候ハ、下ケ可申由

一御城下表、石之卷船無之、^白黒砂類切、間ニ相成、引上ケ之

由、依而小売計りと申来候、

黒 壹貫百匁位

已年も同様、石之卷御積立之船無之故、売切候、併江戸表

も引上高直、

当国元ハ、飢喰之為ニ、ケ様之年ニハ砂糖入用多し、

当地

八日市

一米 五升五合

一餅白米 四升五合

一麦 三切半

一小麦 四切三朱

一新大豆 三步

一古小豆 五切半位 不足

一錢 壹貫四百文 不足

一新小豆ハ 百拾文位 あしく候

×

同日、町方并村方貧民御救助方、檢断衆御宅ニ而肝入衆よ

り組頭中江被仰渡候、町方相調候所、極貧・下々民十四・

五人、是ハ親類ニも何ニも、助られ候所も不持、手配もな

らぬ、当分米等壹粒も給ぬ、と申程也、右御書上大肝入衆

御見分之上、御救助被成下候事、当年右御救助方と申役

目、廿壹ヶ村ニ三人、此度被仰付、廻村相成候事、大保■

■居・古肝入兵三郎殿、濁沼先肝入弥左衛門殿等也、■度

之段付、上民・中民

……(この間、落丁のため欠)……

一 繰綿 歩ニ式百廿匁位

一 かうし引上廿五六切

一 蠟引上ケ

一 油類高直

ノ

(天保七年十月)
十四日 日和

おかゆ方、一軒入寺ニ相成、嚴敷候事、

一 組抜之御仲間一統、御城下へ御差紙到着之事、御貸上方ニ可有之様子、

一 御貸上金之義、佐藤助左衛門(助右衛門)様御吟味ニ而、頼母子之様成事ニ可相成候事、

右八万人講と申、五千本十両ツ、四手ニ分れ而相下り候事、

一 石之巻、餓死之様子相成、御領内第一之渴命多し、依之御払米相立候事、又寺々ニおゐて、かゆ之施行被相立候事、

壺人ニ付一日三盃之事、

明家大ニ相出候事、

御城下渡世無之者ニ、とふふ・くし肴・くし等、さし様之物いたし、小錢為被取候御吟味之事、

一 秋田津出、御運上之義ハ、兼而壺石ニ付銀拾式匁位致候所、此度ハ仙台・南部等、買人多く有之候ニ付、御直上ケニ相成、壺石ニ付七十式匁之御運上高役ニ相成候、米之代金ハ壺石ニ而金三分式朱位、壺両分拾式匁之御役、外小かゝり運賃共、ノ壺石ニ付金貳両上りと申事ニ候、何レ壺斗式升、壺斗位ニ外着不仕候事、右追々之吟味と相聞へ候、

十五日日和、寒、

九月より日和続、多くハ夜計りよし、

御郡奉行様、今日千厩町御会所御泊り之事、

此間、夜々盜賊相入候事、当所之者ニも有之、一昨夜、下町之藏へ入、被召捕ニ相成、四人仲間有之候事、

十六日雨天

同夜大雨・大風休ミなし、近年之嵐之内ニも、雨ハ第一はん大雨也、所々大破損、新地橋、大平橋落、高金橋相痛候へとも不落、所々大洪水也、先年黄海二日町流失之大洪水同様、不思議成かな、四拾四年以前之事ニ而、同十月十六日之夜、此度、同夜也、

十七日日和ニ相成、又夜さらく、小雨、雪、

一御城下表も、御藏米金拾切ニ相成候よし、且又北目町御免

芝居相初り、相応ニ当り候よし、

茶屋式拾軒余、賑々敷相成候よし、木戸四十五文、

一 所々雜石類引上候由、

摺沢辺麦ハ壹兩也、

新大豆 三分式朱

小豆 金五切

十六日之大雨ニ而、所々大破、橋々落、稻等を多く流シ、狼川原辺川筋通り土手所々切ル、一統大普請等出来候、

十月
十八日市 不盛 曇り、さらく雪、寒し、

一米 五升五合

一餅米 五升

右直段より引上候割合へ候得とも、余り高直ニ付、右より高く不致事、

一錢 壹貫四百文 すわり不足

一麦 三步式朱之割

小手物計り

表ニ而買取候ニハ、此直段ニ而不売候事、

一大豆 壹升百文ツ、

新也 小手物も三切五・六分、七り壹毛ニ当ル、

古大豆稀なり、

一新小豆 壺升

新 百五十文

古 百八十文

矢張り小手計り、致而不足物、尤あしく、五切三步五り
ニ当ル、望人多し、

一小麦 不足物、取引なし、

五切余

一(蕎麦)そは 三切三步

一ふきかて 小壺升五文

一青葉かて 小壺升八文

一牛房葉 大壺升

もみ出 式百式三十文

一よもき 大升

もみ 式百文

一とふふ 拾文

一おかゆ 五拾文

一こんにやく 拾文

一きらす 小升 廿五文

一ふすま 小升 五十文

壺丁 壺歩壺貫文

小升

一粉ぬか 三拾文

一大こん 大 拾文

中 七・八文

小 四文位

一わらひ粉 千百文ニ
百式三十文迄

弥々望人多く、高直、多く堀候様子ニ候へとも、手前用
ニて、当分売ニ相出不申候、

一葛粉 御城下直段

壺歩ニ九袋ニ上ル

一肴類不漁、不足、

一芋のこ、望人多く、高直ニ相成候、

八合、升ニて六拾文位、

八百屋物も、先月より引上ル、

一醬油渡直三朱也、

右之通、一統雜穀類引上候、中ニも小豆ハ、焼糰、糰杯売
候故、用ひ多シ、弥々望人多く、高直ニ相成候、当分之所
ニ而、天明三ノ凶作、四年之相場ニ相成候事、其節ハ春ニ

相成候而高直、此度ハ此節より右之通ニ而、誠前世ニも無
之大変、来春如何可相成哉、難計候、

大坂米屋平右衛門とか申候金主より、玄米五万石御用立之
由、又肥後熊本細川様より壹万石参候由、風唱在之候事、

一一の関取組酒田米、走り分未夕着船無之、大ニ心配、気仙
浜迄当見飛脚相立候事也、

一 莫新葉も油なし、あしく候、

御城下共ニ、一統喰事計リニ而、莫不売、不景氣ニ而、此間

ニ相成下落之姿ニ成、新葉未夕買人無之候、

御城下始、石之巻・在々共ニ、莫所ニハ無之、甚六ヶ敷風

ニ相成候間、新も買人在之間敷、大下落可仕候、先達而中

迄ハ五兩壹・貳歩、

屋形様御事も、前々相印候通、かて御飯被召上候由、尤向
七ヶ年之御儉約被仰出、棧留之御袴九月より御改、惣御家
中小倉之袴ニ相成、此節中古小倉之袴入用多く、店々袴景

氣、此辺之質屋より買出候事、

一 秋坂より、米不喰貧人多く相聞へ候得共、未変も無之、難
死しと申事ニ候、是則東山ニも不限、凶年続ニ而、鹿喰ニ馴
れ候故、巳ノ年之割よりつよし、七・八月頃ハ病人流行之
風ニ相聞へ候所、此間ニ相成、病人無之、不足也、

十九日 日和、暮より寒シ、

十六日之嵐洪水ニ而、追々稻流、騒動相聞候事、

一 生糸、此間ニ相成、追々買人相下り、氣配引立、並糸四拾

三兩より四拾五兩迄相片付候、

貳百匁ニ当ル

一 巳凶年ニ者、困在之候故、献上穀并献金等多く致候所、此
度ハ穀物一匁無之、一向ニ献米無之候、

他国米買方ニ付、御城下ハ一統御用金、依之金無ニ相成、
此辺迄金不足ニ相成候、在々共ニ他国買米金相出候、夫々
之手引也、奥御郡ハ、前沢岩淵勘藏殿、御買人之主ニ相成

候事、当国之金、夥敷米金ニ他国へ抜ル、明年ハ国中金なしニ可相成、嘆ケ敷事ニ候、此在々小俵米持共、先達中ハ金者悪き故ニ、銭ニ而売候、弥々銭不足、追々ハ古金ニ候ハ、売、本古金ニ候ハ、売候故、古之壹歩金三十文、五十文ニて切り申候、近年中古歩金・式歩金等、一円申程無之、稀也、依之如此、追々中古歩金も、本古金同様高直ニ可相成、当時本古金ハ廿五匁式歩迄も望ミ申候、中古ハ壹歩百文位迄、

十月廿日日和也、

一の関之相庭

五升五合ニ相成候

銭 壹貫四百文

一の関菅原殿事、

(菅原)
岩根市郎兵衛と云、

御家中之名也

当年金穀御用方ニ付、御勘定奉行ニ相成候由、

今日千葉新助殿も御出、承り申候、御同人ハ千葉惣右衛門

と云御家中名と、御同人も専ら此節金穀方下御用達才覚人也、

遠島之大肝入衆、秋粕買入、為登江戸表、壹俵八歩ニ売、大利潤、七百両程と申事ニ候、秋中気仙も三ノ六・七歩位之取引、全体不漁事ニ而不足、三ノ四・五分迄、関東も不足ニ而、高直ニ相成候、
ふし不足物、

一糸も、追々買人相下り、此節大ニ引上候、並糸ニて四十五両余ニ相成り、百九十五匁位、

一一の関様表方、秋田様方御買米出来候ニ付、新御勘定奉行菅原ヤ
岩根市郎兵衛殿持ニて米金才覚、又候千葉新助殿当地へ御出米方・金方御相談之事、金子相出次第米受取ニ相成候事、先達而当地より金三百両也遣し、此節ハ一統金詰り無之、外才覚致候事、此度御買米ハ、陸駄送、冬中着之相談、先達而酒田船廻し、未夕着船無之、遠見遣候事、

当国^ノ之者、何程秋田へ参候^レ而も、津出・陸送、先之国ニ而御免ニ無之候^レ而ハ、買入不相成候事、只金遣ひのミニ而帰り候者多し、

御城下芝居、過ル十一日より相初、大当り之由、番附参候事、

廿一日日和 盗人多し、悪者共多く、小沙汰度々、
廿二日和

御城下御救米、極貧民御払直段、先月之通、

壹升ニ付九拾文ツ、
壹斗貳升

中貧民 他国買米分
壹歩ニ壹斗之直段

中・上民江、
壹歩ニ八升之直段

右之通、三・四段の御払ニ相成候ニ付、甚静ニ相成候事、

定芝居四拾文ツ、相応之当り申参候、

他国酒、右場所計り御免ニ可相成候唱也、御城下丈ニ甚賑々敷賑々敷御助ニ相成、よろしく相成候、御他領へ之聞へ之ため也

御郡方も、渴命之者共早速調申上候様被仰渡、

道中筋人足共、至而弱く相成、御諸士方御往来日数相掛、延引ニ相成候よし、

はたこ代壹朱ツ、

馬ニ而通ル人、米持参いたし候、

廿三日市、日和、甚暖和、

此間ハ、春之日和之様ニ相成候、

一米 五升と相成候、

一麦 金壹兩ニ相成候、

一新大豆 三歩三朱ニ而売人不足、

最早壹兩

一きらす 廿五文

一蕨粉 生壹升百四十文位

弥々高直

一小豆 五切半

一小麦 五切也

ノ

米穀弥々高直、都而喰物日增高直也、

狼川原より向ハ口升三盃

此辺より都而高直、佐沼同様、

蕨粉、北方気仙辺多くほり候へとも、手前用ニ致、望人多く、依而不足也、紙漉之場堀方ニ而、紙之漉方一向無之、紙も高直、津谷川も一統ニ掘、依而炭焼不足、大籠村同様也、此両村并藤沢村本郷ハ、至而相統暮し方不宜、甚混難多し、

廿四日風寒、廿五日朝雪、

甚寒し、

一大麦 尙式朱と申事ニ候、誠ニ大變成直段也、

新米 上九升位

若柳直段也、右より下直之所ハ、米ニ無之候、

津谷町より申參候直ハ、

一米五升

ノ

廿七日、喜平治仕入方登仙、然ル所ニ、十一月四日

御出入様より御指紙到来、手前并弥右衛門御呼出し、喜平治直々御城下ニ滞留相出候、組拔三人中并藤沢一統へ、大金之御用金可被仰付段被仰渡候事、組拔三人金百兩ツ、差上候様申上候へ共、御取受無之、長滞留、当地ハ糸・紅花、都而売道御国方ニ而も第一之場ニ而、他国通用之地成ニ付、金持も在之由御聞及ニ付、五千も三千両も可被仰付御容子被仰渡、依之大肝入衆并御代官様等、大急ニ御差紙、御登り、御上御高役様等色々御もめ合、御吟味さまくニ類焼専ら申立、相痛候事而、御郡方ニ而ハ御郡被相助候思召ニ而、御郡より多少之金調達、御不同意無異儀訳ニ相成候故、十一月廿二日、漸々登仙之者御暇相出、相下り候事、依之差上候金高、

本家 橋本 皆長

金百廿五兩ツ、

此内廿五兩ハ、高差引人より御貸上也、

金百兩也 久蔵

内五十兩御貸上ニ也

一金五拾兩也 忠七

右調達献上

一金七十五兩也 黄海上場 菅原吉右衛門殿
巳年組抜

鳥海村大田

一金百兩也 伊藤太助(伊東太輔)

此内五十兩ハ、村方へ施し仕候事ニ候、

外ニ

金五拾兩也 北方へ割合 式・三人

此口メ七百五拾兩ニ相成候、

右之外、藤沢皆正殿等残り、跡ニ成残り候衆中へも、近々

可申参候事、

外氣仙郡并所々 御城下御呼出し分左ニ、

稲子沢鈴木利兵衛殿

御城下川原町錦織(河原町)

右兩人江、三万兩と被仰付、

御出入様ニ而、御馳走被下置候事、余リニ大金ニ付、御受

無ニ而下宿いたし、大ニ難儀、明れ可申上様無之滞留、無

抛五千兩也、稲子沢御受申上候得共、御受無之、滞留、錦

織ハ三千兩と申上候へとも、御受無之、然ル所、利平殿方(利兵衛)

漸々御暇相出下ル、錦織ハ不相濟候へとも、五千兩ニ可相

成哉、老万兩ニ可相成哉、不分候、

氣仙立根村中野

金千兩也 甚兵衛

同盛町城の口

金五百兩也 水野慶治

登米ノ

金五百兩 福しまや

猪野又

七郎右衛門殿

井

あらや町

金六百五十兩 曾根氏

是ハ身台不相応と申事ニ候、

氣仙沼町 中井屋

佐藤卯兵衛殿 御兩人

未不分り

若柳向町小の寺新之丞殿

田尻町細場や

岩ヶ崎高橋甚十郎殿

右も未夕不相分、御城下滞留也、何レ式・三百両位か、

右之外、上之衆中追々可被仰付候事、

岩谷堂二子町村

金百両ニテ相濟、先ニ下ル、

惣御家中之内、金持之御方三十人余、一統被仰付候、

原町庄司様 五百両

居上成五百両 小松様五百両

一 弥右衛門、昨年類焼大痛、殊ニ近年金等無之、難義ニ御座

候間、此度之御用金調達之義御免相願、品々大肝入衆御執

成之事、依之被相除、御国産之生糸一円ニ御上様行ニ御吟

味相成、上方御取組御金繰ニ被成置候訳ニ而、御出入市御

考へ役石川平八郎様御登ニ付、弥右衛門行ひ主ニ被成置候

間、御供罷登候様被仰付、御用金差上候替りニ、式・三十

両迄自己之入料ニ而罷登候様御受申上候事、

御領内雜穀為登之義も、他所金主在之候ハ、取組被相任候様之事、

一 此節、御上様諸方御救助方ニ而、御金多分之御入用之所、

甚御難渋ニ而、色々御手段被相尽、何事ニ而も此節ハ御改

格と被仰出、金次第ニ而、存慮々々申上、御免被成下候由

之事、

万人講問屋衆中、組々四手ニ相分れ相下り、当郡大肝入衆

登仙留主中ニ付、氣仙沼より氣仙、岩谷堂江相廻り候、壹

本十兩掛、

然レ共、同郡別段御用金被仰付候間、万人講之セ話不致候

由、大肝入衆御咄在之候間、加入相成申間敷候事、

惣鬮數五千本程之高ニ企候様子、半高無覺東候、

式千五百本也

一 上方通用之御城下大店問屋衆中、上方ニ而金子三万兩程才

覚致参候様、十月被仰付、店々甘軒請合証文相出、六人

京・大坂江相登り候事、是ハ壹万両もかり受参り可申哉之

様子、

其外他国米買方、店々上之衆中、米買并万人講方、上方登り、色々様々御用被仰付候事、米買金・万人講加入、段付ニ而相成候事、

御免之
一北目町芝居大当り也、茶屋、糯屋、小前、是ニ而渡世相送り、座当共へ配分在之候事、

十二月十五日迄
同所之焼跡普請ニ相成候、
在々も、追々芝居御免ニ可相成様子、

御國中、米買金等ニ而、莫大之大金脱金ニ相成候ニ付、国入金ニ相成候事ハ、都而存慮願可申上様之事、

一御城下市中取引米

壹歩ニ五升

御蔵米 壹俵九切位

四斗五・六升廻り

少々引上之方

御夫持^(扶持)方渡り米、三人分壹俵渡りニ相成候ニ付、右ニ而ハ立続兼、願之事、

他国米、雪中ニ而駄送相成兼、壹表ツ、人足ニ而運ひ候故、思之外尺取不申候、

一市中御助御払米

先達而中ハ、壹升九十四文之所、百五拾式文^{下々}ニ相成候

次 百九十四文 下

式百三十文 中

三百文 上

一御城下はたこ

五百文前後

道中筋、九月・十月 壹朱ツ、

十月末より四百五・六拾文

壹朱

三拾文位迄

依而馬ニ而米持參

木せん多し

中海道 相場

十月末

古河町 古米六升位

新八・九升

新町 古五升

新七升位

大豆 壺升 五切

百五十文位

小豆 式百六拾文位

式百三拾文より

九切

式両位

根花 壺歩ニ
壺貫八百匁

御城下ニ而壺貫六百匁

同

下海道
高城辺より柳津迄、都而高直、米四升半位迄、
石之巻の方へあしく、殊ニ高直ニ而、致而あしく、尤死
人多し、

東山より伊沢、江刺郡ハ少し宜、

当町

五■

米 五升 新七升

大麦 五切

五切半位

大豆 五切

小豆 式百文

八切

とふふ 十四文

きらす 廿五文

みそ 三十五・六文

壺盃四拾文位

せうゆ 四拾四文位

酢 四十七・八文

ところ切 大升て

百文より百廿文

大こん 十式・三文

十五文 拾文

七切位迄

小麦 六切半

当町ハ、茶屋糯等都而外々より安く、尤餓死之者至而不
足、

石之卷方死人多し、

当地より米穀買入、南方江持参之者多く相聞へ申候、米
場之方畑物不足、尤かて類無之故、東山より甚難義之事
也、

弥々天明之凶作より当年ハ余程あしく、前代前世ニ無之凶
作、

弥々御蔵米不足、他国買米、雪ニ而峠越兼、不足ニ付、五
人分より三人分之御夫持人壹俵渡り之由被仰渡候ニ付、立
続兼候間、長之御暇被下置候由、一統願相出候間、是又御
吟味相成候事、

御城下御役人様中御上下、日夜御吟味被相尽、御用誠ニ御
繁多、乱世の如し、惣御代官様并御郡奉行様御寄合、当年
之御年貢平均御割合之事、色々御もめ合、御領内四ツニ御

割合相成候事、秋中直々貧家へ被下置候事、

十二月二日金成

御郡奉行様并御代官様一統、御郡へ御下り之事、

御常居也、

松皮糯、御領内一統江被相下、御百姓中へ被下置候事、至
而叮嚀(丁寧)成拵ニ而、随分喰安し、併きなこ砂糖ニ無之候へハ、
少しやに之氣在之候、

此節考役拾七人ニ成と申候、米買方并大番頭江被相付、御
諸士之内都而御救助方并金調達方御吟味之ため、

一他国酒御免ニ付、御城下へハ少しツ、最上より参候事、尤
御城下より六・七人ニ而、最上江新酒・古酒共ニ造り方ニ参
候、酒ニ而持参致候事、
御領内ニ而造り方ハ嚴敷候、

新御奉行様増田様、御同役様中御不和之由、尤下々風唱至
而あしく、

一江戸相場十一月十一日出

米 式斗四升より式斗六升

綿 大高直、拾三兩三分

壹匁五分

小売物当作不売 壹歩ニ

雑穀尤高直 式百式三十匁

江戸表御救米在之、御助小屋掛、

京都十一月五日出

米 白百八拾匁 壹石ニ而

新 百六拾匁

江州日野ニ而

兩ニ三斗九升位

四斗入ニ而壹兩歩式匁位

依之施米等在之、御助米も在之由、

御城下表ニ而、縹綿

拾三兩三分也 江戸少し下直

木綿不売、尤高直、花白六兩位

五兩七分

御城下南も紙高直、

十一月末、せん花壹歩ニ五百目と相成、杉原壹歩ニ七状位、

八状より安きハ無之候、

根花 壹歩壹貫六百目

大こん 拾七八文より廿文位、

ノ

右之通ニ而、当国より江戸御近国一統凶作ニ而、珍敷年柄、

上方京都御近国も四分五りと申不作ニ而、如此高直之事也、

江戸近国も、酒造り方被相留候事、

御城下・石之巻とも、質方惣休ニ候へ共、為通用之式朱迄之所ニ而かし、奇妙成哉、北国之作七分六分通り作ニ相成、仙台大ニ助り候事、

一の関江、酒田米三百程参候事、其外少々ツ、参候事、此節雪ニ而六ヶ敷、峠之困ニ可相成様子、

十一月中ハ、御城下毎日々々入米相成候事、来春ハ余慶可参候、

生糸、追々望人在之、高直之事、手前残り壺固并橋本持合
拾固、四拾七兩二而、一の関様御用糸ニ売約定いたし候、

上方も未取引不致候へとも、随分宜敷様子申来候、

紅花者思之外下直、不宜之趣申来候、

十一月中ハ諸事不印、米穀追々引上、中旬之相場、

米 四升三盃位

五升百文さし杯と相成申候、

新米之節ニ相成候而も、米ニ成分至而不足故、不引下候、
薄衣・黄海ハ、相応之米ニ相成候へとも、種ニ相成、

十二月三日 問屋相場

一米 五升

七升位

一大麦 壺升百六十文

一大豆 同 五切也
百四十文

一銭 壺貫四百文 沢山

一大こん 中七・八文

大拾文

一ところ 大升

切二而 百文位

一干葉 五尺繩位ニ而

壺本七十五文位

一粟 売物ニ無之候

十月中壺斗位

八升

道中筋、根花糯計り、色々ニいたし売、尤飯等無之、握飯
ハ大豆等、又小豆等入候握めし等計也、何れ百文位より、
不足ニ而ハ、一度分ニ間ニ合不申候、
昼めし式百文見詰

道中通用不足、別而下海道ハ通用六ヶ敷候、おかゆ八・九
拾文

新札御切替に可相成候事、

一金壹朱御引上ニ相成候由、公義より御触候事、

十月中旬

一種粉者壹歩ニ八升位

黒砂(黒砂糖) 壹歩ニ壹貫四百匁

但し、壹斗位も在之候へとも、米性あしく、上物ハ高直

十一月初 壹貫三百匁

也、

十月より手配所々致、薄衣辺ニ而漸々買入、四切半、

同月末ニ 壹貫貳百五十匁
白之方ハ、歩八百匁より壹貫匁迄

当分ハ白下直、
先達而より引下ル、

一そば売人至而不足、是ハ賄ひニ大ニ宜敷故、売人不足也、
尤煮売物ニテ望人多し、

一油 高直 御城下ニ而壹歩ニ貳升七合五匁

一根花生粉壹歩ニ八升位、大ニ高直ニ成、

一蠟類 高直

巳ノ凶年ニハ、当地辺ニ而者売レ不申、心掛都而納り申候、

一辛子 高直

依而此度都而之物心掛、貯不足、何ニよらす喰物金ニ相成、

一浜方不漁 粕高直

大ニ売候事、併根花百文ニ七十八匁ニ相成候而ハ、十月中

ふし鯛高直

より者売レ不申候、

千厩御蔵御備粉、当地へ貳拾表(マ)御払相渡候事、錢無之者

黒砂糖ハ、何分ニも売れ候事、都而集物ニ而、度々之糯つ

ニハ御貸方、壹日ニ五合ツ、之割、味噌共ニ、

き候故ニ、黒砂糖ニ而専ら相用候、白砂糖も随分売候へ共、

多くハ黒之方、尤高直、御城下切為春中より度々々々、

一金錢在之富家之者ニ者、調達金等専ら御用被仰付、御城下

ハ米買金等立替在々共ニ、御郡々々ニ而手配被仰付、甚上

暮し之者難義迷惑之事ニ候へとも、今年ハ

御上様打続而之不作・凶作、御金遣ニ而、御難洪之上ニ而、

惣御家中并御領内御救助之為、

御前御心痛被遊、色々御手段被仰出候、被相助御事ニ而、

難在御事ニ候、
貧民

一万人講之割合

壹本拾両掛、五本一丁とす、

惣数貳千五百本

此金貳万五千両也

此内第一番当六百両

拾番迄当り鬮

百両位迄、其外ニセリ鬮等有之、

十五両

ノ五千両也、備残シ金共ニ、

差引

貳万両也

内壹万両ハ 諸人助金

壹万両ハ 御上様へ差上候金

右之通也、当り鬮之割、品々在、大略如此、五ケ年之構、
(講)

不当分へ段々返候金

右之施主、御城下問屋衆中、御用達拾人、融通組十九人、

当町江先月參候所、大肝入衆留主中ニ付、昨日小西・名清

兩人ニ而參り、大肝入御名代衆御連立、於檢断ニ御吟味、

右加入之人数

皆長 橋栄 皆喜

及勘 舎 (久) 手前

橋円 高德 (高半)

(大) 皆庄 (檢断) 皆清

(九十兩) 九本也、仲間ニ申合、

十二月六日

右当地之外ハ、今日村々千厩江寄合、十五日会合ニ付、当

地より兩人為相登候事、

氣仙・氣仙沼ニ、兩郡百四拾本程、

一 胡麻油 壹歩ニ式升

一 胡麻油 壹歩ニ式升

生老歩ニ四升位

一 かうす^楮買人無之、下落、生水十七貫め、紙漉無之故大ニ下落、買入之物千方困ひ、

十月頃

料紙高直之所、少し下ル、併又引上可申事、

一 御救助方、当所村町兩人、兵三郎也、七ヶ村持古肝入衆主達・当村下役兩人、

極貧改之上、今日麦御貸方、老人ニ一日五合ツ、之御貸方、御払之訳ニ候へとも、錢無之衆御貸方、

当町ハ、死ニ及候体ニハ当分無之候、

一 十月寒シ、十一月暖和ニ、末より寒氣強く、又昨今少し暖ミ、当冬ハ小雪計リニ而、雪無之、冬山ニ計リ雪在、

一 当新糶、一統不売ニ付、新買人不足、下落、南方向・御城下向之品、八貫目位、

北 下形 九貫拾貫目位と申參候へとも、葉もあしく、石之巻船通用無之、為登積入可申様無之、依而買入不申候、

氣仙沼船不足、尤銚子行之船也、銚子ハ安し、江戸表間屋、南新堀和泉屋治兵衛殿難洪、依而為登方見合候事、

一 氣仙沼甚難義之由、毎日少しツ、死人相出候、三日町・八日町辺、表戸不明、貧者よろめき候事、

同所中井卯十郎殿并佐藤卯兵衛殿等、先達而御城下へ御呼出ニ相成候所、調達ニ者無之、氣仙沼救ひ金ニ申上候由、其外之衆中拾五両、拾両、三兩位迄御かし上ニ割合相成候由、佐藤卯兵衛殿、中井卯十郎殿、松山屋平兵衛殿、

かゆ施行、

同所ハ、市間杯ニハ、表之戸も不明と申事ニ而、此近辺ニ而ハ至而あしく、

穀問屋、秋中ハ一円ニ無用ニ候所、十一月より大ニ盛り、薬店之如く、

十二月八日 当所市

穀物、相替義無之候
一米之しひな粉

一 壹升 百五十文より百八拾文迄

一 ところ 百廿文位

一 大豆 五切

一 こぬか 壹升三十文

色々相出、小売大ニ売、

当町杯ハ、相応ニ市も立候、此辺ニ而ハ第一はん盛候由、
喰物一はん安く候、脇々ハ至而高し、

八百屋物、秋中至而安く、買人不足之所、かてニいたし、
此節大引高、

一世上あしく相成、秋中より盗人多ニ而、此節毎日く召捕
者多、尤道中沢山也、御上様ニ而も甚御難義之由、
冬ニ相成、所々死人多し、

十二月十日至而寒し、小雪さらく、

一 種粉、此間下直ニ相成候、種と申内ハ八升位之取引ニ候所、

追々売人余慶、尤品落候故ニ、喰料ニ致候故、

壹歩ニ壹斗五・六升ニ成、

元之地金と相成追々下落、至而貧成物ハ、種心掛無之候へ
とも、並方者大ニ心掛相成候、貧家之分、明年無仕付可有
之唱也、

上種粉之目形(目方)

五斗入ニ而拾壹貫五百匁位

一 壹升式百三十匁

御郡方御相場之事

一米方 金壹歩ニ八升之御直段

天明之御例と相聞へ

一大豆 金壹歩ニ壹斗三升と被相聞候

依之、御地頭様方、昨年迄ハ御郡相場より高直ニ御取被成
置候所、今年ハ御吟味、

一大豆 壹斗三升五合御直段

御地頭様方より、貧民江一円御手当無之候間、右御直段よ
りも御引可被成下候へハ、相当之事ニ候へとも、当分外ニ

御慮も無之候、

過ル五日、皆川正兵衛殿并佐藤次七郎殿、保呂羽ノ小野茂平殿、右三人山ノ目御会所御郡奉行様より御差紙ニ而罷出候所、御救助方御用被仰渡、三人ニ而百両差上候様被仰付候、依而御郡方御救助金ニ相成候由、

十一日夕、小平地焼失致候、

一の関、酒田米参候ニ付、市中米穀少し下直、当地へも、同所之取組米参り候筈之所、意味合在之、御役人中もめニ而、当分俵脇方へ相出し兼候ニ付、延引、廿日頃迄ニ遣候筈申参候事、

十三日 昨夜より厳寒也、雪

一米 相場替儀無之候

古五升 新七升

一細め類沢山相出候

市も思之外、当町計り立盛之体、

小豆かゆ もちや等ハ相応之盛也、
米穀商人計り多し、

一木綿・繰綿、殊之外ニ高直故、一向不売、

古手ハ、ほろ計り少々売候、手前之店ハ小物成故ニ、市日々々ハ式両拾切位ハ売申候、

砂糖類、随分相応ニ売、

根花粉、仙北物一の関より被相送、壺歩ニ干粉壺貫五・六百匁、先達而中より大ニ高直故、此頃ハ多く不売候、

十三日市、取引直段

一古 五升 市中取引至而不足

一同糰 四升五合

一新糰 六升

右ハ古よりよしと申候、

升数在之故也、

一新米 七升、六升五合迄

一朶取引専らニ在之、

上物 五切位より四切半

中 三切半、式半位迄、

壹升九拾文小売

右ハ挽而用ゆ故也、

一大豆 五切

一小豆 七切

一大麦 白五升五合

当年ハ、巳年とハ大ニ行違、大豆之かて相用、冬ニ相成多

く売候事、此間嚴寒ニ而、雪無之候、

新糲 六升

十八日市日 古 五升

新 七升

一米相場不相替、

新米ハ、多くハ糲ニ而相出売、

右之粉、式・三升ツ、買入、引うすニ而粉ニいたし、練粥ねりかゆ

ニいたし候、

又粉ニ而相出売候分も多し、

一壹升 百七・八十より百五・六十文

一大こん 大ニ高直、

壹盃三十六文

(大豆) 一大ツ 小売多分ニ

半盃より売引ケ申候

一魚 不足

五十集人多し

一細め 相応ニ相出

常ニ八文位之把、三拾文位

一根花粉 干粉 壹貫五百匁位

一錢 壹貫四百文

一壹盃、半盃より売レ候間、此節冬ニ相成、穀問屋市日取扱
ハ、小間物店之如し、弥々穀物不引下、高直、

此間御払麦粉、御払之名ニ而、御かし方

十日詰ニ渡し被下候事、壹日壹人ニ五合積、味噌ともニ御

かし被下候、

御備麦粉、千厩御蔵相応ニ在之、追々御救助被成下候事、

組拔之旦方、別而御救助方被仰付、在々相廻り、極貧へ少

しツ、手当之事、

今年者無類之凶作ニ而、此近村ニ而、津谷川村者極難義、此間ニ相成、死人多し、誠ニ嘆ケ敷事ニ候、

水沢町者米穀類安く相成、新八・九升、壹斗位之取引、

一万人講、過ル十五日之会合、首尾能相濟、当地兩人昨廿日夜相下り候、然ル所、最初式千五百本・式万五千兩之見詰ニ候所、鬮数減し、八百八拾本ニ相成、金高八千八拾兩ニ相成拔ル、当り大鬮、三百より百五拾兩、百兩ハ三番也、跡ハ五十兩より十兩迄、半高ニ相成候、当らぬ所へ、十兩ニ壹兩ツ、割戻し相成、路錢之所も半分、奥御郡ハ壹分式朱也、五本壹組江被相渡候事、外土産引物在之候、
一 积迦堂江、七間ニ三拾間之(舞台)ぶ台、御紋付之御まぐ(幕)、義々堂々と飾候事也

当所へ者一円不当、舞草肝入衆十兩当ル、

一 京都書状入着、

十一月十七日出、廿一日出、兩三度分入、上方追々米穀引上、白米壹石ニ付銀式百匁、大坂より津留ニ而不登候ニ付、

京都騒ぎ候事、式百三十匁ニ可相成由申来ル、依之 御上様より洛中洛外へ米式斗五升、錢式貫五百文ツ、被下置候事、

大坂高直ニ相成、津出被相留、甚嚴敷相成候事、

相場

一 肥後米 三ツ物 石四・五升入

銀百四拾八匁位

一 筑前米 三ツ物 九斗六・七升入
同百三十八匁位

一 中国 九斗六・七升入
百三十八匁

一 肥後小麦 三ツ物 石四・五升入
百拾三匁

一 大豆 石壹式升入
百四十壹式匁

一 岡(岡大豆) 同 九斗一・式升入
九十匁外

一 右十一月十一日相場

一 繰綿大引上

八月十七日嵐ニ而

銀百匁ニ壹貫四五百匁

綿高直之義も、前世ニも無之大高直、金壹歩ニ式百三十匁位ニ当リ申候、

最上紅花、登リ高千駄程、壹駄拾四・五兩位ツ、損金、次

ニ早場南仙十兩位ツ、奥仙者損金薄くと申参候、

生糸も不印、信州第一はん損金、外ニ共々損金、奥仙者是又薄損也と、

此節米穀高直ニ而、兩品共々一匁買人無之候、

生糸ハ、並物四十八兩位

上物五十式三兩位

紅花、奥仙元上リ六拾兩、六十式・三兩引着、元上リ位少

し、内六十兩前後、最上ハ五十兩前後、

油者壹升七百文位

一江戸表者少々引下ル

一上方米 兩三斗壹・式升

一地廻リ米 三斗四・五升

一大ツ 六斗五・七升

一小ツ 三斗五・六升

一大麦 七斗より八斗位

一◎ 六貫八百三十式文

メ 大ニ緩ミ申候

百文ニ三合半迄上リ候、所々新米ニて下ル、

御城下御藏米

壹俵拾壹切迄引上ル、

十二月廿二日割

万人講方仲間割合

一金拾兩掛、壹丁ニ付

此割返し金壹兩ツ、受取

拾本分

金拾兩也 兩人持参

元金拾兩ニ付

式朱ツ、 兩人分

損金

か、り見詰

但し九本分割合

此金壹兩三分式朱也

内

一金三歩 兩人分
路セム

御座元より被下候分引

引

メ金壹兩貳朱也 兩人江わたし分

右面附

引而壹兩壹朱貳百六十四文ツ、

一 九匁 皆長
三分八り 五十切

同而

一 九匁 橋栄
三分八り 五十切

同

一 九匁 皆喜
三分八り 五十切

三歩貳朱也

一 七匁 手前
五分 十兩

貳歩貳朱四り百七十六文

一 五匁 皆忠
六分三り 三十切

貳歩三百七文
一 四匁 皆正
六分八り 廿五切

壹歩三朱也

一 三匁 皆弥
七分五り 廿切

十
皆清
廿切

壹歩一朱八十四文

一 貳匁 佐藤氏
八分壹り 拾五切

三朱百七十六文

一 壹匁 高德
八分七り五 拾切

同

一 壹匁 橋円
八分七り五 拾切

同

一 同 高橋
拾切

同

一 同 及川
拾切

一 皆清
一 廿切
大庄屋
廿切

三步式朱也
一 式朱也
保呂羽
四拾切

九本分ノ七兩式分三朱
百四十壹文

ノ 拾本
壹本

内御役付へ割合相濟ミ候事

引物

酒壹升 菓子大一箱 肴物壹箱

ノ 三品持参分割致候

廿二日 此間小雪ニ而、嚴寒也、

盗人余慶ニ而、度々科人、

廿三日不盛市也、雪、風大ニ寒し、店ハ相応之商ひ也、

一 昨夕、組抜中より極貧家へ、壹朱ツ、拾八軒江施し、皆長
殿者当新もみ五升・味噌少しツ、施シ、右者檢断衆之方へ
呼寄相渡候故、遠慮之者多シ、依之、右仕振不面白、評判
不宜候、手前杯ハ、跡ニ致候吟味也、

一 古五升 新七・八升迄

一 新糯 性不宜七升

一 古糯 四升五合

一 小豆 壹升式百廿文

一 小麦 壹升式百文

一 大麦 壹升百四十文

五切

一 大豆 右同断

一 千葉 式さし干

百廿文

一 ところ 百三拾文

大升

一 錢 壹貫四百文

ノ 一 胡麻油 壹升式朱也

一生からし 三十切

一御払粉麦、御救助方御役付御立合ニ而、度々御渡し、御かし被下候事也、町内より越年物相願候、一兩日中五拾俵程、当所へ渡し被下候事也、

一先達而より之調達、御貸上献上金、東山両方より七百五拾兩 御上様へ差上、其外相出候分ハ、御郡ニ而被下候筈ニ在之候事、

何レニ東山之方ハ、余郡よりよろしく、兼而雜穀相用、夫ニ付少しツ、ハ困ひ持合、又ハ畑より相出候故也、後世共ニ初、ひへ、麦かて、粟等ハ、損シ候而も困ひ可申事也、

当御地頭様、此三ヶ村一円ニ田ハ無皆^(ママ)ニ候へとも、畑多ニ而、御相庭高直成故ニ、常より格別之違無之由、当年も三百兩余ニ可相成候由、乍併無類之御難渋、御仕法あしく、町内・村御借受、年々御返金無之、貸上不申、右之通也、当夏中始而、無抛御代官様御末書ニ而七十五兩、他所才覚之訳ニ而御用立、又先達而より御用立金、品々被相頼候へ

とも、一統御受不申上候事、巳ノ凶年ニも、米御用立候へとも、御返し無之故、下々人氣不宜、斯之通御難義無類也、

廿四日、組拔之御仲間、今日村方之極貧へ忝朱ツ、肝入・検断両御役付御立合、呼寄施行被致候事也、其外他村廻勤式・三ヶ村ツ、相廻り、見聞可仕由、割合被仰付候、他村之義ハ、心さし次第之事也、手当之義ハ被仰付無之候へとも、渴命躰ニ者少しツ、手当相成候事、

当町ハ十九人、村ハ三十式・三人、

廿五日嚴寒也

一冬ニ相成、松皮糯等拵方ニ、角石、藍花、茯苓杯相用、少しツ、売、御城下ハ多く相用、^{九月より}佐藤助右衛門様方ニ而御國中へ被相廻、依之角石等引上ル、此辺壺盃之味噌七盃ニ致候伝、俄せうゆ等造り方いたし候者在之、
櫛花、櫛、角子、あらめ相用候事、あらめハ少し余慶売候、

其外、甘茶、にかり等売申候、かき灰等同様、併葉者不売也、

一他国米、雪ニ而延引、狼川原より南方弥々高直、

佐沼辺ニ而四升五合位、

此節少しツ、引緩ミ、五升三盃と申事ニ候、

廿六日、千厩御蔵米・麦、村々相渡り、当村へ百五拾弍俵受取、此内村へ百俵、町江五十弍、割合中より下民迄、越年扶喰御貸方、小人割ニて壱人分四升ツ、、粃・麦取合、極貧ハ弍升ツ、、是ハ度々也、中・下ハ、此度より来作仕付時、兩度拝借也、

一廿七日割渡し

一江刺郡御蔵米御払ニ而、当郡へも御割合、当町江玄米三斗五升入六俵被渡下、今日松川町ニ而請取、人馬差遣申候事、是ハ壹歩ニ六升御直段、半金ハ当金、半金者来二月延ニ而、御払被下候事、松川より之駄送、千厩より之駄送物共ニ、一字村町廻り御伝馬也、

右之通、御上様ニ而貧民御救助之御手段色々被相尽、貧家之者誠以難有御事也、貧民之者右ヲ勘弁、此後相改、別而諸行、又働キ等、儉約等不相守候而者、天罪を蒙り可申事、富家者上下より責められ、甚以難義之時節なり、富家者衰ひ、小家之小俵持者、小金等持、ちいさく暮居候者者、大ニ成金ニも相成、安き田畑ヲ持、所道具相求候様、世の切替り相成候事也、暮柄之者、又ハ家柄之者ハ、夫々之手当施物致候事ニ而、相痛候而も、小き者ハ施物致さず候而も、言人も無之候、極貧之者之内ニも、八・九月、夏中より米一円ニ不喰者在之候へとも、腫もせつ、此節ハわらわを刻ミ、いりて粉ニいたし、若めを刻ミ、其塩氣ニて練りかゆニいたし、是を喰、家内四人ニ而、無事ニ助り居候者有之、珍敷事也、此人施行を不受居候、在人承候ニ、少しツ、之施物相受候而も、足し分無之候へハ、施物受而も、不相受も、今様之喰物ニて助り次第、死次第と相守、他力を待不申候、願ハくハ明年之種物御セ話被下候ハ、、是何より之御助ニ御座候間、喰物ハ不受候間、種物御セ話ニ預り度と申、誠ニ珍敷人也、承り、如此相印、此家内其勤ニ候ハ、、天の恵ニ而、家内助り、後ハ仕出人ニ可相成と、

勘涙ニ及候、是徳田村山口と承候、後世ニ例見可申事、

是も少し下直也

一今年者大凶作ニ而、御年貢も不足ニ可相成と改候所、米ハ皆無ニ而も、畑大豆金壹分ニ御蔵入ハ壹斗三升、当御内御地頭様方壹斗三升五合、何レ一統高直之事故ニ、畑所者豊年同様、却而金高格別、余慶之上納ニ付、此節ニ至り甚難義ニ相成候、依穀類も持合不足ニ候へとも、少しツ、相出、売人相出候故、四方一統ニ直段緩ミ、五合方下直、御年貢金六・七分之納、極貧者尤延金ニ相成候事、

所々死人多く相聞へ候事、東山ハ不足也、矢張り鹿喰所故、難死候、

廿七日

一古白粟 壹歩ニ五升、三益ニ

薄衣在之衆より買入申候

是者甚利口もの也

一小豆 七切直段ニ而

壹升 貳百文ツ、

一大こん者高直ニ相成候

中より下 拾文八文也

一売糯之生物ハ 壹ツ五文ツ、

此品ハ壹ツ壹口ニハ不足也

右之通、生之糯ハ余リニ高直、大喰之者ハ五百文、貳朱分位ハ喰候よし、依而大体ハしるな粉糯也、是ハ少々下直也、何レ百文分、貳百文分位迄も喰へし、中位之事也、

先ツ近世ニ珍敷事故、跡々之ため相印、是以常ニ用心可致第一也、此近年ニ当ル人ハ、大ニ難義、至而之損也、売人者家なし、極貧者ハ海道ニ而多く死ス、御城下ハ、町中ニ声を上而さけ(叫び)ひ居候事、豊年ニハ珍敷候へとも、当年ハ沢山ニ而、巳ノ年より見なれ、聞なれ、不珍敷候事也、

町々市日不盛ニ付、諸市翔かけ、手前一向相休候事、

気仙沼廿三日市、米穀相応ニ相成、五升壹盃迄、同町施かゆ相受候者、凡八百人位と申候、

当月八日之夜
一氣仙高田町八軒程焼失、

御城下、国分町百騎丁角より北江七・八軒焼失、廿日也、

塩谷、十八日七・八軒焼失、

古川町、少々焼失之事、

渡の波、先達而砂里前焼、

廿八日 朝雪、暖氣、

御地頭様より、極貧江、同日老朱ツ、被下置候事、

当町相应ニ盛候、店も思之外売、小物計也、金八両也、売
年始物ハ不売
立能キ物ハ不売候、白・黒砂糖者大ニ売、茶も売候事、

五升壺盃之間屋仕切

一米 古 五升
新 七升

一同 糯 六升五合

一麦 五切
升百六十文

一大豆 四切三朱買
升百四十文

一小豆 七切
升式百廿文

一とふふ 十四文

一きらす 三拾文

一粉ぬか 三拾文

一セうゆ 四拾八文

一酔 五拾文

一壺貫四百文緩ミ申候

一肴類不足、高直、

メ

米穀、少々ツ、緩ミ候様子ニ相聞へ候へとも、格別之事も
無之、引続珍敷高直也、追々死人多し、

大晦日 晴曇り、寒明也、尤緩和ニ相成候、能物者不売、

小もの計り、砂糖類売候、手前店者拾壺切位ニ相成候、

同日
一酒田米、一の関様より岩根市郎兵衛殿之御名前ニ送状ニ而、
(替根)
才料被相附

手前之名当ニ、五斗入拾俵、先以送り参り候事、

越年米、一の関御家中被相渡候ニ付、少し参候、
跡者ハ雪ニ而、山中滞り、正月外入着無之由申来ル、併雪

中通路六ヶ敷、度々御足輕小人大勢被遣候ニ付、大ニ高上
りニ相成、六升位之仕上り申来候、雪ニ不相成内なれハ、

過分之掛り不申候へとも、雪ニ而高直ニ相成候、来三月海上廻し之方者、安く可相成候、為後世之相印候、何分秋早く致候へハ、随分壺斗か八升位ニハ上り可申候、酒庄内米者随分宜、大ニひへ申候、秋田米者不宜候、

一市立之人、東山者者思之外面色よし、

南方者一統甚あしく

一御城下より、黒砂糖之引上申来候、江戸共ニ引上ル、

昨年も不作ニ而出不足、尤一統ニ余慶入用

御城下ニ而壺貫樽売也五拾匁

最早九百目と申来候、

大引上

一酸棗仁 百五匁

一兵郎子(檳榔子) 三十匁

一角阿仙 十四匁

右之通、大引上申来候、

一夏中、御代官様御請合ニ而御用立候御地頭様方七十五兩、

大籠村半分程御取都、千厩より相渡候事、田者不作ニ而も、畑大豆高直故、出候、納りハ貧家計り延納、

一將軍様、弥々来四月御代替り御上洛之由、京より申来候、右之含ニ而、此辺糸引上候、

併前広より御心掛在之、俄ニ御入用者無之物と相聞へ候事、御宣下之事也、

一一季并職人日用御触之事、

上大工 十八日(マ) 中役廿弐日(マ)

下役 三拾人 木引上 廿五人

中 五拾人 桶屋 三十人、六十人

屋根上 廿人 中廿五人 下五拾人

一季上金六切已下

作日用 男五拾文 女三十三文

大晦日之夜之事

麦飯、糧めしニ而、結構成事ニ而、白飯ハもつ体も無之事と、手廻りへも相談致候へとも、越年之夜之事、一飯位ハ

白飯相用不申候而者、召遣ひ之者共へも、施シニも不相成候間、今夕計り、生めしニ焼肴壹品ニ而相用候事、

糯も、白糯ハ神前御備、外ハ少々専ら草糯、小麦、色々のつまらぬ糯也、巳之凶年之暮とハ大ニ違、

併何時も、小売物ハ思之外よし、太物店ハ甚悪く、

御居館江、御年始礼相出不申候事、

二日 暖和田也、甚春之氣相成候、里者一円雪無之候、旧冬より廻番相勤候事、

凶年之折ハ、尤火之用心第一ニ可仕候事、

三日 暖氣、晴曇り、

代相場、忝貫四百四、五十文ニ成

一米相場不相替

少し緩ミ申候

今日者年始市ニ候へとも、年始取引止候も同様ニ而不盛り、肴も一向不出也、三ヶ日之間、朝草餅ニ而、夕飯者麦めし也、是ハ上々也、大根之根かて相用候所多し、

四日より又寒氣甚敷、

五日同様、嚴寒也、

六日同、

天保八丁酉年卯元日 暖氣也

御年始之義、遠方者状計り、双方使者無之候、大体進物なし、門礼誠之近き中計り、御互ニ序而有之故、通用多く者取引無之候事、町場ハ礼計り也、諸役付へ八年始物遣候事、

年之豊凶ニ而、元日・十五日日和八宜、第一之日也、

一 御家中御役人様方へ進物

五軒 御目附様ハ除之

一 料紙ニ扇忝本ツ、

式百文仕上り

橋本 皆長 皆喜 百文ツ、

及川 検断 地肝入

高橋 舍 ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

一京都十二月二日出状着、同表も弥々米穀高直、

白米 壺石ニ付式百廿匁と上ル

銀相庭六拾壺匁五歩と上ル

錢ハ安く沢山

依之、諸商売甚しくあしく、一統不通ニ而、金銀大詰り、

糸・紅花買人無之、西陣織屋惣休ミ、糸取引仕売候分ハ、

弥々糸ハ壺箇五兩位之落、三拾年来無之不景氣と申来ル、

繰綿も米高直之騒き、并金詰り、右之通り故ニ、式貫匁位

ニ落し候へとも、買人なし、糸・紅花繰共ニ高直也品、何

れも大損、依春持越相成候よし申来候、併米穀も大坂より

参候筈ニ相成候間、追々引緩ミ可申之趣申来候、当地之取

引とハ、糸・紅花大違、損金相成候事、

正月八日 去冬中ニ無之雪五寸位 雪、正月ニ相成候故、氣仙沼ハ米ハ緩ミ、壺升

方落、六升迄、

当地ハ相替義無之、大豆ハ弥々望人多く、小売毎日く

売、大豆ハ壺升百五拾文、

九日 日和、甚寒申候、

石之巻者、誠ニ死人多く在之、町中又ハ海道等のたれ死多し、至而さひしく、所々海道辺ニのたれ死多し、

此近辺ニも渴死有之候へとも、外ニ申様ニ、海道死ハ無之候、去冬之御かし物ニ而、大ニよし、

十日嚴寒也

南之方

新米八・九升ニ相成

却而古より割合ニ相成候由、米ニ不致、ねりかゆニ而相

用、直段も安く、割合ニ相成、専ら新物相用、古物ハ余

り高直、買人なし、

此辺も右之振合ニ而、古米買人なし、

一錢 壺貫四百五、六十文ニ落

穀物売溜置候錢在之、衆中詰より相出し、沢山ニ成、

正月初庭菓種

直段付左ニ、

一唐白朮 六拾五匁より
三拾匁位

一丁子 三十匁
式十八匁

右者、去年迄廿匁位、
七・八年下落之品

一大風子 四拾匁

此品四・五年先ニ
三十七・八匁

メ拾六匁位迄落

一巴豆 六拾匁 冬瓜仁 九匁迄

一延胡策 廿四匁

此品も五・六年下落

五・六匁迄

一唐木香 三十匁

廿・七八匁

四・五年先 十四匁

十年先十匁迄落

一サフラン 両テ十式匁

此品ハ廿年先ニ両テ金四、五両之品
追々下落 右之通

一大黄ハ 上三十三匁位

近年すわり

一甘草者下落 廿四・五匁より廿匁位迄
拾匁 形落

一黒砂糖 壹貫匁位ニ上ル

樽売ニ而弥々引メ

唐物ハ何レも引上、併長崎江唐船六艘之内三艘入津之由申
来候間、又追々下落高下可有之候、凶年ニ付候而ハ、薬種
不引、尤医師方へかし売ニ而ハ、一向取都り不申候、近年
ハ無余義、^(上得意)上徳意計りニ而、多くハ貸不申候事、近年大ニ
相痛如此、後世之ため相印、

砂糖類ハ余慶入用、就中黒ハ大分売候事、

俄セうゆ・俄味噌等流行ニ而、槐角子、槐花、あらめ、そ
よ子、杏仁、甘茶杯売候事、余慶ハ不売、あらめハ第一之
高、十二月初より此間迄ニ四貫め程売、槐角子花式り位、
甘茶七り計り、から灰、何レ其之時之流行ニ而、定か無之
物ニ候へとも、為覚印也、都而之売内物、巳年程ニハ損益
無之候、此度ハ余り大凶作也、

御城下も、札計り多く相成候よし、金ハ不足ニ相成候、銭
沢山ニ相出、壹貫四百六十文、

病家御取扱之義、買合七等ニ可被成候事、御注文之節ハ、金代御添可被下候事、

右之通、医師方へ年始掛取ニ御改相廻候事、

一向病家礼金無之由ニ相聞へ、如此いたし候事、此間中貸取相廻し候所ニ、一向集り不申候、無類之^{不都合}也、依而相改、現取引相断り候事、尤唐物類ハ都而引上、併又下落可仕候様子、

石之巻相庭

一米 古 四升五合

同所之事、死人者老^老人四百文ツ、ニ而、取仕舞相成候様、御定相立候事、角之脇本町、蛇田町辺立続兼、石之巻三ヶ老ハ明屋同様ニ、家財敷板迄売払、此節ハ上段之衆中より道具相出、売候よし、甚難渋、生続見詰なしと申事ニ候、

正月十三日市、雪、此間夜ニ雪、寒し、

市中替義無之候へとも、米之買人ハ至而不足、おかゆ方計り脇方へ相向候事、押詰より此節、駄送一向無構、

当町之義、此辺無之繁昌致候事、猶吉田屋之穀方受払宜、尤当町ハ近郡無之場所と相聞へ、店々有之、急用向相弁候故ニ、五十年已前之天明之後、当町繁昌いたし候事也、おしきかな、午年火事ニ、町中ニ而式万両程之痛也、町家大^{（糞ひ）}におどろひ候、又此度之大凶年ニ而、大ニ金遣、金なしニ相成、既ニ甚一統危く相成候事、

一小屋主不相続ニ付、役頭へ願申出、大旦那中より金老歩かし、

次ハ式朱位手当、

一十三日 市中穀問屋

一米 五升

七升

一大豆 壹升百五十文ツ、

一白麦 六升位

一錢 壹貫五百文迄

大豆ハ、此節米同様ニ而、小売以之外売候事、上川辺より

引寄、又ハ北方より四方より引合、引受、専ら小売いたし候、大豆もひき下ケ不申候、弥上り可申候、此節豆専ら相用候様子也、

米も追々引メ可申候、吉田屋之小手売半かい、壺盃より品々、惣メ式十五兩位売候事、

流民と申唱へ

一 親子、兄弟、夫婦、ちりくまよい、縁々尋、行来之人多し、

一 盗人余慶成事、申無計候

十四日日和よし、

一 在方流行病所々在之候、

十五日日和、

南方ハ、米穀又々少々ツ、引上候よし、
北方ハ暖く、古物五升三盃、六升位迄、

当所問屋へ 五升五合位

五升 壺盃相渡迄、

又、当地も売申候事、

一の関江、酒田米式百俵参候間、当所へも割合、受取可申事ニ候へとも、諸掛り大ニかかり、余り高直故、引受不申候、船廻り参候ハ、受取候様申遣候、大晦日ニ受取候、拾俵口直段高直故、施し売ニハわり合不宜、渴命之者へ施ニ致候事、

十六日風寒し、昨夕おのへおはさま、本家ニ而病死、

一 正月、例年より淋さびしきしきものなり、糯等之年始物も無之、礼之出入ニも遠方無之、尤馳走も無之候、常ニ出入多き内ハ、心配も馳走も無之故、内方手透ニ而、甚閑くなり、年始せんへい杯一枚も無之、(申柿)くしかき、(栗)くり、都而之物実等売買、貰ひ物等ニも一向無之、豊年と引くらへ候而ハ、白黒之違也、常に是を勘弁、豊年ニついへ成る節儉を吟味、心掛、慎ミ可申事也、

わらかうせん

仕法之事 甚美味也

かうせん

わら三速より粉壺斗相出し候事ニ而、専ら相用、

一から灰 十匁位

一片くり 五匁位

此品三匁入而

メ 壺通廿文ツ、売

細ニ

右製方、わらを刻ミみニ而、ふくを飛し、能所を洗ひ、上り干而、鍋ニ而いり能程ニして、桶等へ入、葉を掛、能からみ置候へハ、至而はつく引、うすニて能引、粉おろしニ而取、甚宜、

わらあめ之法

一わらを刻、能ほしてつき、又水を少し入、又つきて、水を入れて通し、其水を能にる也、わらの甘ミニて、あめニ相成候事、

俄味噌せうゆ之仕法

右之通、新沼村喜太郎と云人持易^カいたし、村々相廻り、専

ら相用候事也、

此度之凶作、式百五十年已来之事ニ而、無類之年、此節よりわらかうせん追々相用候様子也、五穀之類不喰人多し、誠ニ可恐候、

十八日暮より雪、精進致候者既ニ無之、至而稀也、尤致ニも不及哉ニ候、

十八日 市日 不相替

一錢 壺貫四百六十文

一ところ粮 大一升百廿文位

米穀弥々望人多し、北方も引メ売候事、

当町大豆之売候事、誠ニ他ニ替り、大ニ売候、市日ハ式拾

俵余之小売、追々売続申間敷様子、此姿ニ而ハ買喰ニ而、凌兼可申様子、

廿日日和ニ候へとも、朝夕之寒氣者甚しく候、

小人^ニ壺升ツ、当日、御払麦粉相渡候、

去冬中より種籾之儀、作子衆中相願候へとも、一統へハ迎も不統所成者へハ不貸候へ共、徳田分ハ、金ニ而百かり壹分ツ、貸候都合ニ致候、種之義者、勝手在之候故、如此、当村ハ未夕取極不申候、貸候分者、入用可有之と、種物心掛置候事、

御地頭様方杯ハ、一統へ御貸被下置候物ニ而ハ、金貳百三十両も入用可相成由候へとも、力不及候事、御家中さへも、一向ニ御救助無之、誠ニ困窮之旁々、助り候風無之、当分至而六ヶ敷相見へ候事、

廿一日日和

仙台御(御徒)従目附様御廻村之義ニ付、鞍馬御首尾相成候事、御小人目附兩人御同道、是より度々被相廻候由相聞へ候事、

一南部騒動又々起り候由相聞へ候事、岩谷堂右近様、金ヶ崎大町様、水沢将監様之御三所ニ而御取鎮め之由、昨年者所々騒動起候、南部之方願之義御頼ニ、当国御一門様へ相願罷越、若南部之御願相叶不申候ハ、御国之御百姓ニ被成下

度由ニ而、四千人程伊沢之六原ニ集会たむろし、御城下へ度々早打急をツけ候、此内仙台者■■■■返在之由也、

御郡司様、同所へ御出張之事、

御武頭并ニ、

御徒目附様御出張之事、

都合三頭ニ而御出張

御賄ひ被下置候事、

此時、御郡奉行伊庭宗七郎様御出張ニ而鎮候

廿二日大ニ暖和、日和よし、

廿三日雪、雨ニ相成、麦之為ニ甚よし、旧冬より雪不足ニ而、麦少々赤かれ相出候所、此しめりにて宜、

当市日相庭、南方若柳高市ニ近く候故、穀物引メ、

当町、今日ハ雨天ニ而不盛、所々より大豆持參、問屋入、

弥々大豆小売夥敷売候事、

一古米 五升

新六升より

一白麦 六升

一大豆 百五拾文

一秋田酒粕 小壺升式百五十文

一千葉 七十五文

一ところ 大升百廿文

一つのまた 今日沢山ニ相出、相捌候事、

一おかゆ 六拾文位

此品ハ大ニ次第在之候

一とふふ 十四文

一油 壺歩ニ壺貫三百匁

一錢 壺貫四百六・八十文

此節錢計り多く、金至而不足ニ相成候事、

当町、大豆之売方沢山ニ捌候ニ付、所々江引合、買入、売

申候、併追々ハ一統不足ニ而、売統申間敷候由、左候ハ、

近々より引メ、高直ニ可相成候、当分穀ニ而ハ、少し安き

物者大豆計り、困窮者者専ら米之代りニ大豆少しツ、ニ而も

相用候事ニ候、四月頃ニ相成候ハ、世上之在様如何可相

成哉、恐入候、此節より所々、多くハ南方、人死相応相聞

へ申候事、わらかうせん余程相用候事也、

廿四日日和、

一奥騒動江、御城下より御物頭、足軽五拾人ツ、ニ而御下り

之事、然ル所ニ、御郡奉行様伊庭宗七郎様被仰含、南部願

之筋御取上ケ、早速吟味御取合被成下候間、頭分之者共計

り差招、残りハ一字引取候様被仰渡、三人程御取押へ、一

字為引取、三人伊達将監様御預ケ相成候ニ付、御物頭直々

惣勢御帰陣御登り相成候、鎮り候事、此所水沢迄御下り同所ニ此節不足之米、大ニ

喰たをされ、近在持合之者とも御買上、米麦人数へ被下、大痛

被為成候事、大變にも不至、上御首尾之事也、

南部非情之御取行ニ付、如此騒動ニ相成候事也、

廿五日日和、

一去冬より、御地頭様方御救助金被仰渡候所、御受不致候

所、正月ニ相成候而、追々被仰頼、無拋、手前ニ而も金五

両差上候事、橋本・皆長并本家、メ四人、

一当御家中も弥々難渋相聞へ、生き統候者三ヶ壺、十五・六

軒外相見へ不申候由、御役人様中御咄、御救助為成兼候由

之事、誠ニ目も当られぬ次第也、

石之卷杯ハ、三ヶ壺ニ可相成様子ニ相聞へ候事、

一当町ニ不限、一統質方休、然ルニ、所々錢之質相出候、五

日詰ニ而、百文江四文ツ、之利割、誠ニ高直成物也、

廿六日、上川奥通りも追々穀物引メ候事、大豆も当地引付、四切八分五り渡、

廿八日市、雨、雪、風寒、

一御貸麦、小人ニ式升ツ、御渡し被下候事、

相庭方
廿八日

一米 古 四升三盃より五升迄

新 六升五合

一白麦 六升

一大豆 百五十文 すわり

大ニ買人多く、石数甚売候事、問屋前仕込続き兼候由、

米穀都而不足、弥々諸方引メ、此節専ニ大豆計り取引多し、

一の関酒田米、去冬三百俵之外、式百俵参候へとも、御家中渡し米ニ而、市中売未タ不相成、五百俵も清水着候へとも、雪中にて、過分のか、りニ而休候、三月者、東廻り之船ニ而参候筈、

一此間、一の関菅原市兵衛殿より、金森利三郎殿、千葉新殿御出、手前并橋本氏持合之糸、酒田註文在之候ニ付買入、米買金方へ差向度由ニ而、九貫め入壺（筒）円金四拾七両式歩ツ、之直段ニ而、両家ニ而拾式筒也、売渡候事、本造り渡内金式百両也受取、三百七十両両家より利付ニ而かし渡候、糸・紅花、（丸）方專ニ、常に千葉新助殿方取組、懇意ニ通用致居候故、去冬中より米買方ニ而、菅市殿より度々金才覚ニ参候事、当地菅原殿、一の関様之御勘定御奉行役也、

一生糸・紅花之義、上方表去冬より至而直段あしく、買人無之、為登分も一向ニ売付無之、（丸）より申来り、損金相成候格語（宛借）、当地残り物も当分買人無之、去秋冬と者大ニ違居候所、酒田註文ニ而、珍敷直段ニ売付候事也、商ひ事、誠ニ一寸之向見へぬ物、此世之中ニ者、去冬ハ將軍様御代替を合、真綿・糸等、おもわく買ニ而、高直ニ取引致候所、凶

作之大騒き、又下落、又引上、又落候所ニ、正月ニ成、此
度残荷上々直段ニ売、

壹箇式・三兩ツ、利潤、秋買式百拾匁、十五匁之買入ニ而
ハ、利足見候而も、三兩余之利分ニ相成候、

一の関ハ、他国酒御免ニ相成候、芝居も御免ニ相成候由、

一旧冬、一の関より受取候酒田玄米、五斗入拾五俵也、町村

江施し致候様、肝入・検断衆へ申出候事、来月ニ相成候而、
渡可申訳、右仲間か、や、^⑧、手前三軒より百軒分見詰、
五升ツ、

廿九日大ニ寒、風、小雪也、此間風ニ而殊ニ寒し、

一御救助方向御役中度々廻り、少しツ、度々之被下候物在之
候へとも、壹ヶ村大体三ヶ壹位困難之者在之候故、中々御
手当も施しも行届兼、^(尾り)たり不申候、三分通り者助候見詰無
之様子也、

巳凶年ニハ、御救助と申事 御上様よりして無之、助情と
被申候事ニ候所、此度者誠ニ御救助方々と、専ニ被仰渡候、
誠ニ恐入候年柄ニ在之候、併商売之取引、又ハ金錢之通用
ニ而考へ見候へ者、天明年中より当世者、一統ニ而ハ金錢先
年より余慶とハ相見得候事、時ニより不分り也、最早金か
仙台ニハ他国出、無く成可申候、

一石之巻も、四升五合ニ相成候由、

正月晦日日和、此間甚寒シ、当日抔者甚嚴寒也、

二月朔日日和、暮方曇り、さら小雪、又はれ、

今日第一之日也、雨風等ニ而ハあしく、日和ニ而、当年ハ
上作、正月元日、同十五日同様之日、当年ハ役日ハ宜、

一種粉作子之方、色々と去冬より欠合候得とも、徳田江者百
かりニ金壹歩かし、無利足、当村者百かりニ而粉壹斗五升
ツ、かし候、都合壹歩ニ八升壹斗位之買入、壹升之目形^⑧式
百四・五十匁位外無之候、買入之ま、^(カ)ニ而かし、上作之上、

糶ニ而受取候筈、

二月二日日和、粮物不足ニ成、色々吟味之事

三日、市、明方より大雪、昼四ツ晴曇り、

此間、氣仙沼へ北方より米大豆大るニ入
相成候

由、

当町

一米 五升より四升三盃

新六升

一大豆 百五・六十文

一白麦 六升より少々内ニ成

五升三盃之少し余

一小豆 壹歩ニ七升五合

七切 貳甫文より

貳百廿五文

一粟 五升五合

わり合安し

一ところ粮 大一升百廿文

巳年ニハ四・五十文

此度者大ニ高し

一錢 壹貫四百八十文

五百文迄

一おかげ 生七拾文

並五十文

一の関江、他国酒参候へとも、高直ニ而不売候よし、

ノ

弥々売続き申間敷候由、此節より俄死相出、中々六月迄ニ

者多分死人相出可申候、

四日日和、五日昨夜より小雪、当日みそれ、夜風、

京都十二月十二日出、并廿二日出、両通書状着、何年ニも

覚無之不景氣と申参候、糸・紅花少しツ、無是悲売付申

来候、併年来之功ニ而、思之外上直ニ参候事、

九貫百五十匁入

白川印 五拾三両 刊手取糸

同

小川印 五十式両式分 舍 手取

同

其外ハ 五十壹両位、五十両、四十九両式分迄、

上々

紅花ハ 六十式・三両より五十七両位

最上紅 五十七兩より四十兩位

一 繰わた 壹貫八百ニ相成候而も買人なし

一 白米 壹石ニ付銀貳百廿匁

一 銀者大ニ高下、日々ニ違、

六十壹匁五、六分

江戸相庭

一 上方米 百文ニ四合半
兩貳斗八升

地廻り 三斗壹・貳升迄

一 大豆 六斗壹・貳升

一 小ツ (小豆) 三斗四・五升

一 小麦 五斗三・四升

一 そは 六斗四・五升

一 胡麻 貳斗九升

一 酒 甘樽ニ而 三十八・九兩より四十三兩位、

壹升置(カ)五分ニ付

一 ① 六貫文

ノ 酒者、巳凶年より拾兩高く、

右之通申参候、

一 江戸表、百文錢弥々御吹方相成候由、鉄小せんも御吹方ニ相成候所、至而あしく、歩ニ相成候よし、

石之巻も御免相成候由之事、

右、舎、弥右衛門殿事も、石川様御同道御連立ニ而、十二月廿五日芝御屋敷へ着之由、同所越年、正月二日立ニ而大坂へ趣候(赴)よし申来候、

一 ②より、京都者甚寒氣強ク、雪も沢山ふり候よし、

一 御城下より、去冬大町御為替組六人、上方登り之衆中、御金取極相弁候由、一万五千兩追々被相下候由申来ル、

御公義より大津江、壹万五千兩程御用金被仰付候由、大坂江も可被仰付候由、

江戸表御救ひ小家へ、壹人ニ付一日米三合ツ、被下置候、凡人數拾万人位と申事申来候

一 京都表、商売何年ニも無之大不通用ニ付、兩替屋四軒難渋、

潰れニ相立候由申来候、糸問屋、為替付之荷物受取不申、相断り候由、依而飛脚屋甚難義、駄賃金ニも行当、困り之由、古来より無之候事也、

一江戸表干(干鰯)か問屋相庭付

一鰹ふし 上 兩ニ四貫九百匁、五貫迄

高直也

一千鰯 上々 兩ニ五百五十枚、六百枚迄

同断

一透身 上 五貫匁入ニ而銀廿匁位

一水油 壹升五百文

一粕 壹俵六、七分

外、浦賀辺之相庭、右ニ順、高直之事ニ候、

去年中より浜々不漁ニ而高直也、

六日、日和ニ相成候、七日 晴雲り、夜小雪、

八日、市、日和、又小雪、寒気也、夜相応之雪、

一米 古五升より四升七合五

新物 六升前後

一糯米 四升五合

五升七合半

一大麦 白 五升七合半

から五切位之事ニ而なし

一小麦 七切位ニ而なし

一大豆 壹升百六十文

歩ニ九升五合

追々引ノ壳申候

一小ツ(小豆) 八切之直段

壹升式百三十文位迄

一㊦ 壹貫五百文迄

一千葉 七、八拾文

穀物、所々上川迄手を廻、買入呼取候得共、間合不申

候、切候事、

都而之物、元来無之故、日々引ノ候風ニ相聞得候、誠ニ驚入候事也、

当月末ニも相成候ハ、秋田米も参候筈、一の関様之江

戸表ニ而御取組分、熊田倉佐源太殿、金田官藏殿等罷越

候事ニ候、外伊澤より秋田米参候筈、

但し、追々死人多く相成候事、追々毎夜々々盗人多シ、

九日寒し、

十日初午、曇り、暖氣、夜九ツ雨、

御代官様より貧民江、胡升袋入(胡椒)ニ而一組切ニ、御自分之御施ニ被下置候、御郡一統ニ被下候事、寒暑ニよし、又(毒)どく消ニよし、

米谷町拾三軒焼失

十一日四ツ日和、南風、暖氣、

昨夕北小梨子(北小梨)上あらい式軒焼失いたし候、

氣仙高田町、御救助方調達金ニ而かゆ施行致候由之事、

氣仙沼、去冬より引続かゆ施行之事、

当郡当地抔も、御上様より追々被渡下、跡ハ作立仕付、扶喰兩度分計り残り候事、当村貧家町共ニ、下民より下々民メ七百日程在之、甚六ヶ敷、御上下より之手当計りニ而、

生続無(彼東)覚速、誠ニ以見詰無之、俄死(職死)ニ及可申事、

十一日夜大風、千厩町ニ而式軒吹返され、

十二日(彼岸)日かん入ル、依之及川芳市郎、手前、忠七、三人より玄米拾式俵施行申出、同日村町江御救助方、肝入衆并檢断衆、外ニ右掛り役付兩人、前以百式拾軒江五升ツ、渡候様申出候へとも、小人江割合可申段、御役人様より前以御請取被仰渡候ニ付、小人数ニ而、忝組切相渡候様触出し相渡候候事、

然ル所、当日ニ相成、忝組切之調書取揃、見申候所、町方抔ハ、相受候義遠慮、又勝手之義ニ而不受と申者も在之由、内々相聞得候間、最初小人数千人位余ニ見詰、小人ニ付五・六合之割ニ見詰候所、人数調ニ而、思之外(減じ)けんし候間、八百人位ニ見詰、於及川之裏ニ、追々人数増、御救助方主立肝入兵三郎殿、檢断清助殿、其外制道役兩三人、惣組頭中立合、忝組切ニ割合相渡候、

此割合、小人忝人ニ付

玄米七合五勺ツ、

但し家内忝人、忝人者二者、忝升之割ニ相渡、

然ル所、追々町村罷越、望出候ニ付、相渡候所、思之外見
詰より石数余慶ニ相成候、

此人頭

町村

惣小人千人余也、

五斗入
拾六俵

七石九斗式升也

三ツ割式石六斗四升ツ、当ル

此石数磨米ニ而八石程渡、此度隨一之施行也、四十両余也、
御両役并組頭中へ昼飯馳走いたし候事、

同日米相渡し、直々壺組切ニ引取、此節幸ニ吉田屋甚八方
かゆ之施行致、壺組切、組頭先立罷越、馳走相受、町村一
統引取、式百四・五十人、壺人分三盃ツ、盛切

二月十二日風、小雪、寒、

十三日明方より昼九ツ迄雪、九ツより雨、八ツ下り、
地震、暮六ツより風、大風ニ相成候、

十三日市

一米 古四升三盃

四升五合ニ而も此節なし

一白麦 五升五合位

から麦ニ而五切半百文

一大ツ (大豆) 壺升百七十文

是も跡々引

一錢 壺貫五百文

一ところ 百廿文

百三十文

都而之穀物一統ニ無之、所々江手配致、呼買ニ而、当町江參
候事、

昨日之施候ニ而、身体一見候所、青腫れ之人多く、やせ、
声迄至而細く相成候者多シ、生統き無覚候風、在方と町と
ハ大ニ違、町ハ大体者風もよし、三・四十軒六ツ敷風、町
場ハ売物にて通用之為ニよし、在之貧家ハ、田畑皆無、備
無之候而ハ、如何とも常々才覚無之、不働ニ而炉辺ニ集り
居、又ハ寝而居外無之よしニ相聞へ申候、働き在之者ハ、
ところ等ほり、何かニ而錢取候、

此節、わらかうせん専(角又)ニ致候、先年も不用つ(角又)の又と申海草

多く相出、用候、能(煮て)くにで、わらかうせん、麦粉、品々

入、ねり粥ゆニ而用ゆ、わらかうせんハ、天明凶年ニ稀々

相用候よし申伝ニ在之候得共、多くハ不用と申候、五年先

之已凶作ニハ、伊澤辺ニ而計り少々相用候よし、此度ハ甚

敷凶作ニ而、正月より初り、此節専ら流行致候、

松皮糯も、去冬ハ所々相用候、是も先年申伝のミ、

右成行ニ而相考へ、咄合せ見候所、誠ニ無類大凶作、誠後

世可恐々々、兼而用心可致候事也、

一 御郡奉行様、一昨日千厩江御着之事、此節御定居也、

去冬被仰渡候御貸上金、中通り之衆中、高橋より永々宝師

御免之志願ニ而、金貳拾五両調達、其外徳兵衛、円作殿并

其外メ五十両、村丑子測辺并割合貳十五両、メ七拾五両也、

此度調達仕候様被仰付候所、右之内半金之所、当村貧民御

救助方ニ、直々右之者共手前より施し申度由被相願候事也、

一十四日、昨夜大風、明方雪、甚寒し、晴、此間中日々雪、

風あれ、寒シ、冬同様、

一上川、江刺辺も追々此間米穀引上候由、

大豆 薄衣迄船引付直段

壺両壺歩一朱ニ上り

江刺伊沢も

米六升

小麦粉 壺斗貳升

米之粉流行ニ付、小麦粉ハ不売候故、少し安き方、

都而引メ、尤米穀類最早一円あしと申候、

当町も米売切ニ相成候、従是他国米引付候所、千万相待候

事ニ候、

此間ニ相成、袖乞、物もらい多し、知合も縁も尋參ル人多

し、

葉、猶引上、又申来候、

一唐白朮 八拾匁

一檳榔子 三十五匁

一唐木香 三拾匁

一竜眼肉 廿式匁

一黒砂糖 古来より無之高直 七百五十匁

右天明凶年之直段同様、少々高く相成候、

一白砂糖も 貳拾匁前後

先年と違、巳ノ凶年より此度之凶年ニハ、黒砂糖在々共ニ

大ニ相用候也、

一蕨粉、去秋より十一月迄者多く売、又十二月より正月一向

ニ不売候所、又此間売申候、南方ハ殊ニ売、時ニより変地

致候事、

十五日日閑中日、朝より相応之雪、大雪也、
(彼岸)

ところ餅、草餅、わらひ餅、しるな餅、品之製方、

五穀之外、ところ餅、ところ糰者第一二宜、

製し方能候へハ、少しも(苦味)にかみ無之、甚宜、尚餅ニハ、大

豆能(煮て)にで入候へハ、殊宜、

中道中筋も、追々引メ高直、人馬通用共々甚六ヶ敷候由、

古川町、三本木辺共ニ、

去年米ニ而五升五合、

古米一切なしと

下海道、殊ニ六ヶ敷候、若柳高市至而不盛、万物不売、巳

ノ凶作と違候、誠ニ父子兄弟之中も、情合も不思事ニ相成、

古今無双之大飢饉也、南方追々大ニ餓死致候、

十六日日和、寒、

昨日千厩御会所ニ而、肝入・検断衆中、并組抜中罷出、

御郡奉行様・御代官様へ、御機嫌窺申上候事、御救助方

品々御尋被仰渡候事、去冬御取都御年貢金并粉等、御郡中

へ割合被下置候事、

去冬中被仰付候組抜中之内、調達金取極無之分、於千厩ニ

此度被仰付候事、

御郡奉行様支配

皆川

一金七拾五兩

正兵衛殿

一金三拾五兩

佐藤

次七郎殿

一金四拾五兩

小野

茂兵衛殿

右之内、半金手元ニ而、御救助仕度被相願候事、

其外、相川佐藤勇藏殿四十五兩等、川通兩人程相加へ、

金貳百兩之高ニ被仰付候、

当町、此外之組抜中小調達相消候而より、村々相廻り、

十七日晴曇り、甚寒し、

当日も天文印鑑ニ而ハ役日也、風雨無之、宜、

十八日

京都正月十一日出書状着

去冬追々大不人氣ニ而、糸・紅花不売、漸々才覚御無心ニ

而、半高余売付申来ル、一統之○詰りニ而、金相下り不申

候、

糸屋町仲買衆中ニも、店とさし候店多し、無類之不景氣也、

糸直段売付左ニ、

白川印 上 五十式兩式・三歩

小川印 舍 五十式兩一步

並物ニ而四拾九兩、八兩式歩位、

此元之直段よりハ至而安し、一円利分無之事也、

紅花も、上物六十式兩位より五十四、五兩、五十兩迄、

一白米 壹石ニ付貳百廿匁

少し緩ミ

一銀 六十匁より壹・貳匁迄

十八日、市、曇り、甚寒シ、

一米 古 四升三盃より四升五合

一麦 五切半

一大豆 五切半

一〇 壹貫五百文

一生大こん 壹歩ニ拾八貫匁位

米穀追々不足相成、弥々引高直、吉田屋ニ而、上川筋

所々村々之肝入衆へ取組、買出、くり出候故ニ売続、尤大

ニ売候事、米之方ハ売不足、尤至而不足物也、専ら大豆麦等売る、

一つのまた 大ニ売

海草也 ねりかゆニ用、

一めかで

一ところかて 第一ニ売

一くは藤の根

大根之如くニ而、是も相用候事、売ニハ相出不申候、

一あさみかて 是も相出候、在方ニ而ハ去秋より大ニ用ル、

×

一去冬中より、追々春ニ相成、田地・山等遜人多く相成候、

併持人も多く無之所ニより、至而下直も在、又宜村ハせり

合而、却而高直也、

色々天変之世の中ニ相成候、追々人死多し、

十九日日和、少し暖気也、

同夜九ツ頃、徳田あらや千吉殿家焼失致し、所々徒者多候、

一此近辺ニも、毎日餓死多く相成候、馬等迄喰候よし、稀ニ相聞へ候、前後稀成大凶年ニ候、

一浜方少々ツ、漁事之候へとも、多くハ喰料ニ相成、此辺へ者不足也、尤上肴者不売、下直、赤魚不足也、

一追々人死ニ而、今年田畑之仕付甚無^(覺束)覺速、算田方大ニ作り

人無之、困り候、

一貰一向不売、買人なし

一気仙沼追々餓死多し

殊ニ、此間傷寒・悪病大流行、毎日く死人、寺御頼不申、取仕舞候よし、天明之凶年より拾倍之難義と申事ニ候、目の当られぬ在様也、

御城下八ツ塚御救小屋、毎日千人位ツ、施行、此内死人多

し、土中江箱を出来、死人五十人ニ相成候へハ、土を掛、埋めり、乞喰共、右之通之取仕舞、寄合之内、かゆ掛之ばくち在、

廿三日日和、風大ニ寒し、
当市日

二月廿日上日和、暖気也、

今日役日也、社日也、

一糶 四升壹盃

一大豆 八升五合

一大麦 八升

一小豆 壹升
貳百六十文

春ニ相成、一統金無之、錢計り通用、悪金多し、

一ところ 大升

引上 百五十文より
百三十文迄

今年、去冬より庭鳥之玉子無之候事、鳥類迄喰事ニ困り、
がん・白鳥之類迄無之候、

一干葉 かけて
百五・六十文
至而小把也

又凶年ニハ、こふしの木之花者不咲と申、此節咲候事、去

一とふふ 十四文

年ハ一向ニ不咲、巳ノ年ハ少し咲候、此節咲候物也、

一から 三十六文

廿二日午、日和也、又風、小雪花さらく、寒、夜雪、

一おかゆ 上 六拾文
並 五十文

同夜、又米谷拾七件焼失、所々火事多し、徒者多シ、

一ぬか

はしか 大ニ高直
買人望人多し

一〇 壹貫五百文より三十文位
弥々穀物引メ高直、

此節ところ糧一統用、尤多く相出候へとも、買人多し、
追々不足、高直ニ可相成候、在方専らニ堀方致、用候事也、
わらこうせんも多く相用候、併此品計り多く喰候者ハ、つ
まりニ相成、大便滞り、難義致候事、

一大こん、壹歩ニ拾六貫匁也、

廿四日日和、曇り、

昨夜、嵯峨立小大泉廿七軒焼いたし候、登米川下も、同
夜白鳥五・六軒焼、

廿五日日和、曇り、甚寒し、

廿六日曇り、廿七日日和、上々天気、朝ハ曇り、四ツより
晴る、

豊凶日和第一之日也

夜廿五日夜、横川町百程焼、

廿八日晴曇り、暖気ニ相成候、

此間ニ相成、貧民并一統ニ物不足ニ相成、人々面色青くは
れ候者多し、米穀と申、五穀之類不喰者多し、尤追々餓死
多く相成候、乞喰ニ相成候者甚多し、毎日々々之死人相出
候由、甚敷相成、誠ニ目之当られぬ事多く也、前代未聞之
大凶年也、当町者甚宜、町市日も盛り申候、当村ハ貧家多
く、死人も多く相成候、依之当田畑之仕付、三ヶ壺も残り
可申風ニ而、甚六ヶ敷事ニ候、沢々ハ作り人無之候、
今日、御郡奉行
伊庭宗七郎様并御代官様大内与左衛門様、千厩より当町御
昼、本郷通り、保呂羽御泊り御廻村、貧家御見聞、役々御
救助方被仰渡候、当所出火多ニ候間、火之用心嚴敷可仕由、
組抜中へも被仰渡候、

一 気仙沼より之書状、旧冬より此間迄ニ、餓死之者四百人程
之調ニ相成候由、天明之凶年より十倍と申事ニ候、秋迄ハ
大変成人、死ニ可相成様子、此間漸々赤魚相応之漁事、大
漁仕度諸人願、左候ハ、諸人助り可申候、

桃生・牡鹿郡ハ、田地四ヶ壺外、仕付相成間敷相咄候、

京都正月廿四日出相届、弥々上方も不宜、西陣織屋四百人程、糸屋町へ押掛、渋願等ニ而、大ニ騒動、金片ニ而相濟候由、尤問屋衆中も、糸屋町へ罷越候事、

舎よりも書状下り、京都滞留右混雜ニ而、御取組未出来不申候、江州八幡大店之本家江も被仰遣候間、手代兩人京へ罷詰、御七話申上候由、舎江戸正月二日立登り、東海道も当国同様、都而騒敷、都而高直、はたこ四百より五百文位、併、江戸・京都ハ、兎角別段ニ而、賑々敷在之候由申来候、

二月廿八日市日、此間ニ而盛也、

一米 古 四升七合五勺

新 六升位

古の糯 四升式・三合

一から麦 八升百八拾文

一大豆 小壺升百七・八拾文

一小豆 同式百五・六十文

一小麦 同式百廿四文

何レ不相替高直、

一切ところ 百三拾文より百四十文迄

相応ニ相出候、二月中毎日ほり方作合ニ而、多く相出候、三月ニ相成候而ハ、不足可致候、尤あしき物也、

一つの又 夥敷相出候、

此品ハ、喰れぬ物ニ候へとも、当年之義ニ而、ぬか、はしか、わら粉等品々、ねりかゆニ致候故、煮て、其ねはりニ而ねりかゆニ致候故、夥敷売、下直成物也、平年ニハ不知、せんたく等ニ用候草也、めかて、かちめ、色々詰、町盆町杯之様也、

当年ハ、川(河骨)とハ南より参り不申候、是ハ巳年ニ相応ニほれ、不足か、又ハ其辺ニ而相用、此辺へ不参候様子、ぬか、はしか共ニ売れ申候、ひへぬか大一升百文位、

今日

一当町赤魚、弥々相応之漁事ニ相成、沢山ニ相出候、拾疋壺連百五十文、小売七十文位、

一錢 壺貫五百文すわり

店商内ハ、思之外ニ不売ニ相成候、手前店白砂糖計り多く売、余品ハ無異儀物計り売、今日金式兩程売立、正月棚卸ニ、兩品ニ而砂糖金式拾兩分程在之候所、当月中ニ此節迄

売切ニ相成候、あしくほ茶、是も不足物、しん切茶も同様、何レ茶も豊年より割より売候様ニ相見へ、

太物店ハ小切手拭等計り売候、死人多く在之候故、下白ハ

売候よし、併常之死人と違、支度聊也、

染屋不繁昌ニ相成候、綿近年高直故、地染不足、尤五倍子

不捌也、

すおふも下直之方

此間ニ而
メ三十四、五匁三十式、三匁

一廿八日夜四ツ過、北之方ニ当ル大火事見る、千厩辺と見、大勢参候所、砂子田ノてしろ森焼失相成候、蔵ハ残候よし、

殊ニ火事多ニ而、甚心支用心致候、

同夜雨、風、

廿九日日和、御徒目附様、御小人目附、御上下四人ニ而、

当地より津谷川通御、廻村之事、

一百姓乞喰多し

一先日舎弥右衛門殿方より町内三十軒程へ塩六俵程施し候事、

一検断清助殿、町内右軒数江、同塩四表也、施し候事

三月朔日晴曇り、静也、

今日も風雨あれは、あしき日也、

今日、御家中へ施米致候、御用人様方御頼相調候上、上と下と両所御役所ニ而相渡候事、右施主

か、や 皆七 橋本氏 手前

本家 メ五人ニ而、

一玄米壹石式斗也

此金廿五切也

御家中貧家式拾九軒也

但し、壹軒江四升ツ、ニ成、

又 検断清助殿并舎弥右衛門殿、忠七親方、右三人より

一塩八俵也

右式拾九軒江、米一同ニ引渡し、壹軒江七升ツ、

右之通、一同ニ施し候也、

御地頭様より、さしたて御手当も無、甚難義ニ及、最早立
続兼、餓死ニ至候間、先日中より吟味申上候ニ付、節角待
入、早速施し呉候様、人々より被希、相渡、一統悦入候様
子也、

誠ニ目の当られぬ様子也、

一石之卷辺ハ、人情失ひ、尤喰物ハ、犬も馬も喰候様子、当
地辺りも有之候事、

石之卷辺ハ、盜等、此節者吟味無之候よし、

一此度之献上金、御知行之義ハ、金百両ニ八百文位之割ニ而
被下置候由、未夕御賞しニ者不成、併御知行之義、巳年と
違、御蔵入高代之へり相成候義、大ニ被為惜候様子被仰談、
多くハ金高ニより、身分又ハ苗字帯刀ニ可相成様子、少し
計リ之金ニ而ハ、格別之被下物も無之哉杯と申候、

三月二日曇り、昼より北風、寒し、暮さらく雪、

米穀諸相庭、不相替高直、

一とところ粮 百廿文

追々多く相出、今日少し安し、

一つの又 沢山相出、多く駄送相出候事、

一赤魚 先日之市ニ八百五拾文

今日ハ些高く相成、貳百五十文位

一干あさみ

一大こん 壹歩ニ十五貫め位、

一とふふ 十六文

一おかゆ 上八、九十文迄、

一秋田酒 壹盃百五十文

参候事

種大こん、一統ニ盜れ、大根種間ニ合不申候見詰、

三月三日節句、小雪、みぞれ、寒し、雨、

過ル朔日、種漬候時節ニ候得共、当年も春遠、節之後き年
ニ而、殊ニ去年初ハ実入あしく、長漬ハ不相成候間、一統
ニ不漬、延引相成候、然所、又今日雪ニ相成候、在方ハ盜
まれ候事ニ而、桶江入漬、外へ出、ほし候よしの心掛也、

大根種も、根拔ニ盜れ、甚以困り、種大根も至而不足ニ相成候、

畑之麦も掘て喰候由、甚当惑之事ニ候、

一 御家中江、御節句之進物

かれい五枚ツ、五軒江遣

右割合、仲間拾人、但シ檢断衆・地肝入衆共ニ如此、

メ五拾文ツ、メ五百文分

一 御地頭様若旦那内膳様也、大旦那様一向ニ無役ニ而御暮し

被成置候所、近年若旦那様表ニ被相出、此度御武頭御役義

被仰付候由、依之、御金方申来候由、

四日日和ニ成、寒、今日式・三軒種漬候、

一 御城下天神下近辺金昌寺御助ケ小屋、七ツかゆ施行被下候

分、千五・六百人、毎日段々余慶ニ相成候、

一 日々拾人位ツ、之死人、廿人壱塚ニ弔ひ相成候事、供養被

相行候、

五日曇り、六日日和、曇り、暖氣、

先辻堂町焼、清水川町拾七軒焼、

一 御城下表、追々他国米入着沢山ニ相成候事、然ルニ金錢無

之事、申無計、誠ニ一統困り、大店之衆中ならや坏店をさし候事
其外

一 石之巻近浜江、他国船三・四艘、米其外穀物積入、着船有

之候由、

秋田米、御城下行、北上川下り、和測上り通り、道中駄送

之事、当地江未夕参り不申候、

秋田酒、当地へ参候上、酒ニ而壱升四百文位之着、壱盃百

五十文、

そば百俵程、若柳迄持参之所、同所ニ而壱俵ニ付五切半売

候由、酒の粕等持参売候事、米ハ追而参候由、水沢口之買

米七升位之由、是ハ品あしく候、

上川も、先達而大豆引上、五拾式・三切、至而不足致候、

一昨日御貸粉・麦渡し被下候事、又当月中ニ作立・夫喰渡し、御貸被下候筈、

外^二当村へ惣メ四百八十俵渡ル分
一新粉四拾表金四拾八切也

去年御蔵納ニ相成分、当村へ御割合被下置候分、昨日肝入衆より被仰渡候、右ハ種行届不申候者之分、種御買入方へ御用ひ、残分ハ他国米着之節、買入被下候筈、惣わり合秋ニ相成、割合被下候事ニ相成候、此度ハ貧民殊之外御助け相成、難有事ニ候、中より上之者ハ、度々之金入、毎日之自己之取引被願、錢金之入用無申計候、当年ハ誠ニ惣平均と相成、上之衆中大痛ニ相成候、

一檢断清助殿、村方江今日塩八俵也、施し被致候事、

一御城下安白木綿無之候事、仕入不足、尤大高、殊ニ死人多し、入用多ニ而如此、綿高直ニ而、一向在方も綿不売候事、

御城下表、砂糖一円売切ニ相成候事、在々同断也、

七日日和、暮方より北風、寒、

涌谷伊達安芸様分御在所、拾万かり程之明田ニ相成候ニ付、町家商人江被相任、他所より金出し才覺為致、入作之銘ニ而、百かりニ付金五切ツ、之割ニ為相出、其土地之者ニ為被作、取納之上、米五俵ツ、ニ而相渡候間、望次第金子出呉候様御セ話被仰付、莫商人兩人、当所之橋本へ罷越相談之事、忝俵忝歩之割ニ而受取候訳、入作之訳ニ候間、何方迄も駄運送相成候事、

深谷黒沢ノ鈴木善次右衛門殿、手作ハ七万かり作之由、御国第一之大作人、巳之年米ニ而五百俵献上、組拔ニ相成候、今年種粉四百俵買入候由、

八日 市 甚上御日和也、
暖氣

一米 古 糲 四升壹盃
うる 四升三盃

一去年米 六升
糲五升

一麦 八升 壺升百九十五文

一大豆 八升 壺升百九十五文

一小麦 壺升貳百文

一小豆 同貳百六十文

秋田
一そば 同 貳百文

一◎ 壺貫五百文

木綿店、古手共ニ一向不売、小間物類も此節一向ニ不売、
おかゆ并糯屋等第一ばん商ひ在之候、

一質屋は惣休、置替計り、

一石之巻住吉横丁より出火、船場横丁三拾軒程焼失、

一巳ノ凶年ニ被相除候御出入御役小松新治様御事、此度又旧

御役ニ被召出候事、直々大坂御登りニ相成候事、大坂表銀

主御取組相出兼候ニ付、前々升平御懇意被成置候間、銀主

方旁ニ付被召出候事と相聞へ申候、

昨七日より十方くれ也、今日皆々種を漬候、十日位之見詰

ニ而上ル、九日 上日和、十方暮過、暖気也、

十日大南、曇り、八ツより雨、

十一日朝雨、四ツ晴、日和ニ成、尤暖気ニ而、此度之十方

暮者氣候宜、

昨夜雨ニ而、町内江所々盗人当り、

一砂糖類、白黒共ニ一統壺切、御城下も金売一切なし、

十二日日和、風寒、二月十九日より同廿日迄、大坂大火之

由風聞ニ候所、未上方状無之、実事不知、

十三日日和、寒風、

一米 不相替同様

一雑穀 同断 不足

売不統候

一◎ 壺貫五百文

先達而中売不申候所、此間又売不同在、

一蕨の粉 相応ニ売

一ところかて 不出ニ相成候、

一とふふ 十六文

メ 一大豆 六切ニ而売人なし

一小豆 八切ニ而同様

一砂糖類不足、高直之由申来候、

御城下ニ而、黒歩ニ七百匁、砂糖下壺メテ廿匁位より廿式、

三匁、不足也、

一向入船なし

一唐白述 壺斤銀百匁と大引上ケ申来候、

一今日書状入着

大坂表大火事并ニ大騒動ノ珍事

二月十九日朝五ツ時、天満組御屋敷より出火、天満之東ハ

大体不残焼、夫より船場・今橋相渡り、鴻之池、天五、平

○持之名也

五、嶋庄、高麗橋筋中橋より東堀迄、三ツ井、岩城不残、

道修町不残、平野町、淡路町不残、瓦町南ハ東町より北迄

不残、東暮端迄、東西御役所者御無難、誠ニ以軍之備ニ、

鉄炮石火矢ヲ仕掛、拔身之鎗・長刀、凡五百人計り軍勢ニ

御座候、死人幾万人相訳り不申、鎗ノ先ニ首を突立、御城

外大手者、御警固人数鉄炮・石火矢之類、昼夜御手当御座

候、船場、淡路町ニ而死人幾万人と無く御座候、其騒き恐

敷事無申計候、天満橋切落、吉や橋、今橋、高麗橋、思案

橋迄切落、右大将分不残今以手廻り不申、

御城代、両御奉行所、尼ヶ崎近辺之御大名、天王寺或ハ寺

江所々陣取、昼夜人馬之声すさま敷事、誠ニ乱軍之在様、

騒動無申計候、漸々廿日之夜亥之刻、火鎮り申候、依而夜

通し注進仕候由申来ル、

先年大坂御陣落城以来之乱なり、

十四日雨、寒、十方暮中

種未不漬所多く在之候

三月十五日日和、暮方より寒し、十六日雨、

一江戸表之義も、米穀高直ニ而、度々從 御公儀御救米被下

置候得、(其脱カ)不足ニ而、町家大株之衆中へ他国買米被仰付、

上方買入、相下シ候事、尤御貸上之事、

当四月、將軍様御上洛、御代替り被仰出候事、

二月廿日出之江戸相場

一白麦 式斗壹升

一白米 式斗六升

一油 壹升五匁式三分

気仙沼相庭之事

一米 四升壹盃

糯三升三盃

一小豆 五升五合

大坂騒動委敷申来候事

一の関御台所銀主、此度大坂難波橋町人大根屋小右衛門と申○持御取組ニ付、一の関江下り、滞留中、右一件注進申来候写、御同人、京六条本願寺御用人石田小右衛門と申也、御同人屋敷も焼失、石火矢ニ而土蔵式ツ打くだかれ候

所、家内者無難之由、古今之珍事と申来候事、

二月廿六日夜御用番

水野越前守様より被相達候書付也

松平甲斐守

御家来

大坂町奉行組与力大塩格之助父隠居平八郎頭取、与力・同心共并百姓共徒党致、火矢等相用、大坂町中所々江火を掛、及乱妨ニ候ニ付、早く人数指出、召捕可申、時義次第切捨致、着込等ヲも相用候義勝手次第、尤容子ニより候ハ、乗出馬ヲも可致候条、酒井雅楽守、松平遠江守、青山因幡守、岡部内膳正江も人数指出候様相達候間、可被得貴意候、
別通左之通

去ル十九日卯上刻、大坂天満建国寺裏与力町より出火在之、及大火ニ候ニ付、早速彼ノ地へ人数指出、御城際へ相詰居候処、追々所々江火押移る、何者とも不相知徒党之者、鉄炮ヲ打掛、或者拔身之鎗・長刀を振廻し、及乱妨ニ候ニ付、具足・弓鉄炮ヲ為持、早々人数指出候様、跡部山城守、堀伊賀守より相達申候、与力大塩平八郎及一騃候ニ付、早速人数可指出旨、土井大炊頭より差図御座候、別人手及

兼、御城中へ引籠、防候様相成候ハ、後詰之手当勿論之旨相達候ニ付、同夜子ノ刻、二番手之人数、甲冑・武具并大筒等持参、指出申候所、大手へ相詰候様大炊頭より相達申候間、先キ手同様、御城堀際へ扣居候処、跡部山城守指図ニ而、京橋口手薄故、彼方詰替り候所、又々守口辺之徒党之者共集り居候ニ付、彼地へ人数指向、段々及詮議候へ共、一人も無之、又々吹田辺相集候ニ付、直様駈付候得者、此処ニ一人も不相見得候ニ付、京橋口共引取、相詰居候所、同廿一日丑ノ上刻、弥火鎮り、徒党之者共何方へ逃去候哉、行衛相知不申候間、穩ニ相成、先人数引取候様大炊頭より指図ニ付、二番手人数者引取、一番手人数者大坂藏屋敷へ残置申候、尤乱妨之者共、手ニ及兼候間、切捨ニ致候様、跡部山城守相達申候由、

右之趣、家来之者より申越候、此段御届申上候、以上、

二月廿八日

松平遠江守

一二月十九日朝五ツ時、天満組屋敷より出火、大体不残、夫より天満東ハ不残、船場町、今橋相渡、鴻ノ池、天王寺屋五兵衛、平野屋五兵衛、五嶋不残、夫より高麗橋筋通、中

橋、東城迄、三井、岩城徳右衛門より不残、道修町、平野町不残、淡路町、瓦町不残、南者本町より北迄、東者天満まで、東西御役所御無難、誠ニ以軍之備ニ而、鉄炮・石火矢打掛、拔身之鎗・長刀、凡五・六百人、軍勢ニ而指立、突立、死人幾百人と不分、鎗之先ニ首ヲ突掛、御城外大手者、警固之人々、鉄炮・石火矢之類ニ而、昼夜御手当ニ御座候、淡路町之死人、幾人歎不相知、誠ニ恐敷事、前代未聞之事ニ御座候、市中之騒きハ不及申ニ、橋々、天満橋切落、よし橋、今橋、高麗橋切落、思案橋切落、右大軍ハ今以不相知、御城代、御奉行所、尼ヶ崎近辺之大名軍勢、或ハ天王寺、或者寺々陣取、昼夜人馬すさまじき事、漸々廿日夜亥下刻、火鎮り、右之騒動故、市中難義、死人沢山ニ御座候、跡々不安心可申様之由申来候、

久、舎、此間書状無之、大坂へ参居候や、容子無之、案し居候、

十七日 晴曇り、小雨、又風少々、寒シ、今夜月しよく、

同夜、桶津町拾式・三軒残り、一字焼失いたし候、近年ニ

両度焼也、同夜小雪、

十八日朝寒、さらく小雪、同日風、日和、節不相応ニ寒し、夜々盗人多シ、

当市日

一 米 古 四升五合
四升壹盃迄

一 麦 八升也

一 大ツ(大豆) 八升也

一 小ツ(小豆) 壹升貳百五・六十文

一 根花 能売候事也

百文ニ九拾匁

干粉 上 壹歩ニ六・七升也

壹貫八百匁位也

一 銭 壹貫五百文

秋田物

一 そば 五切半

一統ニ引メ高直、米も近所ニ既ニ一切と申程無之、岩ヶ崎より此間取組、古米少し買入、売続候、

酒田米、二月廿四日出帆壹艘、三月四日出帆壹艘、貳艘ニ而千石之案内、酒田より申来候、跡船ハ直々四日より浜付之由、先積者近々着可仕候由、
十九日晴曇り、暮より小雨ふり、

同夜四ツ過、千厩町角より下ノ方、新町分迄、六軒焼失致候、火ニ而馬式疋焼落申候、

新町源蔵元

米谷町も五・六軒、一昨夕焼失、所々放火事余慶ニ付、御代官様より用心之義、追々被仰渡候事、

御城中ニも、先達而變成死人兩人、御城中御中奥座敷ニ(腕)うで壹有之由、不思議なりと申事候、

廿日雨、廿一日四ツより日和、

且当年も、三月下旬ニ相成候所、思之外冷氣ニ而、草木之芽立尺取不申、麦も生長不致候、盗人多ニ而、種粉迄池之内より盗取られ、土蔵者戸前も明候事多く、誠ニ前世ニも無之年柄ニ御座候、当仕付も如何可参哉、難計、旁以不安

心之事也、

巳之年ニハ、秋田辺より国方へ古物・絹布之類売ニ参候所、
今年者当国より此節秋田へ売ニ参候古着・絹布多シ、

魚類、浜方大漁ニ不成、直段も下直ニ成兼候、肴のわたも、
頭も、何方共ニ不捨、錢ニ相成候、尤渴命之者ハ、わた頭
等迄もらい、又ハ買へ、夫を喰へ申候、人間之諸行ニ無之
候、

廿二日晴曇り、折々雨、同夜五ツ、薄衣のまき五軒焼失、
其外北ニも火事_ニ在之、未不知、誠ニ火事多ニ而、甚困り候、
用心嚴敷候、

廿三日、諸方一統ニ米穀引ノ高直、一の関相場も当所同様、
涌谷相場同様、
同市日、風寒、甚以節後レ、一向草木・桜等、花もよふし_(催し)
無之候、

一米 古 四升 壺盃

一もち 四升

一小豆 壺升 式百七・八十文

一小麦 同 廿三十文

都而今日杯不足也

一蕨の粉大ニ売レ切る

右ハ糯屋ニ而米穀高直、依而蕨糯大ニ売候事、

秋田根花、度々参候事、

一錢も追々不足ニ相成候、金無之故、多く錢之通用故、
不足ニ相成候風、

当所之市日ハ、近在無之大盛り、万事弁利ニ而如此、

廿四日曇り、冷氣、

一昨夕、前沢町焼失之由、

廿五日曇り、昨夜雨、

同朝明前より、千厩本町西角より本町之方へ七軒焼、馬壺
疋焼死、先日之火事ニ馬三疋焼、両度之火事也、横丁残り
候、

廿六日日和、又昼より曇り、北東風寒シ、節不相当也、冷

氣也、廿七日 日和、暮冷氣、夜風、曇り、雨模様、先日
大原町壺軒焼、馬三疋焼死、

廿八日日和、暮より冷氣、北東風、夜静ニ相成候、同夜明
近七ツ頃、粉香木六藏焼失いたし候、

御郡奉行様、氣仙御定居

同三月廿八日市、相心之盛、米穀弥々^(私底)拵庭、引ノ高直、

一 米 四升壺盃迄

一 麦 からニ而七升五合 壺歩ニ
相成候、

一 大豆も七升位

一 小麦 七升

一 小豆 七切式・三朱

一 そば 秋田五切半

粉者割合ニ出不申候由

一 ところ糧 百六・七拾文

先達而中より大ニ引上

一 根花粉 至而不足、手前用ニ相成候、

秋田物ニハ悪品計り多し、

一 肴類不足、高直、

赤魚三百五十文位

一 錢 壺貫五百文

一 蓆 一向ニ何も売

ノ

然ル所ニ、酒米^(酒田)米積船、氣仙沼近浜へ四艘程着之由、案内
在之、近日入着之義申来候、大ニ安心致候事、

又秋田米、西古屋清助殿買入分、若柳迄參候由注進、

他国米參り不申候而者、一統凌兼候間、誠以前代未聞之飢
饉、追々人死多し、陸駄送之分ハ、六升位之上り相聞へ
候、

廿九日雨、寒、冷氣、今年春遠之年とハ乍申、至而陽氣無
之、草木目立尺取不申候、桜花未不咲、

過ル廿三日頃より種まき初、此節最中、町方ハあら増蒔方
相濟、在方ハ未不濟候、尤種不同之年故、至而六ヶ敷、当

村ハ難渋多ニ而、山根沢々不仕付ニ可相成風、働く力無之者多し、手前杯も御家中引当貸等ニ而、追々無心被致、田過分余慶ニ相成候事、千かり已上手作、

扱最早四月相成候得共、陽氣難引立、節不相応ニ寒、案るに、心支之年なり、天下一統騒ケ敷、不安堵之世の中と相成候、

大坂騒動ニ付、金主御頼方、小松新治様御登り止ニ相成候よし、

追々大坂騒動申来、徒党之七・八人者逃、其外式・三十人被召捕候由、御城代土井大炊頭様、并ニ御同役御兩人、大筒ニ而打殺され候由也、金持中江恨ミ在之事ニ相聞得候、此間、一向ニ上方下り状無之義者、此大変ニ而、飛脚屋ハ被相留候事ニ相聞ヘ候、

御屋敷より、御大名様方ヘ計り早打參候、

三月

廿九日 朝甚寒候、所々雨より四ツニ成雪ふり、相応之雪、三四寸程、珍敷事共也、□又暮ニ雪、当年如何参り候や、

心支之年柄也、

先日之雪

三月晦日曇り、日和ニ成、暮又寒、苗代雪かふりニ相成候事、

此日之雨ハ其年日でりと在
四月朔日日和ニ者候得とも、節不相応ニ寒シ、草木之ほき

立至而尺取不申候、種蒔桜漸々少し催候、むきそ立あしく候、未種盗人多し、家蔵何レ不寄盗人多し、誠ニ火之用心共ニ、昼夜油断無之、無類之年柄、不安候、乱世なり、

一米穀既ニ一円無之、行詰り、只今ニ而者、中民と申家々迄不足いたし、甚困り、下民と申分者、殊ニ六ヶ敷、追々餓死致候、他国米未タ入着無之由、難義之事ニ候、

此節、山々荒畑之辺、色々之草つみ、女・子毎日相出、取候事、

過ル廿八日昼、内之脇五・六拾軒焼、塩煮釜小屋焼、

朔日之夜、黄海曲田三軒焼失之由、

二日日和、甚上氣候、同夜北方ニ火事見る、毎夜く所々火事、

同日、又以御貸上被仰渡候、

東山北方 三百兩也

同南方へ 四百兩也

此内、七拾五兩也、当町江被仰付、当町上之仲間拾壹軒江割合、十兩より十五切迄、手前八三十五切御受申上候事、右者大坂御登り御延引ニ相成、此節御城下表御家中大ニ行詰、御難義、難凌ニ付、当座御救ひ方御貸上度、御年貢ニ而御引落、御返金被仰渡候事、右え掛り御役人様湯田繁三郎様と被申候、

当時小松新治様御出入司、大坂升屋平右衛門燒不申候ニ付、当月小松様御才覚ニ御登り之由、

当御地頭様方、御用立御証文ニ付、今日御代官様へ罷出、聞上候事、

四月三日晴曇り、此日ニ雨ふれ八日てりと在之候暖氣ニ相成候、

順氣直り不申而ハ、麦も生長不致、(成長)出ほ迄者遠く、(出穂)甚以困り候事、此節ハ毎日数々餓死いたし候、

同市 相庭

一米 四升

何分不足、買人多し、

一去年米者不足ニ而、当地へ□□引合不申候、尤品□□あ

からしく候、

一麦 七升

一小麦 同断

一糯米 三升三盃

一小ツ(小豆) 式兩之割

一ところ粮 百六十五文位

一錢 壹貫五百文

一他国酒 壹盃 百五十文

一わらひこ 壹歩ニ壹貫五百匁

至而不足物、遠方ニ而買入、

秋田物ハ式貫め位候へ共、至而あしく候、

町相応ニ盛候得共、喰物之為ニ而、おかゆ・餅等計り大ニ盛候、

木綿・古手之類、一円不売、死道具物計り、下白ハ多少売候得共、高直、

手前之店、万物在之、小物計り、無余儀分売、砂糖類、蕨の粉多く売レ、次ニ茶売候事、

御城下ニ而、繰綿沓本金拾三兩位、無類高直、在々尤不売、

此商売ハ第一上^(あがつたり)たりニ候、太物店仕舞ニ成、薬店も小店者上^(あがつたり)たりニ相成候、手前之店ハ、買合等之薬少しツ、売、

餓死まけ薬と、在々之衆中好み申候間、

三蔵円

益気湯 大補湯杯

右、何レも人勢よわく、補薬也、

又法

良姜 香附子

麦芳

右三味右也

一古物売買尤流行、

一の関相場も

一米 四升

一麦 七升

一^(小豆)小ツ 拾切位

何レ法外之引上ニ相成候、

一統行詰り、死人計り多し、

大坂騒動徒党之内、松浦林兵衛御召捕、白状ニ及候事

一 籓 救 民 桐紋籓

湯武両聖

天照皇大神宮

八幡大菩薩

三百人

沓番備 鑓 庄司義左衛門

三百人

同 木村隼人

右同断

式番 大塩格之助

右左四百人

大筒 大塩平八郎

石火矢 前後六百人

三番 瀬田濟之助

石火矢 五丁 六百人

同 五丁

四番 鎧 渡辺良左衛門

鉄炮 三百人

同 近藤梶五郎

三百人

今川弓太郎

松浦林太夫

旗 武士

五色吹抜 武士

金馬連 武士

馬印

小荷駄 大塩判左衛門

奉行

船奉行 松浦七左衛門

惣大将 大塩平八郎

何万人と数不知候由

右追々大変成事、所ニより書付申来候、

此日雨ふれハ、豊年と在之候、

四日 昨夜より雨、当日冷氣、昼より晴曇り、五日 曇り、寒、八専初、

京都^久より状入着、米相場少し下ル

一白米 壹石 ^{銀二兩} 貳百廿五匁

一銀 六十匁七・八分

江戸相庭、百文三三合五勺

依而御公義御払米相出、四合半ニ成、

莫不足、無覚引上と申来、松川ニ而古葉五・六拾斤位、当

年ハ当国為登ニ無之候、

京都表、糸・紅花至而あしく、相片付不申候由申来候、

大坂騒動弥々委く申来候、同所江出入之人、右ニ付無之候、

通用留ニ相成候事、

一三月廿二日夜、御城下車と言所角より出火、廿人町不残、

釈加堂下迄、材木長屋焼失、桜も少し焼、大火事也、

六日 朝日和、昼より曇り、

此節種初才覚致候人多し、誠ニ不同成事ニ候、古種者不宜之事也、

誠法外之高直也、

七日 晴曇り、雨、

当日雨ふれハ

八日 日和、風少々

(果物) くだもの少シ

五穀高直と在之候

一米 四升 諸方相廻候へ共、切間ニ成、

一もち 三升三盃

一小(小豆)ツ 五升壹歩ニ相成

一大(大豆)ツ 小升ニ而貳百五十文
六升之直段

一麦 七升壹歩也

一ところ 百七十文

一千糧 七升五合より
八、九升

一免かて 小壹升五拾文

一小麦 六升五合

一根花 百文ニ八十匁

一春中、大條監物様、御公義江御拝借、御登、

此度、拾万両御無心相弁也、内八万両御拝借御指引相立、
貳万両御持參、先日御下り之由承ル、

田地等、大ニ遜渡し之、動く景気場も在之、又持人無之、
致方無之所も多シ、

一火之用心、并盜賊為用心、廻番嚴敷致候吟味候へとも、当

年柄之義ニ而、町家貧家無勢ニ付、

此角江新番所相立候、此所番札相改、無怠様致候事、
右諸人割合、手伝面付、為覚相印置候事、

番屋壹ツ 番板札

此金貳歩貳百文

右割合左ニ

橋本氏 皆長 舎 手前

本家 ⑨ 〆壹朱ツ、

此金壹分貳朱也

横丁佐藤氏 及川 吉田や 利蔵殿

高橋 高德 円作 佐蔵

大吉 右百文ツ、

メ九百文

九日 朝より昼迄晴天、昼より曇り、尤北風、東風、寒し、

苗代引立、至而むら草生、尤于今種初才覚人多シ、

若柳組抜小野寺新之丞殿御事、前々より小松様御出入ニ候所、此度右小松様より被仰付候ニ付、御救助方ニ候所、別段志願方御吟味之上、願之者有之候ハ、可被相免ニ付、廻勤、当町江昨日御越、当地組抜中江御進め御相談之事、御国ニ前々より御礼無之、御公義ニ在之候郷士也、組抜より四百両献上ニ而、百姓なれハ五百両ニ而、御賞シ相成候訳、是ハ御奉公無之、商ひニ而も、百姓ニ而も、勝手之家業不苦、甚楽成ル士也、依之、難被相免候故在之候所、此節無扱被相免之事、此節ハ遅く相成、献上之人甚不足ニ相成候、

一 統金不足ニ相成風、

十日日和、上々天気、十一日日和、十二日同断、十三日大ニ暑、十四日同断、過ル十一日より切替り、上々日和、氣候ニ相成候、依之山々畑麦等大ニ見直し、草木ほき立申候、

一 京都^①より書状、三度分一同ニ相下り候、不印之上、大坂表騒動ニ付、弥々不印ニ而、商売相初り不申候、

糸取引も、先年之通りニ、銀百匁ニ、糸何十匁と相成可申候、先以此度ハ直段落シ不申候へ共、不相成、壺箇ニ付

四・五両丈安く相成候、

一米相庭又々引上、壺石銀式百五・六十匁ニ相成候、

一 京都者又々壺人ニ付米三合ツ、積を以御救助相成、依之、

町家之間屋・物持中より、追々施し相成候由、貧家ハ矢張り餓死人多く候由申来候、

然ルニ、大坂之金持中者、一応大塩平八郎施し方取進め相談致候へとも、聞入不申候、御町奉行様ニも御一人ハ聞入不申ニ付、平八郎殿自分金ニ而七百両程施致、其上ニ而近在江触出し、乱妨ニ及候間、本意者宜敷事ニ候へとも、御町

奉行、御城代迄石火矢ニ而打候故ニ、悪事と相成候事、未
本人、將たる者共六・七人ハ、行衛不相知候よし申来候、
大坂殊之外大痛ニ相成候、所々口々御取糺之事、近国之御
大名様へ被仰付候事、

一十四日 当作仕付米、千厩并松川御蔵より相渡候事、

十五日上日和、

昨十四日、折壁町昼火事ニて、四十軒余也あらく焼失致候、六・七
年先ニも焼、此間ニ兩度、甚苦ミ申候、

十五日夜、大原新町菓子屋之隣より出火、新町ハ一字焼失
致候、所々火事多ニ而甚困り、追々用心之義、御代官様よ
り被仰渡候事、

十六日上日和、暖氣、暑也、追々南風吹、七ツ頃より雲起
り、小雨、同夜より十七日朝迄相応之雨也、

(甲子)
申子也、

十七日之朝五ツより日和ニ相成候、此間一円ニ雨無之、大
此日雨ふれハ、秋洪水と在、

二日照、諸作草木、此雨ニ而大ニ引立、尺取宜、苗代先蒔
付、見事ニ相成候、追々種才覚、又ハ古種、不芽、此間迄
追種相下シ、蒔付候事、是も早き分宜、一兩日先ニ蒔付候
分者、節後レニ而無覚束候、

種籾も、一昨年之籾ハ年柄あしく、不熟之米ニ而、不芽、
尤おむれ候、籾ハ能年之種ニ而も不宜、何レ新之内より、
実入之能き所吟味取可申候、新之方追々望人多く、先達而
上種ハ六升壹歩也、此近所ニ而ハ、薄衣、矢作者第一ニよ
ろしく、川南方ハ、先年より申伝候通不宣候、北手之方ハ
宣事ニ候、

一皆川正兵衛殿、此間御病死ニ付、檢断清助殿、実兄忌中ニ
付、手前へ今日仮役之義、大肝入衆より御首尾合被仰付候
事、

十七日上日和、少々風、七ツ頃より、

同日、仕付・扶喰麦御貸渡被下置候事、小人壹人ニ付式升
ツ、当町人頭八拾弍・三軒、去冬越年扶喰より拝借致
候、

一 涌谷町焼失之由相聞へ候、

十八日 晴、曇り、

一米 四升

一もち 三升三盃

一むき 六升五合

一小麦 大壺升弍百四拾文

六升五合位

一大(大豆)ツ 同

壺歩ニ五升

一小(小豆)ツ

一升三百廿文

一ところ 百八十文

一ふきかて 小壺升十四・五文

十弍・三文

一とふふ 十六文

一きらず 四十文

一 おかゆ 並 六、七十文
上生 八十文位

一 小豆かゆ 壺盃

十三文

一 むすび飯 壺ツ小也

十三文

一 〇壺貫五百文

少々ツりめ

一 ず 壺盃六十文 不足物

右ニ而も、おかゆやハ沢山ニ在之、尤売候事、在方ハ持合
無之、御手当度々ニ候得共、追々死ス、町人ハ根花糯、草
糯、おかゆ、かれこれニ而売(商じ)ひ在之候故、此節も相凌、死
人不足、

先日、味噌糍壺軒御免之御触相廻候事、

此節者、何方ニも悪者多く候得共、就中当町ハ、余方より
町内市日も盛り、物沢山ニて、賑々敷候故か、此節悪者共
多く、喰ひ逃、喰たおし、故障等多く、今日之市日弍・三

人、小屋始末致候、当時手前檢断仮役ニ而、断ひ等多く、悪者等罷越、町方取騒ぎ、取込、大ニ迷惑致候事、他所者之義ハ、大体小屋始末、近年被仰渡候事、

此日丙寅日也、此日雨ふれハ、穀大高直と在、丁の卯日も同様也十九日朝雨ふり、四ツより晴、当日ハ些冷氣也、

昨日、北小なし新田式軒、昼中焼失、早翔遣候事、

廿日、日和ニハ候へとも、至而寒、弥々穀物下り不申、引メル、

廿一日朝霜ふり、大ニ寒し、当日日和ニハ相成候へとも、北風ニ而、至而冷氣也、御横目様御廻村、当地御泊り、貧民御手当被下候事、

一 早き麦者、先日より相出申候、此間之雨、先日中之暖氣ニ而、都而物大ニ直り、余程麦相出候、依而諸方米穀壺盃位ツ、ゆるみ申候事、併米ハ不足、尤高し、

御横目様より、藤勢寺并円入寺、明光院迄、金百疋ツ、被下候事、

藤勢寺様、先達而中檀中貧家へ、味噌少々ツ、施し被成候事、今日右之間御賞談之事、寺院一統、檀家大切、さとし可申之御談之事、

一 南方ハ、苗代到而あしく候由之事、

此間、しひ漁事大分有之、当地へも沢山ニ相成候事、

廿二日大ニ冷氣、曇り、暮東風、小雨さらく、先日中とハ大違、大ニ寒、麦の為ニハよしと申候、昨年豆畑江切込之麦ハ、至而悪く、

四月ニ相成、此間ハ草木大ニほき立、此節山かて、ふき糧多く出、甚宜敷相成候、併穀類無之、貧家者追々死ス、人々之面色甚しく不宜候、当町杯ハ甚宜、脇々海道筋明家多く相成、人馬之継替至而六ヶ敷、不自由ニ成、

廿三日
一 酒田廻米船、気仙沼近浜着ニ相成候分、同所ニ而請取具候

様、一の関より申来候ニ付、一昨日兩人ニ而受取ニ差遣、
氣仙沼浦ニ而揚、今日同所より駄送、五斗入之俵、撰馬ニ
而釘子・小松迄迎馬式拾疋遣し、当地へ着致し、五斗入五
拾俵、先以請取候、但し四斗九升三合、廻り十九貫め余、
七日町受取之米、未夕着不致候、川為登も延引、

昼迄雨、夫より日和ニ成、

四月廿三日市相庭

伊澤

一相去迄より買出し、上川辺、北方所々より買出しもの、

相応ニ荷高引付候、

一古米 四升

小売

一大麦 壹升 貳百廿四文

一大ツ (大豆) 同 貳百廿四文

一秋田上々そは 貳百八十文

一小麦

一(小豆) 小ツ 三百文

岩ヶ崎より買入度々参候、同所ハ秋田之近く、尤地廻り

ニも在之、品宜、

一錢 少々ツりめ

一氣仙沼 壹貫四百五十文

一ふき糧 小 壹升
七・八文位

穀物都而ゆるみ候よし、諸方之様子相聞候、麦の出ほ能く
相成候ニ付、

一酒田米漸々入着致ニ付、売方之吟味、尤村施し寄合、金之
備在之候間、是江五十兩分相向、近日施候事、

廿四日曇り、至而冷氣也、先日中とハ大違、寒、

一秋田米、橋本へ三拾俵、今日参候事、

酒田米も、存外不宜様ニ候へとも、秋田米よりハ余程宜く、
秋田米ハ途中ニ而売、少々参候事、

廿五日曇り、少々暖和ニ成、

一諸方苗代不宜、六分通り之見詰之由、相聞へ候事、

麦出穂者よしと申事ニ候、尤紫色ニ相出候事、去年あしき
年ニハ、白く相出候由申候、

一 酒田米、市中当相場より下直ニ売方致候ニ付、向々御披露
被相違、検断衆より被仰上候事、

藤沢町御百姓久藏等、四・五人ニ而、一の閑様酒田表御買
入米之内、御払相受、此度五斗入八拾俵(到着)当着仕候所、右之
内式拾四俵也、町村暮柄相応之者共、貧民へ之施米ニ売渡
候残、五拾六俵也、当時金沓歩ニ玄米四升五合相庭(相場)ニ御座
候所、沓升五合、下六升直段、相払申度由申置、深切之存
慮ニ御座候間、早速為相払可申候、後之為、御心得如此申
上候、以上、

四月廿六日 同町検断

清助

白石東吉殿

同廿六日 朝曇り、快晴、暮より又東風ニ而寒し、

同日八ツ時、千厩御会所御郡奉行様、昨日御出、御定居ニ
而、久藏・忠七、来ル廿八日罷出候様御指紙之事、

一 去冬御公義御触書、寺々江參候、將軍様御代替りニ付、寺
書上、寺格、寺柄、此度別紙ニ書上相成候写之事、

立紙之とち付(綴じ付)ニ而

寺格ともよし

寺柄書上

奥州仙台岩井郡藤沢村

円融寺

一 開基 開祖不詳、中興宥日迄、五拾四世と申伝候、

一 御朱印 無御座候

「此所ハ始ニ書出候事もよしと申候

一 領主 松平陸奥守殿

表門 横式間立沓間

一 境内 領主除地

此間へ

一本寺 京都 智積院

一本尊 阿弥陀如来

一客殿

東西八間余
南北七間余

一庫裏

東西拾間余
南北六間余

一鎮守八幡宮

東西貳間
南北壹間余

一山林

無御座候

一持添田畑

無御座候

一祠當金

無御座候

一門末

七ヶ寺

一滅罪檀那

百軒

一祈願檀那

六ヶ村

一住職交代之節ハ、門檀吟味之上、仕来ニ御座候、本寺智

積院江、繼目仕来候、

一当住職 当時無住ニ付、祈滅檀用、同郡黄海村皇徳寺

法印宥辨法印相頼置申候、

一法流始祖

宥譽

一諸什物

弘法大師真筆

不動掛物 壺幅

泉三郎奉納之太刀

壺腰

宥日正筆

拾六善神

右之通、相違無御座候、

奥州仙台岩井郡藤沢村

円融寺

無住

同村肝煎

兵左衛門

天保八歳
西四月

同寺役

清助

檀頭

及川芳一郎

弥勒寺様

御役者中

右様付之義者、無住ニ付、村役付檀頭より書上候、文ニ

付様と認候、住職 二候ハ、弥勒寺御役者中と認候事、

四月廿七日日和、曇り、未冷氣、

昨夜、大原町先日之残り一字焼失、壺軒残ルと申候、誠ニ

痛之大事也、徒ら者有之候由也、

一 京都表舎弥右衛門殿より、当月三日出書状相下り候、

大坂表、大塩平八郎親子共ニ、ウツホ丁と申所ニ而、不及是非ニ火を掛、其内ニ而兩人切腹致候所、無程御火消相詰消し、相改見候所、大塩親子切腹ニ及候ニ付、御見分之上、塩漬ニ致、御始末相成候間、大坂近辺漸々静ニ相成候よし申来候、

一 上方弥々米穀高直ニ而、御近在共ニ百姓方ハ、麦のぬか、小ぬか等迄喰事ニ致、町家共ニ貧者ハ餓死多し候由、恐入候事、天下一統之飢饉也、依之、商事取引弥々不印、生糸も、諸国新・古共ニ不足見詰ニ候へとも、一円糸不捌ニ付、新相出不申候而も、古ニ而間ニ合候見詰之由、右故、一円金廻り無之、問屋中金相出し不申候、石川様、舎弥右衛門殿御用糸御取組も、右故出来不申候、長御滞留下り可申様無之由、大ニ舎ニも困り候段申来候、

一 本家并橋本之御兩人、御城下ニ而御賞し、御知行頂戴ニ相成、昨日下着、金百ニ付八百文之割、持高ハ六百文割、

廿八日

同日日和、未冷氣、風悪く、

市中相庭^(相場)少々緩ミ、

一米古 四升五合

一もち 四升

一ひへ 小升百七十文

一むき 七升五合

一大ツ^(大豆) 七升位

一小ぬか 小升四拾文位迄

一ふき糧 小升五・六文

一米の粉 壺升入式百拾式十文

一銭 壺貫五百文不足

先日中、しひ大漁之所、此間不足、高直ニ成、併先達而より肴類沢山也、肴ニ而色々拵ひ、賄ニ相用等、しひ焼物等ニ而、売子共菓子同様ニ買喰致候事也、

一 他国米所々入着ニ付、此間人氣緩ミ、米穀少々ツ、相出候、少し下ケ候事、併元来無之候、当分之下ケ也、

同廿八日、千厩於御会所ニ、御郡奉行様より金五拾兩ツ、
忠七
献上之分御賞し、永々苗字御免御書付頂戴致、難有帰ル、

外ニ

保呂羽之久兵衛殿 廿五兩
御兩人御賞し
沖田伊藤太助殿 五十兩

一手前之手配酒田米、廿九日売初、小人壹人ニ米壹升ツ、之

割、肝入衆・検断衆書付手形ニ致候、

米売手形事

肝入

兵左衛門

検断

清助

一金壹歩ニ 六升直段

但し、壹升（カ）百五十五文ツ、

一玄米 五升 唯シ五人分

ノ

四月廿九日 五月九日 五月十九日

右之通、三度ニ売候事、五月中六拾俵之見詰、今日売初、

手形七・八十枚相渡候事、

廿九日日和、暖氣ニ相成候、今朝霜少し下ル、

当分苗之義ハ、一統五分位之見当、手前之苗代、当町村第
一二相聞候事、

一他国米参り、売ニ相成候ニ付、大ニ緩ミ候事、

同夜黄海村ニ而、みのわの辺式軒焼失いたし候、

五月朔日曇り、暖氣、四ツ半・八ツ半地震、

天門ニ、今日雨風無けれ者、五穀実のると申、大事之日也、
文

二段めより下也

今日町村之暮し柄之衆中寄合、五十兩分、外ニ御上様より
被下置候繼金等、ノ五十五兩分、此石数拾三石式斗也、玄
米ニ而酒田之廻米也、施し、仲間廿壹人ニ而、町村千・式
三百人と見詰、小人ニ壹升ツ、之割ニ而、五人之家内へ、
五升と施し候事、大ニ悦ぶ、余村と違、当地者度々之施手

当有之、大ニ宜、

酒田之廻米買入之義者、延引ニ者候得共、四月入着、右ニ而、此節相用、直段下り之売方ニ而ハ、近村・近町場迄緩ミ相成、大ニ助り候事也、乍併容易ニ者相出不申候事也、当春之焼ハ、大方穀物持合之者計り多く焼る、

五月二日晴曇り、暖氣、

三日昨夜より雨、同夜雨と風也、麦江少し当り候様子也、

同市日、雨ニ而、至而不盛也、

肴類不足、高直也、

一穀類一統緩ミ

一古米ハ、おかゆ方ニ而望ミ多し、併不売、

上 四升より四升五合

一麦 壺升式百文

下落也

此節者、四方之手配参り、売方少しツ、損金也、

一大豆も不売ニ成

六切半と申候得者、売人なし、取引休、

上
一根花 壺貫七、八百匁ニ成
追々利口之買出也

専ら根花糯売ル

当時手前之店ニ而も、小もの、無異儀物計り売ル、砂糖・根花ハ多く売候、

最上大山酒ハ度々参候、壺盃百卅文位、

四日 晴曇り、風、五日晴、曇り、折々小雨、風、今日ふれ者、豊年也と天文ニ在之候日也、

御家中御役人方へ、例之通遺物、料紙ニ而遣、

仲間拾人ニ而、五十文ツ、

御家中此節御四人也、

一五節句ニ候得共、礼廻り一向無之候、尤死者多有之候間、休ミ、

一苗之義、此町裏ハ誠ニ能候へ共、村方余村者甚不宜、尤

(前)もへざる種も在之、貧家ハ、種かり受候而も、半分喰ひ、

半分蒔き、一円まき不申者も在之、漬置候而盗まれ候者も在之、依之、諸方同様ニ而、村々ニ而間ニ合不申候風、氣仙沼辺近在、又ハ南方抔者、三ヶ壺位之見当外無之由相聞へ候、誠以豊年ニ相成候而も、元不足ニ而ハ、如何可相成歟難計、半仕付之見詰ニ相立チ不申候事、不安心之事ニ候、

此間ニ相成、麦之穂者見候へとも、喰詰り、甚六ヶ敷、追々餓死、尤段々人之面色青腫れ誠ニ多し、

一扱、冷氣勝ニ而、氣候も不定候、是以心支也、誠ニ天変無類之年、時節ニ相至り、今年豊作ニ相成候而も、太平ニも難成候事、

六日晴曇り、冷氣、北風、

入梅也

一昨年不氣候ニ付、所々悪病在之候ニ付、下々一統精進致、内々ニ而鎮守參詣ニ而も仕候様御触之事、

御上様より、大肝入衆一手前ニ、金三步ツ、被下置、壺扱切、式夜三日之御祈祷相成、千厩於吉川寺、明七日より被相勤候事、

一盗人多し、又ハにせ金沙^(抄込)太等多し、乱世なり、毎日く無心、ねたれ等ニ而、例年之極月詰之様ニ而、案外之金錢計り入用、金錢不足之世の中ニ相成、能き暮柄之者ハ大ニ痛困り候事也、世の中平均ニ相成候年柄ニ而、此度既ニ半(身代)身台とも可相成事也、巳の年より引続候事ニ而、頼母一円之捨りニ相成可申候、是ニハ大損痛也、後世頼母子ハ可恐候事也、

此夜、熊田倉式軒焼ル、
五月七日晴曇り、北東風、
此節、かり敷蒔方ニ成、

一秋田江、去冬より米買方、御城下并此近在所々よりいろ／＼と取組、此地より絹布物等迄売ニ参り、米取組、酒之造り方取組いたし候所、誠ニ偽り多き国ニ而、皆々損金致、米も聊計りツ、参り、彼の国ニ而長く取押へ、大ニ金支、

又ハ手金損、壹人として損金不致者無之、無類之偽り国也、必以後世共ニ秋田へ取組申間敷候、最上抔よりハ、大ニ悪き人性之国也、

五月八日、昨夜より朝迄大雨、当日も雨、十方暮ニ成、雜穀下直ニ成、

一米 不相替

上四升より五合迄

一むき 八升迄

壹升式百文ツ、

一干かて 壹斗迄

一ふき糧 小升テ六・七文ツ、

此品沢山ニ相出、専ら相用ひ候事、

一酢 何方も不足 壹盃六拾文

一錢 壹貫五百文 不足

近年之新金銀、追々にせ多く相出、あしく候故、錢と札大ニ当ル、札ハ近年大ニ開ケ、通用宜、升屋平右衛門、五・六年先ニ被相除候へとも、通用開ケ候故、御切替不相成、尤此節御金不足ニ付、御切替御見合、銀主方相定り候ハ、

御切替ニ可相成候様子也、五十年先（羽書札）先年之は書札ハ、一寸御救ひ之ためニ計ニ而、無程半年計ニ而捨り、近年之札ハ、今年迄ニ廿三、四年通用ニ相成候、当春ニ相成、百文錢余程參候、

九日日和ニ相成候、暮六ツ地震少シ、

十四、五日頃より、上苗之分より段々、組頭中吟味之上、田植相初候様御触相廻り候事、

十日上々日和、暮方東風、時雨、少しはれ、

盗人、卷并いろく（沙汰）沙太、召捕者数々、大混雜、御小人目附衆兩人御泊り、

一今年者、蚕格別ニ不足仕候様子ニ而、桑も大ニ下直、追々承候へハ、暮柄之能者ハ常ニ置不申候、当年置候様ニ而、存之外在之候様子、

十方暮中ニ候得共、日和続、

十一日朝寒、日和、大ニ宜、

盜賊、当村三人、右引張り、懸り合之者、町村ニ而廿人程、外にせ金方、当町村四・五人馬^(馬籠)込村へ被招呼、其外道閑者、悪者三・四人、御家中者ハ御小人目附之御始末、其外ハ御郡メリ役、小屋共始末ニ相成、千厩御引取、御取都、三方之御取都大勢、町村大混雜也、余村六・七ヶ村引張也、

此節、最早田植、十六日より日取相成候沙^(沙汰)太、節時柄大ニ相痛候事、

十二日上々日和、気仙沼辺ハ殊之外疫病流行致、死人多し、其外所々相聞へ候、

一根花餅大ニ売、砂糖右ニ順し多く売、

一料紙高直、仕出至而不足ニ候へとも、又売方一向ニ不売、不足ニ而間ニ合候、

十三日上々日和、暖氣暑シ、

十四日夜前より曇り、四ツはれ曇り、暑し、今朝明六ツ時より、黄海ノ古明之三軒焼る、何方も宜者計り焼る年也、

昨十三日市

一米 四斗五升

酒田米ハ六升ツ、

一麦 壺升式百文ツ、

白 五升

此節買人不足、今日多く相出、買人なし、

一大豆 種物六升より六升五合迄

種物喰込ニ而、貧家ハ種無之候間、売レ可申と存候所、錢無之、買人なし、不売、

春中者夥敷、此近頃四月より売不申候、

問屋之方、七・八十俵買込、損金ニ可相成様子、

一千かて 歩ニ壺斗

一ふき粮 小壺升六文位

一〇 壹貫五百文

穀物追々引下候風、当新麦大ニ宜相見得候、依而追々引緩、米ハ不売候へとも、当時下々も無之、無異儀用之分計り売候様、尤おかゆ方ニ古米多く好ミ申候、

何方も苗不宜、至而不足、岩谷堂辺ハ相応ニ而、間ニ合候、

岩谷堂ハ、御地頭様・御郡方御打合ニ而、出羽亀田より米御買入、先月千五百俵入着ニ而、大ニ穀物下直ニ相成候よし、

一 御城下原町御藏、米数不足、并拔米等在之、御手入嚴敷、

御藏守り徒(光)うり露頭ニ及、御召捕、御穿入、穀方御役人中

一 統御役替被相除、騒動、

一 石之卷ニ而、鑄錢弥々御吹方、此節御普請初、

ひ(種苗)へなへ追々おろし申候

十五日折々雨、苗見分相成候事、誠ニ不宜候、ならし五分(覺束)も無覚速、向裏并丑子測前ハよし、此節田打不致所、三分通り在之候、田植十八日より始り候事ニ相成候、此近在ニ而ハ、新沼、薄衣、黄海、是ハ宜敷様子、岩谷堂より伊沢之辺ハ、随分宜敷相聞へ候、南之方ハ至而あしく候、

昨年ハ南部之作、思之外宜、巳年よりよしと申候、尤夫故、南部より御国へ、穀物参候事、南部者物もらい参り不申候、

十五日夜大雨ふり、此間水不足ニ相成、仕付六ヶ敷候所ニ而、大ニよし、

五月ニ相成、順気能、麦も大ニ能相成候、

一 昨日、村方へ御貸穀、并被下米在之候、町ハ十五日被下候事、

千厩御藏御備穀、御郡ニ而、年ニ俵返し等、諸入用掛り、迷惑ニ皆々咄居候所、巳年より此度と兩度共、右御備在之、

御貸方被成下候ニ付、多く助り、残り候事、難有事、始而
覚ひ候趣也、元御上様之御軍用、并ニ飢饉之節ハ、御郡方
百姓御救ひ之為ニ、御上ニ而御備被置候米穀也、追々年々
之鼠喰、欠、不足等相出候ニ付、御貸付ニ一わり利分相加
へ、又ハ村々よりたし加へ等も少しツ、致候事ニ而、元御
上様之御備穀也、

十六日日和ニ成、少々北、冷氣、
十七日甚冷氣、折々雨、

一田植、十八日より初り、一統ニ渡し方、五十かり式百文位
ニ、昼飯相出し、此方之賄ひニ而ハ、八十文位より百文位、
且又今年之田植、何時迄何程植付可相成哉、難計候、此
節、田打不致所多し、苗ハ漸々五分通り之見詰ニ不足吟味、
植方致候様、役付御立合相成候事、

当月始より
一麦上作ニ相見へ候ニ付、前金ニ而売約定、専ら流行、壹俵
金式歩位之直段、いろく、是ニ而此間凌候風、

十八日市日、北風ニ而、至而冷氣、小雨ふり、暮七ツ地震、
一砂糖大ニ売、黒ハ一日ニ壹貫匁位ツ、売れ候、百文ニ四
十匁売、

一白者、百文廿七匁、
一米者、此間又不足、今日切間ニ相成候、
氣仙沼之方へも向き、買人參候事、

一の関取組米も、川筋ニ而滞り、跡延引、未参り不申候、
一桑、先達而中ハ沢山ニ出、大三下直ニ候所、此間又不足、
高直、

一なす苗 壹本ニ五文ツ、
一千糧 安く成
壹歩ニ壹斗一升迄売

ふき糧多く用候故、かてハ買人なしニ而、如此、
一米 四升より五合
不足、切間ニ成、

一麦 白テ五升壹歩
から壹升テ式百文ツ、
一(大豆) 至而不売
一大ツ 七升也

三月迄ハ大ニ売候得とも、四月より不売、買込物損毛、

一の関辺も、新麦作上出来、人氣緩ミ、
麦かりニ而、壹斗ニ下ル、

廿日兩日ニ植ル

十九日、手前田植、外式軒程在之候、手前抔ハ、冬中早
く、種摺沢之方并薄衣所々ニ而五・六兩分買入、能き所買
入、十分ニ念入蒔候故、苗者壹番、式番争程也、尤千かり
余分と心掛候所、田者追々受取戻され候所在之、千式百か
り植候所、植方も四・五本ツ、植候間、余程余り、作子并
無異儀方へ、少しツ、割合遣ス、本家抔者至而あしく、ひ
へ等おろし候、植方ハ一統渡し方、右之方ハ宜利口ニ上り
候、此方飯を為喰、麩相ニ而も、百文之日用ニ而ハ、大ニわ
り損也、貧家ハ、地主より種籾をかり、皆々喰込ニ而、此
節苗無之、田を戻し、又者苗之無心等致候様ニ而、誠ニ色々
ともめ合、旁可申候様無之次第、何レ此節田打不致候所多
候間、三分通りも明田相出可申風、只今ニ而ハ、誠ニ詰り、
死人多し、人々面之色甚青はれ、よらくと成ル人多し、
何年ニも無之飢饉也、今年如何ニ参り可申や、難計、

御城下江ハ、当月初、越後船廻米御買入分着船ニ而、日々
駄送相成、殊ニ麦上作之模様より、日々米穀暖^温候よし、

十九日夜雨、廿日曇り、昼九ツ晴上り、夏至ニ成、
五月の中

今年余り節後レ之年ニ而、是又心支、近年引続き、年々不
安心、誠ニ地乱世と申世柄ニ相成候事、

凶作之事、壹年と申事究め無之、不作続之世ハ、ひしと不
作続之物ニ相見、後世誠ニ用心可仕、可恐也、豊作続ニハ、
米穀麩末ニ相成物ニ候間、豊年之心掛ハ、豊年ニ可仕事、
決し而米穀ニ不限、金銀、万事麩末無之様、儉約可仕候、
尤兼而大食之物者、大ニ困り、追々喰過ニ而、腫れ、死ス者
多し

御城下并御近在、最上、秋田、米沢、越後之米等参り不申
候而ハ、過半餓死可致候所、右他国米ニ而大助り候事、北
国船者、津軽之方へ廻り、気仙之沖より石之卷、塩釜江入
着相成候事、

一京都表四月十一日出状、今日入着致候、上方表弥々米穀高直、

壺石ニ付、銀貳百五・六拾匁

百文ニ四合五勺也、

銀 六拾壹匁相場

貧家追々餓死ス、

御上様より度々御救ひ、外町家より施行度々在之候、

糸弥々不捌、無類之不印、大下落、細口上物買人不足、清

川口者極上糸ニ而、兼而望多、高直ニ候所、去年者糸未夕不

売、壺箇ニ五両余損金、並太口ハ、せめて者買人も在之候

よし、並物四十五両位・上五十両位、

紅花者漸々少し買人相出、去冬より五両方引ノ候由申来候、

一御国産糸御取組方、石川平八郎様并弥右衛門殿、未夕京御

滞留、銀主方不調ニ付、御下り御延引ニ而、夫ニ付忠七親

方も御セ話方御差留ニ而、大ニ退屈、困り候よし、併四月

中出立申来候、

一江戸表相庭^(相場)、一頃者米兩四斗位落候所、又引上、百文ニ貳

合五勺と引上候由申来候、

右之通、三ヶ津共法外之高直、何百年ニも無之引上、驚人申候、後世誠ニ可恐、イヤ成折ニ候、

仙台之者、餓死ハ当り前ニ候、

一当二月大坂焼失之調書

別紙申来候事

一焼失之家数凡

拾万四千件余

土蔵 四百八拾七ヶ所落ル、

ノ 近世ニ無之大乱ニ及候

右之調書ニ相成候事

大塩平八郎・格之助兩人者、うつぼ丁油掛町美のや五郎右

衛門方ニかくまい置候所、同人家江火を掛、平八郎兩人切

腹、右御始末塩漬ニ而、五郎右衛門者御召捕ニ相成、三人

大成駕子ニ而、名前大札付罷通り候よし、

右根本人御召捕ニ相成候後、太平ニ相成、大坂近辺者、海

陸共ニ通用御改無之通用相成、大ニ人々安心致候由申来候、

廿一日晴曇り、昼九ツ頃俄ニ曇り、大雨、雷勢、さつはり

とはれ、暖氣、上日和、夜又雨、

廿二日朝さらく、時雨在之、五ツ時晴レ、日和、又九ツ過雷勢、雨少々所々江ふる、はれ、

一酒田米川船、七日町江式艘昨日着、飛脚昨夕注進、則受取

ニ仕候、今日駄送、三拾俵也遣、下川ニ故障在之、延引、

右ニ付保呂羽村へ被下候分江も売渡し遣ス、七日町辺ニ而

請取候都合、引合ニ而さへ、春中より節角と一の関へも

度々人遣し、所々江何角と心配致、物入相掛、大ニセ話成

物ニ在之候、併一の関菅原氏、昨年御勘定奉行ニ被召出候

而、千葉新殿杯等懇意之通用在之候故、如此、去冬金も相

出、米も引受候事ニ相成、前之為ニも不少候事、此セ話甚

六ツ敷事ニ候、後世可恐候、其外御城下衆ハ別段、在々之

衆中者、秋田取組ニ而ハ、大分之損金致候人多し、秋田者

誠ニ人氣悪き土地ニ而、本正道ニ無之、取組申間敷候、後

世北国、他国ニ而之米買ハ、必無用也、

一米者、去年物ニ候へとも、随分相応之米也、併先達而參候

品も、水氣之為か、うるみ^ニ在之、尤くたけ多く相出候事、

何分ニも近所ニ而買求可申候、

一廻勤方、并御救助方御役人様御兩人御滞留、貧民共御呼出、

金子式朱、三朱、金壹歩、村町之者共へ被下置候事、仕付

方何分致候様被仰含候事、誠ニ度々之被下物、難有次第也、

且組拔衆中被相呼、面々御救助方村割ニ而被仰付、扱切

夫々貧民へ、壹朱ツ、も手当致呉候儀ハ、過分之骨折ニ候

へとも、他村之義者、上様より被仰付、無異義事ニ候、併

任所之義ハ、毎日之出入、情合在之義ニ而、貧民江壹度壹

朱ツ、計り之手当ニ而者、不情合候事存候、尤組拔之義者、

太平ニ者別ニ御用も無之、殊ニ富貴ニ暮居候而ハ、住居之所

へハ、余村よりハ余慶ニ手当不致候而ハ不宜、尚勘弁、成

丈ハ施行致候様被仰含候由、相聞申候事、

右之通ニ而、当年ハ別而錢入之御用被仰付、不安事ニ候、

是又六ヶ敷物ニ候、

廿三日市日、日和、暑シ、

一米相場、替義無之候、

古四升之米者、買入喰候者無之候、

六升之酒田米少々、性合不宣候而も、施し売ニ而、下直ニ

候間、是ハ少々ツ、買入、喰ひ申候、

一 雑穀ハ日々下直、新麦ハ何方も近年ニ無之上々当り作、

当月末ニハ新打出、商売初り可申候、

一大ツ(大豆)一向買人なし

損金もの

一 黒砂糖類、大く(太く)売続き不申様ニ成、昨日も金拾両分、売

歩ニ八弍五ニ而買入候事、百文ニ四拾匁ツ、

一 銭 壹貫四百六十文ニ上ル、

最早麦出来候所ヲ見ながら、日々々々ニ死人多し、

廿四日、曇り候所、晴ニ相成候、

内木城・前田、百廿かり被戻候ニ付、今日八人遣シ、田

打・くろ塗一同ニ致候、粉香木権左衛門田も被戻、是も近

日中田植致候事、

一 当村抔も、七分通り植付相成可申風、南通り抔者五・六分

通り之見詰、未植不切候、此辺も当月中ニ者植仕舞不相成

候、

一 麦者、実入ニ相成候所、此節より穂を切取候者在之ニ付、

所々江十組切組合番屋を掛、守り可申由御触之事、

廿五日明方時雨、当日晴れ、曇り、風無く候所、暮上り、

廿六日朝より曇り(日和)和日也、誠ニ上々天気ニ相成候、

廿七日雨、此間之天気ニ而、水不足ニ成、干そん田仕付兼候所、此雨ニ而仕付可申候、誠ニ上々雨也、

一 大肝入衆御廻村ニ而、無仕付之所、何分植付相成候様御談

し御吟味之事、当村百姓前三千かり程ニ相聞へ、御家中前

右より余慶也、山根通りハ大体餓死致、人無之所ニ、追々

町方へも被戻候、種糊かし付候分も、半高ハ喰、半分蒔付

候事、夫も違作等有之、弥々苗不足之事也、乍併、苗者吟

味致、植候間、随分間ニ合申候事、

御地頭様方より、種物ニ而も被下候由、前々御咄ニ計リニ而

不申下、御手当も聊三拾、四拾人江壹朱ツ、被下置候のミ

外、御セ話・御手当等一向ニ無之、仕付方も御セ話無之、

苗御見分計り、依之今日大肝入衆御出、御打合、御難渋ニ
而御七話不為届候ハ、御郡ニ而御七話被下候由相聞得申
候、

苗も式・三本ツ、植、段々余りニ相成候、

五月廿八日 朝五ツ晴天、上日和ニ成、誠ニ上氣候ニ相成、
昼少々風ニ相成候、又曇り、

今市日、仕付最中ニ而、先日中よりハ一向ニ立不申候、肴
不足、廿五日^(カ)ニ候、

一米 不相替

一から麦 望ミ多し

七升五合

右ハ、新未不出、古物也、至而不足物ニ而、小売ニ壺升式

百文ツ、能売れ申候、

一大ツ^(大豆) 至而不売、

吉田屋ニ而七・八拾俵持、相手なし、損金物、

わらひ粉、糯屋ニ而多く売、此節不足物也、

上 壺貫六百匁位より
一錢 壺貫四百六十文

昨日之雨ニ而、大ニ仕付相成候、

一 京都四月廿六日出状着、

生糸大下落、^{壺箇}拾兩損位と申来候、紅花ハ六十兩位、京着仕
上り直段位也、

一 江戸表より来ル写、

申渡

四月二日

御移替ニ付

上様御供揃、五ツ半時

大御所様御供揃、四ツ時迄被仰出候、

^(内府)内腐様御移徒徒、当日より奉称

將軍

宣下

当日より

一公方様、西丸江

御移徙、当日より

大御所様

奉称候事

一書状等、御移徙已後ハ、

三御所様ト相認メ

御一番之事ハ

上様

大御所様

大納言様と可相認候、

尤

將軍

宣下以後者、

准前条尔可認候、

一御台様、西丸江御移徙、当月より

奉称事

御簾中様、御本丸江御移徙、当日より

御台様

奉称事

右之通御書付ニて、町中不洩様可申繼旨被仰渡之事、

酉三月四日

右写書参候所、京都へ御上洛之義、相聞へ不申候、

江戸相庭(相場)

四月十六日出

一下り米兩二 式斗八・九升

一地廻り米同 三斗壹・式升

一白麦同 四斗より四・五升

一から麦同 八斗より壹石迄

一小麦同 七斗五升

一小ツ(小豆) 六斗より壹・式升

一セ(錢)に 六貫六拾文

メ

上州麦作宜、十六方分と申参候事、

江戸近国上々作、

一御城下表、新麦少々出来売候由申来ル、越後廻米五・六艘

入津、御城下入沢山ニ相成候由之事、

一石之卷ニ而鑄錢相初り、御吹方少々出来候よし、

鉄せん也



寛永通宝也

近年鉄不足

併、未御備ひ不究、心見之様ニ相聞へ候事、

將軍様御上洛之由ニ而、去年中真綿引上、高直之所、当春御宣下ニ相成候得共、古しと違候か、御入用も御備ひ有之か、売不申候、下落、御城下も一円望買人なし、此節者一統下落いたし候、

京都糸之取引も、先年之通法替ニ相成、下落可仕候由、

一御城下南方も、麦上々作申来候事、

同表より、はしか流行初り候由申事ニ候、廿壹年め之數ニハ早く候、拾三・四年ニ成、当所ハ前之申年也、

申ノ粗目方改

一手作の上品 壹升テ 百七拾匁

一薄衣石田分、上種ニ相成候所、

中毛 文古 壹升テ 貳百四・五匁

一同 下毛 壹升テ 貳百目

一種かへ粗 壹升テ 貳百廿匁

何レ貳百四拾匁在之候種者、今年上々品、他日形ニ而買入候種者、蒔付あしく候、

先年も、種者北之方より求め可申候、南之種者不直と申伝ひ、相違無之候、

北もの 八升壹分買入、拵ひ候而、六升壹歩ニ上り、

西五月

廿九日上々成日和相成候、

晦日時雨、

此節、田植究り不申候、戻され候田多候ニ付、仕事後れ、蚕町ハ最中、手前杯ハ庭子ニ成、桑不出ニ而高直、壹歩ニ廿貫匁迄迄、十五・六貫迄、

申 舍弥兵衛殿等へ申

申十月廿二日 金蒔繪方二前ふぐ

一ヤ^(符標)丁^(符標)匆 四重 壹抱

一百五拾匆 内赤^(腕)わん 飯次ニツ

廿人前分 内赤 式^(盆)つぼん

一ヤ^(符標)丁^(符標)匆 大皿 廿枚

一丁^ヤ匆 猪口 廿

一廿匆 中皿 十九枚

一 三百匆

一 廿式匆五分 箱ほかへ 式つ

一苗も植方吟味致、追々余分、壹^(束)は四・五文より売、

此節、蕨粉さつはり、町々売切、糯屋中売内休ミ、殊之外
根糯者売候事也、

六月朔日未、朝時雨、当日大暑ニ相成、去年中ニ無之暑也、
昨日はんけニ成

一当夏者、田植過より氣候能、稲の根付甚宜敷、最早田の草
ニ取付候様ニ成、漸々植付、あらく未夕残る、

当日、御貸穀并御払初麥相渡し候、誠ニ御上之御救ひニ而
取続候、難有次第也、

渴命体之者共ハ、田も仕付兼、此節桑等も取て売ニ出し
兼候風、制道能者ハ、仕付も能致、蚕も置候様ニ而、誠
ニ以黑白之違なり、豊年ニ相成候而も、貧家ハ矢張凶年
之暮ニ外不相成候、

一米も此節さつはり、切間無之候、

麦も、最早廿日頃ニ者相出可申候へ共、此間一円市中物切、
間ニ相成候、

昨年之凶作者、中古之乱世、太閤様御幼少之時分、天文九
年已来之大凶作と申事ニ候、

蚕^{ひき揚り初ル}
六月二日明方雨、又はれ、曇り、折々小時雨ふる、

天文ニ、当日もや在れは豊年と在、又暑薄けれハ凶年と在、
今日は曇り、晴、折々時雨、暑氣ハ誠ニ大暑也、左候ハ、
豊年と可相成と候、此月未申の風吹けは晴天統と在、

一 氣仙沼辺、疫病流行、以之外也、死人多し、此近村ニも、追々此間より流行いたし候、御城下も同様、

真智母、麦門、沢瀉、柴胡、唐木香、大棗杯之類、相応ニ引候由申来ル、檳榔子、

一 綿 十式兩位
木綿類 高直

六月三日晴曇り、甚暑シ、少々時雨、同朝保呂羽火事、

一米 一向ニなし

一 麦 至而不足

七升位

引下候合計ニ而、古物無之候、

一 紙杯元不足ニ候へとも、一向ニ不売、太物類同様、

一 銭 壹貫四百五・六十文

不足

一 桑 甘貫匁より廿五・六貫匁

一 麦 新 盗かり取多シ、早き麦ハ大かた盗取れ候事、

番小屋立候事

一 質屋者一向ニ不貸、依而質置中大ニ迷惑、不通用、市合かし稀ニ有之候、

四日曇り、少々冷氣ニ成、式・三日之大暑ニ、蚕少し不塩梅ニ成、

田植もあらく式分通り残り、苗八間ニ合候、

五日曇り、八つ晴る、此間之暑ニ、折々雨ニ而、田畑草生宜、徳田村・小なし杯ハ、御人足ニ而残り田を植付相成候、南方ハ、先月末より田植初り、誠ニ尺取不申候、此節最中ニも不相成様子、明家計り多し、前代未聞之事也、

六日朝雨、四ツ頃晴、曇り、

七日明方大雨、又五ツはれ、又曇り、折々雨、此間所詮雨続き、晴天無之候、畑大ニ草生立仕、事後レニ而、手廻り兼候村々、残り田多し、仕付方御役人様、先達而より御廻り人足等ニ而植候所在之候、南方者三分通外、植付相成候見詰無之候由、誠ニ今年も如何可参哉、難計、

八日市 明方大雨、はれ、曇り、蚕も思之外ニ在之、先日之暑氣ニ少々痛し、

一米 古四升

至而不足物

一酒田米 五升

一むき(麦) 白五升

一新麦も少々相出候

一大豆ハ在之候得とも、(豆腐)とふふわり合不相成候ニ付、殊ニ

不売、

一錢不足 壹貫四百六十文差引

壹貫四百文迄

桑、町之取引不同、此節最中ニ成、相応ニ立候、蚕師者、

桑高直ニ成、見詰違、

仕付残り田、人足ニ而植付相成候吟味之事、所々在、誠ニ

前代未聞之年也、

一青大根かて 拾文

九日朝雨、又日和ニ成、又八ツより雨ニ成、至而不同、

此間八專中也、毎日の雨、

十日大雨、辰の日、暮ニ晴レ上り、十一日 巳、晴曇り、暑し、暮方本日和ニ成、此間之大雨ニ而、北上川大洪水、

近年ニ無之大水なり、川筋通り、蚕等未不揚、流し候所、所々相聞へ候事、

蚕も大ニ不同、損し候所多し、桑も在之候へとも、渴命多く、取兼、町不出ニ而高直、今朝ハ大ニ下ル、三十貫め余ニ成、早き所ハ揚る、

桑市ハ相応之盛也、

おかゆ・もちやは、大店も不及売内在之、賑々敷候、此節米穀切無之、米等無心被致候事、

此節弥々病人多し、依而合薬、風薬、又ハ疫病之薬類売立候事、

(七十)

麦門

(七十五)

智母

(三十九・三十)

大黃

麦門

智母

大黃

(二十三)

耳十

(二十三)

鎌柴胡

(三十)

大棗

(十七)

生姜之類也

(二十八)

兵郎子

(三)

木香

併、当分余慶も不売、御城下直段相印置候事、

一 気仙沼疫病大ニ流行、当分千人程病死之由、此節死たるも

不知居候風ニ相成、以之外之事ニ申来ル、

一 気仙江、長州船也肥後米并酒等、醤油、酢迄積入候船着いたし、米

ハ壹歩ニ四升五合之由、五升位之買ニ相聞へ候事、

此間之雨、南部大雨ニ而、追々大水、

十二日上々日和、大暑ニ相成候、

今日承り候所、薄衣町大洪水、町中へ五尺位揚り、船ニ而

逃ル、七日町同様、二日町前迄しさし候、大神明前、七日

町迄、一面ニ如海の、日形四日市迄上ル、近年無之大洪水、

川筋通り田畑一円水汚ち、又如凶作之、誠ニ痛入候、三十

式年先、前ニ印候通、享和式年戌六月大洪水同様と申事ニ
候、猶追々下川辺痛相知可申候、

十三日晴曇り、暑シ、

一米 四升

一もち 三升三盃

一干かて 壹斗式升位

一麦 新ハ稀ニ出 壹升七八十文

一銭 壹貫四百四拾文より四百文

一 粮麦者、追々下落相成候へ共、米者不足、高直也、

御城下之米、沢山□押売ニ、御上様より被仰渡候、

同日、向忠七親方、京より下着、

大坂も又引上、式百四十匁

米壹石式百四拾匁

江戸、式斗より五・六升位、

同所砂糖相庭高直、
（相場）

一初雪 〆十八匁斤

百文

一黒上物 〆テ十式匁

歩ニ壹貫貳百五十匁

一たはこ 両ニ六拾斤位

此品、此春中為登候へ者、大ニ勝利ニ相成候所、船手

あしく、為登不申候、

国方貰取引者、大凶年ニ而、一向ニ不売、持越ニ相成、不足
之品ハ余慶ニ相成候、新葉之植付ハ、折々之雨ニて、随分
相応植付ニ成、

蚕も大ニ後れ、此暑ニ相成、一統損し多候、此間ハ桑大ニ
下直、

十四日日和、大ニ暑シ、当日初ふしなり、

大坂表町中江 従御公義、錢拾万貫被下置候事、

六月十五日大ニ暑シ、誠ニ上々暑氣也、日和、

今日、早山ニ而、村中安全之為、大般若転読御祈祷、

十六日曇り、大ニ暑シ、此節一統病人多し、麦打ニ成、盜
かり取多し、

蚕、在々此節迄かゝる、違子多し、所々大ニ違子ニ相成、
能当り作ハ、至而稀也、伊達者上作之由、

十七日朝小雨、曇り、当日土用入戌刻也、

麦者上々作ニ成、当年田植初より後レ候年ニ候へとも、其
後之暑さ、順氣能、先植之分ハ、此節見事ニ相成候、此節
仕事一同ニ相成、仕事ニ追れ、甚せわ敷候、田の草一はん
最中、漸々初り、麦かり一同ニ相成申候、今年柄者、蚕置
候而ハ大ニ邪魔ニ相成候、専ら作制道致候方宜、

六月十八日きのへ子、朝曇、ちらく雨、四ツ晴、日和ニ相成、安心也、昨夜より今朝冷氣之所、日和、暑ニ成、今日大ニ暑し、

市中相場

一米

一新麦 小壺升六拾、七十文

小手物大ニ相出候事

壺俵式歩者少々余也

一わらひ粉 不足物

同ねもち大ニ売ル

店ニ而、粉者壺貫三百匁、壺歩也、

餅屋ニて、市日ニ能売候物ハ、三步位売、

砂糖相用候ゆへ、両品共ニ引ル

此節売候事、無類之年柄也、

一村々之残り田、御人足ニ而此節専ら植付相成候事、是又前

世ニ無之年也、一統難儀之事也、此節植付者、米ニ相成、

間□□ひへ之方ハ実入可申由、専ら右品を植る、

十九日朝分ハ少々涼く、昼より大暑、八ツ過雷、大雨、忽

ちはれ、日和ニ成、大ニ暑也、上々氣候ニ候、

廿日朝小雨、はれ曇り、

まゆ取引初り候事、今年之まゆ、違多ニ而、尤あしく候、

上方も至而極下落、国方も金不足、上大式升金壺歩之見当、

糸之下落よりハ、まゆハ高し、殊ニ夫喰無之、買人不足、

六月廿一日朝より曇り、八ツより日和也、

一種そば 金壺分キ小壺升キ金式分、壺分キ朱位 壺分キ小

四升と申候

一大こん種 壺升テ

金式歩位

一夏大こん切かて

小壺升 拾文位

是ハ安し

夜中者涼しく候、此間ハ些不天氣也、申子ノ日、朝雨故か、

如此、寅の日同様、

廿二日曇り、冷氣、東風氣、

廿三日曇り、冷氣也、廿四日朝曇り、四ツより日和中ふし二成、

暑シ、又暮方より風替り、曇り、冷□、

廿五日朝曇り、五ツよりはれ、折々曇り、

過ル十七日土用入より、申子甲の小雨ニ而、是後曇り勝也、

併暑さ者相応、□諸作物ハ宜、稲大豆等へ、むし少々相出、

疵付相成候事、

一保呂羽山祭、至而不盛也、

一横おふ死老横人、虚空藏堂ニ在之、右御見分、小屋仕舞、其外

ニも在之候、

大暑ニ相成、渴命之者多く死ス、

一大麦之作も、最初之見より追々不宜候よし、思之外此辺

上々作ニ無之候、

麦之盗人多し、

中ふし、昨廿四日也、稲ハ相応ニ相見へ候事、

廿六日大暑ニ成、朝曇り、四ツよりはれ、日和ニ相成候事、

江戸大根種ハ、ねりま計り参候、地種ニ而思之外間ニ合候、

一日手間一円無之候、用ニ立候人者、手前之仕事手ニ合兼候

故也、日間成物ハ、働く事成兼、飯計り沢山ニ喰候事、

一弥右衛門殿、廿四日之夜帰宅致候、石川様御国産方御取組

も、漸々薩摩之御国産方へ取組ニ相成、五千両程金子相下

り候都合ニ而、少し御骨折かへ甲斐在之候、

今年之まゆ不作ニ而、三分通り、三百式・三十匁見詰、式

升位より此節最中、買人不足、追々下直、まゆ至而悪く、

川筋通り、先達而之洪水ニ而、凶年同様相痛候、

此節所々病人多し、道中筋通用六ヶ敷、下道者殊ニ通用無

之候、

当町も炭・薪木至而不足、此節一向無之候、

廿七日昨夜雷雨、大ニ稻妻在、同日朝曇り、涼し、昼より日和、又曇り、夜涼しく、

廿八日晴曇り、

諸相庭^(相場)、相替義無之候、北上川筋上下共ニ、先達而之大洪水ニ而、麦等大ニ痛、一の関辺不安、麦壺升八拾文位、壺俵式歩三朱位、追々引上候風、麻一円なし、紅花も皆無、

廿九日明方さらく雨、はれ、日和、麦打致候、去秋之作入ニ而不宜、殊ニ盗取れ、漸々十六俵取入、何レ一統蒔付も、余慶作ハ大当り之様ニ見へ候へとも、盗取れ候も不少、又思之外取入ニ及而者、取れ不申、不宜候、川筋之痛、殊御郡方より、中白麦千俵也納候、御為替麦割合被仰付、右ニ而麦直段引下ケ不申風、

七月朔日雨、二日も雨、

御上様より、極貧へ計り吟^(味増)少しツ、被下置候

此間毎日々々之雨、併大ニ暑し、諸作虫多ニ付、今日虫追致候、

大こん種不足ニ候所、所々より相出、当時沢山ニ成、

七月三日明け方より大雨、夜雷勢、所々大水、はれ、終日曇り、夜五ツ地震也、

市、大不盛なり、

一米^古 四升 なし

一新麦 式歩壺朱位迄

壺升六・七十文

一 此間中不天氣ニ而、一向ニ不打、不出、

一大^(大豆)ツ 壺升式百五文

夏ニ相成、とふ^(豆腐)ふわり合ニ不相成、相出し不申候、殊

ニ不売なり、追々下落也、

一そは 上々種物

壺歩二七、八升

一千かて 壹斗壹歩

一大こん種 壹合ニ付四、五百文の小売

一小豆ツ 壹升 貳百五十文

一〇 壹貫四百四、六十文

肴類不足、高直、

メ

四日、日和三成、五日、日和三成、暑氣ハ少し薄し、

三十日、しねと申稲ハ疾ニ相出候よし、早稲新沼辺少し相

出候由、其外此辺八十日過ニ外相出不申風、

六日、誠上々日和、稲稀々出ル、

先達而より此節、大こん蒔方、麦打最中、田畑之仕事一同
ニ而、大ニせわ敷候、何分働き人無之年柄也、一番田の草
未タ不取田多し、

糸取、まゆ買人、至而不足、追々下落、まゆあしく、三升、
四升壹歩位、何レ三百五、六十匁上り位より、四百匁上り

見当、当年ハ三ヶ壹位之見詰、伊達も追々不自由、上方
も、上州辺も至而不作と京状ニ申来候、何レ蚕・麦年と相
見得申候、

七日、上々日和、大暑也、土用明ニ相成、土用中ニ無之大
暑なり、

七月八日、弥々大暑甚敷候、右ニ付、所々中出と申稲出ル、
豊作ニ無相違と、安心致候、

同市 米ハ弥々無之

一米 古 四升壹分ニ

貳百文さし

一大豆ツ 下落

八、九升ニ成

一小豆ツ 貳百四、五十文

一大麦 古白 九升位

新小手物 六十文位

此品、貳歩位之見当ニ候所、御買麦御割付有之、引不下、
貳歩一朱位、

今日より七月之節ニ成、

十方暮二成
九日日和、大暑、又折々曇り、暮方少々涼し、十日大暑也、

此間之大暑二而、奥出稲も、今日所々相出候、式番草取候田、多く無之候、

今年之様成田作、初而見申候、田植時二植、又者製道(訓導)能作候田者、誠二見事二盛長(成長)致候、其中二植たる俣二而在之田も在、見にくき草計り田、所二多し、今日作場廻り一見いたし、如此、此間之照二而、一統水なし、

十一日晴曇り、昼四ツ小雨、又はれ、日和二成、大暑也、

十二日曇り、はれ、甚暑、

此節雨無之、日照干旱(ママ)、奥出稲出んとして、雨を待、七月十三日日和、暑シ、

四升へ式百文、十文也

一米 不足不出

尤余分なし

豊作二相見得候へとも、不出、不足、高直、

気仙沼ハ三升五合

此年ハ扶喰(夫食)ニハ不致、無異義入用之所二而、米を相用ひ、買候事也、可恐事也

一新麦 式歩より式分壹朱

追々諸人望多し、不下、

一新小麦 三步壹朱位余、

此品、今年あしく、不足、何時も凶作之翌年ハ、不宜作なり、追々壹升八拾五文迄、段々下ル

一小豆 古 壹升式百廿文位

今年ハ、当分之草生、大ツ(大豆)よりも宜相見へ候、大ツ江者虫付、少しそんじ、

大こん虫付

一紅花も、大川筋洪水二而あらく一なし、

一統不足、買人も不足、下直、壹貫め位

一大まゆ 初大四升壹分

此節、買人參り、三升ニ上ル、

一錢 壹貫四百五十文

同日白麦壹斗式升

追々米等相出、昼より四升五合より三盃迄、五升迄下落いたし候、買人不足、

今日八百屋もの都而高直、

一うり 初物壺ツ 四拾文より三十五文位

一なす 八文位

一附木 一統不足、なし

一盆め 不足 高直

一若松 不足 なし

八文より拾式文位

外、下り丁ちんも不足、高直、

一(蠟燭)らうそく類不足

何方も蠟油不足もの、

当日、手前之店相応之商内、

金拾壺兩位ニ成、

砂糖類も多く売、外町々ハ不盛なり、

七月

十四日朝時雨、日和ニ成ル、暮より冷氣ニ成、風少々在、

当町大火之次第

同夜四ツ頃、下町◆◆裏厩屋麦からより出火、俄ニ洩れ、

大火ニ相成、然ル西南之風ニ段々焼飛越、中町江移り、又

赤坂明閑院江飛移、焼失、西風烈敷成、明光院之前より早

道之方へ焼移り、御家中焼ル、円入寺へ飛火度々、是者防

き、不焼、明光院より及川、吉田屋、赤坂迄片側残り、赤

坂ハ両側共ニ残り、上横丁佐藤氏迄焼、近年ニ佐藤氏ハ

三ヶ度焼る、夫より中町、此辺、下町迄一字焼失致し、馬

壺正焼死ス、人者無難、西風ニ而前田江吹越、小屋・長屋

焼、手前之長家・蔵之上屋薪木夥敷、材木等迄焼る、前田

者立退之場ニ而、兼而其心得、道具等相出置、一統引取居

候所ニ、西風ニ而俄ニ飛火、大ニ焼、既ニ道具迄、依之大ニ

難義致候、四ヶ年先、午年九月三日之大火より、却而焼渡

り大火也、乍併土蔵之分、土新敷、尤念入候故、手前土蔵

ハ残ル、古土蔵者落る、一統大ニ相痛候へとも、午年之類

焼よりハ痛不足、下町高德殿新敷土蔵落候、大ニ痛む、手

前之店ハ吟味致拵、此度ハ残ル、土蔵残ル、久之店より

蔵々残ル、凶年後之類焼者、甚以難義也、尤火勢越る物ニ

相聞へ申候、後世可恐也、同夜此辺焼最中ニ、久ニ而京都

下り金三百両、并店分式拾八両三分紛失致、詮義色々手を

尽候所、未不知、色々之法尽し、其後ハ久敷打捨置候所ニ、

八月初、◆◆◆、兼而不行跡ニ而、御評定江も両度も相

出候者候所、大原町ニ而、衣類等金六兩位も相調、大分之

金持居候ニ付、段々床敷者之由ニ而、大原町メリ役両三人

他国へ出立之支度也

二而、当所江参り、及相談ニ、召捕、吟味致候所、無相違

焼野となり

⑨方金三百兩也、盗取候由申出、実ハ◆◆◆持参之度
受取候由申出、内式百五十兩、かめ江入、川辺江埋置、則
相出申候、跡々吟味之上、千厩へ相出、為御登ニ成、
同人とハ一向ニ心不付候事也、
此所水沢迄御下り、併大ニ金遣ひ致候

掛紙

天保九年

戌

右◆◆義、十月廿九日、七北田ニおゐて切捨之御仕置ニ

被相掛候、屋形様御一代ニ壹度御詮義被遊候筈ニ而、右

◆◆、御前之御詮義ニ被召出候由相聞へ候、御仕置之御

首尾合、当所へ被仰渡候、依之為菩提之、
十一月廿九日⑩方円入寺ニ

而、(施鬼)施かき法事、とむらい致呉候事、

外

一板 金壹歩ニ 六間より七間迄

一木引 渡ニ候へハ四百文ツ、日用

諸色不足之年也、高直也、

十五日盆祭、一円なし

当日日和、暑し、同夜大雨、十六日和、十七日・十八日
折々小雨、十九日・廿日はれ曇り、此間之雨大ニよし、稻
最中出ル、諸作物手入之能き分ハ、誠ニ見事ニ盛長致候、
(成長)焼跡御見分、廿一日御取都ニ成、焼家数書出、銘々相出候
事、

過ル十五日、大肝入衆御出役、
御上様より玄米式升ツ、小前へ被下置
候、貧家へ金被下候由、

当月中、此氣候ニ候ハ、稻あらく相出、安心ニ可相成
候事、誠ニ甲乙之有之作年也、

廿一日曇り、冷氣也、

廿二日曇り、冷氣、雨、

七月廿三日市 日上ル、又曇り、

一米 四升五合より三盃

麦者追々引メ、

金式歩式朱ハ上物ニ而、下川物壹歩三朱より式歩位、

一千かて 壹斗式升

一古大ツ(大豆) 八升、九升

一小ツ(小豆) 壹升式百廿文位

一ちうね油 不足 壹貫匁位ニ上ル

一からし同 是も不足

一◎ 壹貫四百五十文

一此節かて類至而不足、

ノ

廿四日日和、稻者出穂最中ニ相成候、廿五日日和、廿六日

雨、廿七日はれ、廿八日日和、廿九日曇り、卅日風送り致

候事、

但し、此間喜平治病氣ニ而、大凡相印也、

八月朔日日和、二日日和

米穀、所方引緩ミ、

麦ハ騒し、却而引メ、白麦之先納ニ而、甚苦(カ)ミ申候、東山

計リニ而、白テ千石、

此節、専ら御川下ケ、此間日続ニ而、稻作・畑共、甚敷見事ニ生盛致候、依而諸人一統之悦ひ、無此上と安心相成候、

八月三日、当日ハ式百十日と在之候所、折々小雨、至而静ニ而、不難ニ過申候、

同市日相場

一古米 七升八升迄

もち 六升

大ニ落ル、至而不足物ハ沢山ニ相出、又買人もさのミ不買、

過ル廿八日市ハ、五升、四升也、

秋日和続、豊作ニ相成候故、諸方大ニ下ル、

一千かて 壹升ニ而百拾文位

一むき 八拾文

一ふき糧 壹升七文ツ、

一小ツ(小豆) 壹升式百三、四十文

一八百屋物類、追々都而沢山相出、諸人安心之事ニ相成候、
併高直之方、

但當町之義、盤昌(紫昌)之地ニ而、市日盛り候へとも、此間ニ凶
年と云者、焼失、此度ニ而兩度之大焼ニ而ハ、何レも大痛、
無申計候、

糸・紅花も、夫々買入参り、相応ニ売申候、

四日 朝曇り折々雨、昼よりはれ、同夜雨、五日 雨、大雨也、

焼跡者、一統ニ借小屋立方、

当秋者順氣能ニ付、諸作上之作ニ相聞へ申候、昨日杯ハ嵐
ニも可相成様子之所、嵐ニも不成、はれ、

六日日和 七日風、少々小雨、夜冷氣、白露也、

八月八日市 日和

一古米 九升五合

日々下ル

一(小豆)小ツ 古 弍百四十文

新 弍百文

百八十文

一大麦 是ハ、拝借納かれのこれの上納方ニ付、売人一
向なし、尤貧家ニハ既ニ一円なし、金三步位ニ申
候、

一ふき粮 小壺升 七、八文ツ、

米之義者、作宜候ニ付、追々少しツ、小手物相出候、直段
不定、問屋へも不出、売散し相成、九月迄者さんらん致、
定り申間敷候、去秋凶作ニ押付候節も、在々江入込、勝手
之直段ニ而買方致候間、矢張秋之境ニも、右之通相成候、

九日日和、十日日和、十一日曇、朝五ツ地震、十二日曇くもり、

焼後、前田之蔵住居候所、仮住居之長屋、八日九日と弍ツ

相立申候、出来次第ニ是江取移し候、

本宅之普請者、一兩年ハ相休ニ申候、

八月十三日日和

一米 又不足ニ而 七・八升

一むき 小 壹升八、九拾文

金貳歩三朱位

至而不足なり

新米一向ニ相出不申候、仕事手之廻らぬ年故か、米ニ成と申迄ニ而、米不足、

一錢 壹貫四百四、五十文

メ

同夜半頃より雨、十四日雨より朝五ツ過より風雨、嵐夥敷、大嵐成、烈風、内より外へ出る事不叶、終日之嵐、焼後之土蔵、仮屋根共、町中不殘吹ちり、板之飛事、木の葉飛か如く、仮屋々々危くして、大ニ曲り、痛ミ損し、土蔵ハ皆はたかニ而、雨ニ打れ候故、土蔵、店々雨水通り、上を下江と大ニ騒動致候、

庚申

十四日之夜雨はれ、追々風鎮り、十五日之朝迄少々吹候事、貳百廿日と庚申雨嵐、

此節、作物ニ而ハ、粟、そば、たはこ等、大ニ当る、

誠ニ近年嵐多候得共、殊ニ強く吹候様ニ覚候、変事多き世柄也、

八月

十五日日和ニ相成候

十六日同、十七日曇り、小雨、

十八日日和、市中、

一米 新未タ不出候

古米至而無之、七升と引上ル、

一新焼米者、先日より相出候、此間参り不申候、

壹升貳百四十文位

一むき 不足 九拾文

一錢 壹貫四百四拾文

一ふき粮 七、八文

メ

当年之作者、手廻シ・制道次第、先々者上作、次田の草壹番位之扱ニ而ハ中作、後きハ尤不宜、ならし五分通り之見

詰風唱也、南之方無仕付、三分通り之由、近郡^ニ而者、金成より若柳近在宜敷、何レ今年之十一月相庭^(相場)、壹斗五・六升、式斗^ニ者無覺束候、麦なし、殊^ニ大こんも至而むし付、尤色々の種^ニ而不生多し、不宜候、依之、此節迎も、大かたふき粮専ら相用ひ候、豊年之様^ニ者候得とも、当年者勿論、来春迄ハ凶年之暮し方^ニ在之候、川筋通り度々之水^ニ而、大豆も皆無同様也、

当所抔者、近年度々之焼^ニ而、誠^ニ無類之難義致候、普請惣休^ニ候、併先午之年之焼^ニハ、一統^ニしはや造り、結構^ニ普請も致候所、此度之焼^ニて、仮普請も致兼、小屋掛多し、町内大^ニ痛、衰ひ申候、手前抔も、一兩年普請延し休候事、前田へ仮屋立、

八月十九日日和、廿日日和、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿六日、廿七日、此間日和引続而宜、秋残暑と申程之暑也、是^ニ而又諸作大^ニ直り候、且又、実入^ニ相成候物ハ、多くかり取、盗人多し^ニ而甚困り、多く青かり^ニ取納いたし候、

八月廿八日 市日

一古米 七升より八升

一新米 九升より壹斗

一むき 弥々高直 九拾文

一去年米相出 壹斗式升位

一(小豆)小ツ 百文より百拾文

一とふふ(豆腐) 是迄ハ十六文

常年之とふ(マゴ)の半分位也、不売、不喰、追々落る、

一おかゆ 五十文成^上

一麦さけ 廿五文

一す 壹盃六拾文

廿九日日和、晦日雨

今日仮屋へ移し候事、前田也、

九月朔日日和、二日、三日日和也、

同市日諸相庭(相場)

一古米ハ至而不足、併殊ニより望人少シツ、在、七升位

一新米 此間大ニ相出、壹斗式升より壹斗四、五升迄落ル、

今日市中至而さんらんなり、

若柳先市大下落ニ付、当町江質受ニ早稲米、一先ツ貸

米ニ而大ニ參候事、今日案外下落致候間、又々此末ニ

ハ引上可申事、

一新小(小豆)ツ 百拾文位

当年上作候へとも、近年ハ引統望多、遣ひ口、尤多分

ニ入候故、何時も引上、高直ニ候間、わり合より高し、

不下ケ、

一錢 壹貫四百四十文

一ふき糧 小壹升七文位

大こん不宜、尤未夕若く、ふき糧者十月迄用ひ不申候

不叶風、尤割合宜、

此節、未両度者飯、夜ハかゆ、麦引割江米等入相用ひ候事、

未夕凶年之成行、

四日日和、大ニ暑く、大(蟬)セ(鳴)みなく、則昼中雷勢、少し雨、

此間引続日和宜、田稲も、追々相出候分迄実入能く相成、畑物大こん等も見直し、人氣能相成候、

村々、千厩杯ハ内惣毛、肝入衆中見分相成候由、

一御早穀御割合參候由、

昨夜雨
五日朝風、寒、日和ニ成、やはり終日風なり、

一八百屋物高し

くり杯思之外不足、高し、

当年酉ニ而不宜、年々皆々(危ぶみ)あやふみ、尤節後く候所、六月

より大暑、七月中暑く、依之、七月中ニ稻あらく相出、

米ニ相成、八月初迄稻後レ候分追々相出、製道次第ニ宜、

早く米ニ成、八月より九月初迄日和統ニ依而、思之外田畑

実のり、一統安心いたし候、五・六分通り之作、併米穀久

敷高直、其上病人何方も多く、死人多し、依而田畑作り人

大ニ不足いたし、遠き所ニ持候田地者、作子ニ困り候事也、

当所抔ハ、田地必多く者持れぬ所也、山根通り一円無仕付也、

九月六日寒露、日和、朝夕者此間寒、七日日和

粟・大豆盜れ、半取納也、稲も所々切られ候事、此節麦蒔最中

八日市 昼九ツより雨

一古米 なし

一新米 壺斗壺升位

先市与者大ニ相違、一向不出候、

一新糯米 九升より壺斗迄

此品者相出候事

一小豆 百弍拾文

百文迄

一くり杯も 不足

壺升四五十文

是も粮ニ相用 大くり六十文位

出不足

一〇壺貫四百四、五十文

ノ

九月九日 雨、十方暮ニ入、十日 曇り、十一日雨、八ツ過より東風、大嵐ニ而、大嵐ニ相成候、夜無休吹、十二日同様、風、小雨、暮七ツより鎮り、八月十四日之嵐し位か、少し軽き方、誠ニ当秋ニ相成候而も、度々之大嵐ニ而、此節当所抔焼跡之飯屋所々痛ミ、蔵々大ニ相痛ミ、一統大難義之事、

十三日市 日和ニ成、風少々、又雨ふり、

一古米 六升五合

一新米 至而不出也

壺斗位

一むき 壺升九十文

一小ツ(小豆) 同 百文より九十文位

一新大ツ(大豆) 同 八拾文位

一焼米 百三拾文位

此節八末ニ成候事

上作とハ申物之由、五分通り之作、依之新不出、高直也、

十四日雨、九ツ上り、十五日又曇り、小雨、又晴、十方暮中、不同之天氣、十六日上日和、

屋形様御事、過ル十三日江戸御登り御出立被遊候由之事、小松様、江戸表ニ而三万両之御才覚相出候由之事、

一 町々在々、去年中より勝手次第、町之者在江入、セリ買、又ハ在之者町場へ持参致、何方江売候と申無訊売ちらし、依而相場一円ニ定り無之、紛乱之事ニ候、依而、已後右様無之様、町之者、在江入、買方仕間敷候、在之者、町場間屋ニ相出、^(相場)相庭之定法ニ而売買致候様、御触相廻り候事、

十七日時雨、風寒

九月十八日曇り

一新米 壹斗壹升
壹斗五合

一同餅 八、九升

高下不定
出来尤不同

御早穀、九月中上納ニ成、多くハ手作上納、薄衣買納直段ハ壹兩位、三分、九分迄、

大こん者、午の年よりハよしと申候、

大豆、川通り皆無同様、山手七・八分通り之作、

十九日寒、廿日晴曇り、廿一日晴曇り、大ニ寒冷催、未夕霜無之故、諸作之為よし、

一 御公義御代替りニ付、御巡見様明年之御下り可相成御首尾合可有之哉、御郡方へ御道割、先年之通先達而申来り、依之町場々々馬継之近駅場、町々江之里数、并道筋之川、并ニ橋々等迄書上ル、道筋御定駄賃錢、并相对賃共ニ、書上

被仰渡、相出し候、尤町場馬数、御伝馬使者人数、又ハ使者高共ニ、次二年中之御状歩、御伝馬軽尻、何程位相立可申哉、此数共ニ申上候、一々一ツ書を以申上候事、御伝馬軽尻の方ハ、壹日ニ式ツ、三ツ位と見詰御状、夫ハ壹日ニ五ツ程之見詰ニ、惣高ニ調申上候、両町十五日替りニ相勤候事、当り前、立払之節ハ、休町の方より助合相勤候事ニ申上候事、

天明年中書上候哉、書上無之哉、武右衛門殿勤仕中ニ而不知、此時者大ニ諸入用掛り、百姓前相痛候よし聞伝候、依而此度者不痛様之御吟味ニ而、如此、嚴委く御調被成置候哉と相咄合候事、追年心得ニも可相成歟、相印候、

廿二日、昨夕大ニ寒く、朝初霜也、

廿三日市 上々日和也、

一米 壹斗主升式升

今日沢山ニ相出候

一古米 上 八升五合位

一新餅米 壹斗より壹升

壹斗式升迄

明年より当年、塩至而あしく、尤此節一円無之、問屋小売無之、一統困り候事、何時も、凶年之頃者、塩不足致候物ニ相伝ひ候事、

一和薬ニ而大引上物

鎌倉柴胡 斤四匁

一白砂糖メテ廿六匁位

一黒砂 歩ニ九百匁

此辺之取引七五位、至而不足なし、

小売百文ニ三十八匁

ノ

廿四日日和、朝大霜也、暖気、夜雷勢、雨、廿五日少々日

和ニ成、廿六日日和、廿七日同、廿八日雨

一米 壹斗四升位

一もち 壹斗壹、式升

一小ツ(小豆) 八拾文位

一 大ツ(大豆) 七拾文位

追々緩ミ

一 とふふ(豆腐) 十弍文

一 す 壺盃 六拾文

不下

一 せうゆ 五拾文

✂

廿九日風寒し、十月朔日風、二日日和、夜雨ニ成、

十月三日雨

一米 壺斗四五升

一もち 壺斗弍升

✂ 稲思之外米之手取あしく候、

一 辛子 古四拾弍切位

新あしく、水かふり

三十五、六切

一同 油 壺貫目位

一同 新 壺貫百匁位

油高値ニ而、らうそく・ひん付高直、

魚油高直、上物廿五匁位、不足、

十月五日日和、朝大霜

御郡奉行様、千厩より今日当所御昼也、

昨四日之夜、松川町橋より上之方焼失致候、

六日日和、七日日和、暖気、

十月八日風、八専初、十月節成、

一米 壺斗五、六升

一 餅 壺斗弍、三升

一 小ツ(小豆) 八、九拾文

✂ 大ツ(大豆) 七、八拾文

九日晴曇りさらく時雨在、十日和(日想)、十一日晴曇り、寒し、

当年ハ、そはハ当り作、大豆も不作、

大こんのつミ方初日、至而あしく、宜作ハ三分通り、
莫不作、三分通り位、用ひ不足故、引不上、併高直、

古下物共式切より廿五切

十月十三日、日和此間よし、

脱石役人式組相下り、廻り候よしニ而、不出ニ成、追々引
下ケ申間敷候、

一米 壺斗五升 つよし

一大(大豆)ツ 式歩一朱位

一小(小豆)ツ 壺升百文

一大こん 大八、九文より六、七文

不作故、買人多し、

メ 未タふき粮相用候、

(散田)算田米、上三而半穀位、三・四ヶ壺、

かり分多し、是ハ至而わり合そんなり、

十四日暖気、日和、十五日日和、九ツより風、十六日日

和、十七日曇り、晴、十八日・同十九日同、夜より雨、十

九日雨、雪、廿日日和、廿一日雨、廿二日はれ、廿三日・

同廿四日日和、廿五日日和、廿六日日和、廿七日曇り、暖

気、此間暖気、廿八日風寒、廿九日寒、十月晦日雪、風甚

敷寒、

十一月朔日 風寒、二日同様、三日日和ニ成、雪遅く、日

和続候、

過ル十月十五日、喜平治御城下へ登ル、

御城下米相場壺斗五升、

古川町式斗、若柳式斗、一の関壺斗七升、何方も同様高

直、不引下候、尤御買米、例年より三分通り、市中相場ニ

而御買入之由被仰渡候事、

御城下ハ、他所酒被相留、濁酒手造り御免御触候事也、御

郡へハ未タ無之候、川筋御郡境へ脱米御役人相廻り候事、

一新札、十月十日頃より御遣ひ出しニ相成候事、新古札共ニ入合ニ通用可致御触之事、御為替衆中より廻状參候事、先之札同様之札也、壹歩ト、二朱ト、式通りなり、

此度者、名前無之、両替所と有之候、切替御備金不足ニも可被為在、依而新・古御切替なしニ、入合ニ通用被仰渡候、

御城下ニ而、為御用金御備、講中御取立之事、御町奉行様より被仰渡候事、

壹丁三十匁掛六十本

年ニ兩度也、

又以、当年も御間ニ合兼候故か、御為替御仲間四人、上方御借受方登り被仰渡候事、去年分者御返済相成候事、

四升、五升より、此節壹斗五升ニ相成候間、世の中よしと申候へとも、高直ニ而、此節も渴命、死人・乞喰多し、

御城下も不景氣、殊ニ今年も八月十四日嵐ニ而、上方共ニ綿大ニ不作致、弥々高直、旁在々より太物・小間物仕入ニ登る客人稀成、難渋多し、依而木綿問屋甚難儀、不印候事

也、道中至而悪く、人馬不足、当冬ニ相成、町場馬共至而よわく、本荷壹駄付候馬稀也、尤飛脚不足、通用不足、はたこ、式百三十より式百五十文、夜ハ三百文位、殊ニ下海道明屋計多く、通り候者不足也、

一石之卷鑄錢、十一月より本御行之事、矢張り所々在之候寛永通宝也、夏中ハ御心見ニ而、此度より御吹方、右大仕掛也、百間四方之地江相立候事、

右之座主、北鍛冶町菊地三九郎殿等也、此度之御吹方ハ、御公儀ニ而御吹方之都合之由相聞へ候事、

一上方米相場、八月十四日嵐ニ而、大引上、壹石ニ付銀三百匁迄引上候所、追々落、十月三日出ニ、百三十匁ニ下落相成候由申来候、

紅花安し、糸も未夕安し、併当年至而之不足見詰ニ付、脇方より追々此辺江買入参り、式百匁より百八十匁、壹箇四十八両、此節五十両迄望人在、併此節相片付なし、真綿共ニ引上ル、至而不足、江戸表百文ニ三合半より四合迄、十月十一日出、五合半より六合、此節両ニ五斗位、

一 將軍様宣下ニ付、京都より御勤使御下向

近衛様 二條様 御三方并御大勢也、

江戸より京へ、御名代御三方、御大勢也

酒井左門様 四国の松山様

さぬ岐様也、日光御参詣御名代、伊井掃部頭様

松平下総守様

武州忍十万石

其外、京方御馳走役御旁々、諸国御巡見御役割之事、

先年より明年迄、五拾壹年め也、

十一月三日 当地相場、当町へ米谷在々より米参候ニ付、

此節外釣り合より安し、

一米 壹斗五、六升

一糯 壹斗貳、三升

一^(大豆)大ツ 八拾文位 不出

壹歩ニ貳斗

一麦 なし

一^(小豆)小ツ 壹升 百文ニ而なし

一◎ 壹貫四百五、六十文

一 大こん 八文位より

五文位

ノ 米者追々不下様子

御城下ニ而、此節紙類高直、

杉原ハ 壹歩ニ六帖位

大方 十帖位より十貳迄

小みの 上 十六、五位

同 大判 十貳帖

くつ 五袋壹歩ニ而なし

一 生セうか 壹歩ニ三、四升

一 胡麻油壹升壹歩ニ而なし

一 ちうね并菜油高直、

三升壹歩位、元結

木綿糸、都而仕出物不足、

当地辺ニ而、辛子四拾四、五切

石之巻、是迄船登り通用無之、御城下も品切多し、

砂糖高直、黒 壹歩ニ八百匁

白砂 下 壹貫匁ニ付銀廿五匁

同廿七匁

蠟も引上ル

柴胡斤 三匁七八分

唐木香 三十五匁

兵郎子 同

唐白述 百匁

広東人(人參) 引上 貳百匁余

品此節なし 御種ハ安し

江戸ニも無之由

生姜 貳匁六分

真黄今 四匁貳、三分 引上

大黄 下ル 上 廿五、六匁

中 廿貳匁位

耳十 廿三、貳匁

廿匁

丁子 四十匁位

和薬類も引上ル

此近村奥方ハ三兩位より十四切

一当地葺も至而不足、小なし辺新作五兩位之様子、中形也、

中廿四、五切也

例年より貳・三分通り之作、

□古ニ而五兩

魚油高直、壹歩位より壹歩三朱、貳分、

一此節塩一円無之、諸方此品ニ行当り、大困り之方、先年も

在之事也、凶年前後ハ必心掛可申事、漬物共ニ大ニ困り、

諸々動騷也、(騷動)持合之者ハ、内証取引、壹表壹歩位、壹升□

拾八拾文迄、御渡り塩、当秋ハ三ヶ壹ツ、兩度ニ渡候得と

も、問屋も一円なし、

当秋ハ、紙しき無之、此節大ニ引上、高直也、

蕨の粉、此節下直、

三貫匁貳、三百匁迄、

当地ニ而、生胡麻五升壹歩位、

同油、三盃壹歩位、

一麻不足、高直、

一ちうね油壹盃貳百文

十月十一日
浜々津浪在之、塩場浪ニ取られ、殊ニ塩不足ニ成、

十一月六日日和、昨日御巡見様方御宿、三ヶ所吟味、早々

書上申上候様被仰渡候ニ付、今日検断衆へ寄合、吟味之上、

一見致、壹ヶ所切、間所細ニ図引書上候事、

円入寺 明光院

国分玄松老 右三ヶ所書上、普請近年ニ而相応也、

町方物持中、結構成普請、座敷等も多く在之候所ニ、午年、

又申年、両度之焼ニ而、一字焼失、此節普請出来不申候、

町家ニ無之候、

十一月八日

一米 壹斗五升

一糯 壹斗三升

一大豆 貳歩

壹朱位迄

一(小豆)小ツ 壹升

百廿文

追々引メ

一麦ハ取引なし

不足、無之候、

一(豆腐)とふふ 拾貳文

一おかゆ 上四拾文

一同 並 三拾文より廿文迄

一去年中より、結めし専ら売申候、此節者大ニ安く、売れ

申候、糯も大ニ安く成、売申候、

当冬(積)かうす至而悪く、尤此節紙すき人無之、高直なり、

与五右衛門料紙、七拾帖(四百六拾匁)ニ而割合ニ成不申候由、

廻郡へ、御買金壹万五千切相渡され候よし、

中々米も不下候事、

十一月十三日暖気也、

此間日和続、雪なし

一米 壹斗五升

糴 壹斗貳升

一大大豆ツ 貳歩一朱位より貳朱迄

一小小豆ツ 壹升百三十文

上り

一大麦 貳歩貳、三分

大大豆ツ、小小豆ツ、追々引メ、

一安手抜切壹本

百三十文

メ

当年も綿不作、高直、御城下直段拾壹兩位、当地ニ而百文

二十四匁、

十八日、日和此間続き、一向ニ雪なし、

一米壹斗五升

不相替候

古河古川ニ而、壹斗九升より貳斗迄

一の関 壹斗六、五より七升迄

南方へ、新札多く相渡候事、壹朱金十一月迄通用限り御触

御公儀
候事、

五両金御吹方相聞へ、

十一月廿三日、此間暖氣、雪なし、

一米 壹斗四、五升

何方共ニ引上候様子、

一大大豆ツ 貳歩貳朱位

此品引上候風ニ候所、買人なしニ而、少々ゆるみ候、

一小小豆ツ 弥々引メ

一錢 壹貫四百六十文

メ

一の関様、貳分半金納ニ相成候事、

二郷ニ横死之者三人在之候、

廿五日 冬至ニ成

此間日和続、一円ニ雪無之、珍敷冬也、

米者弥々不出、尤不足、御郡方御相場、思之外御惠ニ而、
下直、

一米 貳拾八切三分

一大豆 五両也

十一月廿八日

一米 壹斗四升

一大(大豆)ツ 不上

一そは 三分位之由

御地頭様、前も御郡方御相場より、五分形位御引御相場之
事ニ聞へ、去年之不納ハ五十両余在之由、

一過ル廿五日昼、明照院焼失、観音堂迄焼る、五十年先ニも
焼失之由、

廿六日、小なし式軒焼ル、

一円ニ雪無之、冬至中ニ而、毎日日和続キ、春日の如ニ在
之、火事、山々野火多シ、

同日、滝沢ニ而火事、人四人・馬壹疋焼死、

十二月朔日 上々日和、毎朝霜也、

冬至中日和続ハ、明年豊年成へしと、天文ニ在之候、珍敷
冬也、雪ハ豊年の貢と申伝へとも、近年雪沢山ふり候而も、
格別豊作無之、却而凶作多し、

一当年之作、大ニ不同ニ而、米穀高直、尤不足、是者、御領
内人不足、餓死まけ、人勢大ニおとろへ、働人不足ニ相成
候、此節渴命之人多し、凶年同様也、

去冬より、貧民手当之義、御賞し無之内、
一先日、当所組抜中、御差紙ニ而、御城下へ登候所、今日帰
宅、承候所、御領内無仕付之所多く候間、依之組抜中、
其向々より近辺
明年一字仕付差上候様被仰付候事、組抜仲間四拾人程、大
困り、何レ御代官へ取合候様被仰渡候事、

十二月三日 市 誠ニ上日和、春暖也、

一米 壹斗四升

脱石役人引不切翔行、至而嚴重也、薄衣ニて沙(沙汰)太相出候、

御役人ニも首尾落在之候よし、

一 大ツ(大豆) 同 不引上

一 小ツ(小豆) 同 引上

ノ

同五日、昨夜より雨、暖氣、誠ニ三月頃之身持、珍敷年冬也、三拾年之内、冬中雪無之年、三・四度も有之候所、就中当冬ハ甚暖氣ニ而、雪無之候、十月末、十一月初よりハ、大分暖氣、春之様ニ相成候、

六日夜より七日朝迄雨

古金銀并金壹朱、当十月迄引替、其後通用被相留置候所、又以来十月迄通用致候様被仰渡候事、

八日 市日 さらく雪、寒し、

一米 壹斗四升

一 大ツ(大豆) 式切半

市中不足

一 小ツ(小豆) 相出不申候

一 〇 壹貫四百六十文

当分上ケ下ケなし

新銭未タ相出不申候、式・三文ツ、相見得候、

一 麻之類高直

ノ

九日大曇り、夜雪、十日大ニ寒く相成候、先日中ハ誠ニ春暖之日和ニ候所、漸々寒中之様子ニ相成候、
十一日 寒ニ入也、

一 濁酒、十月下旬 秋中手造り被相免、在々町場壹ケ所軒御免ニ候所、

米穀不足、弥々不安、依之、又被相留、今日御印符相成、御役人様御廻村之事、いろく御吟味替り相成候、

冬ニ相成、清酒も所々より参り、両品共ニ沢山ニ候所、又以嚴敷相成候、

十二日之夜雪、

十二月十三日日和、

一米 壹斗四升

一小小豆 百三拾文

外替事無之候

大こん 三文より五、六文

猿沢ニ而買入相頼候所、

大こん壹歩ニ三拾八貫め、四十貫め也、

中大こん百匁ニ見詰、三百八十本ニ当四文位、

千葉ハ、壹歩ニ四十五つら、

メ

一新莫之義、保呂羽辺壹貫四百匁より壹貫め位、至而不足也、

折壁辺 十五切位

摺沢辺 十三切、四切位

猿沢辺 十式切位

刻之上 壹駄十式三切より

下 七切三朱八切

当年職人不足ニ而、刻之方望人多し、葉之方ハ、一体三分
壹之不作ニ而も、買人不足、尤金不足ニ而、つり合より下
直也、来春引上可申候、依之、下形之方買入申候、

古葉不足、五兩ニ而売人なし、

一料紙高直、不足、

壹歩ニ四百匁、四百五十匁、四百七十匁在之候、

八枚直し百五十帖位、

上々紙ハ七十帖位、与五右衛門六十帖、手前之持合分、相

応之利分ニ成、

都而之物、大高直也、

十四日大雪、終日ふり、

十八日市日

一米、不相替、壹斗四升、

南方少々緩ミ候様子候得共、氣仙沼并此辺、金錢不足、無
之、壹、式升より五升位之小売のミニ而、式、三步杯と申、
買人も無之、不売ニ相成、一統中人共ニ錢金なし、依而不
上、不下、穀物一向不売なり、誠ニ名なる成行なり、
莫も不足ニ候間、大ニ引上可申候所、金錢無之故、不売ニ
而、北方買人不足、

先日書上候
一御代官様并掛り御役人様、御巡見様方御宿御見分、

一在々貧家、死ニたへ候者多く、田畑多く余り候風、依而又
明年之算^{散カ}田立付、能作子無之、場ニより作子無之、甚迷惑
之事ニ候、田畑渡し人多し、当冬も凶年も同様、死人渴命
多し、田畑余慶も無用之事也、

十九日寒、九の雨ふり、

此間ハ、又寒氣強ク相成候、

十二月廿三日市日、又暖氣、

一米 南方より少し緩ミ

今日壹斗五升

一錢 壹貫四百六十文

廿八日 緩ミ雨、又晴る、

都而高直、尤去年よりも当暮ハ不景氣ニ而、市町不立、商
ひ無之候、

今日手前之店も、無覺不売、廿七・八切ニ成、

一米 壹斗四升より五升迄

一〇 壹貫四百六十より五百文迄

世上金錢なし

一糯米 壹斗貳升

望人多く、市中不足、

当暮者、一統困窮ニ相成、都而不売、錢金無之、売内誠ニ
無之、去年より不景氣也、諸上納者、何方も不納多く、半
高位残り、越年ニ相成候、上々都^{郡辺}之村ハ、三ヶ壹位残り候
よし、是迄無之事也、

一御城下米相庭^(相場)

一米 壹斗貳三升

一糯米 壹斗位

一大豆 貳斗

一小豆 壹斗

御城下并当地も、秋より冬ニ相成、黒・白砂不売、誠ニ妙也、凶年ニ者多く、麩糯相用候故ニ、専ら砂糖類相用候間、

高直ニ而も大ニ売候所、新米下直ニ相成、不売候事、

一増沢村御知行物成方

金拾四切九分八り四毛

十月、大肝入東吉殿御病死ニ付、仮役黄海関田東七郎殿ニ

内三朱也 地肝入給金引

成、明年御巡見様方ニ付、色々御吟味相成候よし、

不納 式切式分三り四毛

戌ノ四月本役ニ成、

一御制札古く相成、文字不見分、痛等相成分者、御書替之義

相願可申出候段被仰渡、当町七枚之内四枚御書替願相達候

事、四月為相登、七月相下り、御巡見様前ニ掛候、新敷板

ニ無之、かなな掛直し也、上下之かゝり、金壺兩位かゝり

候、

一凶年ニハ、富家之者ハ米穀之商ひ中場等、必致すへからず

と申事、尤誠也、申大凶年ニハ、御城下在々共ニ、他国米

買入ニ付、貸借等致、買入方セ話ニ而、何程か損金致候哉、

夥敷事ニ候、真実・不実ニ不抱、多分損金致候、貸渡候分

共ニ、皆々大ニ損金、相痛候事、後世必セ話金出し等者、

又定^{（藤三郎）}三郎様御事

東次郎^{（藤次郎）}様と御改之事

御年十式・三才ニ可被為成候や

一の関より被為入候屋形様之御子様也、

天保九戌正月元日也、^戊当日朝はれ、静成日也、九ツ過より雪、昨夜少々雪、

此度、御公義御主殿様、

二日昨夕より風雪、甚寒氣、

水戸様より御縁約之由、

三日曇り、四日曇り、さらく雪、

右東次郎^{（藤次郎）}様御事、伊達筑前守様と御改之事

当正月誠^{（徒然）}とせん、去年正月同様之事也、年始礼使ひ、無異儀所へ御互ニ遣ス、

一銀老歩判、^{（仙符）}仙符江相下り候よし、未当地へ不参候、御吹替通用御触廻し候事、

十日大雪ニ成、尤風也、昨夕ハみそれニ而、至而緩ミ、又寒氣ニ成、十日ハ例年あれ日也、去冬雪無之、正月ニ成、雪沢山也、四月閏ニて、如此ニ相見へ候、

一当年も、米穀御国方不足御見詰ニ而、越後・水戸両国ニ而御買米、此頃段々仙着之由、

去冬十五日、江戸御屋敷

一石之卷鑄せん、^{（綿々）}尺々敷吹出し未夕不相成候、鉄不足、金主不足故か、

登米より被為入候御方

屋形様御婚姻之由

右ハ中将之御位也

米穀、高直ニ而割合不宜候由、先年角銭之時ハ、凶年之翌

年豊年、米下直ニ而、割合宜候由、

正月十三日嚴寒

一米 壹斗三升

一もち 壹斗壹升

一◎ 壹貫五百文

ノ

十四日、十五日晴曇り、

十六日風寒、十七日同様、正月ニ相成、雪もふり、寒気も

嚴敷候、去冬ハ誠ニ春の如し、寒気後レニ相成候、

正月ニ相成候而も、米者何方共ニ少シツ、上ル、其外かて

麦等無之故、追々下ケ申間敷風、

廿一年ニハ不相成とも、相出候由、此辺稀也、
一はしか・疱瘡、稀ニ相聞ヘ候事、所々疫病在之候、

廿一日大ニ暖気ニ成、

廿二日同断、廿三日同、

廿三日 市

一米 壹斗貳、三升

弥々引メ出不足

昨年ハ、御上様より御手当、又ハ拝借、又ハ施し等在之候所、当年ハ其儀一円無之故、貧家甚以六ヶ敷風、袖乞多シ、追々餓死致候者多く可相出候風、誠ニ困り候、尤田地作り人不足、巳ノ年より六ヶ年之間、凶年一統引立兼候、誠ニ金錢なしニ相成候、所々明家計り多シ、夫ニ付、誠ニ商内無之候、

一葉種、唐物・和物共ニ引上候事、

一酸棗仁 百匁

百三十匁

一唐白朮

百匁

下八十匁

一砂糖類、不売ニ而引緩ミ、

黒砂 壹貫五十匁位迄

白 壹貫百廿四匁より廿六匁

其外、^(連題)連朮、木香、巴豆、大風子、都而実物高し、

正月廿八日日和、風、曇り

米穀不安、不出也、

一米 壹斗式升位

此節、雜穀一向ニ不出、米計リニ而、貧家甚難義、又々餓死之者多し、袖乞・乞喰多し、

町市立不盛引統、前後六・七ヶ年之凶ニ而、一統引統兼候、誠ニ何方共ニ明地、明家多く、此節ハ中民より上之者、大ニ苦ミ候、誠ニ以前代未聞之時代也、誠ニ金錢共ニ不足ニ成、

鑄錢之義も、金主不足、鉄不足ニ而、尺々(締々)敷御鑄方不相成、天明之鑄セんとハ大ニ違、尤米高直ニ而、御割合ニ不相成候よし、座主北鍛冶町菊三殿も、大ニ困り候風、

一 御鉄吹方も、米高直ニ而、至而割合不相成候よし、式・三ヶ所外無之候、

一 麻、大ニ高直、
中 六百匁位

一 はしか、所々相聞へ、此間当町江相出候所、手前ニも昨日より壹人はしかニ相成候事、
此度者、拾五、六ヶ年目ニ当ル、

正月七日出

江戸南新堀浜丁

紀州出店和泉屋治兵衛殿、難洪ニ相成、此度株式遜リニ相成、同丁水戸屋之方ニ而受取、真問屋名前ハ㊦ 泉屋治兵衛、米穀問屋之方ハ㊧ 水戸屋四郎右衛門、右之通相改申候間、是迄之通荷物為登被下度候由、書状相下り候事、

江戸相場左ニ

一下り米 五斗五、六升

一地廻り米 五斗七、八升

一 仙台米 五斗七升

免六斗式升

一 大豆
一大ツ 八斗式升

一小豆 小ツ 五斗壹、貳升

一 大麦 九斗六、七升

一 小麦 五斗四、五升

一 そば 七斗

一 一からし 六斗五升

莫之義、諸国不足ニ付、不引下候事、

廿九日又大ニ嚴寒也、

二月朔日同、甚寒也、

御渡り塩、少々ツ、追々相出候事、

五日より暖氣、

八日暖氣也、又曇り、

米追々引メ

一 壹斗貳升

一 〇 壹貫五百文

一 其外穀物取引無之候

一 紙類弥々引上

歩ニ四百匁

与五右衛門紙 五十五六帖

一 麻大ニ引メ

染麻ハ中歩ニ三百五十匁

誠ニ不足もの也

一 木綿糸、御城下ニも無之候、

十日夜雨、はしか此節所々流行、当町四、五軒、手前ハ三

人ニ成、

昨夕十一日より大嵐、十一日終日雨、暮より雪ふり、

八専中寒く、天氣不同、

十五日曇り、風寒、昨夕雪、

一 はしか之節、懷妊、若はしかニ可相成候容子ニ候ハ、懷
子落し可申事、臨月之頃ニ而ハ、難産在之由、尤子供へは
しか相出、出生致候者ニ而、左候ハ、安産候ハ、其子
ハ置ぬ物之由、後し而病人ニ相成候よし申伝候、医師之咄

二候間、如此相印候、

若柳高市、都而出不足、古手相応売、

一 糶之儀、世上あしく、金錢なしニ而、格別之景氣ニも不相成、当分、

下 古式拾壹式切より段々式拾五切迄、

新下 拾五、六切也、

拾七、八切

庚申
十八日大雨、夜大風、廿日 雨

一米 至而不出

弥々高直也

廿日夜風、廿一日晴七ツより雨

廿二日さらく雪、此間中至而吹嵐、寒し、八専中、

廿三日 市 さらく小雪

一米 不足 壹斗壹升より壹升五合迄

一 大むき 壹升 小売
式歩三朱位 百文

一 大豆 壹升百文

式歩三朱位

一 ちうね油 壹盃式百四十文

一 生大こん 壹歩二三拾貫目位

一 塩 壹升六拾文位

此節ハ追々相出候事

一 かうす 高直、紙直段三百八十匁位、

一 ㊦ 壹貫五百文 穀方并五十集方ハ、壹貫六百文

此節金なし、錢計り多シ、

ノ

弥々米高直ニ而、当年も凶年同様、追々死人多シ、
春

二月廿四日日和ニ成、日(彼岸)かんニ入、

廿六日中日、社日、曇り、夜雪ふり、

廿七日朝迄又はれ、

一 御巡見様方、海道普請、橋々間数取調、申上様御触参候

事、

廿八日風寒、廿九日風甚寒、

一米 壹斗壹升

ノ

正月出
一京都書状下り、米相庭下直ニ申来ル、尤西国米多く入着、

肥後米 壹石ニ付百拾匁位、

上々米也、

国々之米、右より拾匁位下直、九十匁、八十匁位、凡越年
米九拾四、五万俵在之由申来候、当国と者大ニ相違之事也、
併、紅花杯ハ、当分矢張不景氣ニ而下直、五十、六十兩
より三十兩台迄、千太余^(駄)在之由、

生糸之義ハ、不申参候、国方ニ而ハ、御国産方御入用ニ而
不足之年柄故ニ、此節之残り糸者、大ニ高く、百七十匁位
迄御買入、

三月朔日日和、静成日也、

赤魚大漁也

二日市、赤魚多く出ル、

同日大雨、南、時化、終日ふる、川々洪水、

一米 不足 壹斗壹升

一錢 此間多シ、壹貫五百四十文

壹貫六百文迄

ノ

当春も凶年同様ニ而、人多し死ス、悪病流行いたし、

三日日和ニ成、同夜ニかわつしきりに啼者日照なり、

九日至而寒、雪さらく、雨ニ成、又夜雪、十日雪、暮方
はれ、大雪也、

過ル五日より種籾漬る

一御城下より、当所組拔中へ御さし紙到来、過ル五日ニ登候、
御出入司様御支配江計り、此節御上大御難洪ニ被為成候間、

又々御用金可被仰付候様子、然ル所、御郡方へ御貸上七百兩と申

千兩也、是ハ去年之通りニ而、南方へ四百兩也、当所へ

七十五兩也、此内村へ三十切割合、町方式百七十切、手前

杯者三拾三切出、組拔・高差引人江も割合、尤株柄故余慶、

三十八切也、

一其外、志願御進調達為被仰付、過ル七日当地へ御代官様并大内与左衛門様也

大肝入衆御出、外ニ黒田栄次様と被申候御役人様、御巡見

様方ニ付、御普請方引切役御同道、為御見分之御出、八日

ニ海道七曲り峠迄御出、御覽、

然ルニ、御上様、当春中江戸表増田主計様一件、旁御変事

ニ付、大ニ御金遣被成置候ニ付、急之御金入、誠ニ御難渋、

先年(徹山)てツ山様如御代之ニ被為成、此度非常之御行ひ、御貸

上并調達等所々江被仰付候由、是悲(マヤ)・嚴重ニ調達致候様、過

ル七日被仰付、手前并及川氏、御代官様江御呼出、色々被

仰渡候事、当所兩度之焼并兩度之凶年ニ而、誠ニ大痛、一

統難渋、大庄や衆へ申上候へ共、御聞濟無之、手前之義者、

申一昨年百兩之内五十兩御貸ニ而、御下ケ金相成分、先達

而願書申上置候所、御下ケ金被下候筈上而候へとも、依之

右五拾兩之所、献上仕候様御受申上候事、誠ニ度々之調達

ニ而、一統難渋、困窮ニ相成候、

及川芳一郎殿 百兩 九拾五兩也

丑子淵の喜四郎殿 十五兩 式拾兩也

古の源兵衛殿 式拾五兩也

大柳源九郎殿 式拾五兩也

檢断清助殿 式拾五兩也

保呂羽東の久兵衛殿 五十兩也

十一日、十二日寒、十三日曇り、
夜雪

大雪也

十四日日和、寒し、二月同様、不天氣統、折々雪、三月之

節ニ成、

麦(割り)のさくり最中

去年之春同様、貧家誠ニ統兼、死人多し、乞喰多し、当年

ハ市日も一向ニ不盛、錢もふけ無之、一統金なし、錢通用

計り、当年迄ニ六ヶ年之間苦ミニ而、誠ニ上下古今之難儀、

聞伝ひニ無之世の中也、

薄衣与五右衛門 五十八帖、六十帖、
一紙弥々不足、高直、

壺歩三三百八十匁位

並物九十帖、百帖、上々七十帖、

かうす三貫貳、三百匁

一 盗人三人捕候事

御家中者ニ而、兄弟也、

一 わた高直ニて、夜着之綿を抜、糸ニとり候事大ニ流行致候、

⑧、去秋類焼之節、盗取れ候店分之金子、此間盗人相出候事、上方参宮、四国迄参り、あら／＼遣、残金四拾三切相出候、依而始末ニ成、前年金山沢長次殿でツち也、

三月十七日漸々日和、暖氣ニ相成候、又四ツより風、日当り之色赤し、追々曇り、水気と見へ候、昔より凶年之試ニ、春の日赤者あしくと申候、氣を付可申事也、

三月十八日市日

一米 壺斗壺升

氣仙沼之方も、此節相応ニ相出、不向、不売、当地も緩々敷、不上、不下、

一 麦 壺升 百拾文

一 大ツ (大豆) 百拾文

一 千葉 高直

貳本あみ壺掛百貳拾文

はしか流行ニ而、ところかて不売、尤近年堀尽し、無之候、

十九日誠ニ上々日和、

升測祭大盛也、去年ハ至而不盛ニ而、当年盛、

御巡見様方、諸普請御取立ニ不相成、内々諸色心掛置候様、大凡割付相成候、入料物、こも、筵、なわ等、かや等也、江戸より被仰遣次第、御取立被成置候よし之事也、当分御見合也、

所々御殿御心掛、

一此節ニ相成、田地山等渡し人多し、明家多し、

敷板其外戸板之類、持人無之桶鉢等迄ふり売、誠ニ凶年より苦ミ也、

田畑作り人無之、過ル巳の凶作とハ、年輕き凶作ニ而、一頃

大ニ騒き候へとも、追々緩ミ、物沢山ニ成、田地も一統ニ

進候所、一昨年申の凶年ニハ、追々難渋、大ニ行違、田地

持難義致候、必余慶ハ無用之事ニ候、

三月廿二日大風

三月廿三日日和、風寒、

先日式、三日大ニ暖氣、又寒、

一 米 壹斗壹升五合

少し繼暖ミ申候

買人もなし、尤出不足、脱石役人相廻り候事、此節御役

人被相廻候義、不分り之事ニ候、

一 小ツ(小豆) 壹斗壹升位

一 麦 貳分三朱位

小売壹升百文

一 大ツ(大豆)も 百文

麦之方ハ不売、

一御城下者、南部ニ而米貳千五百石御買入、北上川被相下候

由之事、又酒田米も御買入之由、是ハ北廻リニ而、東浜へ

上ル、氣仙沼売御払も宜由、壹斗三升位、

南部米ハ、壹斗貳升御払之由、未夕廻り不申候、

廿四日も風寒、

三月廿五日上日和、静、暖和、

早き分、今日種揚る、併此節漸々漬る人も在之候、

一天日照様、何レ赤き方よしとも申人在之候、ためし見可申

事、

廿六日上々日和、甚暖氣、八ツ過曇り、風替、暮方より大

雨ニ成、

廿八日はれ、日和、昨日より少し寒し、此間雨無之、為麦之甚宜、

一 糶も至而不足ニ候間、上景氣、弥々高直ニ可相成候所、凶年同様、世の中悪敷、引立兼、此間ニ成、下落之風ニ成候、尤不引、古糶五両前後、但し下形下葉拾六、七切外干(十八・九切)、五両迄、

四月朔日静也、弐、三日先大霜続、其後此間日和ニ候へとも、朝ニ大霜ニ而、日中共ニ寒し、尤風多し、

先日江戸状下り、諸品高直之由申来候、米相庭 四斗八升より五斗迄

一新銀沓歩相出、下り候事、

目形式匆五分

三日 市、不盛なり

四日初巳、昨今風、六日雨少々、

一向雨無之、麦草生尺取不申候所、少し見直し候、未夕寒さも難去、何レニ雨無之、草生引立不申候、後レル、八日、日和ニ候へとも、寒し、諸相庭替義無之候、

越後御買入米、氣仙沼へ入着之由、大小(小豆)ツ共ニ在、

一 三月、江戸御城西の御丸焼失之由風唱在之候事、御女中多く死ス

一 先達而調達被仰付候金子之義、願書ニ而申上候様、前々も右之通ニ在之、下々之了簡とハ、大ニ行違候訳ニ候、追々之為ニ写置候事、去ル午年并ニ申の年差上候分ハ、留不相見得、此度相印置也、

立紙
乍恐奉願上候御事

去々年大凶作ニ付、御郡村貧民之者共取続之義、御手厚ニ御七話も被成下、何レ茂難有仕合奉存候所、拙者義も聊之儀ニ者御座候へとも、金子五拾両也、此度奉指上候様仕度奉存候間、貧民取続方御足加、御用ニも相立候

ハ、冥加至極奉存候間、如願之被召上候様、御吟味被成下度、依之拙者共連判を以如此奉願上候、已上、

天保九年 藤沢町御百姓組頭

四月 皆川久蔵

検断

清助

肝入

兵左衛門

大肝入

岩渕東七郎殿

右内願方認様

折紙にて

拙者義、此度貧民取続方へ、金五拾両調達仕候所、内願之義申上候様被仰渡、奉承知候、然ル所、拙者義別段志願之義も無御座、申上候義恐入奉存候へ共、近村ニ而御知行頂戴罷成候様御吟味被成下度、如此奉願上候、以上、

四月

皆川久蔵

検断

清助殿

肝入

兵左衛門殿

四月九日 昨夕より当日雨ふり、十日 晴天ニ成、十一日 八專之初、十二日 暖氣、曇り、雷勢少シ在、四月雷、豊年と在之候事、試見可申事、八十八夜ハ過ル十日、同年東山より奥郡凶作ニ成、

一組抜中、荒所仕付方被仰付、隣村此間廻村被致候所、大籠村ニ而手余り分七貫文程、藤沢村五貫文程、津谷川村式、三貫、保呂羽村三貫文位、右之内畑代并御地頭様御請所多し、御蔵入之分不足也、

一南方、所々芝居相立候事、表向御免と申事ニ無之候得共、御内々御構無之由、相聞へ候、併所々より差支之所も在之候、五十年已前ニも右之様子申伝候、

四月十三日 上々日和ニ而、暖氣ニ相成候、雨不足ニ而、麦ハ引立不尺取候、

一米 壹斗一升ニ而不足

一麦 貳歩三朱位

一千葉 大ニ高直ニ成、

壹本ツ、六十文、

七拾文位

依而、ところ糧も少しツ、相用候家も多し、

一◎ 壹貫五百六十文より六百文迄

一からし 大ニ高直 四拾六切と申

一同油 八百匁位

ノ

和薬之相場

一新当帰 歩ニ三貫匁

一新川芎 三貫匁

一黄芩 壹貫五、六匁

此品、干上り壹貫百匁位ニ成

一荊芥 貳貫匁

此品無之候

一澤瀉 柴胡 此節下ル

一生姜

一芍薬 不足

四貫七、八百匁

一茯苓 両七貫匁ニ而

此品無之 六貫五百匁位

一竹節人 △斤

貳匁壹分

岩谷堂直段

一蒼本 壹歩

都而高直

此度ハ稀也

当年之はしか者、十五年先年よりも軽く、貧家在郷杯ニ而者薬不用候、依之薬類売不申候得とも、一体近年之不気候ニ而、都而不足、尤かて取のミニ而、薬掘之不足、如此、

四月十八日 昼地震

昨日より風替り、東北、寒、雨気ニ相成候、

麦、雨無之、所々かれ相出、むし付在之候、南方尤あしく候、

同十八日 市 不盛也、

一米 壹斗壹升

一麦 至而不足もの

貳分三朱三歩位

一干かて 小壹升 百文位

一◎ 壹貫五百六十文

南方ハ高直、壹貫五百文

一古糞 下の上 貳拾四、五切

一新ハ 十八切位

一からし 四十八切

一同油 八百匁壹歩

一魚油共ニ高直

上壹樽 壹分三朱位

一千葉 貳ツら百廿文位

一御巡見様、弥々四月十七日江戸表御出立相成候由、依之御

通り筋、此辺先達而中より海道御普請にて、通り相成候、

北国通り御下り、松前御渡り、南部路より御国へ御入、水

沢御泊り之由、当国へ者八、九月ニ可相成候由、天明八年

之試也、

諸事心掛、又ハ勤方之風、昔之記録当所ニ無之、千厩より

此間参り、天明八年之時記録ニ而心掛相勤候風、右写候方、

当年迄餓死多、人無之、御普請方并諸事ニ難義可仕様子、

当郡ハ藤沢御昼、千厩御泊り、松川御昼、右三ヶ所江之役

割、一字ニ而九百九十九人と御用ニ相成候よし、先日肝入・

検断千厩寄合、三日在之候、不遠御宿、御普請取立ニ相成

候由、当所ハ

円入寺

早道松本彦左衛門様方

此度ハ初而 明光院

右三ヶ所ハ、三頭之御殿ニ成、

四月十九日さらく雨、同夜雨、廿二日 時雨、同廿三

日 きのへ子、日和、風、暖気、

一小米 貳歩三朱

一大豆 貳歩三朱

一相替 不相替

一相替 不相替

一相替 不相替

一相替 不相替

一相替 不相替

一相替 不相替

一相替 不相替

一相替 不相替

ノ

雨不足にて、麦もあしく、引立兼候、
田もわれ候風、

流行之疫病も甚多し

一 下り和薬類、引上物申来候分

一 生姜 四匁五、六分

一 干姜 三歩

一 柴胡 三歩

一 丁香 七匁

一 小茴香 五匁

一 大棗 三匁

一 細辛 三匁

一 冬瓜子 六匁

一 唐大黃 十五、六匁

一 木十 十式、三匁

△ 此二品ハ、廿年已来之落、

生姜、干姜之上ハ、式、三十年ニハ覺無之上ケ也、

四月廿四日 昼過雷勢少し、同夜雷勢、雨、廿五日 雨
折々、暖氣、ひのへ寅(丙寅)、此間之雨にて、麦ハ大ニ見直し候
事、田者未タ水なし、廿六日日和、夜百五(百五)なり、霜少々お
り候、廿七日 上日和、万物へ不当候風、廿八日 曇り、
雨氣ニ成、夜雨、廿九日 日和ニ成、晦日 日和ニ而雷雨
ふり、何方も苗宜、麦も成生生長いたし候、

同月十七日江戸大火

同日午上刻、小田原町湯屋より

一 小田原丁不残、安神町(安針町)、伊勢丁、品川町、佐屋丁(箱町)、宝町三

丁目共ニ、瀬戸物丁駿河丁、両替丁、金吹丁、本丁四丁共

ニ、石丁四丁共、本銀丁四丁共、鎌倉川岸、今川橋向者、

弁慶橋手前より押廻り、鎌倉川岸過より三河丁、昌平橋迄

不残、西ハ小川丁、猿学丁表裏共、木路橋過、真な板橋迄

焼拔、夜四ツ半漸々火鎮り、

右仙台へ三日之早にて、廿一日着申来候事、誠ニ宜所計り

大ニ焼候事、十年已来三番め大火也、

閏四月朔日和也

二日日和、三日日和、此間格別暖か、

三日市、相替義無之、緩也、

一米 壺斗壺、式升

一ふきかて 小壺升六、七文

一麦ハ少し下ル

氣仙沼辺、廻米在之、同所同直段、浜方へ不向ニ而、高直

ニ而も緩々敷相成候、しびも相心ニ取れ参候

此節麦ハ出ほ^(出穂)最中、早き所ハ出払ニ相成候、春中雨無之故、

不同、遅き麦ハ却而上麦ニ相成、早き所ハ一向ニ丈無之、

^(穂)ほも小さく、あしく候、

四日八ツ雷勢、雨はれ、又冷シ、五日 風、一頃大風、暮

留る、尤甚しく寒し、六日 日和、暖和ニ相成候、山々大

雪也、

当春ハ、此節農事一統ニ手廻シ相成候へとも、水不足ニ而、

しろかき不成所多し、依之仕事半途、豆まきも初り、苺敷も初り候、麦之作思之外あしく候、

七日俄ニ大暑氣也、八日曇り、雨ニ成、冷氣、九日風大ニ寒し、至而不同也、

同七日、御郡奉行様千厩御泊り、手前杯へ御差紙罷出候所、去年春貧民江施し致候ニ付、御賞之上、しま木綿式反頂戴、及川并^(久)三人、其外壺反ツ、

御巡見様御通り筋之御廻村御見分、当所江八日ニ御出、御見分、弥々御宿事定、円入寺、明光院、松本彦左衛門様方、三ヶ所、

松前江御渡り無之候へ者、御国江七月初ニ御入可相成御様子ニ付、諸事御取詰相成候事、宝曆年中ニ者六月御入之由、又天明年中ニ者九月上旬、此度ハ六月ニ相成候、此度ハ何年ニも無之、御国方困窮、難渋ニ相成候ニ付、諸事御取扱振、御下り之公義衆へ御取合ニ相成、一統御役人様中御安心之事ニ相聞へ、諸事先年より入料不足ニ相成可申様子、

一海道者、一通り普請見事ニ出来候事、

先年御取扱振之記録参り、写候事、追而留置可申事、

閏四月十日朝大霜、十一日朝霜、此間者朝ニ寒く、霜在之候、併諸作へ不当候、苻敷方最中ニ相成候、

一莫も、春長之年故、不景氣ニ而も相応ニ引、不安取引、尤地之不足也、

古葉 上方五切、古下 五両

去年新ニ而 五両より十八切

上々葉 廿一切位

一米惣庭 古川・若柳

壹斗五升

十三日より十方暮、晴曇り、水不足ニ付、田植支度六ヶ敷、十五日朝五ツ地震、又昼九ツ地震、朝曇り、昼日和ニ成、風ニ相成候、十六日大風、弥々田ニ水無之、田植相成不申候、

一去冬中相願置候御制札之義、御書替被成下旨、古札才料相

付、為差登候様、急ニ被仰渡、昨日千厩江流玖包(琉球)ニ而持参

相出候所、松川分共ニ、両所より壱人、鬪取之上才料致、

罷登候様、御代官様より被仰渡、松川町之者壱人ニ而、古

御制札持参、今日千厩より直々罷登候事、

右入料ハ、町内か、りと相見得申候、久敷御書替無之、古

例不分り也、

閏四月十七日 大ニ暑し、又大風ニ相成、一向ニ雨無之故、

田者干われ、苗代江水を吸入候所多し、此間中之風ニ而、

弥々田畑共ニ日照也、十八、九日より之初田植、日延ニ相

成候、尤代かき不相成故、田植も半分當時之見当、然ル所、同

夜より雨ふりニ成、

十八日 大雨ニ成、諸人大悦、八ツ上り日和ニ成、此雨ニ

て大ニ田植、初日代不成所ハ、此水ニ而も植付不相成候、

一南方ハ、凶作以前ニ者、廿日も三十日も、東山より田植遅

き所ニ候所、其後手廻し致、当年杯ハ東山より先達而田植

え初り候事、

一 麦ハ、此辺一統ニ不宜候、此雨ニて少し見直も可申候、川
通り并南方ハ宜候、

当日日、此間之風ニ而、一向ニ肴無之候、

一 穀物も、所々緩ミ申候、

閏四月廿三日市

一米 壹斗一升

一 ぶきかて 壹升七文位

一 麦 前金ハ壹俵付 壹歩より壹歩一朱

新麦、作あしく候、

一 〇 壹貫五百四六文

一 金銀不足、ゑり粕計ニ而あしく、札専ら好ミ申候、

入梅者、廿一日より雨不足、水無之田植者、七分通り漸々、

京都より書状着、江戸より上方麦上々作、道中筋大体壹斗
式升位、

京都ハ、白テ壹石百匁位、

江戸五斗四、五升

麦宜、追々下落候、

一 御巡見様方、江戸表へ御取合之上、諸事御儉約、酒ハ一切
御用無之訳ニ候、

一 御宿、御泊り道具、大体御城下ニ而御用意相成、御持参之
様子、

一 御用米、東山三ヶ所ニ而、玄米百式拾俵之御見詰、村方へ
御割合御貸上候事、

一 御入料、不事御用金、式百兩御備ひ之所、有者共より冬迄
御借上之御吟味ニ而、当町江百五十兩被仰付、金式拾五兩
ツ、手前初め六軒江、御代官様より銘々御通帳被相渡候
事、

御普請方御取立ニ相成候、

廿四日、^{昼過雨}廿五日夜雨、廿六日 晴れ、廿七日 日和、廿八

日、此間日和、

五月朔日日和、暑し、三日雨、四日雨、
十日より八專
半夏、十一日 此後八專中晴曇り、少々冷氣、折々雨天、

当地之相庭

一米壺斗壺升五命

式升迄

一 御城下ハ、御宮町へ相撲・芝居御免ニ相成、五月十五日よ

り両品相立候事、御城下一番ニ大破致候ニ付、願之上、定

芝居相願候ニ付、茶屋等御免、

右ハ、廿三日市日
新麦未不出候

此間不天氣ニ成、

一 綿并木綿弥々高直ニ付、古手大ニ高直ニ相成候事、

御城下ニ而、手拭壺百三十式、三文より百五十文迄、此辺

同様、

廿四日甲子きのへ子、晴曇り、少々小雨、

廿五日晴曇り

廿六日寅之日、晴曇り、きり少々、兩日不天氣、

五月ニ相成、不天氣、

御城下玄米 壺斗四、五升

追々引下ケ

一新麦 白 壺斗四、五升

御城下近在上々作

殊ニ麦ハ、上方上々作之由申事ニ候、

此辺之麦作者、七分通り之作、併実入宜相成候、

一 鑄錢吹方相成候へとも、銀主思之外無之、尤割合不宜、損

金ニ相成候容子、江戸より御役人兩人被相下候事、座元北

鍛冶町菊地三九郎殿、大分之金入、只今大ニ困り候由、

花々敷吹不申候、尤新錢未夕御遣ひ出し不相成候、誠ニ大

金之仕入ニ相成候由之事、大仕掛也、寛永通宝と申文字也、

鉄せん、

一江戸御城西の御丸御普請ニ付、御家人一統御手伝金割之事、御祿高へ壺式五と言割掛なり、

壺万石ニ付、千式百五十両ツ、大痛也、他御大名様ハ、至而輕し、

一田植仕付も、水不足ニ而、延引相成、御領内一統五月廿日頃迄ニあらく相片付候、併水干之場残ル、

一五月中旬より、大暑氣ニ可相成と咄居候所、思之外不天氣ニ相成、冷氣、

一御巡見様御事、弥々六月廿三日当所へ御入之由ニ而、御普請方当月初より御役人様御出張、東山三ヶ所之引切、黒田栄次様、其外壺、兩人并ニ、当所御殿円入寺、明光院、松本彦左衛門様、右三ヶ所へ引切肝入三人被相立、御造営相成候、村々より萱、芝、諸色駄送、又ハ人足、毎日五十人、七十人と參候、此肝入役、古肝入兵三郎殿、檢断清助殿、^(増沢)升澤村肝入民次殿、

一御公義より、別而御儉約之義被仰渡、右ニ付、大ニ諸事輕く、不痛様ニと之御下知、御普請方も至而被相やつ、諸物入格別御吟味輕く相成候、先年とハ大ニ行違候事、

一御宿ニ而、御用ニ相成分者、大体御城下より御用意、御持參、御繰物ニ相成候由、御郡にて御用意分ハ、がらく物計と相聞へ申候、尤所々他国承候所、此度之御巡見様ハ、先年と違、宜、心安き容子ニ相聞へ候、

^{御上}

一御台所方銀主御取組ニ、春中小松新次様大坂へ御登り、升屋平右衛門方へ、以前之通御頼ニ相成、明年御台所御相統金三拾五万両之御見詰、御借受相弁候由、御都合能御下向之所ニ、上方より御道中、種物ニ而、弥々御大病、御下着無程御病死相成、御一統様御迷惑之由申候、

御前より被召出、隠居料三百石別而被下置候上ニ而、大坂登り被仰付、都合能相弁、御下り之所ニ而者、高名手柄事ニ候所、御目見へも不被成置御病死ニ而、残念の事ニ候、弥々如何と、諸人危ミ候、

札通用大ニ開け、札計り、

一金銀不足ニ相成、江戸為登金并他国払之金銀ニ困り、札切替打ちん、御城下ニ而、金百両ニ壹両位之割合、聊之金杯ハ廿兩ニ壹歩之割、諸方へ切替相廻り候事、

上方者、銀切替相賃、百兩ニ三兩位ニ在之由、誠ニ一統金銀通用、乱世之事ニ候、

中古、金歩判百兩ニ七兩式歩、十兩三步之わり、江戸表者、十兩ニ壹兩、

古南鑛も、右之割合、殊ニ割合よろしく、

一新銀壹歩判、御城下ニ而も稀ニ外在之、通用金ニ未無之、

五両金ハ殊ニ不見得候、百錢ハ通用相応ニ相見得候、

一当夏蚕、一体ハ不足ニ相聞へ候、併相応之当り作ニ相聞へ候、桑も思之外不安売候、去年ハまゆ下直ニて、三百匁位、三百式、三拾匁位迄仕揚り、糸者追々高直、式百匁位ニ売利ニ成、又冬より当春殊ニ引上、百八拾匁位、

京都ニ而、六拾兩迄壹箇ニ而売候、諸国不足ニ而、如此上ル、尤真綿も高直、右ニ付、此節まゆ出来、売立候所、五升壹

歩、四升八分位迄、式百廿匁、四十匁、又式百匁上り位迄セリ込、買候由、少々行当りニ相見へ候、余り高直也、依而少々手を引、見合ニ相聞へ候事、

一御上様御飼圍ひの鶴、閏四月子式ツ出生致候、珍敷事と、御城下ニ而専ら噂さ、尤見ニ参候者多シ、

メ

五月廿七日 雨、夜冷氣、風、廿八日風、曇り、大ニ冷氣、廿九日曇りはれ、冷氣、至而不氣候、閏四月よりハ、五月中甚冷氣、不氣候、甚以不安心之夏也、今夕丑の時土用ニ入、

まゆ弥々高直、壹升壹分、大まゆ高直、式升五分、所々より買人多し、

六月朔日晴曇り、曇り勝冷氣、甚不氣候、北東之風、同夜より雨、

同二日雨、東風、時初ふし也、終日雨、尤東風、誠ニ不氣

候、此間之模様ニ而ハ、六ヶ敷年と、人々案し居候、綿入
等着し寒也、きのへ子^(甲子)ノ日、又ハ寅の日之雨ハ、六十日と
申、至而あしく、

三日雨かはれ候へ共、曇り、又きりニ成、

当町米相庭、未夕所替候へとも、脇々ハ不氣候ニ付、引メ
ル、先月より氣仙沼へ他所米参り、下直ニ売候ニ付、当地
より不向候、

当日、米不出^{三日}ニ付上ル、

一錢 壹貫五百文

一米 壹斗壹升

一もち 壹斗

新麦 不出なし、

メ 弥々諸品引メ

土用中ニ相成候而も、せみ杯之類、一向ニ不聞、無之候、
着類も冷氣故、綿入杯ニて居候、諸人大ニ心支致候、跡十
日も此通りニ而ハ、凶作ニ可相成と申唱候、尤稲へもむし
付、場ニより赤色ニ相成候、誠代柄あしく、いつ迄も難義、

凶年之暮方明^(現れ)れ居候、

四日酉の日、晴れニ相成候、尤今日より大暑と申曆之表也、
暑く相成候、諸人悦び候、

五日曇り、少シ晴、模様暑く、上日和ニ成、六日上々日和、
依而人々安心致候、七日朝曇り、四ツより晴れ、上々日和、
八日丑、曇り、暑シ、又晴、九日曇りはれ、弥々暑シ、上
氣候ニ相成候、

先日中之不氣候ニ而、所々大ニ騒ぎ、穀物引上候、

十日明方時雨、又晴、日和、九ツ雷雨、大雷、今日大暑き
也、十一日明方雨、晴曇り、七ツ雷雨、同夜大雷雨、十二
日日和ニ成、

此間之暑氣、近年ニ無之暑さ、諸作物大ニ見直り候、

一大まゆ^大 壹升八分ニ引上候事、

伊達衆并御城下衆買方

一御巡見様方役割之義ハ、閏四月中旬、千厩ニ於而御吟味相
成候事、同月末ニ一統御呼出し、役割被仰付候事、

三御殿、御三方へ検断役三人、清助殿并弥右衛門、手前喜平治也、引通し御案内ハ、古ノ地肝入源兵衛殿并 其外他村之衆中、同村境七曲りより長部村渡し場、前沢渡し迄、東山分之御案内十八人程在之候、

廿人

六月十一日、当所御用所江寄合、七曲り迄一同ニ参り、道行、山々、風土御案内手扣、旧記江引合被相成候事、尤勤方、銘々書付ニて被相渡候事、

一円入寺

検断

清助

御殿

肝入

黒田五左衛門様

兵左衛門

及川

芳一郎

大柿 柳也

源内

御台所肝入 徳兵衛 下町

松前ニ而御病死之由
中根伝七郎様

検断

喜平治

岡田様方脇亭ニ成

黄海肝入

一松本氏 本亭 友之助

御殿 肝入

喜兵衛

脇亭 惣右衛門

岡田右近様

検断

弥右衛門

か、屋裏へ長屋立引通

一明光院

升沢肝入

御殿 本亭 民治

脇亭 甚八

御殿肝入 佐蔵

此所焼跡、養之助屋敷へ表御門立曲り致、二の御門江入様ニ致候、

右三ヶ所出来ル、早道計り此度新ニ相立候事、下地ハ御自分普請、造作ハ御上かゝり、其外式ヶ所ハ修覆ニて済、垣結ニ計り多く人足掛ル、天明八年之節よりハ、格別ニ略スなれ共、四十日程ニ而出来、御普請中
御役人様御出張所 壺ヶ所

引切肝入所 壹ヶ所

御巡見御道勢左二

黒田五左衛門様

御用人

式人 篠原市之進

小林三郎治

給人目附兼

式人 小崎半三郎

清水善三郎

勝手方本ノ

式人 中嶋平左衛門

供頭 田村文之輔

式人 田中秀蔵

嶋田喜平

藤沢左次馬

徒士四人 足輕五人

手廻り中間、亦者迄廿式人

ノ 四拾壹人

中野伝七郎様

御用人

式人 増井周右衛門

小池精兵衛

中小性 給人目附兼

三人

主人 木木

徒士

四人

足輕以下廿七人

ノ 四拾式人

岡田右近様方

御用人

式人

布施多仲

後藤権八

給人目付兼

式人

勝手方本ノ

式人

中小性

三人

四拾壹人

惣 百貳拾四人

先

江戸表四月十七日御出立、北国通り御下り、津輕三厩へ五月廿三日御着之由、日和御見合、松前へ御渡り之由、此間行来廿日之御見詰ニ而、南部路者十六日之御日数、左候へハ六月廿九日頃当国水沢御入、六日ふりニ而当所江七月三日頃之見当、

外ニ

御郡奉行様三人 御馳走役

仙台御医師三人

村上常之進様 当時公儀使

笠原一覚様御 引通

伊庭宗七郎様 当郡御扱

六月十三日雨天、三日程雨続也、今日ハ至而冷氣ニ相成候、尤北東風ニて寒し、

一米 壹斗一升五合

一新麦 小手物

此間まれく相出

壹升三十七、八文、四拾文位

一錢 壹貫五百文ニ而不足

一大まゆ之高直者、是迄覚無之直段、壹升八分、

真綿ニ仕揚候而ハ、兩ニ貳百七、八十匁位

糸ニ多り出可申風

一糸之高直も、四・五十年已来之高直也、

外ニ

十四日北風ニ而、日和ニ相成候へ共、至而冷氣、昨夜ハ雨、風也、節不相応之嵐、十五日曇り、風少し直り、十六日雨天、十七日はれニ成、又小雨、十八日雨、長雨ニ而、諸作又悪く相成、諸人心支致候事、

米穀不出引 米壹斗一升

麦壹歩半

麦打不相成、もい候事、

御巡見様御殿ニ而御用立品数之内、本亭・脇亭才覚持參、御用立候分左ニ、

藤沢御昼所

中根伝七郎様御殿分

御上通り

一塗木具 壹枚

但、御手拭御用立三方

一掛物 壹幅

但、豎物横物ニ而も絹表具

絵之内文字ハ御指支之事

付札

此掛物、御床前ニハ御朱印台計リニて、掛物等飾ニハ不及

事ニ候由、湯の原より申来候得共、床江ハ不相掛、才覚心

掛置申候様可有之事、

一掛花生 壹ツ

但、竹ニ而も不苦、御床者御朱印台指置候間、掛花生

ニ無之候へハ差支候事、

付札

此掛花生之義ハ、何とも相決し兼候得とも、右付札同様之

事ニ候間、心掛置候様可被申候、

一御刀掛 壹ツ

但、三腰かけ、長壹尺六寸、高壹尺三寸、腰板三寸、御扇子掛相付候、御扇子掛無之候ハ、付不申候而も不苦候、

一御蓆盆 壹ツ

但、火入灰吹共ニ瀬戸唐金之内、蓆入ハ無之候とも不苦、黒塗蒔絵、梨子地、朱塗之内青貝、御家ニより御忌被成候義ニ在之候間、指支候事、

一飾硯箱 壹ツ

但、黒塗蒔絵成とも不苦、硯水入のり入封切、小刀ともニ、

一御茶わん 壹ツ

但、染付錦手大白之類、金ふち

一屏風 壹双

御次之間ニ差置、御用之節指上可申候事、

一御膳碗 壹人前

但、黒金鑄懸之類、上々物、木具せん

一御飯鉢 壹ツ

但、右同断 (サジ) 匕子共ニ

一御湯次 壹ツ

一御飯鉢御湯次台 式

但、春慶九寸

一御通盆 貳

但、御七ん同物

一香物皿 壹ッ

但、染付錦手大白

南京等之内、

一中皿 壹ッ

一大皿 壹ッ

右同断

一猪口 壹ッ

右同断

一中砂鉢 壹枚

右同断

一御重箱 壹ッ

但、蒔絵梨子黒塗等之内、

一面々盆 壹枚

但、本塗梨地、蒔絵等之内、

一御湯せん 壹ッ

一御引盃 壹ッ

此御盃等ヲ始、御酒道具者、此度者酒被相禁候事ニ被
仰渡候間、御入用ニハ在之間敷と存候得とも、万一御

用之節ハ、指懸り才覚も相出兼候義ニ候条、前以心懸
置候様可申廻、此調之内、替敷と申物無之候所、都而
酒道具へ入候物ハ、不残心懸置候様可申、下通り迎も
同様之事ニ候事、

一御組盃 壹組

但、台共ニ

一金銚子 壹ッ

蓋本塗

一御菓子台 壹ッ

但、朱又ハ黒塗蒔絵等之内可然候事、

一腰高茶台 壹

一御吸物椀 壹人前

但、本塗蒔絵之内可然

一茶七ん蓋 壹枚

一御水吞茶碗 壹ッ

但、染付錦手大白等之内可然事

一七りん 壹ッ

一火鉢 壹ッ

一御手拭かけ 壹ッ

一御薬茶椀 壹ッ

但、染付錦手之内、金縁

御次通

一刀掛 六

但、御用人給人之間

一蓆盆 式

御用人之間、本塗、灰吹蓆入とも二面々上可申分、

一蓆盆 拾式

但、給人より徒士迄、春慶等之内火入灰吹迄、

一硯箱 式

但、玉盃黒塗之内

一膳椀 式人前

但、御用人うるミ、黒塗等之内

一膳椀 拾五人前

但、給人取次、会津物之内、中物黒赤之内在合者、間之外色不同ニ而も不苦、人数拾式人ニ候間、礎与拾式人前ニて差支候義も可有之、拾五、六人前分も心掛候様可申上候、

一膳椀 式拾七人前

但、足輕、又者、右品下物、

人数廿七人程と在之候間、人数相過候や、難計、三、

四拾人前も心掛可申候事、

一飯次 七ツ

但、湯当、ヒ子共ニ、御用人、給人、小性等、御徒迄、

椀色同色ニ無之共、似寄候物を心掛可被申候、

一飯次 六ツ

但、湯当、ヒ子ともニ、右之足輕、又者迄、春慶成ともわん江違候而も不苦候事、

一通盆 拾枚

但、御用人、給人等之分、諸士共ニ、わんニ似寄申候

分、

一通盆 拾枚

但、会津出合もの、足輕、又者之分、

一飯次台 七ツ

但、春慶九寸、御用人、給人外台なし、

小性、徒士也

一香物皿 式ツ

但、猪口入候ハ、直々心を用ひ可然事、

右ハ御用人方染付上物

一同皿 拾式

但、猪口相入候ハ、心を用ひ可然品、拾人小性方中物、目付、本メ、御徒者迄、過分ハせんわん同様心掛可申候、

一香物皿 式拾七

但、相馬焼猪口下物

足輕、又者迄、品々同断、

一中皿 貳ッ

但御用人方染付

一中皿 拾貳

但、給人、目付、本々、小性、御徒者迄、品々同断、

一中皿 貳拾七

但、足輕并徒、又者方、相馬焼下物、品々同断、

一大皿 貳

御用人方染付上物

一大皿 拾貳

但、目附、本々、給人、小姓方、御徒迄、染付等之

内、過分心掛之義、右同断、

一大皿 貳十七

但、足輕、又者、右同断、相馬焼下物之内、

一大中小砂鉢 三枚

但、染付中物

一重箱 壺組

但、本塗無之候ハ、古損不申候、春慶ニ而も不苦候

事、

一面々盆 四拾壹枚

一盃并台共 壺組

但、会津物中不苦候、

一銚子 四ッ

但、給人、御用人、小性之間、本塗蓋共、

一同 五ッ

但、御徒、又者分、金并木銚子ニ而も、在合次第、

一吸物わん 拾人前

但、会津物中品等

一水吞茶わん 五ッ

但染付

一平茶台 六ッ

但、会津物黒塗

御用人、給人、小性、徒者迄之分、

一同品 四ッ

但、足輕、又者迄分、

一指茶盆 貳ッ

一葉鍋袋共 壺ッ

但、御用人方

一火鉢 壺ッ

但、桶火鉢、土火鉢ニ而も、きれい成もの

一火鉢 四ッ

但、給人小已下、損無之、古くとも不苦候事、

一鉄小火箸 三せん

但、御用人、小性迄

一水指口手桶 壺ツ

蓋ともニ

但、高サ七寸五分、口八寸、手七寸、右ハ御茶番方相用候分、亭主才覚ニ候ハ、何ニ而も見合可然候、

一まな板 壺枚

但、長三尺式寸、横壺尺三寸八分、厚三寸四ツ、足高サ四寸一寸、

一匏丁 式通

一切酒 壺ツ

高四寸、指渡壺尺一寸、

一茶釜 式ツ

一大壺番鍋 壺ツ

ふた共ニ

一式番なへ 壺ツ

同

一八人鍋 式ツ

同

一五人同 式ツ

一銅薄鍋 壺ツ

一銅しやくし 三本

一大やくわん 式ツ

一十呂はん 式丁

一結行器ほかい 式ツ

一七ツ入子 壺組

大結七ツ鉢ニ而も可然候

一あふりこ 式ツ

一ほんぼり 壺ツ

一硯箱 式ツ

一箱提灯 式ツ

右之内、膳碗、皿、砂鉢等、都而下通り迄人数高通りニ而、過分無之義ニ候条、下通り杯ハ、是(是非)悲拾も十五も過

ニ、心掛置不申候、然而ハ、御間欠さし支候義可在之、前

書理書江も取合、心掛可申候事、

右之通、御自分共才覚、御用立分ニ候間、早速吟味、心掛

置候様可被申候、右ニ付而ハ、各勤書段々相伺置候条、写

取可相渡候、右調之外、御用意物、御拵方等ニ而、御用立

候訳ニ候条、我等共引切所へ申出、請取、夫々相備置、諸

事無滞様可申候、右調之通、万一不取揃、心懸ニ而ハ指掛

不相濟、尤各勤も不相立訳ニ候条、口々理書之通、諸道具、

御上御老人前ハ、格別似寄候物計才覚も相出申間敷候、大
体似より候品ニ而可然存候、無間違才覚可申事、此度之義
者、段々被仰渡申渡置候通、都而ハ劣略^(省略)之義ニ候間、各ニ而
も何分指働、天明之度ニも、右調者、亭主才覚ニ而御用立
候訳ニ候、御殿詰打合、才覚、御用立候様可申、右書立候
外ニも、勤書江取合、指支候物ハ、自分才覚ニ而、御間欠
不相成候様吟味首尾可有之、不分之義ハ、我等共へ引切所
へ取合、首尾可被申候、此段共ニ申渡候、以上、

六月十一日

大肝入

芦章右衛門

同

岩測東七郎

検断

藤沢町

喜平治殿

本亭

黄海村肝入

友之助殿

脇亭

藤沢町

惣右衛門殿

御殿肝入

藤沢町

喜兵衛殿

本文調落、左ニ申渡し候

一風呂 壺ツ

一釜 壺ツ

但ひさく共ニ

一水さし 壺ツ

一薬溜 壺ツ

一葛入 壺ツ

一砂糖入 壺ツ

尚以、本文申渡候通、無間違首尾可在之、早速順達、各寄
合、吟味、打合之上、諸事相決、諸道具取揃、御役人様御
見分相受、取極置候様可在之候、順達、留より我等方へ可
被差戻し候、以上、

全備不仕候ハ、何分似寄候品、才覚首尾可有之候、

一御巡見様御通ニ付、御朱印写御配符、受渡候方、諸道具心

掛之義、左ニ申渡候、

一御配符入箱 壹ツ

但長壹尺五寸位

横七寸位、高四寸

一風呂敷 御先触包 壹枚

一油紙 同断 同

一小細引 貳本

一呉座 受取拜見ニ用ル敷也 壹枚

一傘 是ハ道中ニ而さし用ル 壹本

一棒 是ハかつき棒也 壹本

右者、宿々切ニ心掛可申候事、

一ノり組頭 貳人

一人足 六人

一先走り 貳人

ノ

右者、藤沢、千厩、松川共ニ、宿切心懸置、御配符到

来次第、大急繼立可申、松川より前沢町江繼立候節者、

長部村肝入付添、舟場へ首尾可在之候、

右之通、人品等吟味、前広心掛置、其節聊無遲滞繼送候様

可有之、且受渡候節、手置大切ニ写取、墨付等無之様、蠅

之時節ニも相成候条、蚊屋張り写取、指立候様可有之候、

尤御配符順達次第、千厩我等引切所へ、写を以大急可被申

聞、此廻文早々順達、受判、留より千厩引切所江、早速可

被指戻候、以上、

六月十四日 大肝入

岩渕東七郎

同

荻章右衛門

藤沢町

検断

清助殿

同

喜平治殿

弥右衛門殿

千厩より松川、長部迄、廻文直々相廻候事、

同十六日、物持中道具吟味、一見相成候事、

御上三ヶ所江御用ひ相成分ハ、黒塗之御道具計り撰み申候、朱わん^{せん}御きらい之由ニ而、大ニ六ツ敷候、黒金縁之ぜんわん、在合之刀掛者、不足物成、其外ハ当所ニ而間ニ合候、御上用ひ蓑盆ハ、黒塗三ツ入之平物御指合、御紋并名前御指合被仰渡候事、

御殿出来候ハ、本亭、脇亭引受、其外役々引取候様、跡々本亭、脇亭、懸持廻候番致居候様、大肝入衆より被仰渡候事、

大肝入

六月十八日 岩渕東七郎

肝入検断中

一十九日晴れ、廿日大雨ニて水相出候、引続雨天ニて、麦打一向ニ不相成、一統ニ困り候、尤諸作物不宜、わせ稲此間相出候所、此辺ハ稲至而あしく、引立兼候、今年も中々能き作之見詰無之、人々心支致候事、麦も先日中之様子と違、不安、壹歩式朱位、睨取引無之候、無覚^{覚束}速年柄ニ而、不安心之事ニ候、

廿一日日和ニ成、併暑ニハ無之候、冷氣也、廿二日曇り、廿三日曇り、廿四日曇り、廿五日曇り、甚冷氣、昨日迄十方くれ中、是より日和、暑さ続候ハ、可成之作、無左ハ半作ニ外相成間敷候、式、三日之内、漸々麦打ちニ致候、

御巡見様方、御賄御料理方、御受負人方より被相定御用之御道具并、御献立御料理書可參候事、

木町 吉岡屋

大町

万屋

後藤屋と申候

兩人

料理茶屋也

六月廿四日
御代官様御殿御普請、并御用意方道具、御見分相成候事、則今日本、脇亭受取、渡しニ相成候事、

当所之御殿ハ、一番先ニ出来相成候事、先年ハ御殿肝入と申無之、本、脇亭兩人江、并書事役と三人ニ候所、此度ハ

本亭御殿肝入、脇亭ニ而三人、御補理方出来、被相渡、右三人廻り番ニ被仰渡候、外ニ御台所肝入と申役、忝人ツ、此度ハ別而御儉約ニ而、他国之風も、先年之御例ニも不抱、御略シ可被御仰渡候、家具之義も、御代官様御見分、当町之諸道具ハ能過申候由、御咄被成置候、只御上忝人分、式、三人分御せんハ、高木具、黒せん、本塗計り無之、北方より取よせ候事、何レ朱ハ御きらい之事也、都而黒塗計り多く御用、併三方杯ハ春慶、御上計り御吟味、御下通在合之道具ニ而宜敷候よし被仰渡候、茶台等ハ腰高、御茶わん錦手等也、黒蓋相添、のしニこんふ、式手ニ心掛候、御精進之時ハ、こんふ御用之訳也、
天明八申年之御留より
右之外、勤方御殿中之諸首尾合、御案内方色々之心得、手扣数々、別帳ニ有之候事、

六月廿六日、廿七日曇り引続、さら／＼雨、冷氣甚しく、田畑共ニ悪く相成候、尤土用中より、此節給、綿入ニて暮働人達者成人計り、単物也、凶年ニ可相成と、最早心掛相成候事、麦も引メ、此節専ら麦打致し、わせ稲者、先達而ニ相出候、

六月廿八日雨天、廿九日も雨天、

先日中、氣仙沼廻米有之、同所ニて下直、壹斗式、三升、此節一円ニ売払、当地并千厩町迄、氣仙沼より参候所、又引返し、此地より向候事ニ相成候、所々引メ、高直、不出、

当町相庭

一米 壹斗五合、壹斗迄、

相立候得とも、一向ニ出米無之候、

一麦 小麦ハ式歩式朱迄、引メ、 引メ、壹歩ニ朱位、至而不出也、

毎日々々之雨天ニ而、畑作共ニあしく相成候故、諸作実入無^(覺來)覚速、人々麦も売不申風、小手物計り少々ツ、相出候、

稲之義、黄海辺より南、随分宜相見へ候間、日和ニさへ相成候へハ、出穂可仕由相咄候へとも、毎日之雨ニて、出穂成兼候、当年之作行違候而ハ、生る人半分も無之様ニ相見得申候、

廿八日より、千厩於吉川寺、御祈祷致、五穀成就相成候様、御代官様被仰付、其外村々江、朔日ニ精進、休日致候様被仰渡候、

円入寺并明光院之両所ニ而も御祈祷、猶御地頭様よりも被仰付候、

同晦日四ツより雨はれ、九ツ上り、

七月朔日日和ニ相成候、併昼過より寒ニ成、二日朝寒也、

飯後より上日和ニ成、人々少し安心ニ相成候、何レ六ヶ敷

年柄ニ候、

一御巡見様、松前御渡海ニ而、御延引相成候物ニ相見得申候、聞

往還通り御飛脚度々相通り候由、何レ益後ニ可相成容子、

尤御配符参り不申候、

一先日又々気仙沼へ、越後舟積入米、南部御領へ着、依之気

仙沼衆五百石買入致、両ニ五斗式升ニ申候、大ニ直段も不

高候、此間之様子ニ而ハ、何程ニ而も買物と相咄候、御巡

見様方ニ而ハ、当郡ニ而百式拾俵、御心掛わり合御備相成

候事、気仙沼者、百石之見詰ニ相聞へ候、当所ハ三拾俵之御備ニ候所、御普請方ニ而、是迄ニ拾六俵程相用候由申候、不足ニ可相成風ニ申候、

七月三日、寅、曇り、昼過よりきり、

米穀売人不足、市中至而不出、尤困ひ無之年、麦計ハ相応

ニ取候年、

一米 九升ニ成

一麦 壹歩三朱

一大ツ(大豆) 壹升百廿文位

一小麦 貳歩五百文位

先達而中迄ハ、他所清酒、又ハ濁酒等沢山在之候所、此節

一円無之候、

一昨日之日和続き候へハ、粟、稻、大ニ出穂相成候所、又雨

天ニ相成、甚六ヶ敷事ニ候、

四日雨天、御本々様并黒田栄治様へ、出来御殿御見分、

一生糸、此節御城下織屋請渡、仕出多候而、糸入用多、當時百八拾匁位、百七拾匁位迄上り、まゆ五百匁位迄、珍敷直段、紅花ハ六百匁五十兩位迄買上り候へ共、当地御客買人なし、真綿買出し三百弍、三十匁、三百匁前後之売、

一京都より書状參候所、上方并江戸辺も、至而不氣候ニ而、冷氣、日々米穀引上候由申來候、殊ニ絹布之類御停止之趣、三ヶ之津御触之由申來候、

江戸六月中旬之相庭

一米 兩ニ四斗八升

五月頃五斗八八升（八斗）之所、引上、如此、

七月五日雨天、六日曇り、折々雨、毎日々々之雨天ニ而、稲者早き所相出候得共、一統ニ出兼、甚後れニ相成候、此節誠ニ第一之時分ニ候へとも、一円ニ日和無之、出穂成兼申候、当年も凶作ニ可相成様子、一統誠ニ嘆き居候、尤大半余餓死可致候事、近年之不氣候、不作、凶作引続候事、前世より至而稀成事、五百年已來ニ相見得不申候由、五百年先、乱世之折ニ、ケ様不作続候事有之由ニ相聞へ候、年

之十方暮と申事ニ相聞へ、前後十ヶ年之間不作、凶作、中作、不同可有之之由、誠ニ古今悪き世之折ニ相当り申候、

一此市合之取引、所々一統引上候、

一米 九升八升ニ成

一大麦 弍歩位迄セリ上候

一小麦 弍歩半

一大ツ（大豆） 壺升百三十文

一ふき粮 七文位

此間ニ相成、酒も無之候、

一紅花 客人一向無之、買人なし、損物、

一糸も百八十匁、買人なし、

氣仙沼衆、他国米買入候へ共、未夕着不仕候故、此間ニ相成、米七升より六升七合半と申被參候、

岩谷堂町 九升

一の関 八升迄

御城下も騒敷相聞へ候、当年ハ北国辺も、南部も不宜由、

御城下御蔵米直段

金六切式百文

七月七日さらく雨、又上日和ニ直り、

同八日曇り、九日雨、十日曇り、又はれ、

一米 八升ニ成

一麦 金式歩一朱位

一小麦 三步之余と申

日々引上、売人なし、併思之外稻之模様能、少しツ、出穂相見へ候、

御巡見様方、当月二日 津軽青森江御帰帆相成候由、一昨日御案内在之候、御道中十八日振、同月十九日水沢へ御着之由、左候へハ、当所へ廿六日頃之積りニ相成候、依而御郡奉行様三方、水沢へ御下り、所々御宿補理方御見分被成置候、其外之御役ニ相下り候、

当所御補理御殿、并家具等、都而入御覧ニ候様被仰渡候、御巡見様方諸留数々、別帳ニ在之候、後年ニ見合可申候、

七月廿五日当所御着、千厩御泊り申来候、

七月十二日上日和ニ相成、大ニ暑く相成候、

十三日市、昨夕大雷勢、大雨、今日晴曇りニ成、併暑し、

昨今稲大ニ相出候様子、諸人安心之風、

今市相応ニ盛り

一米 七升也

一〇 壹貫五百文 市中不足

ノ

一 御巡見様御泊り、御昼所御殿御補理ニ付、盆中煮火不相成由、尤円入寺ハ御殿ニ付、せん香迄も消し帰り候様被仰渡、相触候、

十四日大暑ニ相成、日和甚宜、十五日尤日和、十六日大ニ暑し、依之諸人漸々安心いたし候、十七日日和、此間之日和暑ニ而、稲大ニ相出穂相成、畑物共ニ甚しく立直り候、先日中之様子ニ而ハ、凶作ニ可押付様子ニ而、米穀殊之外大

引上候所、引返し、下直米穀相出申候、追々買人なしニ相成候、

十四日式百拾日、何事無之、不難ニ過申候、

十八日 市、昨夕雨、今日はれ、暑し、

一米 八升位

此間之日和ニ而相出、少しツ、下ル、

十九日、廿日日和、暑し、

庚申

廿一日雨、廿二日朝地震、曇、

廿三日市日、雨天、

一米 八升

一麦 式歩一朱 売人不足

×

式百廿日廿四日、静ニ而日和ニ相成候、

一御巡見様御事御三役之内、中根伝七郎様御事、南部路ニ而

御病氣御差重り、於盛岡ニ御病死被成置候ニ付、御火葬ニ

相成、直々江戸表へ御帰登、往還通り直々御同勢、一字御

登り被成置ニ付、御両所様計リニ而、御巡見方相成候間、

先々御休、御泊り首尾致候様、廿一日ニ御註進ニ而被仰渡

候、依而二日御延引、廿七日当所御入ニて、千厩御泊り被

仰渡候、

狼川原へ

当所三御殿、内備共ニ一字相成、廿五日御入之所待上候処、

右之御註進、尤御殿割替被仰渡、大ニ内証繰合相成候、其

段御代官様へ伺相成候、

廿三日、御殿入替ニ相成候、早道へ岡田右近様方移シ、早

道御殿之家具、明光院御殿へ移し、御郡奉行様御兩人様之

御宿ニ被仰渡、則喜兵衛、惣右衛門両亭主ニ成、喜平治事

ハ一旦御免ニ被仰渡候へ共、又岡田様方脇亭甚八名代ニ喜

兵治被仰付候、千厩町御宿ニ而も役替り、御宿替り等有之、

大ニもめ合申候、

廿四日より日和ニ成、廿五日日和、

廿六日日和ニ而、海道も直り、一統安心致候、人馬之取廻り大ニ宜相成候、今日より所々村々より、人馬大勢追々相詰候、

御陸尺、御郡切ニ而相勤候事ニ相成、今日百八拾人相詰候、御郡切ニ而相勤候ニ付、今夕夜より七曲り迄相詰候、尤外ニ引通し御案内、御代官様并其外御役人様七、八人、大込ニ候、

七月廿七日朝、壱番遠見狼川原より参候、三番迄、御先番様御四人、朝五ツ上刻之御着、今日天気替り、きり雨ニ相成候、同日之朝、御賄所之調べニ而、両所之人数千五百人余、其外御殿両所、并御郡奉行様方御下宿、御内証方御役人様御宿、御医師御三人、千六、七百人、帳面共ハ別ニ有之候、

古者、御巡見様御通り之節ハ、町家一統表をメ、戸を立、煙り等ハ決而不立様ニ、拝見も六ツ敷事ニ候所、此度者一統戸を明、見せ店其通りニ而拝見致、尤在々より大勢罷越、拝見いたし候事、尤酒等者決而厳敷被相留、売不申候、御巡見様方へも一円御用ひ無之候、

当所御昼、誠ニ上々首尾、御国御入被成置候而第一番之上手配と相咄候、無滞相濟、一統悦ひ候事、

千厩ニ而ハ、御はだ竿失念致、一の関迄兩人参り、相濟候、

二日日かんニ入

八月三日、弥稻作穂者相出候得とも、不実、凶年と人々事定致候、

今市相庭

一米 七升五合ニ相成候

一麦相出不申候、式歩三朱位

一壱升百文ニ相成候、

メ

四日曇り、折々雨、

拟当年も夏中より不氣候ニ而、節後レニ相成候へとも、よもや今年計りハ五分、六分之作ニハ可相成と咄居候所、此節迄ニ稻とふみ不申候、からもみニ相見へ申候、当年ハ随

分花ハ掛候而も不実、稲相出候而も不実様、終ニ不作ニ相成候、此近村近郡同様、至而あしく、申年より不宜候由相聞へ候、畑作ハ少々宜候得とも、当年ハ引続之凶作、不作ニ而、何程餓死致候哉難計、当分七升五合之直段ニ相成候而も、是迄之凶年と違、人々明らめ、観念致、騒ぎ不申候、御上様ニ而も、此度ハ御手当も難被為及事ニ候、ケ様ニ引続候事、是迄承り不申候、六ヶ年続、凶年ニ馴候事也、当年ハ古川より石之巻迄之間宜敷相聞へ申候、

岩ヶ崎も七升

若柳 七升五合位

八月八日、当町日和、

一米 六升ニ飛上り候

一麦 壹升^{三歩}百拾文

一生糸 上方為登ニ不相成、御城下織屋遣糸買計り、大体

百八拾匁取引

紅花 四十兩より四十式、三兩

此節相成、畑物盗人多ニ而、未不熟之粟、大小豆之類、専ら盗取候、依之一統迷惑ニ而、畑通り番屋掛、

九日日和、此間日和続候得とも、朝夕殊之外寒く相成候、

当年ハ古米穀、雜穀無之、新麦取候分も青麦より喰ひ候間、格別不足ニ相成、此節より甚六敷事ニ候、

一御巡見様御殿三ヶ所之御普請方、五拾兩位掛り候也、其外米代又ハ御出之近頃より御立扨迄ニハ、又余程か、り可申候、

一此節痢病大流行致候、病死も相応ニ在之候、

一葉種類惣而高直、右ノ内大黃十七、八匁

甘草十五、六匁、此式品大ニ引下ル、

八月十三日相場 同夜霜少々下ル、

一米 五升迄売

此節在々江欠翔行買方致候間、殊ニ高直、

一新米 六升

一麦ハ三步式朱、三朱、

右不同、壹両と申事ニ候、

一新鉄せん、余程相見へ、通用候得とも、錢ハ思之外高直、

当分不相替、

壹貫五百文

一紅花買人追々参候、糸も不下り、百八十匁、百七十五匁位

取引ニ候、

右両品、上方相場宜敷訳ニ者無之候得共、御城下ニ而ハ、

他国へ札ハ払金ニ不相成、依之品物ニ而買入、差向為登候

へハ、払ニ相成候故、右之直段ニ而、不相替買人段々参候、

何分金無シニ相成候間、御領内一統札計り、産物下直不致

候事、凶年毎ニ成行一様ニ無之候、此節之札ハ、年来通用

致候、

御巡見様御事、過ル六日塩釜御泊り、七日御出立、御城下

御入之所、仙台御奉行様、并御若年寄、御町奉行様等、原

の町迄御出向被成置、御城下表御町疇之御馳走、御宿ハ

外陣屋(外人屋)ニ、南町大和屋一御泊りニ而、御滞留無之由、

一御城下相庭、錢ハ新多追々下ル、

一御蔵米 六切位

一市中米 七升

一江戸米 三斗八升

一京都 壹石百三、四拾匁

ノ

十五日夜四ツより月しよく、上日和、十六日上々日和、十

方暮ニ成、十七日曇り、雨、十八日曇り、十九日雨、

一石之巻辺ハ、四、五分之作と申参候、併此節出米無之、せ

り買ニ而、

一米七、八升

一新米 壹斗一升迄

一麦 壹升八、九十文

一同白 百四十五文

一〇 壹貫六百文

右之通ニ而、此度ハ石之卷大ニ騒キ不申候、甚宜、矢本も在芝居杯ハ立、寛々敷候事ニ而、大ニよろしく、

一此間之日和ニ而、大ニ見直シ、尤南方ハ宜、東山并本吉郡ハ第一ニあしく、昨十八日市へハ、大ニ相出申候、併未不

下ケ候、

一米 古 五升

一新 六升

一燒米 貳百文

ノ

八月廿三日日和、昨今朝霜、秋日和在之、南方弥々稲作直り、四分、五分ニ相成候場所、余程在之由、追々米相出候ニ付、今日下落、

一古米 五升五合より六升迄

一新 七升五合より八升迄

一麦 壹兩也

此品高直

ノ 廿八日

一古 六升

一新 八升

一燒米 壹斗より壹斗貳升

一むき 壹兩也

ノ

廿七、八日和、廿九日曇り、小雨、

九月朔日曇り、此間暖氣、折々小雨、

一 生糸百八拾匁前後、夫々買人參り、売ル、

一 紅花も四十五兩位ニ而売、

一 生姜大引上、斤五匁八分と申来、

一 金箔大引上、

色よし六十枚

常色 七十枚

一 黒砂 九百匁ニ申来候

小売り計り之由

一白砂も引上候

一唐附子 五十匁より三十匁

一右金箔之義者、江戸西御丸御普請方御入用ニ付、不足ニ而

引上ル、

料紙類、都而地方も引上、御城下并上方共ニ引上候、

九月三日市

一米 六升五合

新 八升

一麦 壹両也

望人多し

一小麦 壹両一朱

望人不足

八日市

一米 六升五合より

新 八升より八升五合

一麦 種物 主歩主朱

壹両より三分三朱

一錢 壹貫五百文

此間、霜さのミ当り不申、田畑少々直り、南通り宜敷、

四、五分之所余程在之候、新出盛ニ相成候ハ、壹斗余ニ

も可相成様子、

此間大肝入衆御城下登り、惣御代官様御寄合御吟味、

一水戸大凶作ニ付、仙台江米壹万石、并浜かて、かちめ之類、

千両分御越被下候様御無心申来候由相聞へ候事、如何様御

挨拶相成哉、未不知、六ツ敷事ニ候、

一江戸表銀主林金三郎、御貸金在之候ニ付、御国産雜穀并諸

品一手行御受被仰付候由相聞へ候事、

一当年之凶作ニハ、人々一向ニ騒き不申候迎も、詰り々々候

而、餓死致候覚悟、弥々ニ相成候、誠ニ在間敷年柄ニ候、

後世共ニ可恐候也、

追々南通りハ宜様子、八分位之所多し、

□月十八日、此間打続天氣、曇り、八專中当日快晴相成候、秋日和一向ニ無之、尤甚寒し、

一米 古 六升五合

新 八升五合位

一小麦ハ、望人不足ニ而落、

南方より引合在之、先日より壺両ニ而段々参候、醤油方ニ相成候事、

此節何方ニも醤油無之、一の関より取寄、小壳致候、壺荷銀式拾匁也、

一壺盃 六拾文

一酢 五十六文

一とふふ 十四文

一から 廿文

一こんにやく 十三文

一大麦 壺両也

一白麻 大高直

三百五十匁より四百匁迄

一生系引上之事、

兩ニ 百六十七匁 位より
百七十匁

九貫め入壺箇ニ而者、五拾貳兩、三兩位迄、

此節一匁位ニ相成候、尤甚不足年、

御国産御買方ニ此間被仰出候よし、

糸元上り、高直ニ而、損ニも可相成所、追々引メ、利潤

ニ相成候、真綿不足、上三百匁位より、下四百匁位、

紙類高直ニ付、長面古帳紙等專相用候、薬店袋同断、

一秋ニ相成、所々芝居相立、□年ニ而も騒き不申候、

段、
□^(氣仙沼)仙沼も所々より米相入、□^(先)日中より下落ニ而、当所□^(を)直

誠ニ無類之時代ニ候、明日ニ死ス共騒き不申、凶年ニ馴候か、

九月廿三日、先日中不天氣、此間日和続く、

当日日

一古米 六升五合

一新 八、九升

一小麦下落ニ相成、壹兩迄、

ノ

一先達而芝居相願候所、御免ニ相成、御下知被仰渡候、

当町凶年之折、度々焼失仕、御難洪之者多、居家造り方

致、此節難凌御座候間、焼失難洪之者共為潤助之、筵張御

免被成下度申上候所、御免被仰渡候、依而、御地頭様方へ

も申上候所、前以御願相伺不申候間、不相成、尤町場江相

立候義も不相成候段被仰渡ニ付、町場不相成候ハ、近所

へ立申度、色々相願候へとも、村ニ而も御指支之由、色々

もめ、願候へとも、佐伯平吉様御承知無之、依之徳田分、

新沼分江相立候事ニ相成候所、漸々今日ニ至り、赤坂明閑

院焼跡ニ而相立候様ニ相濟候、誠ニこはみ不分りニ而、□主、

世話人、諸役人大ニ□□致候、廿五日より三日之□芝居、

相撲相立候、廿五日雨天、廿六日より相立候、廿七日、廿

八日、三日、首尾能濟、千厩御足輕兩人警固、其外ノり役

等御附被下候上、町中大ニ賑ひ候、是迄御免筵張と申事、

何年ニも無之候処、御改格と在而、御免ニ相成候、凶年続、

殊之外人勢衰ひ居候故、人氣為引立候也、折悪く不天氣ニ

而、思之外不当りニ候得共、初日五、六百人、中ノ日大当

り、千五百枚余、後日不天氣ニ而五、六百枚、ノ式千五百

程、少々損金ニ相成候、諸事融通誠ニ珍敷事ニ候、明日死

共可なりと申事ニ候、

天氣能候ハ、随分利分ニ相成候風ニ候所、前後不天氣、

同廿八日之夜小雪、廿九日小雪、

廿八日市 相庭

一米九升 新ニ而

一小麦 壹兩ニ成

一大豆 貳歩貳朱

一大麦 三步貳、三朱

ノ

所々穀柄緩ミ候事、

十月朔日上日和、

百廿五文

外ニ

当二月、金五拾両也献上、十月七日、於千厩御会所ニ、御

一 式朱也 肝入衆

郡奉行様より御賞ニ相成候、御知行三百廿五文御書付頂戴

一 同 検断衆

致候、

此所ハ先之悦ひ分迄見詰

御郡奉行様御物書様へ 百疋

御代官様へ品柄ニ而 百疋見詰

十月八日風

御横目様方 同 式朱見詰

一米 九升五合より壹斗迄

御役人様方へ甚式本位積

一 糯 八升より五合迄

但御割屋七人御詰合也

一 大豆 八拾文

十両ニ金貳分八リツ、ニ当ル

一 大麦 百拾文

五十両ト壹切四分也

一 小豆 百五十文

□□御下通り数人

一 大こん 五、六文

□百両ニ金五分九リツ、ニ当

当年大根も不宜候得共、中通り之作、申年より余程下直、

金五十両ト貳分九リ五也

一種粉不足ニ付、大庄屋衆より他郡買方御願相成候所、伊

一金百疋 大庄屋へ礼

沢廻ニ而、東山へ式千石御免相濟候事、

一三分七リ五 御手代衆中三人

一 繰わた 拾四両ニ上ル

面割り也

一 生糸ハ五十三両貳分迄

メ金壹両壹分貳朱 掛ル

一 札両替 百両ニ三両ニ成

十月十日夕相応之雪、十一日さら雪、

同十三日、喜平治御城下登り、

南之方稲作、其外畑共ニ宜、三分、四分、五分と申作、

若柳 壹斗貳升

古川 壹斗三升

御城下 壹斗壹升

御郡奉行様御延引ニ付、かり方三分通り残ル、

壹斗四、五升ニも可相成所ニ、御買米壹斗貳升ニ相立、依之不引下、却而引メ候、

一の関 壹斗五合

一当町 壹斗より九升五合ニ成

右十一月八日市也

御城下、石之巻、古川辺、大根下直、大六、七文、五、六

文、

一 繰わた又々引上、

金拾三両貳分位

一 木綿高直

一 紙類大高直

杉原ハ六帖壹分

大みの 九帖壹分

一 ばん蠟 四両壹歩位之所ニ大引上、

八両より貳、三步迄

一 黒砂糖 八百五十匁

右之通、都而大引上、珍敷引上ニ候、

一 江戸西御丸御普請ニ付、金箔売留、

一 小判 貳歩、壹歩、金引替所へ相出候様、此後銀計り通用

仕候様ニ、江戸表御触相出候事、

一 同所米、両ニ四斗四、五升

一 京都表、石ニ而百三十匁

一御城下ニ而札御切替、日々々々御金入之事、式、三步より
余慶切方不相成由御触之事、

商人店々所々へ切替相廻り候、他所払金ニ行当、壹歩ニ五
十文より六十文位迄取替致候、追々金銀無之、札計り、古
ノ金江ハ、十兩ニ三步、江戸表八十兩ニ壹兩ツ、依而他
所払金ニ産物高直、生糸引上候事、五十五、六兩ニ相成候、

一兩替所御金入用ニ付、此度御城下拾人衆へ被仰付、金主方
之事切替

一壹人前へ、他所払米壹万五千石ツ、
メ拾五万石被相向候間、向五ヶ年之間、為登米致候様取
組、此節より金相下候様、十月被仰渡、取組ニ五人程相登
候、

一木綿不足、高直ニ付、古手類望人多く、質屋々々、仲買衆
中買出し、質手形買之流行致候事、高直ニ相成候事、

一大豆 式歩六分位

手拭壹本百五十文
古手衆中、式割上ニ候所、又三割上ニ而、当冬ニ相成、五
割引上、大坂・江戸共ニ不足ニ而、相下り不申候、
尤最上之方へも向、木綿引上、

一一ノ関様、極御難渋ニ付、度々之御用、村々苗字帯刀、鞍
馬御免、一代、式代、三代、又ハ御素年貢、又ハ除山除地
等、近年世ニ壹兩、式兩之調達迄在之、此節一ノ関并村方
質屋・物持等、一統蔵々江御印符相成、御用金調達被仰付、
騒動致候事、御本家様領入作迄、御素年貢御進、当町より
も四、五十兩出、壹貫文ニ七十五兩、手前杯もわり合、十
兩相出候、

十一月六日、冬至ニ成、雪一向無之候、十五日日和、此間
寒氣ニ相成候、
十六、十七日、十八日大ニ暖氣ニ成、雪無之候、

十八日市、諸方米穀引メ、尤脱石役人相廻り、米至而不出
ニ成、

一米 九升五合

一大豆 式歩三朱位

一か^{（格）}うす 不足、大ニ高直、

紙類大ニ不足、高直、五拾帖^{（格）}壹歩より下八、九帖迄、大方

拾^{（格）}壹、貳帖

廿一日より小寒ニ成、尤寒シ、併雪無之、寒氣も緩シ、

廿二日申^{（庚申）}庚

一涌谷御家中ニ、女之敵打致候事ニ在之候、

一松崎村之辺ニ、人殺シ在之候事、

一水越村ニ、横死在之候由之事、

十一月廿三日市、諸方一統米穀壹升方引上候事、

一当町 九升五合九升

一大豆 弥々売人なし

一銭 新銭余程相出廻り候へとも、不下、壹貫目五百文、

石之卷ハ、新壹貫六百文、

此貳、三日、寒氣甚強く、廿三日之夜雪、廿四日雪、是より夜々小雪ふり、

一正金銀江戸為登払金、又ハ他国払ニ付、正金銀不足、切替ちん追々高直相成、壹歩ニ五拾文より六十、七十文せり立、御城下へ参候所ニ、此間御上様ニ而、江戸御扶助米、江戸表ニ而御買入相成候所、右ニ付、正金銀御才覚出来不申候、御城下より御國中御才覚ニ相成、赤子方御役人油田重三郎様御下り、奥筋御切替、当所ニ五日程御逗留被成置、福者へ一統被仰付、色々と才覚致、百貳拾兩程、漸々相出、切替賃百兩ニ五兩之割ニ而、壹歩ニ銀七分五りニ而引替被下置候事、誠ニ不足ニ而、一統困り候、全体当町ハ、近在ニ而も宜町と相成、五百兩も可相出御含ニ而御出、右之通ニ被相頼候へとも、一向無之折ニ而、漸々百廿兩程相出、大ニ迷惑致候事、然ル所ニ、一の関より申参候ニハ、又々同所大金之御用被仰付、菅原へ貳千七百兩、其外五百、三百、百兩、五、六十兩、段々被仰下、大ニ騒き候由申来候、尤江戸表御遣金ハ、正金銀ニ而納候様ニ被仰付、諸方へ相廻り、切賃金壹歩ニ壹匁と相成候由申来候、追々右直段ニ相成可

申候、

一 莫之義も、石之卷江御国産会所相立、国産受人江戸林金三郎代、并ニ御役人様御詰合ニ而、石之卷ニ而買入相成候都合ニ而、新葉直段高直ニ相成候事、何ニ不寄、産物買入、他国為登之御払金ニ相成候様御手配之事、

一新下九貫めより相始候所ニ、此節六、七貫め位ニ相成候、中物四貫め位、

一 御金不足ニ付、札大ニ相出され候、新古之札入合ニ通用、正金銀稀ニ外無之候、

古札出初者、文化十式年亥八月、千厩御会所江、当町富家六、七人御呼出し、御代官様ニ而、大肝入鈴木三太夫殿被仰渡、御藏元御宝札手形、升屋平右衛門名前ニ而、壹歩札、式朱札、奥筋為開之貸渡被下候間、通用初候様、尚引替所、当町ニ而久藏方被仰付候由御頼被仰渡候、尤手前其節仮檢断中、依而金百兩分拝借致、六人ニ而、御請書共差上、通用初候事、

此度廿三年めニ而、去酉年より又新被相出候、凶作打続ニ而、諸品高直之上、金なしの国ニ相成、産物夫か為ニ弥々高直ニ相成候、諸国一統ニ万物高直、前世ニ無之世の中ニ相成候事、

十二月朔日和、静也、

御地頭様方御相場直段

大豆 壹歩ニ壹斗六升五合、

市中 式切八分より三歩位

御郡ハ式斗

米者皆無ニ而、御直段無之、中辺、沖通り、少々能所より、糶ニ而少々ツ、さし上候様被仰付、相納候、

十二月三日市

一米 九升五合

一糶 八升五合

一麦 壹斗百廿文ツ、

一料紙 高直、壹歩ニ三百匁位ニ当、

一 大方紙古帳 壹歩ニ八百匁迄

五十年先より甚高し

一 麻 右之直段

一 蠟 弥々高直、十兩位、

一 らうそく 五、六百匁ニ当ル、

一 胡麻生 三升壹歩位、

一 銭 壹貫五百文

此節、新四分通り相見へ候得とも、安く無之候、

都而物引上、高直、御上下共ニ委く難義之事、

都而天変相成候事、

当年御領内一統高分御免、此間迄ニ一統相出候事、夥敷口

数ニ候、

四日雪、嵐、七日大寒ニ成、寒氣強し、

八日 市

一米 九升

引不切米參候へとも、氣仙沼近在所一統ニ買候故、大ニ売
れ、南方も御買米壹斗ニ相成、引メ候、南方も直段宜故ニ、

皆々売出申候、

当村者、誠ニ以貧家・死人多し、明家多く、悉く困窮、難
渋いたし、田畑荒地ニ相成、御年貢聊之事ニ候得共、上納
半分相出兼候様子、

当年ハ東山一統、余郡よりハ甚しく難渋ニ相成候、

御上様ニ而も、当年ハ百姓方へ一円御構ひ無之候、御城

下宜敷所へ、又々御借上被仰付候由、

一 石之卷ハ、当冬ハ甚宜敷、殊ニ鑄せん在之、少々ニ而も所々

益ニ相成候、尤近所作宜、

此節、米壹斗壹升五合、緩々敷候、

木綿高直故ニ、古着大ニ引上、此辺東山より買出夥敷參候、
御城下へも向、買人所々江下ル、

一 正金銀不足ニ而、追々望人多く、此節壹歩ニ百文より壹割

ニ而、拾切ニ壹歩と相聞へ申候、当地ハ未右直段ニハ無之、

八十文より百文迄、錢ハ不引下候、

一繰綿 壹歩ニ百六拾匁より百四十匁

此直段、何年ニも無之候、

一（楷）かうす引上、壹歩ニ三把式分五り、

一古手類引上、石之巻并御城下より買入参り、所々買出、質物手形買大ニ流行、口せんニ相成候、安き質ハ、大方受ニ相成候、

一手拭切 壹本 六十文
百五十文

一角力・芝居御免之御触相廻り候事、

富鬮御免ニ而、所々村々ニ度々在之候事、

式百文掛、三百文掛、

十二月十五日風、昨夜雪、

十六日風、此間大ニ嚴寒、去年之冬無之、寒さ・雪ハ全体

浅し、不足、

十七日日和、緩し、

十八日、廿日寒明、寒氣も薄く相成候、

廿三日市、不盛、肴類、当冬一向不漁ニ而高直、

（楷）かうす、紙類弥々高直、

米弥々引メ

八升五合ニ成

大ニ売候

弥々貧家難義、ぬか・はしか望人多し、

米も凶年続ニ候へとも、乍高直、大ニ売候事、

一錢 壹貫五百文ニ而すわり、

一蓂類引上、御国産方より買方、

南部衆北下方拾八切迄買入候、

一御城下ハ、正金御貸上被仰付候事、何ニ不寄、御国産御買入之事、

十二月廿八日暖氣、雨氣、

一米 一統引上

八升ニ成

誠ニ買人多し

一 餅米 七升ニ上ル

一 大麦 三步式朱位

一 売人不足、不出也、

一 大ツ (大豆) 三步

一 一そは 三步位ニ成

一 一銭 壹貫五百文

一 一か^楮う^ず 八百匁掛

三丸三分之所、壹丸下ル

正銀金、一円位ニなし、

御城下ニ而、為登金、他所払ニ行当り、仕入・下シもの不

足ニ相成候事、在々共ニ正金銀望多シ、追而如何可相成哉、

難計、

秋中騒き不申候所、此節追々六ヶ敷相聞へ、死人明家多

し、当所之市計り、此世柄ニハ、人相出、今日ハ相応ニ立

申候、

肴、不漁ニ而不足、尤至而高直也、

廿八日
一 増沢村御知行物成内済、五切納ル、

一 当年も盗人多し、道中共ニ至而物騒也、

都而物高直、職人仕出もの不足ニ相成候、

下り物も不足品多し、

大晦日 昨夜より大雨ふり、昼はれ、元日朝日和、又雨ふり、

当暮者、太物高直、殊ニ凶年之事ニ而、商内無之故、一統

市掛無之候、誠ニ市々不立、不盛、年始物も至而売不申候、

当町ハ外町より盛候、都而之物在之、相弁候故也、

一 江戸為登金、御城下商人共へ、御上ニて江戸為替御渡し被

成下候より、為登金在之候ハ、申出候様被仰渡、御上為

替ニ相成、是ニ而少々切替方正金緩ミ相成候事、

当時正金拾切ニ壹歩之切ちんニ而、望人多し、南之方米買

金ニ向、

御城下者、金拾切ニ廿匁位迄せり立候由之事、

一 御城下六仲間、江戸・京・大坂、其外他国払難義ニ付、大町江別而六仲間商人ニ限り、正金切替問屋立被下候事、右ニ付、向五ヶ年壹万五千石ツ、為登米、中奥筋市中米買方被相免、右を以江戸取組ニ相成、大町問屋中拾人江被仰付、江戸取組相出、正金銀相下り候由之事、

一 紙くツ 下 五貫匁より段々

中 式貫匁

上物 壹貫匁、大方帳面、

八百匁

白くつ上々 七百匁

天保一〇年（一八三九）

一 繰綿 上拾四兩

十太 四百廿兩

一手拭切 百五、六十文

百八十文

一 蠟 壹固^固 金十兩

一 〇 壹貫五百文

天保十己亥年正月元日 朝日和、昼より雨、暖氣ニ而大

ニぬかり、雨天ニ而礼廻り休ニ相成候、二日晴曇り、

三日風寒、是より又寒く相成、

九日夜雪、^{ユキ}昼大ニ曇り、

十日 雪、嵐、寒強し、

正月八日市、至而不盛、

同十八日市

米穀弥々引メ、肴類不足、高直、諸相庭左ニ、

一米 七升五合

一 玄米 七升五合

七升迄

一 糯米 六升三合

一 糯米 六升五合

米穀、奥北より買人当地へ計り多く参り、買人多し、年

一 そば 五切迄上り

越・元日之間無之、米穀取引、誠ニ大なる成金高ニ相成候、

一 大ツ 三分式朱

一 大豆 三歩一朱ニ上り

一 むき 壹兩也

一 木綿 引上 兩ニ三反五分

一 一こぬか 壹升廿文

白花三州

一 一からし 十壹兩位

壹歩ニ百五十匁

メ

廿三日市より

米買人不足、北方并氣仙沼共ニ休相成、尤又南方より廻米御免ニ而、少々ツ、舟々入津、依而当地より不向ニ相成、売不申候、

廿八日市、買人不足、併米商人損ニ相成候、
行当り

南方者、思之外去年ハ取納宜、追々高直ニ而、夥敷金ニ相成、大ニ福しく相成候、此度者東山者第一はん之凶作ニ而、大ニ痛、悉く困窮相成、死人吃喰多シ、誠ニ六、七ケ年続ニ而、無申計困難ニ相成、明家多シ、

一当国之札、大ニ通用相成、南部御領、浜陸道共ニ、仙台札多く通用致候事、錢も他国払ニ而、新相出候而も不下、不足之方、冬中より正月ニ相成候而も下ケ不申候、壹貫五百文取引、

正銀一円位ニ無之候得とも、用心之能取ニ而ハ、追々如何と、囲ひ金少々ツ、致候風、御領内一円札ニ相成、他国迄通用いたし候、大国ニ無之候而ハ、ケ様ニ相成不申候、

正月廿八、九日迄大ニ寒氣、

二月朔日六日大ニ寒シ、雪、
(ママ)

正月末ニ相成、御城下表正金銀引替切ちん、大ニ引上、壹歩ニ三匁五分、拾切ニ貳歩余ニ相成候、六仲間兩替所相立候得共、千兩之為登金江、貳百兩位ツ、之割ニ而、十分引替不相成、為登金行当り候ニ付、拾切ニ三十五匁迄セリ、何分正金無之、仕入物、下り物、一体ニ不足致、尤品切、又ハ正金切ちん高直ニ相成候故、下り物都而五割、四割方引上、高直弥増ニ相成候、正銀方ニ而御城下ハ大ニ商入騒きニ相成候、当年より豊作ニ相成候ハ、追々正金銀相下り、他国仕入通用宜可相成候様子、米穀ハ、御城下并中奥筋、格別之高直ニ無之、奥筋より宜敷、

蠟類大引上、砂糖類同様申来、相庭左ニ、

御城下

一玄米 壹斗

一生蠟 兩ニ壹貫五百匁

一晒蠟 兩ニ壹貫匁

一白砂糖 初雪テ

メ三十式匁
次 三十匁

一黒砂 歩ニ七百匁

一兵郎子(濱郷子) 斤四十匁

一輕粉 箱テ十九匁

其外、都而三、四割之引上也、

一辛子 川筋ニ而五十切ニ成

一油 追々引メ、九百匁

一繰綿 十六匁ニ而

至而不足

誠ニ以、前代ニ無之世ノ中ニ相成候、御城下町中ニ而戸をさし候店多く相成候、休商売多し、

二月三日初午、四日之夜、氣仙沼大田(太田)より出火、同所一円

焼、大川岸御番所迄焼る、家数式百軒程焼失致候事、釜ノ

前辺ハ無事、誠ニ此節柄、目の当でられぬ事也、

四日日かんニ入 十二日風、

十三日大風、市日不盛、肴不足、高直、

一米 此間ハ買人不足ニ而、八升位ニ取引在之所、脱石巖敷、一向不出ニ而、市中無之候、

右之外無替義、高直之事ニ候、錢も例年之春より不足ニ而、下り不申候、壹貫五百文、

新錢相出候而も、鉄不足ニ而、吹出し不足、尤所々より他所江金之替りニ相出候、尤不足也、

御城下ハ、兩替所金不足ニ而、切替相出兼、所々手を廻し、

セリ立候事、店々代口物売切候而も、仕入可致様無之由、

小店抔者誠ニ商売切、大店ハ札ヲ重ね、為登金ニ困り、色々

手配候へとも、為登買入之品無之、迷惑致候事、生糸六拾

兩位より六拾兩余ニもほしく、此辺、奥筋相尋候事、諸品

弥々引メ、日々高直ニ成、

一黒砂糖 歩ニ五百五拾匁

取引ニ相成候よし申来候、

買物在之、昨日小谷御主人、手前御一宿被成候事、誠ニ以、

此節御城下表金銀取引商売之高下ニ而、大ニく騒敷候、何百年ニも無之事、札之御出候高、凡式拾万兩と申候、正金銀、持合候者も相出不申候、追々如何と案候事、

一御城下表ならや、其外式・三軒、手を廻し、錢買入候ニ付、御咎めニ相成候事、

二月 雪寒し
二十五日、明光院ニおゐて、百万へんニ而、結めし施行致候

事、凡三百五十人程、此施主、皆長、皆正、佐藤、橋本、及川、皆喜、検断、皆清、久、吉、

十六日静也、十七日朝曇り、又雪也、朝地震、当月ニ相成、三度地震、

若柳高市取引、錢相場正金壹貫六百文、札壹貫貳百文通用、打ちん正金江式百五十文位より三百文、御城下衆相下り、古手并真・刻之類、都而他地出相成品、専ら買入、川下り致候、

一御城下表、金銀切替、并札も床敷相成候哉、又ハ他所払之為ニ、専ら錢買入、大ニ騒敷、一切錢売無之、依之御上より御触相廻り、錢買入候者御召捕ニ相成候、高市ニ而、錢買入候者も御咎ニ相成候、一統錢不足、直段上り申候、都而之品引上ニ相成候事、

二月廿二日 大嵐、寒、

廿三日

一米 七升五合

脱石役人多く、大ニ巖敷沙太多し、

一糯米 六升三盞

一錢 壹貫四百五十文

なし

一古手流 買人大ニ多く、セリ立、高直ニ相成候、

御城下より所々江買人多下り、夫故ニ大ニセリ立、珍敷高直ニ相成、質入物手形買受方大ニ流行、近年之質物ハ倍ニ相成候事、

一 御城下ハ、手拭切式百五十文、三百文位、右ニ順し、木綿在々よりも高直、木綿三反より余慶ハ一統売不申候、尤追々品物切申候、誠ニ前世何年ニも無之騒ぎ、

一 繰綿拾九両と申参候、

一 正金銀切ちん、三割より、壹歩ニ五匁迄、

錢壹貫式百文迄セリ立、

依之、御上様より御手入ニ相成、御捕ひ三十七、八人、錢相庭壹貫四百文御定、切ちん壹割ニ被仰渡候事、外小間物ニ而も、三割、五割直段上ケ申参候、薬種も引上、胡粉、辛炭、下し物、都而引上候事、

当年者商人之乱世也、一統札御手形、先年之様ニ捨リニ可相成含ニ而、壹歩札江五匁位切ちん相出候者在之、是等ハ御召捕ニ相成候事、追々如何可相成哉、難計、

一 在々共ニ、錢一統不足、引上、壹貫四百文位、当地も同様、買入計リニ而、売人無之候、奥筋甚等も、為登ニ買入相成候事、

二月廿八日市 日和

一米 七升五合、三盃迄

一 干粮 小壹升

百文より九十文位

一 銀金切ちん 壹歩ニ

式、三百文

一 〇 壹貫四百文取引

一 わた 壹歩百三、四十匁

一 肴 高直不足

ノ

此間漸々春日和ニ相成候間、濱方漁事可有之候、

一 御城下より、薬種類大引上相場申来候、

一 輕粉 箱廿式匁五分

一 水銀 斤百四十匁

一 兵郎子 (濱郎子) 同四十五、六匁

一 生姜 七匁五分

一 小茴香 六匁五分

一 蘇木 貫四拾五匁

一青皮 五匁

一大黄 廿八匁

廿五匁

一陳皮 壹匁貳分

一大棗 三匁五分

一黄拍粉 貫六匁

一白砂糖 初雪 三十五匁

天光 三十式匁

石越和薬

一当皈(当掃) 貳貫八百匁

一川芎(川芎) 兩ニ九貫匁

一黄(黄)今 歩壹貫五百文

一白(白)斤 斤貳匁六分

三月朔日日和、暖氣、曇り、

同二日弥々暖氣、曇り、昼九雨強く、雷勢、暮方晴、豊年
之氣(兆)さし成へし、

一〇 壹貫四百文 不足、なし、

錢買人多し

三日雨、さらく小雪、風ニ成、寒し、

御城下表、日々ニ万物高直、引上ケ、諸品無之候事、誠ニ
店々仕廻(仕舞)ひ店之様ニ相成、商人乱世何年ニも無之事ニ候、

一綿 壹歩二百廿匁

一花白小綿 兩ニ貳反八分

一紙 貳百八十匁壹歩

一杉原 四帖五分 壹歩

至而薄物ニ而

一肝藏円 正金銀仕入れニ相成候

当分壹わ 百三十文売

大坂正月相場、東国より甚安し、

一(加賀)か、米 壹石百貳匁

一筑前米 百拾壹匁

一綿坂土 銀百匁ニ付

錢壹貫九百匁

一金錢 五十八匁九分

八匁七分

ノ

錢相場引上、壹貫三百より三百五十文位ニ相成候、此度五日之夜御触出し、并別而御代官様より被仰渡候事、

一札手形、新古入交通用申渡候所、此間札ハ捨リニ相成候物之様唱候義も相聞候、甚不都合之事ニ候、右様之唱致候者在之候ハ、御吟味申聞候様可被在申候、札之義ハ 御公義江御願之上、被相出候事ニ候間、疑ひ不申通用可有之候、一錢買置、又ハ買メ等致候者於在之者、急度吟味可申聞候、右御奉行様より御触、

右ニ付、当町も壹貫四百文、当分定相場、

三月八日昨日雨、夜大雨、同日はれ、風至而不同、種ハ五

日、六日より上ル、

八日市、日銭至而不足、手前之店ニ而計り売、世間一統銭なし、不通、

一米 七升五合 不足

一麦ハ五切位

一大ツ (大豆) 壹兩余

ノ

氣仙之方、雜穀至而無之、高直ニ而引ケる、

辛子 岩谷堂

五切半

御城下衆、莢刻等大ニ好ミ、買入候、尤高直、

下刻 八切位より

中 拾四切迄

下葉 古三十切

新廿式、三切

廿四、五切

一紙くつ弥々買人多し、高直、他国行ニ迄相成候、都而何ニ不寄、無類之高直、

一九日より、千厩町御免芝居相立候、

此間、至而不天氣ニ而寒、風雨、

十三日朝曇り、昼晴、

同市日、誠ニ錢不足ニ而、用事不弁、外々ハ壹貫三百文ニ相成候由、当町ハ御触相守り、上ケ不申、弥々売人なし、壹貫四百文取引、差引計り、錢何方も不足ニ而、引メル、石之巻鑄錢御吹方候へ共、地鉄不足ニ而、余慶も不相出、殊ニ他国鉄御買入方へも御向相成候故、御国方御売無之、浜方所々御境口、他国へ相向候故、弥々不足致候、

此間ハ至而不天氣続、毎日々々雨風、尤寒、十七日大風、一兩年以來無之大風、舎之藏上屋根吹返し、

錢相庭弥々不足、引上、壹貫三百六十文不足

三月十八日市、壹貫三百六十文、外々ハ壹貫三百文より壹貫貳百文、何方共ニ不足、引上ル、

穀物不相替

一米 七升五合

一大麦 一兩位

一小麦 四切六分

壹歩ニ壹斗位

一からし 五切半

十俵五十五切

一古蓆下形

三十五切と成

一下刻 貳兩壹分

何レも江戸・上方引合ニ無之、壹、貳割之損金見詰ニ而、

御城下衆買方、江戸払ニ為相登候事、

紙くつ迄他国出しニ成、

一真綿 上中下 壹兩ニ

取合 貳百五十匁

上綿 貳百匁位より内ニ成

糸 百五十匁位

何レ無類之高直、何品ニ而も困ひ持合候品ハ、大ニ成、利潤ニ相成候

三月廿一日、御影供ニ付、於円入寺、飯ノ施行致候、凡三百人位、当年兩度也、

一御他領米、并諸品積入、他国船入着致候へとも、正金銀無之、其上浜方漁事無之、交易致、買入可申様無之、正金銀之才覚人計り多し、拾切ニ三步ニ而もなし、錢等相払候故、錢弥々不足、引上候事、

廿一日之夜、千厩新町十五軒焼失、

廿三日市、昨廿二日大ニ暖氣、暮六ツより大雷勢、大雨、

廿三日晴曇り、暖氣、

錢相庭弥々不足、何方も引候事、依之御代官様へ御披露之上、

一〇 壹貫三百文取引ニ成
外穀物、不相替取引、

御城下藥種、引上物申來、

一 黒砂 上 歩七百匁より

(七百五十匁)
七五 八百匁迄、

此品ハ、此節荷入着ニ付、引緩ミ申候、但、正銀金ニ而ハ、三割位値引ニ相成候事、

一 白砂 三十式匁

正金ニ而ハ廿四匁

一 檳榔子 引上 五十五匁

一 瓜呂仁 廿四匁

一 穿山甲 四十八匁

一 蓬砂 四十八匁

一 花印 四十匁より

(蘇芳)
すおふ

四十五匁

一 唐大黃 上

廿五匁

廿四匁

一 甘草 廿四匁より

一 唐木香 三十六匁

一 アルメル 兩十式匁

一 トリス 同十式匁

一 ソツヒル 同十匁

一 生々乳(カ) 同十匁

一 カンタリス 同六匁

一 う犀角 ^(鳥) 大上り

一 広東人 ^(人參) 大上り

一 晒蠟 歩ニ式百匁位

一 唐白蠟 メテ百匁

右之通引上申来候、其外諸品引上ル、

廿四日朝日和、暮より雨、

廿五日日和三成、保呂羽山、南方參詣多く、近年ニ無之大盛り、南方ハ豊年之時より米高直ニ而、一統宜敷上景氣、古手類も南衆計り買入申候、東山より本吉、気仙ハ極難澁、

同日昼八ツ時、大地震也、未六月廿五日之地震よりハ少シ緩し、当春中引続不天氣、廿四日より廿五日、大ニ暖氣也、

一〇 壹貫三百文取引

四月朔日晴曇り、二日朝寒、

三日晴曇り、早出麦式・三日先ニ出ル、

一米 不相替 七升五合

一大こんかて、干葉等ハ、思之外相出候事、

一〇 弥々不足

壹貫式百五、六十文迄

一 御城下表、わた弥々引上、廿壹両と申候、

一 晒蠟 両八百匁ニ而も無之候、

一 からし油 八百匁

一 古手流物、弥々買入入込、セリ買出候事、

一 両面中形 ^(カ) 上物流壹枚四拾匁位、

一 結城嶋綿入 流ニ而

六拾匁位

一 こんの木綿 中ニて

廿八匁位

一 花白 両ニ式反五分

一手拭切

式百五十より三百文

御領内一統銭なしニ而、町々通用、さし引方式百文より不足之売物ニ而ハ、指引不申候、依而不売由、太物、店ハ三百文、壹朱分位より不足ニ而ハ、さし引不申候、右ニ而も

不足ニ而、大ニ困り、質屋ハ弍朱、壹歩と申よふニ、錢等はかし無之候、甚しき不通用、都而前代未聞之高直也、

一当年ハ、御上様ニ而も、一円御構無之候、三月中種初御貸被下候事、当村江弍拾両也、渡り、

八日 市

一〇 壹貫弍百五十文迄さし引はしく

壹貫弍百文位売

当年ニ相成、正金一円無之、夫故壹朱と申、取引もさし引も無之、弍朱也、御手形迄不足、歩札計り、多錢ハ無之、誠不通用、外々ハ壹貫弍百文通用ニ成、当町も最早壹貫弍百文、

此弍、三日大ニ暑シ、九日殊ニ甚暑シ、山ハかり敷ニ相成候所、水不足ニ而、田之方後れ、仕事相廻り候得共、雨無之、困り居候、麦之作、余村ハ宜、当村ハあしく候、

御城下表、此節入船在之、諸品相下り候得共、太物ハ誠ニ不足、尤諸品誠ニ以可申様無之高直、万五割、三割倍と相

成候、米も引、七升五合、不足と申来候事、

錢ハ、御城下計り御払在之候故、壹貫四百三十文位、

眞 北物 下 十兩位 五十切

当地蠟燭、常年壹丁十四、五文之品、廿壹文、

拾壹文鬢付、十七文より九文、(十九文)八文、(十八文)

九日、十日大ニ暑シ、

過ル七日、御代官様御廻村ニ而、荒所又ハ手余り田地等、

何分セ話致、植付候ハ、金納又ハ半御年貢、一兩年無年

貢ニ而も被成下候様被仰渡、御貸金等被仰渡候、

十三日市、相応ニ盛申候、錢誠ニ無之、通用甚しく、困り

不入物を買、さし引等致、又ハ餅、めし、酒等も少し計り

ニ而ハ、さし引無之、為夫、余慶給、さし引錢買致候様ニ

而、おかしく、ツまらぬ事共ニ候、一統ニ壹貫弍百文、さ

し引計り、

石之卷鑄せん有之候得共、鉄不足ニ而、南部御買入、外江戸御役金等ニ御遣正金銀無之、錢ニ而御廻し、仍而地払無之、石之卷市中相庭壹貫貳百文、正金なれハ御払有之、札御払ハ御城下計り、壹貫四百四十文御直段、依而鑄せん在之候而も不足、御城下計り心能通用、何方ニ而も新錢買入無之候、然ル所、正金御払之事ニ候得共、半金・半札迄者御払可被下候由、座元菊三殿内談有之候ニ付、正金取合六拾兩分、五軒ニ而都合致、手前より座元へ紙面差遣、進物等相送、石ノ卷店皆川屋榮次殿取次ニ而申入、買入、当十三日ニ半分程持參致候、依而当分通用、少し心能候事、買入御直段

正金銀 壹分ニ壹貫八百文

御手形 壹貫五百文

此直違ハ、正物之方割合高直之様ニ候得共、正金銀不足、無之故、半割ニ致候風、

但、正金ハ御城下弥々セリ込、

◎ならし当着、百文か、り、丈夫ニ而、壹貫五百五十文着、

正金之三割、打賃ニ而も宜、正金在之候得ハ、当時壹貫貳百文ニ而、大ニ捌ケ候間、五割商売ニ相成候、三割之打を取候よりもよし、正金銀、御城表ハ弥々高く、壹歩ニ五匁位、

一 近年馬不足ニ付、当春大ニ高直ニ相成候、岩沼行大ニ利潤ニ相成候、然ル、正金銀御引替ニ御役人様御出張ニ而、御引替之由ニ付、馬喰中色々揉合、御欠合ニ相成候得共、十日余滞留ニ而、無拋札ニ而被相渡候事、此後ハ、壹は(編輯)つなニ付、正金十兩ツ、御切替、差上候ハ、勝手次第と被仰渡候事、

在々馬不足、南部も不足、尤正金無之、南部買入六ヶ敷相成候、

一 此間中引続久敷雨無之、麦もあしく相成風、又田仕事相成不申候、水干ニ而、田植も延引ニ相成、甚困り居候事、

十五日、昨夜より雨ニ相成、諸人大慶致候事、俄ニしろニ成所、併至而雨薄し、水不足也、

一江戸近国麦作、殊之外宜、追々下落、三月中旬之江戸相庭、麦兩ニ式石式斗、莫安く候、

米 五斗八升より六斗

大豆 八斗五、六升

穀物下落申来候、

江戸道中

一南籙通用無之、銀壺朱計り、色々変し候事、

御城下表、太物一円と申程無之相成候事、古手、流物、

在々共殊之外高直ニ相成候事、着用物持合之者ハ、却而売

ニ相出し、高直ニ而も売候事、

白 兩ニ式反五分

手拭 壺本式百五十文

白布 壺反壺歩位

誠ニ書尽し難く候、無類之世中也、

四月廿二日より、当地田植初り申候、水不足ニ而、至而不
同、田仕事人不足ニ而、行届兼候、御役人様方御セ話被成
下候へとも、届兼、無仕付之所多し、尤当村ニ而者、舟木、

古里、平蔵迄迄ニ、拾五、六軒死漬り、明家ニ相成候事、
田畑荒地ニ相成候事、

一◎一統無之、弥々高直、併上通恐れ、当時壺貫式百文通
用、御城下者御払所在之、式朱壺歩限り、壺貫四百四十文
御直段御払、其余ハ売不申候、矢張不足、

一廿日雨、廿一日上り、廿日朝飯後刻、本家之主人病死之
事、

廿五日、廿六日雨天、此間雨ニ而、漸々水十分ニ相成、田
植ニ相成候、苗も此辺所相応ニ相成申候、外ハ不同之由相
聞へ候得共、随分間ニ合可申由、相聞候事、

一田植より桑市ニ相成、錢弥不足見詰ニ而、又々正金銀手配
致、手前并橋本、皆長、三軒ニ而、金六拾兩分買入、駄送
致、都合百廿兩分先日入着致、差引又ハ売通用致候故、当
町計りハ弁利、通用宜相成候事、外々ハ誠錢無之、難義い
たし候、

四月廿七日

一千厩御会所、并大庄屋所御用錢等御行当りニ付、大肝入衆より御無心被仰渡、檢断衆より御割合被仰聞、壹貫貳百五十文直段ニ而、貳兩分売上候事、

一京都出状、三月廿五日出し、過ル廿三日入着、

糸・紅花、当時休、商売なし、尤仙台糸余り高直ニ而、買人無之候、

諸相庭申来、下直之事、

一米壺石ニ付 銀八十匁

一麦壺石ニ付 五十匁

一金相場 五十八匁

一〇 六貫八百文

一わた 銀百目ニ

壹貫九百匁

但シ、拾五匁ニ貳百八十五匁ニ当ル、

ノ

一当地ニ而ハ、此節

糸綿 壹歩ニ九十匁位

一上白壺尺 八十文

壹匁ニ当ル

一手拭壺 貳百五十文

一千草之切も 八十文位

一古手弥々高直、買人商人多し、

尤、木綿両品共ニ、大ニ利潤在之候、質屋流物大分利ニ相成候事、

四月廿七日、昨日より今日雨、入梅手前、田植、又日和相

成候、廿九日迄日和、水十分ニ相成、追々田植、

五月朔日折々雨、

当日、おせん病死之事、百助衆去冬十一月江戸表住居ニて

死ス、文蔵伯父之跡、孫子共計り残り、尤所々江兩人共ニ

奉公致居候事、当地家なし、

二日はれ、三日同、五日迄よし、

六日、七日雨、大嵐、

八日はれニ相成候へ共、本上り之日和ニ無之候、

三日朝時雨、

一苗、何方も不足ニ而、田残り、尤山根通り余程不仕付、御家中給分地多く、不仕付、御代官様より残り田仕付方之儀品々被仰付、御役人様方、組頭中被仰付候へとも、植付不相成候、

夏至ニ成

一節句過、追々雨在之、水沢山、十二日・十三日又雨天、十四日晴、十五日暑し、十六日より殊之外大暑ニ成、十七日、十八日迄大ニ暑し、十九日曇り、廿日冷氣、東風、廿一日同様冷氣、曇り、同夜雷雨、此辺肴下直ニ成、廿三日はん夏ニ成、

一御城下金銀打ちん、壹歩ニ六匁より七匁迄、諸品五わり上り、高直、尤追々店々諸品不足ニ相成候、菓種類高直、

一生糸・紅花、御城下御用達拾人ニ而御買方被仰付、他国商人江御城下ニ而売候様被仰付、尤正金銀切替、差上候様被仰渡候事、

御城下錢座御払所

壹歩札ニ 壹貫三百五十文

町内取引 壹貫三百文位

五日隔カニ御払相成候、

道中筋 壹貫貳百文

当町ハ、正金銀ニ而、先達而より三度二百五、六拾兩分、石之巻鑄錢所より買入、通用致候得共、桑市ニ而沢山入用相成、追々不足ニ而、壹貫百五十文ニ成、

一桑も高直

五月廿日過、桑下直ニ相成り、此間之大暑ニ而、所々蚕相痛候、尤思之外蚕も不足ニ相聞得候事、

近年無之大暑也、又折々夜々雨在之、

廿三日市 はんけニ成

一米 八升

一麦三分貳朱 相応之作

追々下ル

一 大ツ(大豆) 同様 新麦も相出候事

一 〇 壹貫百五十文

先日中、正金銀ニ而、石之巻鑄セン所より買入、四・五軒ニ而相出候故、桑町之取引間ニ合候、無左候而ハ、取引相出兼候風、

一 札ニ而買入申度、願書相出候所、御出入様迄上り、鑄セシ方江御取合相出候所、吹出し無之、御城下御払センより引落不申候而ハ、御払不相成由ニ在之、依而御払難為成由、廿三日御下知願書下り候事、

一 先月中、鮪大漁浜々ニ在之、下落致候へとも、他国舟等、又ハ交易為登等ニ而、片前ニ致、格別下り不申候、此節片前専ら売立、又高直ニ相成候事、

御城下ハ正金銀無之、諸品江戸・他国仕入相成兼、此節一統ニ品切、尤至而高直ニ相成候、木綿類一円無之、

一 御城下并在々江、正金銀へ莫大之賃相出、切方不仕候様、

御奉行様より御触相廻候事、

一夜々雨在之候得共、近年ニ無之大暑、尤諸作場大ニ尺取、甚せわ敷候、稲大ニ引立候、近年無之作場之引立、手前木瓜も相出候、珍敷候、

五月晦日、き(甲子)のヘネノ日、大事之日ニ候所、誠ニ上々日和ニ而、大暑、依而諸人大ニ悦び申候、田の水如湯、

一 大暑ニ而、蚕損じ、此節専ら売立候所、殊之外高直、札之切ちん高直ニ而、御城下より在々江、追々諸品高直、為夫、糸・まゆ大高直、上まゆ壹歩ニとり升ニ致、三升五合位より、大三升式、三分、何レ兩ニ百五、六十匁見当ニ而百四十匁上り位見詰、売余り無見当之めつた買、大まゆ大壹升八分迄、

右之通、作元買出最中、休ミ候者多し、珍敷高直、何年ニも無之高直、古三十五、六年先、糸百六十匁致候事在之候所、是ハ藤田大助と申盗人、御公義御金蔵より金を盗出し、当国へ下り生糸買方致候、依之百六十匁ニ相成候、露

見致、御召捕ニ相成候外無之候、

一 小麦ハ、上作ニ相成候、

一 小麦ハ至而不作也、何時も凶年之翌年ハ、小麦あしく候、
当年ハ粟も不生候、去年早かりニ可有之、如此ニ候やと申
候、

一 新小屋主善兵衛、去年より当住成、御村方勸進物不足ニ而、
相続相成兼候間、大旦那様中より御手当被成下度、檢断衆
御両役へ願申出候ニ付、大旦那中より金壹歩、次式朱ツ、
手当いたし候事、申年之例ニ而、如此致候事、

六月朔日、明方より大雨、
丑

二日矢張り雨、ひのへ丙寅寅ノ日、是又第一之日ニ候所、大ニ
雨ふり、三日曇り、雨、少々寒シ、

四日はれ、北上川并川々大洪水、麦并種からし流れ、大ニ
痛む、四日又曇り、本日和ニ不相成、併大ニ暑し、過ルニ
日夜九ツ時地震、

一 浜方此頃不漁ニ而、肴類参り不申候、高直、片前計リ為登
ニ壳候故、不足、高直、

青田之地震不宜と申咄在、

五日晴れ曇り、時雨、暑シ、

六日朝晴、五ツ過雷雨、はれふり、

暑さハ能候へとも、毎日の雨ニ而、農事仕事ニ甚困り、尤
麦未タかり仕舞不申候、難義之事、

天气快晴ニ不相成、川筋水未不引、大水ニ而、田畑一円ニ
捨り、大ニ凶作より相痛候所多し、六月甲子きのへ子ノ日雨ハ、
百日と申、丙の寅ノ雨ハ、秋五穀大ニ高し、丁ノ卯も同様
と申候、至而あしく、

当夏ハ地勢甚宜、諸作物・草木共ニ引立早く、田畑殊ニ宜、
六日昨日初ふし、尤稲ハふし立ニ相成、丸く、甚宜、十五
日頃より既ニ出穂とも相見得候所、怪かな、快晴不相成、
引続之雨天ニ而、当年も如何と案し居候事、

五月初、及川芳一郎殿、当村仮肝入被仰付候事、

暑気也、諸作甚しく宜、十一日麦打相初り、

六月八日、四ツ晴、大暑ニ相成、日和甚しく、諸人安心致候、

一今年ハ麦上作ニ相見得申候所、日和リ相成、追々承候所、

一米八升 相応ニ相出候

何方も六分通り之作と申候、成程不宜候、手前も上作と見

脱石役人未翔行候

得、四拾俵余と見へ申候所、三拾式俵相出申候、既拾俵も

一麦 古計リ 新ハ雨天ニ而相出不申候、古高直、

白麦 九升壹歩

一京都表、三月末頃より豊年(踊り)おとりと申唱、夥敷流行、一統

一大豆 壹斗五升

ニおとり、誠ニ美を尽し身廻り也、此間引続日和、大暑、

一小ツ 壹斗迄

廿年以来無之暑気ニ而、諸作大ニ進ミ、過ル十三日より早

不足高シ

稲出穂ニ相成申候、十四日日和、

一銭 壹貫貳百文

十五日日和、稲大ニ宜、所々出穂致候、此節稲相成候事、

桑、市過より望人不足ニ相成候故、壹貫貳百文ニ致候へ

珍敷年ニ而、諸人大ニ悦び申候、此間南より米日々ニ参リ

共、只今相出不申候、当町江石之巻より四度程買入、千

候、

貫以上也、

一大まゆ高直、壹歩ニ

十日土用ニ成、明方地震朝辰時

壹升貳分位、其内迄、

八日より日和続、大暑気、難凌、近年無之、廿ヶ年以來之

去年より不足、小まゆも同様ニ而、糸も高直可相成様子、

一生糸方并紅花方掛り役、問屋中手分ニ而所々江相下り、出

六月十八日引続大暑、

張致候事、紅花不足旁、金銀打賃見、五割掛之見詰ニ而、

紅花も殊之外高直、五百匁位、四百七、八十匁、買人多、

併不首尾合ニ而ハ、買方不相成候、糸も大ニ高直之直立、

一米ハ下落ニ相成候へ共

八升

兩二百廿三十匁

脱石役人、無日間翔行、難義ニ而不出、不下、

真綿 貳百匁位之見当

一麦 新ハ六、七分通り之作、思之外不作ニ而、不安、貳

御城下表打賃 壹歩ニ七匁五分ニ相成、弥々正金銀望候、

切半位、

諸品高直之事、

一壹貫貳百文 錢

奧花 三、四十太之見詰

不足

南仙 五、六十太之見詰

正銀ニ而四十兩、札ニ而六十兩位よりと申来候、

仙
一道中筋馬不足、并錢高直、御城下仕入荷物十分壹位外無之、

諸国共ニ暑氣ニ而、蚕違作之由申来候、

飛脚等も無之、至而不自由、当地迄駄賃金三步位掛り候事、

大坂銀主仲間三人ニ而、過ル十二日下着致候由申来候、

一馬、追々関東より買人多く、国中も馬不足、南部より買人
も正銀無之、至而六ヶ敷、大ニ高直之事、

先日之洪水ニ而、石之卷町内一統水上り、騒動致候、鑄せ

一手前之稻、大ニ宜、最中相出候事、

ん場も同様、

田畑一円水損ニ相成申候事、

三十八匁 廿
一唐木香 連翹

四十匁

一丁子

一黒砂 荷切ニ而、

歩ニ五百五十匁

一白砂 三十五、六匁

右引上申来候、

六月廿二日迄大暑ニて、一円雨無之、日和続、廿日より十

方暮也、廿三日四ツ時大雨、式時計リ、諸作物照ニて、稲

も出兼候所、是ニ而少し潤ニ相成候へとも、田もわれ候程、

畑ハ一円堀方不相成候、跡雨千万相待候、手前之稲ハ、何

方も宜、五分通相出候外ハ、稀々出、

近年無之暑氣相続候、

六月廿三日市日、替義無之、

一からし 引上、高直相成候

六拾切ニ成

一繰綿 御城下ニ而 廿式両

一そば 八升壹分

一◎ 壹貫式百文

御城下八百文銭壹文

百廿文位

ノ

廿四日時雨、廿五日日和、

廿五日夜、雷雨大ニ降り、久敷雨無之、田も割れ候程、稲

も難出候所、此雨ニ而、稲相出可申候、大根蒔も先達而初

メ候所、休ニ相成居候、此潤ひニ而、蒔付可相成候、

廿六日曇リ、小雨、冷氣、夜雨、廿七日曇リ、廿八日大

雨、此間中相応之雨、蒔物休、

廿八日市、大雨ニ而不盛也、

一米 下落、九升位

脱石役人未廻り候故、折々追落ニ相成、(駄送)甚太送六ヶ敷、

相痛候事、壹斗位俵売相成候、

一麦ハ、六分通り之作ニ而不安、式歩ニ而売不申、

川通り一円ニ田畑水押ニ相成、専らそばを蒔候、依而そば

弥々高直、八升位、

一手前之稻、当作ニ而ハ第一番宜、早稻・中手を植候所、一

相庭

統ニ相出、此節何分々々相出、先出候分ハ米ニ相成候、六

一米 九升

月中ニ米ニ相成候事、廿年ニも見不申、新沼村、此辺第一

一麦ハ、式切一朱ニ而売人無之候、

之土地ニ而、矢張同様、七分通り稲相出候、先ハ米ニ相成

一大豆 無之高直、

候、其外ハ、此節より稀ニ出穂いたし候、此間之雨天も

一小麦 古 三步式朱

少々案し候所、風も直り、廿九日上り日和ニ相成候故、

新 式切半

漸々豊年之作と安堵致候、

直段計り

七月朔日午日、日和、大暑ニ成、九ツ時一寸之間雨はれ、

凶年之翌年ハ、毎度不作、高直成物ニ候、

二日大雨、三日、昨日より北東風ニ而、甚冷氣ニ相成、三

一からし 古六十切

日曇り、奥出穂そろく出掛ニ相成候所、此冷氣ニ而出兼

一油類 無之

候、人々大ニあんし居候、大事之節ニ相成候、

一蠟 無之

一当年之曆、中ふしと末ふし之間廿日在、如何と申居候所、

一晒蠟 壹両ニ八百匁

此冷氣ニ相成、出穂延引ニ相成候、見考候所、末ふし之間

十六貫匁

のひ候事、此冷氣ニ而、日数延引相成候事、考へ相出候物

壹箇廿両ニ而無之

と見得申候、当年違作ニ而ハ、既ニ皆死ニ可相成、生死之

御城下・在々共ニ、蠟切ニ申来ル

境也、

ひん付類并

一らうそく 壹歩ニ式百五十匁成

今三日、市穀物不出、

一くり綿 廿式両

御城下品物、都而無之、

一とふふ 十三文

一せに 壹貫貳百文

文せん壹貫文位

一百文錢 拾壹文

一紅花 兩二 四百五十匁

四百廿、三十匁

一生糸 同 百廿匁位

そろく小糸売

一新真綿 兩 貳百匁位

糸・紅花、至而不足、

一御城下みの紙

大 七帖壹歩ニ而白くつ入

一色紙 壹駄ニ付

壹匁三分より四分

一琉久 (琉球) 壹枚五匁位

江戸ニ而三匁式、三分

一当地御座、矢張高直、

小長九枚五分壹歩

一札打賃 壹歩へ式朱ニ相成候

五割ニ而も、弥強ク相成候、

四日迄甚しく冷氣、きり雨計りふり、甚不宜、又々騒き可相成之所ニ、七月五日風直り、日和相成候故、諸人安心致候、

南仙之紅花、上々出来ニ而、

一上 九拾兩より八拾兩

下 七十兩より六十七、八兩迄

奥も追々買入、御城下衆望取、七拾兩位此節引上、

糸も八拾兩位、兩ニ百十式匁五分ニ当り申候、誠ニ無類高直ニ相成候、

七月七日大ニ快晴、大暑氣、稻最中相出、花を掛候事、右ニ付諸人漸々安堵致候、

一薬種類、又々引上物申来候、

一輕粉三十六匁 黄連

斤三三十五匁

一水銀貳百匁

小茜香

十三匁

一粒胡紙

青行

十匁

下り三匁五分

一白砂
初雪

黒砂

三十七匁

五百四十匁

不足物

一長吉丹 取崩切

十壺匁

五十七匁より

新渡り廿四匁

七月八日晴曇り、九日上日和、十日もよし、十一日時雨、

朝夕冷氣ニ相成候、日中ハ相応之暑サ、

十三日市、日和、朝曇り、

一米 一斗

もち 九升

一麦ハ返納物、并ニ川筋通り流失ニ付、大ニ引メ、高直、

貳歩一朱より貳朱迄、

下物 壹歩三朱より貳歩位、米より却而高直、

一◎ 壹貫貳百文ニ而、至而不足ニ致候事、

何方へ引候と申事無之、不足ニ而、右之通り、

一札切ちんも五割

一盆諸蠟燭類、貳品共ニ不足、無之高直致候事、夫故盆市

も思之外不売、

丁ちん類、手前之店者、諸品ニ而拾貳兩程ニ相成候、錢

兩替高直故、金高ニ相成候、

一辛子 上川辺ニ而

古 七拾切より廿兩

新 五十切より六十切

一新粟・新米相出候、燒米相応ニ相出候、尤奥出稻も、あら

く 出穂相成、弥々安心致候事、

朝夕ハ余程冷氣ニ相成候

十四日曇り、十五日日和、曇り、

十六日曇り、十七日時雨、

十八日日和、此間日和続、盆中雨無之、稻も奥手共ニ一円

相出、花納り相成候、畑共ニ大ニ宜、一統安心、久敷振ニ

而豊作之遠見、人々悦び候、稲出初より出仕舞迄、三十日

と申事、相違無之候、七月之氣候宜候へハ、稻追々相出

候、

十八日市より米穀引下、

一米 壹斗壹升位ニ相成候、

併同日ハ不足、

何方も下ル、若柳并佐沼辺ハ、壹斗五升位、一ノ関同様、

◎ハ不相替候、

一生糸惣出高不足ニ而、当分売候分無之故、望人多く、御

城下衆小糸ニ而も望取候様ニ而、百拾匁位より壹百五匁、

百文迄せり上、此節取引買出し申候、誠以珍敷直段、札

之切賃損ニ見詰、他国払之舎、壹歩札を弐朱位之見詰ニ

致候物ニ相見得候事、追々如何相成候哉、危き事ニ相成

候、札之位甚大ニ落し申候、

真綿百八十匁位

七月廿日市、千厩町

一米 壹斗弍升ニ成

一濁酒 廿四文

同廿三日市、日和続

一米 壹斗弍升

一麦も少々下ル、

弍歩位

一(小ツ)小ツ 下落

壹升百文迄

一小麦 高直

凶年之翌年ハ、何時も小麦不宜、実入不申、不足、

当年も無之、古物之方好ミ申候、

廿四日上々日和、暑氣続ク、

廿五日、弍百十日ニ候へとも、是迄風雨、嵐無之、順氣能、

山田・沢田程稲宜実入相成候故、此節嵐在之候而も、一円

氣支無之、誠ニ早き年ニ而、諸作物ハ制道次第ニ宜候、大

豆ハ第一ニ能相見へ申候、盆中より日和続、雨無之、願居

候所、今日廿五日雨天ニ而、大こん・そば畑物、大ニよろ

しく、

一此節、諸品大ニ高直、

一 浜方鯉、相応之漁事、

薬種引上物

白蛇 両廿三匁

生地黄

上八匁より五匁迄

良姜 廿五匁

黄キ 六十匁

香附子 四匁五分

干姜 七匁五分

生姜 八匁九分

連翹(連翹) 三十八匁

く蛇 七十五匁

瓜口仁(瓜口仁) 三十匁

益智 五十五匁

附子 五十匁

唐五朱與 八十五匁

阿仙 廿式匁

兵郎子(檳榔子) 八十五匁

唐木香 五十匁

唐川芎 四十八匁

青皮 九匁

穿山甲 六十八匁

水銀 両五匁九分

木通 三十匁

辰砂両 三匁式分

丁字 五十匁

人込入、追落等ニ而金とられ候故、米不出、
一 壹斗式、三升

一 浜鯉、大漁ニ候へとも、暑さ強ク、海上参候内ニくされ、
ふしニも出来兼候、
上ふしハ、七十五ふし、

一 早稲盜れ候故、一統ニかり方いたし候、手前ニ而も六百か
り程、わセ廿八日よりかり方、

式百十日過候得共、一向ニ風も無之、誠ニ無難ニ而、当秋
程上日和続、氣候能事、十五年已来無之年ニ候、

一 鉄并赤金地金等、去年より高直ニ候所、当夏よりなまり高
直ニ相成候、是も他国へ相出し参候故、不足、此節元方売
切ニ相成候、

廿八日市、脇々米下落相成候得とも、当地近辺者、脱石役

晦日上々日和、誠ニ諸作秋日和、残暑ニ而、甚宜、六年先
之午年より上作ニ相見へ申候、

米穀追々、外々ハ下ル、麦ハ六、七分之作ニ而、尤返納相成由、不足ニ而不下ケ、式歩位、麦者新至而あしく、古共ニ高直、四切余、

八月朔日日しよく、朝五ツ前、

八日市、此間ニ少々ツ、小雨、何方も大ニ米下落、
当町、米脱石御役人入込居、至而不出ニ而、高直甚、困り、
追落度々、大ニ相痛候、

一米 壺斗四升 不足

一一ノ関 壺斗八升

一若柳 壺斗八升

御城下 壺斗八升

一〇 壺貫四百文不足
当町

一 御城下御祭礼、九月十七日 壺丁より壺ツツ、町内祭りニ被仰付、相

出候事、

八月九日、御三方様三廻、法事振舞致候、

一生糸不足、御城下衆セリ込、此節両ニ九十四、五匁より六、七匁迄、最早百両壺箇ニ相成候、
真綿 両百六拾匁より百八十匁
上りまゆ三百四十匁口糸同段

十日より雨天続

十三日、同十四日、昨夕より小嵐ニ相成候、大雨、久敷雨無之候、

生糸弥々買人在之、百両より百式、三両、最早品無之、大口計り、何も店々江御城下より註文ニ而、買氣也、珍敷直段、

十四日日かん

十五日日和ニ相成候、十六・十七日上日和ニ成、

御城下正銀打ちん、札壺分者十匁ニ相成候、
正金銀壺歩江壺歩式朱也、

依而、生糸外ニ売、当町ニ計り余慶在之様ニ而、追々買人入込、八月十七日地震、生糸壺箇百拾兩へ相成、誠ニ珍敷、前世ニも無之直段、伊達も追々引上、高直ニ相成候、

伊達ハ、百三、四十匁と申候、

正金七十兩より七十五兩迄、御城下取引ニ相聞へ申候、

八月十八日、此間之時雨ニ而肴なし、銚子近浜、珍敷大漁之由申来候、

当日之市

一米 壺斗四升

一麦 式歩

米ハ、脱石役人多ニ而、甚厳候故、豊作ニ相成候間、当地計り不下、高直、甚困り候事、外者日々下落、御買米在之候ニ付、厳敷候事、

一生糸太数不足、例年之既ニ半高、六十駄位、手前ニ而も小谷氏より註文在之、拾箇程買入、

一粟、夥敷今年なり、毎日々々人々ひろいニ参候、わらし共ニ而も、壺斗位ひろい、壺升廿文より十八文迄、多くハ不売、かてニ相用候故、格別安く相成不申候、一統囲ひ申候、大籠・津谷川辺、余慶ひろい候者者式拾俵位、廿年ニも無之大成いたし、何方も沢山也、津谷川村ニハ、廿俵ひろい候者在之、

一御城下、錢追々不足、引上、壺貫百文位、御祭礼ニ相成、日々々々ニ引上、壺貫文位、八百文ニ可相成様子、

当地ハ、壺貫式百文通用、

御城下ハ、米追々下落、

一式斗壺升位

一晒蠟 大引上ケ、兩ニ式百五十匁

一ばん 兩ニ七、八百匁

一札打ちん 拾匁位相聞へ、半金之内ニ相成候、

八月廿二日霜、廿七日朝大霜、葭江少々当り申候、秋日和続ニ而、諸作取納甚宜、尤上々作、

当町計り米不引、高直、

壹斗四升位

小麦 古 壹両

新 三分壹朱、貳朱、

ノ

取上り百三、四十匁上り

一生糸之義、思之外駄数も相出不申候、凡六十駄位、伊達・

秋田辺も不足之由、同所も追々高直、引上候ニ付、国方

追々セリ立、以之外高直ニ相成候、百拾両ハ通り過、弥々

買人在之、百拾貳、三両より百拾五両、十六、七両ニ申候、

八月廿六日

最早百廿両ニ相成、誠以珍敷、御城下ニ而、正金両ニ糸百

拾匁位売候由、依而御手形取引百廿両ニ相成候訳ニ相聞へ

申候、

一真綿 両ニ百四拾匁ならし、

一口糸 歩ニ貳百五十匁

一上りまゆ 貳百六七拾匁

八月廿八日引続上日和、肴不足、市ハ不盛、

一米 壹斗五升ニ成

仙台之札、近国へ通用致、壹貫文位より九百文位、

一当秋、粟夥敷大成致候ニ付、諸作物此節ニ相成候而ハ、盜

候者一向無之、又町方茶屋、糯めし等、菓子之類一向ニ不

売、酒ハ御免も無之候得共、沢山ニ相成候、

一御金詰りニ相成、又以御貸上金、去年之壹倍被仰下候由、

未割合無之、

糸徳分、壹箇ニ四、五十両ツ、

一生糸、外へ片付、当地之残り計り在之候所、五駄程在之

候、百廿五両ニ而、手前分式箇売申候、廿両より廿五両迄、

当町あらく、売申候、真綿、上も中取合、両ニ五百廿五匁、

諸国高直 誠ニ前代未聞之高直也、未残り少し在之候、

九月八日市、不盛、

錢不足、壹貫貳百文、さし引計り、

米不出、当惑之事、

九日、馬乗少々相出、

御貸上金千五百兩也、東山へ、九百兩南方、当所へ三百兩被仰渡候所、手前三十兩差上候、

此度相出候ニ付、在々大勢相登り候、

九月十三日

諸品甚敷高直、たひ壺足五百文位、白木綿壺反式歩位、

一米 壺斗五、六升

一米 下直、式斗四升

一南方御買沢山之由、

当町不足、

位内証取引、

一◎ 弥々不足、壺貫百文位在之候、
氣仙沼同様

一真綿 下落、百三十匁より百五十匁

一蠟燭 高直

一生糸、余り高直ニ而行当り、買人なし、

五匁掛廿五文

一糸・木綿も、少々下直ニ成、

一鬢付 歩ニ式百七十匁、

余 三十八文

日和ニ成
一十八日折壁盛相立候、例年より馬至而不足、

諸品大高直、古手弥々高直、

在々所々芝居在之候、

白之切 壺尺八十五文

たひ 三百五六十文

一秋日和続、暖氣、作物取納、并麦蒔、甚能手廻相成候、豊

九月十七日雨天

作ニ而、米之実入甚宜候得共、貧民多ニ而、制道行届兼、
不同之作也、廿年来無之上氣候之年也、

御城下御祭礼、雨ニて大濡ニ相成候、八、九年ふりニ而、

一正金銀一切無之、右ニ付物々日々引上、高直、誠無申計候、

何年にも無之通用、

初雪也、

御買米南方へ被相立、三迫并遠田ニ而三拾万石、依之米不下ケ、脱米巖敷、当町辺江ハ一向参り不申候、

一御城下祭、十七日雨天ニ而大濡、夥敷見物人登り、

一米 式斗三、四升ニ下ル、

廿一日市

一錢 壹貫五百文取引仕候様被仰渡、町中店々大ニ迷惑致、

一米不足、壹斗五升

殊ニ錢不足、売人無之、内証壹貫百文位、さし引計り故、

氣仙沼壹斗三升

小間物一倍高直、

秋中御通被相免候所、此節御引上ニ相成、甚六ヶ敷、困申候、

白木綿壹反三十匁、手拭下物壹本式百五、六十文、無類之事也、

一錢 所々引上、壹貫百文

一祭前ハ、打賃七割迄セリ込、江戸より正銀下り、依而打

当町店々ハ壹貫式百文、さし引計り、不足、

下落、五割ニ成、

一萁 古物無之、新葉高直、当村之上、壹歩ニ四俵大壹貫

生糸、残り分買人なし、百拾兩位之含ニ而、当時休、掛り

式、三百目、

合之糸もめ合申候、損金在之候、

今年ハ上作・上葉ニ出来候得共、一統不足也、

伊達も引下ル、専ら仙台交易、くり綿参り、少々下直ニ成、

米ハ式斗位ニ可相成様子ニ在之候所、不出、下ケ不申候、

真綿両三百四十匁位より五十匁、

豊年ニ候得共、為御買米之、壹斗五升、凶年同様之直段、

十月朔日和宜、当年誠ニ上氣候、

九月廿五日折々時雨、大ニ寒シ、同夜相应之雪降り申候、

同三日市

一米 壹斗五升

南方、御買米沢山ニ被仰渡、市中相庭成行ニ而御買入、依而嚴敷、東山へ参り不申候、此辺米高直、甚困り申候、一大豆ハ相応之作ニ候得とも、川筋洪水ニ而、豆無之故、下直不相成様子、金式歩位之見詰、

一◎ 壹貫百廿文取引

至而不足ニ而、さし引計り、都而物々前代未聞之大高直ニ而、殊銀せん不足、大ニくるい候故、店商売甚以六ヶ敷、休物多し、

質屋ニ質なしと申程、

太物店ニ木綿なし

古手なし、綿なし、

地乱と申折節也、
時代

江戸表、御国替之御大名七人在之由、騒敷事共也、

十月九日より

錢不足ニ付、追々甚敷高直ニ而、相痛候者多く、依之壹貫

五百文ニ通用仕候様、御領内一統御触、今日当地へ相廻り候、質屋仲間等へも吟味致候得共、御触ニ付、壹貫五百文御定相場と相成候、依而質屋も休、店々取引甚六敷、銭売ハ勿論、差引致候者も無之様ニ而、至而不通用、甚だ困り候事、弥々諸品高直ニ売候事、

一 苧、随分上出来ニ候得共、至而不足、此近村一統つらニ而、此節あらく、売仕舞ニ相成候、高直也、

狼川原 上 三繩半、八繩迄、

保呂羽 八繩より十四、五迄、

当村 拾繩位より 大籠同直、
壹貫五百匁位

西口 拾式繩より拾五位、

何レ此辺ハ式貫匁位

徳田・小なし 拾四、五繩位よりさまく、一統高し、

古奥 苧三十五切、至而稀也、古物一円無之候、

一米 壹斗四升位、不足、

一大(大豆) 式歩位より壹分迄、

一小(小豆) 式歩式、三分

一濁酒 手造り御免ニ候得共、先日より又直引上候、

四拾文

一大こんも思之外不作也、

豊作ニ相成候へ共、穀物共ニ高直也、

南方御買米ハ、半金被相渡、半金御貸上也、

御城下表祭之頃、伊達より繰綿沢山参り、下落致候、上方

新綿相下り、江戸表下ル、御城下ニ而十五匁、

一米 壹斗五升

一大豆 貳歩

一萁 大ニ高直

つら物計取引

此辺八十繩位候⑦

平奥通り、千厩辺貳貫匁

十月十八日引続き日和、暖氣、一円雪無之候、

一米 不下、高直、

凶年同様、六・七分之作、壹斗五升、

一大大豆ツ 貳歩貳朱ニ相成候風、

一◎ 壹貫五百文通用仕候様御触出し、

色々吟味致候へとも、無是非御触通り差引通用いたし、

しかし四、五百文より差引致候ニ付、小売方甚六ヶ敷、

大ニ々々不通用、尤物々高直、

一御城下表、格外高直ニ売候者、御召捕ニ相成、店々江御手

入在之、諸帳面并仕切等御取上ニ而、御吟味相成候由、在々

江も可相廻様子、誠ニ以六ヶ敷、困り候世中ニ相成候、商

売、銀、銭、乱世ニ相成候、

一生糸、殊之外高直ニ取引、売候ニ付、当町ニも不限、一円

買人方ニ而荷受取不申候、金も相渡り不申候、全体御上御

行之事故、友争ひニ而、如此高直ニ相成、御上より御ふし

ん在之買糸ハ、納り不申候、もめ合御吟味ニ成、御聞拔、

地元々々江此間被相廻候、一昨日当地江御泊り、御聞拔相

成候、如何可相成哉、糸受取人参り不申候、一統困り申

候、直下ヶ可相成哉候、相場買致候者、大ニ損金相成、受

取不申候、

十一月三日

一米 壹斗五、六升

一大大豆ツ 貳切貳、三分

一小小豆ツ 貳切五、六分

一川向より嚴敷、米一向ニ参り不申候、高直、

一北方、下莫も尤不足、高直、四貫匁ハ稀也、

三貫七、八百匁、五、六百匁迄、

古莫一匁無之候故、

浜方至而不漁、肴も都而高直之事也、

十一月五日暖氣、一向ニ雪無之、誠ニ暖和成冬也、

当年豊作ニ相成候而も、七分位之作、尤米穀共高直、正金

銀一匁無之、御手形計故ニ、御城下・在々共ニ、商売通用

甚以六ヶ敷、通用方乱世之事也、都而之高直、前代未聞之

直段也、

手拭 壹本貳百五十より三百五十文迄

たひ 六匁五分位

脚半 貳朱より拾匁

地さしたひ 一匁なし

此辺之莫、作元一匁ニ売仕舞、小なし辺十繩位、貳貫目より三貫め迄、

北方共ニつら売多し

下方 貳拾貳、三切

十一月九日大曇り、夜より雨、

十日雨

十七日冬至、曇り晴、暖氣、

十八日暖氣、はれ、十九日朝曇り、又日和、一向雪無之候、初雪早く、其後雪なし、尤冷ゆるやかにて、午年同様、

一米 壹斗六升ニ而不足、又買人も不足、追々引ノ候様子、

一大大豆ツ 追々高直、貳歩貳朱、貳切三朱位、

一麦 貳歩位取引、不足、

一①不足、御定壹貫五百文ニ候得共、内々ニ而壹貫百文位

迄相聞へ、至而不通用、

一 かうす 追々高直、

紙類当春より高直、尤古紙・くつ無之、

上々料紙、壹歩ニ四十帖より、

五十帖ハ中ノ上也、下 六、七十

地大方 九帖五分、八帖位、

中判ちり紙 拾束壹歩

白石大方 六帖五分位

みの 大 六帖五分

小 十一、拾貳帖

一 浜方至而不漁ニして、鰯一円不取、問屋ハ何方も御定壹貫

五百文、浜方之取引ハ壹貫百文之相庭違ニ而、三割以上之

損故ニ、浜買商人大方休申候、

一 江戸表綿下落、御城下も余程引下ケ申候なれ共、在々古手

一 統不足、高直成事無申計候事也、

一 正金銀打賃五、六割、

一 鉄不足ニ而、御払無之、鍛冶共大ニ困り、鉄細工高直、釘も引上、壹歩ニ一寸五分、千六百位、

此間緩々致候所、

十一月廿四日之夜雪、廿五日雪ふりニ相成候、又緩ミ日和、

十二月二日寒ニ入、十二月三日暖氣、夜雪、大ニ寒し、四

日寒氣強ク相成、雪少シ、

一米 引メ不足

壹斗五升位

一 大ツ(大豆) 貳歩三朱也

メ

十二月七日、居宅相建候、隣屋敷持居宅致申候、此間中、

如春ニ而日和続き、首尾能相立候所、珍敷冬也、然ニ八日

朝雪、嵐ニ相成候、

一 錢相庭、内証取引ニ而、此間ハ壹貫貳百文さし引より、壹

貫百文取引ニ候所ニ、又々嚴敷被仰渡、向後被相廻候御吟

味相成候間、無間違壹貫五百文取引致候様、品々被仰渡、店々并組頭中寄合、檢断衆ニ而吟味相成、表裏なし、壹貫五百文致候、甚以困、尤第一質屋中大迷惑相成候、都而直段元々より高直故、甚割合六ヶ敷、

一濁酒、壹宿壹本御免ニ候間、決而其外ハ造り方不相成、嚴敷被仰渡候事、

一米 壹斗五升ニ成

一(大豆)大ツ 式切三朱

メ

御郡御相場

廿四切

(大豆)大ツ 式斗五升

一浜方至而不漁、殊ニ浜々錢不足ニ而、壹貫百文ニ而買入、町々問屋々々ハ壹貫五百文、金直しニ付、五割損ニ而、五十集商人相休、肴ハ向無之、至而高直、

十二月十四日

一錢相庭不足ニ而、御相庭壹貫五百文、弥嚴敷、内証取引壹貫貳百文より壹貫百文迄在之候ニ付、尚又諸品高直ニ付、下直ニ商売仕候様、是又嚴被仰渡、十三日御郡方より千厩町より御改ニ相成、売物・買仕入ニ御引合、高直之分御咎ニ相成、錢貯ひ之者御咎、御印符ニ相成、十四日当町江御移り、商人一統御宿江被招呼、売物之品当用之分調書申上候様被仰渡、調書申上候、次ニ錢御手入ニ相成、無抛在合一々申上候ニ付、御蔵等御改ニも不相成、おだやかに相濟候、誠ニ以無類之時代と相成候、是より内証壹貫貳百文、百文取引致候者在之候ハ、御始末被相掛候、撰せん迄差出候様被仰渡、廿貫、三十貫、拾貫、拾五貫と取調べ、百八、九拾貫文ニ相成候、右之通申上候間、御買上之義、半高ハ面々手元差引相用申度願上候所、追而御用ニ相成候節可差出、当分ハ面々差引ニ相用、市中迷惑無之様通用可仕様被仰渡相濟、当分御上御預り錢と相成候事、在々共ニ御調べ相成候事、御城下、三十貫余圍候者ハ、(奴)やつ子ニ被相行候者多し、

一正金銀打賃不引下、矢張り五割余、六、七割迄内々取引之由相聞へ申候、

一生糸、御国産方買入之分、多分之荷物不受取、直引之義追々願候へとも、金不渡、依而損金致候而も、夫々売候事、大町拾人衆ニ而買入ニ相成候、百兩より百拾兩位迄、

錢、御城下并御近在追々御改、并相場内証取引嚴敷御手入、^(擬錢)ゑりせんニ而も困ひ候者、御咎ニ相成、八^(奴)ツ子、戸結之御仕置、誠ニ以前代未聞之御政事也、此間、此近在一統御手入、当町先日調申上候分、廿八日差引遣出候仕候様申上候所、大急を以、廿八日之朝、千厩御会所より、右調上候錢、散^(散財)ざへ不相成、備置候様被仰渡、御向々御伺之上と被仰渡、廿八日之市一統遣ひ出し不申候、店々五百文分も売不申候而ハ、差引返し代不致通用、甚以苦ミ、誠ニ困り候事也、

廿七日夜大地震、

十二月廿八日、米方嚴敷、米穀致而不足、

一米 壹斗四升五合

一肴、相場違、尤不漁ニ而甚高直、不足也、

何方之諸市も、諸色高直、錢不自由、不盛事也、雪至而無之詰也、

廿九日之大晦日、朝雨ニ而、昼よりはれ、

一真綿 兩二百六、八十匁

下落

一線綿

下落

步三百五、六十匁

十式、三兩ニ成

一木綿も少し下落

一蠟 少し下直ニ成

一壹歩ニ三百目位

三百廿匁

一苘 少し下直

下 五兩位 中 式、三貫目

上 壹貫五百匁前後

川原 八百匁より壺貫め

子ニ相成候、

一 大ツ(大豆) 式歩七分位

一 小ツ(小豆) 同様、不売、

一 そは 高直

一 清酒造り方、一宿壺本ツ、半石高御免被仰渡、少々ツ、造り方相成候、濁酒も同様、一宿壺本、

一 小麦 三步位

古 三步半

一 肴高直、鱈壺本式朱位より上へ、

一 田作り不足、小壺升八拾文位ニ而なし、

一 当年者、万物高直故、店方も金高ニ相成、尤例年より手前之店売申候、今年惣々売高、(符牒)ヤ久両程也、是迄ニ無之金高也、

併、錢不足ニ而、嚴敷御手入在之、所々御城下ハ数十人奴子ニ相成候、囲ひ錢、又ハ高直之錢相庭取引、品物高直売等也、誠以此節ハ凶年引続、世の中あしく、薄氷を踏かことし、御政事至而不宜、

一 正金銀打ちん、拾両ニ付八両位迄、壺歩ニ銀拾壺匁五分迄、(撰錢)ゑりせんニ而も不相成、廿、三十貫之錢ニ而も御咎め、奴

天保十一年庚子

正月元日風、二日日和、三日雪、此間少々暖和ニ候所、九日大ニ嚴寒、夜雪、風、当日も風也、十一日日和、暖和、同夜相應之雪、十二日朝迄ふる、

築館之高市、表呉座壺歩ニ三枚半、筵壺枚八拾文位、

正月十四日夜地震、寒氣甚敷、此間同様、十九日少し緩ミ、夜雪、

過ル七日之夜、山内薬師堂、祭ニ而焼る、三堂共ニ焼失致候、誠之古社、大洞式年之建立之由、（大同）千廿年ニ当ルと申事ニ候、

正月中大ニ寒く、

一脱石甚嚴敷、此辺へ節角御役人大勢ニ而欠翔行、誠ニ咎人計り多く、米甚不足、

南方ハ、御割付御買、并市中御買三斗式升、金上納ハ三切三分と申、誠相痛候事、

一御城下ハ、弥々御台所金主、大坂江度々為御登、御吟味等被相尽候へとも、御仕法不直、金主御取組出来不申候、依之弥々大御難渋、正金銀無之、御領内一円ニ札計り、御城下問屋商人中、仕入、他国払可致様無之、店々品物無之、依而又々生糸引上、此節当地残り糸、壺箇百廿式、三両、五両迄、御国産方売候糸も、此節達候言上ニ而も請取ニ相成候、依而大ニ損金相成、迷惑之者多し、御上掛り之商売、決而無用之事、

一くり綿、去冬下落之所、此節品物無之、又々引上候事、十六、七両ニ成、

一米 当町ニ而引上、
壺斗四升 なし

一糯 壺斗三升 なし、

二月朔日 日和

將軍家

正月廿四日

一御台所様御薨去被遊候ニ付、鳴物七日、慰物十五日、御留御触之事、

一郷士方々、御貸上金五百兩ツ、拾人江被仰付候事、御受申上候仁、相下り候由之事、

二月十五日雪、嵐、

一御城下表、為登金無之ニ付、打賃弥々引上、

正金銀 壺歩へ拾六匁位迄

店々諸品無之、誠ニ店払ニ相成候、

薬種類も切物多し、尤上ヶ物多し、

輕粉 壺箱七十五匁位、

大黃 五拾匁余

生姜拾匁 干姜共ニ高直

世上一統輕粉^(マコ)齋用多と相聞へ、水銀斤三百匁と申来候、

ノ

二月廿二日大雨ふり

去冬中より折々小雨計リニ而、雪も雨も無之、当月迄かんばつ、江戸表井戸水至而不足、高直、当国も至而水不足、気仙沼辺も壺桶何程と申様売商致候、

一御城下表打賃、壺歩へ十八匁より廿匁迄セリ上ヶ申候由、依而諸品弥々引上、綿十八兩、蠟又引上、同十八兩前後、薬種類日々引上、くるい、

廿四日大雨、風暖氣之所、廿五日晴、廿六日寒、又雪ふり、

生糸も又引、^(上脱カ)御城下八百三十兩迄、

当町市中米

一 壹斗三升

一 〇 弥々不足、店々御定之壹貫五百文ニ而、甚困り候事、

はしくハ、内々壹貫貳百、又ハ百文位、

一 筵 拾枚ニ而四百五、六拾より 五百文

一 呉座 壹歩(三枚五分)ニ三五より四枚

迫表也

何ニよらず、為御手形之、弥々高直、

綿小売 壹歩ニ

百七拾迄、正月中売候所、此節八百廿匁位ニ上り申候

五分板、壹歩ニ六間半、六間、

壹寸(釘カ)五分板 壹歩ニ千四、五百本、

鉄 六本壹歩ニ而、壹貫八百匁当ル、

右直段ニ而無之、甚困り申候、

千厩表呉座 四枚壹歩

当町ハ、か、やの酒相出、先達而より売、

三月朔日日和、二日終日雨ふり、三日晴れ、大ニ暖氣、

御城下表金打賃、弥々進ミ、高直、拾八匁より廿匁迄、

一 綿 廿壹両と申參候、

一 真綿 近辺残り物百卅匁位、百廿九匁迄売れ申候、

北方刻、追々買入、下刻も此節専ら買進ミ、引ノ候風、手

前へ小谷より註文買方相廻申候、

生糸百三十両、國中御手形計リニ而、金銀一円無之、札之

位至而落申候、追々如何可相成歟、誠ニ心支之世之中ニ相

成候、

三月十二日終日大雪ふり、

御城下、札正銀打ちん大上ケ、壹歩銀江三拾三、四匁ニ引

上、依而壹歩之札ハ銀四匁位ニ成、右ニ付大ニ騒ぎ、店々

諸品売人無之、尤明店ニ相成、仕入金為登可申様無之、店

さし候同様、奥方へ御城下衆ぬけくニ下り、諸品買入候、

一 繰綿 壹歩ニ八拾目ニ成、

一 銭も内証壹貫文ニ成、売人無之、何分ニも通用相成兼候、

道中筋通用可致様無之、誠甚く困り候事、騒動無(覺東)覚速候、

当地近辺銭同様、

摺沢・気仙沼 壹貫文位

岩谷堂辺 九百文、八百五十文

一真綿 兩百廿匁位、

一料紙も弥々引メ、

薬種類又々引上、

輕粉百五匁 大黃七十匁

申来候、無類之直段、物品切、誠ニ可申様無之、商人之乱

世、刻類買人多し、先日十切之刻ハ、十三切位ニ成、五兩

位之新葉、廿八切位、古下葉、三十八切より十兩ニ成、

木綿・古手、弥々買人多、又引上、三双倍より高シ、

三月十九日、昨日より上々日和、暖氣ニ成、肴類も一向ニ

無之、錢なし之世の中ニ而、諸駄送物甚く困り、通用なし、

四月朔日曇り、五日上々日和相成候、三月中より此間迄雨

天続、川々出水、苗代水押、南辺甚難義、

一御城下表打賃、弥々引メ、正金十兩ニ御手形三十五兩、最

早壹歩ニ壹兩と可相成候、

蠟 三十四、五兩、大ニ引上候、

生らうそく 歩三百六十匁

並ひん付 式百式、三十匁

右之通、追々打ちんニ随ひ、物高直ニ而、売可申様無之、

薬種方も品切ニ而、御城下より参り不申候、大困り、世

上一統下かん流行、右相用候薬、尤一統ニ切申候、

輕粉 壹匁ニ付式朱也

其外大引上

一岩沼御日市、馬へ相応ニ相登り、正金銀ニ而取引相成候得

とも、馬不高、下直之方、正金買入ハ利潤ニ不相成、却而

損ニ相成候、御手形買入分ハ、正銀受取、右御城下ニ而、

望次第引替、壹歩へ壹兩之引替ニ相成候ニ付、大ニ利潤ニ

相成候、馬喰ハ第一之商売ニ而、地方大ニ高直、

一御城下并道中筋、錢誠ニ不足ニ相成候而、壹貫文より八百

文、七百八十文ニ相成候、前々嚴敷、壹貫五百文取引被仰

渡候得とも、迎も右取引間ニ合不申候、如此、式朱札ハ四

百文位ニ当り申候、

一店々品物無之、戸をさし候店多く、菓種方も最早続不申候、切物計りニ而休、道中可致様無之、誠ニ以前代未聞之世と成申候、

米も追々引上、

蠟壹丸四十兩之由、

繰綿廿四、五兩、

何レ売人なし、

四月十三日市、雨、折々雨ふり、上天氣不足之春、

一米 壹斗三升

御城下へ少し正銀相下り候ニ付、打ちん少し引下り、

三七五位

此辺、岩谷堂辺ハ、壹歩江札壹兩位、

(華羽織)
皮羽折、壹両五切之品ハ四兩位迄セリ上ル、正金之替りニ、

他国へ遣候事、専ら買人多し、

一錢弥々不足、引メ、

当地内証八百文位之割、外七百文位相聞へ申候、驚人候、何分御手形不氣配、

四月廿三日、市々も至而之不盛、何方も同様、物高直、錢なし、米弥々引上、至而不足、一向ニ不相出候、

米 壹斗ニ相成候

石之卷ハ夥敷御積立之事、

五月朔日曇り、五日雨、

米一統引上

九升より八升ニ成

二日より田植初り、十三日最中、

錢弥々高直、売人無之、六百文位取引ニ相成候、

錢不足ニ付、桑町方間ニ合兼候ニ付、錢石之卷鑄せん場より御払被成下度、三百兩分願相達候へ共、御払之儀難相成

由、御出入様より御下知、十三日ニ参候、在々江ハ一向ニ御払無之、御城下御家中へ計御払、誠以御悲常申事、正銀(非常)打ちん、此間者少々下直ニ相成、壹歩ハ三步位と申、御城下相場、右之ふり合より物々高直、繰わた廿三兩位、

当地ニ而、日用百文ツ、

一此節雇日用四人 渡壹歩位、人不足ニ而無之、

肴高直、初しひ壹本三兩、当月初売わり、赤魚十枚にて式朱、依而肴も喰われ不申候、無類之世の中、後世可恐候、

此節、安き物ニハ御手形也、御上ニ而ハ、無利ニ壹歩ニ遣て、下々大ニ苦み候事、

一五月中旬より、又々米引上、十八日八升ニ而不足、

氣仙沼 六升五合位迄、

岩谷堂町ハ同様、◎五百文位

凶年同様ニ候得共、米無之候而も、思之外騒き不申候、

一 小長呉座、六枚壹歩ニ而無之候、

此間中不天氣ニ候得共、大雨無之、水不足、八専中、

廿四日和(日也) 錢不足、尤桑高直可相成と、一統立、桑セり合立候所、桑町此間ハ相成ニ相出、下直、

南方錢不足、無之、日用雇方相出不申候、御払錢願候而も、

御払無之、誠ニ日用高直、田植延引相成、尤人不足、甚難渋之由相聞へ候、三人壹歩位、当地四人壹歩、

一 御鉄誠ニ無之、壹貫八百匁位、

御払内証、四本金壹歩、壹貫貳百匁位、

一 釘無之、壹歩ニ六百本位、

一 蚕相成之作、当り年、春中よりまゆ高直之風唱ニ而、出初

大升壹ツ式歩位、取升ニ而式升より壹升八分位、大まゆ壹升壹歩位、

買氣之衆中買入候所ニ、今年ハまゆも沢山相出候而、人々御上御行ふり如何相成候哉、又去年トハ違候由、依買入不申候、見合之所、今日頃相成、一統売氣ニ而、格別ニ緩ミ、式升五合、三升ニも可相成容子、売候分、多分之金ニ成、

一先日きのへ子ノ日、快晴之所ニ、其夜より雨ニ而、冷氣ニ成、東風不止、毎日不天氣、十四日、□五日雨、少々心支之氣味、□月之暑さより、当月ニ成□□薄く相成候、

「□」印之作□□

……(この間約半丁分、原本破損)……

□□騒き可申様子ニ「□」へ候所、廿四日暑□強く、廿五日弥々暑氣、日和ニ相成、一統之安心相成候、

土用ハ過ル廿日、

是より日和ニ相成続候ハ、随分、八分通り之作ニも可相成と、一安心致候、何レ四・五月之暑氣ハ不宜、為夫か、六月ニ成、甚不天氣ニ相成候、何レ春中より、五月雨無之年ハ不宜、節之遅き年ハ不宜、節ニ不応年ハ不宜候、

一まゆ、此間迄所々残り、売追々緩ミ、最初ハ兩ニ七、八十匁揚、追々ハ百匁位迄之揚、

一葉種類、追々註文致、問屋ニ而江戸より相下候取残、漸々此度買入、相下り候、然ルニ正金買ニ、当時之打賃相添可申由申来候、十兩江三十五兩、右打ニ付、銀壺匁之所ハ五掛ニ而、売直段五匁ニ相成、高直、可申様無之、甚売悪しく、困り入候、

まゆ高直ニ而、作元一統過分之金ニ相成、甚宜、前代未聞之直段也、まゆ取升壹升七・八分より式升、式升六・七分、大まゆ大九分より一升、追々八分、七分五り迄、

六月廿三日より日和ニ成、追々大暑、近年ニ無之暑さ、

一廿九日雷雨、誠ニ大暑続候故、稲作殊之外ニ立直り、大ニ宜、併又毎日時雨之様ニ雨在之、七月十三日迄折々ふりはれニ而、大ニ六ヶ敷、余程わセ稲相出申候、此所日和ニ致度、人々願居候、

一紅花、至而不足二而、高直、品ハ上出来、両ニ貳百五、六十匁、追々貳百廿匁、買出し相濟、此間御国産方并拾人衆、御城下より相下り、所々買方、壹駄百六拾兩より百八拾兩、前代未聞之高直、南仙ハ一向無之、南仙計り一字ニ而四十駄位之様子、生糸、六十五匁壹兩位之売初め

七月十三日市

一米 九升位

貳升方引下ル

一◎ 内証六百文取引ニ而融通相成、ゆるく致候、追々

下ケ可申様子、

正金銀打ちん、弥々不下、三步半余、七分五り

十四日、十五日日和、十六日昼過時雨、十七日半雨、十八日曇り、夜雨、十九日朝迄大雨、

此節、^(晩稲)おくて稲出かけニ相成、大切之時節、去年より三十日後レ、

一紅花、壹駄貳百兩ニ成、誠ニ珍敷引上ケ、最早紅花照り可申、尤当国南仙一匁無之、奥も取集、三十駄も無之様子、出来ハ第一之雨花ニ相出、正金五十兩余之含ニ相見へ、右之直段ニ相成候、四十年來紅花商売致候而も、奥仙五十兩之買入ニ而、上方為登致候而も、利潤ニ相成候事無之、大体四十兩位定法と致居候、当国十七、八ヶ年先、盛ニ相出候時、南奥ニ而千駄程相出候時分、壹駄廿兩迄致候年在之候、例年京都遣花、貳千駄、貳千四、五百駄在之候得ハ間ニ合候事、江戸遣ひ貳・三百駄と申候、

七月十九日、昨夜より今朝迄大雨、夫より小雨、又四ツ時より雨、嵐ニ成、大嵐ニ相成候、同夜四ツ過迄弥々大嵐ニ而、当町内大水、破損等相出、大騒動致候、此近年、凶年中、年々大嵐ニ而、凶作致候所、此度嵐ハ第一番之嵐ニ而、六十七拾年ニ無之嵐、大洪水、千厩四日町川橋落、同所も町迄揚り、四日町江多く上り、家々蔵等迄相痛候、当町向裏田畑迄水上り、裏々・下町通迄大破致候、其外薄衣、黄海、大河筋大水、二日町流より水丈一尺五寸も余慶高く、依而諸作物痛、第一ハ苘、次ニ粟、^(精)かうす大ニ相痛、稲ハ

わセハよし、(早稲)中手ハ痛、(中船)おくてハ痛申間敷候と申候、誠ニ引続難義致候、

廿日晴れ、廿一日日和ニ相成候、弥々日和続、尤暑氣甚く、晩稲見事ニ出揃、廿九日迄続而宜、依之諸作立直、安心致候、

一若柳近在水かふり、佐沼迄同様、大ニ相痛候、

一氣仙郡ハ山々抜ケ、第一之大洪水、家流、人死、(有住)有主、(世田米)世田前、横田、竹駒、家拾貳、三軒流、人死拾人之余、馬八、九疋流死、入通りより高田、今泉迄、町々水の深サ五尺位、田畑悉く押たほれ、何年ニも無之洪水ニ、壱郡大騒き、大痛相成候、

大北上川筋ハ、思之外痛不足、南之方ハ嵐も雨も少し薄く、痛不足、

三本木、忠川筋大水かふり、

然ルニ七月廿一日より照ニ相成、引続き、八月十五日迄一

向雨無之、大暑、大照込、土用中より暑く、依而稲作悉く立直し、当ニも致ぬ所迄実入ニ相成、洪水之痛拾万石之見詰ハ、七万石程立戻リニ相見得候よし、其外畑作も甚宜、但大こんハむし付、かれニ相成候、莫も嵐之後照込、是もあしく、八月十六日雷雨在之、夫より冷氣ニ相成候、十五日迄之残暑ハ、卅ヶ年ニも無之残暑也、十九日、廿日雨、(式百廿日)式百十日ハ八月七日、廿日ハ十八日、一向無事、上日和、

上方筋、六月嵐在之、所々洪水、大痛、其後関東筋大洪水、大痛之由、(粟橋)繰橋辺九日程川通用留、依之、江戸表米相庭引上、上六斗位、

当年ハ漸々国方上作、関東より上方、西国筋不作ニ而、江戸米高直可相成、御国之幸ニ可相成候、

一此節より、御買米被仰出候、酒御留ニ可相成様子、

一 国方見事成上作ニ相成候間、此節米下落可仕候得共、御手形之位甚下直、御城下共ニ錢内証六百文、五十文迄取引、右ニ付米も売ニ不出ニ而、國中一統下直ニ不相成、当地ハ壱

斗位、南方壹斗三、四升、石之卷壹斗五升位、新相出壹斗七、八升、右ニ而も割合、米計下直と申事ニ候、

一葉種類、御上ニ而被仰付、江戸より御買下し、大和屋ニ而御城下問屋中江御払相成候事、併矢張高直、

一小間物も御買人為御登相成、近々荷着、御払可相成候事、

八月

一生糸、先日中御城下より下り、セリ立、御手形両ニ五十匁、四十五匁、壹箇百九十匁迄買入候所、御買人共引為登、高直買方致候段、御しかり相成、当分休、依而跡々六十匁、壹箇百五十匁より高直ニ買方仕間敷由被仰渡、御買人中休ニ成、依而此節取引なし、下落之姿ニ成、糸持人何程ツ、在之候哉、調へ書申聞候由、検断衆より御首尾在之候、全体御郡方へ御首尾在之候訳ニも無之、不分り之首尾合也、都而御国産々と御取引、諸商人甚迷惑致候事、糸取引一統休ミ居候、御上ニも札金無之由、糸も一円御買方無之候、両ニ六十匁、御直段も不分り、売人無之、破れ可申候、

右御買人之内、登米町福嶋屋七郎治殿、(致賀カ)熟賀屋と兩人、糸・紅花御買人ニ候所、取引買方振不宜、依之登米御家中、八月廿三日夜、

百三十人余、具足、戰場之装束ニ而、先備(玄能)けん(能)のふ、式番捧、三番とび口、四はん拔身、四段之備ニ而押寄、鯨波之声を揚ケ、

福七之表を打解き、次ニ羈賀やを打解き、大騒動ニ致候事、依之町方三拾組罷詰、制し振致候得共、家中之面々嚴重之(装束)装束ニ而押寄、備候ニ付、恐れ引取候、式軒計リニ而一字引取、誰とも証人無之相成候、向々より御披露相成、追而御吟味可相成様子、近頃之珍事ニ御座候、追々御国制も御吟味可有之と申候、

九月

此節、四枚壹歩申程ニ相成候得共、兎角(富貴)富(貴)成者計り大痛ニ候故、壹貫五百文銭ニ而も騒動ニ相成不申、是迄過し申候、此頃御城下之正金銀、式万兩程下り候由ニ而、打ちんも式、三匁落候よし、

十月初迄ニ、正金銀、御他領より米買金御注文ニ而、廿拾八駄程相下り、南方へも三、四分通り御買金相渡り、御城下へ追々日々々々打銀下直ニ成、廿八匁位取替、正金壹歩ニ御手形式歩分、十三匁ニ成、又廿五匁迄、

◎も七百文ニ成、依而諸品売氣、くり綿廿四、五匁ニ落、蠟も下落ニ成、

一米貳升 御蔵米貳歩ト貳百文

一生糸御買人之義も、御吟味替り、十人衆も止め、御用御召糸御買方計り、六拾固^箇、右之分計り田中屋勝之助、其外ハ御国中、伊達大石大橋儀左衛門殿より、金三千両調達致、壹人買方申下シ、受人と相成、買方致候事ニ相成候、未当地へ買方参り不申候、何レニ下直之直段ニ相成候様子、此節真綿も一向買人無之、若柳高市も諸品三、四双倍高直、真綿者下直、上ニ而九十匁位、九五迄、生糸ハ正金五十兩位之含、

御手形百五十兩位、御手形望人多ニ相成、正銀ハ下直ニ相

成候事、

商売物ニハ、大ニ損徳在之候、

当秋日和続、作取仕舞甚宜、併此辺ハ、秋中之様子より稲不出、大豆も不作、未米下直ニ不相成、
十月十三日
当地壹斗壹升位取引、不足、

正金壹歩ニ、御手形式歩迄上ル、

御城下より隣国江、御手形買相廻り候、

一十月中旬、未・申ノ間江、暮六ツ過大成星相出、見居候内ニ、段々しツくと下り、五ツ時迄之内ニ下り、不見得、名成星、四・五夜も相出候哉、後ニハ不出、

一上方より、西国筋いろく、変事在之由相聞へ、実事未知、

一十月廿三日市、米至而不出、

一玄米 九升迄

一生糸・真綿、買人一円無之、何程下落と申、難計、

廿三日朝迄雨、一向雪無之、暖キ、

十一月廿四日大ニ暖氣、廿五日朝暖氣ニ而、大ニ曇り、さら

先月廿六日之嵐ニ而、船々数多難船、

く小雨、四ツ時より雨、暮六ツ時より風立、夜半過より

大嵐、廿六日昼夜引通大嵐、家々破損、屋根等大ニ損し、

九州大地震、津浪、出火ニ而、三ヶ国ニ而夥敷人死、田畑

同夜弥引通、嵐強く、廿七日朝迄、四ツ晴、雨ハ七月十九

痛、

日之嵐より少不足ニ候得共、風者強し、当年三ヶ度之大嵐、

稀成嵐、南方稲多く流し、御役人御見分ニ而、揚り候分高

十一月廿三日市、一向此間不盛、

割成、

去年ハ莫人々買進、高直、今年ハ一向買人無之、未売不申

御城下同様、大橋計り漸々残り、其外橋々一字流落、

候、御手形打下落、尤莫高直故不売、当年下直之含ニ而不

売、夫故町不盛、物々不売、然ルニ、

今年者、十月中如春之、

札、先月十五、六匁之打ニ候所、此間高直ニ相成、廿五匁

十一月八日迄甚暖氣、大根十月廿日過よりつみ候へとも、

位、式切七、八分ニ成、

暖氣ニ而、追々朽申候、

生糸も、此間ニ相成、買人少々ツ、相出、内証取引、札百

四十兩、百四、五十兩迄之含、正金ニ而五十三、五兩、

十一月十日俄ニ初雪、九日大ニ寒く、十日雪ニ相成候、

追々引立候様子成、

又中旬暖氣ニ而、折々雨、

一米 新一向相出不申候、高直、壺斗式升位、

一大豆 三步位

十一月廿二日夜、稲妻在、雨、

一① 六百文 緩々取引、

御城下ハ七百文より、此間八百文位、

且而御手入無之、御構無之候、

一真綿 買人無之下落、百廿匁位より下百三四十匁

一繰綿 御城下ニ而拾七両迄下落之所、此間廿兩ニ成、

一蠟 地はせ蠟も相応ニ相出、下落、

一糸わた 札沓歩ニ

御城下百三十匁、当地八百拾匁、

又引上ケ、当地百匁ニ成、

一迫表 式枚沓歩之所、此節式枚七分位、

一新紙 下落之風ニ候所、弥々高直、上式速^米五帖より、次

三速^米沓歩、四速^米迄、

一大方 四帖沓歩位、誠ニ高直、

十一月廿四日、俄ニ寒、相応之雪、廿五日日和、同廿八日

冬至、寒氣ニ相成候、

十二月朔日曇り、二日寒氣、雪ニ成、

十三日大寒ニ成、尤寒氣ニ成、併雪不足、

新米仕出不申候、市中出来無之、尤脱石役人大勢嚴敷向、

参り不申候、

沓斗式升、

一塩、誠ニ不足、塩場仕出不申候、御取行不宜、煮方出来不

申候、沓俵ニ付式斗無之、沓斗八、九升入式歩位、南之方

式歩式朱、三步式朱位迄、大ニ騒き申候、最上辺より買出

し、此間石之卷江、江戸より沓艘入着之由、御城下、在々

共ニ塩不足ニ相成、甚難義ニ相成候事、

一一季下人不足、尤御手形ニ而諸品高直ニ付、大ニ高金ニ申候

ニ付、所々吟味致候得共、中人ニ而五兩式、三分、上廿五、

六切より廿七、八切迄、黄海辺三十五切位迄、依之五人ハ

三、四人、三人ハ式人、沓人と申様、主人ノ抱人不足ニ

致候、

諸職人、三日沓歩より四日、五日沓歩、

一御郡方御相庭

一米 廿四切半

一大豆 廿沓切

右者大ニ下直ニ被立下候事、廿七、八切ニも可相成ニ、所
安く相成、

御地頭様方ハ百五十兩程違候由、廿五切之御取立、

当時当町御用達中、御台所御用金御貸上、

御代官様御受合ニ付、如此、

十二月初より売立

新莫下直ニ成、下六貫匁より初、追々買人出、五貫匁、四

貫匁と相成候、至而薄葉、尤夏高余慶無之、寒氣も此近年

ニ而ハ強し、

米至而不出ニ而、高直、

大豆ハ三切位ニ候所、今年塩誠以無之、近国より密々買越、

売候事、依而大豆買人不足ニ而、下落ニ相成、式切七分位、

十二月廿七日昼四ツ時大地震、併別而痛無之候、

登米船場渡し上而、船川中上而地震、馬四疋、人拾壺人埋

ま、川入死ス、痛入候、うそ

此間八日々雪ふり、余慶ニハ無之候、

廿八日市、何方も不盛、尤万物御手形ニ而、法外之高直、
不商ひ、不売、

一肴類 一向ニ無之、誠ニ高直、商人休ミ、

一米 壹斗式升五合

一大豆 式切八分

一錢 六百五拾文迄

正銀之打、式枚半壹歩位、当分すわり、

万物不足、高直ニ而、年始物ニ致候品無之、莫計り安く、

三十本之下ノ莫ハ廿文位当ル、

廿八日より廿九日暖氣ニ而、大晦日より大ニ寒し、尤雪

も可相成様子、右ニ付一統迷惑、此節漸々表向之取引ニ相成申事、併五、六分通り外、表向相成間敷、散乱致候、三枚壹歩之勘定ニ而、百六十兩位、

天保十二丑年

正月元日日和、嚴寒、尤寒中ニ而、甚嚴寒也、近年無之寒氣、

同七日日和、然ルニ日輪三体相出候事、珍敷事ニ候、大古

折々在之物か

式体、三体と出給へ候時在之候、ためし見可申事、併其辺

もふくとして雲在、何レ日影、（御来光）ごらへこふと申物之類ニ

も可有也、人皇六十六代承祚（永祚）元八月廿三日、其後七十五代

保延元十二月五日、何レも日輪御三体出ルと在之候、

一正金銀打、御城下表引上、此節三拾匁より三十式匁迄、当

地も三枚壹歩と相成、依而生糸買人追々相出、札百六拾五

両迄、正金ニ而五拾三兩位、

上方直段随分宜、七十兩位之取引ニも在之候へとも、国方

ハ御上様へ正銀壹箇ニ拾式兩式歩、切替差上候訳ニ付、表

向之直段者五十三兩位、御切替金無之候得者、六十五兩ニ

一当正月之寒氣、三拾年已来之寒氣、北之方大雪、不通用、大川も渡り候所在之候、

十四・五貫め 六太壹歩

一炭 薪

当地十五、六貫め

御領内一統右之通、

南方湯屋休ニ相成候、

殊之外高直、

正月廿七日大ニ暖（暖ミ）ミ、大雨、北方ハ近年無之大雪ニ而、未

夕馬不通用、

閏正月元日、至而少キ、門松相立候、三日、五日、七日位立、不同、

御城下正金打、江戸為替、御上江戸御蔵渡五十日見詰ニ而拾六匁、六仲間之為登金迎も、御蔵方渡し金間ニ合不申候

ニ付、御指留ニ相成、五十日為替依而破れ候ニ付、打銀又引上、三十

匁より三十五匁ニ成、俄ニ三枚五分、壹歩引上、正金望多
く相成、依繰綿又引上、生糸も又引上、此節百廿拾兩(引替)よ
り百八拾兩ニ相成候、

繰綿廿五、六兩ニ成候よし、

此所五兩位引上

出入司挽地(引地)九右衛門様、大坂表金主方ニ而御登之事、

御奉行柴田佐戸様、江戸迄御登之由、(芝多佐渡)

正銀打三十式、三匁位、度々高下、生糸正銀六十兩位ニ成、

閏正月中旬、表向取引ニ而ハ、壹箇ニ正金五兩分、御切替

ニまけ被下候由、

此節、糸もあらく売払ニ相成候事、

真綿ハ不売ニ而、未夕残り多し、

閏正月廿六日大雪、日(彼岸)かんニ入候、此間毎日不天氣、

一 京都年始ニ、紅花壹駄ニ付、既上物百兩、百五兩位迄売候

よし、是ハ三十年來無之直段ニ而、実事不分り、近年国方

糸・紅花、都而産物御上掛リニ相成、尤正金御切替ニ而、
為登方一統止居、上方通用休ニ相成候故、時々之文通相絶、
夫故呼出ニ而も可有之、併全体高直之事也、珍敷直段ニ候、
近年国方之紅花至而不足、南部共ニ三、四十駄外相出不申
候、南仙ハ百駄も相出可申由、尤去年高直、

二月朔日、二日大雪、

菓種類大高直、尤唐物ハ殊ニ大高直、

一 唐大黄金銀四十七匁 追々上ル

札百七十匁

一 黄今ハ中高直、札五十匁位、

一 甘草 六十匁、金銀廿匁位、

一 海人草メ札五百匁より四百匁、

一 巴豆 壹兩ニ付廿四匁

一 輕粉 壹箱 百匁位

一 唐木香 百五十匁

一 兵郎子(濱椰子) 百三十匁位

一 水銀 兩テ十八匁

一 白手紛(縮砂カ)のふ 兩七十匁

一 広東人(入參) 壹歩二三匁

一 蘇朮 廿四匁

一 生姜 十八匁五分

一 連朮(連翹) 百拾匁

一 唐呉朱萸 酢棗仁

一 何レも大高直、其外右ニ順し高直、

閏正月末、又銀引上、三十七、八匁ニ成、度々狂ひ、高下、

時相庭掛合セ、三かけ、三三かけ、三五、三八と申様取

引、依而当地三枚見詰之直入致候、

正金かし分、

三月廿二日、屋形様御登り、依而正銀打弥高直、当時四拾

匁より四十式匁、三枚八分位迄、

一 薬種、唐物不足之分、大坂・江戸高直ニ而、唐大黃一斤札

テ式百五、六拾匁、巴豆兩テ五十匁、唐木香式百拾匁、

(連翹) 連朮百廿匁、甘草百匁、

一 くり綿も廿六、七兩、壹歩ニ九十匁位、

一 銭も高直、御城下ニ而六百文より三十文、

当時も此節外々共ニ三十文程上ル、六百三十文より六百文、

一米 壹斗壹式升

一大豆 式歩七八分

一 茯苓一円なし、壹貫目テ三十五匁位、

一 萸、当年国方至而不売候得共、正銀打之為、御城下衆註文

ニ而為登、向買入ニ付高直、

新下 廿六、七切

一刻壹駄 早春三兩より、此節四兩、

御隠居大御所様

一 將軍様御葬式、二月十九日より、廿一日迄上野江御入、江

戸三日之間、一円表戸さし申候由申来候、御普請并諸事夥

敷事也、

一 生糸、京都并伊達大ニ下落、五十三、四兩取引、当地残糸

買入なし、併札下値ニ候へ共、百八、九十兩位之物、稀ニ
残り存、

一当地辺一統馬高直、壹疋ニ而安馬十疋、三兩より廿兩位、

四月朔日より大ニ暑、同八日殊之外暑く、一向雨無之、十
八日朝大ニ寒く相成候、十九日初田植始る、同日寒し、夫
より毎日東風、寒く、毎日曇り、尤折々雷勢ニ而不天氣、
冷氣ニ相成、廿六日より少々暖氣、未日和ニ不相成、雨天、

先達而より

疱瘡所々相出候、此間中、此節不氣候ニ而、疫病所々相出
候、蚕今年ハ夥敷一統ニ行ひ候所、此冷氣ニ而、少し相痛
候、今年之麦作不宜候所、此間中直り申候、

一浜方不漁、しひ一向ニ不取、初しひ少々、兩度相出候外、

一向ニ不取候、諸着不漁、当町大しひ壹本十八切迄、

一御城下表御銀主方、大坂銀主炭屋彦五郎方相弁候由申来候

ニ付、御城下打賃下落、三十匁と落候所、未正銀参り不申

故、又々打引上、当時三枚五分位ニ相成候、

一 鑄せん吹方、此節休ニ相成候、御公義より御手入之由、鑄
せん取組之者損金ニ成、

一 錢相庭、御城下・石之巻 六百五十文

一 当地六百文

一 桑高直、尤田植前ニ而不出、壹歩ニ六貫匁より八貫め、

一 荒所起返り方、并百姓御取立之御吟味相成候事、

一 一昨年、昨年と御貸上相成候金子、可被返下候所、調達金
御進被相成、(カ)以下記載なし 当時杯

五月朔日日和、此節漸々田植相片付候、

調達方、御領内一統夥敷、御進望次第、金次第、志願御免
之事、

当町も、組抜中夫々調達、手前之義、組抜之御進嚴敷御

進、御談ニ候得共、組抜相望不申候、御免可被申候、依而甚八親方名代ニ相頼、千厩勇五郎セ話致、式百両調達為被仕候様申上候而相濟、志願一向何も望無御座申上候、村々一統、専ら御吟味被仰付候、誠ニ年々之事ニ而、一統大ニ相痛候、札御取上之御吟味ニ候哉、非常之御取行ひ、甚殆と難義致候事、巳年より当丑年迄九ヶ年之間、御貸上調達年々也、組抜多く出、其外色々在、

一五月五日朝曇り、日和ニ成、薄曇り、日影大ニ赤く、夜月之色共々大ニ赤く成、

一江戸表も、薬物并太物大ニ引上候事、

一生糸下落ニ相成候

一此節桑高直

一老歩ニ五貫匁位迄

五月八日、最早最中、桑出不足ニ而、朝市在買、又ハ入桑、六、七貫め、七貫め位、

扱、四月中旬より不気候、毎日東風、五月ニ相成候而も、冷気勝、曇り、おり／＼きり雨、五月七日、八日少風直り、暖気ニ成、四月初之暑氣、此節と跡先ニ相成候、麦ハ直り能成候得共、田作引立兼候、

一御城下表、大坂銀主も吟味中ニ而、未金不參候ニ付、弥々打ちん引上、当時四十式匁五分、

一毎日曇り又ハ雨ふり(五月十一日)甲子ノ日も雨ふり、(十三日)寅もふり、弥々雨天ニ而、又々凶作ニも相成哉と、既騒き可申之所、十七日より日和、雷勢、十八日日和ニ成、大ニ暑く相成申、廿二日迄続、大暑ニ成、一統安心、

一江戸江、庄内之百姓共三百人程相登、公義江願相出候よし、庄内酒井様御国替被仰付候ニ付如此、仙台岩手山江(岩出山)も此間參候由、

六月朔日曇り、二日土用ニ入曇り、又はれる、弥々大暑氣、十方暮同二日より初、近年ニ無之暑氣、諸作甚進ミ、十五、

六日頃より稲も相出可申様子、近年無之尺取、六月中より
稲出払可申候、六月十二日より相出申候、

一 麦打一統極る、至而不宜、六分通り之作、

人不足ニ而、日用大ニ高直、百五十文より百七十文、四人
壹歩、三人壹歩、

御城下、大坂銀主も未不極、江戸五十日為御登金、三月分
より一向不渡りニ而、御城下一統大ニ困り、弥々打ちん引
上、四枚壹歩位ニ成、

一 まゆ追々買人相出、此節迄売申候、大壹升式切八分迄、
五、六十匁見当、去年者まゆ不作、半高位、

一 紅花、両ニ式百匁より百八十匁、至而不作、不足、尤照花、
然ル所、早場より南仙も不足、最上も照花不宜候ニ付、上
物最上も六十兩位、依之、最上中参り、

当地花、札式百式三十兩より四十兩、式百五十兩迄、正金

六十五、七兩、珍敷直段、利潤ニ相成候、

糸も損金ニ不相成、此節札者両ニ四十七、八匁、四十六匁
位、両品共々諸国不足故、如此、

御城下表、江戸為替御渡し無之、御城下一統難渋、打ちん
弥々高直、三枚八、九分、打計リハ四十式、三匁、

大坂銀主相下り候ニ付、此間塩釜、石之巻より(浦谷)桶谷辺、奥
伊澤中(中尊寺)尊辺、岩谷堂迄為一見之、御役人被相添、御連被成
置候由、御領内之広遠見セ候上、御取組ニ相成候由、噂い
たし候、此節ハ誠ニ御行当り之由、江戸御上符中、(御上符)御月割
も御備ひ不相成候由、

一 御公義ニ而も、御役替多、御町奉行様御シクシリ、新御町
御奉行矢部左近将監様、御高名之御仁物ニ相聞へ申し候、
庄内酒井様御国替も止、御預りニ相聞へ候事、

一 江戸表并三ヶ之津一統、町家ちりめん・絹布類嚴重御停止

被相留候御触之事、武家方共、近年奢ニ長し候ニ付、嚴敷被仰渡之事、

麦 壹切八分位、

七月三日相庭、右之通、

一先達而中出穂ニ相及、冷氣在之候ニ付、少し延引ニ相成、又日和、天氣、折々雨在之ニ而、稲相出、七月七日晴曇リ、八分通り出穂と相聞へ候、盆前ニ安堵相成候、水不足、又ハ行届兼候分ハ、多く荒候事ニ候得共、相応之作と相成可申候、何分人不足、日用高直ニ而ハ、甚敷一統難渋いたし候、

凶年中、度々拝借致候千厩御蔵粉麦拝借人共ハ、死亡多く、助り候者も在之、一統ならし御割合ニ而、小人壹人ニ付、当夏より麦式升ツ、相納候様御割付相成候、拝借不仕候者、相納候様ニ而、誠ニつまらぬ事ニ候、相応成者ハ、前後何時も貧人江当行へ候事、冬ニ相成候得ハ、粉式升ツ、相納候事、十ヶ年相納候様被仰渡候事、

御領内一統ハ、古今無類之成行ニ而、諸品高直、御政事共ニ可申様無之世の中、此節ニ而ハ、米穀類と御手形計り安く相成候、南通りハ、麦之かり方、日用高直ニ而間ニ合不申候、只呉之所も多く相聞へ申候、壹俵御手形ハ、九分、壹歩と申事ニ而ハ、三日壹歩、式日壹歩之人ニ而ハ、尤之事ニ候、

一石之巻船、凶年後至而不足ニ而、御穀積方尺取不申候、江戸表為替金御遣金相渡り不申候、御城下一統大ニ難義ニ御座候、

一盆後ニ相成、折々雨しけく、菫も見直り候得共、余り雨勝ニ而、八月日(彼岸)かん中迄ふり、依而菫も不宜候、諸作物、嵐無之秋ニ候得共、不天氣ニ而、田畑之働相成不申候、思之外取納不宜候様也、上作と申ニも無之候、

一米も、式斗四、五升、追々下ケル、
当町杯ハ、壹斗四升位、

一 紅花も、諸国一統不足ニ而、弥氣配能、京ニ而百兩位之由
相聞へ申候、

一 糸も不足之由、当分引続、落不申候、札四十五、六匁、壹
箇式百兩位、当地之取引、御国産方嚴敷候得共、最上参り
ニ而、夥敷拔糸ニ相成候、

一 葉種、唐物類、唐船渡り不足ニ而、弥高直、殊ニ当国ハ御
手形弥下直ニ而、四枚壹歩之見詰ニ、誠以高直成事、前代
未聞之直段、

盆相庭

唐大黃 式百五拾匁 唐黄芩 五百匁

一 広東人參 兩テ四十匁より三十匁

一 (御種人參)種人 兩 拾八匁位

一 唐木香 式百廿匁 (檳榔子)兵郎子 同直

一 (色豆)ハツ 兩六十匁 輕粉 兩四十匁

一 水銀 三十匁

一 白手紛のふ 兩百匁 甘草百拾匁

一 海人草七八百匁

右ニ順し、余品も高直、和菓も同様、

一 町会所為御替金、江戸江一向ニ御渡し金無之、商人中大ニ
難義、迷惑ニ相成候、右ニ付、正銀打引上、四枚式分位迄
上り申候、手前ニ而も糸式箇分難渋相成候、

一 屋形様御事、六月中より御大病、江戸表ニ而、七月廿四日
終ニ御卒去被遊候由、鳴物御触八月四日夜当町江参候事、
登米より被 中將之御位為入候屋形様ニ而、未御壮年、御廿五・六ニ
而、御痛わ敷、御不運之殿様ニ而、凶年中より此節迄、無
類御難渋ニ而、御難義被遊候事、御代次 先屋形様之御子
様ニ而、則筑前守様と奉称、去冬京都近衛内大臣様より姫
君様御輿入、併若殿様、てんかんの御病も在之由、誠ニ御
代数近く、困り候事、御金遣多、下々難義、

八月九日 (彼岸)日かんに中日、同十一日漸々快晴ニ相成候、此間
少々日和続、夫より又々長雨、九月中不天氣ニ而、秋揚ヶ
甚不宜、麦蒔、稲かり、尺取不申候、九月中極り不申候、
尤当年之作不宜、六、七分之作、都而不宜、日用、日手間

ちん計り、人不足ニ付、殊ニ高直、

御手形も四枚壹歩、御城下ハ四枚式分迄落、錢弥々高直、
五百七十文、追々紅花も落、式百廿兩位、

一生糸、最初ハ望人多ニ而、札両ニ四十五匁迄、八月より買
人無之、九月中売不申候、

公義より、絹布類御留ニ付、殊ニ糸・紅下落、御城下も□
大ニ下落、当時一円不売、百八、九十兩位、

一浜方鱈并鰯、いわし、一円ニ魚漁事無之、無類之事ニ候、
鱈ふし札壹歩ニ八ふし、拾ふし之取引、粕ハ壹俵壹両ツ、

一迫表壹歩ニ壹枚四、五分
壹枚六分迄

一葉種類弥々高直、無申計候、

御手形下落、四枚式分、一統ニ右之割合ニ而、内証通用、
正金壹歩也

錢、御城下ニ而引上ル、

鑄せん御休ニ相成候事ニ付、

十月より、札壹歩ニ五百四、五十、十一月五百文ツ、
他国ニ而、春中取不申候所、秋ニ成、他国ニ而取候事、当地
ハ六百文通用、

紅花并生糸、景氣ニ成、

残花 札式百三十兩より四十兩迄、

糸 式百兩より式百廿兩

清水川口 (志津川) 兩三十五匁

津谷口 式百三十七兩迄

伊達 正金上七十兩余

並物六十四、五兩

五十年ニも無之上直段、

御城下鱈ふし、札壹歩ニ四ツ、五ツ、

地方ニ而七ツ位、

一葉種、唐物一体不足ニ付、上方共ニ高直、当地ハ殊ニ御手

形四枚式分之わり掛、當時人參之類高直、

御種 壹歩ニ式匁五分三匁

広東 両四十匁位

ハツ(世豆) 両六十匁 輕粉箱 銀百六十匁

一当年之作、六分位、

十一月ニ相成候而も米不足、

当地 壹斗式升位

一大豆 式切式分位

是ハ下直

一小ツ 式切半位

一糸わた 札壹歩ニ六十匁

一千草から 壹両位

三歩半

何ニ不寄、法外之高直ニ而、前代未聞、天下ニ無之直段、

取引人不足ニ而、日用代高く、駄ちん代ハ馬不足、殊之外

高く、至而不通用、職人ハ三人壹歩、都而右之風ニ而、誠ニ

ふしきニ立統候、後世可恐、後之人能々勘察可有之、御貸

上調達ハ、年々御政事小御政事ハ誠ニ不宣、諸役人ハ錢取

ニ計走り、乱世之節同様也、

一十月十三日より十四日、西道中筋大雪、通用不成、悪路

也、誠ニ秋より十月迄不天氣続、十一月日和在之、十日冬

至ニ成、此節雪不足、春中疱瘡、又秋より冬至、此節流行、

節あしく、犀角、人參、鹿茸(鹿耳)、毎日売申候、鹿茸(鹿耳)兩ニテ札

三十六匁、四十匁、犀角ハ別而不高、壹分札五匁九分売申候、

引続(緒)かうす不作、

料紙、上式速壹歩、鉄不足ニ而、壹歩ニ六百目位、式本式、

三分、一寸五分釘至而あしく、百五十位、都而下直成世ニ

ハ、料紙等ハ買置可申事、綿・木綿之類同様之事、葉種類

も下直成時分買置可申候事、

田地之買置ハ、必無用也、

山者、随分やつかい無之、宜、

十二月朔日、雪不足ニ而、寒氣甚敷、冬至より緩ミ無之候、

式・三日先ニ相応之雪、

一 御城下正金之打、弥々引上り、六拾七匁位、最早五枚壹歩
二 相成候気配ニ而、正切替人多く、店々品物売不申候、小
売計り申来候、◎四百五十位、売人無之、四百八十文さし
引、

当地六百文、売人無之、脇々五百五十文と申事ニ候、

一米不足、是も引メ申候、

一生糸 貳百三十兩と相成、残り少々在之分売不申候、四

拾兩ニ者可相成候、

一下人 中人三十四、五切より十兩ニ而、未夕極り不申候、

追々十壹兩、十貳兩位、上人也、

十二月三日

一 南方、御買米相成候所ニ、御金無之、御延金ニ而、市中抜

売ニ而、追々米出石致候、当町相庭、

一米 壹斗壹升ニ候所、

十三日より緩ミ、買人不足、壹斗壹升五合 糯九升位

大豆 貳切三分位、安キ方、

一 銭 五百五十文 差引計り

一生糸 貳百四十兩迄

御城下□少々緩ミ、打ちんも少々下ル、

一 綿 壹歩ニ六十匁、当時直段、

御城下四十兩前後之由、

一 江戸相場 百三十兩と申参候、

一米 八斗位

一 北下形新葉 壹歩ニ三貫五百目位より三貫目

一下刻 四兩壹歩位

×

一 御郡方御貸上ニ無之、御手伝金東山南北へ三千兩也、

此度ハ一統江割合、人頭ニ壹切半位、御上ニ而ハ、御越年

金も不被為在候由、ことく御難渋、無申計候、下々御

領内一統之難義、前代未聞之世から也、

一 太物類殊之外高直ニ而、手拭も既ニ貳朱と申様、たひ壹歩

已上ニ而、衣類等買可申様無之、地木綿地布、大ニ流行出

来申候、染屋大繁昌也、

一 御郡相庭之事

一米 三拾三切三分

一大ツ (大豆) 廿壹切

ノ 肝入所御取都代直 壹貫五十文

近年御手形ニ相成、金銘之土地ハ誠ニ宜、砂子田村ハ只取
と申程ニ候、外ニハ高持程難義、穀銘之所、(散田)算田ハ上納ニ
間ニ合不申候、作り人無之、人高直ニ而、一季八十兩余也、
依而田地、畑者殊荒申候、

一 京都表、紅花不足ニ而高直、壹駄上物正金百兩位余も在、
中八、九十兩、

一 生糸上々、百兩位より八、九十兩迄、

生糸、春三・四月ニ成、当地より御城下

札 百六十兩より七十兩位

右ハ損金ニ相成候由

天保一三年（一八四二）

一糸わた 壹歩ニ五十五匁ニ成、

一◎ 御城下ハ五百文

当地ハ 五百八十文

氣仙沼辺 六百文

□手形下落ニ而、物々弥々高直ニ相成候事、

天保十三寅年

正月元日、別条無之候、

同廿五日之夜五ツ時、南之方へ赤キ星、如柱式本、ほふき星ニも無之相立候、無程も消る、

御城下ニ而、白石大方壹歩ニ式帖より式帖式三分、杉原壹帖五分、

小みの紙 三帖五分

小下厚紙 壹歩三百三、四十匁

当地料紙 壹速八分より

中 式速式、三分

一御城下正銀之打上、四枚五・六分、二月ニ成、四枚八分位ニ進、

一鶴ヶ岡様より、御為替金御取組、酒田ノ本馬（本間）より三万両、

御手前様ニ而御借受、米ニ而江戸表御渡上候分、二月初ニ御城下へ右金参候、

一江戸表新將軍様、御才発ニ被為渡候而、色々御法替、御役替、色々在之、

当五月、当新屋形様御入部相成候由被仰出候事、

一江戸都而之問屋、メ買、メ売ニ而、自然高直と御吟味被仰出、問屋株被召上、都而勝手ニ商売致候様御触被仰出候事、

一生糸 壹筒札式百五十両ニ相成候事、

一江相庭（江戸） 米 上七、八斗より

仙台 壺石位
大ツ(大豆) 壺石壺斗

当地二月相庭

一米 壺斗式、三升

大ツ(大豆) 式切五分位

一小麦 三切五分

一塩 三切位ニ成

一鉄 七百目位

誠ニ不足、高直、

一大麦 三切

二月三日、当町初午相当候ニ付、為御祈祷、竹駒明神宮御
巡行、其供歩先陣、後陣行列俄致候事、

氣仙沼ニハ、相応之祭相出候、

当日天氣甚宜、

同三月、江戸表殊之外町家へ御手入嚴重、都而諸品下直、
木綿類ニ而も高直之品相用申間敷、其外町々地面持、貸店、

宿先御入手、湯屋、髮結ちん等迄直下、仕出屋、茶屋、遊
所芝居迄御取放也、遊所ハ吉原計り被相免、同所へ一字引
越可申由、無左ハ、渡世見替可申、芸者共、揚弓、茶見世
共ニ被相留、町家一円木綿籠服と相成、誠ニ田舎同様ニ相
成、至而不景氣ニ相成候事、近年之仙台同様と申事ニ候、

一当屋形様、五月五日御入国、此御近代御檢約(檢約)ニ而、御同勢
被相減候所、此度ハ御前之御思召ニ而、御同勢御増、御鉄
炮より五拾挺ツ、五拾万石之御身持ニ而御入部、御機嫌
能御着被遊候、右之訳ニ而、拝見之人、江戸表も夥敷、道
中共ニ道筋寸地之空地なく、御国元在々、田植之節ニ候へ
とも、夥敷相登り、御城下ハ大ニ賑々敷相成候事、

一当地辺之田植、四月廿六日より初、南方ハ五月七日頃より
そろく相初り候、日用、日手間人無之、札壺歩ニ三人、
式人五分位、

南方、米壺歩ニ式斗四、五升、
右之通下直ニ而、人高直、甚難渋、仕付行届兼、余リ申候、

御城下正銀折、高直ニ而、五枚五分まで引メ申候所、御入部頃より引下候、五枚式分迄、物々右之勘定ニ而、大ニ高直、銭在々ハ五百文、御城下ハ四百八十文取行、

道中殊之外駄賃せん高直、無申計候、

一大坂銀主炭屋彦五郎殿相下り候、為御馳走、石之巻より奥筋中尊寺迄、上下三拾人程御役人様御案内ニ而、御入部前相下り、五月四日御城下へ帰宿相成候、是も本之銀主之無之候、

一此度御備金被相立、無余義他国遣等相用候分、正銀御引替分、前々之札江、裏切新ニ御張増ニ而被相渡、両替所ニて御引替、追々御備金被相立候次第、跡々裏切御張被相渡候段、御城下・在々江被仰渡、右之御手本、御城下御用達中より在々商人中江、町々壹、式軒ツ、江、壹歩札、式朱札、壹枚ツ、被相渡、手前へも参候事、此度之分ハ、正銀御替相成候へハ、壹歩ニ相成候得共、外ハ市中成行ニ而、当分五枚式、三分取引、追々正銀金御蔵方御見詰、御備金相立

次第、御切替之訳ニ而、下落之札も追々景氣付可申や、当分ニ而ハ難計候、

一当春ハ、石之巻江他国之船々数拾艘入津、大ニ同所ハ景氣、金錢相廻り、賑々敷事ニ相成候、

一大坂銀主炭屋御取組ニ相成候而も、当分御上御用金計リニ而、中々売道、国中之融通金迄ハ切替相成不申、近頃ニハ在々ニ而、正金銀通用相成見詰無之より、三ヶ津共ニ江戸より御制禁嚴重被仰渡、きぬ紬共ニ被相留候ニ付、糸・紅花・絹布之類不捌、不景氣之由、仙台春呉も、江戸表登之分一向仕切不相成由、然ニ当年、伊達郡三月より四月迄之大霜在之、桑葉一円と申程ニ焼痛、蚕場さつはり捨りと申候所、当国方も同様、霜ニ而痛、所々桑無之、蚕止候所多ク、此辺ハ随分不当候所多、併全体ニ、昨年蚕之種不足、尤作方ニ蚕当年ハ至而不足、殊ニ又去年之種ニ、式度子と申在之、柳津、^(登米)谷米、所々大ニ痛、去年之半高外無之由相聞へ申候、高直之氣配ニ罷在候、当地之義ハ、依之桑沢山ニ而、追々下落、札壹歩ニ二十五、六貫めより十七、八貫、

廿貫匁位迄、当り候者ハ、桑下直ニ而、まゆ高直之含ニ而、大ニ勝利ニ相成候、蚕之作当り、不当り、大ニ不当、

一 氣候之義、二月暖氣、三月ハ殊之外暖氣、四月五月冷氣、今日五月廿三日朝大ニ冷しく、至而不相当之氣候、尤快晴成日不足、役日々々ニ雨ふり、今年無^(覺束)覺速年と考ひ居候、

一 当年、紅花夥敷蒔付申候、

一 麦ハ、至而不作之年柄ニ候、

一 当春浜方、赤魚并しひ之漁事一円無之、誠以奇妙成年、近年ハ一向ニ不漁、先年とハ大違之事ニ候、大綱之場大損金ニ成、

一 まゆ、思之外高直ニ相成候、大壺升、壺両より三步七、八分、追々上壺両余ニ成、壺箇ハ弐百廿兩位之上リニ相見へ申候、伊達大違之見詰ニ而高直、併公義之御触嚴重ニ而、絹紬并綿布ニ而も、高直之品不相成、都而嚴敷、万物下直、

細かニ御手入相成、三ヶ津大不景氣、江戸も在々同様ニ相成候由、依之、糸・紅花も如何可相成哉、難計物ニ候、

一 五月十日過より雨しけく、同末より六月七日迄、毎日々々、夜々大雨、麦半高かる候得共、一統ニ不作之上、痛、常より三ヶ壺とも取納不相成様子、田作ハ当分迄ハ宜候得とも、是より日和ニ不相成候而ハ、又々凶年ニも可相成か、騒き可申、

六月八日、雷神様精進相触候事、併暑ハ相応

六月八日市 曇り、冷氣、東風不直候、日和祈り申候

一米 壺斗壺歩

一 錢 五百文 同

一 わりせん 三百文位

一 正銀引替ハ五枚五分位

御城下取引

一〇 四百五十文

十式、三日より十五日迄日和続、尤大暑ニ相成、一統悦び、

麦打方相初り候所、同十三日夜土用初ふしニ成、十六日より曇り、十七日冷氣ニ成、十八日、十九日同様、さら／＼雨、冷氣、同夜五ツ大地震震度、此間ニ無之候、

一御公義御政事、追々嚴重ニ而、諸品取扱振、直段江御手入相成、京、大坂、江戸表共甚敷、大坂○持分限町人共之内、鴻ノ池杯其外四・五人、江戸表へ御引下シ、江戸表本宅ニ致、大坂ハ出店と致、関東へ家内相下候様被仰付、江戸表ニ而屋敷御見立相成候由之事、町家大騒之由、

一江戸表葺問屋より申来候、

国符館葺之類、并ニ其外諸国葉、刻、三割下商売仕候様被仰渡候由、此節仙台葺沢山ニ入津仕候得共、不売ニ而、困仕候由、当分積付不仕、地払ニ仕候方可然と、指留之様申来候事、

大坂より江戸表へ、メ粕・干か之類、八割下リニ商売致候様被仰渡、一統損金ニ相成候間、江戸表之積方見合具候由申来候段、江戸より申来候、

東山為登之葺も、一統損金物可相成候、

一糸・紅花共ニ、上方取引休、大下落、持合分大損金、伊達之古糸数拾駄在之、両式百四十匁之割ニ而、買人無之候よし、依而当地之まゆ之買方、甚高直ニ而、損金可相成様子、札一両ニ四十五匁、四十匁位之上り、

一新紅花出来候得共、上方大下落、不印ニ付、一円買人相出不申、見合居申、尤当年ハ近年ニ無之大荷之由、奥方式百駄余と申事ニ候、

一糸・紅花取引之義、御城下拾人衆之持ニて、紛乱無之様、御通帳ニ而附渡、其所々々之役付首尾相受候様、御判肝入方へ相渡り、商人共江被相渡候、全体御表方ニ無之故、一統之御触と申事無之、御内事方御行ひニ而、一統江御触無之、不行届ニ而、困リ居申候、依而村町指出、檢断肝入之方ニ而商売仕候様、村方へ相触候事なれ共、且而持出候者も無之、買人も一円無之候、

上方表、殊之外御公義御手入嚴重ニ而、三ヶ津ニ而も、袖口ニも絹不相成、依而糸・紅花買人無之故、新花諸国共ニ不売、下落と計り申候、最上も四駄百兩ニ而買人なし、当国も五駄正金百兩ニ致候而も、壹駄ニ正金七兩之御切替損金在之候故、廿七兩位ニ相成候故、買人未相出申、糸之方追々承へハ却而、紅花より用在之間敷、下落可仕様子也、誠ニ去年より当年之成行ハ、改曰無之高下也、依而一統之損金ニ相成候、生糸之御切替金、壹箇ニ付□五兩ツ、同札五兩ト切替□□故、五兩ハ損金と見詰、如此拾人衆之持ニ而、御分領中く、りニ相成、殊更迷惑致候、紅花も一円買人相下り不申、手形ニ而貳百七、八十匁と申事候、

五月より六月中、至而不氣候ニ而、既又今年も凶作可相成様子ニ而、大ニ案し、心配、尤米穀之類、追々引上、一円市中不相出、若柳ニ而札ニ而九升、金沢・一ノ関七升より六升位、当町七升、氣仙沼五升、千厩辺六升五合、然ル所ニ、既土用明より日和続、七月初残暑甚敷、依之稲大ニ見直り、立直シ、俄ニ出穂、七月十四日迄ニ稻六分通り相出、漸々安心之姿ニ相成候、併麦ハ半作ニ不相成、稻も六分通

リニ外参り申間敷様子、盆詰一統米引下ル、

一錢 五百文より上四百八十文、四百六十文迄、

一江戸上野新御廟向御靈屋御普請被為仰蒙、依之、御領内中御手伝割被仰付候、

金高凡拾万兩也

御一門様初、三ヶ壺、四ヶ壺御割合、

百姓方、人頭ニ正金ニ而半切ツ、高壺貫文ニ壺切半之所、六分五り位ニ当ル、小割ニ致候得ハ、聊之事ニ候得とも、極御難渋ニ而、御役人而度々御用金、百姓一統難渋相及候、七月廿日迄相納候様被仰付候、依而肝入・組頭、夫々正銀切替手配、五枚三、四分之所、六枚壺歩と相成候、依之諸商ひ無之、尤盆詰市一統立不申候、去年ハ札納ニ而、痛薄候、御城下表も御用金ニ付、轟々と難義之由申來候、

大之所ハ、正テ三百八十兩より段々、南方廻御郡辺ハ、米之場ハ米ニ而被仰、外ニ市中買過分ニ御割合被仰付候よし、

此度正金上納ニ付、在々切方混雜、六枚半迄、七月廿日半
金も納候様被仰渡、同廿三日迄ニも納り不申由、当町村之
分正式百五十切、右切替方、手前へ被相頼、手配いたし、
早速廿日廿兩相納、残廿三日納、壹番通り之手配、正金銀
之世なれハ、五十兩、七十兩ハ聊之事ニ候へ共、通用ニ一
金も無之、悉く札計り之世中ニ相成、正金銀ハ誠ニ以不足、
無之、他国より風と参り受取候分、又ハ多ク馬喰岩沼売之
金杯計りニ而、馬喰ハ近年札買、正金売切替之折ニ而、大ニ
利潤ニ相成候事、

一 当月初より、大暑日々引続、十五日八ツ過より雷雨、同夜
大雷、十六日日和、引続大暑、難凌、廿三日迄雨無之、近
年ニ無之上残暑、依之、田畑作毛殊之外立直り、此節一字
出穂、尤新焼米相出、沢田共ニ出穂いたし、近年無之上作
ニ相見へ、人々大ニ悦ひ、午年之作より宜候由相咄申、依
之、御手伝金も、とふニか指略致、相納候様ニ相成候、益
前所々之容子ニ而ハ、既ニ百姓^(一揆)壹騎も起り可申、密々唱有
之、如何と案し候所、豊作ニ相成候ハ、騒も相出申間敷
候、

一生糸・紅花、只今ニ他国よりも、御城下よりも、買人と申
ハ壹人も無之、何分ニも売可申様無之、大ニ損ニ相至り申
候、今年之買上り糸ハ、札壹兩ニ糸四十匁、此節之直段位
付ハ六十匁と申物、紅花ハ、札壹兩ニ三百目と申、壹駄札
百兩上り、正金廿兩と申物ニ候得共、御切替彼是、正廿七
兩上りニ相成候故、買人無之、尤御公義嚴敷、前代未聞之
不売と申候、糸も正壹兩三百目位、未買人無之、珍敷年ニ
相成候、壹箇ハ正金三十兩ニ不相成候、是も正五兩御切替
相入候得者、三十三兩位之物と相成候、

加州粟崎之長者

木屋藤右衛門

同 悴 藤藏

手代 佐兵衛

右三人、異国江交易致候義、不届ニ付、当三月十八日直々
金沢様桃沢ニ而礫ニ被相行候事、

所持之品并在合金高

一小判 金百拾九万式千兩

一歩判 金廿七万貳千兩

一大判 金七千九枚

一小玉金共 八千貫目

一丁銀 六百八十貫目

此金拾万八千兩也

一米 貳百拾万七千石

此金貳百拾万七千兩也

一金延棒 数しれす候

一金之さへ配 壹本

右之通御改相成、先以加賀様へ御預ケ之由、

天保十三寅三月

同六月廿日被仰渡御趣意

一当年生糸・紅花御取行振之義ニ付、其条ヲ以申渡候、

一紅花 九貫目入壹箇ニ付

此引替金五兩也

此度糸・紅花共下落ニ付、又々御引替金被相減、如此、

同引替金 三兩壹分

直段ニ無之、正金切替指上候事也、

南貳郡

一紅花九貫目入 壹箇

此御引替金貳兩壹分

此度被相負ニ引替金壹兩壹分

奥御郡紅花九貫め入 壹箇

此引替金壹兩三分

此度被仰渡候引替金壹兩

一真綿九貫め入 壹箇

此引替金貳兩貳分

此度引替金壹兩壹分

一大まゆ拾貫め入 同

此引替金三步之所

此度壹歩貳朱也

一揚りまゆ 同入 同

此度改壹歩ニ成

一屑まゆ 同入 同

此度壹歩ニ成

右之通、他領出御引替金被仰渡候事、

来四月御社参ニ付、諸御大名様十万石已上之国主之分、御堅め場所付割被仰渡之写参候事、仙台様箱根、御先陣八片倉様、後陣小田原、三段三ヶ所ニ而、都合六十余人とす、か、様(確水峠) 碓井峠 薩摩様 甲州海道

江戸表も、金銀替り多く、通用も在、不通用も在之、国々ふれ合多し、御宝山金銀出不足ニ依、金銀持用并金具等、甚厳敷被相留候、

- 一 紅花、八月中旬より買人多く参り、札式百四、五十両より式百七十両、打留式百八十両位、五枚六分之札、正金百両
- 二 三駄迄ニ而相片付候、
- 一 生糸も、札五十五匁より五十匁、四十七、八匁迄、半高売、
- 二 〇 弥高直、御城下札ニ而三百五、六拾文まで、当地ハ九月初四百五十文、

当秋ハ日和続、一円嵐無之、近年覺無之上、秋田作上出来、

札下直ニ候得とも、当秋ハ正銀金相応ニ相見得申候、米ハ札下直ニ而、下落不相成候、当時九升壹歩、上麦三歩、紅花、荷数思之外不足、八・九十駄、生糸七十五駄位と相見得候、

札追々下落、諸商ひ六ヶ敷、損徳不分り、元来宜者者、仍損金多く、小前能相見へ候、

紅花ハ追々宜、正銀三十五、六両、七、八両

糸ハ望薄、十月半高金残り、正金三十七、八両、五枚七分、札ニ而式百拾兩位、

一 御城表(御城下)、十月初御触、札壹歩ニ代四百文より下直ニ通用仕間敷候、正金と而も、代式貫文より下直ニ売申間敷候と御触相成候、左候へハ、漸々四百文と御明□免御吟味相成候物と相咄申候、是ニ而あらし落付可申、併正金銀不足ニ而、如何とも困り、有者ハ損金極り申候、

南籙不通用、金壹朱同断

歩金通用宜、式歩、壹歩銀宜、

壹朱銀宜、金式朱も宜、

御触写

去ル巴・申兩度之凶歳ニ付、四民飢渴被為忍、三都初御備
金者勿論、御物置金までも被為出候上、余事之御遣方ハ一
切被相扣、御救助之義、壹扁ニ重御セ話被成下候得共、広
大之御領内、御行届被為遊兼候間、手形御遣増之上、被相
及丈之儀ハ御セ話被相尽候処、右手形之位、段々引落、一
統致迷惑候事ニ相聞へ候間、此度御吟味之上、左之通被仰
付候、

一 正金銀壹歩ニ付

代相場式貫文

但、式貫文已上通用ハ難成、右より已下通用ハ御構無
之候、

一 壹歩手形壹枚ニ付

錢相場四百文

但、四百文已下通用ハ難成、右より上ハ御構無之候、

右ニ而五枚壹歩ニ成

一 改正増印在之手形者、是迄之通、正金銀同様通用可致候、
是ハ至而少シ

一 諸上納金代も、右之割合を以可相納候、諸渡物も同様之
割合を以被渡下候、

一 自分借財、質物等預り、都而御触出以前之分ハ、双方是
迄之通を以、取引可致候、

前条之通、無滞通用可致候、万一内相場相立、違犯之者在
之候ハ、御糺明之上、訖度可及御沙汰、尤覺悟外重御仕
置被仰付候義も可有之間、此旨兼而之通可相心得候、已上、

十月十日 大藏 監物

右御触、十月廿日当町相廻り申候、

拾三寅十月也、

又御触

御城下在々旅籠屋共、旅代高直ニ付、諸人及迷惑候事ニ相
聞得、不相濟義候間、此度御吟味之上、引下候為相立可申
候、尤茶屋々々食物等、何分下直ニ為商可申事、

一 諸職人を始、諸人足雇代過分取候事相聞へ、不届至極候
条、早速より日用取相下し可申事、若不相改、高日用取候
者在之候ハ、雇候者より可為申出候事、

一 此度御吟味之上、正金銀并御手形相場被相直儀ハ、別而相
触候通ニ候間、諸品直下ケ之義、大肝入、肝入、検断、稠

敷撮当、正札ニ付相成候諸品之分ハ、当分仙在共ニ、正札付ニ而為商可申候、若不相改候ハ、仕入元より御吟味之上、本人者勿論、役付迄嚴ニ御吟味、覚悟之外、重キ御仕置被仰付候事、

右之写通被仰渡候間、各其心得可令吟味、撮当、右ニ付而ハ、御役々も被相下候事ニ被仰渡候間、万一油断不相改居候而ハ、御召捕ニ相成候間、各組合毎ニ小前召呼、御ヶ条之通、旅籠代并茶屋物、諸職人、諸人足 雇代、諸商売物、正札之儀、草履、草鞋等至迄、万物直段相直候様、折入首尾在之、銘々書立を以申出候様可有之、此段申渡候、已上、

十一月四日 仮検断

弥右衛門

肝入

及川芳一郎

組頭衆中

右ニ付、万物算用致、仲間ノ寄合吟味、直段を下、五枚正金壹歩、札壹歩ニ四百文之わり、直段下ニ致候得共、

追々嚴敷、奥筋四方へ御小人目附、其外御役人様、隠者等

ニ而御手入相成、御城下川原町ニ而、廿四文之（カ）のゆ・か

は焼屋等、莫大之錢取致候ニ付、御追放等ニ相成、甚敷事

ニ而、皆々俄ニ書上致候所、十一月十五日千厩御会所江郡

中寄合、商人中并飾職人御呼出、御郡一統之御吟味ニ而書

上相成、売物都而店々正札付ニ而売方、（草履）草り、（草鞋）わらし、

（菓子）菓し等迄、正札付ニ相成候、何品共ニ俄之直下ニ而、損金ニ

相成候、五割より六わり相下り候事、全体正金通用致候時

之直段ニ売方仕候様被仰渡、如此、百文之物六十文位ニ成、

上料紙壹速半、秋迄売候品も、新紙より式速半より高直ニ

売候義不相成候、小売も式百文より高く不相成、

札壹歩ニ楮、上壹貫七百匁より式貫め書上候得とも、式貫四百匁売

候様、追々被仰渡、甚困り候事、

一とふふ六文 こんにやく願之上十五文

式寸三寸 四寸三寸 八文

一午房、にんしん、一切之物直下ケ書上、

薬種類も、式拾品程書上、

手前杯ハ、御城下御改則江罷登り、店々書上持參致、右江

引合、壺、式わりツ、見合、直段相印、書上之所、千厩江
罷越候所、大原之仲間北村屋、并千厩之鶴屋打合ニ相成、
手前之書上へ千厩鶴屋へ壺冊ニ致差上申候、大原ハ北方一
統之内江、壺冊ニ而書上致候、

当年ハ尤唐物追々引出、高直ニ而困り入候、近年唐船入不
足ニ而、高直、

此節、唐大黃ハ正銀六十五匁より六十匁、輕粉三十四、五
匁、

菓種之義ハ、深く御手入も無之、尤仙台相場へ元付、書上
致候得ハ宜、右ハ直段替り度々、極り無之、仙相庭を元ニ
立不申候而ハ、尤不分り之事ニ候、

一在々出産之諸品、町場々々江相出、商売致候様被仰渡、尤
在商人、此度別而被相留候、依之、商売無余儀引続之者、
町江家作致、町人ニ相成不申候而ハ、商売可致様無之、尤
諸町役相勤候事、依而当町江も五、六人相出候都合ニ相成、
全体凶年度々引続、依之、死亡之跡地多く、右へ新ニ普請
為致候御吟味、尤町場不盛ニ付、御吟味相成候、

依而、莫取引も町へ相出候事、当町上と下町両所ニ相成、
間屋と申事も重キ事ニ而、町中ニ望人多、先以当座ニ相立、
十一月廿八日より初り、在方へ相触候所、在方追々相出、
十二月八日市相応ニ相出、近村より百廿三拾俵相出、不残
売払ニ相成候、莫商人も十四、五人、諸商ひ御判やかまし
くなほり、一統判持之面々也、当町ハ寄場宜、莫商人も多
く、他郡よりも買人參候故、追々共ニ一先盛、相捌可申風、
千厩町当地より莫之品も落、商人無之、当分少々相出、至
而出不足、行ひ六ヶ敷相聞へ申候、北大原町ハ下形ニ而、
是又弥町場取引不決候之由、未花々敷取引始り不申、今年
ハ都而おくれニ相成、札五枚壺歩ニ被相直、定られ、諸事
江御指当り在之、

御上之御吟味、大ニ々々御混殺(混雜)ニ而、御年貢方未相分り不
申候、御代官様御下り御延引、十月より十一月中、十二月
初、此間迄御國中混殺、一円御取都方ニ不相成、御上下難
義之事、

清酒直段追々相願候所、此度十二月十一日御下知參り、

上酒壺升 百文

中酒壹升 八十四文

右之通、御領内一統売候様被仰渡候事、

御代官様御事、昨十日千厩御下着之由

都而壹割取商売仕候様被仰渡候、

市中米相場、当時追々下直、御手形金も一統不足、物下直
ニ付米も追々下ル、

一米 上地米 札壹歩ニ
壹斗一升より

一並米 壹斗貳升

一相応ニ相出候得共、札不足ニ而不捌、

一大豆 札ニ而貳切半
是も不捌

調 書上相成候由、

御国産方ニ而御買方相成候よし、

一当地之糶 札歩ニ五十把位

一 壹貫五百匁より壹貫八百匁

一 徳田、小なし、新沼辺

一 貳貫五百匁

三貫匁 五百匁也

段々

北ノ方四貫目位

一金ニ致候へハ廿貫目ニ成

奥玉より北方

五貫目位之見当

正金廿五貫目ニ成

覚無之下直、

錢も四百文ニ相成、此間緩々相出候事、

十二月五日御廻文

一 御年貢金銘

一 上納之分

一 小役代方金敷之分

一 諸役金

一 御本判金

一 諸御給人様五分一御役金

右之分ニ限り、当年三ヶ式被召上、残三ヶ壹八年延ニ被成
下、其他者五枚之割を以被召上候段被仰渡候事、

御給人様御取立相場

一米拾俵ニ付 正金拾貳切三分

一大豆拾俵ニ付 正金四切五分

但、右之内三ヶ式御御立罷成、残三ヶ壹年延被成下候事、

尚又金銘御年貢、小役、

御蔵入同断

一大豆も御買上ニ相成候訳ニ而、御調相成候分、勝手次第商売仕候様被仰渡候事、

一当冬、至而寒も暖和ニ候所、十二月六日寒ニ入、甚寒氣強ク相成候得共、日照、雪無之候所、十二月廿二日大雪、式尺已上、同廿七日大雨ニ相成、暖氣ニ成、尤もや甚敷、

一御蔵方御割合、色々混シ、御年貢并都而之御割合御延引、右ニ付、押詰之御取都ニ相成、甚やかましく候得共、何分物々御趣意ニ付下直、御手形も一向ニ廻り金無之、尤生糸売れ不申、奥方葺不売ニ而、上納物納り不申、役付中大ニ

難義、甚御用多く、小前難渋、当詰之様成事、覚不申候、一円市立無之、諸物売候、諸商人も無之、珍ら敷詰ニ候、

一御徒目附様并御小人衆、御郡々々江三人ツ、御廻勤之事、当町廿九日、大晦日御泊りニ而、元日御滞留、二日御出立、御廻村、依之町方年始礼廻り一統延ニ相成、二日御出立後相廻り、三日ニ年礼いたし、村方ハ御地頭様方御年貢不相濟候ニ付、御家中一統七日ニ御年始相成候事、

去冬、者寒氣も薄く、折々雨ふり、暖和之冬、

一米 壹斗壹升より式升

一大豆 式切式歩分五より五分迄

品不宜、直段不同

一銭 四百文 御定相成候而よりゆるみ、追々相出候ニ付、

一統引下、当町四百廿文さし引、越年相成候、

一ノ関より北方四百三、四十文、去年中途御手形沢山ニ相見へ申候所、冬ニ相成、至而不足、何方共ニ不足相成、大ニ不通用、借貸質屋ニ而も取、かし不申候、不通用相成

候、商売方御趣意ニ付候而も、御手形ニ而も六ヶ敷世ノ中ニ
而、追々之損金ニ相成候、

天保十四癸卯年

正月元日、御徒目附様并御小人衆御廻勤、御滞留ニ付、年礼延、二日・三日、御家中ハ村方不納ニ付、七日之礼、

同十一日大時雨ニ而、暖氣、大雨ふり、所々破損、正月より二月中雪あれ、日和無之、折々雨、不天氣、

去十二月廿二日、雪時化之節、塩釜宮御山ニ而、からす五百疋程死亡致候事、（不思議）壹ツ之不慮義也、

正月廿日頃より、西の方より巳方へ白氣立、暮六ツ過、五ツ頃大ニ現れ、にじの如、白木綿引たる如く、はた雲とも相唱へ、光ニ水と云字在よしニして、東之方薄し、四ツニ至り、南部ニ而ハ赤く見得申候よし、一円ニきひる、誠ニふしき成物ニ而、取々と噂さ致居候所、御城下ニ而ハ、御

城山より立登ると申候故、御上下とも大ニ不思議いたし、天文家、学者、易家、色々御城江御呼出、御吟味相成候由、國中一統取々噂さ、然ニ江戸表ニ而も見候由、同表も色々取々之評判在之候、併何も能キ噂さ無之、凶之印と申事ニ候、二月中毎夜相出候、右寛文八年ニ在之、年代記ニ相出居申候、白氣さほの如く西ニ立と在之、其頃矢張り世中変事ニ成、

一松前より御早、江戸江追掛々々三度登り、唐船多く参候所、箱館之御城并城下石火矢ニ而焼候ニ付、騒動致候よし、阿蘭陀より通用之海辺、一昨年より兵乱在之、唐船近年難通り、尤海賊多く而、日本へ参候船至而不足、依之、追々唐菓不足、此節甚高直相成候事、

一御上様、誠以御難渋ニ而、又々御城下御貸上可申、御手伝金被仰渡、正金ニ而壹万両、御城下町々江御割付、当月初被仰渡候事、奥御郡へも被仰付候由、未被仰渡無之候、

近年御手形札直段崩れ、五枚壹歩通用相成、福者之分ハ一

統損金ニ相成、其上ニ而御用金、調達志願等、年々度々被
仰付候ニ付、国中之福者一統困窮致、誠以乱世同様之世ニ
相成、歎ケ敷事候、尤近年数度之凶作、依之町場も焼失い
たし、無類之折節ニ而、生かいても無之と申様、何事も無之
大平正金銀之世、羨しく人々咄合候、此末如何様可成候
哉、難計候、

当年者、天明三飢饉の年ニ相当り、癸卯也、人々少々噂さ
致候候、併春中不天氣統候間、夏ニ相成候ハ、氣候能可
相成哉と存候、

一 諸品仕入六ヶ敷、売先も厳敷、依之、御城下并在々共ニ品
不足無之、糸・綿等も、此節御城下ニ而売不申、都而商売
休同様之事、生糸も一向買人無之、未一字片付不申候、全
体諸国共ニ、御公儀御政事厳敷、糸・紅花共ニ下直、糸ハ
弥々不捌ニ而、国々之糸矢張不売、損金ニ相成候、当時札
百八十兩位御城下直段、

一 春ニ相成、当町二月廿八日市日、

一米 地 九升位より壹斗壹、式升

一大ツ(大豆) 去冬式切五分

此節追々引上、式切七分ハ下物

上三步

米、大豆共ニ願上候得ハ、地売御免ニ相成候得共、御運上
ハ正金ニ而、前以不納候而ハ、御通帳御免不相成候、米ハ
六ヶ敷、大豆ハ御城下拾人衆、御国産大豆百石ニ付正金七
両之わり御免なれ共、前以上納買方故、地元ハ未川下ケ不
相成候、甚六ヶ敷候、

一 錢者多く出廻り、当地辺より奥方安く、四百三拾文より四
百四、五十文、依而売方わり増願相出し、併去冬厳敷被仰
渡、直段書上候得共、春ニ相成、詰より守り不申候、夫々
わり掛ニ而売申候、

此節、御手形、此辺ニ不限、一統不足致候、正金銀ハ尤無
之、壹朱銀、南鐐ハ未通用不相成、御指留ニ相成居申候、
大古之式匆七分在之、南鐐ハ近年相出候、式匆之品より目

形在之候ニ付、江戸江為登候得者、壹割増切替相出申候、

一金銀貸借利足之義、廿五両壹歩を以通用致候様、御公儀より御触相廻り候事、乍併、当国ニ而ハ正金銀ハ不及申、此節御手形さへ追々不足ニ成、至而金廻り無之、尤近年ハ札壹歩ニ拾文、利足ハ無之、十五文、廿文位迄取引、十両壹歩ハ並方ニ在之候、

五月錢相場四百五十文迄

一米 追々春中より不出、

九升札壹歩

一大豆 三步弐朱、壹両迄

四月初被仰付候金子ハ、当御年貢之先納金として、東山南北より正金五百兩程被仰付、当方江ハ正米ニ而被仰付、依之米不足、当地も氣仙沼

新ハ八升三盃位

右先納金、聊之高ニハ候得共、正金納ニ而甚困り、色々と村々相咄候得共、相納候所、正物不足、馬喰之金多、右ニ

而六分通正金納ニ、残分ハ御金夫江、肝入手前より相頼、御城下ニ而切替、相納候都合ニ而取都相成、札納ニ而相濟不申候、如此迷惑、甚御不相当之事ニ候得共、御上之事ニ而、不及是悲候、内事引替五枚七、八分、

当四月十七日、將軍様日光御社參、御滞無之被相濟候由、是迄ハ久敷被仰出候計ニ而、御社參無之所、此度ハ御社參ニ相成候由、御道筋ハ甚迷惑之事と相聞へ候、拜見ニ參候者も在之候所、一円ニ拜見相成不申候もの之由ニ候事、前々噂在之候へ共、屋形様箱根御出張ハ御免相成候由、當時御国御在城之事、

一生糸多く残り、辰新之節ニも相成候間、四月中一統御城下へ出、売候所、百八十両、百九十両位まで、追々買人無之、残り片付不申候、上方共ニ不印、

一五月十二日、初田植ニ候得共、節句より初り候、十弐、三日ハ多く在之、当年ハ余程後レ年也、折々雨ニ而、水相応也、廿二日（甲子）のいね、日和、廿四日曇

り、きり、

一六月朔日曇り、冷氣、

当年ハ九月閏ニ而、大ニ時節後レ、尤冷氣勝、雨天多シ、

六月十日頃、蚕庭子最中、桑不足、大ニ高直、五枚壹歩之

札ニ而、町買桑五、六貫めより四貫め、

近年ハ蚕師利在之候所、当年ハ桑金ニ外相成不申候見詰、

生糸去年物、蚕前ニ漸々御城下へ為登、売申候、壹箇ニ而

札金百九十兩より百八十兩手取、正式切替、役壹箇ニ正金

三兩ニ而如此、糸持人大ニ損金ニ成、

六月十三日

一米 八升 此節不出

一錢 四百四拾文

一大豆 壹兩位去冬式切よりニ而無之候、

米不足、氣仙沼六升壹歩、

一長雨天ニ而節後、當時至而東風ニ而、冷氣甚、無覺速年柄(就中)也、尤天明三卯凶年ニ相当り、人々心支致候、

一御上様、極々之御難渋ニ而、毎年之御手伝金被仰付、当年ハ先納正金ニ而被仰付、少々ツ、わり合相納候、是ニ而切替五枚七分迄、四月中納、又六月組抜中江御用金、其外百姓上民江被仰付候、

一御公義より金利之義、廿五兩壹歩ニ通用御触相成候ニ付、御国御触も同様ニ御触相成候所、當時之札ニ而、壹歩札ニ廿文位より拾壹文、十兩、壹五兩、壹迄取引致居候間、右之御触ニ而、殊ニ貸人無之、不通用ニ付、又々御城下表御下知ニハ伺上候ニ付、札通用ニ候間、十兩分江ハ壹歩之利、廿兩以上ハ廿五兩壹歩ニ取引仕候様御下知相成候由、代百文ニリ三文と申参候、右ハ公義御触共ニ、下直ニ而、質貸并借貸等不通ニ相成候故、右之通御下知相成候事ニ相聞へ申候、

一御上ニも、弥々金主御用達無之、御領内江、御月割御用金、

此間被仰渡候事、毎月差上候様仰渡候事、

一当年蚕、桑高直ニ而、高上リニ相成候上、一統不当リ、損金ニ相成候、併割合よりまゆ直段高直ニ売、正三十三兩位之物、然ニ公義之御制事厳敷、糸下落ニ付、まゆ買方一統見合ニ相成、休人多し、蚕前古糸正三十五兩位、

一六月廿三日、土用ニ相成候所、是迄毎日きり雨、東風ニ而甚冷氣、日和、暑氣無之、綿入・裕等ニ而暮候、長時雨ニ而、麦も思之外不宜、豆も赤相成候様子、稲引立兼、むし付候所も所々相聞へ候、巳の凶年ニ等しく、此通ニ而ハ、当年も無覺速候、甚不安心、

一米穀元不足、此間追々高く、若柳も此節八、九升迄引上、但札売歩ニ当町直段ハ七升、米ハ無之候、

廿五、六日折々小雨、廿七日より本日和ニ相成、廿八日上日和、乍併、暑氣ハ薄く、夜分冷しく、

一御城下表も、此間迄之冷氣、不氣候ニ而、大ニ騒ぎ候よし申来候、

七月ニ相成、弥々日和続、暑氣強く相成候ニ付、稲も引立候ニ付、漸々人氣能く相成候、六月中之様子ニ而ハ、当年も既凶作ニも可相成と不安、相騒ぎ候所、大暑引続、日和ニ而、盆詰市も心能、併金銭無之、不景氣、土用明ニ相成候而も、弥々暑氣殊之外強く、廿年以來之暑氣、折々夕立雨ニ而甚宜、廿日盆余程稲相出申候、暑氣之様子至而若く、尤節之後候年ニ而、如此暑氣も後レ、

江戸表御趣意、御政事弥々嚴重、町人共麻（手カ）ウ紬之外、絹類一切袖口ニも不相成、其外御家人、御旗本江も御手入嚴、他国より相出住居之者、是より不相出候由被仰渡候事、右ニ付、絹布類弥々不印、糸も下直、御城下残荷廿駄も在之候、併新糸出来、札売両ニ当地ニ而五十五、六匁、七、八匁位取引、正金売両ニ上三百匁余ニ当り申候、前代未聞之下直、紅花違多く、至而不足、奥仙七十駄位外相出不申、照花ニ相出申候、併最初式百式、三十匁より初、百六十匁

位迄、七月廿日最上衆追々参り、正金四拾兩位ニ相成候、不足成年ニも、あらく、売仕舞ニ相成候、

一当年夏、糸・紅花之御仕法又替り、御郡方持ニ相成、前之通地元ニ而御首尾合致、何方へも相出候様、買方差掛り被仰渡候、併壹駄ニ付御仲迄入正三兩、糸壹固（箇）、正月三兩と申事ニ候、

糸取人、当時五十四、五匁之上リニ而、一円利潤無之候、

一上々氣候ニ相成候ニ付、追々米穀相出、下直相成候、併元余慶無之、尤札ニ而売兼候者も多く無之、格別下り不申候、

一極御難渋ニ付、六月中先納より又御月割等被仰渡、次ニ御貸上之義被仰渡候由、是ハ未御割合無之候得共、其外上納物多く、尤金高余慶ニ相成、誠以下々上納致兼候風相見得、何分役掛りハ困り、尤富家、錢立廻ル者ハ、甚相痛、不安心之世の中ニ而、無申計候、組抜中も一統御用金、盆前ニ被仰渡候、札ニ而三十兩、五十兩と申上候、

七月廿二日より冷氣、雨、此間不天氣、廿二日（丙子）のへ子、曇り、小雨、廿五日寅ノ日、曇り、少しきり雨、廿六日上り、廿七日又々大暑ニ相成、稻花最中、当月中日和なれハ、一ウ花入ニ相成可申、先以安心、豊作之見詰ニ相成候、何レ六月中之様子ニ而ハ、六敷年ニ相見へ申候、江戸辺も、同様ニ而騒候由申来候、同じく日和ニ相成候由申来候、

一金利之御触、御公義より廿五兩壹歩御触出、其後弥々質屋

中并貸借、一切位質代無之、休候ニ付、

一御手形金拾兩（壹ケ月）已下 拾兩ニ付壹歩利

一廿兩已下 十五兩ニ壹歩

一三十兩已下 廿兩ニ壹歩

一百文ニ 三文利

三十兩之余者、被相定候通、廿五兩壹歩也、

右之通取引通用致候様被仰渡候事、

此度、糸・紅花、地元江被相任、御郡方取都、前々之通ニ相成候、併御城下凶年之節、御救助方御借受相成候金、御

返濟ニ相成候為、近年御城下捨人衆持相成居候間、地元ニ而御改相成、紅花壺駄正金貳兩貳分、奧花ニ而、糸壺箇同断、

御役下役、千厩ノり役貞三郎様相廻り申候、

一江戸表、御政事嚴重ニ而、紅染迄も可被相留様子ニ而、糸・紅花共ニ下落之所、追々諸国駄不足ニ而せり立、当地作元貳百三十匁より百五十匁迄、最上衆此間参り、当地も正金四十五兩ニ売仕舞、相応之利ニ相成候、糸も思之外高く、札兩ニ五十式、三匁位、割合ハ五枚五分位、追々他国衆正金持入、此節御城下共ニ緩ミ、五枚四分位ニ相成候、

一からし上作ニ取納、下直、壺俵札五切位より半

一紅花ハ又々買留、不印と相成、残花売不申候、

京都表、木綿染ニ而も美々敷紅染不相成よし、被相留候ニ付、紅花買入休、大下落、既十五兩より廿兩程落ニ相成候事、

一当夏、六月廿六日より日和、照ニ相成、一円雨無之、八月十二日迄悉く照、暑氣強き事三十年已来無之、四十年来暑氣と申唱候、珍敷暑ニ而、農事之働キ難成事ニ候、昼夜之引続ニ而、甚難凌、追々病人不少、小兒多病、暑氣当り、又ハ利病多し、

右ニ而、葉種類相応ニ売申候、

依之、田作大ニ宜、上々作、近年無之農作ニ相成候、折々少し雨在之候得とも、数日大照ニ而、土中へ通り不申候、既ニ畑物、萁、大根、そは抔かれ可申之所ニ、八月十三日より十四日、兩度之相応之雨ふりニ而立直し、大ニ宜相成候、十五日日和宜、十七日又曇り、小雨在之、是より冷氣ニ相成、廿日朝夕格別冷氣ニ成、今日相応之風、是まで一向ニ風無之、五十日余之大暑、照込、珍敷、乍併、雨乞不致間ニ合候、土中水氣在之候故、草抔ハかれ不申哉と咄申候、

追々米下落、當時札ニ而壺斗位、上物九升、

錢 四百四五十文

料紙 此節不足、高直、
上々品札壺歩ニ壺速半より三、四分、

大方 式帖式、三分
当年か^格うす上作、追々料紙類下落可仕候、

閏九月朔日夜より雨、風、

二日大雨、暮ニ晴、大水相出、当町夥敷水押、近年無之大水、前田川橋々の上を式尺程越流ル、其外新地橋、高合、

大平はし、ゆい川はし、一字落申候、

黄海辺、北上川共ニ大水ニ成、田畑共ニ水おし、稲早かり

之分ハ流し、未かり仕舞不相成候、大豆も畑ニ而水押ニ相成、痛申候、

当年ハ川筋通筋、式、三年分も取候様ニ上作ニ相成、悦居候所、此度之水ニ而、大ニ相痛申候、

莫杯ハ不作、片照ニ相成候故、大ニ不同ニ相成候、

新屋形様、先九月十九日、江戸御登被遊候所、極々御難渋

ニ付、色々御吟味被相尽、悉く御儉約ニ而、六万石之御身持ニ而、御供勢殊之外被相減、御登被遊候事、

一 黄海の関田大肝入岩淵藤七郎殿義、上川肝入安左衛門、金銭引張之沙汰ニ付、九月廿三日兩人共ニ御追放ニ相成候事、大肝入之御追放、珍敷事ニ而、痛入候事、凶年以来大ニ金か溜り、金子調達、永々大肝入格ニ相成候所、扱々気毒千萬之事ニ候、

近年札ニ相成、御役人中ニハ色々之事共多く、

一ノ関御知行所肝入衆中、取越之沙汰多し、

御領内之御役人、半高ニ被相減候よし之事、

閏九月ニ成、錢四百廿文ニ上ル、御城下も正金在之、札不

足ニ而、五枚四、五分、錢四百文、

三分ニ成、

当秋ハ麻も下直ニ相成候、上札両七百迄五十迄、

呉座も下ル

一当年之作、七月照込^三而、上々作と相咄候所、取納見候所、七分通之取納、思之外不宜候、米不出^二而、下ケ不申候、

御用被相除、江戸中悦ひ候由、閏九月十五日出申来候、

一似^④金銀錢之義、嚴敷被仰出、

十月九日大雪、寒も早く参候、大こん摘不申候所多し、十八日市

右御制札、公義より被仰渡候物ニ候哉、東山も所々被相渡、当町江も壺枚新ニ被相掛候、

一米 壺斗 札^二而

十月十九日

一大豆 三步位

一^① 四百廿文

十一月二日冬至ニ入、夫より至而暖氣、冬至前十月廿日前より大雪^三而、大ニ寒氣強く、十一月十一日より又寒氣ニ

閏九月初、肝入及川芳一郎殿、仮大肝入被仰付候事、

成、

同廿四日、跡仮肝入役喜平治江、御代官様より御呼出^二而

被仰付候事、

此間米出石在之、壺斗一升より壺斗式升迄、

一又以、諸品下直^三商売取引致候様、嚴敷被仰渡候事、秋中

十二月初より、又々米不出^二而引上、

登米町^二而ハ、科人多く相出、福七ハ^取やつ子^二相成候、

一米 地 壺斗五合

一近年御発向御威勢強キ御老中水野越前守様、御用御免被相

一^① 四百三十文

除候由申来候、御趣意嚴敷、悉く御手入被成置候所、却而

不宜事^二も候哉、御旗方衆数拾人^二而打こわし^二相成候由、

御上三而御金不足、御買米為成兼、商人江少しツ、他国壳被相免、他国衆取組、市中買為登相成候故、南方米直段引上、右三付、当地へ参り不申候、不足、

当暮ハ一統困窮ニ相成、町々・御國中不景氣、詰之商売無之、誠ニ不盛也、

御郡御指引相庭

一米 正金ニ而拾切八分

一大ツ(大豆)ハ拾俵ニ付四切

右ハ米之方至而高く、大豆至而安く、

御代官様御下り御延引ニ而、肝入中取立方大ニ延引相成候、

十二月六日御着、十七日頃より取立ニ相成候、

今年御取都、五枚壹歩之割、一統迷惑、一円上御物成御取立、併先納御月割差引相成候へハ、当郡杯ハ残上納聊之事ニ候、

正金銀、他国衆米金ニ而参候故、此辺迄も参候得共、五枚掛ニ而遣候故、札も至而如錢ニ而逼迫致候、夏中五枚六分位、十一月頃四枚八分迄、此節五枚ニ相成、御定之割合ニ相成候、

天保拾五年

正月替儀無之

御手形^{壹歩}二
一米 壹斗

一◎ 札四百三十文

一大豆 同三切半

メ

米穀追々引メ、当方者御免米、又八町中買御免等在之、他
国・江戸衆多く相下り買方、為登相成候、何も利潤ニ相成
候様、右ニ付、当地辺も八升相成候、

当年ハ、春之早き年ニ候所ニ、二月初より中旬大ニ暖、夫
より大ニ寒ニ相成、又三月中旬暖氣、又寒く、田植ハ四月
中旬之年ニ候得共、不天氣続ニ而、苗至而不宜、苗留、四

月晦日より田植ニ相成候、然ニ仕事不手廻ニ、殊ニ三月よ
り四月不天氣、其上五月壹盃雨天、不氣候ニ而、至而冷氣、
右ニ付而ハ、今年も凶作可仕哉と、追々米穀引メ、当地ニ
而札壹歩ニ七升と上ル、一統ニ引上候、然ニ江戸表共ニ不氣
候ニ而、米穀引メ、両ニ六斗四、五升迄上ル、仙台米買入
候者ハ、倍、五割商ひ相成候、

六月五日用土用ニ、昼九ツ、八ツ間入、五月廿五、六日より
晴、暑氣ニ成、

六月朔日日和、暑し、五日用土用より殊之外暑く、日和続
ニ而、大暑ニ成、依之追々米穀引下、買置致候者損金、併
元来売払ニ相成候米故、格別ニハ下り不申候、式升位之損、
八日雷雨、十三日雷雨三ヶ度、大雷在之、所々怪我人、焼
失多し、□□□

六月中大暑、所々ニ雷雨計ニ而、一円雨天無之、殊之外照
込、廿年已来無之大日和続、暑き、畑物ハ麦作より半作ニ
而、其外畑物至而かれ、不宜、田作計り宜相見得候、七月
十日迄ニ稲ハ壹・式分通り出穂、雨無之稲ハ出兼候、昨夜

少々雨ふり、何分難出、片ふり片照ニ而、都而上作ニ不相成候、

五枚壹歩之割故う「 「 「

此品至而不足「 「 「

一札も当時五枚壹歩ニ据候、

一錢も四百三拾四拾文

此品も矢張り不足ニ而不下、

一御上ニ而ハ、御台所御金主無之、非常之御苦勞ニ付、二月より先物御借上、次ニ又六月より御月割、去年より兩条共ニ倍合致、余慶ニ御貸上被仰付候、近年下々一統困窮之上、壹歩札ハ五枚壹歩之割ニ落候故、悉く困窮、難洪多ニ成、誠ニ六ヶ敷世の中ニ而、当時仮肝入も甚迷惑ニ相成候、大肝入衆又替り相出候、仏坂村肝入龜卦川安之助殿、大肝入本役ニ被仰付候事、此所至而評判不宜、

先年之通

御台所金主、升屋并墨彦相下り居候得共、御台方引受不申、少々ツ、御引当御用立ニ而、為登米等御免行ひ候事故、悉く御台所御金繰セわ敷、御年貢早穀等等九月初より被仰渡、十月皆済ニ被仰渡、薄衣御蔵へ御横目様并大肝入衆御

出役、セり立、六分通り上納相成候、百姓方甚敷難義致し、薄衣買納市中直段札七切迄ニ成、全体秋中他郡買納相願、三迫ニ而買納相成筈之所、同所ニ而も六万石之早石被仰付、他郡買不相成被相返、村々より正米ニ而相納候様被仰渡、俄ニ上納之訳ニ而、先ニ金子相納置候所被相返、甚難洪相成、依之御城下へ願、千厩永澤勇五郎、大庄屋より被仰付、召登候所、御上ニ而も御吟味有之、遠田郡買納御免被仰渡、御紙面被相出候、罷登跡ニ残分、遠田郡買納ニ相成候事、

青葉山古文書の会 会員ひとこと

鶴飼幸子

佐藤大介先生から皆川家文書講読会へのお誘いがあり、月一回ほどの会に参加させていただきました。皆川家の記録のうち特に、詳細な毎日の天候は驚きでした。また、家業の薬種商や、地域の農作業に関わる記述に興味をひかれ、今後の解読が楽しみです。

熊谷新一

初回分を渡されて読み始めたのは、確か二〇一四年一月のことでした。その時はまだ日誌全体の姿も、いつまで掛かるかも知りませんでした。かなりの時間、日誌とは向き合ってきましたが、七年も経つとは今更ながら驚いています。このようなよい機会に恵まれ、古文書解読の面白さを味わえる充実した時をもつことができました。

後藤三夫

「丸吉皆川家日記」の撮影、日が薄暗くなり始めても終らないあまりの分厚さに焦りながら撮影したのを覚えています。これだけの分量の史料を「撮影して読む」一貫した作業に関われた事で色々な面で鍛えられました。所蔵者も加わった万全の体制の翻刻チームでは団塊の世代の活躍が眩しく映り同世代として刺激を受けました。コロナ禍では早々とオンラインに切換え継続できたことなど学ぶ事、感動が満載でした。

竹内幸恵

私は日記原本の撮影から参加しています。丸吉家のご子孫である皆川龍一さんのお話もうかがうことができ、たくさん解説を聞くという大変貴重な体験をしています。

志田清一

小生受講の古文書講座の先生から「佐藤大介先生の古文書解読の手伝いを」と誘われ、安易に参加。仲間と膨大な日誌に取組むこと七年、「最初に取りかかった天保期の解読文を

刊行するから感想文を」との命。「古文書解読は、古文書が苦手な人にも歴史理解に役立つ」という思いで参加しており、またしたので、皆川様保有の「丸吉皆川家日誌」の一部が刊行されることは嬉しいの一言です。どうか皆様、膨大な日誌の今後の続編刊行も渴望して下さい。私、七二歳です。

佐藤大介

『丸吉皆川家日誌』、まずは天保時代までの解読文を世に出すことが出来ました。天保の飢饉下を生き延びた人、力尽きた人、それぞれの人生が詰まっています。一一年前のことや目下の状況と、どうしても重ねあわせて読んでしまう私がい

ます。

編著者紹介

佐藤大介 東北大学災害科学国際研究所准教授

青葉山古文書の会

鷓飼幸子

熊谷新一

後藤三夫

竹内幸恵

志田清一

佐藤大介

皆川龍一 (オブザーバー)

丸吉皆川家日誌 天保編

発行日 二〇二二年三月一日

編著 佐藤大介・青葉山古文書の会

発行 東北大学災害科学国際研究所 歴史文化遺産保全学分野

〒九八〇―八五七二 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉四六八一

電話 〇二二―七五二―二一四三

e-mail dsato@irides.tohoku.ac.jp

制作 蕃山房

〒九八〇―三二二六 宮城県仙台市青葉区落合一丁目四―一

電話 〇九〇―八二五〇―七八九九

©Daisuke Sato 2022 Printed in Japan

ISBN 978-4-991802-9-3 Coo21

本書は科研費基盤研究(B) 課題番号19 H01293、基盤研究(C) 20K00978
および歴史文化資料保全ネットワーク東北大学拠点における成果として、クリ
イティブ・コモンズ・ライセンス CC BY-NC-ND 4.0 国際的に出版および
Web公開¹⁾。

天保改也

天保改也

早

山

山

山

山

山

山

山

山

山

山

山

山

山

山

山